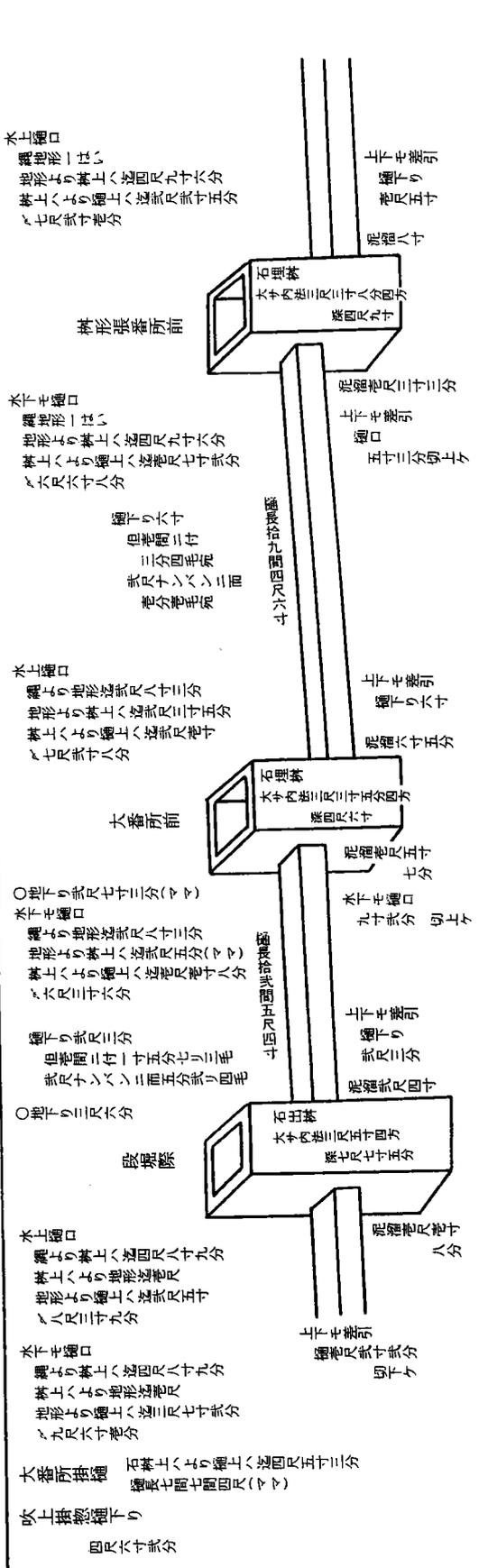
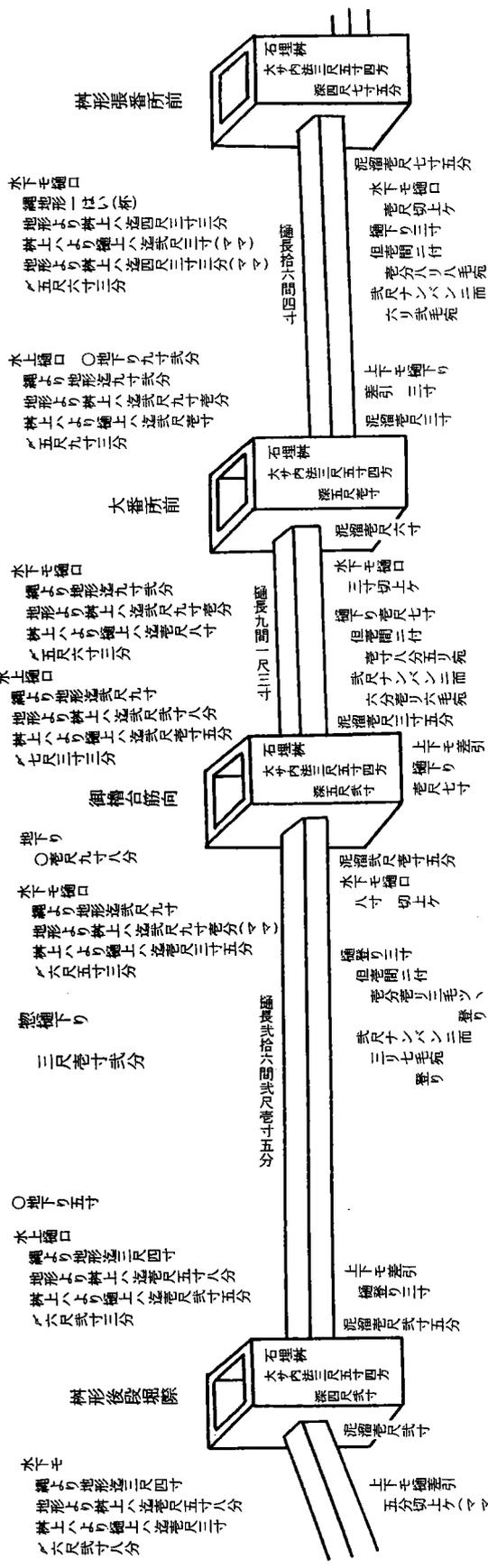
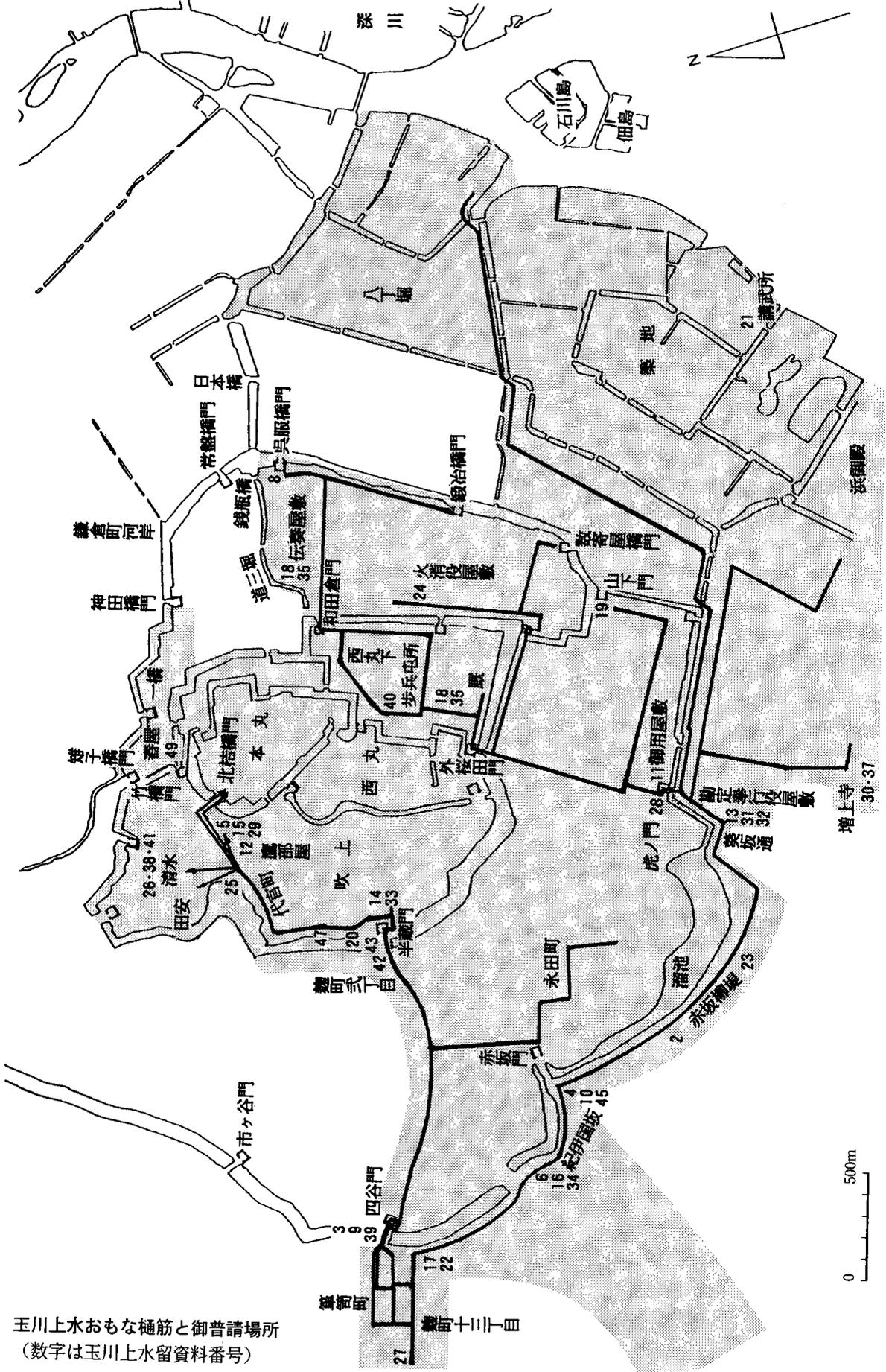


# 玉川上水の維持管理技術と 美観形成に関する研究

1999年

榮 森 康 治 郎	工学院大学専門学校講師
神 吉 和 夫	神戸大学工学部助手
肥 留 間 博	クオリ代表





玉川上水おもな樋筋と御普請場所  
 (数字は玉川上水留資料番号)

## 緒 言

玉川上水は承応3(1654)年、多摩川の水を上流の羽村で取り入れ、四谷大木戸まで約43kmを開削した水路によって導き、それより地下に敷設した石樋・木樋によって江戸市中に配水し給水したもので、神田上水とともに江戸の2大水道の一つである。

従来、玉川上水に関する書籍等はかなり多く見られるが、いずれも、創設の経過や工事等の概要を示すにとどまり、維持管理にかかわる具体的な施工技術、資材、費用等についてはあまり触れられていないのが実情である。

そこで、本研究は、現存する江戸時代後期の史料「玉川上水留」(国立国会図書館蔵)を精読し、主として維持管理の実際と江戸の美観形成に果たした役割を明らかにしようを試みたものである。

この調査研究は、1996年度、1997年度、1998年度の3か年にわたって財団法人とうきゅう環境浄化財団により助成金を得て実施した。助成援助をいただいた同財団に対し、深く感謝の意を表する次第である。

平成11(1999)年3月31日

執筆者一同

# 目 次

## 緒 言

### 第1章 序 論（神吉）

- 1.1 はじめに ..... 1
- 1.2 研究目的 ..... 2
- 1.3 研究方法 ..... 3

### 第2章 「玉川上水留」（肥留間）

- 2.1 史料の位置づけ ..... 4
- 2.2 御普請・御修復簿冊の構成 ..... 15

### 第3章 維持管理の体制と経理（榮森）

- 3.1 上水管理の変遷と体制 ..... 22
- 3.2 御普請・御修復の経費 ..... 30
- 3.3 材料用品の値段（単価） ..... 36
- 3.4 歩掛り ..... 36
- 3.5 水銀・普請金 ..... 42

### 第4章 維持管理の技術（肥留間）

- 4.1 日常の管理 ..... 47
- 4.2 御普請工事の手順 ..... 48
- 4.3 上水施設と維持管理技術 ..... 52

### 第5章 測量技術（神吉）

- 5.1 距離測量 ..... 63
- 5.2 水準測量 ..... 65
- 5.3 工事内容を示す絵図 ..... 72

第 6 章 水理技術（神吉）	
6.1 玉川上水の水理構造	73
6.2 水理構造の認識と水理技術	76
6.3 水 留	82
6.4 工事完了後の水理調査と定寸	84
第 7 章 美観形成（神吉）	
7.1 江戸城堀への注水	89
7.2 下水への注水	93
7.3 道造り	95
第 8 章 結 論	98
付属史料 「玉川上水留」	

共同研究者と執筆分担

榮森康治郎：工学院大学専門学校講師	第 3 章
神吉 和夫：神戸大学工学部助手	第 1, 5, 6, 7 章
肥留間 博：クオリ代表	第 2, 4 章 付属史料（集約）

# 第1章 序 論

## 1.1 はじめに

承応3(1654)年創設の玉川上水は、多摩川を水源とする、武蔵野台地と江戸・東京の住民の日常生活を支えてきた歴史的水利施設・社会基盤施設である。玉川上水は東京に近代水道が創設されると、羽村取水堰および開渠の大部分が近代水道の導水渠として使用されたものの、東京市街での石樋・木樋は破棄された。しかし近年、羽村取水堰から四谷大木戸にいたる玉川上水の開渠の部分（現状では暗渠部も多いが）を文化財として史跡指定する動きが具体化しており（平成10年には歴史的環境保全地域に指定）、そのために玉川上水の歴史的価値と保存活用の現在の意義を明確にする必要がある。

『玉川上水保存管理指針』（東京都玉川上水保全協議会編、平成9年12月）では玉川上水の価値が、1)歴史的価値と、2)水と緑の空間としての価値にあるとして、

1) 歴史的価値としては、

- 都市用水供給施設

- ① 生活用水、防火用水、泉水用水、堀用水、下水用水など多目的
- ② 江戸市中における都市用水供給施設として極めて重要な役割
- ③ 延長約43kmに及ぶ長大な土木構造物であり、近世初期における水利技術を理解する上で重要
- ④ 形態が部分的に改変されているが、かつての路線のまま連続して残存

- 近世農業用水等

- ① 大規模かんがい用水等としての役割

2) 水と緑の空間としての価値としては、

- ① 名勝「小金井（サクラ）」と行楽の場
- ② 武蔵野の風情
- ③ 身近な水と緑、緑道と清流の復活
- ④ 水と緑のネットワーク（東京都全体の視点から）

が挙げられている。

『玉川上水保存管理指針』の「保全の方針」の中には、「道路・橋梁等の整備に伴い、縦断して水路を暗渠にすること、又は縦断して水路上を高架道路とすることは、原則として認めない。」という項目もある。急激に膨張する首都圏にあって、交通網整備の一環として計画決定された道路の建設よりも、歴史遺産、水と緑のネットワークとしての玉川上水の保全が優先される時代になったということであろう。

玉川上水の歴史的価値が江戸への都市用水供給にあったことは万人の認めるところである。古代ローマ帝国の水道に匹敵するとの指摘もある。ただ従来、江戸の飲料水供給の側面のみが強調され、評価されてきた。近年の研究から多目的施設であったことが明らかにされ、『指針』はそれを踏まえ

た評価を初めて提示したことになる。

## 1.2 研究目的

玉川上水については既に多くの研究は行われてきたが、未解明の問題も少なくない。大名屋敷ほかの発掘調査、水道配管が描かれている龍野藩江戸上屋敷の絵図「西丸下上屋鋪図」（天保7年）の新発見等、新たな知見も増えている。その歴史的価値をより明確にする作業を続けなければならない。

本研究では、江戸時代後期の玉川上水の工事記録である「玉川上水留」全119冊（国立国会図書館蔵）を基礎史料に玉川上水の維持管理がどのように行われたかを解明し、さらに玉川上水が江戸城堀、下水溝への放流により江戸の環境浄化・美観形成に果たした役割を維持管理技術との関連で明らかにすることを目的とする。

「玉川上水留」は上水を管理していた幕府普請方の記録である。その存在はごく一部の研究者に知られていたに過ぎない。「玉川上水留」が世に知られるようになったのは、肥留間の『玉川上水』（たましん地域文化財団、1991年）が出版されて以降と思われるが、「玉川上水留」を利用した研究は神吉<sup>1)</sup>（1993年）、坂詰<sup>2)</sup>（1995年）等、ごくわずかであり、しかも一部が利用されているに過ぎない。本研究は、その全119冊を精読し、幕末における玉川上水の維持管理の全容解明を目指す先駆的な試みと位置づけられよう。

史料の年代は天保4（1833）年から明治3（1870）年である。これは玉川上水が創設されてから約180年後から始まる、江戸時代末期から明治初期に至る38年間である。したがって、経験の積み重ねとしての維持管理技術は最も発達していたと考えられる。

しかし、この間は将軍は家斉 — 家慶 — 家定 — 家茂 — 慶喜と代わり1868年9月、明治と改元されて265年余に及ぶ徳川時代が終焉し、維新政府の誕生をみる変革・動乱の時代でもあった。

天保4（1833）年は天保の飢饉が始まった年であり、米価が異常に騰貴し、全国的に打毀し（米一揆）が発生した。天保5（1834）年水野忠邦が老中となり、幕府財政の改善を目的とした貨幣改鑄を推進した。天保12（1841）年、老中首座であった水野忠邦は享保・寛政の改革に範をとったいわゆる天保の改革を実施する。しかし、幕府財政は改善されずこの改革は失敗に終わる。一方、日本近海には外国船が出没するようになり、嘉永6（1853）年6月にはペリーが浦賀に来航、幕府は経費を節約し軍事費捻出をはかる。安政2（1855）年10月2日には江戸と近国に大地震があり（安政の大地震）、江戸では火災を併発して、7千人余の圧死者をだす大災害となった。無論、玉川上水施設も大きな被害を受ける。安政5（1858）年、大老井伊直弼は反対論を押し切りアメリカとの修好通商条約に調印、続いてオランダ・ロシア・イギリス・フランスとも調印した（安政の五カ国条約）。

したがって「玉川上水留」を用いて、玉川上水の維持管理を論じる場合、この社会条件をまず念頭に置いて進めることとした。

### 1.3 研究方法

「玉川上水留」全119分冊を主たる対象とした。「玉川上水留」全119冊を順次閲覧し、その目録（記載内容、絵図の有無等）作成と分類を行った。次いで、国会図書館に史料のマイクロ写真に撮影と、紙焼きプリント作成を依頼し、

- ① 文書を解読
- ② 絵図の解読

を行った。

メンバー各自は以下の分担で内容の分析を行ったが、今回は地区の対象を江戸市内に限定した。

榮 森 維持管理組織・経理

神 吉 維持管理の測量・水理技術、美観形成

肥留間 維持管理の技術・手順・資材

なお、後には「神田玉川上水諸留」および「神田上水留」(いずれも国会図書館蔵)の一部も研究対象としたが、これらは「玉川上水留」の補足史料としての活用を目的としたため、必要部分の解読と分析にとどめた。

#### 参考文献および註

- 1) 神吉和夫：「玉川上水の江戸市中における構造と機能に関する基礎的研究」,(土木史研究, 第13号), pp. 177-191, 1993.
- 2) 坂詰智美：「幕末維新期の上水 — 管理機関の移管を中心に — 」,(専修法研論集, 第16号), pp. 35-76, 1995.

## 第2章 「玉川上水留」

### 2.1 史料の位置づけ

#### (1) 「玉川上水留」と「神田上水留」

「玉川上水留」は旧幕引継書の一部をなし国立国会図書館に所蔵されている。

本史料は一件につき綴じ込んだ書類に表紙をつけて、1冊か2冊の簿冊としてあったものと考えられる。国立国会図書館で補修製本されており、大部の場合には2～5分冊され、年号順に全119冊となっている。本報告では1件を1資料として《資料1》～《資料53》の番号をつけた。

周知のように江戸市内上水にはもうひとつ神田上水があり、「神田上水留」も同様に存在する。江戸の上水史料のうち神田上水関係史料目録（文献史料）を作成した若田部功は、「神田上水留」の史料価値をつぎのように評価している<sup>1)</sup>。

「内容は普請・修復に関するものがほとんどであり、幕末期の神田上水の普請・修復の状況を豊富なかたちで伝えてくれる。また興味あるものとして、慶応元年から慶応4年における水銀帳や普請金出銀取集帳があり、それらは神田上水の維持形態や組合の状況を考える際の貴重な史料である。」

ここでいう神田上水を玉川上水といいかえれば、この指摘はそのまま「玉川上水留」にもあてはまると考える。

表2-1に「玉川上水留」冊番号・《資料番号》の関係と表題、表2-2に「神田上水留」表題および表2-3に「玉川上水留」の地区別内容分類を示す。

表2-1 「玉川上水留」冊番号・《資料番号》の関係と表題

冊番号	資料番号	表題	備考 西暦年
1	1	箱根ヶ崎村狭山池助水堀通見廻役起立代替申渡一件 御普請方	1808～65
2-5	2	天保四巳年二月より同五年午八月迄 玉川上水赤坂柳堤田町三丁目より五丁目 井溜池端通共樋御普請一件 御普請方	1833～34
6-9	3	天保六未年五月より同七申年至八月 御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高榭其外共 御普請一件 御普請方	1835～36
10	4	天保七申年三月より 玉川上水赤坂紀伊国坂下人除矢来其外共御修復一件 御普請方	1836
11-14	5	天保九戌年正月より十月迄 玉川上水代官町土手上御本丸掛矢来榭式之樋樋筋御 普請一件 御普請方	1838
15-16	6	天保九戌年九月同十亥年四月迄 玉川上水赤坂紀伊国坂石樋御修復一件 御普請方	1838～39
17	7	天保十亥年ヨリ至同十一子年 玉川上水四谷御門外町方引取樋榭新規伏渡一件 御普請方	1839～40
18	8	天保十一子年四月 玉川上水呉服橋御門大番所掛樋御普請一件 御普請方	1840
19-22	9	天保十二丑年五月より十二月迄 御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門内外樋御普請 并四谷中簗筒町樋筋御修復一件 御普請方	1841

冊番号	資料番号	表題	備考 西暦年
23	10	天保十四卯年十一月同十五辰年二月迄 玉川上水赤坂紀伊国坂下石垣樋崩所人除矢来其外共御修復一件	御普請方 1843~44
24-25	11	天保十四卯年十二月ヨリ同十五辰年三月迄 玉川上水虎御門内御用屋敷掛樋榭并戸共御修復一件	御普請方 1843~44
26-27	12	弘化二巳年七月より十一月迄 玉川上水代官町通御鷹部屋掛其外樋榭御普請一件	御普請方 1845
28-30	13	弘化三年午閏五月 玉川上水虎御門外通入子樋榭御普請一件	御普請方 1846
31-32	14	弘化四年未五月より至十一月未十二月(ママ) 玉川上水吹上掛半蔵口御門前段堀内潜樋出榭共御普請一件	御普請方 1847
33-36	15	嘉永元申年正月ヨリ十一月迄 玉川上水御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来式之樋榭筋御普請一件	御普請方 1848
37-39	16	嘉永二酉年正月より十月迄 玉川上水赤坂紀伊国坂石垣樋内入子樋榭其外御修復一件	御普請方 1849
40-41	17	嘉永二酉年從正月至五月 玉川上水四谷御門外石垣樋内入子樋榭其外御修復一件	御普請方 1849
42-45	18	嘉永三戌年三月より十一月迄 玉川上水西丸下御殿掛并伝奏屋敷掛其外樋榭御普請一件	御普請方 1850
46	19	嘉永五子年三月 玉川上水山下御門掛樋榭御修復一件	御普請方 1852
47-51	20	嘉永六丑年正月ヨリ至同十一月 玉川上水代官町土手上迄御本丸掛樋榭場所替御普請一件	御普請方 1853
52-53	21	安政三辰年 玉川上水鉄炮洲築地講武所掛一件	御普請方 1856
54-55	22	安政三辰年四月より 玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋御修復一件	御普請方 1856
56-59	23	安政三辰年四月より十月 玉川上水赤坂柳堤通樋榭御修復一件	御普請方 1856
60	24	安政三辰年五月 玉川上水八代洲河岸火消御役屋敷掛樋榭并戸共御修復老件	御普請方 1856
61-62	25	安政三年辰五月 玉川上水代官町土手上清水附元榭其外御修復一件	御普請方 1856
63-64	26	安政四巳年從正月五月至 玉川上水清水附屋形構内樋榭并戸共御修復一件	御普請方 1857
65-69	27	安政四巳年六月ヨリ同五年五月二至 玉川上水四谷大通万歳石垣樋榭御修復一件 式冊之内式	御普請方 1857~58
70-74	28	安政四巳年從七月同五年年至十二月 玉川上水虎御門内外樋榭其外御普請一件	御普請方 1857~58
75-77	29	安政四巳年八月ヨリ同五年年四月マテ 玉川上水代官町土手上より御本丸掛矢来掛式之樋榭筋并御鷹部屋掛其外共御普請一件	御普請方 1857~58
78	30	安政四巳年十月ヨリ 玉川上水増上寺山内樋榭并戸共取繕一件	御普請方 1857
79-80	31	安政四巳年從十二月同五年年至八月 玉川上水葵坂通石樋并虎御門外通樋榭御普請一件	御普請方 1857~58
81	32	安政六未年六月より 玉川上水虎御門外山口丹波守御役屋敷掛樋榭并戸共御修復老件	御普請方 1859
82	33	安政六未年九月より十二月迄 玉川上水吹上掛半蔵口御門前段堀内潜樋出榭共御普請一件	御普請方 1859
83	34	安政六未年從四月至八月 赤坂紀伊国坂入子樋榭其外御修復老件	御普請方 1859

冊番号	資料番号	表	題	備考	西曆年
84-86	35	従万延元申年九月至文久元酉年四月	玉川上水外桜田御門外より西丸下御厩掛伝奏屋敷其外樋掛御普請一件帳	御普請方	1860～61
87	36	文久元酉年六月	玉川上水堀通代田村下北沢村下高井戸村分水口起立書抜并御勘定奉行より当時代田村引取無之候ニ付残歩丈ケ上郷分水口増樋掛合書 但野方堀通村々引取分水口鹿書品川用水三田用水分水口御普請一件	御金方	1861
88-90	37	文久元酉年九月より同二戌年五月迄	玉川上水増上寺掛并役寮掛共樋掛御普請一件	御普請方	1861～62
91	38	文久元酉年十月 同二戌年五月	玉川上水清水御屋敷内樋掛御修復一件	御普請方	1861～62
92-93	39	文久二戌年閏八月より同三亥年三月迄	御本丸掛吹上掛玉川上水麴町拾式丁目通其外樋筋御普請一件	御普請方	1862～63
94-95	40	文久三亥年十二月より元治元子年五月迄	玉川上水西丸下歩兵屯所掛樋掛御普請一件	御普請方	1863～64
96-97	41	文久三亥年從十二月元治元子年至八月	玉川上水代官町土手上通清水御屋敷掛樋掛御普請并清水御屋敷内北之方奥向御泉水掛樋掛伏下ケ一件	御普請方	1863～64
98-100	42	元治元子年從五月丑四月至	御本丸掛吹上掛玉川上水麴町貳式丁目より半藏御門外石出樋掛樋掛御普請一件帳	御普請方	1864～65
101-103	43	慶応元丑年四月より九月至	御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋掛御修復老件帳	御普請方	1865
104	44	慶応元丑年月九月	玉川上水町方水銀帳	御金方	1865
105		慶応元丑年月九月	玉川上水武家方水銀帳	御金方	
106	45	慶応元丑年十二月ヨリ同二寅年三月迄	玉川上水赤坂弁慶堀際下水掛樋掛模様替并町屋後除地附板棚其外共御普請一件	御普請方	1865～66
107	46	慶応二寅年月九月	玉川上水武家方水銀帳	御金方	1866
108		慶応二寅年月九月	玉川上水町方水銀帳	御金方	
109-110	47	慶応二寅年從十二月卯七月ニ至	御本丸掛玉川上水半藏御門内より西番所前迄樋掛場所替御普請一件	御普請方	1866～67
111	48	慶応三卯年四月	玉川上水御組合普請金町方出銀取集帳	—	1867
112		慶応三卯年四月	玉川上水御組合普請金武家方出銀取集帳	—	
113	49	慶応三卯年七月	玉川上水御呑屋掛并竹橋御門大番所掛樋筋御修復一件	御普請方	1867
114	50	慶応三卯年十月	玉川上水武家方水銀帳	御金方	1867
115		慶応三卯年十月	玉川上水町方水銀帳	御金方	
116-117	51	慶応三卯年十二月	玉川上水堀通分水筋合流掃流助水場所并福生村名主十兵衛呼井小川村引取外三箇所村々組合引取分水口場所替伏下ケ一件帳	御作事方	1867
118	52	明治二巳年七月 同九月	玉川上水源出水急破御修復一件 出水御修復一件	土木司	1869
119	53	明治三庚午年七月初度 九月再度	玉川上水源羽村出水壺式之水門堤水防并仮水門取建 ノ切堰入方一件 再度同所同断粹類取建ノ切堰入方一件	羽村土木 司役所	1870

表 2 - 2 「神田上水留」表題

冊番号	表	題	備考	西曆年
1	天保五午年五月より	小石川御門内松平讃岐守中屋敷南之方新規広道敷平均其外共一件	御普請方	1834
2-3	天保五午年七月	神田上水小川町御住居掛新規樋樹御普請一件	御普請方	1834
4-6	天保九戌年正月	神田上水水道橋外石川伊予守屋敷前より同所掛樋取附迄石垣樋御修復一件	御普請方	1838
7	天保十三寅年正月ヨリ三月ニ至	神田上水小川町錦小路石垣樋裏余垂板仕付仮養御修復老件	御普請方	1842
8-11	天保十五辰年十月より十二月十三日改元弘化二巳年七月迄	神田上水小川町錦小路石垣樋場所替御修復一件	御普請方	1844~45
12	弘化三年年五月	神田上水神田橋外式番三番四番明地掛樋樹御修復一件	御普請方	1846
13-15	弘化三年年六月より同四未年二月迄	神田上水白堀通余垂板其外共御普請一件	御普請方	1846~47
16-19	嘉永二酉年ヨリ同三戌年十月迄	神田上水水道橋脇掛樋其外石垣樋樹御普請一件	御普請方	1849~50
20	嘉永五子年正月	神田上水北新堀御船手組屋鋪掛樋樹御普請一件	御普請方	1852
21-27	嘉永五子年從二月至十月	神田上水神田橋御門外通石垣樋場所替御修復一件	御普請方	1852
28-29	嘉永六丑年七月より	小川町火消御役屋敷掛樋樹井戸共御修復一件	御普請方	1853
30-31	安政四巳年二月	神田上水清水附浜町屋敷掛新規樋樹井戸共御普請一件	御普請方	1857
32	安政六未年十二月	神田上水水道橋外地形一面掛并吐樋余垂板其外御修復仕様一件	御普請方	1859
33-37	文久二戌年從四月至十一月	神田上水白堀通余垂板其外共御普請一件	御普請方	1862
38	文久三亥年四月	神田橋御門外騎兵当番所掛樋樹御普請一件	御普請方	1863
39	元治元子年四月	神田上水神田橋御門外騎兵当番所構内灌馬堀掛樋樹新規御普請一件帳	御普請方	1864
40-42	元治二丑年四月十八日慶応改元四月取掛	神田上水水道橋外掛樋并埋樋樹其外共御普請一件	御普請方	1865
43-44	慶応元丑年七月	神田上水小伝馬町牢屋敷掛樋樹井戸共御普請一件	御普請方	1865
45	慶応元丑年九月	神田上水町方水銀帳	御金方	1865
46	慶応元丑年九月	神田上水武家方水銀帳	御金方	1865
47	慶応二寅年九月	神田上水武家方水銀帳	御金方	1866
48	慶応二寅年九月	神田上水町方水銀帳	御金方	1866
49-51	慶応三卯年三月ヨリ	神田上水神田橋御門内外其外樋筋御修復一件	御普請方	1867
52	慶応三卯年四月	神田上水御組合普請金武家方出銀取集帳	—	1867
53-54	慶応三卯年四月	神田上水御組合普請金町方出銀取集帳	—	1867
55	慶応三卯年十月	神田上水町方水銀帳	御金方	1867
56	慶応三卯年十月	神田上水武家方水銀帳	御金方	1867
57-58	慶応四辰年三月	神田上水御組合普請金町方出銀取集帳	御金方	1868
59-61	明治二巳年ヨリ	神田上水源井之頭池水草刈取并土留柵御修復一件	土木司上水方	1869

表 2 - 3 「玉川上水留」の地区別内容分類

地区	内 容	件数	冊数	《 資 料 番 号 》	備 考 「神田上水留」件数
水源	由来（見廻役）	1	1	1	3
	由来（分 水）	1	1	36	
	普 請 ・ 修 復	4	3	36, 51~53	
市内	普 請 ・ 修 復	44	106	2~35, 37~43, 45, 47, 49	17
	水 銀	3	6	44, 46, 50	3
	普 請 金	1	2	48	2

注 1. 《資料36》は分水由来書に普請一件が合綴されている。

2. 水銀、普請金は同年の武家方・町方で1組1件とした。

両上水留を比較しながら若干の解説をしておく。

- 年代 いずれも19世紀前半の天保年間から明治初年までの幕末期である。

ただし、天保期以前の資料が玉川上水留に2点ある。《資料1》は由来なので文化年間までさかのぼり、《36》に綴じ込まれた2件の分水口普請の1件は天保直前の文政年間である。

- 内容 普請・修復記録（水源4件、市内44件）が多く、水銀・普請金徴収記録4件、由来が2件である。
- 形態 すべてが一件完結の簿冊であり、史料群として総合的にとらえれば、構成内容の一部にたとえ欠けた部分があっても、その部分の類推は可能である。
- 地区 普請・修復は水源（開渠部）は少なく、市内が大半をしめる。
- 管轄 普請・修復はほとんどが御普請方（御普請奉行配下から御作事奉行配下<sup>2)</sup>）だが、慶応期以前の玉川上水留の水源2件《資料36・51》は御金方（御勘定奉行配下）・御作事方（御作事奉行配下）が担当している<sup>3)</sup>。

明治初年の双方合計3件はいずれも民部省土木司である。

水銀・普請金帳の表書きはいずれも担当役職者名と御金方である。ただし慶応3年普請金については両上水留とも「御金方」とは記されていない。担当役職者名は全員が御作事奉行配下で、慶応3年までは御普請方に所属している<sup>4)</sup>。

## (2) 御普請・御修復

玉川上水留で町方1件《資料7》の例外を除けば、すべて御普請・御修復という工事の記録である。表2-4に「玉川上水留」御普請・御修復47件の時期と地区を示す。

この表から工事箇所がきわめて限られていることがわかる。また表2-1表題と照合すると同

表 2 - 4 「玉川上水留」御普請・御修復の時期と地区

年号・ 西暦年	開渠部	四谷	麴町・半蔵門・代官町～	赤坂・溜池	虎門	西丸下～	増上寺他
天保 1833							
1834				2, 2↑			
1835							
1836		3↓		4			
1837							
1838			5	6↑			
1839				6↓			
1840						8	
1841		9, 9					
1842							
1843							
弘化 1844				10↑	11↑		
1845			12 12	10↓	11↓		
1846					13		
1847			14				
嘉永 1848			15				
1849	36	17		16			
1850						18	
1851							
1852							19
1853			20				
安政 1854							
*地震 1855							
1856		22	25	23		24	21
1857		27↑	26↑				30
1858		27↓	29↓		28・31↑		
1859			33	34	32		
万延 1860							
文久 1861						35↑	37↑
1862						35↓	
1863		39↑					
1864		39↓				40↑	
元治 1864			41, 41↑			40↓	
慶応 1865			42↓	43			
1866					45, 45↑		
1867	51		47↑	49			
明治 1868							
1869	52						
1870	53						

- 注 1. 《資料36》の普請は2件あり、品川用水の方は文政8(1825)年。  
 2. 《資料47》以前の  は御普請, そのほかは御修復・取繕などである。

一箇所を繰返し工事していることもわかる。普請と修復の違いは施設本体の、交換か修理かによる用語の使い分けと考える。また普請は工事一般をさす用語でもあったろう。

伊藤好一は「江戸の水道制度」〈普請奉行支配下の水道普請〉<sup>9)</sup>の中で、普請には「幕府の手による御普請と、武家なり町なりで行なう自普請」の2種類があり、御普請の場所は「上水記」<sup>9)</sup>により神田上水で29, 玉川上水で39カ所であるとも指摘している。

「玉川上水留」が幕府の手=御普請方の御普請記録であるなら、その場所は御普請所と合致するはずである。表2-5に玉川上水御普請所39カ所と「玉川上水留」の対照を示す。なお、この表では「玉川上水留」の地区が「上水記」記載の御普請箇所に該当しない場合を、非御普請所として区別した。

表2-5 「上水記」記載の玉川上水御普請箇所と「玉川上水留」の対照

	御 普 請 所		非御普請所	御 普 請 所		非御普請所
		資料番号			資料番号	
1	羽村老之水門・式之水門并大堰通り凡百間余牛杵三角杵蛇籠之類、其外丸山下ノ切、巻之水門より羽村橋近辺土手腹附杵御普請所	52, 53		18	評定所懸り上水樋掛井戸共	18
2	同所より四谷大木戸水門迄白堀通り并代田村ニ而芥留巻ヶ所、同所水番屋巻ヶ所	-	36, 51	19	和田倉御門内斎藤三右衛門預り御懸り上水樋掛井戸共	-
3	四谷大木戸吐水門・芥留橋并堀通り左右関板共	-		20	和田倉御門懸り上水樋掛井戸共	-
4	同所水番屋巻ヶ所并表通下水道造共	-		21	外桜田御門懸り上水右断筋、同所御門内水見掛より御殿前通り加納遠江守屋敷脇迄之上水、并青山大膳亮屋敷角掛より馬場先御門前通り和田倉迄助水樋掛	-
5	同所水門より万年石樋筋柳堤石樋、同統坂下大樹迄万年樋并懸ヶ樋五ヶ所共	2, 4, 6, 10, 13, 16, 22, 23, 27, 31, 34, 45	32	22	西丸下諏訪部文九郎預り御懸り上水樋掛井戸共	18, 35
6	麴町拾三町目万年石樋より麴町通り半蔵御門内并北桔橋迄之内、御本丸懸り吹上懸り上水両懸樋埋樋掛共	3, 5, 9, 14, 15, 17, 20, 29, 33, 39, 42, 43, 47	25, 26, 38, 41	23	八代洲河岸火消御役屋敷懸り上水樋掛井戸共	24
7	四谷御門懸り上水樋掛井戸共	-		24	林大学頭屋敷懸り上水樋掛	-
8	麴町火消御役屋敷懸り上水樋掛井戸共 但同所脇上水吐下水石橋共	-		25	馬場先御門懸り上水樋掛井戸共	-
9	半蔵御門懸り上水樋掛井戸共	-		26	呉服橋御門懸り上水樋掛并幸之進屋敷脇通り銭瓶橋迄吐樋	8
10	半蔵御門内御鷹部屋懸り上水樋掛共	12, 29		27	鍛冶橋御門懸り上水樋掛井戸共	-
11	同所植溜万坪内江懸り候上水樋掛共	-		28	山下御門懸り上水樋掛井戸共 右は薩摩小路組合樋筋より分水	19
12	竹橋御門懸り上水樋掛井戸共	49	12, 49	29	幸橋御門懸り上水樋掛井戸共	-
13	半蔵御門外三宅能登守屋敷前より外桜田御門外迄、凡間数五百間程助水樋掛	-		30	日比谷御門懸り上水樋掛井戸共	-
14	永田町鶴見七左衛門預り御懸り上水樋掛井戸共	-		31	数寄屋橋御門懸り上水樋掛井戸共	-
15	虎御門外太田安次郎屋敷前大樹より同御門内西丸下通和田倉御門外迄上水樋掛	18, 28, 31, 35	11, 40	32	町奉行所役屋敷懸り上水樋掛井戸共	-
16	桜田御屋敷懸り上水樋掛井戸共	-		33	虎御門懸り上水樋掛井戸共	-
17	伝奏屋敷懸り上水樋掛井戸共	18, 35		34	浜御殿地懸り、柴井町角より新銭座龍樋迄、上水樋掛	-
				35	増上寺懸り上水樋掛井戸共	30, 37
				36	靈岸島御船手屋敷懸り上水樋掛井戸共	-
				37	上水堀通所々高札并橋式ヶ所	-
				38	上水懸渡有之候御門々々道取橋	-
				39	玉川水元羽村水番屋式ヶ所 但木戸門共	-
						21

表からわかるように、すべてが合致するわけではない。該当しない非御普請所はつぎの3種に分けられる。

a : 《資料36, 51》

b : 《資料11, 12の一部, 21, 32, 40, 49一部》

c : 《資料25, 26, 38, 41》

これらを「上水記」ができた寛政期以降に改定した御普請所と考えてよいのだろうか。

a は分水関係、《資料36》中の文政7(1824)年「武州多摩郡境村地内品川用水分水扒樋御修復目論見帳」に「是は前々御普請所にて」とある。三田用水口も御普請所とする史料<sup>7)</sup>がある。《51》は御普請所ではないが分水の認可変更にかかわる重大事なので見分立合した。

b は役所関係、江戸市中の役屋敷・厩などに通じる樋筋は御普請所なので、時流で新設された鉄砲洲講武所《21》・西丸下歩兵屯所《40》をふくむ役屋敷類はとうぜん追加されたことであろう。御春屋《12の一部, 49》は寛政期には神田上水御普請所であり、弘化2(1845)年に竹橋門の先を延長して玉川上水系となった。上水系の変更という点でも注意すべきことと考える。

c は徳川氏一族屋敷関係、すべて御三卿のひとつ清水家関係である。ただしbのように御普請所に改定されたであろうとする根拠はない。

以上から、「玉川上水留」・「神田上水留」<sup>8)</sup>とも、①御普請方で定めた「御普請所」かそれに準ずる施設あるいは公儀が経費負担したり監督した御普請の記録集、②①の御普請にかかった経費徴収記録、③水道料金にあたる水銀徴収記録、④管理上の由来集の4種からなることがわかった。

### (3) 「神田玉川上水諸留」

「玉川上水留」・「神田上水留」とともに、国立国会図書館には「神田玉川上水諸留」が存在する。時期は前二者と比べると短期間で、文久3～明治2(1863～9)年に限られ、製本された冊数で全33冊(9件)である。表2-6に「神田玉川上水諸留」表題を示す。

新政府への引渡しで注目された<sup>9)</sup>事務連絡の一件史料(第4-5冊)をふくむ。「神田上水白堀浚賃銭取集遺払」も一件帳(第32-33冊)だが、それ以外の7件は一件簿冊ではないのが、「玉川上水留」・「神田上水留」と根本的に異なっている。すなわち複数にわたる普請件数の書類、事務書類などを綴じ合わせていて、「留帳」「書類留」「御用留」「取扱留」の表書きに本来の意味が表れているように思う。

幕末の普請記録は、はじめの文久3年の3冊だけで、「神田玉川上水」<sup>10)</sup>と題された、もともとは1冊の簿冊である。上記のように複数にわたる普請の書類・事務書類が日を追って綴じ込まれ、同一普請の書類が必ずしも連続していないし両上水の区別もない。普請は水源から市内にわたっている。表2-7に市内の維持・普請関連記事だけを、日付け順不同に、分類集成した。神田上水には関口から水戸藩邸までの白堀通りもふくめた。

表 2 - 6 「神田玉川上水諸留」表題

冊番号	表 題	備 考 西暦年
1- 3	〔文久三亥年五月ヨリ十月マデ〕 神田玉川上水 (下の小口書) 神田玉川上水御用留	- 1863
4- 5	〔慶応四辰年五月ヨリ明治元辰年十二月マデ〕 上水屋鋪掛引渡引続取扱一件	- 1868
6- 7	明治二巳年 上水方留帳 水車願 書類留	屋敷改 1869
8-13	明治二巳年正月ヨリ 御用留	上水掛 1869
14-17	明治二巳年正月ヨリ七月迄 上水方御普請御修復仕様注文帳	土木司 1869
18-22	明治二巳年七月ヨリ十二月迄 上水方御普請御修復仕様注文帳	土木司 1869
23-26	〔明治二巳年七月ヨリ十二月迄〕 明治二巳年 上水方菅緒司江引渡一件 府内上水方取扱留 上水方土木司江引渡一件未二有之	上水屋敷改 1869
27-31	明治二巳年六月ヨリ十二月まで 上水方御普請御修復出来形仕上帳	土木司 1869
32-33	明治二巳年九月 白堀凌賃銭取集遣払	民部省土木司上水方 1869

旧幕引継書 国立国会図書館所蔵 請求記号 805-43  
注〔 〕は国立国会図書館でつけた題簽による。

表 2 - 7 文久3(1863)年5月~10月市内上水維持・普請関連記事

(「神田玉川上水諸留」による)

	入用高		入用高
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 玉川上水御春屋掛出柵上矧御修復</li> <li>○ 玉川上水御春屋掛木出柵御修復 (水留)</li> <li>○ 玉川上水西番所掛井戸御修復</li> <li>玉川上水清水御屋敷内埋柵御修復</li> <li>玉川上水清水御屋敷内高柵其外御修復沓件</li> <li>○ 玉川上水兵服橋御門内大番所掛繩柵井戸普請銀 (水船持負担請書)</li> <li>玉川上水田安屋形掛代官町土手上繩柵修復 (水留)</li> <li>玉川上水一橋御門内一橋屋形掛吹所出来取繕</li> <li>玉川上水一橋屋形掛繩筋吹所出来 (作事奉行の修繕勧告)</li> <li>玉川上水一橋屋形掛繩柵伏替取掛達 (普請方同心 1人・地割棟梁 1人詰切)</li> <li>玉川上水麴町松平美濃守一手持出柵繩筋共修復 (車差留断返)</li> <li>玉川上水北八丁堀組合繩筋修復 (馬駕籠差留)</li> <li>玉川上水木挽町九組分水組合繩柵修復 (馬駕籠差留)</li> <li>○ 玉川上水竹橋御門井水掛不宜 (見分要請)</li> <li>○ 玉川上水馬場先御門井水一切不掛 (見分要請)</li> </ul>	<p>6 両</p> <p>2</p> <p>4</p> <p>43</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉川上水虎御門外御用屋敷水切 (見分要請)</li> <li>○ 玉川上水山下御門井戸水不足・臭気 (修復要請)</li> <li>○ 玉川上水山下御門水不掛吐口皆留</li> <li>○ 玉川上水御春屋上水不掛 (見分要請)</li> <li>○ 玉川上水御春屋上水不掛 (取締要請)</li> <li>○ 玉川上水吹上御庭・御鷹部屋掛水減 (差略要請)</li> <li>玉川上水軍艦操練所掛水不掛 (差略要請)</li> <li>○ 玉川上水御厩上水井戸不掛 (芥凌要請)</li> <li>○ 玉川上水御厩上水井戸芥凌水替 (職方差出要請)</li> <li>○ 神田上水・玉川上水水主同心組屋敷井戸御普請所取調</li> <li>玉川上水元御船手水夫同心組屋敷普請方持場否定</li> <li>○ 神田上水白堀通組合金杉橋掛直</li> <li>○ 神田上水御躰小屋掛井戸其外御修復</li> <li>神田上水関口水道町水車持半兵衛引取樋口修復</li> <li>神田上水関口水道町水車持昌兵衛引取伏樋修復</li> <li>神田上水浜町蛸殻町組合繩柵修復 (馬駕籠差留)</li> <li>神田上水浜町蛸殻町組合繩柵修復 (馬駕籠差留断返)</li> </ul>	<p>21両</p> <p>2</p>

注 1. ○印は御普請所(「上水記」記載, ただし御春屋は弘化2年まで神田上水系であった)。

2. 入用高の両未満は切捨て。

表からつぎのようなことがわかる。

- ① 御普請と自普請とも普請方が管轄し、各所で多数同時に行なわれていた
- ② 馬・車・駕籠の差留めは、御普請と同様の手続きを経て自普請でも行なわれた
- ③ 玉川上水では、(2)で指摘した「上水記」御普請所以外のb、cに属する施設がある
- ④ cに属する清水家以外の御三卿である田安・一橋両家は自普請<sup>11)</sup>である
- ⑤ 御門・役屋敷類から水掛りなどで見分要請があり、御修復につながることもある
- ⑥ 経費のわかる御修復は6件で2～43両の範囲である

ことなどである。

とくに⑥について経費が10両を区切りとして、決済方法など手続き上の違いがあることを記した史料をつぎに例示する。

「玉川上水御春屋掛出榎上矧御修復御組合入用の儀申上置候書付」は作事奉行から老中への起案書である。文中「金六両老分相掛申候、右は拾両以下の儀に付同役申談、此段申上置候」とある。2.2で後述するように、「玉川上水留」・「神田上水留」の普請奉行（作事奉行）の起案書はすべて「〇〇〇御組合入用の儀相伺候書付」であって、伺いをたて老中の決済をまった。それに対し、経費が10両以下の少額の普請については、奉行合議の決済で着工され、老中へは報告するだけとなっていたことがわかる。少額の普請は関係文書の量もすくなく、一冊の簿冊とするには至らなかったであろう。

では、経費21両と43両の2件を検討してみよう。前者の神田上水白堀通組合金杉橋の掛け直し費用は、同じ白堀通浚賃銭の残金を流用してまかなった。後者の清水屋敷は構成内容および量とも単独の一件帳としておかしくない。同年12月からの普請は「玉川上水留」《資料41》として独立しているのになぜ合綴<sup>10)</sup>されていたか、その理由は不明である。入用高・普請場所から考えても今後の「玉川上水留」の分析対象に加える必要があろう。

#### (4) その他の史料群

江戸時代の上水研究において『東京市史稿 上水篇』は基本の史料集である。そこにはすでに江戸時代に編纂された「享保撰要類集」ほかの先例集・古記録を引用しており、上水普請の事実を多数知ることができる<sup>12)</sup>。しかし普請工事の内容ことに施設の構造など技術面の情報はほとんどない。

表2-8に上水留以外の江戸市内普請史料をあげた。

市内の上水工事は「御普請」と「自普請」があることは上記のとおりだが、自普請史料の存在はほとんど明らかにできなかった。わずかに武家町組合自普請記録が旧幕引継書中にある。自普請における普請方の関与のあり方、「御普請」参加業者との異同はどうか、工事周期や使用材料の異同はなど、比較研究は今後の課題である。

表 2 - 8 上水留以外の江戸市内普請史料

冊番号	表 題		備考 西暦年
「自嘉永至慶応 玉川上水」 旧幕引継書 (国立国会図書館所蔵 マイクロフィルム請求記号 Y D56-157)			
乾	万延元申年より	玉川上水組合自普請一件綴込 申十一月十三日 玉川上水自普請武家町家持場分之儀二付調 ほか	北年番方 1860
坤 1	文久三亥年六月	玉川上水北八町堀掛御組合樋筋之内高輪代地脇入隅より留柵迄樋柵新規伏替其外共普請注文帳 ほか	1863
坤 2	慶応元丑年六月	玉川上水北八町堀掛御組合樋筋之内高輪金六町通樋柵新規御伏替其外共御普請御入用内訳帳 ほか	1865
* 自普請ながら請負人は「御普請御入用内訳帳」のように表記する。穴蔵屋藤吉という業者名がある。			
「組屋敷上水」 旧幕引継書 (国立国会図書館所蔵 マイクロフィルム請求記号 Y D56-256)			
	天保十亥年	御組屋敷内井戸樋柵伏替一件書留	北年番方 1839
* 内容は町奉行所八町堀組屋敷史料群の一部			
東京誌料 (都立中央図書館所蔵 請求記号 760-66)			
	天明五巳年	愛宕下大通御組合御上水樋掛御普請請負金及出金御割合帳	1785~
* 内容は 4 件, a. 組合定請負人契約の綴り 1 冊 b. 定請負金割付帳 5 冊 c. 御普請金割付帳 2 冊 d. 水銀帳 4 冊, a に定請負する樋柵の仕様注文つき。			
東京誌料 (都立中央図書館所蔵 請求記号 760-10)			
	天保十亥年	御本丸掛吹上掛玉川上水麴町五町目六町目樋筋御普請一件	1839
* 内容は本途および仮樋式間樋老本当り値段, 仮柵老ヶ所当り値段, 入用高 1117 両, 地割棟梁引請。			
東京誌料 (都立中央図書館所蔵 請求記号 760-36)			
	[安政七] 申年	御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高柵其外共模様替御普請一件	柴山 1860?
* 内容は掛樋部分を短縮した模様替普請の仕様注文, 玉川上水留《資料 3》天保 7 年から 24 年後で, この間に 1 度御普請があったと推定, 柴山は文久 2 (1862) 年には普請方改役の柴山善蔵と推定される。			
東京誌料 (都立中央図書館所蔵 請求記号 760-34)			
	[明治初年]	四谷御門外掛埋樋模様替修繕仕様帳	上水方 ?
* 罫紙は東京府管繕掛, 掛樋をやめて埋樋に模様替修繕の仕様書。 (760-33 は本件以外もふくむ入用内訳帳)			

東京誌料のうち天保10(1839)年麴町五丁目六丁目樋筋御普請一件，推定安政7(1860)年四谷御門外掛樋高榭其外共模様替御普請一件の2件は，2.2で後述するように，それぞれ簿冊を構成する一部（ないしはその写）である。「玉川上水留」として遺存した以外の御普請の事実を補う史料である。同じく東京誌料に玉川上水愛宕下大通組合の定請負人制度<sup>13)</sup>を知る好史料がある。

総じて町人である請負業者が普請を御普請，組合を御組合と敬語で表記しているのので，公儀との関りとは区別して注意すべきであろう。

## 2.2 御普請・御修復簿冊の構成

### (1) 資料の選択

ここでは御普請・御修復の全容を伝える一件簿冊の構成を明らかにする。巻末に付属史料として，5件(17冊)を翻刻して例示するが，紙数の都合で全体を掲載したのは《資料22》の1件(2冊)だけである。

普請地区，対象施設，水理測量の観点から5件を選んだ。

《資料3》：四谷・樋	(西暦年)
御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高榭其外共御普請一件	(1836)
《15》：代官町・本丸掛り	
玉川上水御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来式之榭樋筋御普請一件	(1848)
《18》：西丸下・役屋敷	
玉川上水西丸下御厩掛并伝奏屋敷掛其外樋榭御普請一件	(1850)
《22》：四谷・石樋	
玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋御修復一件	(1856)
《43》：半蔵門・測量	
御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋榭御修復壹件帳	(1865)

### (2) 御普請・御修復簿冊の構成

上記5件には文書・記録の1点ごとに【1】【2 a】【3付】……の番号をつけた。この番号は簿冊綴じ込み順で，表2-9に分類表示をした。普請の過程を準備-起案-着工-施工-完了に分類し，内容(文書摘要)を一覧にした。

この表で注意しなければならないのは，必ずしも時系列とはなっていないことである。たとえば，仕様注文・入用内訳は準備過程で作成されるが，老中の決済をあおぐ起案書(組合入用伺)に添付する書類なので起案過程においてある。なお時系列の分析は第4章に示す。

若干の留意点をあげておこう。

表 2 - 9 普請・修復簿冊の構成例

過 程	分 類	内 容	《資料3》	《資料15》	《資料18》	《資料22》	《資料43》
準 備	入 札 請負人	入 札 触				22	1
		入 札 申 渡		1	1	23	2
		入 札 内 容		8	2	21	3
		請負證拠地一件			9~12		
起 案	起案書 添付	組 合 入 用 伺	3	2	3	1	4
		仕 様 注 文	31	3 絵図	7 絵図	3 絵図	8 絵図
		入用内訳・取調	32	4	8	4, 62	9
	前 例	見 廻 伺		6	4		5
		附 切 人 数 伺	4	5	5	2	6
		普 請 高 ・ 年 覚	1	33	13		
	決 済	入 用 前 例	2				
見 廻 附 切 前 例				14			
		起 案 伺 済	5	7	6	15	7
着 工	予 定 連 絡	日 積	6	10	16	17	12
		取 掛 願	7		15	6	11
		取 掛 届 ・ 達	29	21, 28	32, 33	5, 7	23
		入 用 高 日 数	30	29	33	13	27
		小 屋 場 揚 場	9, 10	11, 16	18, 23 絵図		
		揚 場 請 取 ・ 継 続	8				19, 24
		揚 場 願 ・ 断	23~28				
		矢 来 地 面				9	13
		煙 立 断	11	14	20	10	14
		徒 入 断	12	15	22		18
		目 障 断	13, 14, 18	13, 19, 23, 25	19, 27, 28		15, 16, 26
		火 盗 改 断	17		21		17
		出 火 注 進	19		29		25
	町 火 消 願	21					
	消 防 心 得		27	31			
	門 番 辻 番 断 願			30			
	捨 札 不 建	20					
	門 出 入 願	22	24				
	馬 ・ 車 差 留				12		
	夜 中 見 廻 ・ 引 渡	16	12	26	11	22	
	吹 上 掛 合		20				
	代 官 町 留 切		22				
	吹 上 御 成 普 請		30				
奉 行 見 廻		17		24	20		
取 扱 人 数 ・ 名 面					8, 18		
附 切 申 渡 ・ 名 面	15	18	25, 17	14, 16	21, 10		
場 所 定	46	9	34		28		

過程	分類	内容	《資料3》	《資料15》	《資料18》	《資料22》	《資料43》	
施工	經費	内借下願		35, 47	54		41, 47, 56	
		取替金内借請取	33, 34, 90, 91	31, 32, 53, 54	36, 37, 63, 64	25, 26	29, 30, 57, 58, 66	
	工法等	施工法達・出来				86, 91, 98, 123		
		作事方掛合	38					
		仕付替願	39 絵図					
		木品替願	79					
		ひび割樋使用願	128					
		埋掛保方調	129 絵図					
		仮養木仕付		57				
		折石調書					61	
		追加仕様・入用					57, 58, 59, 60	
		砂利不足詫					39	
	樋替	引取樋替打合		26, 45, 46				
		一手引取願・出来				46~48, 55~60 72~78, 92, 93		
		打越差蓋仕付			82			
厩内銘々引取願					67			
組合樋伏同・出来					99, 100, 102			
水留	銅樋伏替一件		34					
	持場境銅樋掛合		39, 40, 58, 60					
	水留掛合	47~53, 63~ 65, 67, 68, 71 ~73, 94~96 99~101, 104, 111~114, 133~135, 138	66, 67				49, 50	
	水留断・達・触	54~56, 69, 70 102, 103, 115, 116, 136, 137	59, 68~70 72	80~83, 101	31~38	51~53		
	水留延引	57~62, 66						
	水留立合願	139						
	移替断・達・触						43, 44, 61~64	
	水移替仕掛	74~76, 140 ~142	73~75					
	水仕掛	105~107, 117~119						
	水仕掛水掛	77, 78, 108~ 110, 120~ 122, 143					45, 54, 65	
連絡	伏方取掛願			41				
	取掛達			42	52			
		追加取掛				24		

過程	分類	内容	《資料3》	《資料15》	《資料18》	《資料22》	《資料43》
施工	連絡	日積確認			38~40, 87		
		竹矢来取建掛合			88		
箱番屋達				90			
御用札・鑑札預						35, 40	
門出入・門番断		37	51, 71, 80			38, 39, 42	
姫通行掛合			49, 88				
奥ノ達			48, 50, 52				
上覧所人留			89				
車・馬駕籠差留		40, 41, 43, 44, 97, 98, 154			42, 43, 61, 62, 84 85, 96, 97		
御用車通行			55, 56		65, 66, 103, 104		
現場	現場	祭礼車通達	144				
		御用木筏	82~86, 125				
		御用木河岸揚	126~127				
		町方下水浚					20
		幕出来	42	41, 43, 44			
		小屋松飾	80, 81				
		小屋場取計方				105, 106	
		琉球人日程				107	
		小屋見透一件		64, 65, 83, 84			
		長屋拝借掛合				94, 95	
人事	人事	揚場類焼届	131				
		吹散見落詫	146				
		附切手当請取	35, 36, 45, 92	37, 38, 78, 79	44, 45		31, 32
		附切・見廻替	132		79, 69~71		37
		訃報対処触・達	145	61~63	50, 51		67
		休日願	93	36, 81	35, 49, 53, 68, 89	19, 27~30	36, 46, 48, 55, 60, 68
		人足怪我	130				
		大工差替					33
		業者名					34
		筏不埒仕置一件	153, 164~ 169, 176				
経費	経費	樋伏方覚外					75, 76
		歩掛り	掛樋 123	樋ほか 92	樋ほか 108	石樋 63	樋 77
古物払	古物払	前回入用比	124				
		古物払達・触	87, 89	85, 86	109, 110		69, 70
		古物払注文	88	87	111, 112		71
		払入札		90	113		72
		車力・釘拔手間		76, 77			
		払代精算		91			73
		古物払代	174, 175		157	74	

過程	分類	内容	《資料3》	《資料15》	《資料18》	《資料22》	《資料43》
完了	報告書 添付	出来届		101	114	40	78
		出来形帳	152 絵図	93 絵図	118 絵図	46 絵図	83 絵図
		差引勘定帳	158	96	138	51	106
		入用高日数	150	104	117	43	80
		掛名面	151	103	116	44	81
	検査	見分伺・願	147	102	115	41	79
		見分前例	148				
	精算	見分経過・名面	149	94	119	45	82
		入用増減届		95	137	50	105
	手当 褒賞	取替金残金請取	159, 160	97, 105	144, 145	52, 54	84, 107, 108
		支配向手当請取	161	119, 120	146, 147	53, 55	109, 110
		褒美下覚					59
		支配向褒美願	155	98	139		96
		入用日数・褒美例	156, 157	99, 100	140, 141		97, 98
		前例問合	163				
		見廻附切覚			142, 143		
		褒美一件	170~173	123~127	149~154		
	連絡	断返取計方		117, 118, 121			
		車・馬差留断返			120, 121, 133, 135	42	
		小屋場取払届・達					86, 91
		地面断返		106	124	47	85
		揚場地面断返					99
		揚場取払届					100
		揚場目障断返					101, 102
		町役人断返					103
		揚場地面引渡					104, 112
		揚場返地届					111
		夜中引渡断返		107			
		目障断返		108, 111, 114	125, 129, 130		88, 92
		煙立断返		109	126	48	87
		箱番屋断返			122, 131	49	
		火盗改断返			127		89
		徒入断返		110	128		90
	留切断返		112				
	出火注進等断返		113	132		93	
	消防断返		116	136		94	
	門出入断返		115			95	
	通行印鑑戻			134, 155, 156			
	保証書 跡請負證文	162	122	148	56	113	
日記		日記			64		

注 数字は各資料の【文書番号】、「過程-分類-内容」の表現・用語は現代語を交えて筆者が付与したもの。

- 資料の欠落 《資料3》では入札・完了連絡，《22》は古物払・褒賞がまったくない。その事実がなかったわけではないことは、別の文書からわかる。《3》の起案書に入札した記載があること，《22》の日記に古物払落札者が記されていることでわかる。褒賞は第3章でふれるが、本件だけが実施されなかったとは考えにくい。「玉川上水留」全体をとおしてみると、水留とか休日願とかが普請全体でひとまとまりに表紙をつけて綴じられている例がある。現代でも項目別にファイルしておくのに通じる。一件簿冊に綴じるさいそっくり落ちたか落としたか。
- 日記 《資料22》だけのようだが、ない資料がたまたま集中したにすぎない。日記の史料的評価は今後の課題となろうが、普請現場の作業人員がはじめて明らかにされた価値は大きい。文書では日付けがない事実を時系列で整理するのも有効であった。
- 水留 普請場所により差のあることが明瞭である。《資料3》は別格で、《15》《43》と《18》《22》とで対比している。この理由は表題に表れている。つまり前三者は江戸城本丸・吹上に通じる樋筋であるため、城内の都合により水留期日の調整が必要なのである。通水後（水仕掛）の状態は奉行に進捗される（第6章 6.3水留参照）。

#### 参考文献および註

- 1) 『神田上水石垣遺構発掘調査報告書』 文京区神田上水遺跡調査会, pp. 248-258, 1991.
- 2) 第3章参照.
- 3) 《資料36》は勘定奉行配下の代官支配地のため。《資料51》の時期には御普請方の名称はなくなっていることが判明した。坂詰智美は慶応4年6月に新政府に雇用された者が、御普請方に属していた者であるにもかかわらず、役名が御作事下奉行などであることに注意したものの、「いつからこのような名称変更が行われていたかについては不明」（『幕末維新期の上水 — 管理機関の移管を中心に — 」（専修法研論集, 第16号） pp. 60-63, 1995）とされていた。《資料51》の慶応3年11月25日付文書に「御普請方之者一同此度別紙之通被仰付候」とある。別紙は綴じられていないので全容は不明だが、この時点で作事方に変更となったと考える。同12月10日付御用先触に見える本件担当者の役職名はつぎのようである。清水元一郎：御作事方御被官助（もと御普請方仮役）、新部彦三郎：御作事方定普請同心（もと御普請方改方同心）。
- 4) 前掲3）坂詰論文 p. 55.
- 5) 伊藤好一：「江戸の水道制度」（再掲『玉川上水論集I』）羽村町教育委員会, p. 369, 1982.
- 6) 寛政3（1791）年普請奉行石野広通編。巻十に記載されている。全10巻を所蔵する東京都水道局翻刻（1965年）。
- 7) 「寛政元酉年ヨリ 三田用水一件留 荏原郡品川領上大崎村名主小左衛門控」（東京誌料「三田水一件留」第1冊 請求記号760-30 東京都立中央図書館蔵）。

- 8) 神田上水留でも b 騎兵当番所, c 小川町御住居・清水附浜町屋敷が寛政期御普請所に該当しない。
- 9) 前掲 3) 坂詰論文 pp. 58-65.
- 10) この 3 分冊を重ねると底面にあたる下の小口に薄れた墨書があり「神田玉川上水御用留」と判読できる。このことから表紙の「神田玉川上水」は本来の表紙ではなく、明治以降に付けられたとも考えられる。なお、清水屋敷の一件にも墨書はかかっている。
- 11) 第 3 章で後述するように、御普請の場合には普請方が現場監理にあたる（見廻・附切・取扱）。自普請ながら一橋屋形の場合には 2 名派遣され、詰切と称した。
- 12) 前掲 1) p. 248.
- 13) 伊藤好一：『江戸上水道の歴史』吉川弘文館, pp. 46-50, pp. 161-163, 1996

## 第3章 維持管理の体制と経理

### 3.1 上水管理の変遷と体制

#### (1) 上水管理の変遷

江戸幕府の上水管理の組織に関しては諸書<sup>1)</sup>に見られる。これらによれば、本研究で扱う天保4(1833)年以降は、次のような変遷を経ている。

～天保4(1833)年～ 普請奉行

文久2(1862)年～ 作事奉行

慶応4(1868)年～ 市政裁判所

明和5(1768)年、それまで町奉行の取り扱っていた上水管理は、普請奉行に移されたのである。その後、文久2年、普請奉行のポストは廃止され、御普請方(以下普請方と略す)の職務は作事奉行の配下へ移管された。同時に江戸城内の普請を担当していた小普請奉行のポストも廃止され、江戸の普請に関するすべてが作事奉行配下に移ったのである。これにより、それまでの普請奉行配下の者たちのほとんどは作事奉行配下となり、上水に関する職務は編入された普請方が引き続き担当したのである。

#### (2) 普請方の体制

玉川上水留によれば、普請方には奉行(普請奉行、のち作事奉行)のもとに次の役職がある。

普請方下奉行、普請方改役、普請方、普請方同心肝煎役、普請方同心、普請方改方同心

このほか、技術職として地割棟梁がいた。

普請方の人員と内訳を見てみよう。上記の役職構成に似た史料として、年代は不明ながら、『旧書類』の「中古ノ人員」<sup>2)</sup>がある。

それによれば普請奉行2名、下奉行2名、改役1名、普請方改役出役1名、普請方7名、普請方仮役10名内外、同心肝煎役3名、同心14名余、同心仮役8名、同心雇15名の総勢63名余である。

表3-1<sup>3)</sup>は坂詰智美が《資料27》より安政4(1857)年10月の普請方陣容(92名)をまとめたもので、文書内の区切りから、これを①1～7、②8～65、③66～79、④80～92の4種類に分けている。そして、要約下記のように述べている。

①②は普請方直属の者、3～7は普請方下奉行・普請方改役である。1と2、8以降は普請方に属する者たち。

③のメンバーは②のメンバーとは違う集団であることが想像できる。定普請同心などであるかもしれない。

④のメンバーも①②③のメンバーとは違う集団であると思われ、地割棟梁関係であることが想像できる。

表 3 - 1 安政 4 (1857)年10月の普請方陣容

① 1. 宮路一平	32. 平子宗次郎	63. 岩崎吟次郎
2. 柴山善藏	33. 伊東哲之助	64. 市野秀三郎
3. 清水藤助 (普請方改役)	34. 長川勇太郎	65. 真下豊三郎
4. 斎藤金之丞 (普請方改役)	35. 朝比奈充之助	③ 66. 新部直右衛門
5. 清水三郎右衛門 (普請方下奉行)	36. 神谷兵左衛門	67. 田原英助
6. 木暮又右衛門 (普請方下奉行)	37. 井上喜次郎	68. 岩下源十郎
7. 鈴木治兵衛 (普請方下奉行)	38. 川村鉄太郎	69. 関鍾之助
② 8. 中嶋理左衛門	39. 宮野新次郎	70. 若江河助
9. 青木幸右衛門	40. 柳沢弥右衛門	71. 龍崎豊吉
10. 雨宮応三郎	41. 市野金三郎	72. 鈴木乙次郎
11. 神谷祐藏	42. 真下勇右衛門	73. 玉井勝輔
12. 橋本市助	43. 関口春吉	74. 犬塚平太郎
13. 山縣豊三郎	44. 早乙女清太郎	75. 小林幸次郎
14. 瀬谷永太夫	45. 関川金次郎	76. 佐々木文右衛門
15. 上野幸三郎	46. 大嶋又太郎	77. 望月宗吉
16. 上條祐三郎	47. 山口清三郎	78. 具嶋瀧三郎
17. 上野鑄太郎	48. 蜂谷萬次郎	79. 神屋兼五郎
18. 鈴木来助	49. 中村重吉	④ 80. 天野郷藏
19. 奥原久左衛門	50. 野口吉十郎	81. 上野弥太夫
20. 小嶋龍三郎	51. 高須謙藏	82. 安川長藏
21. 福田誓右衛門	52. 市橋弥三郎	83. 本多金之助
22. 荒井釜藏	53. 福田誓藏	84. 三橋彦五郎
23. 佐口伴右衛門	54. 宮路栄之助	85. 服部吉右衛門
24. 西城新平	55. 荒井藏次郎	86. 平野源吉
25. 真井武左衛門	56. 佐口正藏	87. 中村忠藏
26. 吉野省内	57. 上野仁三郎	88. 清水吉太郎
27. 池田孝市	58. 西城吉三郎	89. 河合歎助
28. 清水英三郎	59. 鈴木和三郎	90. 吾孫子丈助
29. 小谷野茂太郎	60. 加納辰弥	91. 飯塚次郎兵衛
30. 岩崎一作	61. 吉野信之助	92. 飯塚政藏
31. 森田与左衛門	62. 井上為次郎	

また非常な人数であり、同姓の者が複数いることから見習が多数いたことが想像される。

これについて、「玉川上水留」の分析による見解を示す。

役職については次のようにして知ることができた (表 3 - 3 参照)。

現場を担当した者（次項参照）は肩書がある。地割棟梁は全員が入札段階で署名をしている。その結果、

①は指摘されるとおり、普請方下奉行・普請方改役のグループである。

②は上位17までは普請方・同仮役と考えてよく、20～23の4人は同心肝煎役と推定できる。それ以下は普請方同心、改方同心が混在している。

③が②とは異なるグループと推定されているが、本件《資料27》担当の改方同心3人は②の52市橋56佐口③69関であり、格差はないかもしれない。

④はまちがいがなく地割棟梁のグループで、「玉川上水留」で知りうる限り天保期から10人でその姓に変動がないことから世襲と考えられる。本件から12人となり、92は91と同姓でもあり見習であろう。

坂詰は、「明和5(1768)年から始まった普請奉行による上水管理の体制は、当初にくらべはるかに大規模な様相をもって幕末を迎える」<sup>4)</sup>と述べている。前記の「中古の人員」に名が見えない地割棟梁が普請方の直属なのかどうか、その身分は明らかにされていない。今後の大きな研究課題<sup>5)</sup>である。

### (3) 現場の体制

御普請・御修復にあたって、奉行は見廻り、附切監理する役職・人数はそのつどきめられた。基本的な構成は次のとおりである。

見廻	奉行		
附切	普請方下奉行	(出役の場合もある)	1人
	普請方改役	(勤方の場合もあり、代りに普請方の場合もある)	1人
	普請方	(仮役、出役もある)	1人
	普請方同心肝煎役		1人
	普請方同心		2人
	普請方改方同心		1人
	地割棟梁		2人
	合計		9人

このうち、普請方下奉行、同改役、普請方の3人は普請奉行が老中へ提出する書付を起案し署名する三役であり、それ以下は実務者と考えられる。附切は、《資料22》【64】の日記に休日となる日を除けば「掛り一同例刻相揃」とあるので、いわゆる常駐と考えられるが、兼合附切というのもあるので、専任といったところか。兼合とはいくつかの現場を兼務することであろう。

兼合附切の例として御普請方改役勤方渡辺甚十郎が同時進行する3カ所の附切をし、すべて褒賞されている。

玉川上水赤坂柳堤御普請附切 7両

神田上水石樋 兼合附切 5両

神田上水小川町 兼合附切 5両

「右の通有之改役同勤方共式人勤に付、前書の外にも兼合附切相勤、御褒美被下候儀多例有之候」《資料3》【163】とある。これは、御普請・御修復の工事が多く、改役・同勤方合計4人ではかけもちを余儀なくされている実情を表すものと考えられる。

勤方の例として「御先手長田六左衛門組与力より御普請方改役勤方斎藤金之丞」《資料15》【98】・《資料18》【139】、仮役の例として「小普請組奥田主馬組御普請方仮役上野鑄太郎」《資料27》がある。いずれも他の部署からの出向なのであろうか。

代りの例として「御普請方改役代り御普請方瀬谷永太夫」《資料43》【21】がある。本来より格上のポストに代理であたる。改役の人員不足のためと考えられる。

表3-2は《資料4, 14, 22, 23, 6, 18, 43, 3, 15, 27》の10件について附切の役職と人数を表したものである。

表3-2 附切の役職と人数

資料番号	4	14	22	23	6	18	43	3	15	27
入用高(両未満切捨)	56	97	412	580	680	1100	1268	1279	1430	3756
御普請方下奉行・出役			* 1	1	1	1	1	1	1	1
御普請方改役・勤方			* 1	1	1	1	1	1	1	2
御普請方・仮役			1	1	2	1	1	1	1	3
御普請方同心肝煎役			1	1	1	1	1	1	1	2
御普請方同心	1	1	1	1	3	2	2	2	2	6
御普請方改方同心	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
地割棟梁	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3
合計(人)	3	3	5	7	11	9	9	9	9	20

注 \*は取扱

附切の人数は7人《資料23》や3人《資料4, 14ほか》などの場合もあり、必ずしも一定ではない。《資料23》は入用高580両の御修復であり、《資料4, 14》は入用高それぞれ56両3分, 97両の御修復である。したがって、人数は入用高によって増減されることが考えられる。反面、入用高680両の御修復である《資料6》は11人である、これは入用高としては1000両未満と低いが、出役・仮役・当分仮役などの職名が見られることから組織の内部事情によるものと考えられる。最大20人の場合がある《資料27》。これは「玉川上水口四谷大通万歳石垣樋御修復一件」、入用高3,756両で、その重要性によるものと考えられる。

表3-3は《資料3, 15, 18, 22, 27, 43》の6件について、老中、奉行(見廻)、附切の役職とその人数・人名を表したものである。

表 3 - 3 老中，奉行（見廻），附切の例

《資料》	西暦年	《3》 1835	《15》 1848	《18》 1850	《22》 1856	《27》 1857	《43》 1865					
老中		松平周防守 松平和泉守 大久保加賀守	阿部伊勢守 松平和泉守	阿部伊勢守 戸田山城守 牧野備前守	堀田備中守 阿部伊勢守	堀田備中守 久世大和守 脇坂中務大輔 内藤紀伊守	水野和泉守 稲葉美濃守 本荘伯耆守					
見廻		附切同様見廻り										
普請奉行		泉本主水正 →井上備前守	村田阿波守 池田播磨守	一色丹後守 →中川飛騨守 村田阿波守	河野対馬守 伊沢美作守	河野対馬守 →平賀駿河守 山口丹波守	岡松伊予守 →大久保肥前守					
作事奉行 (文久2=1862~)		勝志摩守 →土岐主膳										
附切		附切人数 9	附切人数 9	附切人数 9	取扱人数 2 附切人数 5	附切人数 20	附切人数 9					
普請方下奉行 同出役の内	下奉行 森川八兵衛	1	下奉行出役 小暮又右衛門	1	下奉行 橋本恵次郎 →小暮又右衛門	1	下奉行 *取扱 清水三郎右衛門	1	下奉行 清水三郎右衛門	1	下奉行 宮路一平	1
普請方改役 同勤方の内	改役勤方→改役 渡辺甚十郎	1	改役勤方 斎藤金之丞	1	改役勤方 斎藤金之丞	1	改役勤方 *取扱 柴山善藏	1	改役 清水藤助 改役代普請方 中嶋理左衛門 →青木幸右衛門	1	改役代普請方 瀬谷永太夫	1
普請方 同仮役の内	普請方 鈴木重吉 →荘五郎	1	普請方仮役 宮路一平	1	普請方 清水藤助	1	普請方仮役 上野幸三郎	1	普請方 神谷祐藏 山縣豊三郎 普請方仮役 上條祐三郎 →上野鑄太郎	2	普請方 神谷兵左衛門	1
普請方同心肝煎役	同心肝煎役 森左太夫	1	同心肝煎役 小嶋龍三郎	1	同心肝煎役 佐口伴右衛門	1	同心肝煎役 荒井釜藏	1	同心肝煎役 福田誓右衛門 同心肝煎役代 清水英三郎	1	同心肝煎役 荒井蔵次郎	1
普請方同心 同仮役 同見習の内	同心 宮路一平 池田清四郎 →衆平	2	同心 加納弥五郎 市橋弥三郎	2	同心 鈴木来助 吉野省内	2	同心 吉野省内 →柳沢弥右衛門	1	同心 池田孝市 柳沢弥右衛門 西城吉三郎 上野仁三郎 →山口清三郎 中村重吉 吉野信之助	6	同心 関川金次郎 加納辰弥	2
普請方改方同心 同仮役 の内	改方同心 加納帯藏	1	改方同心 早乙女喜兵衛	1	改方同心 福田繁藏	1	改方同心 鈴木和三郎	1	改方同心 市橋弥三郎 佐口正藏 関鑄之助	3	改方同心 大嶋又太郎	1
地割棟梁 以上が附切	地割棟梁 三橋喜六 服部助七	2	地割棟梁 平野伝八 →善平 河合玄作	2	地割棟梁 安川長藏 中村為三郎 →服部任藏	2	地割棟梁 河合吉平	1	地割棟梁 平野源吉 中村忠藏 飯塚次郎兵衛	3	地割棟梁 天野勝右衛門 三橋彦五郎	2
その他の地割棟梁	天野郷藏 上野松太郎 安川長藏 本多勇次郎 平野定次郎 中村為三郎 清水瀬兵衛 河合玄作		天野郷藏 上野弥太夫 安川長藏 本多栄助 三橋利助 服部任藏 中村為三郎 清水瀬兵衛		天野郷藏 上野弥太夫 本多新太郎 三橋利助 平野善平 清水瀬兵衛 河合玄作		天野郷藏 上野弥太夫 安川長藏 本多金之助 三橋彦五郎 服部吉右衛門 平野源吉 中村為三郎 清水瀬兵衛		天野郷藏 上野弥太夫 安川長藏 本多金之助 三橋彦五郎 服部吉右衛門 清水吉太郎 河合敬助 吾孫子丈助		上野弥太夫 安川長藏 本多金之助 服部吉右衛門 平野定次郎 中村甚左衛門 清水吉太郎 河合敬助 吾孫子丈助 飯塚次郎兵衛	

注 1. →は在任中の交代、昇格  
2. 見習が任命された例は《3》だけである。

(4) 請負業者の体制

御普請・御修復は入札が原則である。手続きとして、まず、普請方より触書により御普請・御修復について業者に順達するので、普請方が入札に参加する業者をあらかじめ指名する指名競争入札制度となっている。触書には印形を持って小屋場へ行く日時が記されており、時間は通常四ツ時である。《資料43》【1】では8人に順達され、順達留（最後の者）が触書を小屋場へ納める。

当日、小屋場において仕様注文（工事内容）、絵図などが示され参加者はそれを写し取る。入札の日時、落札後の跡請負（工事保証）の事等、御普請・御修復に関する注意事項も示され、参加者はこれを確認の上、署名押印する。入札日までの期間は短く5日程度である。《資料43》では応札した業者数は4人であり、他の資料でも全業者が応札したものはない。

表3-4は入札参加者を示したものである。

表3-4 入札参加者

資料番号	入札参加者													
	和泉屋 源次郎	三河屋 平八	鷺尾 三治郎	大和屋 文蔵	小川屋 清吉	平兵衛	大嶋屋 吉五郎	植木屋 吉五郎	林田 小右衛門	橋崎 庄右衛門	桶屋 市五郎	蔵田 清右衛門	住吉屋 長次郎	尾張屋 市兵衛
2	A ◎													
4		C ◎												
6	B	B												
8			C ◎											
9			B						B					
10				C ◎										
11				C							C			
13	A			A					A	A	A			
14		C ◎												
15	A								A					
17	B	B		B							B			
18	A	A			A ◎						A	A	A	
21	C										C			
22	B	B				B ◎		B		B			B	
23	B	B ◎							B				B	
26		B					B ◎				B		B	
28													B	
29								A ◎						
31								A	A				A	
32	C							C	C	C			C	
33		B						B						B
34		B						B	B					
35	B							B						B
37	A	A						A ◎		A				A
39	A													A
40	B ◎							B		B				B
41								B		B				B
42									A			A		A
43								A	A			A		A
45								B						

- 注 1. 元積は除く。また落札したことがなく入札回数が3回以下の者は除いた。  
 2. ◎印は落札  
 3. 入用高 A: 1,000両以上 B: 1,000両未満 100両以上 C: 100両未満  
 4. 入札参加の期間が長いものは世襲かもしれない。

入札参加者は和泉屋、三河屋、大和屋、小川屋、大嶋屋、植木屋、住吉屋、尾張屋など、屋号を付した者が多い。入用高（落札値段）と入札参加者の関係を見ると、和泉屋源次郎は大小さまざまな規模の工事に参加、林田小右衛門、蔵田清右衛門は比較的規模の大きな工事にだけ参加しているが、多くの者は工事の規模を特定していないことがわかる。

入札に先だち普請方の地割棟梁が積算を行い元積（額）を算定する。開札してもっとも安い入札値段を付けた者が落札するが、後述するように業者の入札値段より元積の方が安く、普請方が落札することが多い。なお、《資料43》【2】では「老番札格別飛札に候へば式番札を以落札」として不当に低額な応札をあらかじめ戒めている。

落札した請負業者は当該工事の見廻・附切となった普請方役人の監督を受けながら、職人・人足の手配、物資資材の購入から施工工程管理全般を行ったと思われるが、「大工世話役」「人足世話役」「木挽世話役」「石工世話役」「車力世話役」「材木類納入」「釘類納入」《資料14, 37, 40, 42》などの記事から、内容ごとに下請けによって工事を実施していたことは明らかである。元積が落札となれば、普請方の直轄直営方式をとり、地割棟梁グループが請負業者と同じことをすることになる。

こうした工事に従事する職人についてみると、主として、木樋・木榭は大工、桶榭・井戸は桶工、石樋・石榭は石工が携わり、それぞれ、これを補助する手伝人足がついていた。普請方の作成した仕様注文には使用材料、構造の細部まで詳述されており、請負業者は個々の施工については大工、桶工、石工などの専門職人と人足を確保したのである。

請負業者は施工中、経費についても普請方の管理を受けており、落札値段より安価に工事が終了しても、それが収益とはならない。同じく、不測の事態により落札値段より高価となった場合もそれを請負業者が負担する仕組みにはなっていない（増減差引勘定参照）。工事完了後5カ年の間はいわゆる保証期間で跡請負と称した。これはこの期間中に施工不良箇所が生じた場合には、何度でも無料で修復しなければならないという契約である。

#### (5) 服務規律

御普請・御修復には奉行名による「定」があり、役人・職人・人足に対する服務規程となっていた。例として、嘉永3(1850)年の「定」《資料18》【34】の箇条書きに、①～⑩を付して示すと以下ようになる。

- ① 玉川上水西丸下御厩掛并伝奏屋敷掛其外榭榭御普請、巨細に心附等閑の儀無之、小屋場作法宜人足等に至迄、不作法無之様入念可心附事
- ② 毎日きつと、五時揃七時仕舞可致候事
- ③ 火の元等用心堅申付、相定候火所の外一切火を差出申間敷候、尤引払の節入念可申事

- ④ 湯呑所の外人足多葉粉(煙草)為給申間敷、休の節并取掛の節共役人致差図、柏子木打可申事  
四時休、九時昼食休、八時休
- ⑤ 喧嘩口論堅禁制の事
- ⑥ 自分共見廻の節、御普請仕法等可相尋候間、無差支委細可致挨拶候、若不明の儀有之候へばきつと可及沙汰候間、かねて相心得入念出精可相勤事
- ⑦ 御普請出来形宜、御組合入用可成丈相減候様致出精、仕法会得いたし兼候事は委細棟梁共へ可相尋候、若不束の儀申立候はば自分共へ可申間事
- ⑧ 賭の諸勝負堅停止の事、但賭似寄の儀も決て無之様、其外取締方専一心附可申事
- ⑨ 職人人足等毎日入高請負人共より為書出可申事
- ⑩ 諸色麓末無之様入念可申候。若いたし方麓末候敷、不依何事御為宜儀心附候はば、末々のものにても存寄可申間事
- ⑪ 職人人足其外掛り役人家来、腰札を以出入可致事
- ⑫ 御場所并小屋場内へ、他の者紛入不申様可心附事
- ⑬ 万一出火の節、人足駆付候はば随分防方手配可申付事
- ⑭ 御普請日積、役人は勿論末々迄相心得居、日積通無相違出来候様、出精可致事
- ⑮ 請負のものより、金銀米錢酒肴等軽品たりとも決て請申間敷事
- ⑯ 惣て不取留風聞、猥に申触間敷事

右の條々きつと相心得可申候。勿論前々誓詞の趣堅可相守もの也

以上出精して勤めることが記されている。

ことに火の用心については「小屋場夜中番人附置火の元等用心堅申付」《資料9, 13, 31》と夜中に番人を置くことを定めていることもある。さらに「日記」の中に「火の用心」について、毎夕「七ツ時過」すなわち作業終了後、まもない時刻に夜間管理する者(辻番人など)を立合わせて「火所改め」をしてから引き上げる記録が見える《資料22【64】、4, 11, 24, 30》。

汚職防止について、「軽品」とは何を指すかわからないが、一切いけないということであろう。少なくとも形の上では、きびしく指導していたものと考えられる。

汚職ではないが職人が差替えられた例がある。地割棟梁よりの文書に「私共元積引請被仰付難有奉存候。右御用下職大工長次郎へ引続申付候処、同人諸色納方不直、其上不快の趣申立、御場所等閑に相心得罷居候に付……大工差替度旨奉願候処、早速御聞濟被成下、難有奉存候…」とある。ここでの地割棟梁は附切としてではなく請負人の立場である《資料43》【33】。

福利ということで休日と災害補償の一例をあげておこう

初午、節句、山王祭礼、たなばた、盆、八朔などには請負人あるいは職人世話役の願い出により休日が与えられていた。これについて、当日のみ休み、前日と当日の両日休み、前日早仕舞で当日休みの場合があった《資料18, 22, 43ほか》。

45歳の人足が作業中にケガをしたところ、家族の事情も考慮し、日当銀3匁の人足に錢5000文を見舞金として与えている《資料3》【130】。

## 3.2 御普請・御修復の経費

### (1) 入用高（落札値段）

表3-5は、それぞれの工事の入用高（落札値段）、公儀・武家町の出銀内訳、落札者を工事地区別、年代順に示したものである。総数は45件で、四谷6、麴町・半蔵門・代官町16、赤坂・溜池9、虎門5、西丸下5、および増上寺他4となる。

#### 1) 御普請・御修復の規模

入用高には大小の差があることがわかる。最大の入用高は3,765両《27》、最低のそれは35両余《21》である。工事別に入用高の分布をみると、以下ようになる。

金1500両以上	3 件( 7%)
1000両～1500両未満	13 件( 29%)
500両～1000両未満	8 件( 18%)
100両～ 500両未満	9 件( 20%)
100両未満	12 件( 26%)
合計	45 件(100%)

#### 2) 出銀の比率

出銀は公儀・武家町のそれぞれが負担し、その比率は多少の僅差はあるもののおおむね公儀2%、武家町98%の割合である。《資料3》では、入用高1,279両のうち

公 儀 26両1分2朱銀2匁2分6厘1毛余 ( 26.412683 両)

武家町 1252両2分 銀5匁2分3厘8毛余 (1252.587316 両)

で公儀負担が2.0651%となっている。

この根拠となるものとして寛政3(1791)年作成の「上水記」「玉川神田両上水石高出銀高之記」<sup>6)</sup>に、

玉川神田両上水惣石高武家町共凡2000万石程

但 玉川之方 1500万石程

神田之方 500万石程

内 公儀御出銀之御高40万石 内 玉川之方 30万石

神田之方 10万石

とある。30万石÷1500万石=0.02(=2%)。これにより、寛政3年以降も引続きこの比率により行われていることがわかる。しかし上記の例でもわかるように入用高の2%という単純計算ではない。総石高は概数であって年々変動があるものの公儀の石高は一定である。したがって公儀

表 3 - 5 入用高, 内訳, 落札者

地区	資料番号	西暦年	入用高 (落札値段)	公儀・武家町の負担内訳	落札者
四谷	3	1835~6	1279両	公武 26両1分2朱銀2匁2分6厘1毛余 1252両2分銀5匁2分3厘8毛余	元積
	9	1841	815両	公武 16両2分2朱銀3匁6分5厘4毛余 798両1分銀3匁8分4厘5毛余	元積
	17	1849	633両	公武 12両3分銀3匁6分1毛余 620両2朱銀3匁8分9厘8毛余	元積
	22	1856	412両	公武 8両2分銀7分1厘5毛余 403両1分3朱銀3匁3厘4毛余	平兵衛
	27	1857~8	3765両	(資料前欠のため不明)	五味与惣兵衛
	39	1862~3	1170両	公武 24両2分銀1匁2分5厘1毛余 1145両1分3朱銀2匁4分9厘8毛余	元積
麹町・半蔵門・代官町	5	1838	1485両	公武 30両銀3匁8分2厘8毛余 1454両3分2朱銀3匁6分7厘3毛余	元積
	12	1845	389両2分	公武 7両3分銀7匁3分5厘4毛余 381両2分2朱銀1分5厘5毛余	元積
	14	1847	97両	公武 1両3分2朱銀5匁6分5厘7毛余 95両銀1匁8分4厘2毛余	三河屋平八
	15	1848	1430両	公武 29両銀1匁9分1厘1毛余 1400両3分2朱銀5匁5分8厘8毛余	元積
	20	1853	1234両	公武 25両銀3匁9分余 1208両3分2朱銀3匁5分9厘9毛余	元積
	25	1856	73両2分	公武 1両2分銀1匁1分1厘1毛余 71両3分3朱銀2匁6分3厘8毛余	元積
	26	1857	108両	公武 2両1分銀2分8厘9毛余 105両2分3朱銀3匁4分6厘余	大嶋屋吉五郎
	29	1857~8	1289両	公武 26両3分銀3匁6分7厘2毛余 1262両2朱銀3匁8分2厘7毛余	植木屋吉五郎
	33	1859	115両	公武 2両1分2朱銀3匁8分7厘6毛余 112両2分1朱銀8分7厘3毛余	元積
	38	1861~2	91両2朱銀2匁5分	公武 1両3分2朱銀3匁1分2毛余 89両3朱銀3匁1分4厘7毛余	元積
		1861~2	42両1分銀8分4厘2毛	公武 3分2朱銀1匁9厘2毛余 41両1分1朱銀3匁4分9厘9毛余	元積
	41	1863~4	109両2分	公武 2両1分銀2匁9分1厘7毛余 107両3朱銀8分3厘2毛余	元積
	42	1864	1930両	公武 40両2分銀8分7厘3毛余 1889両1分3朱銀2匁8分7厘6毛余	元積
	43	1865	1268両	公武 27両2朱銀1匁5分2厘4毛余 1240両3分1朱銀2匁2分2厘5毛余	元積
47	1866~7	1941両3朱銀1匁8分	公武 43両3朱銀9分7厘4毛余 1898両銀8分2厘5毛余	元積	
49	1867	142両1分2朱銀9分9厘	公武 3両2朱銀2匁7分3毛余 139両3朱銀2匁3厘6毛余	元積	

赤坂・溜池	2	1833~4	980両	公武	19両3分2朱銀1匁3分1厘6毛余 960両銀6匁1分8厘3毛余	和泉屋源次郎
		1833~4	1154両1分	公武	23両1分2朱銀3匁5分8厘4毛余 1130両3分銀3匁9分1厘5毛余	和泉屋源次郎
	4	1836	56両3分	(不明)		三河屋平八
	6	1838~9	680両	公武	13両3分2朱銀1匁2分8厘8毛余 666両銀6匁2分1厘1毛余	元積
	10	1843~4	80両3分 銀2匁	公武	1両2分2朱銀4分8厘2毛余 79両2朱銀1匁5分1厘7毛余	大和屋文蔵
	16	1849	1342両	公武	27両2朱銀1匁9分8厘3毛余 1314両3分銀5匁5分1厘6毛余	元積
	23	1856	580両	公武	11両3分3朱銀2匁7分1厘8毛余 568両銀1匁3厘1毛余	三河屋平八
	34	1859	647両	公武	13両3分2朱銀1匁5分5厘5毛余 633両2分銀2匁3分9厘4毛余	元積
	45	1865~6	318両	公武	6両3分銀3匁5分4厘余 311両3朱銀2分9毛余	元積
虎門	11	1843~4	72両2分2朱	公武	1両1分2朱銀5匁5分8厘6毛余 71両2朱銀1匁9分1厘3毛余	元積
	13	1846	1175両	公武	23両2分2朱銀7匁4分4厘6毛余 1151両1分銀5厘3毛余	元積
	28	1857~8	847両2分	公武	17両2分2朱銀1分8厘余 829両3分1朱銀3匁5分6厘9毛余	元積
	31	1857~8	1439両	公武	29両3分2朱銀3匁3分7厘2毛余 1409両1朱銀3分7厘7毛余	元積
	32	1859	53両	公武	1両1朱銀2匁4分2厘2毛余 51両2分2朱銀1匁2分2厘7毛余	元積
西丸下	8	1840	67両	公武	1両1分銀7匁3分1厘3毛余 65両2分2朱銀1分8厘6毛余	鷲尾三治郎
	18	1850	1100両	公武	22両1分銀7分7厘4毛余 1077両2分2朱銀6匁7分2厘5毛余	小川屋清吉
	24	1856	65両	公武	1両1分1朱銀1匁8分2厘4毛余 63両2分2朱銀1匁9分2厘5毛余	元積
	35	1860~1	830両2分	公武	17両2分1朱銀1匁2分5厘余 812両3分2朱銀2匁4分9厘9毛余	元積
	40	1863~4	344両2分	公武	7両3朱銀2匁9分5厘4毛余 337両1分銀1匁9厘2毛余	和泉屋源次郎
増上寺他	19	1852	72両	公武	1両1分2朱銀5匁3分4厘4毛余 70両2分銀2匁1分5厘5毛余	元積
	21	1856	35両1分2朱 銀5分	公武	2分3朱銀2匁6分1厘1毛余 34両2分2朱銀1匁6分3厘8毛余	元積
	30	1857	170両3分	公武	3両2分銀3匁9厘2毛余 167両3朱銀6分5厘3毛余	元積
	37	1861~2	1167両	公武	24両2分3朱銀1匁2分1厘3毛余 1142両1分銀2匁5分3厘6毛余	林田小右衛門

注 1. 入用高は当初のもの(差引勘定の前).

2. 金銀換算率

金1両=4分=16朱

金1両=銀60匁

比率の2%もわずかではあるが変化する。御普請・御修復ごとに算定していたことがうかがえる。

### 3) 落札の状況

落札者の内訳は45件中、元積31件、請負業者14件である。したがって、元積70%、業者30%である。地区別にみると、四谷（元積4／業者2）、麴町・半蔵門・代官町（同13／3）、赤坂・溜池（同4／5）、虎門（同5／0）、西丸下（同2／3）、および増上寺他（同3／1）となる。麴町・半蔵門・代官町、虎門では元積落札が圧倒的に多く、四谷、赤坂・溜池、西丸下ではほぼ同件数となるのと異なっている。入用高でみた場合、元積と請負業者の落札は以下のようにほとんどその割合は変わらない。

金1500両以上	3件（請負業者1）
1000両～1500両未満	13件（同 4）
500両～1000両未満	8件（同 2）
100両～ 500両未満	9件（同 3）
100両未満	12件（同 4）

請負業者の落札がわずか30%にとどまっていたことは、御普請・御修復が請負業者にとって魅力ある事業ではなかったということであろうか。

## (2) 増減差引勘定

御普請・御修復の費用はほとんどの場合、施工によって入用高に増減が生じる。増減の理由は次の場合が多い。

増の分

- ① 注文より樋等の施工延長が延びた
- ② 注文になかったことが施工段階で生じた
- ③ 注文より使用材料が増えた
- ④ 注文では再利用のところ新規材料を用いた
- ⑤ 事情により注文と異なる高価な材料を用いた

減の分：まったく増の分の裏がえしである。

- ① 注文より樋等の施工延長が短くなった
- ② 注文にあったことが施工段階でなくなった
- ③ 注文より使用材料が減じた
- ④ 注文では新規材料のところ再利用できた
- ⑤ 事情により注文と異なる安価な材料を用いた

例として、《資料18》【138】について見てみる。入用高（落札値段）は金1,100両である。

増の分を理由別でみる。

② 水見枡上蓋注文の外仕直し

② 注文の外吐樋仕付

この合計 銀 229匁 2分 5毛

減の分も同様にみる。

① 樋の施工延長の減

② 井戸伏替注文のところ、そのまま使用

③ 道造りの足し土の減

この合計 銀1897匁 2厘 2毛

増減差引 銀1667匁 8分 1厘 7毛 減

金に換算 金27兩 3分銀 2匁 8分 1厘 7毛

したがって、1,100兩(落札値段)－27兩 3分銀 2匁 8分 1厘 7毛

=1,072兩 2朱銀 4匁 6分 8厘 3毛

これにより、金1,072兩 2朱銀 4匁 6分 8厘 3毛が支払われた。

支払いは通常、工事開始からまもなく、御内借金として工事費の一部が支払われ、最後に精算する形式がとられる。《資料18》では、第1回目に金500兩、第2回目に同じく金500兩が支払われ、最後に増減を精算して、金72兩 2朱銀 4匁 6分 8厘 3毛が支払われている。

ただし、増減による差が非常に少ない場合は、増減は行わず当初の金高のままとなる。

《資料3》の場合は、

増の分 銀246匁 5分 7毛

減の分 銀244匁 4厘 8毛

「右は少分の儀に付帳尻引の積り」、差が少ないので、当初の金高によって支払われたのである。

### (3) 古物御払い

御普請・御修復によって発生した木類・鉄物等の古物は、御普請方の小屋場において入札による払下げが行われている。手続きとして、まず、御普請方小屋場より依頼をうけた町奉行衆が町人に触書により古物御払いについて順達する。触書には望みの者は、きめられた日に御普請方小屋場に行き、御払いの品々を見置き、開札の日時に入札持参するよう記されている。

入札は古樋板類、古釘、古銚、古銅ごとに行われ、落札した者は当日、金額の10分の1を納入し、残金は引取りの前日に納めるのである。

このように現場で発生した廃材は廃棄せず、それぞれ、有効に再利用されていた。御普請・御修復によって発生した古物を入札により払下げることは物の有効利用をはかることであり、いわゆるリサイクルである。したがって、この時代にこうしたことが行われていたことは、おおいに

評価されるべきである。

入札者の職業はさまざまであると考えられるが、入札者の中に湯屋が目立つ《資料9, 43ほか》このほか穴蔵屋《資料37ほか》, 桶屋《資料11ほか》も見える。

ところが、入札による払下げとは別に、武家・町人に払下げが行われているのである。《資料18》【157】によると、落札した者の人名と金額（金42両3分銀5分7厘6毛）のほか、23人の人名（現場付近の大名や普請奉行ほか）と、それぞれに金額が記されている。その24口の合計は金94両1分2朱銀1匁4分8厘5毛であり、入札以外の方が54.7%を占めている。さらに、「取集古物代上納の分」として、普請方役人や町人計28人の人名と、それぞれに金額が記されている。その合計は金25両1分銀3分2厘4毛（この錢32文）にもなっている。入札に付されないものが、武家・町人に払下げられていたことは、理解しにくいといわざるを得ない。

古物払下げ過程には「古樋の取壊し」「釘抜手間」さらに「古物榎方の手間」が必要であり、これに従事した者には手間賃が支払われる。その出所は古物払下げによる納入金のうちから、遣い払いし、残りが金方へ納められるのである。

例の《資料18》では、古樋榎取壊釘抜手間は金5両錢124文かかっている。また取集古物代のうちから、「馬場先御門持場内道造其外水留の節人足御手当等遣払」として金9両3分が支出されている。現場の人足手当を古物代から流用するのも健全な会計処理とはいいがたい。

#### (4) 役人の手当, 褒賞

御普請・御修復は、御普請方の監理のもとに行われたが、これには見廻りと附切がある。附切の場合、役職ごと、日数に応じて手当が与えられている。

表3-6は役職名と手当支給額を表したものである。

表 3 - 6 役職名と1人1日の手当支給額

役 職 名	1 人 1 日 支 給 額
御普請方下奉行 同 改 役 御普請方	銀 3 匁
御普請方同心肝煎役 同 同心 同 改方同心	銀 1 匁 5 分
地割棟梁	銀 1 匁

また、御普請・御修復のつど、手当とは別に奉行以下それぞれ御褒美を受けている。《資料18》【141】では、見廻りをした普請奉行一色丹後守は時服3着を拝領しており、附切を勤めた者も、それぞれ以下の御褒美を受けている。

御普請方下奉行	銀10枚 <sup>7)</sup>
同 改役勤方	金7両
御普請方	金5両
同 同心肝煎役	} 金3両ずつ
同 同心	
同 改方同心	
地割棟梁	金2両ずつ

役人はそれぞれ現在にいう給与を受けており、御普請・御修復の監理は彼らの本来業務と考えれば、これに従事したことによって手当を受け、褒美にあずかるのは、現在の感覚からすればいわば給与の三重取りといえる。しかし、これは当時の慣例であった。このような慣例が幕府の財政悪化を招いた一因ともいわれており、財政悪化の時代に前例をたてに既得権としてこのようなことが続けられたことは、幕府内部の腐敗ぶりを表す一端といえよう。

### 3.3 材料用品の値段（単価）

幕末における御普請・御修復に使用する材料や御普請方小屋場等で用いる用品類の値段・職人人足の賃銀は、慶応1(1865)年まで変動なく横ばいに推移している。天保4(1833)年～慶応1年といえば国の内外にさまざまな事件があり、いわば変革・動乱の時代であった。米価にみられるように物価は安定していたわけではない<sup>8)</sup>。そうした中であって30年余にわたり、横ばいに推移したことは、無理に抑制したと考えるべきか。その反動であろうか、「当春以来追物価高直に罷成、当御場所土手上御普請一式代銀、一本当直を以取調候処…」《資料47》、慶応2年になると値段は急騰している。

表3-7は《資料3, 15, 18, 22, 43, 47ほか》をもとに慶応1年までおよび慶応2年（空欄は比較資料なし）の各種材料用品類の値段を表したものである。

### 3.4 歩掛り

樋榭・井戸などの御普請・御修復の費用は材料費、労力費(職人人足等の賃銀)および損料によって構成されている。2間樋一本当りなど単位当りのセット価格が決算時に算出される。

ここで注目すべきは、損料が3.2%に統一されていることではなかろうか。理由はわからないが、いわゆる帳尻あわせのためであろうか。今後の研究課題といえよう。

表 3 - 7 材料・用品等値段

種 別	品 名	内 容	単 位	値 段			
				慶応1年まで	慶応2年	倍 率	
木  竹	桧		両に1本替		両に3分5厘替	2.9	
	桧葉						
	栗						
	松		両に1本3分替				
	榎		両に1本5分替				
	栗丸太	長さ9尺~1丈 末口2寸5分~3寸	1本	銀 1.5 匁			
	栗	長さ2間 5寸角	1本	9.3	銀 20 匁	2.2	
		長さ1丈 5寸角	1本	7.75	16.7	2.2	
		長さ2間 4寸角	1本	6			
		長さ1丈 4寸角	1本	5			
	松丸太	長さ2間3尺~9尺 末口4~5寸	1本	1.8			
	杉丸太	長さ2間3尺 末口4~5寸	1本	10			
竹	目通9寸廻り	1本	4				
	目通7~8寸廻り	1本	1				
鉄  物	貝折釘	目方1本5~45匁	両に7貫500目替		両に1貫714目替	4.4	
	落貝折釘						
	縫釘						目方1本5匁
	銚						目方1本30~40匁
	大五寸釘		100本	銀 2.5 匁			
	鉄鋏		100本	2			
	鉄色	幅2寸5分 厚さ1分5厘	1ツ	12.343			
	錠前	長さ6寸 鍵とも	1口	7			
	鉄鋏		1ツ	0.5~1			
	巻金物		1枚	16			
銅 物	銅板	長さ1尺2寸 幅1尺 (目方1枚100匁)	1枚	3	銀 7 匁	2.3	
	銅鋏		100本	1	1.5	1.5	
	銅ひご		1本	4.32	18.2	4.2	
石・土・その他	間知石	面1尺4.5寸 控1尺7.8寸~2尺	1本	4			
	岩岐石	長さ6尺5寸 幅1尺 2.3寸 厚さ6.7寸	1枚	45			
		長さ5尺6.7寸 幅1尺 2.3寸 厚さ7.8寸	1枚	27			
		長さ4尺7.8寸 幅1尺 1.2寸 厚さ7.8寸	1枚	22			

種別	品名	内容	単位	値段		
				慶応1年まで	慶応2年	倍率
石・土・その他	玄蕃石	長さ3尺 幅1尺 厚さ3寸	1枚	銀 3 匁		
	割栗石		1坪	150		
	砂利		1坪	75		
	土		1坪	20		
	粕へな土		1坪 (1荷)	35 (0.5~3)	銀 (4.5) 匁	1.5
	敵練土		1坪	350		
	漆喰		1升	0.3	2	6.7
	芝		1坪	1.2		
	洪墨塗		1坪	1.5	2	1.3
	ちゃん塗		1坪	7.2		
	横皮		1束	0.7	2.4	3.4
賃銀	車		1輛	4.5	6.35	1.4
	石工		1人1日	7		
	大工		1人1日	4	14.5	3.6
	桶工		1人1日	3		
	人足		1人1日	3	8.5	2.8
	道造人足		1人1日	2.5		
用品	紙	半紙	1シメ	25~30	85	2.8 ~ 3.4
		美濃紙	1帖	1.8	4.5	2.5
	筆		1対	0.6	1	1.7
	墨		1挺	1	3	3.0
	朱墨		1挺	1	1.8	1.8
	蠟燭	大	1挺	0.3	0.5	1.7
		小	1挺	0.15	0.2	1.3
	桃灯 (提灯)	高張	1張	7.5		
弓張		1張	3.5			

- 注 1. 木類について、合計体積 12 立方尺(長さ 2 間、切口 1 尺四方)を 1 本という。松・松葉(ひば)・栗は 1 本が金 1 両で、これを「両に 1 本替」という。杉は、15.6 (=12×1.3) 立方尺が金 1 両で、これを「両に 1 本 3 分替」という。榎は、18 (=12×1.5) 立方尺が金 1 両で、これを「両に 1 本 5 分替」という。
2. 鉄物(釘・銼等)について、合計重量 7500 匁で 1 両、これを「両に 7 貫 500 目替」という。
3. 石・土について、体積の 1 坪は 6 尺立方をいう。
4. 石・土・その他の内容欄の [、] は「ないし」の意。例えば、1 尺 4.5 寸は 1 尺 4 寸~1 尺 5 寸。
5. 賃銀について、一部《資料 22》に石工 1 人 1 日銀 10 匁、人足 1 人 1 日銀 4 匁 5 分がある。また、彫石工 1 人 1 日銀 3 匁という記録がある(「神田上水留」11 冊)。
6. 賃銀について、下って明治 2(1869)年の記録(「神田玉川上水諸留」9 冊)に「上水人足定用 1 人に付代銀 12 匁」とあり、さらに高騰している。
7. 用品の紙類について、このほか、程村(現、栃木県烏山町程村原産)、西の内(現、茨城県山方町西野内原産)などが用いられている。

表 3 - 8 木樋・竹樋，駒の頭の値段と歩掛り

種 別	内 容 材 質 長 さ (内法) (単位尺)	値 段 (銀 匁)	値段内訳比率 (%)			西 暦 年	資 料 番 号	
			材 料		労 力			損 料
			木竹	その他				
箱 樋	桧 長さ2間 (1.2×1.4)	575.88	38.1		58.7	3.2	1865	43
			27.4	10.7				
	松 長さ2間 (1.1×1.2)	492.12	37.6		59.2	3.2	1857~8	28
			26.1	11.5				
	松 長さ2間 (2.7×2.7)	617.066	60.9		35.9	3.2	1848	15
			45.5	15.4				
松 長さ2間 (1.1×1.2) 木厚0.3	268.766	63.0		33.8	3.2	1850	18	
		41.6	21.4					
松 長さ2間 (0.9×1.1)	124.494	67.3		29.5	3.2	1857~8	28	
		47.1	20.2					
松 長さ2間 (0.6×0.6) 木厚0.2	63.464	68.2		28.6	3.2	1848	15	
		46.5	21.7					
彫 樋 駒の頭付	桧 長さ2間 (0.3×0.3) 0.7角	76.994	55.6		41.2	3.2	1857~8	28
			45.3	10.3				
彫 樋	松 長さ2間 (0.5×0.5) 1.0×1.3角	244.406	59.2		37.6	3.2	1848	15
			36.5	22.7				
	松 長さ2間 (0.5×0.5) 0.9角	62.824	71.5		25.3	3.2	1850	18
			59.5	12.0				
松 長さ2間 (0.4×0.4) 0.8角	53.131	69.8		27.0	3.2	1850	18	
		55.6	14.2					
松 長さ2間 (0.4×0.4) 0.8角	51.747	69.1		27.0	3.2	1850	18	
		57.1	12.0					
同 上 駒の頭	松 長さ1.4 幅1.2 厚0.6	6.888	77.4		19.4	3.2	1857~8	28
			56.3	21.1				
彫 樋 駒の頭付	松 長さ2間 (0.4×0.4) 0.8角	88.26	48.5		48.3	3.2	1850	18
			38.6	9.9				
彫 樋	松 長さ2間 (0.3×0.3) 0.7角	43.057	66.9		29.9	3.2	1863~4	40
			52.5	14.4				
松 長さ2間 (0.3×0.3) 0.7角	77.105	36.4		60.4	3.2	1863~4	40	
		29.3	7.1					
同 上 駒の頭	松 長さ1.4 幅1.2 厚0.6	8.573	67.8		29.0	3.2	1863~4	40
			45.2	22.6				
同 上 駒の頭	松 長さ1.4 1.2角	12.774	75.7		21.1	3.2	1863~4	40
			60.7	15.0				
竹 樋	竹 長さ2間 目通り1尺廻り	21.617	23.1		73.7	3.2	1863~4	40
			23.1	0.0				
同 上 駒の頭	松 長さ1.2 0.6角	4.064	49.5		47.3	3.2	1863~4	40
			40.9	8.6				

注 駒の頭、堅駒は継手をいう。

(1) 木樋・竹樋

材料費は木または竹が大部分を占め、その範囲はおおむね40%~70%であるが、バラツキが見られる。労力費の範囲は、おおむね、30%~60%であるが材料費同様バラツキがある。

(2) 木柵・桶柵

材料費は木が大部分を占め、その範囲はおおむね50%~70%である。労力費の範囲は、おおむね、20%~50%である。

表 3 - 9 木柵・桶柵の値段と歩掛り

種 別	内 容 材質(内法および 深さ)(単位 尺)	値 段 (銀 匁)	値段内訳比率(%)				西暦年	資料 番号
			材 料		労力	損料		
			木竹	そ の 他				
水 見 柵	桧 (5×4×7.5)	1244.18	54.0		42.8	3.2	1857~8	28
			43.6	10.4				
出 柵	桧 (5×5×8.5)	1483.071	57.0		39.8	3.2	1850	18
			46.4	10.6				
	松 (3×3×7.5)	337.398	76.0		20.8	3.2		
			55.9	20.1				
	松 (2.5×2.5×7)	241.755	73.5		23.3	3.2		
			52.0	21.5				
埋 柵	松 (3×3×5)	228.44	74.9		21.9	3.2		
			54.1	20.8				
	松 (2.5×2.5×5)	219.627	64.7		32.1	3.2	1857~8	28
			46.2	18.5				
	松 (2.5×2.5×4)	165.405	73.6		23.2	3.2	1850	18
			52.9	20.7				
	松 (2.5×2.5×3)	114.354	73.7		23.1	3.2		
			53.4	20.3				
	松 (2.5×2.5×3)	211.079	48.8		48.0	3.2	1863~4	40
			35.0	13.8				
桶 柵	桧葉 差渡し 1.8 深さ 2	68.132	45.4		51.4	3.2		
			43.3	2.1				

(3) 井 戸

材料費のほとんどは木と竹であり、その範囲はおおむね60%~70%である。労力費の範囲は、おおむね30%~40%である。

表3-10 井戸の値段と歩掛り

種別	内容 ( )は井戸に使用した 桧葉板枚数	値段 (銀匁)	値段内訳比率 (%)			西暦年	資料 番号	
			材 料		労 力			損 料
			木竹	その他				
井戸 上ヶ輪	桧葉 内法差渡し3尺 深さ1丈6尺5寸	122.862	62.1		34.7	3.2		
			61.5	0.6				
中ヶ輪		122.346	61.8		35.0	3.2		
	61.2		0.6					
根ヶ輪		146.717	58.5		38.3	3.2		
			58.0	0.5				
井戸 上ヶ輪	桧葉 内法差渡し2尺5寸 深さ1丈6尺5寸	109.082	61.6		35.2	3.2		
			61.0	0.6				
中ヶ輪		108.565	61.4		35.4	3.2		
	60.8		0.6					
根ヶ輪		129.783	57.0		39.8	3.2		
			56.4	0.6				
井戸	桧葉 2ヶ輪 内法差渡し2尺8寸	262.76	62.6		34.2	3.2		
			62.6	0.0				
	桧葉 2ヶ輪 内法差渡し2尺5寸	211.226	55.1		41.7	3.2		
			55.1	0.0				
	桧葉 (46枚) 内法差渡し2尺8寸	240.891	71.0		25.8	3.2		
			70.9	0.1				
	桧葉 (46枚) 内法差渡し2尺8寸	224.822	69.4		27.4	3.2		
			69.3	0.1				
	桧葉 (23枚) 内法差渡し2尺8寸	119.536	70.2		26.6	3.2		
			70.1	0.1				
桧葉 (23枚) 内法差渡し2尺8寸	111.743	63.5		33.3	3.2			
		63.3	0.2					
桧葉 (42枚) 内法差渡し2尺5寸	210.015	67.8		29.0	3.2			
		67.6	0.2					
桧葉 (42枚) 内法差渡し2尺5寸	198.761	66.3		30.5	3.2			
		66.1	0.2					
桧葉 (42枚) 内法差渡し2尺5寸	193.162	65.5		31.3	3.2			
		65.3	0.2					

(4) 石樋

石樋の新規築造の値段と歩掛りについては資料に乏しい。そこで足し石等による破損修復の場合について見てみる。例として、《資料22》は前年の地震（安政の大地震）によって破損した石垣樋を修復したものである。

表3-11はこの石垣樋御修復1間当りの値段・歩掛りを表したものである【63】。

また安政4（1857）年《資料31》も安政の大地震により破損した石垣樋を築き直したものである。

表 3 - 11 石垣樋御修復値段・歩掛り（1間当り）

別 種	値段(銀匁)	値段内訳比率 (%)			西暦年	資料番号
		材料	労力	損料		
石 垣 樋	136.534	62.7	34.1	3.2	1856	22
石垣樋・石垣下土台	14.985	70.5	26.3	3.2		
石垣樋上掘埋石蓋取掛共	45.276	32.5	64.3	3.2		
石垣樋・明跡高下直し	15.211	80.1	16.7	3.2		

表 3 - 12はこの石垣樋御普請単位（1間または2間，1坪）当りの値段・歩掛りを表したものである。

表 3 - 12 石垣樋御修復値段・歩掛り（単位当り）

種 別	単 位	値段(銀匁)	値段内訳比率 (%)			西暦年	資料番号
			材料	労力	損料		
敷下割栗石	1間	28.52	75.8	21.0	3.2	1857	31
敷石	1間	72.9	68.0	28.0	3.2		
石樋土台	2間	25.518	85.4	11.4	3.2		
石樋面坪	1坪	97.805	55.2	41.6	3.2		
石樋蓋石	1間	9.817 ほかに3.521	—	96.8	3.2		
余垂板	2間	27.072	51.7	45.1	3.2		
樋筋道造	1坪	2.53	49.4	47.4	3.2		

### 3.5 水銀・普請金

#### (1) 水 銀

水銀は上水の日常の維持管理の経費として徴収されたもので、武家は所領の石高により、町方は小間割によった。「玉川上水留」には慶応1～3(1865～7)年《資料44, 46, 50》の記録がある。慶応3年の「玉川上水武家方水銀帳」により武家方の水銀の割附を見てみる。

100石に付 銀

高10万石まで 2分2厘  
 高10万石～30万石まで 1分5厘3毛3糸  
 高30万石～50万石まで 1分2厘  
 高50万石以上 8厘6毛6糸6忽6微

これは「上水記」巻十<sup>9)</sup>に記載されたものと同じで、引続き変更がないことがわかる。水銀は石高が多くなるにつれて100石当りの金額は遞減されているのである。

また、知行高のまま水銀をかけるのがふつうだが、上屋敷・中屋敷・下屋敷などいくつも屋敷を持っている大名などの場合、上屋敷は知行高のままとし、他の屋敷については半高と称して半分にしたり引高と称して割引いたりした。

水銀帳には、まず「御殿達」として紀伊殿(麴町、喰違外、芝、南伊賀町の各屋敷分)、尾張殿(築地屋敷分)ほか7人の名がみえる。

つぎに「銘々の分」として10人が名を連ね、そのあと「組合の分」として17の組合ごとに各々の名が記されている。そして、これらについて、それぞれの石高、水銀、金換算値が記されている。表3-13は武家方水銀の合計を表したものである。

表3-13 武家方水銀の合計

石高の合計	12,833,746石2斗6升4合
水銀の合計	銀 19,041匁3分7厘5毛
金に換算	金 317両1分1朱 銀 2匁6分2厘5毛

一方、慶応3年の「玉川上水町方水銀帳」により町方の水銀の割附を見てみる。

小間2間 100石に付 錢22文

新規井半減

小間4間 100石に付 右同断

水銀の直接の負担は地主である。小間とは所有の土地の間口をいい、小間2間は武家の100石に相当する。前述「上水記」巻十には新規井半減はまだ記載されていない。水銀帳には「麴町赤坂四谷」「八番組」「六番組」「七番組」の順に記され、それぞれ各々の名主支配ごとに水銀、金換算値が記されている。表3-14は町方水銀の合計を表したものである。

表3-14 町方水銀の合計

水銀の合計	錢 166,995文
金に換算	金 18両3分3朱 銀 2匁3分7厘9毛

注 両に8,800文替

表3-15は武家方・町方水銀の比較を表したものである。

表3-15 武家方・町方水銀の比較

武家方	金 317両1分1朱 銀 2匁6分2厘5毛	94.4%
町方	金 18両3分3朱 銀 2匁3分7厘9毛	5.6%
合計	金 336両1分1朱 銀 1匁2分5厘4毛	100.0%

これによると、水銀は武家方と町方を比較すると武家方が、そのほとんどを占めていることがわかる。

## (2) 普請金

普請金は上水の普請や修復の費用にあてるもので水銀同様、武家は所領の石高により、町方は小間割によって徴収された。

ここでは御普請すなわち普請方で行った工事費用の徴収について見てみる。入用高は全額を幕府が立替えておき、あとで武家・町方より取り集めた。「玉川上水留」には慶応3（1876）年《資料48》の記録がある。その中の「玉川上水御組合普請金武家方出銀取集帳」より武家方の普請金を見てみる。

普請金の割附は江戸内と水元に区分<sup>9)</sup>されている。江戸内については、まず、「御殿達」として「公儀御出銀御高30万石、銀5貫877匁、この金97両3分2朱銀4匁5分」とあり、そのあと尾張殿、紀伊殿と続いている。次に「銘々」「虎御門外銘々」「外桜田銘々」、さらに「組合」の順に記されている。水元については、「水元銘々」「四谷辺銘々」「麴町大通ならびに永田町組合」の順に記されている。表3-16~18はそれぞれ、江戸内武家方普請金の合計、水元武家方普請金の合計、および水元・江戸内武家方普請金の合計を表したものである。

表3-16 江戸内武家方普請金の合計

石高の合計	10,735,936石8斗8合
普請金の合計	銀210,317匁4厘4毛
金に換算	金3,505両1分 銀2匁4厘4毛（4厘2毛過）

注（ ）内は原文朱筆

表3-17 水元武家方普請金の合計

石高の合計	2,860,868石8斗5升
普請金の合計	銀39,508匁6分6毛
金に換算	金658両1分2朱 銀6匁1分6毛（7毛過）

注（ ）内は原文朱筆

表3-18 水元・江戸内武家方普請金の合計

石高の合計	13,596,805石6斗5升8合
普請金の合計	金4,163両3分 銀6分5厘

一方、「玉川上水御組合普請金町方出銀取集帳」より町方の普請金を見てみる。「水元江戸内共御普請」として「赤坂」「八番組」「六番組」「七番組」の順に記されている。表3-19は水元江戸内町方普請金の合計を表したものである。

表 3 - 19 水元江戸内町方普請金の合計

石 高 の 合 計	732,131 石 2 斗 2 升 6 合 2 勺 7 才
普 請 金 の 合 計	銀 14,153 匁 2 分 6 厘 3 毛
金 に 換 算	金 235 両 3 分 2 朱 銀 7 分 6 厘 3 毛

表 3 - 20は武家方・町方普請金の比較を表したものである。

表 3 - 20 武家方・町方普請金の比較

武 家 方	金 4,163 両 3 分 銀 6 分 5 厘	94.6%
町 方	金 235 両 3 分 2 朱 銀 7 分 6 厘 3 毛	5.4%
合 計	金 4,399 両 2 分 2 朱 銀 1 匁 4 分 1 厘 3 毛 (5 厘 6 毛過)	100.0%

注 ( ) 内は原文朱筆

これによると、普請金も水銀同様、武家方と町方を比較すると武家方が、そのほとんどを占めていることがわかる。

伊藤好一は『東京市史稿』上水篇第二を駆使して、慶応1年～4年の神田・玉川両上水樋柵のほか普請金を分析している<sup>10)</sup>。これによると、慶応3年における神田・玉川両上水の普請金の合計は金6,632両1分銀3分6厘となっている。表3-21は、これを基礎として慶応3年における神田・玉川両上水それぞれの普請金を表したものである。

表 3 - 21 慶応3年、神田・玉川両上水普請金

玉 川 上 水	4,399 両	66%
神 田 上 水	2,233 両	34%
合 計	6,632 両	100%

注 両未満切捨て

以上は御普請で武家・町方とも自普請の普請金負担もあったが、ここではふれない。堀越正雄は江戸の火災・水道・祭礼を地主の三厄といってその出費に苦しみ、市民にとって相当な負担であったことを述べている<sup>11)</sup>。また、伊藤好一は『絵本江戸風俗往来』を引用して、地主の負担について、第一水道費、第二火災消防費道路の修繕および雑種の費、第三山王・神田の両祭の費をあげ、水道費が町入用の内で最高位を占めるものであったことを指摘している<sup>12)</sup>。町方の水銀・普請金は武家方に比べ著しく少ないにもかかわらず、水道の出費に苦しんだことは事実かもしれない。しかし公儀専用施設においてさえも、公儀の経費負担は全額ではなく、他の御普請同様の約2%という低率であり、町人にも経費を負担させていた。このことこそ銘記されるべきであろう。

## 参考文献および註

- 1) 東京市役所編『東京市史稿』上水篇第二, 1923・東京都水道局編『東京都水道史』, 1952・堀越正雄:『日本の上水』新人物往来社, 1970・伊藤好一:「江戸の水道制度」(西山松之助編『江戸町人の研究』第5巻)吉川弘文館, 1978・坂詰智美:「幕末維新期の上水 — 管理機関の推移を中心に —」(専修法研論集, 第16号), 1995.
- 2) 前掲1)「幕末維新期の上水 — 管理機関の推移を中心に —」, pp.41-42.
- 3) 前掲2) p.47.
- 4) 前掲2) p.48.
- 5) 脱稿後に坂詰智美著『江戸城下町における「水」支配』が刊行された(専修大学出版局1999年4月).その終章(p.332)に今後の課題となる点として3点, そのひとつに職制をあげている。「第二としては, 職制の再検討をあげておきたい.特に, 普請奉行や作事奉行については, 従来の研究が進んでいなかったものでもあり, 膨大な下部組織と特別な技術職人であった棟梁たちをどのように支配し, 職務を遂行していたのかなど, 水職制以外の面からも検討が必要であろう」.
- 6) 石野広通編「上水記」巻十.
- 7) 銀1枚=銀43匁。「銀」(『国史大辞典』第4巻)吉川弘文館, p.510, 1984.
- 8) 小野武雄編著『江戸物価事典』展望社, 1979.
- 9) 「水元と申は玉川上水水元羽村大堰通より四谷麴町通り半蔵御門外迄, 同所五町目横町より赤坂御門内永田町辺迄, 江戸内と申は四谷伝馬町壱丁目角榭より紀伊国坂通, 夫より柳堤虎御門内より御曲輪内, 又虎御門外より愛宕下芝辺築地鉄砲洲迄江戸内と唱申候」(「上水記」巻十).
- 10) 前掲1)「江戸の水道制度」, p.385.
- 11) 前掲1)『日本の上水』, p.214.
- 12) 伊藤好一:『江戸上水道の歴史』吉川弘文館, p.153, 1996.

## 第4章 維持管理の技術

### 4.1 日常の管理

#### (1) 水見楯の巡視

江戸時代後期における市内の上水管理の体制について、伊藤好一は『江戸上水道の歴史』<sup>1)</sup>のなかで、水源である羽村在勤同心のあとに、つぎのように述べている。

「なお、水道の江戸府内の通水状態は水廻り同心が調べた。水廻り同心は普請方同心のうちの一名が任命される。一日おきに玉川上水代官町土手上矢来枡・二の枡・吐枡の通水状態を調べ、水不足のときは調節する。そのほか、半蔵門外出枡の通水状態を調べ、また、柳堤水番後でも調べる。このほかに虎門外浜掛り樋口・拾組分枡・外桜田門内水見枡・西丸下馬場先門掛りの出枡・和田倉門外出枡なども調べた。このほか一般に水道の水が不足するときには、四谷門外両掛り高枡・麴町一三丁目元枡・大木戸水門などの通水状態を見廻り、水量の調節を行った。」

この記述から水見楯を巡視する同心の存在と、その働きが市内への水量確保の役をになっていたという考え方がわかる。

ところが、水理技術の観点から神吉和夫は水見楯をつぎのようにとらえた<sup>2)</sup>。

「水見楯は、『上水記』巻五に7ヶ所、合計8個設置されている。『上水記』巻十では、水見楯について、「樋上何寸冠何寸明キ平日者隔日ニ見廻り之者相廻り書出ス格別減候時ハ日日相廻ル」と、水見楯を定期的に巡回監視していることを記している。「樋明キ」とは濁水等により水量が減少したときに、水が満管で流れず樋管の天端と水面との間に隙間ができることを示している。水見楯での水位を調べることは水圧計を設置しているようなもので、水位が急に低下すれば上流に異常があり、また、上昇すれば下流で障害が発生していることがわかる。」

すなわち、水見楯の調査は施設の異常を察知する手段ともなると指摘した。神吉の土木工学的視座は、これまでの上水研究に欠けていた市内上水施設の維持管理技術の解明へ向かわせた。

#### (2) 見分の要請

「神田玉川上水諸留」(第2章表2-7)を見ると、御普請所である御門や役屋敷から普請方へ見分の要請が目につく。水掛りの不良を訴え、ひいては修復の要請となっている。しかしこうした要請に対して見分に出向くのも、上記の水廻り同心の職務かどうかは不明である。

「玉川上水留」の御普請起案書中に見分の要請が発端であったことを記すもの、さらには催促を受けた例もある《資料26・40》。

#### (3) 水番人

玉川上水の江戸市内との接点は四谷大木戸水番屋である。この水番人は市内にはいる水量の

調整がおもな仕事である。赤坂溜池柳堤の水番人はこの付近が開渠となっている玉川上水の清浄さを保った。

以上述べた日常の水量や水質の管理は重要であり、その記録は普請工事に際し有益な情報源となったであろうことが想像される。しかし本報告は普請工事技術を主題とするので、これ以上はふれない。

## 4.2 御普請工事の手順

前記のとおり玉川上水留の普請工事は、普請方による「御普請」「御修復」である。「神田上水留」を分析して同じ普請方による「御普請」「御修復」の流れが明らかにされている<sup>3)</sup>。これに導かれながら各段階を示し、文書を分類したのが第2章表2-9であった。

ここでは全文書を掲載した《資料22》の石垣樋修復工事を、時系列にそって表4-1に示し、他の資料をも援用しながら御普請・御修復の流れを概説する。なお普請の体制および経済面の詳細は第3章を参照されたい。

表4-1 《資料22》修復工事の流れ

過程・月日	工 事	連絡など	経 費	関係者など	【文書番号】
前年10月	「地震」「崩落箇所旧仮樋（木樋）伏渡」「元樋肝要」				1
準 備	調査「洩水、掘明見分」前例、工事周期			普請方支配向	1
	設計「仕様注文」			普請方下奉行清水・普請方改役勤方柴山・普請方仮役上野	3
			見積「元積」	地割棟梁「681両」	1, 21
3. 18			入札触	普請方役所→岡田治助ほか18名	22
3. 19			入札申渡	3. 20力、19名へ「仕様注文帳熟覽」	23
3. 25			入・落札	10名入札、落札「家持平兵衛、412両」	21
3.			入用内訳	麴町1丁目家持平兵衛（落札業者）	4
4.			入用取調	上野幸三郎（本件現場責任者）	62
4.	工期目算「日積80日」			請負業者	17
起 案	修復起案「御組合入用伺」（付「附切人数伺」）			普請奉行河野対馬守→老中堀田備中守	1
				5名、普請奉行→老中	2
着 工	「附切同様取扱」担当者伺			下奉行・改役→〔普請奉行〕	18
	取掛願			請負業者→普請方役所	6
	取掛届「不得止御下知以前」			普請奉行→老中	5
	取掛届「明20日より」			普請奉行→老中	7
	「附切同様取扱」人数届			5名、普請奉行→老中	8
	竹矢来箱番屋取建届			普請奉行→老中	9
	竹矢来内煙立断			普請奉行→老中・側衆	10
	夜中辻番所へ引渡達			普請奉行→目付衆	11
	竹矢来箱番屋取掛			大工9人・人足15人	64
	掘方取掛			掘方人足43人	64
	町方下水浚申渡			四谷伝馬町1丁目・天徳寺門前町替地	20
	小荷駄馬・車差留達			普請奉行→作事奉行・小普請奉行	12
	施 工	「見廻」			下奉行清水
「諸色見分」			下奉行・改役勤方と附切同様計7名	64	
修復起案決済			老中→←普請奉行	15	
「附切」担当者伺			下奉行・改役→〔普請奉行〕	16	
「附切申渡」人数届			5名、普請奉行→老中	14	

過程・月日	工事	連絡など	経費	関係者など	【文書番号】
5. 5			入用高日積達	普請奉行→目付衆	13
5. 5	節句休日			「休日願」請負業者→〔普請方役所〕	19
5. 5		水留達・触		普請奉行→尾張殿御城附ほか	31~35
5. 6	「見廻」			改役勤方柴山	64
5. 7	水留（明け六時～夕七時）				64
		：石樋土台・根石築立			
5. 7	「見廻」			下奉行・改役勤方	64
5.			取替金内借願	350両(412両の内), 普請奉行→老中	25
5.			壱坪当内訳	石垣樋・土台・仮櫓・石蓋取替・道直	63
				請負業者→〔普請方役所〕	
5. カ	調査「蓋石折石」				61
5.	追加「取繕」工事設計「仕様注文」				57
5.			「取繕」入用		58~60
5.		「取繕」取掛届		普請奉行→老中	24
5. 12	落込穴掘明取掛				64
5. 13		水留達・触		普請奉行→尾張殿御城附ほか	36
5. 15	水留：捨土台・石垣築立				64
5. 16	水留			惣早出	64
5. 28		水留達・触		普請奉行→尾張殿御城附ほか	37
6. 1~ 2	水留：捨土台・石垣築立				64
6. 6	「見廻」			普請奉行河野対馬守	64
6. 14~15	山王祭礼休日			「休日願」請負業者→普請方役所	27
6. 24		水留達・触		普請奉行→尾張殿御城附ほか	38
6. 24~26		作事方車通行			64
6. 26~27	水留				64
6. 29	「見廻」			普請奉行	64
7. 7	節句休日			「休日願」請負業者→普請方役所	28
7. 13			内借金請取	普請方下奉行・改役勤方→金奉行	26
				奥印：普請奉行・勘定吟味役・勘定奉行	
				日付は【52】による, 【26】は5月	
				「休日願」請負業者→普請方役所	29
7. 13~16	盆休日				64
7. 17	道造取掛			下奉行・改役勤方	64
7. 20	「見廻」			普請奉行	64
7. 22	「見廻」			「日記」のみに記載	64
7. 26	水留：石垣築立			坂町湯屋熊吉落札, 「日記」のみに記載	64
7. 29			古物類払入札	「休日願」請負業者→普請方役所	30
8. 1	八朔休日			請負業者→掛役人中	39
8. 2	砂利不足詫				
完了					
8. 3	内部検査「突合見分」				64
8.		仕上報告「出来形帳」			46
8.			差引勘定帳	下奉行・改役勤方・仮役・請負業者	51
8.			入用高日数	412両98日(4.24~8.3内31日休日)	43
8.		担当者「掛名面」		取扱2名(下奉行・改役)・附切5名	44
8. 4		見分願		普請奉行→目付衆, 日付は「日記」	41, 64
8. 4~	残土取片付	出来届		普請奉行→老中	40
8. 14~	砂利数平均				64
8. 14		「明日見分申聞」		附切普請方仮役青木幸三郎	64
8. 15	検査「出来形見分」			立合者：目付衆は7名, 普請方は普請奉行と【44】の7名計8名	45, 64
				附切改方同心鈴木和二郎登城	64
8. 16		「見分済聞」			64
8. 18	撤取「穴埋」			人足2人	64
8. 19	撤取「小屋場取崩」			人足7人	64
8.			入用増減届	8両余減額, 普請奉行→老中	50
8.			取替金残金願	普請奉行→老中	52
8.			取替金請取	普請方下奉行・改役勤方→金奉行	54
				奥印は【26】に同じ	
8.			支配向手当願	附切5名4.24~8.21, 普請奉行→老中	53
8.			手当請取	下奉行・改役勤方・仮役→金奉行	55
				奥印は【26】に同じ	
8.			跡請負証文	5年保証「家持平兵衛」→普請方役所	56
8.		竹矢来箱番屋取建【9】断返		普請奉行→老中	47
8.		竹矢来内煙立【10】断返		普請奉行→老中・側衆	48
8.		夜中引渡【11】断返		普請奉行→目付衆	49
9. 11		馬・車差留【12】断返		普請奉行→作事奉行・小普請奉行	42

注 歴史的用語と現代用語の両方を用いた。

## a 準備

起案書には普請をする現場の調査や工事周期の前例が示され、そこでは洩水の実態や施設の腐朽状態さらに財政状況を考慮して、部分修理（修復）にするか敷設替え（普請）をするかが検討されている。

維持管理を担当する普請方では、技術の専門職と考えられる地割棟梁が工事設計をして仕様注文帳を作成する。さらに原材料・賃銀などの経費を見積り積算し、入用内訳帳を用意して入札にそなえる。業者に触れが回り入札が実施される。地割棟梁の見積り（元積）より業者の入札値が安くなれば業者が落札し、高ければ地割棟梁たちがグループで請負人となる。落札業者は入用内訳帳を提出し、普請方では普請方同心・普請方改方同心とで資材と単価のチェックを加える（入用取調）。地割棟梁が落札した場合にもあらかじめ積算根拠となった入用内訳帳が同様に吟味された。業者が落札すれば請負証拠地を提出するように、入札に際して申し渡されるが、証拠地に関する史料はすくなく、《資料18》は貴重である。また工期日数の予定を提出させ、普請方では担当者（附切）人数を決めておく。

## b 起案

上記の起案書はふつう附切の上級役職者（下奉行・改役・普請方）3人が起案し、普請奉行の名で老中の決済を仰いだ。《資料22》の場合は特例で、緊急を要するため老中の決済以前に取掛っている。また起案者の2人（下奉行・改役勤方）は取扱という立場であった。

## c 着工

決済が下りれば老中へ着工（取掛）を届け、竹矢来箱番屋など現場設営にともない各方面へ連絡をする。

注目すべきことはほとんどの工事において、現場のほかに船河岸（揚場）が定めら、資材の荷揚げおよび保管地とされることである。《資料3》：四谷－数寄屋橋、《15》：代官町－雉子橋、《18》：西丸下－龍の口、《43》：半蔵門－数寄屋橋。このことから市内水運の繁盛がうかがえ、現場との間には車が使用された。また普請方には四日市と鎌倉町河岸<sup>1)</sup>に木置場があり、そこで木製品の下拵えをしたのちに現場で組立てを行なうこともあった。道順にあたる城門通行の連絡も必須で、係職人は鑑札を携行した《43》。

《22》には見えないが服務規律にあたる「定」が奉行名で発せられる。

## d 施工

肝心の経費はまず幕府が全額立替え払いする。工事の規模によっては数回に分割して支払われ、終了時には増減精算支払いとなる（取替金内借）。

現場監理のため附切が勤務する。1～2人が交代で早出をしている。奉行をはじめ普請方の上級役人も期間中何度か現場を見回っていたことが《資料22》の日記でわかる。

樋の工事は、①部分修理《22》、②同一の敷設替え《3》、③既設のわきに敷設替え《15》とに分けられる。敷設替えは③がふつうだが場所が狭い場合には②となる。木樋なら①は掘り上げをとまなう。①・②では仮樋を敷設する《3・18・22・43》。工事の進行により水流を旧本樋→仮樋→新本樋と付替える作業中に断水（水留）となった。

江戸城本丸・吹上（さらに西丸）へ掛る筋では水留期日の調整（掛合）が必要である。城内で不都合が生じれば直前でも延期となり再度調整される《3》。四谷門外から赤坂方面の筋である《15・22》は普請方の工事日程に合わせて連絡（達）するだけであった。江戸城に通じる工事では普請方に主導権はなく、城内の都合が優先されるということであろう。

城内の土木建築は小普請方の管掌であり調整が必要であった。本丸掛り樋筋は北桔橋外が普請方との境界となり《15》にはその地点の工事もある。

いわば本管ともいべき御普請の樋筋工事にとまなう。途中での分水（一手引取、組合樋など自普請）工事も行なわれた《15・18》。各大名家に土木建築担当者が存在していることもわかる。

工事で生じた廃品は徹底して再利用された。ふつう樋柵は解体して売られた（古物払）が、仮樋は転用されることもあった。《22》の起案には「赤坂柳堤通御普請所にて相用候古仮樋を以て手当」とあり、崩落した石垣樋の中に応急処置として入れ子状に敷設して再利用した。古物の処理については《43》が詳しいし、入落札以外の方法、収入金の流用など新知見がえられている。

経費面では最終の精算（差引勘定）を行ない、老中への報告書に添付される。

## e 完了

仕上報告書（出来形帳）を作製し、老中へ完了の届けとともに検査（見分）を目付衆に要請する。見分には普請奉行以下普請方担当者が立合い、目付の見分をうけるまで現場は撤収できなかった。

請負業者（あるいは地割棟梁グループ）は経費残額の支払いを受け、向こう5年間現場修理を保証した（跡請負證文）。

附切担当者への手当、褒賞は定例となっていた。褒美願にはことさら普請工事の苦勞が記載されていて、現場の条件・人員動員の実態などを読み取ることもできる。また前例主義なのでその記述は普請事跡を探る資料ともなる。《資料22》には褒賞関係文書が欠けている。

最後は着工時に連絡した先へ完了の知らせを送る（断返）。

### 4.3 上水施設と維持管理技術

市内上水の施設で工事の対象物件は、それぞれの仕様注文帳と出来形帳に記述されていて、構造・規模・数量を知ることができる。しかし付属史料の5件でもわかるように、仕様帳・出来形帳の絵図は施設の構造をいちいち示す性格のものではない。当事者間において記述だけで疎通していたということは、構造にほとんど変化がなく伝統的な技術が踏襲されていたことをうかがわせる。

ひるがえって今日では、構造や技法の記述に難解な部分もあり、本節では対象施設ごとに維持管理の着眼点を指摘するにとどめ、他日を期したい。

はじめに施設構造物の種類と空間的な設置位置を表4-2に示す。

表4-2 構造物の種類と設置位置

施設構造物	地上-地中	地 表	地表-地中	地 中	地中-水中
樋					
石 樋			○	○	
木 樋		○掛樋		○	○潜樋
竹 樋				○	
枺					
石 枺	○出枺		○地形一面枺	○埋枺	
木 枺	○出枺・高枺		○同上・吐枺	○	
桶 枺				○	
井 戸	○	○亀甲			
余垂板				○	
その他					
矢来・道		○			

#### (1) 工事の起因

4.1でみたように起案書に洩水の実態や施設の腐朽状態が述べられている。《資料3》には「掛樋矧地・高枺襟輪とも朽損」「掛樋継手・高枺矧地とも惣体朽損」、《18》では「枺枺矧地・継手とも惣体水焼」とある。いずれも木製枺枺が流水に洗われて朽ち、剥ぎ合わせた板の継ぎ目や仕口が痛んできたことを示す。さらに《15》は「水ひしき強場所故、取繕等出来かね」「仮樋無之、場所替御普請」となっている。

上水の施設構造物に要求されるのはいうまでもなく水密性である。漏水（洩水）せず外からの滲水（差水）も許さず、高低差のある地点での水圧（水ひし〈拉〉ぎ強き）にも耐えなくてはならないのである。

## (2) 施設構造物と資材

後述するように、木製の樋あるいは柵を大口径またはより深くしようとすれば、大きな板材が必要となる。幅広の板を作るには、1枚の幅が0.6～1尺の板を剥(矧)ぎ合わせる。この矧地の水密性が弱点である。さらに樋柵とも組立てであるから、木部および鉄釘・糸(かすがい)の腐りあるいは土圧や不等沈下、振動による仕口部分のゆるみも大敵であった。

木製樋柵の漏水防止法は2段階になっている。まずは製作過程で接合面に植物繊維(槇皮)を打ち堅め、押さえとして木を打ちつけたり銅板を貼る。ついで設置にあたって、連結する継手部分には粘土(粕へな土)を塗り固める。粕は強度を増したり割れを防ぐための混ぜ物であろうが、なにのカスなのかは不明である。これまでに粘土の使用は指摘されていなかったように思う。

### 1) 樋

#### ① 石 樋

四谷大木戸から地中の樋となる。そのはじめの部分は石樋である。《資料22》【3・46】の記述と《31》の絵図(図4-1)で規模構造がわかる。

断面逆台形の石垣樋で、基礎に木製土台を敷設して不等沈下を防止した。修復の際には通水のまま仮メ切を設けて片側ずつ築き直した。

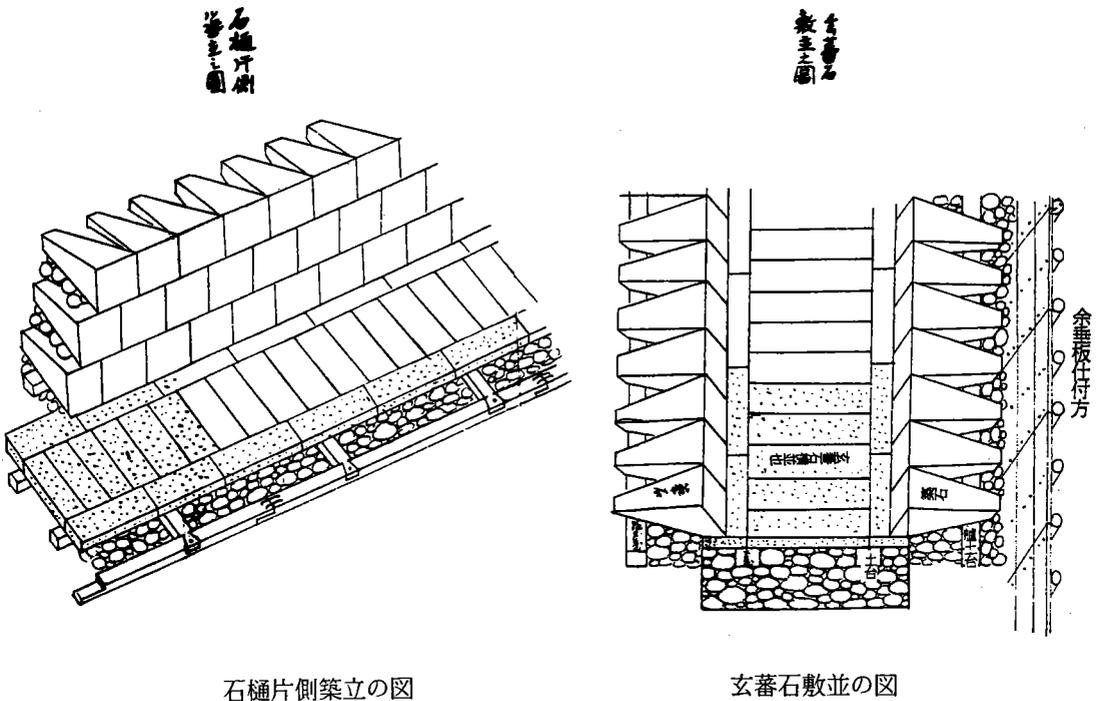


図 4 - 1 石垣樋《資料31》

## ② 木 樋

樋の大部分は木製である。構造には大別してa大口径な組立構造とb小さな角材くりぬき構造の2種類がある。aは幹線に使用され、bは幹線でも末端部・枝線・敷地内などに用いられた。名称はbを「彫樋」というのに対して、aはたんに樋と記述される<sup>9)</sup>。幅広板を作るには割合わせる(図4-2)。棧で補強することもある。

木樋では材料の関係で一本当りの長さに限界があり連結しなくてはならない。aおよびbのうちで8・9寸角の彫樋(《資料18》)では樋の末端を互いに挿入する加工をして直接連結していく。「蝶千葉継」といい銅板で補強し蓋は「切蓋」<sup>9)</sup>をかぶせた。「継手」とはこの部分名称である(図4-3)。前述のように粘へな土で漏水を防いだ。bの細い彫樋では「駒之頭」という部品を介して延長していく(図4-4、5)。これまで継ぎ手とは、部品=駒の頭をいつてきたので史料に当る際には注意が必要である。

図4-3は水圧に耐えるように二重蓋・杓・卷鉄物で補強した例である。《15》の矢来柵から北桔橋外までの彫樋と同じ仕様で、継手切蓋へ銚を打った。継手の下は地盤を固めたり「敷盤木」を据えて安定化を図っていた。《18》では古樋を敷盤木として再利用した。

それでも継手は弱点で、aの修復工事例として《43》をあげる。総延長218間余を掘り上げ、「古樋の内木性宜しき分相撰び、継手水焼の処切縮め、増し貝折釘槓皮巻打ち、蝶千葉継付直」した。状態のよい中間部分はいかし、両端を継手に加工して、合計約109間を再生させている【4, 83】。

彫樋は掘り上げ修理ということはなく、既設の脇にあらためて敷設するのがふつうであった《18》。

木樋の用材はおもに桧・松で、幕末になると椴<sup>7)</sup>が多くなる。価格が品質に比例するとすれば、品質は桧→松→椴の順で落ち、仮樋には桧を使うことはなく松か椴である。

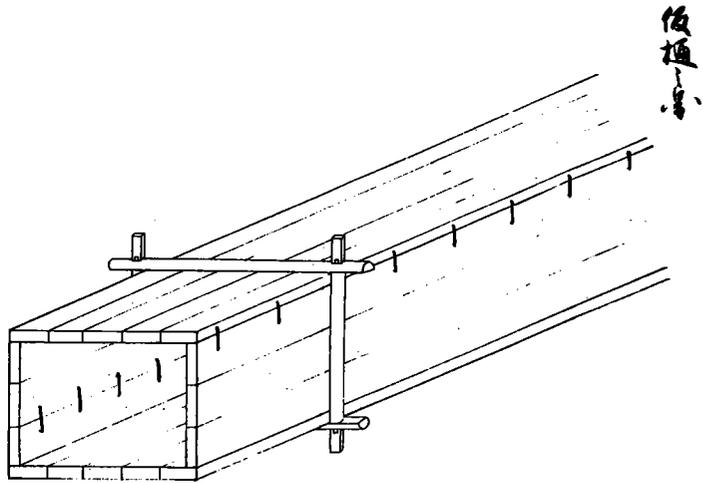


図4-2 木 樋 (假樋) 《資料13》



木樋が堀・川を越す特殊な3例を示す。a 四谷門外の掛樋 (図4-6《3》【31・152】),  
b 竹橋下の渡樋 (図4-7《12》), c 築地式之橋際の「川内潜樋」 (図4-8)。

a はせばめた堀の橋台に大材の「投渡木」を掛けて樋を載せる。投渡木の土に接する部分は焼いたあとに防腐剤の「ちゃん」を塗った。b は橋の真下に「請鳥居木」を建て、水上に露出した樋を支える。神田上水お茶の水掛樋はこの規模の大きいものである。c は潜樋の工法を示す図で、前後を二重のノ切で干上がらせた川底に樋を設置する<sup>9)</sup>。図には見えないが延長12間の樋上に、長さ2尺幅8~9寸の石をびっしりと横並びに置き「重石」とするとともに、川船の水竿で突かれるのを防いだ(「神田玉川上水諸留」<冊16・21><sup>9)</sup>)。「重石」は地中の樋・埋樋にも使われ、水圧に対処していた。

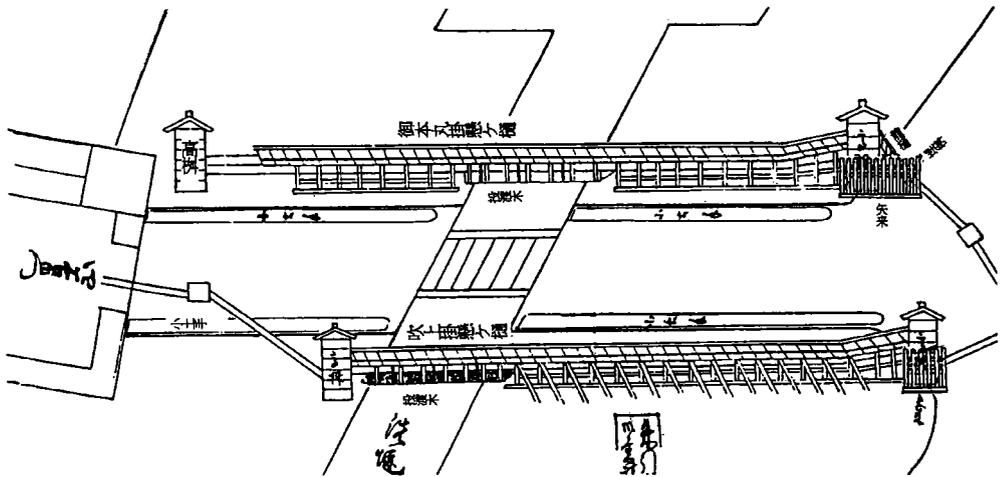


図4-6 掛樋と高掛《資料3》

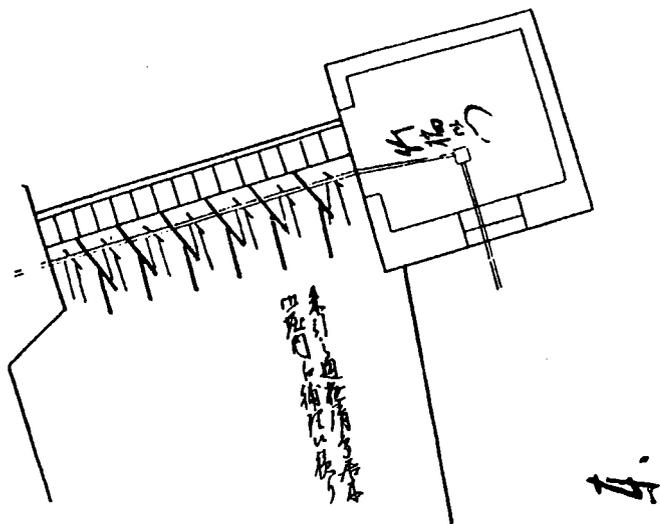


図4-7 渡樋《資料12》

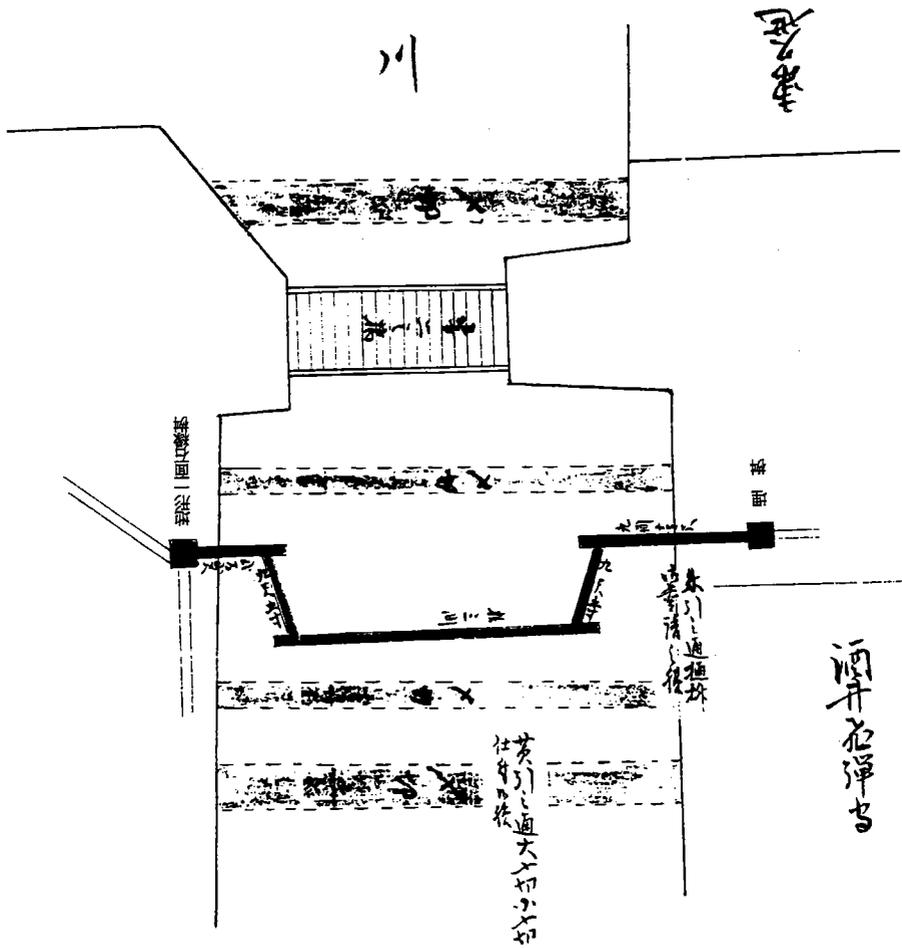


図 4 - 8 潜樋の工法（「神田玉川上水諸留」<冊16>）

このうち a 四谷門外の掛樋《3》【31, 152】は、外観の装飾に富んでおり幕府の威信を誇示するための施設たるべく、維持に力が注がれた感がある。

### ③ 竹 樋

竹樋は小規模な通水に使用するもので、敷地内・井戸への呼樋のほか、木樋工事中の仮樋として設置されることもある。竹樋の連結にも駒之頭を使う。駒之頭はふつうは松製だが仮竹樋では楸を使っている《資料18》。役屋敷の竹樋敷設事例として《40》がある。工事は修理ではなく既設の脇に新規敷設であった。

### 2) 榑

榑は樋筋の途中に設置してある。樋同様に石製と木製とがあり、石榑は相対的にすくない。

### ① 石 榑

石榑はそのほとんどがくりぬき構造で、石垣積は例がすくない。くりぬきの石榑をふくむ榑榑工事の例が《資料43》【8】で、「石榑都合9ヶ所、継手重ね合口槇皮入念打堅」めた。仕様に

はないが遺物を観察すると、数段に重ねる合わせ目は凹凸のほぞ（帯）加工がある。これはズレ防止のためと考えられ、さらに木柵の矧ぎ目と同様に槓皮で漏水を防いだ。たんに合口という（《18》【7】）ほかに、継手と呼ぶこともあった。

また「組立石柵掘り、改めて不陸之無き様組直し、樋伏渡し、柵内へ粕へな土老盃に詰め、石蓋掛渡す仕様（《15》【3】）から、「組立石柵」の名称を知ることができた。ただこの場合水圧のかかる現場で、石柵内には粘土を詰めて樋の連結部を防護する特殊な例である。図4-9は数すくない石垣柵で、また柵内樋出代を示す好例である《31》。出代は「柵内折返し1寸、柵側板へ1寸掛け銅板にて包、銅釘1寸間に打」って損耗（水焼）と漏水を防いでいた《3》【31】。

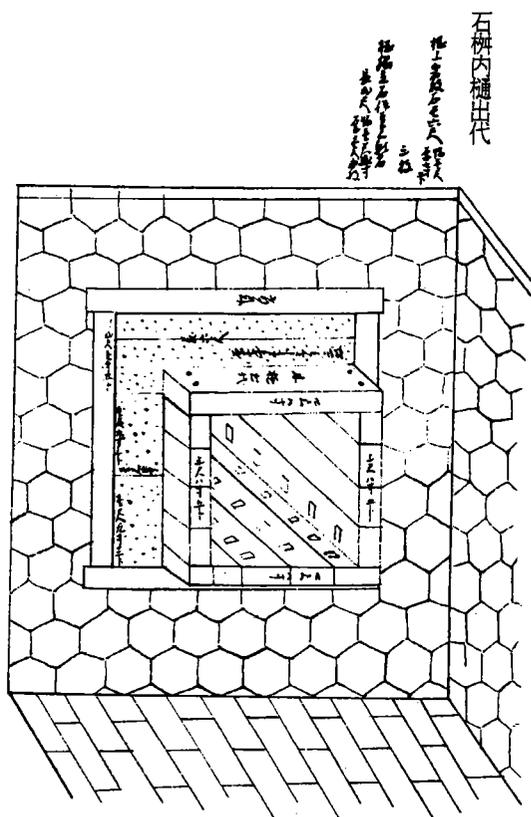


図4-9 石柵《資料31》

## ② 木柵

矧合わせた板5枚を「襟輪差」しに組立てたものである。側板に「切喰」せた蟻椀木で補強することもあった。石柵も同じだが上部が地上に出れば出柵・高柵，地表と同一なら地形一面柵，地中に設置すれば埋柵である。材は桧・松，仮柵には椴が使われた。

地上に出る高柵は「抱柱」（図4-11）や「建柱」を打ち付けたり、椀椀で補強した《資料3》【31】。出柵では地上部だけを「上矧」修理することもある（図4-10，「神田玉川上水諸留」

<冊1><sup>10)</sup>。地上部は防腐用に灰墨を加えた柿渋（渋墨）を全体に塗った。また木矢来で囲って保護した。

埋柵は木蓋を二重にし、間に粕へな土を詰めた。重石を置く場合もあった。

地形一面柵では石・木柵とも保護のために縁石を設ける場合があり、目地は漆喰で固めた。地上部の蓋は岩岐石を並べる柵もあるが、多くは開閉できる木蓋で、輪掛鉄を付け関貫を掛け施錠して保護した。鉄金具類は多くがそのまま整形して使い（有形生直）、焼漆でさび止めをした。

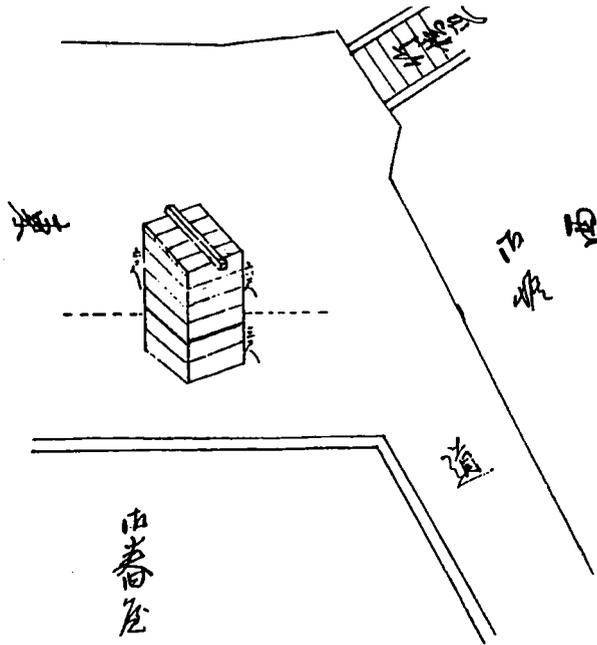


図4-10 出柵の工事（「神田玉川上水諸留」<冊1>）

### ③ 桶柵

小規模な埋柵として屋敷内でおもに用いた《資料40》。通常の柵が方形なのに対して円筒形、桶とはいうが地中のために蓋がつく樽である。井戸側と同様に桧葉板で作られ竹たがをはめ、桶工の仕事であった。小規模工事の仮桶をつなぐ仮柵の例もあり、その際に材は安価な杉であった《18》【7】。

### ④ 柵の機能

柵は方向転換・分岐もふくめ桶の中継ぎが一般的な機能と考えられてきた。特殊な例もあるがいくつか注意しておきたい。

- a 地上への吹き出し防止—傾斜地の下流側低地での出柵・高柵。
- b 継手の防護—登龍桶の継手部分（印籠継《3》【152 絵図:129】）、傾斜地の桶の継手（蝶千葉継《15》【3】）を囲んで粕へな土を詰めて防護。

- c 泥溜め-既設の柵を修理して使う場合には、泥浚いが仕様注文される。
- d 水位・水量制御-柵内に水流制御（差略）装置を設置（図4-11, 12）（第6章参照）。

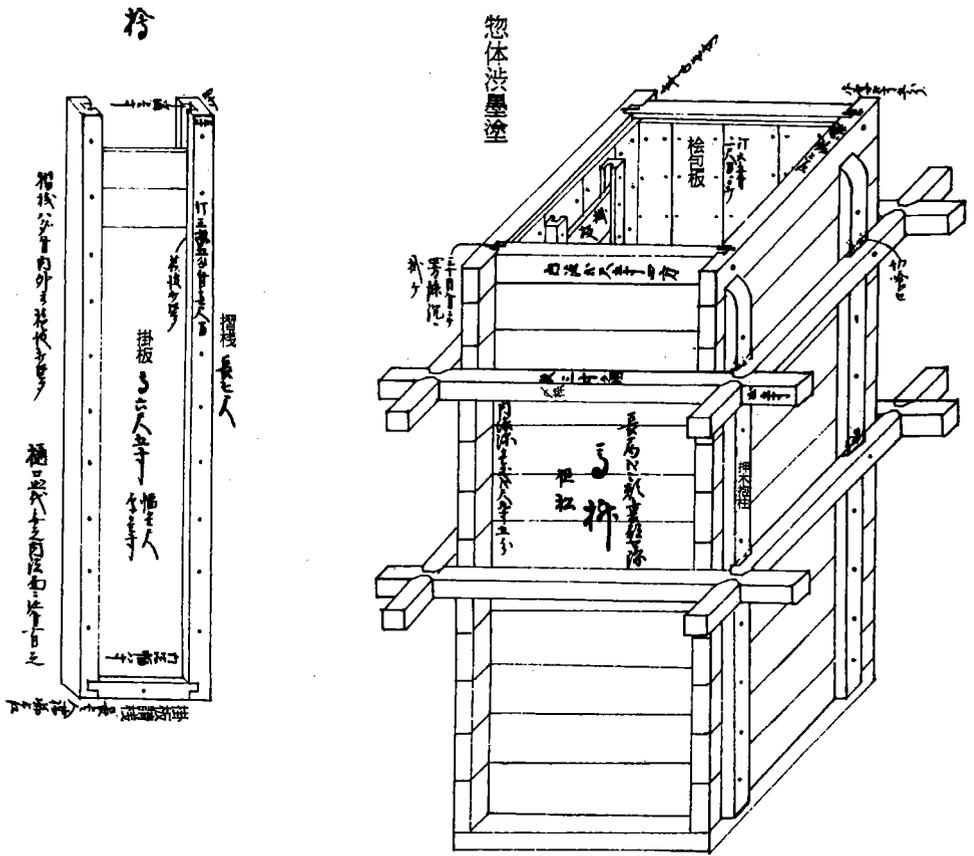


図4-11 吐樋の掛板設置の高柵《資料41》

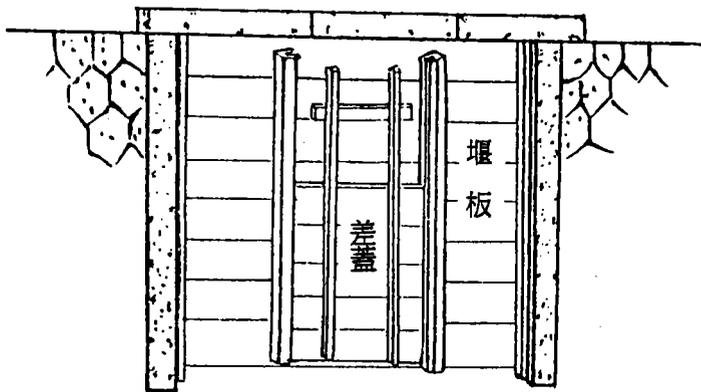


図4-12 地形一面柵の差蓋（「神田玉川上水諸留」<冊16>）

### 3) 井戸

役屋敷内工事の事例が《資料18》【7】である。井戸側(ケ輪)は、新設することが多いが、地上部の化粧ケ輪をはずしておいて、地中の根ケ輪交換後に再設置した井戸もある。竹筵に違いがあり、根ケ輪は片筵で簡略に、化粧ケ輪の地上部は組筵で頑丈にし、装飾性ももたせたと考えられる。流しに相当する部分を「亀甲」という。木製と石があり、石の場合は玄蕃石を敷き並べ目地を漆喰で固めた。

### 4) 余垂板

従来注意されていなかった施設で、石垣樋裏込めの外側に設置する。上水からの漏水を少なくしたり地下水が入るのを防ぐ(図7-3参照)。《資料31》は長さ63間、高さ2.5尺の規模(図4-1)。《22》は長さ6間高さ5尺内法幅1尺に板を2列立てその間に粕へな土を詰める。堀端の崩所の上だけに特別な措置とも考えられる。

神田上水では台地すそを流れる関口から水戸藩邸までの白堀通り谷側に、ほぼ全長にわたって「洩水留余垂板」を埋設していた。さらに市内随所の石垣樋の脇にも設置されていた(「神田上水留」)。

### 5) 矢来

現場小屋・揚場は矢来で囲った(図4-13)。上水施設では四谷高樹(《資料3》【31】)代官町高樹(《15》【93】)は、「生渋」を防腐のために塗った木矢来で囲んだ。赤坂紀伊国坂から溜池に至る開渠の部分は「人除矢来」で防護した《4・10》。

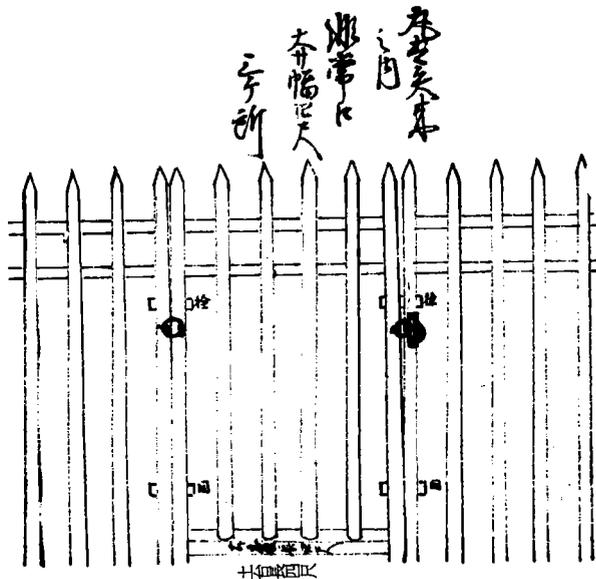


図4-13 矢来と錠前《資料34》

### 6) 道

工事後の道路復旧はきわめていいに実施された。第7章に詳述する。

## 参考文献および註

- 1) 伊藤好一：『江戸上水道の歴史』吉川弘文館，p.137, 1996.
- 2) 神吉和夫：『玉川上水の江戸市内における構造と機能に関する研究』，p.11, 1994.
- 3) 坂詰智美：「普請の工程」，(『神田上水石垣遺構発掘調査報告書』) 文京区神田上水遺跡調査会 pp.186-190, 1991.
- 4) 日本橋川鎌倉町河岸は竜閑橋際にある東京都千代田合同庁舎（水道局中央支所）敷地が該当すると思われる。水道局の資材置場として引き継がれていたことは興味深い。
- 5) 《資料28》に「箱樋」の名称がある。ただしこの樋では蓋が長手に剥ぎ合わせた一枚板ではなく、短板を横並べにする（切蓋は《3》絵図参照）。《18》では仕様注文帳【7】は単に樋だが、出来形帳【118】に一部「差樋」と記す。一般名称とすべきかは今後の検討課題である。
- 6) 切蓋は 5) 参照。
- 7) 史料のくずし字では「椴：とどまつ」の字は「縦：もみ」と似ている。旧幕引継書「玉川上水」（第2章表2-8）文久3（1863）年北八町堀筋普請の入用内訳帳に「木口只松椴之内」とあり、仕様には「唯松」とある。只松=唯松はただの松の意ではなく「ただまつ」で、「とどまつ」のことを指すと推定する。
- 8) 玉川上水留では、半蔵門と吹上を画する段堀潜樋工事が一重のノ切《資料14・33》。また同一地点・同じ施設での反復工事を比較できる格好の事例である。
- 9) 明治2（1869）年「玉川上水築地字式之橋川内潜樋其外共御普請仕様注文帳」〈冊16〉では「重し并竿尻除，足し石に遣 玄蕃石87枚 長2尺5寸 幅8,9寸」。
- 10) 文久3（1863）年「玉川上水御春屋掛出柵上矧御修復仕様注文帳」

## 第5章 測量技術

江戸時代の測量に関しては、松崎利雄『江戸時代の測量術』（総合科学出版、1979年）に詳しいが、他に川村博忠『近世絵図と測量術』（古今書院、1992年）、関連書として田崎中『江戸時代の数学』（総合科学出版、1983年）などがある。

本研究で分析の対象は天保4(1833)年からである。それは伊能忠敬(1745~1818)が日本全国の沿岸測量を終えた文化16(1816)年(開始は寛政12(1800)年)から十数年が経過している。わが国では吉宗の時代、享保年間に多くの測量書が出版されており、オランダからの測量技術の伝来があった。また、「玉川上水留」の書かれた幕末にも、多くの測量書が出版されている。しかし、小区画の距離測量、水準測量が具体的にどのように行われたかは殆ど知られていない。

「玉川上水留」を見ると、距離測量と水準測量が行われていたことが文書と絵図史料からわかる。距離測量は単独で行われた例はなく、いずれも水盛り関連の史料中に現れる。水盛りとは当時の水準測量のことである。また、測量技術として考察の対象にするほどでもないが、工事内容を表示するための多くの絵図が見られる。その多くは平面図で、模式的に新旧樋管の配置とか資材置き場の位置を示している。

ここでは、距離測量、水準測量および工事内容を示す絵図史料について述べることにする。

### 5.1 距離測量

#### (1) 測量用具

「玉川上水留」には「水縄」が見られる。水縄は長い距離を測る用具で、間縄とも呼ばれ、松崎利雄『江戸時代の測量術』には、

「村井昌弘『量地指南』(1733刊)には、

間縄は間町寸尺を定る具なり。長さ六十間ばかり。鍼管ほどをよしとす。上品の麻苧(あさのお)をもて作る。…固くひねりて、三つぐり(三本より)にすべし。あるいはまた、ロウを引き、渋を引きて染たるもよし。水に濡れて屈伸なからしめんがためなり。(中略) 鍼管の太さは5mmほどである。使わないときはわくに巻いておく。」

と記されている。

#### (2) 距離測量

《資料5》に本丸掛代官町矢来樹の龍請樋より北桔橋外持場境樋迄の水盛りが実施されている。ここでは距離測量について見ることにする(図5-1, 表5-1参照)。

距離が210間あるこの区間の場合、途中に棒杭を12本立っている。最後の区間で、

「 矢来御門外下水跨樋石橋縁石上ハ(端, 以下同じ)より



樋上ハ迄三尺三寸五分 但包板木厚は除

右の方仮杭より九間目の縄より

樋上ハ迄七尺壹寸

とあることから、杭は水準測量を目的とした「仮杭」であり、水縄には目盛りがあり、その位置はその「九間目」であることがわかる。棒杭間の距離は、8間1か所、15間8か所、20間2か所および21間2か所と、間の整数倍になっている。これは水縄そのものの長さが20数間程度であることを示しているかも知れないが、区間長が長いと水縄にたるみ等の誤差が生じることから、水準測量の精度上の配慮と考えられる。

「龍請樋上ハより持場境（埋樹）樋上ハ迄」が2丈6尺6寸2分4厘下りと記している。ここで注意したいのは、距離の最小単位が間、盛り下げ、縄より地形迄のそれが分と異っており、総下りでは厘まで測定していることである。このことから、水盛りの場合には距離測量の精度よりも水準測量の精度を重視していたことがわかる。

表 5 - 1 水盛り（図 5 - 1 と対応）

	距離（間）	盛り下げ（尺）	縄より地形迄（尺）
起 点			
棒 杭 ①	21	1.5	0.8
棒 杭 ②	20	3.0	0.4
棒 杭 ③	20	0.0	1.35
棒 杭 ④	15	2.0	0.55
棒 杭 ⑤	15	1.0	1.2
棒 杭 ⑥	15	1.5	0.9
棒 杭 ⑦	15	1.0	0.6
棒 杭 ⑧	15	1.0	0.85
棒 杭 ⑨	15	1.5	1.2
棒 杭 ⑩	8	1.5	1.25
棒 杭 ⑪	15	1.5	1.1
棒 杭 ⑫	15	2.5	0.8
持 場 境 埋 樹	21		3.5
合 計	210	18.0	14.5

## 5.2 水準測量

### (1) 測量用具

#### 1) 水盛台

《資料20》には水盛台の図がある（図 5 - 2 参照）。これは現在の水準器である。水盛台は長さ2間、5寸角の角柱の上面に溝があり、溝の両端が矩形に彫り込まれている。この溝に「水を盛り」（水を入れ）、この図では描かれていないが、何らかの高さ調整装置を使ってこの角柱を水平にして水平を得る。水準器としての使用方法は、図中の説明、

「三ツねらいふして地下り平均を見る，見通の儀は凡六十五六間程，一目に地高下水盛出来候，見星見分りかたき節は，於図角木をのせ候へば，ハキト見被申候」から推定すると，次のようになる。水盛台の両端に付けられた「見星」と65，6間程距離を隔てて保持した「見星」の上面が一直線に見えるように，後者の「見星」を上下させ，一致したときの位置（高さ）に印をする。棒杭を打っておいて，それに「見星」を沿わせながら上下させ，三つの「見星」が一致したとき，棒杭に印を付けるという手順である。また，先の説明で「見星」が見えにくければ1寸角・長4尺の角木を「見星」の上に置くよう指示している。

以上の説明では，水盛台の役割は棒杭の水縄基準線の設定のみとなる。ついで，先の距離測定の例で示したように，必要であれば棒杭で「盛下ケ」を行い，水縄基準線の位置を下げる。個々の対象物と水縄の高さの測定には何らかの「物差し」が使われたと思われる。

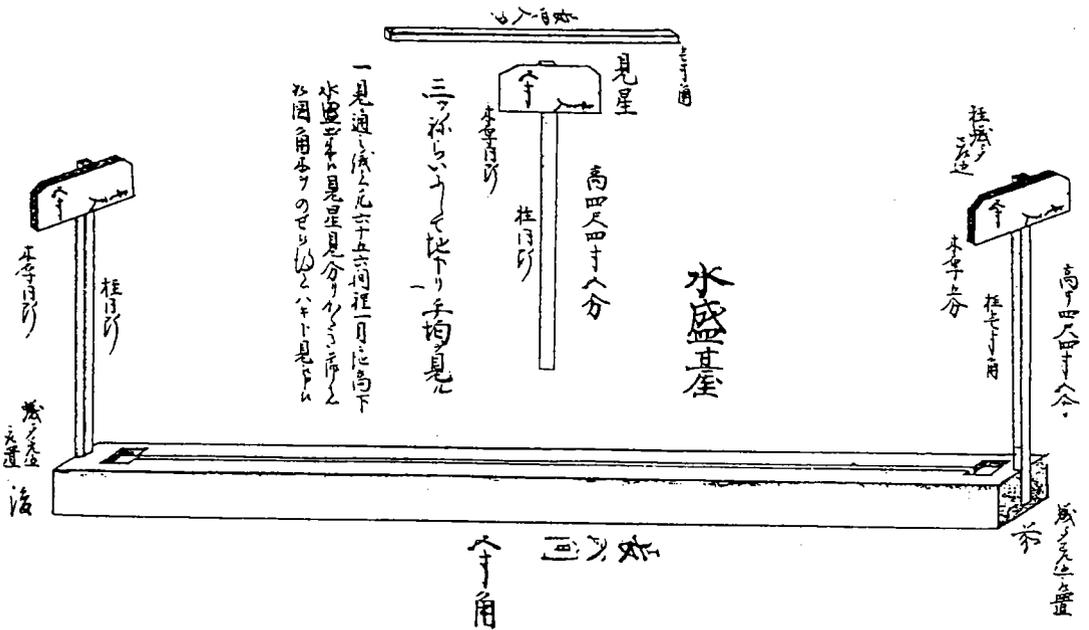


図5-2 水盛台《資料20》

2) 式尺ナンバン

《資料43》には，

「但壺間に付四分八リ（厘）四毛 ナンバにて 壺分五リツ、下り」

と記されている。これは後で詳述するが勾配を示しており，前半は1間についてどれだけ下がったかを表している。後半の「ナンバ」は「玉川上水留」の他の文書で「式尺ナンバ」，「式尺ナンバン」などと表記されている。ナンバン=南蛮で，長さが2尺の勾配を測定する器具と思われる。

「玉川上水留」では勾配表記が「但壺間に付云々」のみのものから，それに「ナンバにて」が併

記されるものに変化する。《資料43》(慶応1(1865)年)は併記の初出である。

## (2) 水準測量の精度

では、その精度はどうか。先の盛り下げの最小単位は分となっているが、長さを65間とすると、 $1/(65 \times 6 \times 10 \times 10) = 1/39,000$ の精度が得られることになる。これは25.6mm/kmとなり、現在の公共測量で最低限求められる精度、簡易水準測量の値28mm/kmとほぼ一致する。

## (3) 勾配

《資料2, 3》には「勾配」が見られる。列記すると、

- ① 「右は玉川上水赤坂柳堤通田町三丁目より五丁目迄、樋柵御普請中書面の人数伺の上場所附切申渡、諸色仕口其外共巨細に相改、樋伏方水懸り勾配等保方宜様手配仕、右樋筋の儀は江戸懸一円の元樋にて、内法四尺五寸に三尺の大樋に有之」《資料2》
- ② 「次第に地低相成、樋筋地形と溜池水面勾配同様に付」《資料2》
- ③ 「樋伏方水盛勾配等」《資料3》
- ④ 「凡三丈余の水ひし(拉)ぎ、水仕掛肝要の御場所に付木品性合相撰、仕口は勿論伏方勾配等不容易儀」《資料3》
- ⑤ 「敷石に模様替仕、敷下タ割栗石小砂利にて突堅メ、水盛勾配に習ひ敷並べ、石樋築方為仕、可成丈御組合入用相減候様」《資料3》

である。

①、③および④は工事完成後に御褒美拝領を願う文書中である。御褒美願文書は定型的な表現がみられるが、すべてに「勾配」という文言が入っているわけではない。勾配の文言をよくみると、①「水懸り勾配」、②「水面勾配」、③「水盛勾配」、④「伏方勾配」および⑤「水盛勾配」となっている。

松崎利雄『江戸時代の測量術』によれば勾配とは、

「書物によって勾配・勾倍・高配・高倍とも書かれるが、もとは水平な辺(股)に対する垂線(鉤)あるいは高さの割合という意味である。(中略)用水を引くときなどは傾斜がゆるやかで、逆にあまりに小さい数値になってしまうので、水平距離一間とか一〇間について何寸という言い方もされた。」

とある。

「勾配」は《資料2, 3》以降の史料中にはない。しかし、前述のような具体的な勾配表記が《資料20, 41, 43》の絵図史料中に見られる。

さらに、水盛りが行われた文書を列記すると、《資料3, 13, 15, 20, 21, 23, 25, 27, 28, 29, 31, 33, 41, 42, 43》となる。場所別にみると、水準測量が行われていないのは、《資料8》

(呉服橋御門大番所掛樋柵), 《資料12》(代官町通御鷹部屋掛其外樋柵)などの, 狭い領域で勾配を考慮する必要性の少ない所であるといえる。

#### (4) 水盛り

《資料20, 42, 43》には, 立面図付の詳細な水盛帳がある。《資料42》のものは2柵の区間のみのものである。また, 《資料43》には平面図に水盛り結果を記したのも1点ある。図5-3に《資料20》の立面図の一部を示す。これを見ると樋の長さ, 各柵について水縄から上下流の樋下端までの鉛直距離, および柵間の高低差(差引)と1間当たりの樋の高低差を記している。《資料43》では樋下端ではなく, 樋上端を測っている。また, 水縄から樋上端を(水縄より地形), (地形より樋上端)に分けて測り, 柵間の地表高低差も記している。さらに, 柵間1間当たりの高低差に加えて式尺ナンバンでの高低差も示している。《資料43》出来形の図では, 柵の諸元と柵樋口上下流の泥溜の深さを記して, さらに詳しくなっている。各柵間の樋の勾配が重視されていたことがうかがえる。

《資料13》では水縄から水面迄の鉛直距離をとったものが見られるが, 特殊な例といえる。樋の中を水が満管で流れる管水路流れの場合, 樋の勾配は設計上, 考慮する必要がない。これについては第6章水理技術で詳述する。

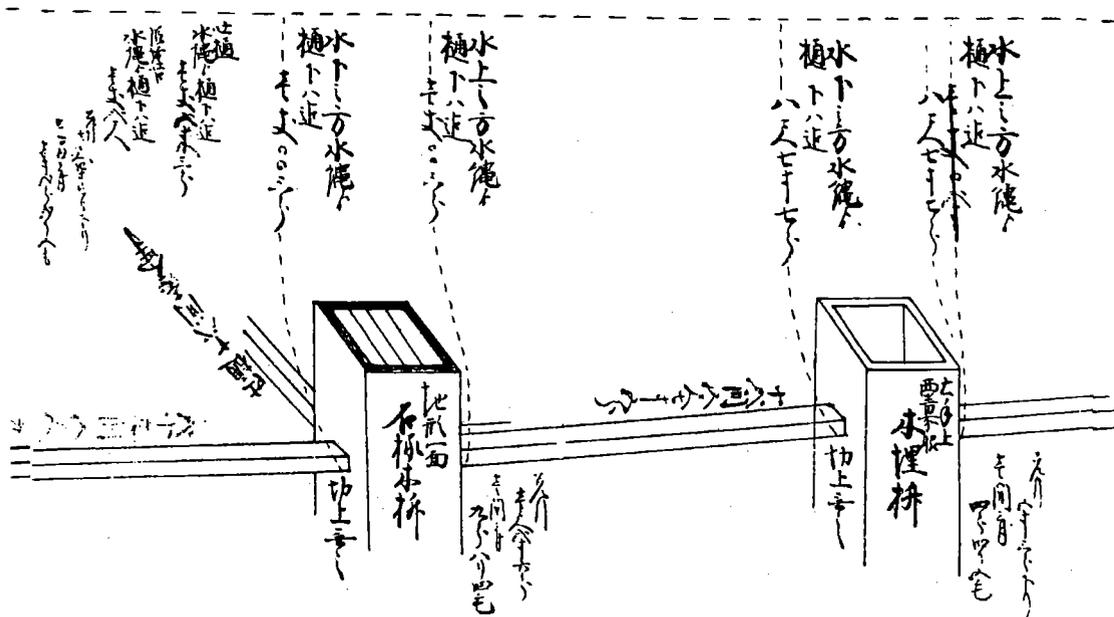


図5-3 水盛りの一部 《資料20》

表5-2 《資料20》の水盛り

	水縄より樋下迄 の距離(尺) 水上/水下	切上げ(尺) (枳内樋口) 高低差	枳間の距離/樋の高低 (勾配1間当たり)
半蔵御門内石埋枳	/8.81		37間5尺9寸9分/4分下り
地形一面石縁石枳	8.85/8.25	0.6	47間3尺7寸/5分下り
石埋枳	8.3/8.3	0.0	65間4寸5分/1尺4寸1分下り (2.04分)
地形一面石縁石枳	9.71/9.71	0.0	48間4尺3寸/3尺1寸4分下り (6.45分)
石埋枳	12.85/12.35	0.5	53間1尺8寸/1尺5寸下り (2.8分)
西番所前石埋枳	13.85/12.65*	1.2	11間5尺/5寸3分下り (4.45分)
土手上西番所脇木埋枳	8.77/8.77	0.0	12間5尺7寸5分/1尺2寸6分 (9.84分)
地形一面石縁木枳	10.03/10.03	0.0	30間5尺9寸5分/1尺7寸下り (5.66分)
入子石埋枳	11.73/10.72	1.01	51間2尺6寸/1尺1寸 (2.12分)
六ノ木出枳	11.82/11.47	0.35	10間2尺6寸5分/1尺5分下り (1寸)
入子石埋枳	12.52/12.22	0.3	20間5尺8寸/1尺8寸下り (8.6分)
五ノ木出枳	14.02/13.42	0.6	22間5尺8寸5分/3尺5寸下り (1寸5分)
四ノ木枳	16.92/16.92	0.0	20間4尺4寸/1尺7寸9分下り (8.59分)
有来木埋枳	18.71/		

\* 12.65=8.24+4.41(縄盛り下げ分 4.41 を含む)

表5-3(1) 本丸掛の水盛り《資料43》

	水縄より樋上迄の距離(尺) 水上/水下	切上げ(尺) (樋内樋口) 高低差	樹間の距離/樋下高低 (勾配 1間/2尺ナンバン)	樹形の高 低
半蔵御門外張番所 脇石出樹	/5.2	1.4		
			26間3尺/4寸2分下り (1.58分余/5.2厘余)	1.4尺 登り
鶉之首 地形一面石縁石樹	5.62/5.6	0.02		
			39間3尺/1尺下り (2.53分余/8.4厘余)	3.1尺 登り
樹形内張番所前石 埋樹	6.6/5.6	1.0		
			16間3尺/3寸下り (1.818分/6.06厘)	0.92尺 下り
大番所前石埋樹	5.9/5.6	0.3		
			9間5尺/1尺7寸下り (1.729分/5.7厘)	1.98尺 下り
御檜台角向石埋樹	7.3/6.5	0.8		
			27間1尺/3寸下り (1.104分/3.68厘)	0.5尺 下り
樹形後段堀際 石埋樹	6.8/6.85	-0.05		

表5-3(2) 吹上掛の水盛り《資料43》

	水縄より樋上迄の距離(尺) 水上/水下	切上げ(尺) (樋内樋口) 高低差	樹間の距離/樋の高 低 (勾配 1間/2尺ナンバン)	樹形の高 低
半蔵御門外張番所 際石出樹	/6.01			
			35間2尺5寸/4寸9分下り (1.39分/4.6厘余)	1.46尺 登り
鶉之首石埋樹	6.5/6.27	0.23		
大番所前石埋樹	/6.93			
			13間4尺5寸/2尺3分下り (1.47寸/4.9分)	3.06尺 下り
段堀際石出樹	8.96/10.18	-1.22		

表 5 - 4 (1) 本丸掛の水盛り《資料43》

	水縄より樋上迄の距離(尺) 水上/水下	切上げ(尺) (桝内樋口) 高低差	桝間の距離/樋下高低 (勾配 1間/2尺ナンバン)	泥溜(尺)水上/水下	桝間 地形の 高低
半蔵御門外張番所脇石出桝	6.05/5.23	0.82		0.5/1.47	
			26間3尺1寸/4寸2分下り (1.6分/5.3厘)		1.7尺 登り
鶴之首 地形一面石縁石桝	5.65/5.63	0.02		3.28/3.3	
			38間4尺4寸5分/1尺下り (2.59分/8.6厘)		3.1尺 登り
桝形内張番所前石埋桝	6.63/5.63	1.0		0.75/1.75	
			16間4寸/3寸下り (1.88分/6.2厘)		0.92尺 下り
大番所前石埋桝	5.93/5.63	0.3		1.3/1.6	
			9間1尺3寸/1尺7寸下り (1.85寸/6.16分)		1.98尺 下り
御櫓台筋向石埋桝	7.33/6.53	0.8		1.35/2.15	
			26間2尺1寸5分/3寸登り (1.13分/3.7厘)		0.5尺 下り
桝形後段堀際石埋桝	6.23/6.28	-0.05		1.25/1.2	

表 5 - 4 (2) 吹上掛の水盛り《資料43》

	水縄より樋上迄の距離(尺) 水上/水下	切上げ(尺) (桝内樋口) 高低差	桝間の距離/樋下高低 (勾配 1間/2尺ナンバン)	泥溜(尺)水上/水下	桝間 地形の 高低
半蔵御門外張番所脇石出桝	5.78/5.52	0.26		0.89/1.25	
			34間1尺4寸/4寸9分下り (1.44分/4.8厘)		1.46尺 登り
鶴之首石埋桝	6.01/5.78	0.23		1.2/1.43	
			31間2尺7寸/1尺5寸下り (4.76分/1.59分)		3.04尺 登り
桝形張番所前石埋桝	7.21/6.68	0.53		0.8/1.33	
			19間4尺6寸/6寸下り (3.04分/1.01分)		2.83尺 下り
大番所前石埋桝	7.28/6.36	0.92		0.65/1.57	
			12間5尺4寸/2尺3分下り (1.573寸/5.24分)		3.06尺 下り
段堀際石出桝	8.39/9.61	-1.25		2.4/1.18	

### 5.3 工事内容を示す絵図

付属史料として挙げている《資料3, 15, 18, 22, 43》の絵図を見ると、銅鑄樋断面を描いた1点を除けば、水盛り絵図が立面図となっている以外は平面図である。平面図を分類すると、樋柵の配置図、樋柵井戸の配置図、および小屋場・揚場竹矢来取建図である。

#### (1) 樋柵配置図

注文時のものと、完成時（出来形）のものに大別できるが、注文時のものは樋柵の配置と柵の種別、樋は長さが記入されているものと無いものがある。《資料43》では「樋柵シバリ絵図」「柵々シバリ絵図」と記されたものがあるが、これらの図では柵の中心もしくは縁（地形一面柵のように地表に出ている場合）から道路脇の石垣、塀、土手などまでの長さが記入されている。これは現在の電気・水道・ガス管の敷設図（オフセット）にも採用されている方法である。これらは注文時には添付されていないので、樋柵の位置を厳密に決めることは行われなかったと考えられる。

#### (2) 樋柵井戸配置図

樋柵配置図との違いは井戸の有無だけである。樋柵と枝分かれする口樋または引取樋および（上水）井戸の配置が描かれた井戸を主題としたものと、樋柵配置図に井戸も描かれている場合の2通りある。前者では口樋、引取樋の寸法が記入されているものが多い。

#### (3) 小屋場・揚場竹矢来取建図

これらの図は敷地の間口と奥行きのみが記入される簡単な場合が殆どで、一部に建物内部の間取りを示すものがみられる。

## 第6章 水理技術

### 6.1 玉川上水の水利構造

#### (1) 玉川上水の基礎水利構造

玉川上水は石樋を主幹線に、所々に榦を設けて木樋を延長した樹枝構造の暗渠（一部開渠）網と末端の多数の上水井戸の組み合わせをもつ水工構造物である。その配水・給水区域は台地上から海岸低地までに広がっており、四谷大木戸と末端配水区域の海岸低地では約30mの標高差がある。玉川上水の水利構造の模式図を図6-1に示す。この図では上流から水を流すと標高差のある下流側の上水井戸からは水が溢れることになる。したがって、玉川上水の水利構造として、上水井戸から水を溢れさせないためには、吐樋等を設けて排水する仕組みが重要となる。玉川上水の水利構造と水利用形態は、

① 夜間等の上水井戸からの水利用の無い場合、吐樋等から排水が行われている

② 上水井戸から水利用がある場合、その分だけ吐樋からの排水が減少する

という関係にある。上水井戸の一形態として吹井があり、日常的に水を噴き出すように造ってあるが、普通の上水井戸では水を汲み出して利用する形態が想定されていたと思われる。また、榦には上部が地上に出ている高榦もあるが、この場合も、水が日常的に噴き出すことは街路に設置されていれば交通障害ともなるであろう。したがって、玉川上水の水利構造は、

③ 上水井戸、榦等から水が噴き出さない  
ことが基本であったと考えられる。

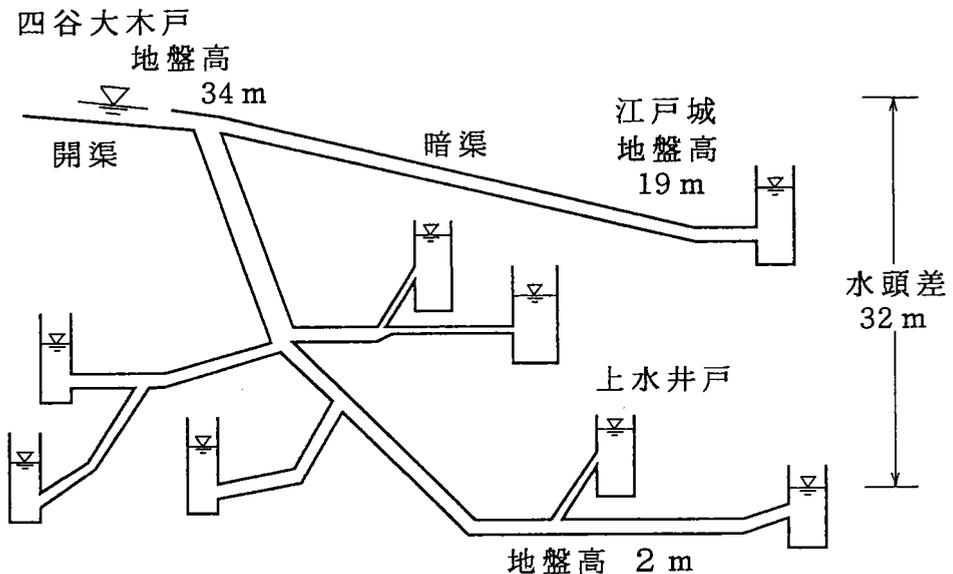


図6-1 玉川上水の基礎水利構造

## (2) 水路流れと開水路流れ

江戸市中の玉川上水はごく一部の開渠部（赤坂溜池付近）を除いて暗渠構造となっている。開渠は外部から水面が見えるが、暗渠は見えないという違いがある。暗渠での水の流れは、暗渠中を水が満杯で流れる、すなわち自由水面をもたない管水路流れ（Pipe Flow）と、暗渠の上部に自由水面をもつ開水路流れ（Open Channel Flow）に分けられる。開水路流れの場合、水路勾配は施設設計の重要な要素であるが、管水路流れでは水路勾配は基本的には無視できる。現代の施設でいえば、上水道配管網が管水路流れとして、下水道網が開水路流れとして設計されている。

玉川上水の流れは一部が開水路流れ、大部分が管水路流れ、場合によって流れが管水路流れから開水路流れに遷移したり、またその逆となることも起こったと考えられる。現在の水理学・水工学の知識を用いれば、このような水工施設の流れを分析することはできるが、その設計は容易ではない。というよりも、そのような複雑な水工条件をもつ施設としての設計はしないとの方が適切である。

最初に、管水路の水理の簡単な説明をすることにする。

非圧縮性完全流体の定常流れでは、ベルヌイ（Bernoulli）の定理、

$$\text{位置水頭} + \text{圧力水頭} + \text{速度水頭} = \text{一定}$$

が成り立つ。完全流体とは粘性が零の流体をいう。現実の管水路では、水が粘性をもち、流れが乱流であるため、壁面での摩擦、管の曲がり、急拡・急縮部等の存在による損失水頭が生じる。位置水頭+圧力水頭+速度水頭を連ねた線をエネルギー線、位置水頭+圧力水頭を連ねた線を動水勾配線という。図6-2に示す上下両水面の落差がHである水槽間を径深Rの管で連結した場合、落差Hは式(1)で与えられる。

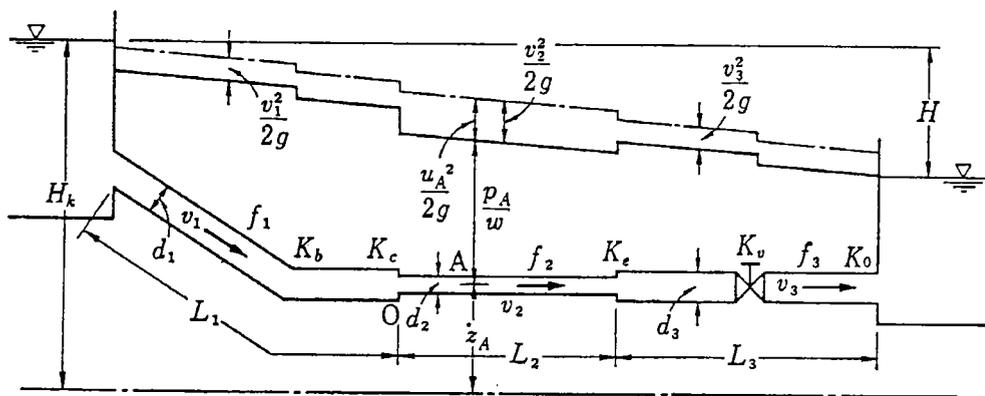


図6-2 管水路のエネルギー線・動水勾配線

(岩佐義朗『水理学』市ヶ谷出版社、1980年)

$$H = (\zeta_e + \Sigma \zeta_b + \Sigma \zeta_v + \zeta_o + f \cdot (\ell / (4R))) \cdot V^2 / 2g \quad (1)$$

ここで、 $\zeta_e$  : 入口損失係数,  $\zeta_b$  : 曲り損失係数,  $\zeta_v$  : 弁損失係数,  $\zeta_o$  : 出口損失係数,  
 $f$  : 摩擦損失係数,  $\ell$  : 管の全長,  $R$  : 径深,  $V$  : 管内断面平均流速,  
 $g$  : 重力の加速度

摩擦損失係数  $f$  は Manning の粗度係数  $n$  と式(2)の関係がある。

$$f = 8gn^2 / (R^{1/3}) \quad (2)$$

式(1)で明らかのように、管路の勾配は流れに無関係である。(管水路では流れを支配するのは動水勾配) したがって、逆勾配でも水は流れる。

なお、管路が長い場合、摩擦損失以外の各種損失は相対的に小さいので無視してよい。管路材料の Manning の粗度係数  $n$  については水理学参考書に説明があるので省略するが、管路材料の表面が滑らかなほど値が小さく、凹凸が大きくなるほど大きくなる。径深  $R$  は流水断面積  $A$  を潤辺長  $L$  で割ったもので、半径  $r$  の円管では、流水断面積  $A = \pi r^2$ 、潤辺長  $L = 2\pi r$ 、したがって、径深  $R = r/2$  となる。内法  $d$  四方の矩形断面では、 $R = (d^2/4d) = d/4$  となる。

摩擦損失以外を無視し、内法  $d$  四方の管を考えた場合、式(1)は式(1)' に変形できる。

$$H/\ell = n^2 \cdot V^2 / (d/4)^{4/3} \quad (1)'$$

流量  $Q$  は流水断面積  $A$  と管内断面平均流速の積として式(3)で与えられる。

$$Q = AV \quad (3)$$

式(1)' と式(3)から、また、 $A = d^2$  であるから、

$$Q = d^2 \cdot 1/n \cdot (d/4)^{2/3} \cdot H^{1/2} = (1/4)^{2/3} \cdot 1/n \cdot d^{8/3} \cdot (H/\ell)^{1/2} \quad (3)'$$

となる。式(3)' は、流量が粗度係数に反比例し、矩形管の径  $d$  の  $8/3$  乗と、水頭差  $H$  の平方根、管路長  $\ell$  の平方根の逆数に比例することがわかる。

開水路流れの場合、同じく内法  $d$  四方の管を考え水深が  $h$ 、水路勾配を  $i$  とすると、径深  $R = dh / (d + 2h)$ 、 $H$  は水位差となるので、

$$Q = AV = d \cdot h \cdot 1/n \cdot (dh / (d + 2h))^{2/3} \cdot i^{1/2} \quad (4)$$

となる。開水路流れでは水路勾配が利いてくる。

ただし、注意すべきことは江戸時代には単位時間当たりの流量量としての流量概念があったとはいえないことである。重要なのは水位、水深であった。水田に川から水を入れることを考えると、川の水位が水田面より低ければ水田に水を引き入れることは出来ない。一枚毎の水田をみると、水路と接する畦の一部に簡単な板で造った堰を設け、その調節により水田へ引き入れる水の懸け引きが行われるのを今でもみかけるが、水位の調節により水量もコントロールされているのである。「上水記」に玉川上水の羽村から江戸に至る区間に存在する分水の取水断面積が寸坪として列記され、取水断面積が計画ファクターであったことが明らかである。このことは流量概念がなかったことを示している。

近代土木工学としての水理学がわが国に移入されたのは、明治になってからであり、玉川上水の建設と維持管理に携わった人々には勿論その知識はない。玉川上水がどのように設計されたかは史料が残されていないので不明である。構造は単純な樹枝構造から次第に複雑なそれへ拡張されていったと思われ、その過程で個々の樋管、榦等の位置、構造諸元、材料も変化している可能性が大きい。それらはどのように決められたかも不明である。修復工事によって樋管・榦などの位置、材料、断面を変えれば流れが変わり、流量とか水位が元の状態とは異なることが予想される。当時の工事関係者が玉川上水の水理構造をどう認識し、どう対処していたのを以下にみることにする。

## 6.2 水理構造の認識と水理技術

### (1) 水理構造の認識

#### 1) 全体構造

玉川上水の全体構造を示す資料を列記する。

①《資料23》は、地震後のものであるが、玉川上水の水理構造の全体がよくわかる。被害箇所は「兼て朽腐強樋筋故悉継手震放シ、御地内沼地に相成、暫時も難差置儀に御座候、四谷通石垣元樋急破其外木樋の方継手刳地くつろぎ等は先達て申上置、急速仮養手当方出来候」と応急補修をしたが、「当節四谷大木戸水門にて、平水より四五寸程も懸増仕候ても、溜池水番屋裏にて五六寸の減水に有之、都合壹尺程水丈ケ相違仕、築地八町堀芝辺の流末に至候ては樋口干上り、更に水掛り無之難波の旨向々より申出候」となっている。以上から、

- 四谷大木戸水門での水位が水管理の基本
- 溜池水番屋裏の水位により、途中で漏水していると判断
- 途中の漏水により、流末で樋口が干上る状況が生まれる

がわかる。

②《資料20》では、「半蔵御門内より代官町通土手上迄御本丸掛樋榦場所替御普請」であるが、「御本丸二丸井御鷹部屋御春屋其外、場広に相掛り候元樋に付、水乗分量肝要の御場所」と認識し、「水ひし（拉）ぎ強候に付、諸色撰方并仕口等別て入念、且又樋筋場所替に相成候間、水盛等再三取調」と記している。「水乗分量」が重要な要素であり、そのために「水盛等再三取調」ることがわかる。水乗と水盛については、後に詳述することにする。

③《資料27》では、麴町大通樋筋の榦、大名屋敷等への引取樋口での水位測定が行われている。

「八月十一日調

(五)

麴町大通組合樋筋の内同所三町目紀州様御一手御請持榦より、松平安芸守様引取樋口大サ内法五寸四方へ水丈ケ式寸懸り、大通樋口水上の方樋内法へ式寸六分懸り、水下の方同式寸八分懸り、同所次の榦井伊掃部頭様引取樋口大サ内法四寸四方へ水丈ケ壹寸八分

懸り、水下の方同壱寸五分懸り」

となっている。図6-3(1)を見ると、松平出羽守様引取樋口(5寸四方)、永田町枝上水組合(6寸四方)、紀州様御引取樋口(8寸四方)および松平美濃守様引取樋口(6寸四方)が、椽(たるき)柱長サ3尺5寸大サ巾5寸厚2寸(中央だけ厚さ3寸)をはさんで、9寸、1尺、1尺2寸および1尺2寸の明きをもって並んでおり、各樋口の上端が同一高さになっている。各樋口には指板(差板であろう)がつけられており、藍色の線で指板高サ位置を示しその値は1尺2寸、また、朱引き線で水面位置を示し「朱引四口共水面打越水丈ケ壱寸五分」となっている。図6-3(2)は本管下流側出口にあたる同じ椽の水下樋口断面である。先のものより幅が1寸広い椽柱2本の間、1尺9寸に指板があり、差板高さは1尺2寸と同じであるが、水下樋口の「水面打越水丈ケ壱寸六分」となっており、水下樋口の上端が松平出羽守様引取樋口等と較べて1分だけ低い位置にあ

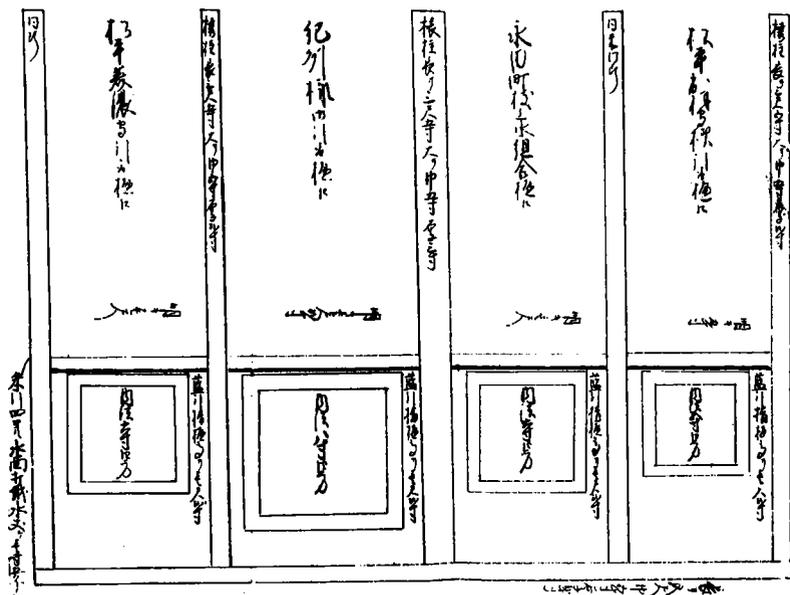


図6-3(1) 麴町大通樋筋の椽側面《資料27》



図6-3(2)  
麴町大通樋筋の椽下流面《資料27》

ることがわかる。減水して柵内水位が低下する場合を考えると、樋口下端が低い位置にある方が有利であるので、この柵では最初に松平出羽守樋口に水が流れなくなり、次いで永田町枝上水組合・松平美濃守、紀州様、水下樋口となる。

④《資料3》には、「定寸」がある。「仮樋へ水移替」した結果、「仮樋其外共別条無御座候、御本丸掛代官町土手上柵々定寸の通相懸り、吹上掛りの方も定寸に相懸り」となる。この「定寸」は工事完了後の文書にしばしば現れる用語で、「水乗分量」の状態を指すと思われ、定寸となることで工事が無事終了したことの確認になるようである。

## 2) 管水路流れ

《資料39》には、「洩水夥敷地上へ吹上ケ、場所に寄掘明ケ見分も出来兼候程の吹水」、「右樋筋四谷御門外町屋前にて、樋上壘丈余の水ひしぎに付、右様朽腐痛樋にては此後万一急破等出来仕候節は」とある。漏水が地上まで吹き上げるといふことは、その場所での水頭が地表高を越えていることを意味している。すなわち、坂下のこの場所では樋管には坂上地表から樋管までの高さの水圧が懸かる（ひしぐこと）管水路流れであることがわかる。

## 3) 汚水の滲入

《資料19》には、上水井戸の「樋・柵・井戸根ケ輪共惣躰朽腐強」い事例であるが、「減水の砌は差水いたし、呑水難相用趣申聞候」と、上水井戸の水位が下がってきたときに汚水が滲入することを示している。これは上水井戸の内外水圧の差により腐朽箇所からの漏水と滲入が起きており、内外の水圧により、内側が高ければ滲出し、逆であれば地下水が滲入することを理解していたことがわかる。

## (2) 水理技術

### 1) 樋断面の決定

樋断面の決定方法は不明であるが、修復工事にあたり樋断面の変更事例がある。

①《資料9》は樋断面の縮小を行っている。御本丸掛では簞笥町分レ柵から伊賀町角地形一面柵迄の区間が内法1.6尺×2.0尺、同様に吹上掛も分レ柵から中簞笥町中程埋柵迄の区間が内法1.5尺四方であるのに対し、その下流側が1.25尺×1.45尺と細くなっており、「水下も同様に相成候ても水懸りに障候筋も無之」と判断している。その方が安価との判断もあるが、費用だけで縮小したわけではない。

②《資料13》では虎御門外通樋筋が内法5尺四方と大きく、修復費用も「格別の御金高」となるので、木厚3寸の入子樋に変更することを検討している。検討は他の場所での事例

- 「 — 四谷御門外石垣樋内法五尺四方の内へ木厚三寸の入子樋仕付、内法四尺七寸に四尺四寸有之候
- 喰違外紀伊国坂石垣樋内法四尺に三尺の内へ木厚

三寸の入子樋仕附，内法三尺四寸に式尺七寸有之候

一 柳堤通樋内法四尺五寸に三尺有之候 』

を抽出し比較しており、「内法4.7尺×4.4尺」に決定している。

③《資料22》【1】では，石垣樋を仮樋にしたが，樋断面が小さかったため，「仮樋幅狭く水湛，樋外廻り洗流シ候に付，自然樋内水勢も不宜，追々流末不掛」となっていた。

④《資料38》は，木樋を竹樋に変更したが断面が細いことにより水掛りが悪くなっている。これは清水屋敷内泉水掛の木樋が「朽腐水掛無之」であったものを和宮様降嫁の関係で急遽竹樋により改修したものである。しかし，「長間細樋にて水掛方悪敷差支候」との情報から，取調したところ，「樋筋ひしぎ強，水力は有候へ共細樋の義に付泉水迄水行渡不申」ということが判明する。そこで，

「古樋駒之頭并榭共性合宜分相撰，引入継手合口切縮増釘打，樋長延七拾五間式尺五寸伏渡榭ヶ所仕付，樋継手榭差口共粕へな土塗埋立 』

と，古樋を用いて修復することになった。

以上のことは，樋断面が経験技術的観点から決められており，場合によっては樋断面不足も起こることを示している。

## 2) 延長と曲がり目の影響

①《資料12》では，御春屋掛などが神田上水から給水されており，神田橋御門から距離が遠いことより，「水勢弱く」となっている。この場合は，「御本丸掛吐水相懸ケ」ることになり，結果として，「上ハ水吐候程に」なった。

②《資料35》では，和田倉御門内松平肥後守居屋敷への引取樋について，従前の樋筋が石埋榭から距離が長く，曲がり目も多いため「平常水懸不宜，時々竹筵通し等仕，手数相懸」という状態であったのを，石埋榭から「曲尺に引取」を考えたがこれも樋管が建物下になる難点があった。  
(蓋)  
そこで「去々午年十一月中伺の上，石榭より引取口差墓大樋筋へ口樋仕付引取」したところ，曲り目もなく以前と違い水掛りが良くなったのであるが，「樋側板掘明，口樋仕附」ということで，「手重」かつ「惣て不都合」という状態であった。往還樋筋を敷設替えするとの情報を得て，改修の節に「先前樋口掘明ヶ御座候石埋榭へ口樋仕付，懸り方宜相成非常等の節安心仕，永久弁利宜」と願い出ることになる。ここでは延長が長く，曲がり目が多いと流れが阻害されること，その対策法が明らかにされていることである。

## 3) 開渠での管渠勾配の影響

《資料16》では，開渠の区間について，「右場所の儀は紀伊国坂上より四丈余り地下りにならひ樋伏渡有之，急流にて水勢強」と管渠が急勾配の地形に沿っているため，水勢が強いと認めている。この結果，「聊洩水有之」とても，下流の配水区域が広いので水配分に支障が出るとしている。

#### 4) 逆勾配

水理の説明で明らかなように、管水路流れであれば樋管の勾配は流れに無関係である。この点が理解されていたかどうか必ずしも判然としないが、参考となる資料を挙げておく。

①《資料41》では、逆勾配が発見され、

「 御広敷御門前通より長局式之頬脇迄樋水下モノの方伏方高く、自然水行悪敷水掛り方不宜、其上泥溜に相成可申奉存候間、有来樋柵相用増釘并楨皮打御修復いたし、難差置分は新規樋入伏下ヶ御修復仕候積 」

としている。

②《資料13》には、葵坂下石柵から久須美佐渡守御役宅角地形一面柵の水盛りがある。

水盛り結果を表6-1に示す。なお両柵間距離は約100間である。地盤高は葵坂下と久須美佐渡守御役宅角地形一面柵の差が0.16尺で葵坂下の方が若干高いが、ほぼ水平である。水面高は葵坂下の方が0.05尺高いので、葵坂下側が上流になる。樋上の標高は葵坂下が0.48尺低く、樋管が流れと逆の勾配になっている。水頭差(両水面高の差)0.05尺を区間距離100間で割ると、動水勾配が求まるが、その値は1/12,000となり非常に小さい。なお、水縄より御堀水面迄が6.72尺となっているので、両柵の水位は御堀水面より高く、また付近の地下水位は御堀水面と一致すると思われるので、地下水が滲入する心配はあまりない。なお、御堀水面迄の高さを測定したのは吐樋を設置して堀へ排水するためで、吐口は御堀水面直上に設定された(図6-4参照)。

この場合、既存の柵での測定であり、樋管埋設の勾配が水理設計上不要と分かっている実施したかどうか不明である。

表 6 - 1 水盛り《資料13》

	①葵坂下石柵(尺)	②久須美佐渡守御役宅角地形一面柵(尺)	②-①(尺)
水縄より地形迄	1.1	1.26	0.16
水縄より水面迄	3.12	3.17	0.05
水縄より樋上ハ迄	4.15	3.67	-0.48
樋上水冠り	1.03	0.5	

#### 5) 管渠勾配と泥溜

前章5.4水盛りで、柵間の勾配が測定されていることを示した。勾配の値を1間当たりについて見ると(表5-2,3,4参照)、《資料20》では0.0204~0.1500尺、《資料43》では0.0113~0.185尺となり、ばらつきが大きい。図が工事完成後の取調であることから考えて、勾配を一定にすることは考えていなかったといえる。勾配を計算すると、《資料20》では1/294~1/40、《資料43》

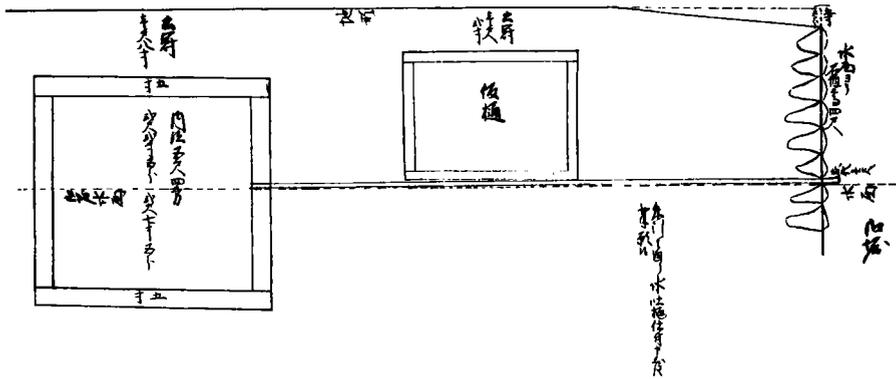


図 6 - 4 吐樋の水盛り《資料13》

では1/530~1/32.4となり、急勾配であることがわかる。

また、同じ表で切上げは各枳での下流側樋口の位置が上流側のそれに対しどれだけ高くなるかを示す。それを見ると、《資料20》では12枳の内、正の値をとるものが7、零が5、負の値が0となり、同様に《資料43》(表5-3(1)本丸掛)ではそれぞれ、4, 1(0.02を零とみなす), 1(-0.05), 《資料43》(表5-3(3)吹上掛)では、1, 0, 1, 《資料43》(表5-4(1)本丸掛)では4, 1(0.02を零とみなす), 1(-0.05), 《資料43》(表5-4(2)吹上掛)では、4, 0, 1となる。正の値が多く、負の値は特殊で、本丸掛では零も少なくないことがわかる。また、吹上掛は部分的なデータしか無いので不明であるが、本丸掛では最上流の枳から最下流の枳までを考えると、切上げの合計は正の値をとる。

《資料43》(表5-4)では、泥溜の高さが各枳での上下流樋口で示されている。泥溜は文字通り、流水中の泥土等を溜めるという意味であろう。泥が枳底に溜まる状況を想定すると、堆積泥が流れを阻害しないのは各枳での小さい方の泥溜値である。それを見ると、本丸掛では0.5~3.28尺、吹上掛では0.65~1.2尺となっており、泥溜高さを一定にすることは考えていなかったといえる。

従来、枳の機能として、泥土の沈殿がいわれており、また、枳での上下流の樋口は下流側を高くして、下流に上澄みを流すと考えられていた。後者については、上述のように上下流樋口の差が零とか、下流側が低い場合も存在するため、必ずしも妥当とはいえない。

①枳の存在、②枳での上下流樋口切上げ、および③枳間での管渠勾配が急という上述3点の特徴は、現在の下水道と共通のものである。本丸掛の場合、上述の区間は通常管水路流れであり、管渠勾配を考える必要はないが、何らかの原因で減水して開水路流れになることを想定すると、水の流れと泥土の排除のためにも管渠勾配がそれに相応しいものであった方がよい。下水道では

管内流速について、本郷文男・丸山速夫編『下水道講座1 下水道計画の策定』（鹿島出版、1976年）では、

「汚水管渠では0.6～3.0m/s、雨水管渠・合流式管渠では0.8～3.0 m/sとするのが標準であるが、一般には1.0～1.8m/s程度が理想的」

としている。

また、②、③を組み合わせることで、全体としての勾配を緩やかにすることは、樋管を埋設する掘削量の減少になり、施工上も経済上も有利である。

#### 6) 異常の発見とその方法

減水とか水質の悪化が異常の発見の端緒である。《資料33》では、潜樋について

「右は玉川上水吹上掛半蔵口御門前段堀内潜樋洩水有之候哉、減水いたし御差支の旨吹上方より度々申聞候間、支配向遣見分爲仕候処、潜樋・出柵共惣骸朽腐洩水強地震損後仮養仕置候のみにて難差置旨、申聞候之間御普請仕候積」

としている。

異常の発見について、検査を実施した事例もある。《資料23》では、樋管の一部を止水し、検査を実施して異常を発見している。

「依之台所向広敷

筋へ相掛候樋筋皆水留に仕、玄関前通の方計水仕掛有之候処、

数ヶ所吹水仕通路の障に相成候程の儀にて実に難差置候間、

惣体樋筋の内表立候場所計御修復の積、精々省略仕様

注文取極、地割棟梁へ御組合入用元積申付、猶又入札取之候処」

#### 7) 対策と失敗

実地調査結果と記録があればその記録によりいつ頃、どの様に造られたかで、損傷の程度を推定できるが、暗渠のため損傷の全容を把握できず、工事中あるいは工事後に変更が行われる場合もある。多くの事例が差引勘定帳に見られるが、小規模設計変更例が多い。

《資料27》では、工事後、水を懸けても一部で水が流れないことがわかり、再工事となっている。

「玉川上水麴町大通組合仮樋仕付昨日

水仕掛候処、同所四谷新道拾壱丁目・拾式丁目

とも水掛り無之候に付、依之別紙絵図面

朱引の場所仮樋仕付仕度奉存候間、此段

奉伺候以上」

## 6.3 水留

水留とは、工事が完成した樋管を配水網に組み込むために、一旦、配水網の必要部分の水を止める

ことである。

(1) 水留手順

《資料29》には水留の手順が示されている。修復工事は御本丸掛矢来掛式之掛樋筋である。この修復区間に再導水するには大がかり、かつ細心の注意を要する（図6-5参照）。

「 水留方手続

- 一 麴町拾三町目元掛にて差略
- 一 簞笥町分掛にて同断
- 一 半蔵御門外 御本丸掛石出掛にて差蓋打堅
- 一 吹上掛の方計掛置
- 一 同所内段堀吐掛水差略
- 一 西番所脇掛吐栓抜
- 一 矢来御門外鱗橋下同断

右の通

水仕掛の節は見計鱗橋下

吐栓打堅、土手上仕事出来見届、西

番所脇吐栓打堅、夫より本文の通順に

少々ツ、差略を以懸ケ方出来申候 』

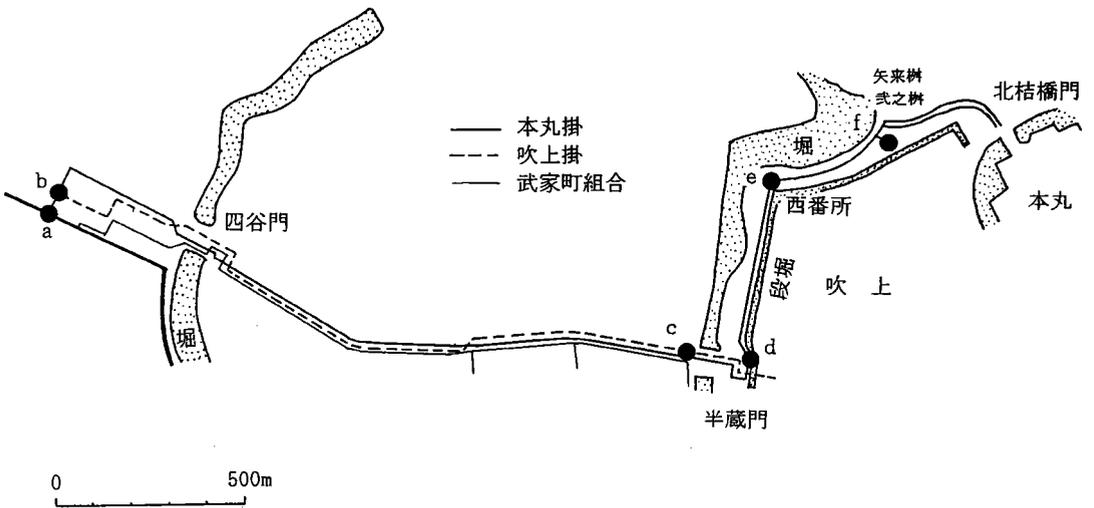


図6-5 水留差略位置《資料29》

止水は上流側から行う。差略とは掛板を上下させて樋口の開口断面積を調節し、水量をコントロールすることである。まず一番上流のa麴町拾三町目元掛で差略し、水の流入を止める。次に

b 箆筒町分レ柵を同様に止水，その後，c 半蔵御門外御本丸掛石出柵で差蓋を打堅る（差蓋を降ろし，止水する）。この柵は隣接する吹上掛石出柵と繫樋で連絡している。こうすることにより，当該区間に残っている水は吹上掛の方だけに流されることになる。

次いで，半蔵御門内 d 段堀吐柵の吐水口を水止めし，e 西番所脇柵吐栓，f 矢来御門外鱗橋下で吐栓を抜くと，修復樋筋の上流に残存していた水が全て無くなるようになる。こうして，修復樋筋に水を懸けることが可能になるが，水を懸ける場合も順序があり，止水の作業と逆の順序で行い，しかも各作業の終了を確認しながら「少々ツ、」行うところが重要である。

## (2) 作業時間

水留前に関係方面に水留の了解を取っていることは，第3章3.1で触れたが，その通知には水留の時間が示されている。このことはその作業所要時間が判断できたことを示しているが，《資料27》には作業が手間取る可能性も含めて通知している。

「度々水留仕事為致候儀に有之，尤可成丈度数不相嵩様壹度水留にて四五ヶ所程ツ、仕事為取計候儀に付，前々御本丸掛・吹上掛樋筋御普請御修復にて，水留刻限明六時より暮六時迄の御掛合済には候へ共，可成丈手繰為致八時過よりは少々宛水仕掛取掛候に付，暮六時前迄には定寸相成其段御達申来候処，此度御修復所の儀は前段の通長間数ヶ所の仕事，水仕掛刻限全極手詰の日合にて取計候儀に付，暮六時頃に相成候儀も有之，夫より平水見定候迄は一時半程も手間取候之間，差付定寸見極候上御案内申候儀は，夜四時前後にも相成候儀可有之と存候」

## (3) 水留の影響

水留により，止水箇所の下流は断水することになる。しかし，すぐに水が無くなるわけではなく，また，止水場所によっては他に影響が及ぶ場合もある。《資料20》では，「吹上御庭掛の方は元柵にて差略いたし候へ共増減も可有之哉，可成丈減水無之用差略為致候へ共，此段為御心得申達候」と，水留時の減水の注意を通知している。また，《資料15》【70c】返栓を打つことで戻水を防いでいる。さらに，《資料25》では，水留の余水を段堀へ排水している。「水留の内御番所持場内段堀へ水為吐申候」

## 6.4 工事完了後の水理調査と定寸

### (1) 工事完了後の水理調査

工事完了の検査として，導水後に関係の主要柵での水位と水乗りが調査されている。資料を列記すると，《資料3》【77付，108付，120付，143付】，《資料20》〈冊50〉，《資料25》〈冊62〉，《資料29》〈冊76・77〉，《資料33》，《資料42》〈冊99・100〉，および《資料43》【45，54a，

54b, 65】である。御本丸掛・吹上掛関係では、全ての工事で御本丸掛矢来桝・式之桝での調査を行っている。最も詳しいのは、《資料29》〈冊77〉のものである。

「

代官町土手上

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 一 御本丸掛 矢来桝掛板上端より差付四寸  | 吹上御役所の方        |
| 式之桝右同断差付四寸            | 打越五分           |
| 但矢来桝の方桝上端より水面迄差付貳寸貳分  | 竹橋御門掛の方        |
| 式之桝の方右同断差付三寸          | 同壹寸壹分          |
| 吐桝打越壹寸五分              | 竹橋御門大番所前       |
| 同所御鷹部屋掛               | 一 石出桝打越 式ヶ所    |
| 一 請桝打越壹寸六分            | 竹橋御門掛の方        |
| 吐打越三分                 | 打越五分           |
| 一 半蔵御門外 御本丸掛石出桝樋上壹尺四寸 | 御春屋掛の方         |
| 一 同所吹上石出桝樋上壹尺八寸       | 打越八分           |
| 御鷹部屋前                 | 御春屋前           |
| 一 石出桝打越 式ヶ所           | 一 木出桝打越 式ヶ所    |
| 御鷹部屋掛                 | 御春屋掛の方         |
| 打越五分                  | 打越壹寸貳分         |
| 竹橋御門掛の方               | 一橋御門掛の方        |
| 同壹寸三分                 | 打越六分           |
| 同所吹上御長屋前              | 右の御普請出来の上定寸相成候 |
| 一 石出桝打越 式ヶ所           |                |

」

ここでは、9か所の桝で差付、打越等が測定され、「定寸相成」と確認されている。この区間は打越が正の値をもち、樋口に明きがないことから、管水路流れとなっている。したがって、開水路流れの場合よりは技術的に容易であるが、工事前後での各桝での差付、打越等を分単位で合わせていることは、優れた技術といえる。

表6-2に《資料42》〈冊99〉、表6-3に《資料43》【45, 54a, 54b, 65】の工事完了後の水理調査結果を示す。いずれも、四谷大木戸から代官町土手上的の桝までを各工事の終了時点で調査したものである。表6-2を見ると、7月24日には、1尺9寸の明きがある以外は、吐き水門の堰板を2, 3枚はずしても、四谷大木戸水門で歩板いっぱいの水位となっている。各桝を見ると四谷御門外と半蔵御門外の桝では水位の変動が大きい。これは《資料42》が麴町式丁目より半蔵御門外石出桝迄の工事であり、桝・樋管そのものも同一ではないため、工事区間の水位変動が

表6-2 《資料42》<冊99>の工事完了後の水理調査結果 (単位:尺)

		7月24日 吹上掛樋筋 より 仮樋へ水移	9月17日 吹上掛樋筋 仮樋→本樋	9月18日 御本丸掛樋筋 より 仮樋へ移替	10月12日 御本丸掛樋筋 仮樋→本樋	11月7日 (吹上掛) 仮樋へ水移	12月12日 吹上掛樋筋 仮樋→新樋	
四谷大木戸水門前歩下(吐 枚)		1.9明 (一一)	壺盃 (3枚)	壺盃 (3枚)	壺盃 (2枚)	壺盃 (2枚)	壺盃 (2枚)	
四谷御門外	御本丸掛高樋樋上	2.0	3.0	3.4	3.3	3.0	2.8	
	吹上掛高樋樋上	1.9	3.5	3.2	3.2	3.6	4.6	
半蔵御門外	御本丸掛石出樋樋上	1.1	2.35	2.3	2.3	2.7	1.05*	
	吹上掛石出樋樋上	1.5	2.75	2.7	2.7	1.8*	2.35	
代官町土手上	御本丸掛	矢来樋水面迄差付	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
		式之樋水面迄差付	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29
		吐 樋 打 越	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
御鷹部屋掛	請 樋 打 越 吐 打 越	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	
		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	
注 記						* 仮出樋の値	* 仮出樋の値	

表6-3 《資料43》【45, 54a, 54b, 65】の  
工事完了後の水理調査結果 (単位:尺)

		閏5月24日 吹上掛樋筋 より 仮樋へ水移	6月26日 吹上掛樋筋 仮樋→本樋	6月27日 御本丸掛樋筋 より 仮樋へ移替	8月8日 御本丸掛樋筋 仮樋→本樋	
四谷大木戸水門前歩下(吐 枚)		2.5明 (一一)	壺盃 (2枚)	壺盃 (3枚)	壺盃 (1枚)	
四谷御門外	御本丸掛高樋樋上	2.6	2.8	2.9	3.0	
	吹上掛高樋樋上	2.5	2.7	2.8	3.2	
半蔵御門外	御本丸掛石出樋樋上	1.0	2.2	2.5*	2.5	
	吹上掛石出樋樋上	0.6*	2.6	2.8	2.45	
代官町土手上	御本丸掛	矢来樋水面迄差付	0.21	定寸	定寸	定寸
		式之樋水面迄差付	0.29	定寸	定寸	定寸
		吐 樋 打 越	0.12	0.15	0.15	0.15
御鷹部屋掛	請 樋 打 越 吐 打 越	0.16	0.16	0.16	0.16	
		無之	0.05	0.05	0.05	
注 記		水元羽村出水に付、定寸には相掛申間鋪候事 * 仮出樋の値		* 仮出樋の値	麴町拾三丁目元樋明5寸筆筒町分レ樋御本丸掛の方明3寸吹上掛の方明6寸	

あるのは当然である。しかし、末端の代官町土手上桝での水位をみると殆ど変化しておらず、6.3水留で触れたように、半蔵御門外から代官町土手上に至る樋筋の途中の桝（出桝、地形一面桝）に吐樋があり、御本丸への送水量を調節している可能性がある。

表6-3を見ると、工事が半蔵御門内外樋桝と限定されているためか、表6-2に較べると半蔵御門外桝までの水位変動は小さい。代官町土手上桝では、6月26日以降では、矢来桝・式之桝とも定寸となっている。

## (2) 定 寸

玉川上水の武蔵野台地での各分水が、取水口断面を寸坪（1寸平方）単位で規定されていたこと、江戸市中でも大名等が屋敷へ新規に上水を引く場合、同様に取水口断面を決められていたことは既に明らかにされていた。しかし、水理的に考えれば、取水口がどの様に水源に接続するかで取水量が大きく変わってくる。「玉川上水留」に見られる定寸および関連の文書は、取水口の水位を規定していることを示しており、水理的に、より正確な水位・水量管理が行われていたことがわかる。

《資料3》【143付】では、「矢来桝・式之桝共此間中三分懸増有之候処、御水掛り宜候間掛増の分三分は断返」とあり、水量を三分増加させていたのを工事後に元に戻している。多分、掛板の操作により水量の増加を図ったものと思われるが、定寸をどの様に決めたかを含め不明である。

「上水記」（東京都水道局所蔵）には江戸市中の玉川上水に水見桝が合計8か所あり、「上水記」巻一には、「水見桝のふたをあけて水勢を常に考ふ」、 「上水記」巻十には、「右樋上何寸冠何寸明キ、平日は隔日に見廻りの者相廻り書出ス、格別減候時は日々相廻ル」と記され、見回りの者が各水見桝の水位を、平常時は1日おきに濁水の時は毎日見回り、役所に報告（書出し）していた。

おそらく、このような日常的な維持管理と観察の結果、および過去の工事記録を勘案した上で、科学的とは言えないまでも、実践的な水理技術が確立されていたことは疑いが無い。

# 第7章 美観形成

第1章で触れたように、玉川上水は生活用水、防火用水、泉水用水、堀用水、下水用水等の多目的施設であった。このなかで泉水用水、堀用水、下水用水としての役割が、江戸の美観形成に寄与するところ大であった。

江戸はその7割の面積を武家地が占め、その大半が大名屋敷であり、残りを寺社地と町人地が占めていた。川添登は江戸を庭園都市と指摘しているが、玉川上水は吹上御庭を初め大名屋敷の庭園内泉水の水源として利用されている。「玉川上水留」では《資料38, 41》に清水屋形内泉水関連普請の記述があるのみであるが、幕末の財政的に困難な時期にもかかわらず泉水用水としての普請が行われたことは、玉川上水の目的の一つとして泉水用水が重要であったことをこの例は示している。また、「玉川上水留」では御本丸掛、吹上掛に関連の普請が多く記載されているが、御本丸掛は主に本丸へ、吹上掛は吹上御庭の泉水と西丸へ通水しており、それらの目的は堀用水、泉水用水であり、生活用水としての役割は小さかった。しかし、大名屋敷は高堀で囲われており、外部から庭園も見ることができない。したがって、泉水用水としての江戸の美観形成は個別的、内部空間としての意味合いが強い。

これに対し、堀用水、下水用水としての美観形成は、都市表情の構成要素として可視的なものであり、全体的、外部空間として認識される。前掲「上水記」には下水溝、堀などへの吐樋が18か所見られる(図7-1参照)。個別の普請記録、しかもその一部にすぎない「玉川上水留」の吐樋事例は「上

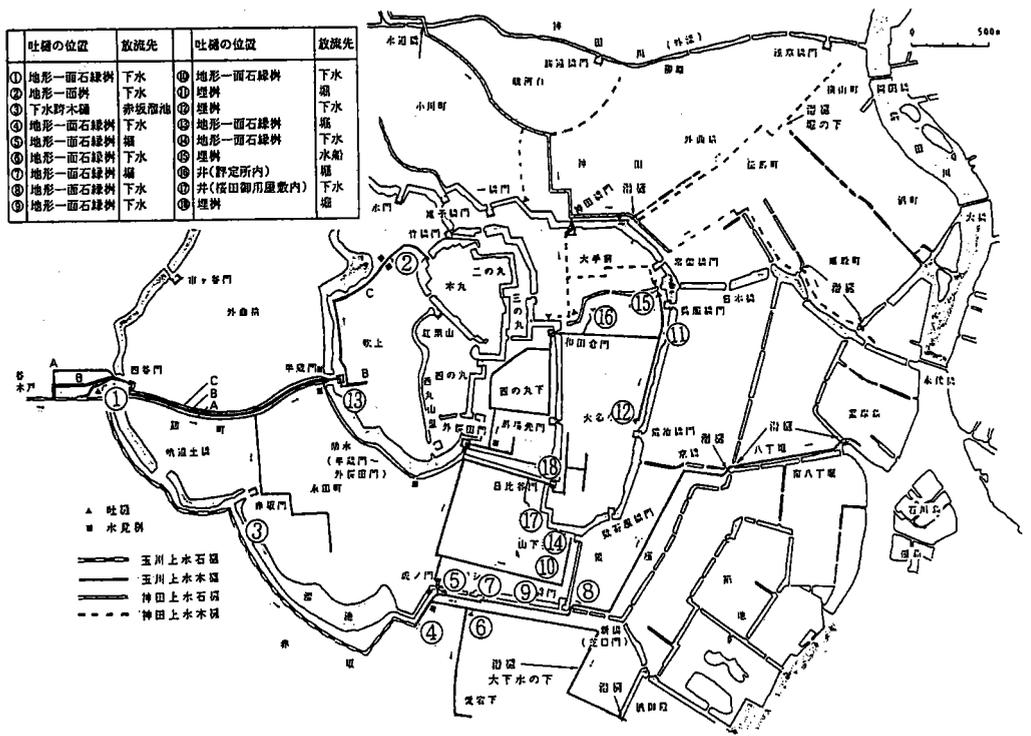


図7-1 「上水記」の吐樋位置と放流先

水記」より少ないが、位置、構造等が詳しくわかる。ここでは、吐樋の事例を見ながら、堀用水、下水用水としての、都市の水辺空間の維持管理としての玉川上水的美観形成について述べることにする。また、各普請では最後に道造りが丁寧に行われているので、町並みの美としての街路整備として若干触れることにする。

## 7.1 江戸城堀への注水

江戸は4次にわたる建設過程を経て完成されたといわれているが、江戸城堀は自然地形を巧みに活かしながら、人工的な堀割と組み合わせて建造され、寛永13(1636)年外堀を最後にその骨格を完成させる。それは玉川上水創設の約20年以前であり、当時の堀は空堀ではなく、台地からの地下水と小河川の流入水により涵養されていた。この点は、金沢辰巳用水が空堀への注水を目的に建造されたのと異なる。

玉川上水が江戸城堀に給水していたことは殆ど知られていないが、近代東京水道の計画案の一つである渋沢栄一等の計画案(パーマー作成)では(『東京市史稿』上水篇第二)、

「 東京府下供給用	1 秒時毎二七四・二五立方呎
此ニ加フルニ濠中流通ノ為メ充分ナル水量ヲ供ヒサルヘカラス則チ先ツ	同 五・七五立方呎
総計	同 八〇・〇〇立方呎 」

としている。濠中流通量を計算すると、 $0.163\text{m}^3/\text{s}$ となり一日当たり約1.4万立方メートルの水量となる。これは、玉川上水が堀に流されていたことを考慮した計画案と思われる。また、帝都高速度交通営団『東京地下鉄丸ノ内線建設史』下巻によると、四谷大木戸跡から先の堀池用水路敷設替工事が昭和32年に行われている。

### (1) 乾堀

6.4 工事完了後の水理調査と定寸で詳述したように、代官町土手上には吐樋があり、打越が正の値をもつので、常時江戸城堀へ注水がおこなわれていたことがわかる。注水先は乾濠である『東京市史稿』上水篇附図「神田玉川両上水全図」(明治時代)にある吐樋を図7-2に示す。また、『資料20』、半蔵御門から西番所に至る区間にある樋から出ている吐樋(図5-3)も乾堀につながる。

### (2) 外堀

《資料3》【152】には、

「 四谷御門外掛樋高榭吹上掛西の方  
一 高榭 大サ 内法四尺四方 深老丈七尺六寸 老ヶ所  
木厚五寸  
右仕様蓋長五尺式寸棟木長六尺九寸其外



但、吐樋土手内の処長式間余赤坂柳堤通古石樋

伊豆見影石相用、注文の外仕付埋立

とあり、四谷御門外掛樋の半蔵御門側にある吹上掛の高榭に吐樋が設けられている。この吐樋は外堀に通じる。

《資料17》四谷御門外石垣樋内入子榭に吐樋がある(図7-3参照)。入子榭は石榭の中に桧の外法6尺×6尺5寸、深さ7尺である。吐樋は桧、長さ2間1尺、内法1尺×1尺8寸木厚3寸のものである。図7-3を見ると、吐樋は石垣樋につながり小土手の手前に溜榭がある。溜榭は土砂を沈殿させ、外堀に入らないようにした工夫である。溜榭が設置されていること、安政の地震で吐樋につながる石垣樋位置で大きな崩壊がみられることから、常時ないし頻繁に外堀へ放流されたものと思われる。

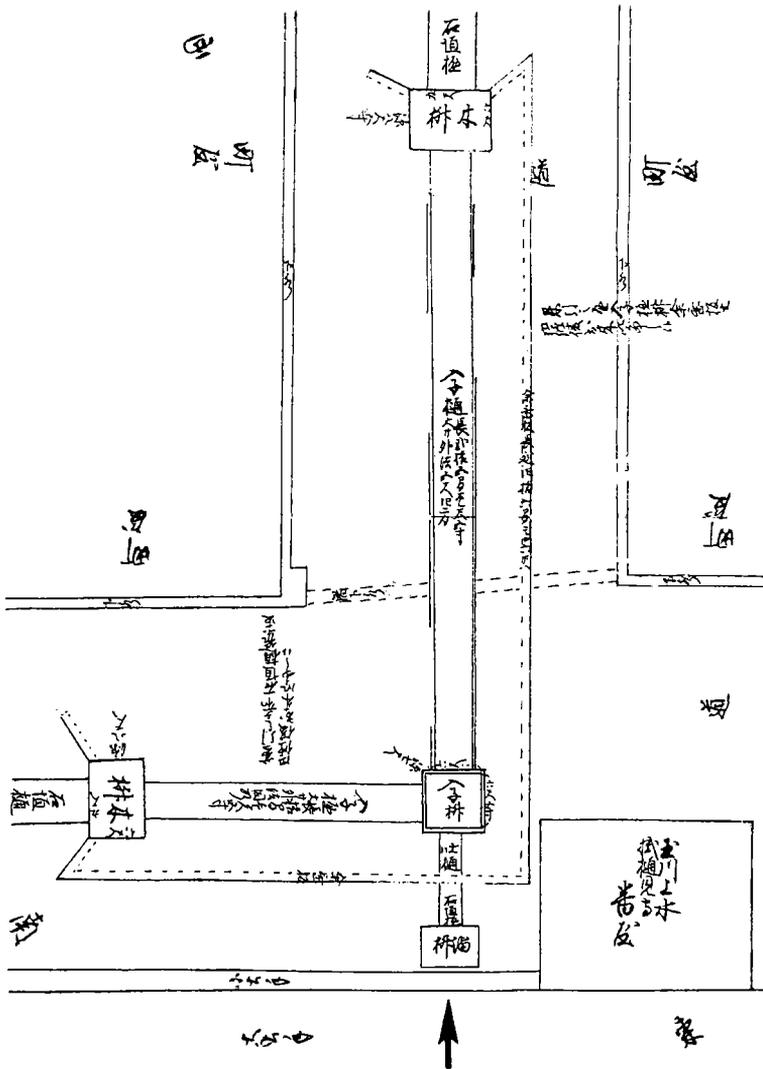


図7-3 吐樋と溜榭《資料17》

(3) 道三堀

《資料18》【7】の評定所内井戸から延びる吐樋は道三堀へ落ちる。

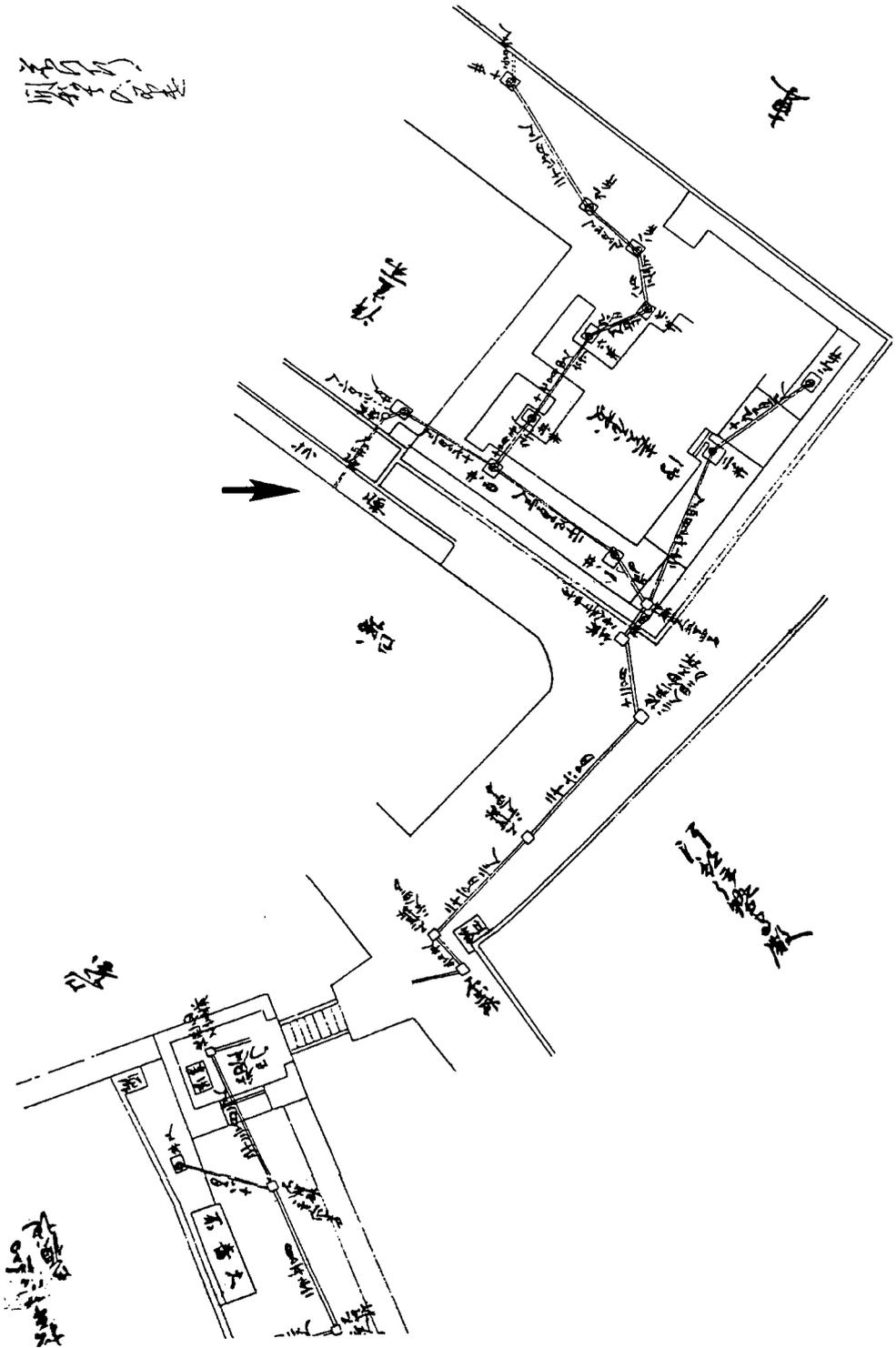


図7-4 吐樋《資料18》【7】

小松和博『江戸城』(名著出版, 1985年)に江戸時代後期の江戸城堀の連絡と水の流れが示されているが、江戸城堀は基本的には貯水池であり、その涵養水源は玉川上水および地下水(雨水)となる。玉川上水が涵養水源としてどの程度寄与したかを定量的には推定できないが、玉川上水の給水がなくなった現在の江戸城堀が地下水からの涵養のみで貯留水に流れがないため水質悪化を招いていることを思えば、常時江戸城堀に注水することで水を循環させた往時の堀が、より美しいものであったことは想像に難くない。

## 7.2 下水への注水

下水への注水は主な樋線図を掲載した「上水記」では10か所見られるが、工事記録集である「玉川上水留」では記載が少ない。

図7-5で葵坂下石栴から延びる吐樋は屋敷回りの下水に落ちる。場所的には堀に落とすことも可能であるが、下水につながっているのは下水への注水を考えてのことと思われる。

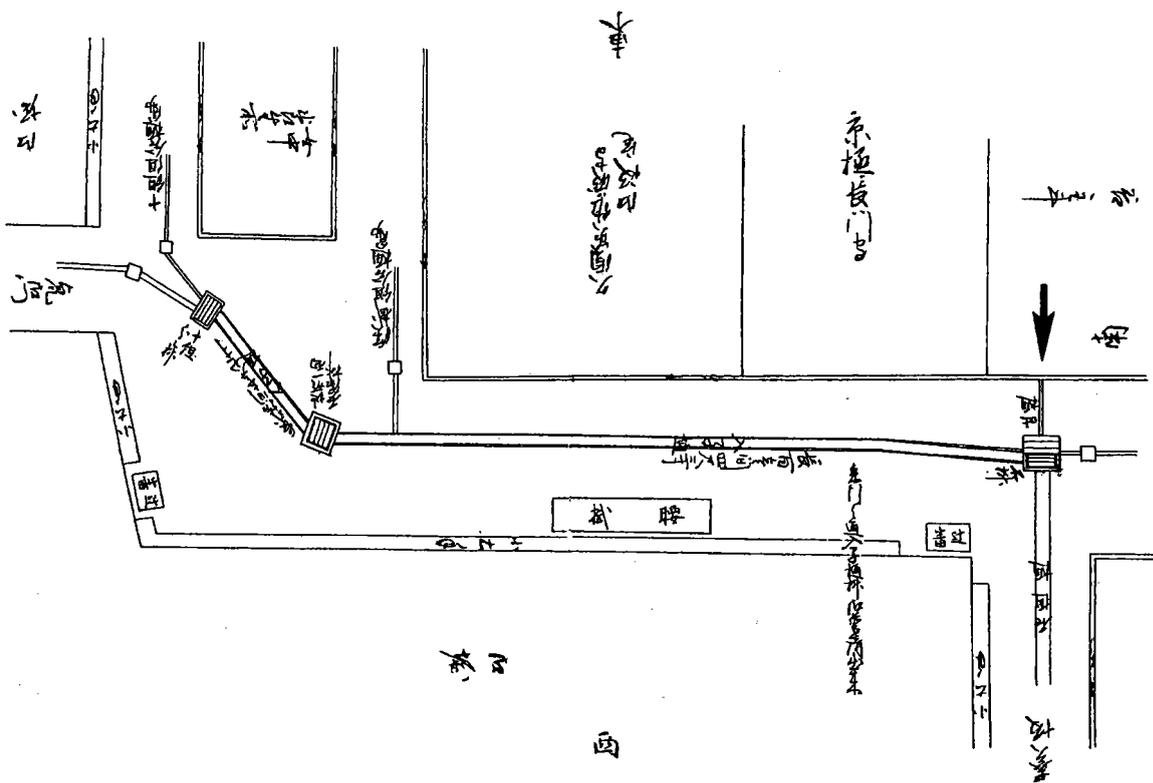


図7-5 吐樋《資料13》<冊30>



### 7.3 道造り

《資料20》<冊49>は嘉永6(1853)年には、「去年西丸御普請御入用大遣の儀に候」,「加るに此度近海へ異国船渡来に付ても是又御入費不少候」と出費が多いことを述べ、

「御修復の儀は先当分御差延の心得を以如何様にも御取繕致し可被置候、尤小破御修復の儀も右に准じ、可成丈御入用不相嵩様、精々心得候て取計候様可被致候事、右の通御作事奉行・小普請奉行へ相達候間、御普請方の儀も右に准じ、道造其外不差急儀は先当分御差延の心得を以、精々御入用不相嵩可被取計候事」

と、道造その他、急がないものは先延ばしにせよとの指示がでている。

しかし、「一 銀百六拾六匁六分式厘五毛 是は樋筋伏渡跡并道造いたし候注文の処、七百式拾四坪にて相済、八拾六坪相減に付」、「一 銀五百三匁七分五厘 是は前同断、道造出来の上砂利拾三坪五合入候注文の処、有来砂利除置相用七坪にて相済、六坪五合相減候に付」と、若干の費用削減の上施工している。

道路に関係するすべての工事で原状回復のための道造りが行われている。

《資料15》【3】では、代官町土手下から北桔橋外迄の道造りがわかる。

「一 道 長式百間 置土壹尺  
幅平均八間 砂利壹寸五分  
平坪千六百坪  
土坪式百六拾六坪六合六勺七才  
砂利四拾坪  
右仕様、両樋筋地形四五寸通たき起し除置、  
足土持込道造砂利敷平均可申、尤大砂利の分  
篩ひ分け、往来の障に不相成場所へ敷平均可申候

長さ200間、幅平均8間の平坪1,600坪について、まず現状の道路表面を4,5寸たき起し除去して、置き土を高さ1尺、その上に砂利を1寸5分敷き均している。しかも、砂利についてはふるい分けた大砂利を往来の妨げにならない場所へ使えといっている。

《資料27》<冊66>には、「四谷塩町三丁目より大横町辺裏町通所々道取繕仕様注文帳」があり、合計28か所で平坪合1,316坪8合3勺3才、土坪合83坪9合8勺8才、砂利合10坪9合7勺2才を用いている。「右仕様、地低の場所は地形三四寸通敲起除置、足土持込水取能取繕、除置候土表に掛不陸のヶ所は高下直いたし、道堅候上砂利敷平均候の積り」としている。置土は大番町横町南木戸門外で1尺5寸、同所続西の方が1尺、他に5寸が2か所を除けば、高下直しであり、砂利敷きはすべて5分である。幹線街路の裏道ではあるが、それでも5分の砂利敷きを行っている(図7-7参照)。

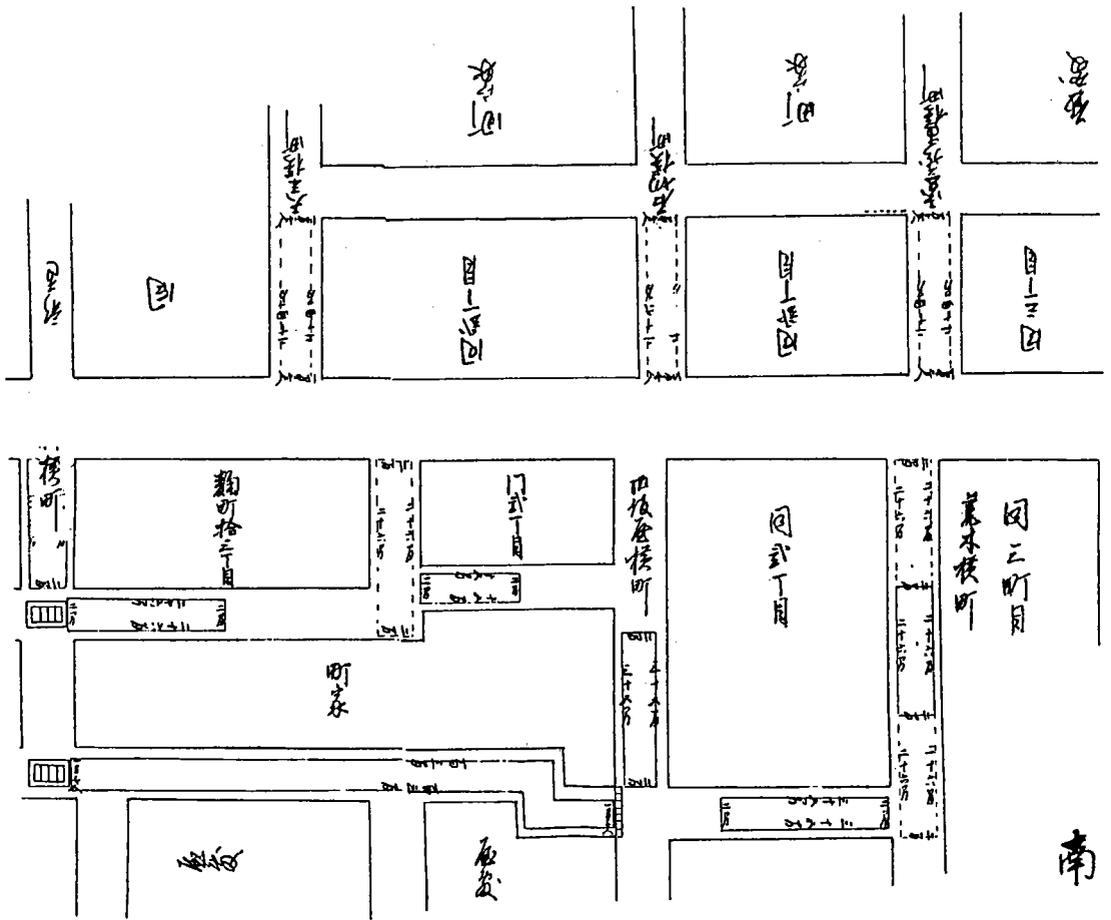


図 7 - 7 道造り《資料27》<冊66>

《資料18》【7】には、

- 「 一 御普請出来後、樋筋長延六百九拾貳間の処  
幅平均三間通、足土三百四拾六坪入道造  
いたし、尤仮樋掘揚跡の儀は亀甲  
胴突掛堅、出来の上砂利五拾貳坪入  
敷平均候積 」

とあり、樋筋普請の幅3間について足し土を入れ、また、仮樋を掘り揚げた跡は突き堅めたうえ砂利を入れるように指示している。

《資料3》【158】では使用する土を「四谷御門外鶴之首通道造場所、足土同所御堀内出洲浚揚相用候注文の処、同所御門内下水溜樹浚揚土貳坪相用候に付」としている。これは先の例と同様、経費

削減のためである。

《資料18》【39】によれば総日数180日に対し、「道造砂利敷平均出来迄日数」が30日と、全日程の1/6の日数になっている。

岡並木『舗装と下水道の文化』（論創社、1985年）では、ケンペル『江戸参府旅行日記』を引いて日本橋通りのにぎやかさ、着飾った婦人たちが通行できる道の清潔さを明らかにしている。また同氏はモース『日本での日々』を引いて、明治期の夕方の道路清掃と打ち水の習慣を讃えた話を紹介している。これらは江戸の街路が適切に維持管理されていたことを示しており、上水関連普請もそれにならったといえる。上水管理は明和5年まで道奉行・町奉行の共同管理であり、明和5年以降道奉行の廃止にともない、普請奉行に上水方道方御用掛りが配置された。したがって、道造りは上水普請の付帯工事的なものではなく、街路整備が重要であるため丁寧な作業が行われたといえる。

## 第8章 結 論

得られた結果を列記すれば、次の通りである。

- ① 「玉川上水留」は「神田上水留」と一対をなし、上水を管轄していた普請方の直轄普請工事および普請金・水銀徴収記録などを一件ごとにまとめた簿冊である。全119冊53件の内容は、工事記録48件、徴収記録4件、由来2件（工事と合冊1件）である。さらに両上水にわたる「神田玉川上水諸留」、以上の3史料以外には、江戸上水の構造や技術水準の詳細を知る史料はほとんど存在しない。
- ② 工事手順として、設計から老中の決済で着工し目付の検査で完了する流れを明確にできた。
- ③ 各工事では普請奉行のもとに担当組織が作られ、下奉行から地割棟梁まで約9人程度で構成される。また、工事従事者は大工、石工、桶工、人足、手伝人足等である。
- ④ 工事費、各種材料の単価、歩掛り、水銀・普請金を明らかにした。公儀の工事費負担の割合は2%と極めて少なく、公儀専用施設の工事においてもその割合は同じである。工事は入札制であるが、地割棟梁による元積落札が70%を占める。各種材料および職人賃銀は、慶応1(1865)年まではほぼ横ばい、慶応2年に急騰している。歩掛りは各工事で不同だが、木樋では材料費が40~70%、労務費が30~60%となる。
- ⑤ 逼迫した財政状況下にあって、応急処置や安価な材料への変更、それに徹底した再利用を実践しているものの、担当者自身の手当・褒賞は前例にならっていた。
- ⑥ 水量と水質を保持するための維持管理技術の主眼は、漏水を少なくし、汚水の滲入を防ぐことであつた。樋柵など上水施設の朽腐の実態および施工時の水蜜性保持と耐圧方法を明らかにした。
- ⑦ 水縄、水盛台と物差しを用いた距離測量、水準測量が行われていた。水準測量の精度は簡易水準測量程度の可能性がある。
- ⑧ 水理技術は、経験技術的要素が多分にあるが、水理構造の認識は的確であり、優れた実践的技術である。とくに、水留作業を巧みに行っていた。
- ⑨ 柵は下部に泥溜があり土砂を滞留させる。樋は柵出口側の樋口を柵入口側の樋口より上に設ける傾向があり、柵間の樋勾配を急にしている。
- ⑩ 重要区間での工事は柵での水理検査により終了する。検査は柵での水位が「定寸」になるかどうかで判断している。これは、玉川上水の管理が、各屋敷等への引取樋口断面積と樋口での流入水深

(水乗り)により行われていることを示す。

- ⑩ 江戸市内の美観形成に果たした玉川上水の役割を明らかにした。その一つは、江戸城堀、下水への注水による水辺空間の整備によるものであり、他の一つは上水工事後の丁寧な道造りによる町並み整備である。

以上、不十分な点は多々あるが、本研究により玉川上水の、

- 維持管理がどのようなものであったか
- 当時としては高度な技術という漠然としたものでない正当な評価
- 江戸の美観形成機能

が多少なりとも明確になったと思われる。

本研究が玉川上水の歴史的価値評価にいささかなりとも貢献し、今後の玉川上水研究に役立つとすれば幸甚である。

## 謝 辞

本研究において、国立国会図書館と東京都立中央図書館には史料の閲覧、複写で大変お世話になった。また、史料の整理には神戸大学工学部建設学科の学生数名に助力を頂いた。とくに梶村壮君（当時学部4年生、現在大阪市勤務）には卒業研究として一部文書の解読と分析もして頂いた。記して、謝辞とする。

付属史料「玉川上水留」

(目次・凡例は巻末)

相減老坪二付代銀七拾五匁内訳当りを以前同断  
七口

銀貳貫七百七拾貳匁五分九厘八毛  
増減差引

銀壹貫五百三拾四匁三厘五毛 金減

此金貳拾五兩貳分壹朱銀貳分八厘五毛

同済

高金千貳百六拾八兩

内減金引之

残而

金千貳百四拾貳兩壹分貳朱

銀三匁四分六厘五毛

金御組合入用

右之通御座候以上

丑九月

前書御組合入用御増減被遊御取調候通

少も相違無御座毛頭御非分成儀

無御座候以上

丑九月

三橋彦五郎 ㊦  
天野勝右衛門 ㊦

【111】

御用番

十一月朔日肥前守より貞河弥ヲ以上ル

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復出来二付諸色揚場地所

御届

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復出来二付敷寄屋橋御門外町方惣揚場之内

諸色揚場地所町奉行江返地仕候依之申上候  
以上

丑十月

【112】

九月廿九日雨

一 半蔵御門内外樋筋御修復出来二付敷寄屋橋御門外

諸色揚場町奉行組之者江引渡出役之節姓名

町奉行

池田播磨守組与力

同組同心

進藤大次郎

根岸肥前守組与力

同組同心

石原次郎右衛門

地割役

榑屋三左衛門

町年寄手代

文藏

福田□右衛門

地割手代

羽田 英藏

神谷兵左衛門

出役

関川金次郎

大嶋鉄太郎

天野勝右衛門

大久保肥前守

右之通四時揃二而無滞引渡相済候事  
九月廿九日雨

【113】

差上申跡御請負證文之事

一 御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復御組合入用金千貳百六拾八兩二而私共落札二

罷成引請被仰渡此節御修復出来仕御場所当り

直段を以御増減被遊御取調候処金貳拾五兩貳分壹朱

銀貳分八厘五毛御減二相成残而金千貳百四拾貳兩

壹分貳朱銀三匁四分六厘五毛不残被遊御渡 儀

奉請取候然ル上は跡御請負之儀別紙絵図面

朱引之場所当丑九月より来ル午九月迄中ヶ年五ヶ年

之内若損所出来仕候ハ、何ヶ度も無代二而御差図

次第取繕可仕候為後日跡御請負證文差上申処

仍如件

慶応元年九月

上野弥太夫印

安川 長藏印

本多金之助印

三橋彦五郎印

服部吉右衛門印

平野定次郎印

清水吉太郎印

河合 欽助印

中村甚左衛門印

天野勝右衛門印

吾孫子丈助印

飯塚次郎兵衛印

【104】

町奉行衆

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復二付

数寄屋橋御門外町方惣揚場之内江揚場竹矢来

地所先達而請取置候処右御修復出来二付取払

候之段御断返今日和泉守殿江申上候間右御断各様江相下ケ候

明後廿九日晴雨共四時支配御普請方役々組二差出御引渡可申候

御組之者罷出候様いたし度存候此段御達申候

九月廿七日

九月廿八日本文江下ケ札付御役所江

為持差越候二付承知之旨返却遣し候事

下ケ札

御書面之趣致承知候本文揚場

地所御断書雅楽頭殿御下ケ有之

候之趣右地所請取可申候間明

廿九日四時晴雨共右場所江

支配向之者差出候間御支配向

之もの御差出可被成候此段御挨拶

旁及御達候

丑九月廿八日

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外  
樋筋御修復御組合入用増減差引勘定

増之分

一 銀九拾六匁老厘八毛

是は

御本丸掛地形一面併注文之外蓋請木仕付候二付

拾尺ノ五分老厘六毛代銀三拾目九分六厘而二

老本替老式分五厘八毛實銀老知老分六厘

老毛老欄二付銀四匁五分大工八人實銀三拾式匁

老入二付銀四匁同手伝人足老入六分實銀四匁八分

老入二付銀三匁人足八人實銀式拾四匁老入二付銀

三匁諸色諸道具損料代銀三匁九厘七毛内訳

当りを以本文之通増

一 銀六百目老分式厘八毛

是は仮繩長延百式拾六間伏渡候注文之処長

延百三拾六間三尺仕付差引拾間三尺相増式間繩

老本二付諸一式代銀百拾四匁三分老厘内訳當

を以前同断

一 銀五百四拾式匁四分老厘七毛

是は兩掛り樋筋之内ノ枳仕付可申処注文之外

鉢掛候二付鉄目合五拾老貫式百四拾目代銀

四百九匁九分式厘而二七貫五百目替大工式拾五人

實銀百目老入二付銀四匁同手伝人足五人實銀拾

五匁老入二付銀三匁諸色諸道具損料代銀拾

七匁四分九厘七毛内訳當を以前同断

三口

一 銀老貫式百三拾八匁五分六厘三毛増

減之分

一 銀四百拾六匁式分五厘式毛

是は

御本丸掛新繩長延五拾六間三尺伏替注文之処

五拾四間四尺八寸五分二而相濟老間四尺寸五分

相減式間繩老本二付諸一式代銀四百九拾式匁老分

式厘内訳當りを以本文之通減

一 銀三百拾匁老分九厘

是は右同断古繩長寄而六拾四間揚修復いたし候

注文之処六拾式間七寸五分二而相濟老間五尺式寸

五分相減式間繩老本二付前同断代銀三百三拾目

八分六厘九毛内訳當りを以前同断

一 銀三百六拾九匁五分式厘三毛

是は吹上掛新繩長延五拾式間三尺伏替注文

之処五拾老間老尺三寸二而相濟老間老尺七寸

相減前同断代銀五百七拾五匁八分八厘内訳當り

を以前同断

一 銀四百六拾老匁老分九厘三毛

是は右同断古繩長寄而四拾九間四尺揚修復

いたし候注文之処四拾七間八寸二而相濟式間三尺

式寸相減前同断代銀三百六拾四匁老分内訳

當りを以前同断

一 銀四百三拾六匁式分四厘

是は

御本丸掛樋筋之内式拾八ヶ所ノ枳仕付可申処

鉢掛ヶ候二付老ヶ所二付諸一式代銀拾五匁五分八厘

内訳當りを以前同断

一 銀五百五拾四匁式分

是は吹上掛樋筋之内三拾四ヶ所ノ枳仕付可申処鉢掛ヶ候

諸一式代銀拾六匁三分内訳當りを以前同断

一 銀式百式拾五匁

是は砂利拾式坪入候注文之処九坪二而相濟三坪

【106】

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復御組合入用増減差引勘定帳

宮路 一平〇

瀬谷永太夫〇

神谷兵左衛門〇

御褒美奉願候老件

【96】

和泉守殿

伊賀守

御本丸掛吹上掛玉川上水麴町式丁目より  
半蔵御門内迄樋筋御普請中附切相動候  
支配向御褒美之儀奉願候書付

御普請方 奉行

宮地 一平

同改役代り

御普請方

瀬谷永太夫

御普請方

神谷兵左衛門

同同心肝煎役

老 人

同 同心

式 人

同 改方同心

老 人

地割棟梁

式 人

右は玉川上水

御本丸掛吹上掛麴町式丁目より半蔵御門外石出枳迄樋筋

御普請中書面之人數伺之上附切申渡諸色仕口等巨細二

吟味為仕同役岡松伊予守見廻仕去子年五月廿七日より

当丑四月六日迄日數三百五二而御普請出来御組合入用

伺濟高金之内金百拾七兩七分三朱銀三匁老厘老毛

相減申候猶同月十八日より引続半蔵御門内外樋筋御修復

之方前同様伺之上附切申渡為取掛私儀見廻り仕候処

右場所之儀は兩掛共御水仕掛肝要之元種二有之

麴町通は地高二而土冠も深く手重之場所故新通

揚修復共目論見之節よりも厚申含仕口等別而念入為改

且半蔵冠木御門并枳形内渡御棧下共場狭之処本種

飯種共都而三筋宛伏渡候二付右御門差障二不相成様一同

早出居残二而出精手繰仕伏渡何れも出来形水掛共

宜当丑九月十三日迄日數百七拾四日二而修復出来仕御組合

入用伺濟高金之内金貳拾五兩貳分老朱銀貳分八厘

五毛相減御取締も宜右兩度共御減も相立格別骨折

出精相動候間一同助之ため出格之御 思召相成之御褒美

被下置候様仕度同役評議之上此段奉願候以上

嘉永四亥年玉川上水麴町通

御本丸掛吹上掛樋筋御普請中附切相動候支配向江

御褒美被下置候

嘉永六丑年玉川上水代官町通

御本丸掛樋筋場所替御普請中附切相動候

支配向江御褒美被下置候

丑九月

【100】

御勝手

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復出来二付諸色揚場取払候儀

申上候書付

御届

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復二付

數寄屋橋御門外町方惣揚場之内江諸色揚場竹

矢来取建差置候処右御修復出来二付取払申候

依之申上候以上

丑九月

【101a】

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復出来二付諸色揚場

御目障之義御断返申上候書付

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復二付

數寄屋橋御門外町方惣揚場之内江諸色揚場竹矢来

取建差置候二付

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成候段先達而申上置候処右御修復出来二付

取払申候依之御断返申上候尤右之段御側衆江も

御断返差出申候以上

丑九月

【103】

町奉行衆

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復二付

數寄屋橋御門外町方惣揚場之内江諸色揚場竹矢来

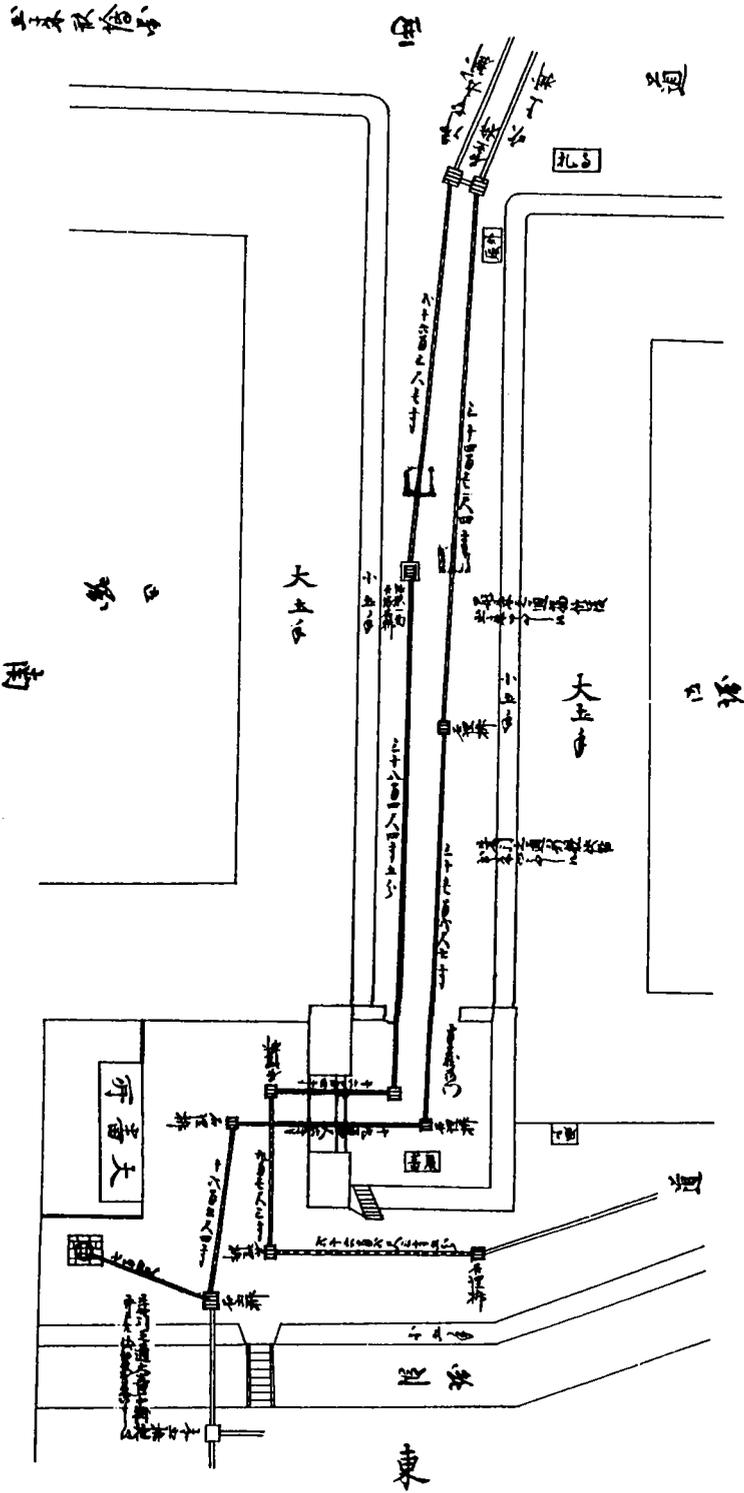
取建諸色差置候間町役人共心附之義御申渡有之候様

先達而御達申置候処右御修復出来二付取払申候此段

御断返御達申候

丑九月

大久保肥前守



一 半蔵御門内外樋筋御修復出来栄見分心障  
無之旨戸川大隅守殿より丹波守殿江申上候段  
小山与一郎申聞

【83】

○御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門

内外樋筋御修復出来形帳

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵

御門内外樋筋御修復出来形

御本丸掛半蔵御門外

石出櫓より同御門内

石埋櫓之内

一 樋 長寄而六拾貳間七寸五分 大サ内法卷尺卷寸 木厚三寸

吹上掛同所石出櫓より

同御門内段堀際

石出櫓之内

一 樋 長寄而四拾七間八寸 大サ内法卷尺式寸 木厚三寸五分

右仕様古樋之内木性宜分相撰継手水焼之処

切縮増貝折釘積皮巻打蝶千葉附直縫釘打

銅張同紙打切蓋木品松新規同釘打鉄掛

惣鉢積皮打堅敷盤木栗角居ノ枠同角

樋巻本江式ヶ所短仕付柏へな土塗埋立

御本丸掛半蔵御門櫓之首

地形一面石縁石櫓より同御門内

大番所前石埋櫓迄

一 樋長延五拾四間四尺八寸五分 大サ内法卷尺卷寸 木厚三寸

卷尺式寸

吹上掛同所石埋櫓より

前同斷

一 樋長延五拾老間老尺三寸 大サ内法卷尺式寸 木厚三寸五分

右仕様新規伏替木品松側板式枚矧敷蓋  
三枚矧貝折釘六寸間ニ打蟻棧木式夕通仕付  
其外前同斷ノ鉄共掛埋立

但兩樋筋惣鉢石櫓内樋出代銅張同紙打

御本丸掛吹上掛半蔵御門外より

同御門内迄

一 石埋櫓 大サ内法三尺五寸四方 深五尺 七ヶ所

式重蓋木厚式寸

右仕様櫓内泥浚合口積皮打式重蓋木品松

蓋板江積皮打堅関貫共仕付柏へな土詰有来

蓋石掛埋立

半蔵御門櫓之首

一 地形一面石縁石櫓 大サ内法三尺八寸四方 深七尺 卷ヶ所

式重蓋同斷

上蓋木厚五寸

右仕様前同斷木品松式重蓋其外前同斷

蓋請和ら板仕付鉄釘打洪墨塗縁石居直

日漆喰いたし

半蔵御門内段堀際

一 石出櫓 大サ内法三尺八寸四方 深七尺 卷ヶ所

上蓋木厚三寸

右仕様前同斷上蓋木品松関貫共仕付惣鉢洪墨塗

鉄物錠前共仕付

半蔵御門大番所掛

一 樋 長七間四尺 大サ内法式寸四方

六寸角彫樋

右仕様木品松貝折釘六寸間ニ打継手駒之頭  
鉄掛惣鉢積皮打堅柏へな土塗埋立

同

一 井戸 大サ内法差渡式尺五寸 木厚式寸 卷ヶ所

右仕様化粧ケ輪根ケ輪共高五尺宛木品松葉

根ケ輪底付箇掛堅メ合口積皮打堅石龜甲

有形之通居直目漆喰いたし

一 樋筋惣鉢足土持込道造いたし砂利

敷平均

右之通御修復出来いたし候

丑九月

一 漆喰 老升五合

代銀四分五厘

但老升二付

銀三分

一 車 六分三厘四毛

質銀貳匁八分五厘三毛

一 桶工 拾人

質銀三拾目

但老人二付

銀三匁

一 石工 三人

質銀貳拾壹目

但同

銀七匁

一 同手伝人足 六人

質銀拾八匁

一 人足 三拾五人

質銀百五匁

一 諸色諸道具損料

代銀拾匁五分式厘四毛

合銀三百貳拾六匁貳分三厘七毛

一 道造 長百貳拾間 幅五間

平坪 六百坪

一 足土 五拾坪

代銀壹貫目

但老坪二付

銀貳拾目

一 砂利 拾貳坪

代銀九百目

但同

銀七拾五匁

一 幅多人足 貳百貳拾貳人

質銀六百六拾六匁

但老人二付

銀三匁

一 人足 六百八人

質銀壹貫五百目

但同

銀貳匁五分

一 諸色諸道具損料

代銀百三拾五匁五分三厘三毛

合銀四貫貳百壹匁五分三厘三毛

一 井榎木山囲足場類其外損料

代銀三貫九拾目壹厘六毛

一 小屋場揚場小使人足其外損料

代銀六貫九百三拾目

惣ノ銀七拾六貫八拾目

此金千貳百六拾八兩

右之通御座候以上

丑五月

【80】

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

樋筋御修復御組合入用金高日數書付

御組合入用何濟

高金千貳百六拾八兩

雨天其外休日相除

凡日積

百七十日

当丑四月十八日より取掛

同九月十三日迄出来

惣日數百七十四日

内

百二十五日 全御修復日數

四十九日 雨天其外休日

右之通有之候

丑九月

【82】

九月十六日

一 出来形御見分御沙汰聞候と西丸御殿江罷出候後

玉川上水半藏御門内外樋筋御修復出来形

為見分明後十八日雨天延引五半時戸川大隅守殿

御越之旨御徒目付小山与一郎申聞候段御城詰

井上治左衛門より申来候右二付一同江通達いたし候

同十七日

一 右同断二付当御場所出来形御見分明十八日

四時肥前守殿御目付戸川大隅守殿御越之旨

支配向は五半時揃之積り一平殿被申聞候

一 今十八日四時肥前守殿引続御目付戸川大隅守殿

御越支配向は五半時揃掛り一同は六半時揃

御徒目付役之一同二而御場所突合見分相濟

小屋場二而出来形帳読之奉行衆御目付役々

御見分相濟而小屋場江御立寄り四半時頃御退散二

相成候事

御目付

戸川大隅守殿

御徒目付

小山与一郎

浅生 寛藏

御小人目付

中川芳太郎

中野柳三郎

御使

中里岸吉郎

右之通有之候御場所御見分無滞相濟

申候

九月十八日薄曇

實銀六厘三毛

一 諸色諸道具損料

代銀三匁六分八厘七毛

一 銀百拾四匁三分老厘

六拾三本分

合銀七貫貳百老匁五分三厘

一 板辨 大サ内法四尺四方 木厚三寸 五ヶ所

一 檜板 八枚 長四尺八寸 幅老尺老寸五分 厚三寸

尺 老本老分四毛

是は敷蓋

一 同板 八枚 長四尺 幅老尺 厚貳寸

尺 五分三厘三毛

是は二重蓋

一 同木 八本 長四尺 三寸角

尺 貳分四厘

是は請棧裏棧

一 同木 貳本 長四尺貳寸 三寸角

尺 六厘三毛

是は関貫

尺 合老本九分四厘

一 代銀七拾七匁六分

一 落目折釘 百六拾六本 鉄目老本貳拾五匁付

一 鉄目四貫百五拾目

一 目折釘 拾貳本 同拾五匁付

一 鉄目百八拾目

一 鉄目合四貫三百三拾目

一 代銀三拾四匁六分四厘

一 横皮 貳拾貳束五分

一 車 九分七厘

實銀四匁三分六厘五毛

一 大工 五拾三人

實銀貳百拾貳匁

一 同手伝人足 拾八六分

實銀三拾老匁八分

一 人足 百八拾五人

實銀五百五拾五匁

一 諸色諸道具損料

代銀三拾老匁三厘九毛

合銀九百六拾貳匁老分九厘四毛

半蔵御門大番所掛

一 桶 長七間四尺 内法貳寸四方 彫樋

式間繩老本当

一 拾六寸角 老本 長貳間

尺 三分六厘

一 同木 老本 長老尺貳寸 幅老尺 厚六寸

尺 六厘

是は駒之頭

尺 合四分貳厘

一 代銀貳拾五匁貳分

一 目折釘 四拾本 鉄目老本拾五匁付

一 鉄目六百目

一 鉄目百五拾目

鉄目合七百五拾目

代銀六匁

一 横皮 老束五分

代銀老匁五厘

一 柏へな土 貳匁九才

代銀老匁老厘五毛

一 車 貳分老厘

實銀九分四厘五毛

一 大工 拾老入

實銀四拾四匁

一 同手伝人足 貳人貳分

實銀六匁六分

一 人足 拾九人

實銀五拾七匁

一 諸色諸道具損料

代銀四匁七分貳厘七毛

一 銀百四拾六匁五分三厘七毛

三本八分三厘三毛分

合銀五百六拾老匁六分七厘六毛

同斷 一 井戸 大サ内法差渡式尺五寸 高五尺 式ヶ輪

一 桧葉板 四拾貳枚 長五尺 幅五寸 厚貳寸

代銀百五匁 但老枚二付 銀式匁五分

一 同板 五枚八分 長式尺九寸 幅厚同斷

代銀八匁四分老厘 但同 銀老匁四分五厘

一 竹 七本 目通七八寸廻り 但老本二付 銀老匁

代銀七匁 但老本二付 銀老匁

一 玄蕃石 三枚 長式尺八九寸 幅九寸尺 厚式三寸 但老枚二付 銀三匁

代銀九匁 但老枚二付 銀三匁

一 栗丸太 六本 長九尺 末口三寸 但老本二付 銀老匁五分

代銀九匁 但老本二付 銀老匁五分

一 栗丸太 六本 長九尺 末口三寸 但老本二付 銀老匁五分

代銀九匁 但老本二付 銀老匁五分

代銀九匁 但老本二付 銀老匁五分

代銀九匁 但老本二付 銀老匁五分

實銀百貳拾三匁

一 諸色諸道具損料

代銀七匁八厘

一 銀式百拾九匁四分八厘八毛

七ヶ所分

合銀老貫五百三拾六匁四分老厘六毛

御本丸掛

地形一面石縁石拵 大サ内法三尺八寸四方 卷ヶ所

一 桧板 四枚 長四尺 幅老尺 厚貳寸

尺ノ貳分六厘七毛

是は二重蓋

一 同木 式本 長四尺貳寸 三寸角

尺ノ六厘三毛

是は関貫

一 同板 五枚 長四尺九寸 幅九寸八分 厚五寸

尺ノ老本

是は上蓋

尺ノ合老本三分三厘

代銀七拾九匁八分

一 鉄物生し直し

代銀老匁

一 渋墨塗 式坪老合五匁貳才

代銀三匁貳分三厘

但老坪二付

一 横皮 四束五分

代銀三匁老分五厘

一 粕へな土 老合老匁四才

代銀三匁九分九厘

一 目漆喰 五合

代銀老分五厘

但老丹二付

銀三分

一 石工 老人

實銀七匁

一 同手伝人足 貳人

實銀六匁

一 大工 拾老人

實銀四拾四匁

一 同手伝人足 貳人貳分

實銀六匁六分

一 人足 八人

實銀貳拾四匁

一 車 六分六厘五毛

實銀貳匁九分九厘三毛

一 諸色諸道具損料

代銀六匁六厘四毛

吹上掛 合銀百八拾七匁九分七厘七毛

石出拵

大サ内法三尺八寸四方 卷ヶ所

一 桧板 五枚 長五尺 幅老尺 厚三寸

尺ノ六分貳厘五毛

是は上蓋

一 同木 老本 長五尺六寸 三寸五分角

尺ノ五厘七毛

是は関貫

尺ノ合六分八厘貳毛

代銀四拾目九分貳厘

一 渋墨塗 式坪式合三匁五才

代銀三匁三分五厘三毛

一 鉄物生し直し

代銀貳匁五分

一 車 三分四厘老毛

實銀老匁五分三厘五毛

一 大工 拾八人

實銀七拾貳匁

一 同手伝人足 三人六分

實銀拾匁八分

一 人足 拾人

實銀三拾目

一 諸色諸道具損料

代銀五匁三分七厘

合銀百六拾六匁四分七厘八毛

一 飯桶 長延百貳拾六間 大サ内法老尺貳寸 木厚貳寸

老尺四寸

式間桶老本当

一 檜 式本 長老尺八寸 式寸五分三寸

尺ノ貳厘三毛

代銀九分貳厘

但両二 老本五分替

一 横皮 式束

代銀老匁四分

一 貝折釘 三拾式本 鉄目老本拾五匁付

鉄目四百八拾目

代銀三匁八分四厘

一 大工 九人

實銀三拾六匁

一 同手伝人足 老人八分

實銀五匁四分

一 人足 貳拾老人

實銀六拾三匁

一 車 老厘四毛

拾ヶ所分

合銀六百三拾目八分四厘

吹上掛同所石埋柵より

前同断

一 樋 長五拾貳間三尺 大サ内法老尺式寸 老尺四寸

式間樋老本当

一 桧板 四枚 長式間 幅六寸 厚三寸五分 尺ノ八分四厘

一 同板 三枚 長同断 幅七寸 厚三寸五分 尺ノ七分三厘五毛

一 同板 三枚 長同断 幅七寸 厚三寸五分 尺ノ六分三厘

一 同木 貳本 長式尺壹寸 式寸五分 三寸 尺ノ貳厘六毛

尺ノ合式本式分三厘壹毛

代銀百三拾三匁八分六厘

一 栗四寸角 貳本 長壹丈三尺五寸 尺ノ三分六厘

代銀貳拾老匁六分

一 同押五寸角 老本 長三尺 代銀貳匁三分式厘五毛

一 落貝折釘 百式拾本 鉄目老本三拾目付 鉄目三貫六百目

一 同 八拾本 同式拾五匁付 同式貫目

一 縫釘 四本 同五匁付

一 鉄目 八挺 鉄目老挺三拾五匁付 鉄目貳百八拾目

鉄目合五貫九百目

代銀四拾七匁式分

一 銅板 六分六厘七毛

代銀貳匁老毛

一 同板 八拾本

代銀八分

一 檜皮 拾四束

代銀九匁八分

一 柏へな土 五勺七才

代銀老匁九分九厘五毛

一 車 老輛三分老厘六毛

實銀五匁九分式厘貳毛

一 大工 三拾三人

實銀百三拾式匁

一 同手伝人足 六人六分

實銀拾九匁八分

一 人足 六拾人

實銀百八拾目

一 諸色諸道具損料

代銀拾八匁五分七厘七毛

一 揚修復足し樋共

式拾七本式分五厘分

合銀拾五貫六百九拾式匁七分三厘

右同断内樋出代八ヶ所

老ヶ所当

一 銅板 四枚三分式厘老毛

代銀拾式匁九分六厘三毛

一 同板 五百拾九本

代銀五匁老分九厘

一 大工 拾老人

實銀四拾四匁

一 同手伝人足 貳人式分

實銀六匁六分

一 諸色諸道具損料

代銀貳匁老分壹厘九毛

一 銀七拾老匁四厘五毛

八ヶ所分

合銀五百六十八匁三分六厘

西掛り 石埋柵 大サ内法三尺五寸四方 七ヶ所

老ヶ所当

一 桧板 四枚 長老尺七寸 幅九寸式分五厘 厚式寸 尺ノ貳分式厘八毛

是は二重蓋

一 同木貳本 長三尺九寸 三寸角 尺ノ五厘九毛

是は関貫

尺ノ合式分八厘七毛

代銀拾七匁式分式厘

一 檜皮 四束五分

代銀三匁老分五厘

一 柏へな土 老合老匁四才

代銀三匁九分九厘

一 車 老分四厘四毛

實銀六分四厘八毛

一 大工 拾四人

實銀五拾六匁

一 同手伝人足 貳人八分

實銀八匁四分

一 人足 四拾老人

代銀式短巻毛

- 一 同紙 八拾本
- 一 代銀八分
- 一 栗四寸角 式本 長卷丈三尺五寸
- 一 尺ノ三分六厘

- 一 代銀式短巻短六分
- 一 同押五寸角 巻本 長三尺
- 一 代銀式短三分式厘五毛
- 一 横皮 拾束
- 一 代銀七匁
- 一 粕へな土 五勺七才
- 一 代銀巻短九分九厘五毛
- 一 車 五分六厘三毛
- 一 質銀式短五分三厘四毛
- 一 大工 式拾六人
- 一 質銀百四匁
- 一 同手伝人足 五人式分
- 一 質銀拾五匁六分
- 一 人足 六拾人
- 一 質銀巻貫八百目
- 一 諸色諸道具損料
- 一 代銀拾巻短七分四厘五毛
- 一 尺ノ三百六拾四匁卷分
- 一 式拾四本八分三厘三毛分
- 一 合銀九貫四拾巻短六分九厘五毛
- 一 御本丸掛半藏御門鶴之首
- 一 地形一面石縁石柵より同御門内
- 一 大番所前石埋柵迄之内新繕
- 一 同 長延五拾六間三尺 大サ内法巻尺巻寸
- 一 巻尺式寸

式間櫃巻本当

- 一 檢板 四枚 長式間 幅五寸五分 厚三寸
- 一 尺ノ六分六厘
- 一 是は櫃側板
- 一 同板 六枚 長同斷 幅六寸 厚三寸
- 一 尺ノ巻本八厘
- 一 是は同蓋敷
- 一 同木 式本 長巻尺八寸 式寸五分 三寸
- 一 尺ノ式厘三毛
- 一 是は同蟻棧
- 一 尺ノ合巻本七分六厘三毛
- 一 代銀百五匁七分八厘
- 一 落貝折釘 式百本 鉄目巻本式拾五匁付
- 一 鉄目五貫目
- 一 縫釘 四本 鉄目巻本五匁付
- 一 鉄目式拾目
- 一 鉄 八挺 鉄目巻挺三拾五匁付
- 一 同式百八拾目
- 一 鉄目合五貫三百目
- 一 代銀四拾式短四分
- 一 栗四寸角 式本 長卷丈式尺六寸
- 一 尺ノ三分三厘六毛
- 一 代銀式拾目巻分六厘
- 一 同押五寸角 巻本 長三尺
- 一 代銀式短三分式厘五毛
- 一 銅板 六分 巻枚百目付
- 一 代銀巻短八分
- 一 同紙 七拾式本
- 一 代銀七分式厘
- 一 横皮 拾四束

代銀九匁八分

- 一 粕へな土 五勺七才
- 一 代銀巻短九分九厘五毛
- 一 車 巻輦八厘巻毛
- 一 質銀四匁八分六厘五毛
- 一 大工 式拾九人
- 一 質銀百拾六匁
- 一 同手伝人足 五人八分
- 一 質銀拾七匁四分
- 一 人足 五拾老人
- 一 質銀百五拾三匁
- 一 諸色諸道具損料
- 一 代銀拾五匁八分七厘五毛
- 一 尺ノ四百九拾式短卷分式厘
- 一 揚修復足櫃共
- 一 式拾九本式分五厘分
- 一 合銀拾四貫三百九拾四匁五分老厘
- 一 右同斷柵内挿出代 拾ヶ所
- 一 巻ヶ所当
- 一 銅板 三枚五分八厘三毛
- 一 代銀拾匁七分四厘九毛
- 一 同紙 四百三拾本
- 一 代銀四匁三分
- 一 大工 拾人
- 一 質銀四拾目
- 一 同手伝人足 式人
- 一 質銀六匁
- 一 諸色諸道具損料
- 一 代銀式短三厘五毛
- 一 尺ノ銀六拾三匁八厘四毛

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外  
繩筋其外御修復老本当取調帳

宮路 一平  
瀬谷永太夫  
神谷兵左衛門

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外  
繩筋其外御修復老本当取調  
石出掛より同御門内石  
埋掛迄之内揚御修復之分

一 繩 長寄而六拾四間 大サ内法卷尺卷寸

老尺式寸

式間繩老本当

一 檢板 老枚 長老尺八寸 幅九寸 厚三寸

尺ノ四厘老毛

代銀式匁四分六厘 但兩二

是は継手切蓋二遣 老本替

一 貝折釘 四拾本 鉄目老本式拾五匁付

鉄目老實目

是は敷蓋二打

一 縫釘 四本 同五匁付

同式拾目

是は継手江打

一 鉢 八挺 鉄目老挺三拾五匁付

同式百八拾目

是は継手江懸

鉄目合老實三百目

代銀拾匁四分

但兩二

七實五百目替

一 銅板 六分

代銀老匁八分

是は継手江張

一 同鉢 七拾式本

代銀七分式厘

是は同斷二遣

一 栗四寸角 式本 長老丈式尺六寸

尺ノ三分三厘六毛

代銀式拾目老分六厘

是はノ粹二遣

一 栗押五寸角 老本 長三尺

代銀式匁三分式厘五毛

是は敷蓋二遣

一 横皮 拾束

代銀七匁

一 柏へな土 五匁七才

代銀老匁九分九厘五毛

一 車 式分八毛

實銀九分三厘六毛

一 大工 式拾四人

實銀九拾六匁

一 同手伝人足 四人八分

實銀拾四匁四分

一 人足五拾四人

實銀百六拾式匁

一 同手伝人足 四人八分

實銀拾四匁四分

一 人足五拾四人

實銀百六拾式匁

一 銅板 六分

一 諸色諸道具損料

代銀拾匁六分七厘三毛

ノ銀三百三拾目八分六厘九毛

三拾式本分

合銀拾實五百八拾七匁八分八毛

吹上掛同所石出掛より

同御門内段掘際石

出掛迄之内前同斷

一 同 四拾九間四尺 大サ内法卷尺式寸

老尺四寸

式間繩老本当

一 檢板 老枚 長式尺卷寸 幅九寸 厚三寸五分

尺ノ五厘五毛

代銀三匁三分

是は継手切蓋二遣

一 貝折釘 式拾本 鉄目老本三拾匁付

鉄目六百目

是は蓋増釘二遣

一 同釘 式拾本 同式拾五匁付

鉄目五百目

是は敷増釘二打

一 縫釘 四本 同五匁付

同式拾目

是は継手縫釘

一 鉢 八挺 鉄目老挺三拾五匁付

同式百八拾目

是は継手江掛

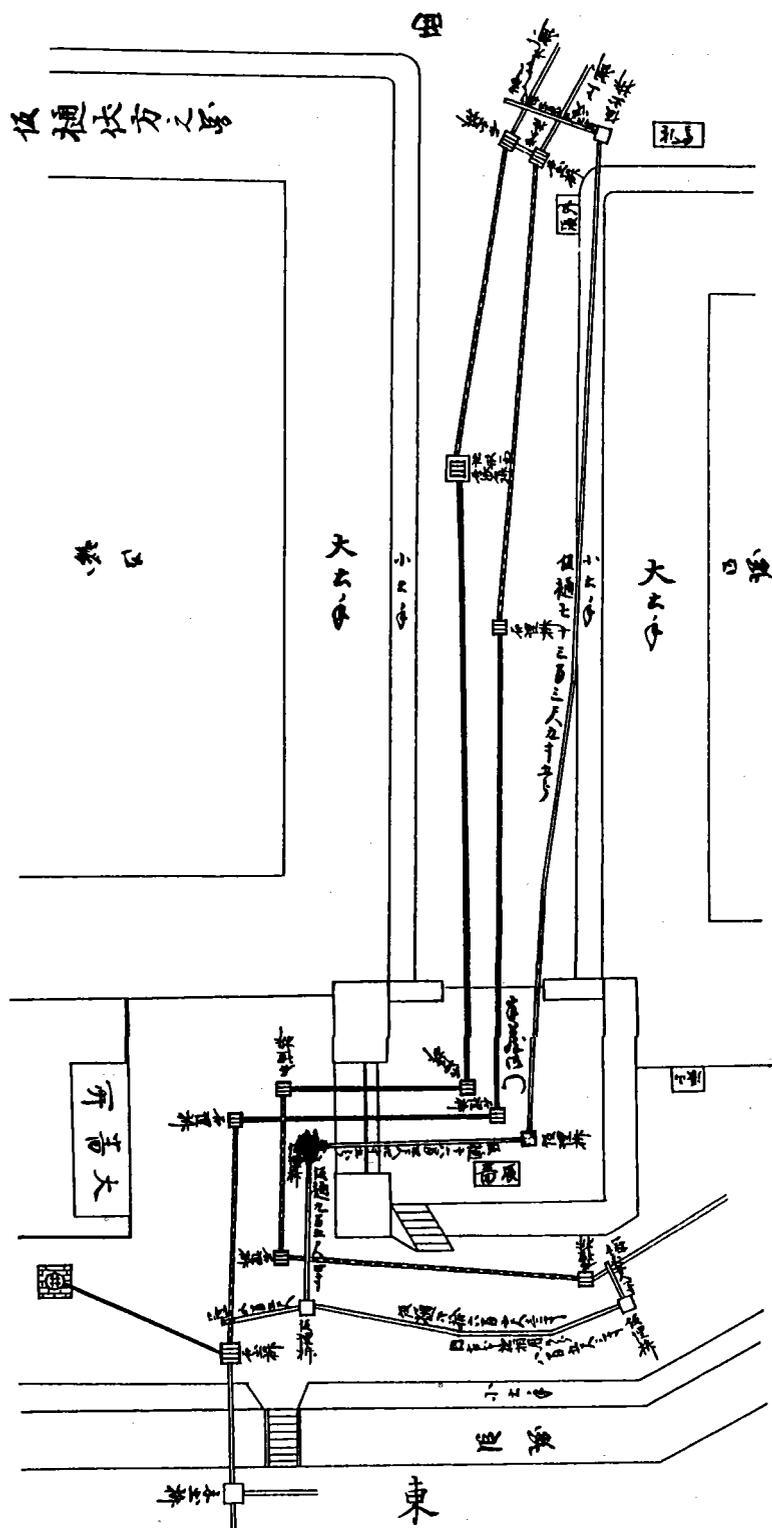
一 鉄目合老實四百目

代銀拾老匁式分

一 銅板 六分六厘七毛









水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行  
 水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

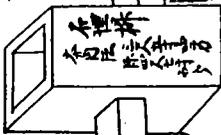


水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

德在教看世二人全行

水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行



水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

德在教看世二人全行

水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行



水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

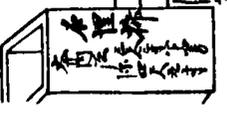
德在教看世二人全行

德在教看世二人全行

水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

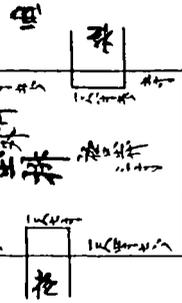
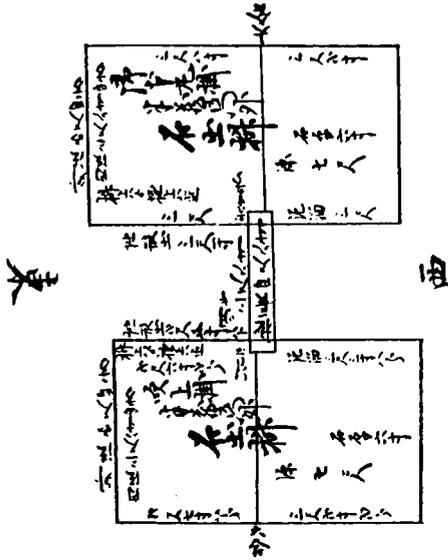
德在教看世二人全行

水工酒口  
 德在教看世二人全行  
 和世二面交二人全行  
 一五人全行

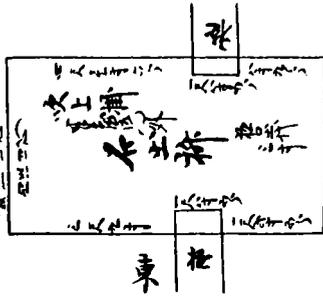


德在教看世二人全行

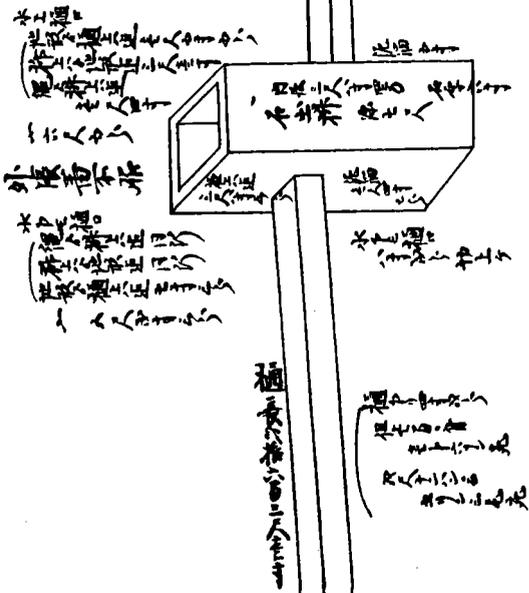
### 水盃除不囉



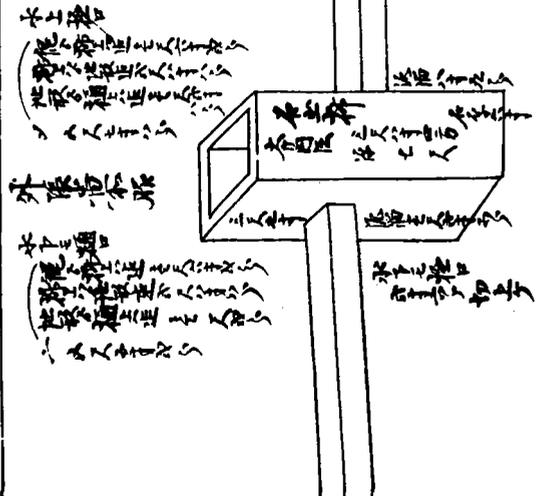
倒



### 水盃九科仔



### 水盃上新次



ノ式拾丈五尺四寸

此間三拾四間老尺四寸

鞆之首中場

石埋枿 大サ内法三尺五寸四方 深四尺七寸

新樋之分

枿形内張番所前

石埋枿迄

老番

一新樋長老丈四尺五寸

式番

一 同長老丈五尺卷寸五分

三番

一 同長老丈五尺卷寸

四番

一 同長老丈四尺六寸

五番

一 同長老丈三尺九寸五分

六番

一 同長老丈四尺六寸

七番

一 同長老丈四尺式寸

八番

一 同長老丈四尺五寸

九番

一 同長老丈四尺六寸

拾番

一 同長老丈四尺卷寸

拾壹番

一 同長老丈五尺卷寸

拾貳番

一 同長老丈四尺五寸

拾三番

一 同長老丈三尺八寸

丈數

ノ拾八丈八尺七寸

此間三拾老間式尺七寸

枿形内張番所前

石埋枿 大サ内法三尺三寸八分四方 深四尺九寸

新樋之分

枿形内石枿より大番所前

石埋枿迄

老番

一新樋長老丈五尺

式番

一 同長老丈五尺九寸

三番

一 同長老丈四尺卷寸

四番

一 同長老丈五尺三寸五分

五番

一 同長老丈四尺八寸

六番

一 同長老丈三尺九寸

七番

一 同長老丈四尺六寸五分

八番

一 同長老丈四尺九寸

丈數

ノ拾老丈八尺六寸

此間拾九間四尺六寸

大番所前

石埋枿 大サ内法三尺三寸五分四方 深四尺六寸

揚修復樋之分

大番所前石枿より

段堀際石出枿迄

老番

一 樋長老丈式尺式寸

式番

一 同長老丈四尺八寸五分

三番

一 同長老丈四尺卷寸

四番

一 同長老丈六尺五寸

五番

一 同長五尺八寸五分

六番

一 同長老丈三尺九寸

丈數

ノ七丈七尺四寸

此間拾貳間五尺四寸

合間九拾八間式尺卷寸

内

揚修復樋分

長寄而四拾七間八寸

新樋之分

長寄而五拾老間老尺三寸

右之通御修復出来いたし候

【76】

樋伏方其外共

石埋枿 内法大サ三尺五寸四方 深五尺卷寸

是より吹上寄之方江

石埋枿迄

揚修復之分

卷番

一 樋長卷丈四尺八寸 内法前同斷

式番

一 同長卷丈四尺九寸

三番

一 同長卷丈五尺卷寸

四番

一 同長卷丈五寸

丈數

ノ五丈五尺四寸

此間九間卷尺三寸

渡御櫓台石垣角向

石埋枿 内法大サ三尺五寸四方 深五尺式寸

是より枿形後道内

石埋枿迄

揚修復之分

卷番

一 樋長卷丈四尺七寸 内法前同斷

式番

一 同長卷丈三尺五分

三番

一 同長卷丈七尺五分

四番

一 同長卷丈五尺

五番

一 同長卷丈四尺七寸

六番

一 同長卷丈三尺三寸

七番

一 同長卷丈三尺三寸

八番

一 同長卷丈三尺五分

九番

一 同長卷丈式尺三寸五分

拾番

一 同長卷丈三尺六寸五分

拾壹番

一 同長卷丈式寸

拾貳番

一 同長七尺四寸

丈數

ノ拾五丈八尺三寸五分

此間式拾六間式尺三寸五分

合間百拾六間五尺六寸

内

揚修復樋之分

長寄而六拾貳間七寸五分

新樋之分

長寄而五拾四間四尺八寸五分

右之通御修復出来いたし候

吹上掛樋伏方之寛

吹上掛半藏御門外

張番所脇

石出枿 大サ内法三尺八寸四方 深七尺

揚修復樋之分

櫓之首石埋枿迄

卷番

一 樋長卷丈五尺五寸

式番

一 同長卷丈六尺卷寸

三番

一 同長卷丈四尺九寸

四番

一 同長卷丈三尺五分

五番

一 同長卷丈七尺卷寸

六番

一 同長卷丈七尺

七番

一 同長卷丈四尺六寸

八番

一 同長卷丈五尺三寸

九番

一 同長卷丈七尺卷寸五分

拾番

一 同長卷丈四尺九寸

拾壹番

一 同長卷丈四尺九寸五分

拾貳番

一 同長卷丈七尺六寸

拾三番

一 同長五尺卷寸

拾四番

一 同長卷丈式尺卷寸五分

丈數

貳番

一 同長卷丈五尺五寸

三番

一 同長卷丈四尺五寸

四番

一 同長卷丈三尺四寸五分

五番

一 同長卷丈五尺

六番

一 同長卷丈三尺卷寸

七番

一 同長卷丈三尺八寸

八番

一 同長卷丈五尺

九番

一 同長卷丈五尺三寸五分

拾番

一 同長卷丈四尺六寸五分

拾壹番

一 同長卷丈五尺卷寸五分

拾貳番

一 同長九尺四寸五分

拾參番

一 同長卷丈四尺六寸五分

拾肆番

一 同長卷丈四尺六寸

拾伍番

一 同長卷丈四尺三寸

拾陸番

拾柒番

石埋櫛迄

壹番

一 新繩長卷丈三尺七寸 内法前同斷

貳番

一 同長卷丈四尺五寸五分

三番

一 同長卷丈四尺九寸

四番

一 同長卷丈四尺九寸

五番

一 同長卷丈四尺六寸

六番

一 同長卷丈四尺四寸

七番

一 同長卷丈四尺六寸

八番

一 同長卷丈五尺

九番

一 同長卷丈四尺六寸

拾番

一 同長卷丈四尺六寸

拾壹番

一 同長卷丈四尺六寸五分

拾貳番

一 同長卷丈四尺六寸

拾參番

一 同長卷丈四尺三寸

拾肆番

拾伍番

一 同長卷丈四尺六寸五分

拾六番

一 同長卷丈三尺三寸

拾柒番

一 同長卷丈三尺五寸五分

拾捌番

拾玖番

一 同長卷丈三尺五寸四分 深四尺七寸五分

同所櫛形内

石埋櫛 内法大サ三尺五寸四分

是より渡御櫓下夕通

大番所前石埋櫛迄

壹番

一 新繩長卷丈卷尺九寸 内法前同斷

貳番

一 同長卷丈四尺六寸

三番

一 同長八尺五寸

四番

一 同長卷丈四尺五寸五分

五番

一 同長卷丈三尺六寸五分

六番

一 同長卷丈三尺五寸五分

七番

一 同長卷丈三尺五寸五分

八番

一 同長六尺卷寸

拾番

拾壹番

三番札

一 右同断

四谷たんす町

代銀五拾目六分

喜三郎店

長次郎

外式人

【73 a】

寛

一 金九兩壹分三朱錢三百三拾三文

是は古種取壞釘拔手間代

右之通被遊御渡樋ニ奉請取候以上

丑九月

大 助<sup>㊦</sup>

吉 蔵<sup>㊦</sup>

一 金老兩壹分老朱錢百四拾文

稲生紋次郎

一 金老兩壹分朱錢百四拾文

神屋兼五郎

一 金式分錢貳百八拾文

山本 順藏

一 金五兩貳分三朱錢貳百六拾九文

勇次郎

一 金式兩錢五拾四文

嶋永利三郎

一 金式兩錢百四拾文

瀬村小太郎

一 金老兩壹朱錢百四拾文

源太郎

一 金九兩三朱錢貳百七拾三文

須藤七左衛門

一 金四兩錢三百七拾四文

加藤□十郎

一 金三朱錢貳百八拾文

小谷野忠助

一 金六兩壹分老朱錢百貳拾三文

木口録落札人

上納之分

一 金五兩三分老朱錢百七拾六文

右同断

一 金七拾九兩三分貳朱

釘落札

錢百五拾五文

棟梁納

一 金老兩壹分式朱錢五拾四文

宮路米之助

一 金老兩壹分式朱

上野鑄太郎

一 金三兩貳分老朱錢百四拾文

福田 繁藏

一 金式兩壹分式朱錢貳百貳拾壹文

石川堂之助

一 金老兩壹朱錢三百六拾壹文

瀬谷永太夫

外三人

一 金式兩壹分錢三百貳拾七文

三橋彦五郎

天野勝右衛門

一 金百四拾六兩三分三朱錢三百九拾四文

内

一 金式兩壹分錢百六拾文

是は古物槿方人足實銀其外

一 金九兩三分三朱錢三百三拾三文

是は古種取壞釘拔手間其外

一 金七兩三分貳朱

是は水移之節之職人人足江被下

金老兩貳分

是は水元羽村ニ而御金使其外之節相用候

夜具代之内補七

小以金式拾老兩貳分式朱錢六拾九文

引残而

金百貳拾五兩壹分老朱錢三百貳拾五文

内

金七拾五兩

古物代江入

金五拾兩壹分老朱

取集江入

錢三百貳拾五文

寛

一 金七拾五兩

是は

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

樋筋御修復古物御私代

一 金五拾兩壹分老朱錢三百貳拾五文

是は右同断取集古物代

右之通請取申候以上

丑十一月

御金方<sup>㊦</sup>

一 樋伏方之寛

御本丸掛樋伏方之寛

御本丸掛半藏御門外

張番所脇

石出榭 大サ内法三尺八寸四方 深七尺

揚修復樋之分

老番

一 樋長八尺壹寸五分 内法大サ壹尺壹寸 厚三寸

老尺貳寸

【73 b】

寛

一 金老分

是は古物槿方手間代

右之通被遊御渡樋ニ奉請取候以上

丑九月

大 助<sup>㊦</sup>

【74】

古物御私仕訳

一 金老兩壹分老朱錢百四拾文

堀 宗三

一 金老兩壹分老朱錢百四拾文

永田 宗見

一 金老兩壹朱錢百四拾文

柳沢弥右衛門

一 金三朱錢八拾文

明地番人九兵衛

一 金式分三朱

関根弥十郎

一 金老兩壹分老朱錢百四拾文

中川 亮平

一 金九兩壹分三朱錢三百三拾三文

小橋屋多助

金式拾壹兩三分式朱 麴町拾三丁目

銀老匁六分 芳次郎

金拾六兩三分三朱

銀三匁五厘 湯屋 金次郎

小遣 吉藏

金拾三兩貳式朱

銀貳匁六分七厘

金拾四兩三朱

銀七分五厘 四谷忍町 五作

金式拾貳式朱

銀六匁貳分六厘 元積

【72 b】

右同斷古釘古銼古銅類御私入札

古釘壹貫目二付代銀拾五匁 三河町三丁目

古銼同斷 同拾貳匁 嘉右衛門

古銅同斷 同拾貳匁 外三人

古釘同斷 同拾貳匁九分五厘 湯島六丁目

古銼同斷 同同斷 惣兵衛

古銅同斷 同五拾三匁貳分

古釘同斷 同拾貳匁六分五厘 靈岸島東湊町

古銼同斷 同同斷 孝八

古銅同斷 同五拾三匁

古釘同斷 同拾匁五分 四谷たんす町

古銼同斷 同八匁六分 長次郎

古銅同斷 同五拾目六分 外式人

古釘同斷 同拾匁六分 靈岸島湊町

古銼同斷 同九匁壹分 日野屋

古銅同斷 同四拾六匁貳分 利助

古銅同斷 同四拾五匁 麴町壹丁目

金次郎

古釘同斷 同拾三匁九分 三橋彦五郎

古銅 同五拾目

古釘同斷 同拾五匁九分 元積

古銼同斷 同拾貳匁

右之通掛り一同立合之上關札相濟候事 九月十二日

【72 c】

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋

御修復古樋板其外共御私入札

落札 御修復古樋板其外共御私入札

一 金式拾三兩壹分銀貳匁 麻布鞆町 利右衛門

式番札 外三人

一 金式拾貳兩貳分壹朱 四谷たんす町 喜三郎店

式番札 庄兵衛

一 金式拾貳兩貳分壹朱 四谷たんす町 外式人

式番札 外式人

三番札

一 金式拾壹兩三分式朱 麴町拾三丁目

式番札 芳次郎

銀老匁六分

落札

右同斷古釘御私入札

式番札

一 古釘老實目二付 代銀拾五匁九分 元積

式番札

一 古釘老實目二付 代銀拾五匁九分 元積

式番札

式番札

一 右同斷

代銀拾五匁 三河町壹丁目

伊助店

嘉右衛門

外三人

湯島六丁目

惣兵衛

湯島六丁目

【72 e】

右同斷古銼御私入札

落札

一 古銼老實目二付 湯島六丁目

式番札 代銀拾貳匁 (九分五厘) 惣兵衛

一 右同斷 元積

代銀拾貳匁

三番札

一 右同斷 麻布たんす町

代銀九匁壹分 利助

式番札

右同斷古銅御私入札

落札

一 古銅老實目二付 湯島六丁目

代銀五拾三匁貳分 惣兵衛

式番札

一 右同斷 靈岸島東湊町

代銀五拾三匁 孝八

式番札

一 右同斷 外老人

代銀五拾三匁

式番札

代銀

番外

一 桧切蓋

老棧

代銀

一 栗ノ棹

老棧

代銀

一 檜板 三拾枚

老棧

代銀

一 檜板 長短取交

老棧

代銀

一 同切蓋

老棧

代銀

一 檜織棧木

老棧

代銀

一 釘鉄目合三百老貫五百目

老貫目二付

代銀

一 銖鉄目合貳拾八貫七百目余

老貫目二付

代銀

一 銅目方式貫八百式匁五分

老貫目二付

代銀

右之品々御私ニ相成候間得と見置来ル  
十二日四時開札有之間刻限不違様入札  
持參可罷出候

一 入札認振之儀は一口毎二代金附いたし可申

尤ノ高代金ニ而帳尻落之積

一 落札ニ相成候ハ、当日高金之内十分一上納可致候

残金之儀は引取方取掛前日可相納候

但引取方之儀は其節差図可致事

一 落札之上御入用之品有之候得は老割五分

増ニ而御買上ニ相成候間此段兼而相心得可申候

一 突札有之候ハ、先開落札ニ相成且又落札ニ

相成候上書損算違等申立引請御免相願候共

取上ケ無之間入念積立入札可致候

一 注文写取候ハ、銘々町所名前相記シ印形

可致候

右之通被仰渡奉畏候以上

赤坂新町

四丁目

家主

庄七店

寅藏<sup>㊦</sup>

外二人

四谷御たんす町

家主

弥兵衛

麴町拾三丁目

喜三郎地借

長次郎<sup>㊦</sup>

麻布御覽筒町

家主伊兵衛店

利右衛門<sup>㊦</sup>

赤坂新町五丁目

家主善兵衛店

鉄之助<sup>㊦</sup>

麴町老丁目

五兵衛店

金次郎<sup>㊦</sup>

三河町老丁目

伊助店

嘉右衛門

外三人

辨橋

吉藏

靈岸島東湊町貳丁目

岩次郎地借

孝八<sup>㊦</sup>

外老人

【72 a】

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門

内外樋筋御修復古樋其外共

御私入札

一 金拾七兩貳分銀六分 三河町老丁目

嘉右衛門

外三人

一 金老拾六兩三分老朱 鍋町

銀三匁貳分七厘 伝次郎

外老人

一 金式拾貳兩貳分老朱 四谷たんす町

銀式匁五厘 長次郎

外式人

一 金式拾三兩老分 麻布たんす町

銀式匁 利右衛門

外三人

一 金式拾兩老分 赤坂新町四丁目

銀式匁六分 虎吉

外老人

- 一 同所吹上掛同断式尺四寸五分
- 一 四谷御門外 御本丸掛高栴桶上三尺
- 一 同所吹上掛同断三尺式寸
- 但麴町拾三丁目元栴明五寸

簞笥町分レ栴 御本丸掛之方明三寸  
吹上掛之方明六寸

右は仮桶より

御本丸掛桶筋江水移替いたし候処  
書面之通相掛候事

【69】

九月六日上野鑄太郎より池田播磨守江達ス  
町奉行衆 大久保肥前守

半蔵御門内外上水桶筋御修復所古桶板其外  
此節御私二いたし候間望之者有之候ハ、明後  
八日より麴町巻丁目裏御普請方小屋場江罷出  
差図請御私之品見置来ル十二日四時開札二付  
右刻限入札持参いたし候様町々江御申渡有之  
候之様いたし度存候此段御達申候

九月六日

【70】  
半蔵御門内外桶筋御修復所古物御私二付明後  
八日より麴町巻丁目裏小屋場江罷出御私之品  
見置来ル十二日四時開札二付入札持参可致候触書  
早々順達留より小屋場江可相納候

麴町巻丁目裏

御普請方

九月六日 小屋場

岡田 治助

- 蔵田清右衛門
- 林田小右衛門
- 桶屋
- 市五郎

三河屋

平八

和泉屋

源次郎

尾張屋

市兵衛

植木屋

吉五郎

【71】

古物御私仕様注文帳

御普請方

小屋場

古物御私仕様注文

巻番

一 檢古桶板 式拾枚 長卷丈三尺九寸より巻丈五尺迄

巾五寸より巻尺迄

厚三寸二寸五分

代銀

式番

一同 式拾枚 長卷丈式尺五寸より巻丈五尺迄

巾五寸より八寸迄

厚三寸

代銀

三番

一 椀板桶板 拾四枚 長卷丈三尺八寸より

巻丈五尺五寸迄  
巾卷尺式寸  
厚式寸

代銀

四番

一同 拾九枚 長卷丈四尺より

巻丈六尺迄

巾六寸より巻尺迄

厚式寸

代銀

五番

一同 式拾式枚 長卷丈三尺七寸より

巻丈五尺式寸迄

巾七寸より巻尺卷寸迄

厚式寸

代銀

六番

一同 板栴板 六拾巻枚 長四尺七寸

巾六寸より巻尺式寸迄

厚三寸

代銀

七番

一同 四拾四枚 長四尺卷寸

巾五寸より巻尺四寸迄

厚三寸

代銀

八番

一同 拾五枚 長四尺七寸

巾七寸より巻尺卷寸迄

厚三寸

本番の日本書道の  
名行跡 後藤浮舟跡述  
うき

本龍下り 後藤近守の書きたり

多々毛 此の跡述 近守の書きたり

地獄跡述 近守の書きたり

本行跡 近守の書きたり

本龍下り 近守の書きたり

本龍下り 後藤近守の書きたり

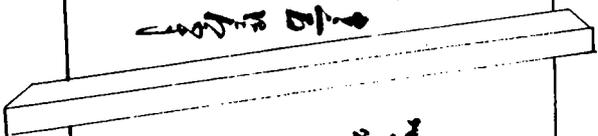
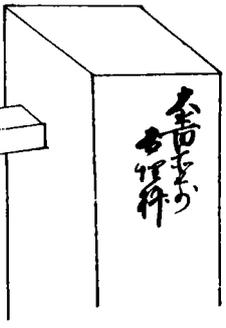
本龍下り 後藤近守の書きたり

本龍下り 近守の書きたり

本龍下り 近守の書きたり

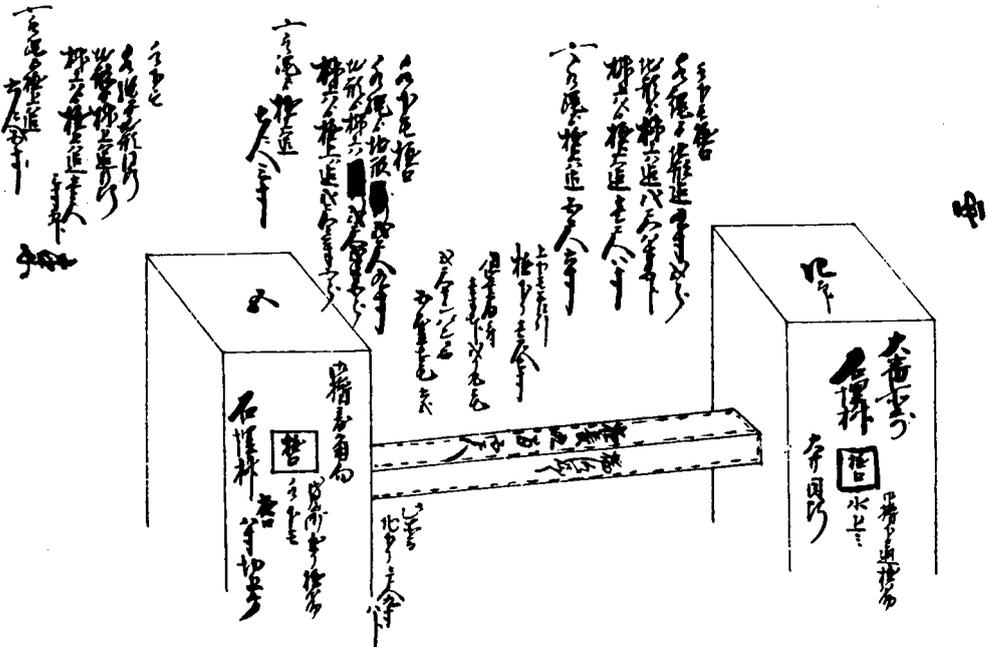
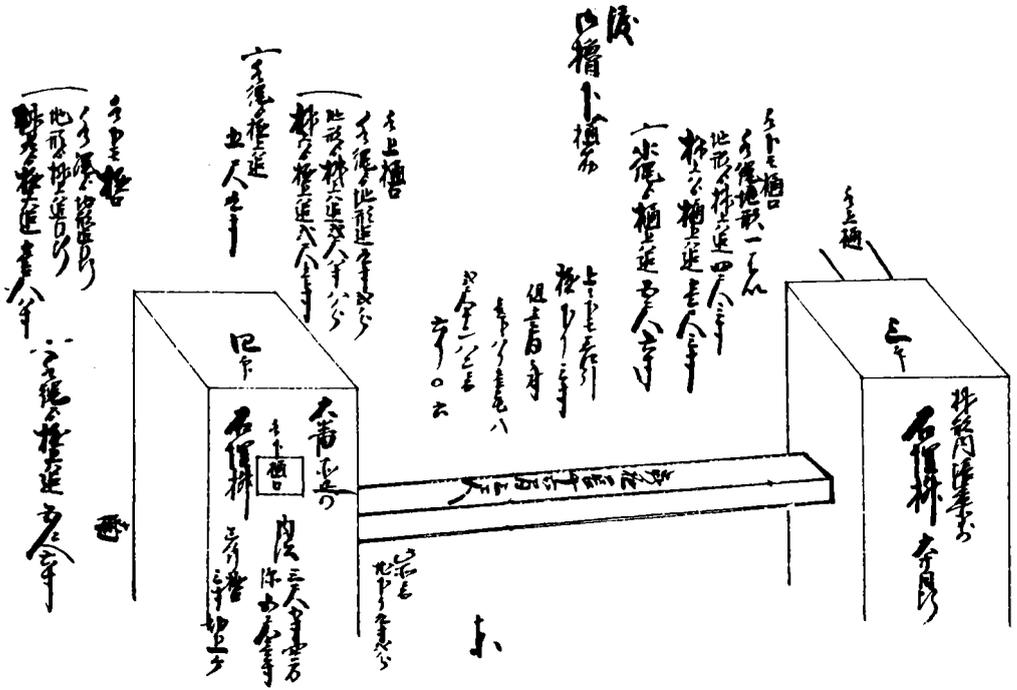
本龍下り 近守の書きたり

本龍下り 近守の書きたり

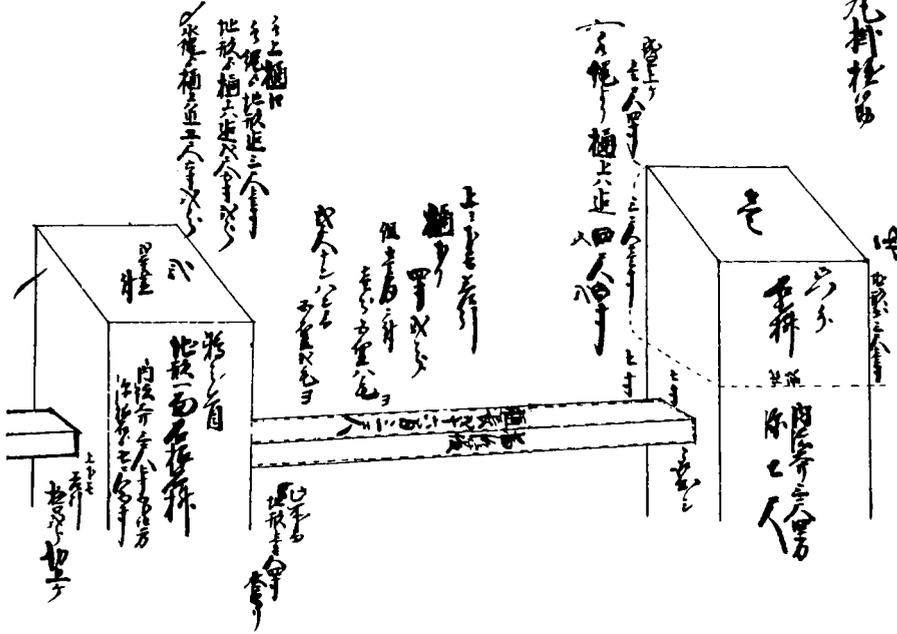


本龍下り 近守の書きたり

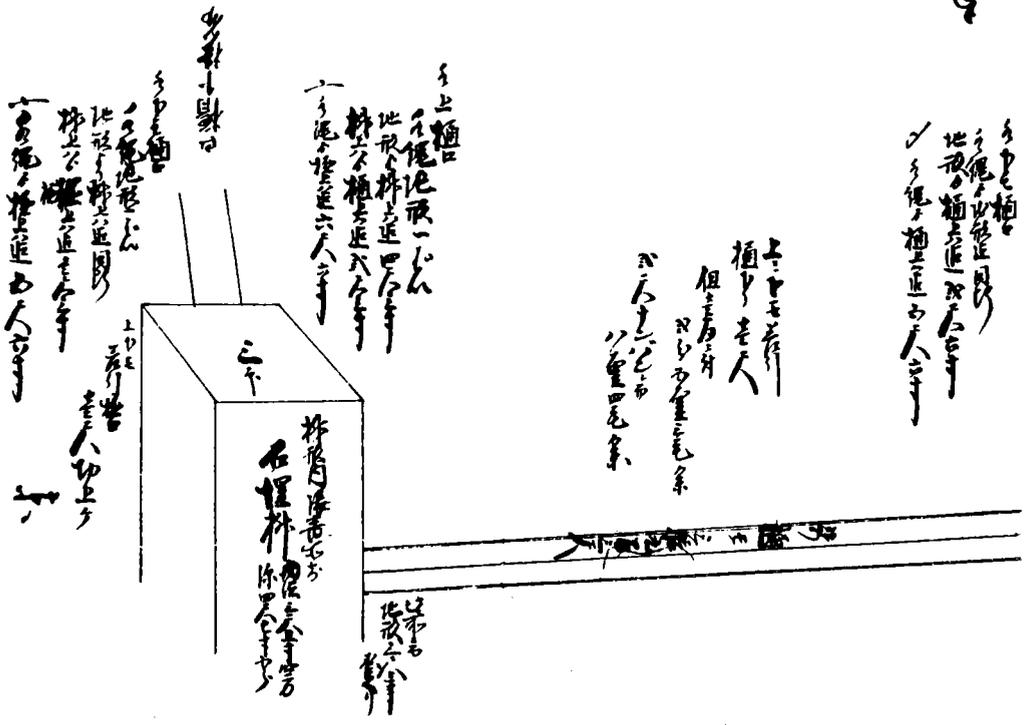




事者只不後若不在名抄  
日抄能後日限後原名抄抄建名抄  
傳九抄抄



④



職人人足病人出来人少二も相成候二付右  
兩日共休日仕度旨世話役共申立候間  
此段御聞落被成下候様奉願候以上

丑七月四日 地割棟梁

【56】

以書付奉願候

一 当御場所樋筋過半伏方出来仕候二付

諸色類并職人人足当盆前仕私仕度

奉存候間何卒相成之御内借被 仰付

被成下候様此段奉願候以上

丑七月八日 地割棟梁

【57】

丑七月廿五日 より を以上

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復御組合入用御取替金御内借

請取候儀申上候書付

御勘定所江御断 御控共

大久保肥前守

当丑三月廿八日同済

高金千式百六拾八兩内

一金四百兩 此度可請取分

外

金八百兩 当丑閏五月廿四日

為御内借請取申候

右は

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復二付先達而為御内借請取候金八百兩

渡切候間猶又金四百兩御普請方御役所江

請取置諸色人高出来形步通二応相渡候得は  
抄取二も罷成候間御組合入用御取替金御内借  
書面之通請取申度奉存候此段御勘定所江  
被仰渡可被下候以上

丑七月

【58】

請取申金子之事

高金千式百六拾八兩内

一金四百兩

外

金八百兩

右は

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復御組合入用御取替金御内借書面

之通請取申処仍如件

慶応元丑年七月

今井一郎左衛門殿

小嶋 利太夫殿

加藤 次三郎殿

成瀬 為三郎殿

右之通相違無之候以上

大久保肥前守印

表書之金四百兩可被相渡候断は

本文二有之候以上

丑月

御本丸本樋出来二付

終水移老件

【61a】

八月四日肥前守殿より貞阿弥を以上ル

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復二付上水相減候儀申上候書付

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復

二付本樋江水移替いたし候間明日雨天日送一日限

両樋筋上水相減可申候此段申上候尤右之段御側衆江も御断

差出申候以上

八月四日

【65】

八月八日

一 四谷大木戸水門前歩下巻盃吐巻枚

代官町土手上

一 御本丸掛 矢来掛

式之掛共定寸

但矢来掛之方

式之掛之方 共定寸

吐掛打越巻寸五分

同所御廣部屋懸

一 請掛打越巻寸六分

吐打越五分

一 半蔵御門外 御本丸掛石出掛樋上式尺五寸

【46】

以書付奉願候

一 御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外  
樋筋御修復新樋之分下拵多分出來

寄候ニ付職人足雨天之節は休日為仕度

奉存候間此段御聞濟被成下候様奉願候

以上

閏五月廿九日

地割棟梁

【50】

弥右衛門より内藤五兵衛江達

大輿掛

組頭衆

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋御修復ニ付

本樋伏替いたし候間來ル廿六日より廿七日迄吹上掛之方

明ヶ六時より暮六時迄雨天は延引二日限水留致し

度候尤

御本丸掛之方も暫時水減ニ相成候間御差支無之候哉承知  
いたし度旨小納戸頭取衆與之番衆江掛合書差出

申候此段御達申候可然様御取計有之候様いたし度候

六月廿三日

六月廿四日御小納戸頭取より之答

下ヶ札

御書面之趣致承知候奥向何も  
御差支之儀無之候依之此段及

御答候

六月

菅沼三五郎

右同断奥之番より之答

下ヶ札

奥向差支之儀無之候

【51 a】

美濃守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋

御修復ニ付水留仕候儀申上候書付

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋

御修復ニ付本樋伏替候間今廿六日より廿七日迄吹上掛

之方明ヶ六時より暮六時迄雨天延引二日限水留仕候

但

御本丸掛之方も暫時水減ニ相成申候尤右之断

御側衆江も御断差出申候以上

六月廿六日

【54 a】

六月廿六日

一 四谷大木戸水門前歩下巻盃吐式枚

代官町土手上

一 御本丸掛 矢來掛

式之掛共定寸

但矢來掛之方

式之掛之方 共定寸

吐掛打越卷寸五分

同所御鷹部屋掛

一 請掛打越卷寸六分

吐打越五分

一 半藏御門外 御本丸掛石出掛樋上式尺式寸

一 同所吹上掛同断式尺六寸

一 四谷御門外 御本丸掛高掛樋上式尺八寸

一 同所吹上掛同断式尺七寸

右は仮樋より吹上掛本樋江水移いたし候処  
書面之通相掛候事

【54 b】

六月廿七日

一 四谷大木戸水門前歩下巻盃吐三枚

代官町土手上

一 御本丸掛 矢來掛

式之掛共定寸

但矢來掛之方

式之掛之方 共定寸

吐掛打越卷寸五分

同所御鷹部屋掛

一 請掛打越卷寸六分

吐打越五分

一 半藏御門外 御本丸掛仮出掛樋上式尺五寸

一 同所吹上掛石出掛樋上式尺八寸

一 四谷御門外 御本丸掛高掛樋上式尺九寸

一 同所吹上掛同断式尺八寸

右は

御本丸掛樋筋より仮樋江水移いたし候処

書面之通相掛候事

【55】

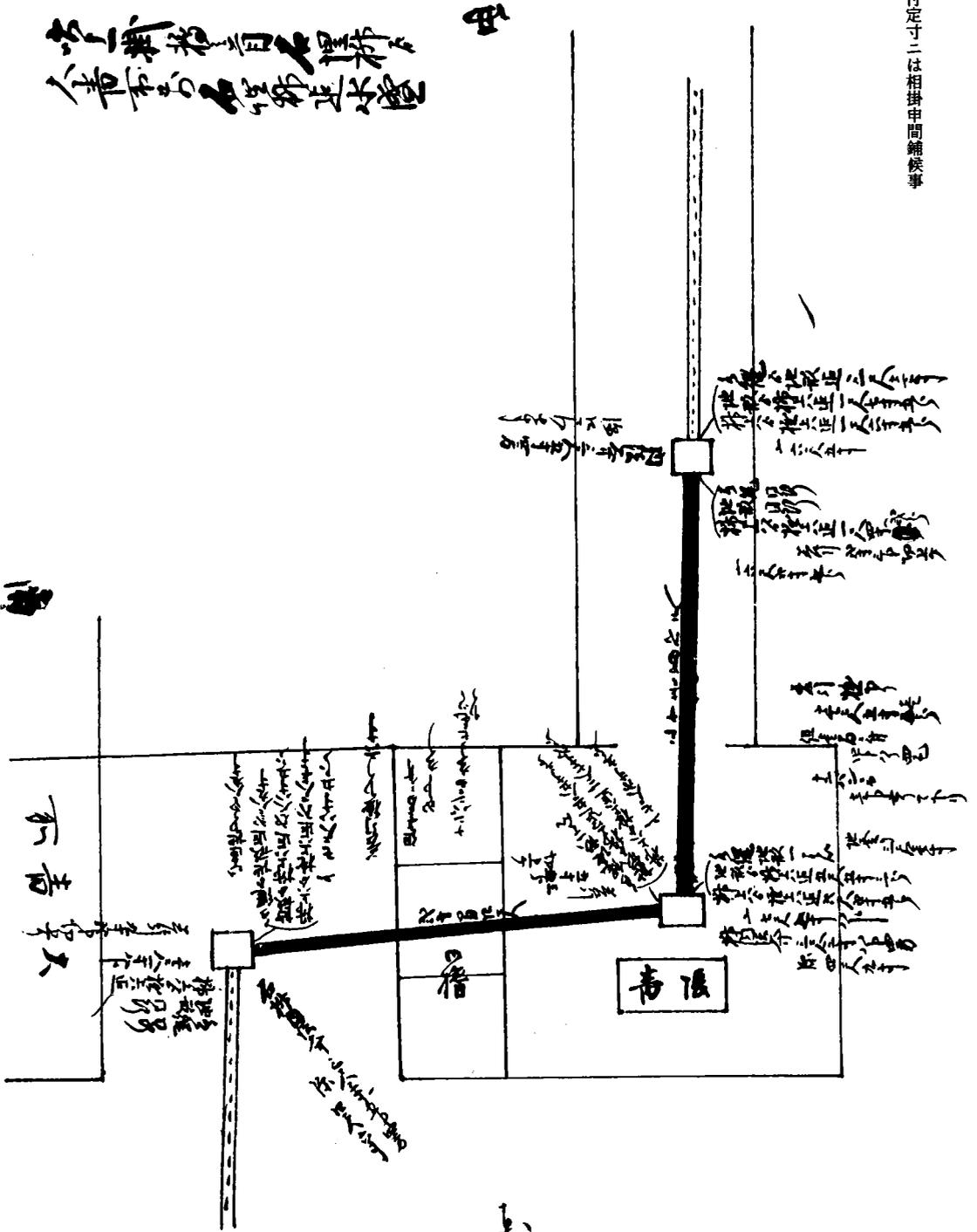
以書付奉願候

一 当御場所職人足共來ル七日節句ニ付

休日前日早仕舞可相願候処大暑統ニ而

畫面之通相掛候事  
 但水元羽村出水二付定寸二は相掛申間鋪候事

【45】 — 【46】



大青  
 櫓  
 青浪

田

櫓

青浪

大青

同心

関川金次郎

加納辰弥

同 改方同心

大嶋又太郎

地割棟梁

三橋彦五郎

天野勝右衛門

右之通有之候

丑五月

印鑑 式枚

御普請方

表 御普請方何役

裏 普

表 大工 人足

裏 御普請方

【39】

御目付衆

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復

二付兼而御掛合済之通明後廿九日より場所取掛持場内

追々掘明ケ諸色箱番屋等差置候間心附之義共

御門番江御断有之候様存候相済次第御断返可申達候

五月廿七日

【40】

覚

一 大工鑑札 拾枚

一 人足同断 三拾枚

右は当御場所中御渡切相成候二付

奉預候以上

丑五月廿九日

地割棟梁

【41】

以書付奉願候

一 御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復御用諸色職人人足其外共

支払仕度奉存候間何卒相応御内借

被 仰付被成下候様此段偏ニ奉願候以上

丑五月

地割棟梁

【42】

御目付衆

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛半蔵御門内外上水樋筋御修復中

半蔵御門内江諸色積車入出別紙印鑑と引合相通

候様右御門番江御断有之候様存候此段申達候

相済次第御断返可申達候

丑閏五月

半蔵御門内外上水樋筋

印鑑 壹枚

御修復御用諸色積車

御普請方

印鑑 御普請方

【43】

肥前守より菅沼三十郎を以達

御小納戸頭取衆

奥之番衆 格通

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復飯樋伏方出来寄候二付吹上掛明廿四日

雨天日送一日限水移替いたし候尤此節水元

羽村出水ニ而水切御達中ニは候得共為御心得

大久保肥前守

此段御達申候

閏五月廿三日

【44】

弥右衛門より内藤五兵衛江達

大輿掛

組頭衆

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御修復

飯樋伏方出来寄候二付吹上掛明廿四日雨天日送

一日限水移替いたし候尤此節水元羽村出水ニ而

水切御達中ニは候得共御小納戸頭取衆奥之番衆江

心得達差出申候此段御達申候

閏五月廿三日

【45】

一 四谷大木戸水門前歩下式尺五寸明

一 四谷御門外 御本丸掛高掛樋上式尺六寸

一 同所吹上掛同断式尺五寸

一 半蔵御門外 御本丸掛石出掛樋上壹尺

一 同所吹上掛飯出掛樋上六寸

代官町土手上

一 御本丸掛 矢来掛掛板上端より差付四寸壹分

式之掛右同断差付四寸壹分

但矢来掛之方掛上端より水面迄差付式寸壹分

式之掛之方右同断差付式寸九分

吐掛打越壹寸式分

同所御鷹部屋掛

一 請掛打越壹寸六分

吐打越無之

右は今廿四日吹上掛樋筋より飯樋江水移いたし候処

宮路 一平

宿所

深川平野町

家持

萬屋

材木納人 平兵衛

靈岸嶋湊町式丁目

家持

日野屋

釘銅納人 利助

靈岸嶋長崎町

家主四郎兵衛地借

大工 政次郎

同所湊町式丁目

家主三郎兵衛店

同世話役 金次郎

八丁堀岡崎町

家主喜三郎店

堀方 栄次郎

同所同町

家主同人店

同世話役 力太郎

小使人足

四谷内藤宿新屋敷仲町

家主松助店

大 助

渋谷弁橋

家持徳兵衛同居

吉 蔵

本郷五丁目

家主久次郎店

又次郎

【35】

寛

一 御用札 三枚

右は当御場所中御渡切二被成下

奉預候以上

丑四月廿六日 地割棟梁

【36】

以書付奉願候

一 当御場所職人人足共来ル五日節句二付

前日早仕舞当日休日為仕度奉存候間

此段奉願候以上

丑五月二日

【37】

地割棟梁

五月十八日肥前守より小倉勝之助を以上

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復中見廻之儀二付申上置候書付

大久保肥前守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御修復中岡松伊予守見廻之儀伺之通被仰渡

相動罷在候処此度

御進免御供被 仰付候二付右跡私見廻相動候様

可仕候此段申上置候以上

丑五月

【38】

同日同人より新見河内守江口上添達

五月廿四日肥前守殿より大久保帯刀江再心達ス

御目付衆

御作事奉行衆

先達而伺之通和泉守殿被仰渡候

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復二付持場内掘割諸色箱番屋等

差置掛り役人并職人人足等入出為致度右

御門番江御断有之候様いたし度存候依之

別紙名面書并印鑑式枚相添此段及

御掛合候尤差急候儀二付否早々御挨拶

有之候様いたし度存候

丑五月

五月廿五日御城より答下ヶ札付差越

書面之趣二付半蔵御門江申達置候

五月

【38付】

御普請方下奉行

宮路 一平

同改役代

御普請方

瀬谷永大夫

御普請方

神谷兵左衛門

同 同心肝煎役

荒井蔵次郎

一 井楼木山圍足場類其外損料

代銀三貫九拾八匁五分四厘七毛

一 小屋場揚場竹矢來小使人足其外損料

代銀六貫九百三拾目

右之通御座候以上

丑二月

地割棟梁

【12】

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

御門内外樋筋御修復

雨天其外休日相除

凡日積百五十日

右之通御座候以上

丑四月

地割棟梁

【21】

御勝手

伯耆守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

樋筋御修復中場所附切申渡候儀

申上候書付

御普請方下奉行

宮路 一平

御普請方改役代り

御普請方

瀬谷永太夫

御普請方

神谷兵左衛門

御普請方同心肝煎役

老人

同 同心

同 改方向同心 式人

同 老人

同 老人

地割棟梁

式人

右は先達而伺之通被仰渡候

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋御修復中

場所附切相動候様申渡候此段申上置候以上

丑四月

【23】

御勝手

伯耆守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

樋筋御修復取掛候儀申上候書付

御届

先達而伺之通被仰渡候

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋御修復

明後十八日より取掛申候依之申上候以上

岡松伊予守

四月十六日

【24】

町奉行衆

御本丸掛吹上掛玉川上水麩町式町目より半藏御門外迄

樋筋御普請二付敷寄屋橋御門外町方惣揚場之内諸色

揚場地所去子五月中請取置候処右御用相済同所

統半藏御門内外樋筋御修復之方江引続相用候段

美濃守殿江申上置候依之町役人共心附之儀是迄之通

御申渡有之候様存候此段御達申候相済次第御断返

御達可申候

丑四月

【27】

御目付衆

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋

御修復之儀伺之通和泉守殿被仰渡候二付明後

十八日より取掛申候依之場所取掛より出来迄之凡

日積并御組合入用金高共別紙相添此段申達候

四月十六日

別紙

御組合入用同済

高金千貳百六拾八匁

雨天其外休日相除

凡日積百七十日

右之通有之候

丑四月

岡松伊予守

【33】

以書付奉申上候

一 半藏御門内外樋筋御修復御用私共元積

引請被 仰付難有奉存候右御用下職大工

長次郎江引続申付候処同人諸色納方不宜其上

不快之趣申立御場所等閑二相心得罷居候二付

利弁申論候得共一己之自尽而已申聞不罷出

諸色引入方延引仕候二付蒙御談奉忍入候依之

大工差替度旨奉願候処早速御聞濟被成下

難有奉存候以來聊御差支不相成様可仕候間

此度之儀は御免被成下置候様此段奉願候

以上

丑四月

地割棟梁

鉄百合四百式拾三貫三百目

代銀三貫三百八拾六匁四分 但兩二

七貫五百目替

一 七葉板 四拾式枚 長五尺

幅五寸

代銀百五匁

但老枚二付

是は井戸ヶ輪二遣

一 同板 五枚八分 長式尺九寸

厚式寸

代銀八匁四分老厘

但同斷

是は同斷底板二遣

一 竹 七本 目通七八寸廻り

但老本二付

代銀七匁

是は同斷笹竹二遣

一 玄蕃石 三枚 長式尺八九寸

幅九寸二

代銀九匁

但老枚二付

是は八井戸流し足石二遣

一 栗丸太 六本 長九尺 末口三寸

代銀九匁

但老本二付

是は同斷土台二遣

一 漆喰 式升

代銀六分

但老升二付

是は同斷目漆喰二遣

横皮 千六百四拾七束

代銀老貫百五拾式匁九分 但老束二付

銀七分

是は樋榑惣躰二遣

一 銅板 百五拾四枚四分 老枚百目付

代銀四百六拾三匁式分 但老枚二付

銀三匁

是は樋出代并継手共二遣

一 同紙 老万八千五百式拾八本

代銀百八拾五匁式分八厘 但百本二付

銀老匁

是は同斷打付二遣

一 粕へな土 七坪五合式勺三才

代銀式百七拾七匁三分五毛 但老坪二付

銀三拾五匁

是は樋継手并榑之式重蓋上共二遣

一 鉄物生直し

代銀三匁五分

是は榑々江遣

一 洪墨塗 四坪三合八勺七才

代銀六匁五分八厘老毛 但老坪二付

銀老匁五分

是は出榑上蓋二遣

一 車 八拾四輛

質銀三百七拾八匁

但老輛二付

一 足土 五拾坪

代銀老貫目

但老坪二付

銀三分

一 砂利 拾式坪

代銀九百目

但老坪二付

一 大工 三千八百六拾八人

質銀拾五貫四百七拾式匁

但老人二付

一 同手伝人足 七百七拾三人六分

質銀式貫三百式拾匁八分

但老人二付

一 石工 四人

質銀式拾八匁

但老人二付

一 同手伝人足 八人

質銀式拾四目

但老人二付

一 桶工 拾人

質銀三拾目

但同斷

一 幅多人足 式百式拾式人

質銀六百六拾六匁

但老人二付

一 道造人足 六百人

質銀老貫五百目

但老人二付

一 人足 八千七百六拾老人

質銀式拾六貫式百八拾三匁

但老人二付

一 諸色諸道具損料

代銀式貫百三拾目六分九厘式毛

銀三匁

銀式拾匁

銀七拾五匁

銀四匁

銀三匁

- 一 同木 式本 長四尺貳寸 三寸角  
尺ノ六厘三毛  
是は同斷關貫二遣
- 一 同板 五枚 長四尺九寸 幅九寸八分  
厚五寸  
尺ノ老本
- 一 同板 五枚 長五尺 幅老尺  
厚三寸  
是は同斷上蓋二遣
- 一 尺ノ六分貳厘五毛  
是は石出栴並へ蓋二遣
- 一 同木 老本 長五尺六寸 三寸五分角  
尺ノ五厘七毛  
是は同斷關貫二遣
- 一 同板 三拾貳枚 長老尺八寸 幅九寸  
厚三寸  
尺ノ老本貳分九厘六毛  
是は
- 一 御本丸掛揚修復切蓋二遣  
同板 貳拾五枚 長式尺老寸 幅九寸  
厚三寸五分  
尺ノ老本三分七厘八毛  
是は吹上揚修復切蓋二遣
- 一 同木 三本八分三厘三毛 長式間 六寸角  
尺ノ老本三分八厘  
是は大番所掛彫樋二遣
- 一 同板 三枚 長老尺貳寸 幅老尺  
厚六寸  
尺ノ老分八厘  
是は同斷駒之頭二遣
- 一 尺ノ合百拾六本五分貳厘五毛  
代銀六貫九百九拾老匁五分 但兩二  
老本替
- 一 一椽板 八枚 長四尺八寸 幅老尺老寸五分  
厚三寸  
尺ノ老本老分四毛  
是は板埋栴敷蓋矧足二遣
- 一 同板 八枚 長四尺 幅老尺  
厚貳寸  
尺ノ五分三厘三毛  
是は同斷式重蓋足板二遣
- 一 同木 八本 長四尺 三寸角  
尺ノ貳分四厘  
是は同斷請棧裏棧二遣
- 一 同木 式本 長四尺貳寸 三寸角  
尺ノ六厘三毛  
是は同斷關貫二遣
- 一 同木 百貳拾六本 長老尺八寸 式寸五分  
三寸  
尺ノ老本四分老厘八毛  
是は板樋増續棧二遣
- 一 代銀百三拾四匁三分貳厘 但兩二  
老本五分替
- 一 栗四寸角式百貳拾式本五分丙百貳拾本五分は長老丈式尺六寸  
百式本は長老丈三尺五寸  
尺ノ三拾八本六分四毛  
代銀貳貫三百拾六匁式分四厘 但兩二  
老本替
- 一 御本丸掛吹上掛新樋揚修復共ノ棧二遣  
同押五寸角 式拾八本式分五厘 長二間  
代銀貳百六拾式匁七分貳厘五毛 但老本二付  
銀九匁三分  
是は樋敷盤木二遣
- 一 落目折釘 三千七百五拾本  
鉄目百拾貳貫五百目 但老本二付  
三十目付  
是は吹上掛新樋揚修復共二遣
- 一 同釘 九千八百式拾四本  
鉄目式百四拾五貫六百目 但鉄目老本二付  
式拾五匁付  
是は
- 一 縫釘 四百五拾八本 但老本二付  
五匁付  
御本丸掛新樋揚修復并板增釘共江打
- 一 鉄目式貫貳百九拾目  
是は兩樋繼手江打  
落目折釘 式千五拾四本  
鉄目三拾貫八百拾匁 但老本二付  
拾五匁付
- 一 是は彫樋并板增釘二打  
鉄目三拾貫五百目  
是は兩樋繼手江掛ル  
同 式拾四挺 但老挺二付  
式拾五匁付
- 一 鉄目六百目  
是は彫樋江掛ル

一 種 長七間四尺 六寸角彫樋

右仕様木品檢蓋付式寸二挽即内法式寸四方二彫

目折釘鉄目巻本拾五匁付六寸間二横皮巻打継手

駒之頭同木長卷尺式寸幅卷尺厚六寸継手巻ヶ所江

鉄目巻挺式拾五匁付六挺ツ、掛懸林檎皮入念打堅

伏渡候積

一 井戸 大サ内法差渡式尺五寸 巻ヶ所

右仕様化粧ケ輪根ケ輪共高五尺ツ、木品檢葉削立

厚式寸化粧ケ輪之方組笹四通片色式通根ケ輪底付

片色五通掛ヶ合口横皮入念打堅居付候積

但石亀甲有来相用不足之分玄蕃石長式尺

八九寸幅九寸尺厚式三寸三枚足石八土台栗丸太

長九尺末口三寸六本面付二して居渡元形之通水取

能居堅目漆喰いたし候積

一 両樋筋伏渡飯樋柄掘揚跡共埋立幅平均五間通

長百式拾間之所江足土五拾坪入道造いたし砂利

拾式坪入敷平均候積

一 古樋飯樋柄共御修復出来之上掘揚役人差図之

場所江片付置追而御払之積

一 御修復出来跡五ヶ年跡請負之積

一 諸色入高見届増減之積

一 木口鉄物職人足小屋場小使人足揚場竹矢来其外

諸色諸道具損料共一式渡之積

一 御修復中役人詰所小屋場竹矢来揚場竹矢来共

取繕相用箱番屋差出候積

右之通御座候以上

【9】

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

樋筋御修復御組合入用内訳帳

宮地 一平⑧

瀬谷永太夫⑧

神谷兵左衛門⑧

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外

樋筋御修復御組合入用内訳帳

御普請方⑧

改方⑧

丑二月

御普請方⑧

是は吹上掛樋側板二遣

一 同板 七拾八枚七分五厘 長式間 幅七寸

尺ノ拾九本式分九厘四毛 厚三寸五分

是は同斷蓋板二遣

一 同板 七拾八枚七分五厘 長式間 幅七寸

尺ノ拾六本五分三厘八毛 厚三寸

是は同斷敷板二遣

一 同木 五拾六本五分 長卷尺八寸 式寸五分

尺ノ六分三厘六毛 三寸

是は

御本丸掛樋蟻棧二遣

一 同木 五拾式本五分 長式尺卷寸 式寸五分

尺ノ六分八厘九毛 三寸

是は吹上掛樋蟻棧二遣

一 同板 式拾八枚 長三尺七寸 幅九寸式分五厘

厚式寸

尺ノ卷本五分九厘七毛

是は石埋柄七ヶ所式重蓋二遣

一 同木 拾四本 長三尺九寸 三寸角

尺ノ四分卷厘

是は同斷開貫二遣

一 同板 四枚 長四尺 幅卷尺

厚式寸

尺ノ式分六厘七毛

是は地形一面石縁柄式重蓋二遣

厚三寸五分

厚三寸五分

厚三寸五分



一 種 長寄而四拾九間四尺 大サ内法 卷尺貳寸

卷尺四寸

右仕様惣躰掃揚古樋之内木性宜分相撰内外共

洗方いたし継手前後共切縮螺干葉付直木厚三寸

五分之分は増貝折釘鉄目巻本三拾目付木厚三寸

之分は同断式拾五匁付卷尺貳寸間二横皮巻打継手

縫釘鉄目巻本五匁付四本ツ、打継手横皮押銅板

幅貳寸にして沈張同鉄卷寸間二打切蓋木品松

御本丸掛之方長卷尺八寸幅九寸厚三寸吹上掛之方

長式尺卷寸幅同断厚三寸五分前同断蓋卷枚江

四本ツ、横皮巻打継手卷ヶ所江鉄目巻挺三拾五匁付

八挺ツ、掛ヶ惣躰横皮入念打堅樋請敷盤木栗押

五寸角長式間四ツ切にして地形再遍突堅仕付ノ粹

樋側敷蓋江馴染能削取木品栗四寸角樋付之処

摺合帯指廻し鼻柱打堅樋ノり宜棟手堅樋巻本江

式ヶ所宛仕付継手毎二粕へな土塗惣躰入念埋立候積

但枳内樋出代三寸宛拾八ヶ所銅板壹枚百目付外之

方折廻し三寸内之方折返卷寸銅板壹寸間二打且

樋筋地山患敷候二付惣躰粹掃にして伏方致し

場所二寄捨諸色ニ可相成掃揚土相高往来

差支候節は役人差圖之場所江取片付置伏方可致候

御本丸掛半藏御門鶴之首

地形一面石縁石枒より同御門内

大番所前石埋枒迄

一 種 長延五拾六間三尺 大サ内法 卷尺壹寸 木厚削立

吹上掛同所石埋枒より

前同断

敷同断三寸

右仕様木品松長式間側板式枚翅蓋敷三枚刷

内之方上絶削矧目鋸再遍摺合木厚三寸五分

分は落貝折釘鉄目巻本三拾匁付木厚三寸之分は

同断式拾五匁付六寸間二横皮巻打継手螺干葉繼

縫釘鉄目巻本五匁付四本ツ、横皮巻打継手銅板

壹枚目方百目付幅貳寸三方折廻し沈張銅板卷寸

間二打切蓋之所鉄目巻挺三拾五匁付卷ヶ所江八挺ツ、

掛堅樋蓋卷枚江木品同断式寸五分二寸角樋棧

式ヶ通ツ、仕付樋請敷盤木ノ粹其外共仕様前同断

御本丸掛吹上掛半藏御門外より

同御門内迄

一 石埋枒 大サ内法三尺五寸四方 深五尺 七ヶ所

右仕様枒内泥浚掃除いたし式重蓋木品松長三尺七寸

幅七八寸尺板取交木厚削立式寸両面絶削関貫

式ヶ通同木長三尺九寸三寸角仕付ノくさひ打式重蓋

惣躰横皮入念打堅粕へな土巻盆二詰有来石蓋掛

入念埋立候積

半藏御門鶴之首

一 地形一面石縁石枒 大サ内法三尺八寸四方 深七尺

右仕様前同断式重蓋木品松長四尺関貫共前同断

上蓋同木長四尺九寸幅七八寸尺板取交木厚五寸

両面絶削いたし並蓋差渡式寸之軌式ツ打洗墨塗致し

候之積

半藏御門内段堀際

一 石出枒 大サ内法三尺八寸四方 深七尺

右仕様前同断上蓋木品松長五尺幅七八寸尺板

並蓋関貫同木長五尺六寸三寸五分角絶削

惣躰洪墨塗いたし有来鉄物生し直焼漆

いたし仕付候積

但枒内樋出代之所側板江溝付差蓋揚ヶ卸し相成候様

いたし候積石枒都合九ヶ所継手重ね合口横皮

入念打堅候積

一 仮種 長延百貳拾六間 大サ内法 卷尺貳寸 木厚貳寸

右仕様麴町卷式丁目樋筋御普請二而相用候古仮種

内外共洗方いたし継手切縮螺干葉付直横皮打直し

増貝折釘鉄目巻本拾五匁付卷尺六寸間二横皮巻打

増躰棧木木品松長卷尺八寸式寸五分二寸三寸樋巻本江

式ヶ所ツ、仕付継手毎二鉄釘鉄目巻挺式拾五匁付八挺ツ、

懸惣躰横皮入念打堅而樋筋江送り二相用候積

但前後取付之処本樋内法二留口樋仕付候積尤

吹上掛樋筋伏替出来之上

御本丸掛本樋江繋替相用候積

一 仮出枒 大サ内法四尺四方 深七尺 卷ヶ所

一 仮埋枒 大サ内法同断 深五尺 四ヶ所

右仕様前同断古仮枒相用候積仕様前同断増釘

鉄目巻本式拾五匁付卷尺六寸間二横皮巻打敷板不足

之分木品松長四尺八寸幅卷尺壹寸五分厚三寸内之方

絶削矧目鋸再遍摺合落貝折釘鉄目巻本式拾

五匁付八寸間二横皮巻打式重蓋式ヶ所不足之分木品

同断長四尺幅卷尺厚式寸両面絶削請棧裏棧

関貫共大サ三寸角惣躰横皮入念打堅式重蓋上

粕へな土詰出枒は並蓋錠前関貫差蓋共有来

相用仕付候積

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外  
樋筋御修復中見廻之儀相伺候書付

◎岡松伊予守

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋御普請所  
之儀は長間二候得共可成丈致手繰日数少二出来候積  
精々支配向江申渡候得共土中見隠二も御座候間  
私儀定式持場之廉二而見廻り相動候様可仕候哉  
同役申談此段相伺候以上

元治元年

御本丸掛吹上掛玉川上水麴町式町目より半蔵

御門外迄樋筋御普請中定式持場之廉二而

先役田沢対馬守見廻之儀伺之通被仰渡候

丑二月

【6】

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外

樋筋御修復中附切人数之儀相伺候書付

◎岡松伊予守

御普請方下奉行

同 出役之内

同 改役

同 勳方之内

御普請方

同 仮役之内

同 同心肝煎役

同 同心肝煎役

同 同心肝煎役

同 同心肝煎役

同 同心肝煎役

同 同心

同 仮役之内

同 改方同心

同之通見廻候様可被致候事

書面伺之通見廻候様可仕旨

安川 長藏 ⑩  
 本多金之助 ⑩  
 三橋彦五郎 ⑩  
 羽村在勤二付印形不仕候  
 服部吉右衛門

平野定次郎 ⑩  
 清水吉太郎 ⑩  
 河合 欽助 ⑩  
 中村甚左衛門 ⑩  
 天野勝右衛門 ⑩  
 吾孫子文助 ⑩  
 飯塚次郎兵衛 ⑩

【3】

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門  
 内外樋筋御修復御組合入用入札

三番札  
 一 金千三百四拾八両 藏田清右衛門

式番札  
 一 金千三百式拾六両 植木屋

一 金千四百七拾両 尾張屋  
 市兵衛

一 金千三百六拾五両 林田小右衛門  
 落札

一 金千式百六拾八両 元積

右之通廻町老丁目表於小屋場  
 開札有之候事

丑二月十三日

立合  
 瀬谷永太夫  
 神谷兵左衛門  
 荒井藏次郎  
 大嶋又太郎

【4】

丑二月廿七日伊予守より吉川小三郎を以上

日光御用 官路 一平 ⑩

肥前守 瀬谷永太夫 ⑩

筑後守 神谷兵左衛門 ⑩

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外  
 樋筋御修復御組合入用之儀相伺候書付

岡松伊予守

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外  
 樋筋御修復御組合入用之儀左二申上候

嘉永七寅年御修復有之  
 当丑年迄十二ヶ年目二相成申候

一 金千式百六拾八両 地割棟梁元積  
 一 金千三百式拾六両 入札直段

差引

金五拾八両 元積之方安し

右は

御本丸掛吹上掛玉川上水半藏御門内外樋筋  
 朽腐吹水仕候二付御普請方役々差違掘明見分  
 為仕候処兩樋筋共洩水箇所々々二而当節

飯養二而は保兼御定寸通相掛不申甚心配  
 仕候旨申聞候間得と評儀仕候処熱二も難差置

候得共木口高直之折柄省略仕惣棟樑長

式百式拾八間余之内古樋性合宜分

百間余揚修復二いたし其余

新樋二仕仮樋之儀は当時廻町通御普請所二而

御遣方二相成候仮樋相用小屋場之儀も其俣相用候得は

格別御便利二相成御減も相立候間仕棟注文取極地割

棟梁江元積申付猶又入札取之候処前書之通金千

式百六拾八両元積之方下直二有之当時直段二

見合再応吟味仕候処不相当之儀無御座候間右御組合

入用を以御修復可申付候哉尤御金出方之儀は当時

御金藏より請取払置追而御組合普請金取集

返納可仕候場所抄取之ため御内借金請取置諸色

入高出来形歩通二応相渡申度出来之上増減等

御座候ハ、取調可申上候則仕様注文御組合入用内訳帳

場所繪図定式持場之廉二而見廻附切人数伺書共

相添同役申談此段相伺申候尤前書之通仮樋樹

小屋場共引続其俣相用候見込を以精々省略取調

相伺候間早々御下知御座候様仕度此段申上候以上

丑二月

下ケ札

本文御組合入用

高金千式百六拾八両

内

公儀御出銀

凡金式拾七両式朱銀壹匁五分式厘四毛余

武家町出銀

凡金千式百四拾兩三分壹朱

銀式匁式分式厘五毛余

【5】

和泉守殿

慶応元丑年

御本丸掛吹上掛玉川上水

半蔵御門内外樋筋

御修復卷件帳

四月より

九月至

御普請方

半蔵御門内外

樋筋御修復一件

【1】

御本丸掛吹上掛半蔵御門内外上水樋筋

御普請之儀二付申渡儀有之間明後

七日四時当人印形持參廻町卷丁目番

小屋場江可罷出候

御普請方

二月五日 小屋場

岡田 治助

蔵田清右衛門

林田小右衛門

桶屋

市五郎

三河屋

平八

和泉屋

源次郎

尾張屋

市兵衛

植木屋

吉五郎

触書早々順達留より小屋場江可相納候

【2】

一 此度

御本丸掛吹上掛玉川上水半蔵御門内外樋筋

御普請入札申渡候間入念積立来ル十三日

四時不違様入札持參可致候落札之上書損

算違等申立引請御免相願候而も不取上

条精々入念積立可申候

一 壹番札格別飛札二候得は式番札を以落札二申渡

候之事

一 落札之上は内訳帳早々差出并中ヶ年

五ヶ年跡請負中高金式割余之證據地面

書出可申候且落札二相成候者日々罷出相仕立

下請之者江任置候儀は決而致間敷候

一 御普請仕立方入念候儀は勿論二候得共可

成丈日数少二出来候様致出精差図次第

職人人足多人数差出可申候

一 木品本木鉄物其外共格別致吟味可差出候

万一龜末之品於差出は何ヶ度も引替

申渡候間其旨可相心得候

一 開札之節突札二相成候得は先開落札二相成候事

一 水移替之節御差支之儀有之候へは日限違

速可致候間兼而相心得可申候

一 右同断之節明ヶ六時より取掛可成丈致手繰

早々出来候様兼而用意いたし職人人足場所々々江

手分いたし為取掛可申候

一 渡御櫓下御柱際掘割樋伏方いたし候儀二付

山廻は勿論井楼手堅組立聊二而も地山相弛

不申様致手当伏方可致且又場所二寄捨諸色

二も相成候間其段兼而相心得可申候

一 御場所柄之儀二付掘明候場所は其日限埋立

候之様手續可致候

一 御内借金之儀は諸色入高御普請出来形

歩通を以取調三分通残置七分通可相渡候

一 御普請小屋場揚場共其俣相用候積二付

元引請之者江対談可致候

右之通被仰渡逸々奉畏候以上

丑二月七日

岡田 治助

代 栄次郎

蔵田清右衛門

代 新吉

林田小右衛門

代 卯兵衛

桶屋

市五郎

三河屋

平八

代 伊之吉

和泉屋

源次郎

代 喜三郎

尾張屋

市兵衛

植木屋

吉五郎

前書被仰渡之趣一覽仕候様被仰渡

奉畏候以上

上野弥太夫

右之通差出砂利數平均其外取懸候事

一 对馬守殿見分二付御越有之〔45〕

御目付

一 色邦之助

御徒目付

黒田節兵衛

小川達太郎

御小人目付

西村五郎平

千田祐三郎

御使

加藤 民吉

篠原常次郎

見分

右之通御越見分相済

一 七時過辻番人立合火所相改一同引私候事

八月十六日子雨

柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 見分濟聞として和三郎 御城江

罷出候処邦之助登 城無之松平久之進心障之儀

無之儀越中守殿江申上候段同人申聞

一 八時過火所辻番人立合相改一同引私候事

八月十七日丑雨

柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 雨天二付火所辻番人立合相改一同

引私候事

八月十八日寅快晴

柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一人足 式人

右之通差出穴埋方為致候事

一夕七時過辻番人立合火所相改一同引私候事

八月十九日卯曇

鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一人足 七人

右之通差出小屋場取崩申候

一夕七時過一同引私候事

一 八朔二付御場所休日朝夕見廻り候処別条無之旨辻番人申聞 (【30】)

八月二日戌小雨 早出 荒井釜藏

河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 七人

右之通差出所々取片付方為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私事

八月三日亥小雨 早出 鈴木和三郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 六人

右之通差出下突合今日無滞相濟候事 (【39】)

一 夕七時過辻番人立合火所相改一同引私候事

八月四日子晴 早出 鈴木和三郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 四人

右之通差出残土其外取片付いたし候事

一 今日出来形御届御目付達共和三郎持參

一 夕七時過火所相改辻番人為立一同引私候事

八月五日丑晴 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一人足 四人

右之通差出残土取片付等為取懸候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

八月六日寅曇 早出 河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一人足 式人

右之通差出残土取片付等為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

引私候事

八月七日卯曇 早出 鈴木和三郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一人足 壹人

右之通差出残土取片付等為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

八月八日辰晴 早出 鈴木和三郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一人足 壹人

右之通差出残土取片付等為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

八月九日巳晴 早出 鈴木和三郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一人足 式人

右之通差出所取片付等為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

八月十日午晴 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一人足 式人

右之通差出例刻より取懸り候事

一 夕七時過辻番人立合火所相改一同引私候事

八月十一日未雨 早出 鈴木和三郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 今日も見分御沙汰無之候二付八時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

八月十二日申雨 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 見分御沙汰和三郎 御城詰兼合罷出候様

御沙汰無之

一 七時寄辻番人立合火所相改一同引私申候事

八月十三日酉曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 見分御沙汰和三郎 御城江罷出候様

御沙汰無之

一 八時過辻番人立合火所相改一同引私候事

八月十四日戌快晴 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 五人

右之通八時より差出砂利數平均其外為致候事

一 明十五日見分之旨上野幸三郎申聞

一 夕七時火所相改一同引私候事

八月十五日亥晴 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞 河合吉平

一人足 六人

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾五人

右之通差出道造為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候之事

七月廿日亥晴

早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一人足 拾貳人

右之通差出道造為取掛候事

一 清水三郎右衛門殿柴山礼次殿見廻有之

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿一日子晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一人足 七人

右之通差出道造為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿二日丑晴 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 七人

右之通差出道造為取掛候事

一 掛り一同例刻相揃

一人足 七人

右之通差出道造為取掛候事

一 对馬守殿八半時頃御見廻り有之

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿三日寅晴 早出 荒井釜藏

九時過地震 河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 七人

右之通差出道造為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引弘候事

七月廿四日卯晴 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 四人

右之通差出道造為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿五日辰晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

右之通差出道造為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿六日巳晴 水留 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 七人

右之通差出道造并臨時之御場所上石

取除方為取替候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿六日巳晴 水留 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 水留二付一同六時過揃(【なし】)

一 石工 三人 一同手伝人足 六人

一人足 九人

右之通差出六半時前より取掛石垣

築立等為致候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿七日午晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾老人

右之通差出石蓋掛渡并埋立為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿八日未晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾人

右之通差出埋立二取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

七月廿九日申晴 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 四人

右之通差出埋立二為取掛候事

一 古物類入札開坂町湯屋熊吉落札之事(【なし】)

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

八月朔日酉晴 見廻り 鈴木和二郎

一 八時頃雨降出候二付人足働兼二付休日相願候二付申渡辻番人為立合火所相改一同引私候事

七月四日未雨 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 雨天二付人足働兼候間休日相願候二付申渡辻番人為立合火所相改一同引私候事

七月五日申雨 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一人足 拾八人

右之通差出從例刻為取掛候処雨天二付人足働兼候間休日相願候二付申渡火所

辻番人為立相改一同引私候事

七月六日酉雨 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一 朝より雨天二付人足働兼候間休日相願候二付願之通申渡一同引私候事

七月七日戌晴 見廻り 鈴木和二郎

一 節句二付御場所休日朝夕見廻り候処別条無之旨辻番人申聞【28】

七月八日亥晴 早出 鈴木和二郎

河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾八人 一石工 卷人

右之通差出從例刻為取掛申候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私候之事

七月九日子晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾九人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私候事

七月十日丑雨 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一 朝より雨天二付人足働兼候間休日相願候二付願之通申渡一同引私候事

七月十一日寅曇 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 五人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

七月十二日卯曇 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾人

一 夕七時過火所相改辻番人為立一同引私候事

七月十三日 見廻 鈴木和二郎

一 盆中二付休日【29】

一 竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

七月十四日 見廻 同人

一 前同斷

七月十五日 々 同人

一 前同斷

七月十六日 々 同人

一 前同斷

七月十七日申晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一人足 七人

右之通差出水上之方道取繕場所江為取懸候事

一 夕七時過辻番人松並源次郎為立合火所相改一同引私候事

七月十八日酉晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

七月十九日戌晴 早出 鈴木和二郎

引私候事

一人足 拾人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

一人足 拾人

七月十九日戌晴 早出 鈴木和二郎

右之通差出從例刻為取掛候事

一 御作事方持場所々車留有之御場所車差支候間

四谷御門引通之儀昨日掛合差遣候処御作事方

定普請同心飛田作次郎罷越日數多二而は差

支之儀申聞候間廿四日より三日限為引候と挨拶

いたし置候尤四谷御門当番江は同人斷置候処可致と申

聞候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引

私候事

六月廿四日酉晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛り一同例刻相揃 一 大工 一人 一 石工 式人 一 同手伝 式人

穴之方

一 一人足 十人 一人足 六人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私

候事

六月廿五日戌快晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛り一同例刻相揃 一 石工 一人 一 同手伝 式人

一 一人足 廿三人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改

引私候事

六月廿六日亥快晴 水留 荒井釜藏 (【38】)

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛一同例刻相揃

一 大工 式人 一 石工 五人 一 同手伝 十人

一人足 三十人

右之通差出從早朝為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合同引私候事

六月廿七日子快晴 水留 荒井釜藏 (【38】)

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 石工 三人半 一 同手伝 七人

一 大工 式人 一人足 三十三人

右之通差出從例刻為取懸候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私候事

六月廿八日丑快晴 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 石工 式人 一 同手伝 二人

一人足 十人

右之通差出從例刻為取懸候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私

候事

六月廿九日寅晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 石工 三人 一 同手伝 六人

一人足 拾式人

右之通差出從例刻為取懸候事

一 对馬守殿四時頃御見廻有之

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 石工 三人 一 同手伝 六人

一人足 式十人

右之通差出從例刻為取懸候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引私候事

七月朔日辰晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛一同例刻相揃 一 石工 三人 一 手伝 六人

一人足 式拾人

右之通さし出從例刻為取懸候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私

候之事

七月二日巳快晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃 一 石工 一人 一 同手伝 三人

一人足 式拾式人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同

引私候事

七月三日午晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨

辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一人足 式十人

右之通差出從例刻為取掛申事

一人足 拾人 一 外二掘方人足 六人

右之通差出埋方為致候事  
一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私候事

六月十一日申晴 早出 柳沢弥右衛門 河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃  
水末之方遣

一 掘方人足 拾人

右之通差出埋方為致候事  
一 夕七時過火所辻番人立合相改一同引私候事  
六月十二日酉晴 早出 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃  
水末之方遣

一 掘方人足 拾人

右之通差出埋方為致候事  
一 明後十四日十五日兩日山王祭礼二付休日いたし度旨  
引請人願出候間願之通申渡(【27】)

一 夕七時過辻番人立合火所相改一同引私候事  
六月十三日戌快晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨辻番人申聞

一 人足 八人  
右之通差出埋方出来いたし候事

一 夕七時頃火所辻番人為立合相改一同引私候事

六月十四日晴亥 見廻 鈴木和二郎

一 山王祭礼休日二付見廻り候処相替儀無之  
六月十五日晴子 見廻 柳沢弥右衛門

一 同休日二付見廻り候処相替儀無之  
昨夜中竹矢来内外共別条無之旨辻番人申聞  
六月十六日雲丑 早出 荒井釜藏

一 石工 貳人 一 同手伝人足 四人  
一 木挽 貳人 一 人足 三拾人

右之通差出掘方江相掛申候  
一 夕七時過火所辻番人為立合一同引私候事  
六月十七日寅朝雨

一 朝雨二付人足働兼候間休日相願候二付願之通申渡一同引私候事  
六月十八日卯曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 人足 三拾八人 一 木挽 壹人

右之通差出掘方為取掛候事  
一 夕七時過火所辻番人為立合一同引私候事  
六月十九日辰雨天 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 掘方人足 貳拾四人  
右之通差出為取掛候事

一 四時過より雨天二相成候二付休日  
六月廿日巳雨 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 雨天二付人足働兼二付休日相願候間願之通申渡  
一同引私候事  
六月廿一日午曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 人足 四拾三人 一 大工 貳人半  
一 木挽 貳人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私候事  
六月廿二日未晴 早出 柳沢弥右衛門 河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 人足 四拾貳人 一 石工 無之  
一 木挽 貳人 一 大工 三人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引私申候事  
六月廿三日申晴 早出 柳沢弥右衛門 河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一 大工 三人 一 石工 貳人  
穴之方

一 人足 廿人 一 人足 五人

一 石工九人内三人早出歩合 一同手伝人足 拾八人  
内六人早出日

一 大工 沓人半  
一 人足 四拾九人半内拾六人半早出歩合

右之通差出六半時前より取掛捨土台入方  
石垣築立等為致候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引取  
申候

六月二日亥晴 水留 荒井釜藏  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人  
申聞

一 水留三付一同六時過揃(【37】)  
一 石工 五人 一同手伝人足 拾人

一 大工 沓人 一人足 式十六人  
右之通差出為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘  
候事

六月三日子晴 早出 柳沢弥右衛門  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一 大工 沓人 一人足 三拾五人  
一 石工 五人 一同手伝人足 拾人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同

引弘候事

六月四日丑晴 早出 荒井釜藏  
河合吉平  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一 大工 沓人 一人足 三拾八人  
一 石工 三人 一同手伝人足 五人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同

引弘候事  
六月五日寅晴 早出 柳沢弥右衛門  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一 石工 沓人半 一同手伝人足  
一 掘方人足 四十人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同

引弘候事  
六月六日卯快晴 早出 柳沢弥右衛門  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人  
申聞

一 掛一同例刻相揃

一 石工 半人 一同手伝人足  
一 人足 四拾五人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 对馬守殿四時頃御見廻り有之

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘  
候事

六月七日辰晴 早出 柳沢弥右衛門  
河合吉平  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛一同例刻相揃

一人足 式拾八人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 天徳寺門前代地行事只今罷出候様申遣  
(割印) 天徳寺門前代地  
月行事 吉五郎

右罷出候間御普請所石其外地元江差置候間精々心附候様  
申渡

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同  
引弘候事

六月八日巳晴 早出 柳沢弥右衛門  
一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨  
辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

一人足 拾八人

右之通差出從例刻為取掛候事  
一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同

引弘候事

六月九日午晴 早出 荒井釜藏  
一 昨夜中竹矢来内外とも相替儀無之旨辻番人  
申聞

一 掛一同例刻相揃

一人足 拾五人

右之通差出埋方為致候事  
一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引弘  
候事

六月十日未晴 早出 鈴木和二郎  
一 昨夜中竹矢来内外とも相替儀無之旨辻番人  
申聞

一 掛一同例刻相揃

一 掘方人足 三拾九人  
右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過火所相改辻番人為立合引弘候事

五月廿日子晴 早出 鈴木和三四郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛一同例刻相揃

一 大工 貳人 一 木挽 無之

一 掘方人足四拾貳人

右之通差出從例刻為取掛石垣繕埋方

并式十九間余之場所掘方為取掛申候事

一 夕七時過火所相改辻番人為立合引弘候事

五月廿一日丑晴 早出 荒井釜藏

一 大工 貳人 一 掘方人足 四拾五人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 夕七時過火所相改辻番人為立合引弘候事

五月廿二日寅晴 早出 鈴木和三四郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞 河合吉平

一 掛一同例刻相揃

一 石工 無之 一 掘方人足 五拾三人

一 大工 貳人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘

五月廿三日卯快晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一 掘方人足 五拾五人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

五月廿七日未晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞 河合吉平

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一 掘方人足 三拾五人

右之通差出從例刻より為取掛候事

一 夕七時過辻番人立合火所相改一同引弘候事

五月廿六日午晴 早出 鈴木和三四郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一人足 貳拾六人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同

引弘候事

五月廿七日未晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞 河合吉平

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一人足 貳拾九人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同

引弘候事

六月朔日戌晴 水留 鈴木和三四郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 水留二付一同六時過揃【37】

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一 掘方人足 五拾五人

右之通差出從例刻為取掛掘方為致候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同引弘候事

五月廿四日辰晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞 河合吉平

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一 掘方人足五拾貳人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人立合火所相改一同引弘候事

五月廿五日巳快晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞 河合吉平

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一 掘方人足 三拾五人

右之通差出從例刻より為取掛候事

一 夕七時過辻番人立合火所相改一同引弘候事

五月廿六日午晴 早出 鈴木和三四郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一人足 貳拾六人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同

引弘候事

五月廿七日未晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞 河合吉平

一 掛一同例刻相揃

一 大工 壹人 一人足 貳拾九人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七時過辻番人為立合火所相改一同

引弘候事

六月朔日戌晴 水留 鈴木和三四郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 水留二付一同六時過揃【37】

右之通差出石垣直し候方埋立其外從

例刻為取掛候事

一 七ツ時過火所辻番人田中茂吉為立合

相改一同引取候事

五月十一日卯雲 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨

辻番人申聞

一 木挽 貳人 一 掘方人足 拾六人半

一 臨時人足 六人 一 同掘方人足 叁人半

右之通差出定刻より為取掛候事

一 七ツ時過火所相改前同断辻番人江引渡

一同引取候事

五月十二日辰朝雨 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外相替儀無之旨辻番人

申聞

一 雨天二付人足働兼候二付休日相願候二付休日

申渡

一 人足 拾三人

右は落込穴掘明為取掛候事

一 尾張殿屋敷下水塞水行差支候間早々

浚有之候様廻町屋敷作事方小嶋善八江柳沢

弥右衛門罷越申達置候事

一 松平佐渡守留守居江も荒井釜藏より申達

一 夕七時過火所相改辻番人為立合引取候事

五月十三日巳曇 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 一同例刻相揃

一 石工 叁人 一 同手伝人足 貳人

一 掘方人足 三十貳人 一 木挽 五人

急破之方

一 同人足 六人

右之通差出夫々取掛候事

一 夕七時過火所相改辻番人為立合引取候事

五月十四日午曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 石工 半人 一 同手伝人足 三人

一 掘方人足 十三人 一 木挽 貳人

新□□

一 同人足 廿人 一 大工 壹人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕八時頃雨降出人足働兼候二付休日相願候二付

申渡火所辻番人為立合相改一同引取候事

五月十五日未 水留 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外別条無之旨辻番人

申聞

一 水留二付一同六時迄相揃 (【36】)

一 石工 五人 一 同手伝人足

一 大工 壹人 一 木挽 貳人

一 人足 五拾人

右之通差出六半時前より取掛捨土台人方石垣

築立等為致候事

五月十六日申曇 水留 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 石工 三人 一 同手伝人足

上水

一 大工 無之 一 掘方人足

石工手伝共貳十九人

一 木挽 三人

右之通差出六半時前より為取掛土台石垣其外とも

一 夕七時過火所辻番人為立合相改一同引取

申候

五月十七日酉晴 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人申聞

一 石工 壹人 一 同手伝人足

一 木挽 三人 一 掘方人足

石工手伝共貳十壹人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 八時過雨降出候二付人足働方出来兼候間

休日之儀願出候間申渡

一 八時過火所相改辻番人立合引渡一同引取

候事

五月十八日晴戌 早出 荒井釜藏

河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 石工 三人 一 同手伝人足 六人

一 大工 壹人 一 木挽 三人

一 掘方人足 貳拾貳人

右之通差出從例刻為取掛候事

一 夕七ツ時過火所相改辻番人為立合引取候事

五月十九日晴亥 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共相替儀無之旨辻番人

申聞

一 大工 貳人 一 木挽 三人

辻番人申聞

一 掛り一同定刻相揃候事

一 石工 無之 一 掘方人足 式十人

右之通差出定刻より為取懸候事

一 (割印) 四谷伝馬町巻丁目 天徳寺代地

行事

右は小屋場江只今罷出候様申遣

右二付罷出候間先日申渡置候下水渡之儀

早々取懸候様急度申渡書面被<sub>レ</sub>候事 (【20】)

一 今日諸色見分二付下之通九時過相揃候事

清水三郎右衛門

柴山 善 藏

上野 幸三郎

荒井 釜 藏

柳沢 弥右衛門

鈴木 和三郎

河合 吉 平

一 夕七時過松平佐渡守辻番人徳永藤五郎

立合火所相改一同引取候事

五月三日未曇 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨辻番人申聞

一 例刻一同相揃

一 石工 卷人 一 同手伝 卷人

一 掘方人足 三十卷人

右之通さし出従例刻為取掛候事

一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉

立合火所相改一同引私候事

五月四日申曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外相替儀無之旨辻番人申聞候

一 掛り一同例刻相揃

一 大工 五人 一 同手伝 四人

上水

一 大工 式人 一 掘方人足 六人

右之通差出定刻より為取掛候事

一 夕節句前二付請負人共願之通早仕舞為致

火所辻番人徳永藤五郎立合相改引私候事

五月五日酉曇 見廻 鈴木和二郎

一 節句二付御場所休候朝夕見廻候処別条無之旨

辻番人申聞 (【19】)

一 明後七日水留二付諸御達書差出候事 (【31】)

五月六日戌曇 早出 柳沢弥右衛門

河合吉平

上水

一 大工 三人 一 掘方人足 式拾三人

一 石工 式人半 一 手伝人足 式人

右之通差出従例刻為取掛候事

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨辻番人申聞

一 一同例 (刻) 相揃

一 柴山善藏殿四時過見廻り候事

一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉立合

火所相改一同引私候事

五月七日亥曇 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨

辻番人申聞

一 一同早出之事

一 清水三郎右衛門柴山善藏見廻有之候

上水

一 大工 八人 一 掘方人足 四十八人

一 石工 六人 一 手伝人足 十人

右之通差出早朝より取掛石樋土台其外根石

築立いたし候事

一 夕刻七時過水仕懸いたし火所相改辻番人

徳永藤五郎立合一同引私候事 (【31】)

五月八日子雨天 早出 柳沢弥右衛門

河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨

辻番人申聞

一 今日雨天二付人足働兼候間休日仕度旨請負人

代金兵衛願書差出候間願之通申渡又

一 九時過火所相改前同断辻番人江引渡

一同引私申候

五月九日丑曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨

辻番人申聞

上水

一 大工 卷人 一 掘方人足 式拾五人

一 石工 五人 一 手伝人足 拾式人

一 木挽 式人

右之通差出定刻より為取掛候事

一 夕七時過火所相改前同断辻番人江引渡

一同引私申候

五月十日寅晴 早出 鈴木和二郎

一 昨夜中竹矢来内外共別条無之旨辻番人申聞

一 一同例 (刻) 相揃

一 上水大工 卷人 一 掘方人足 式十六人

一 石工 卷人 一 手伝人足 式人

急被二遣候

一 木挽 卷人 一人足 六人

小屋方

- 一 大工 老入 一 同手伝人足 式人
- 一 掘方人足 四拾三人 一 屋根方 老入
- 右之通差出定刻より取掛大工は箱番
- 小仕事人足は掘方取掛申候

一 今廿四日より御場所下之方松平佐渡守  
 辻番所際より掘方取掛申候

一 天徳寺代地御堀端懸町屋前下水埋  
 往来江流出候間早々浚方可申付  
 之旨左之者呼出申渡候(【20】)

四谷伝馬町老丁目  
 行事 吉五郎  
 五人組 半兵衛

一 夕七時過同断火所相改一同引私  
 申候事

四月廿五日亥雨 早出 鈴木和三郎

一 昨夜竹矢来内外相替無之旨辻番人  
 申聞

一 今日雨天二付人足働兼候間休日仕度旨  
 請負人代金兵衛願書差出候間願之通  
 申渡又

一 九時過火所相改前同断辻番人江引渡  
 一同引私申候

四月廿六日子晴 早出 荒井釜藏  
 一 昨夜中竹矢来内外相替無之旨辻番人  
 申聞

一 掛一同例刻相揃  
 一 人足 四拾式人

右之通差出定刻より取掛人足は掘方取掛申候

一 今廿六日松平佐渡守辻番所際掘方九分通り  
 出来仕候

一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉江  
 立合火所相改鍵は同人江相渡一同引私  
 申候

四月廿七日丑曇 早出 鈴木和三郎  
 河合吉平

一 昨夜中竹矢来内外其共相替無之旨  
 辻番人申聞候

一 掛一同例刻相揃  
 一 石工 五人 一 同手伝人足 式人  
 一 大工 老入 一 掘方人足 五拾式人

右之通差出定刻より取掛人足は掘方取掛申候  
 一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉

立合火所相改鍵は同人江相渡一同引私  
 申候

四月廿八日寅快晴 荒井釜藏

一 昨夜中竹矢来内外其外とも相替無之旨  
 辻番人申聞候

一 掛一同例刻相揃  
 一 柳沢弥右衛門機今日より罷出候事  
 一 石工 式人半 一 同手伝人足 式人  
 一 大工 式人 一 掘方人足 四十三人

右之通差出定刻より為取掛候事  
 一 御用絵符四枚相渡候事

一 夕七ツ時過松平佐渡守辻番人田中茂吉  
 立合火所相改鍵は同人江相渡一同引取申候

四月廿九日卯曇 早出 柳沢弥右衛門

一 昨夜中竹矢来内外其外とも相替無  
 無之旨辻番人申聞候

一 掛一同例刻相揃

一 石工 三人 一 同手伝人足 式人  
 一 大工 無之 一 掘方人足 三拾三人  
 右之通差出定刻より為取掛候事

一 飯田町九段坂御用車為引候儀山縣老兵衛江  
 柳沢弥右衛門より掛合いたし置候事

一 夕七時過松平佐渡守辻番人佐野半七  
 立合火所相改鍵は同人江相渡一同引取申候

四月晦日辰晴 早出 鈴木和三郎  
 一 石工 三人 一 同手伝人足 式人

一 掘方人足 三拾三人  
 右之通差出定刻より為取掛候事

一 昨夜中竹矢来内外共相替無之旨辻番人  
 申聞

一 掛一同定刻相揃候事  
 一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉立合  
 火所相改鍵は同人江相渡一同引取申候

五月朔日巳雨天 早出 荒井釜藏  
 一 昨夜中竹矢来内外共相替無之旨辻番人  
 申聞

一 掛一同定刻相揃候事  
 一 石工 老入半 一 掘方人足 九人半

右之通差出定刻より為取懸候事  
 一 清水三郎右衛門見廻り罷越候事

一 今日九時より雨天二付半日休日相成候事  
 一 夕七時過松平佐渡守辻番人佐野半七

立合火所相改鍵は同人江相渡一同引私申候  
 五月二日午雨 早出 柳沢弥右衛門

小倉善平

一 昨夜中竹矢来内外とも相替無之旨

人足 老人老屋八毛  
實銀貳匁五分四厘五毛  
損料  
代銀四分九厘老毛  
合銀老貳匁百五拾四匁九分八毛

竹矢來箱番屋小使人足其外諸色損料

代銀老貳匁百五拾四匁九分八毛

右之通二而御増減被遊候二而も御非分成義無御座候

以上

辰五月

家持  
平兵衛

安政三辰年

玉川上水四谷御門外雨之方石垣樋

御修復御用

日記

四月廿日より

御普請方

清水三郎右衛門

柴山 善藏

上野 幸三郎

荒井 釜藏

吉野 省内

鈴木 和三郎

河合 吉平

四月廿日午曇

早出 上野幸三郎

河合 吉平

今廿日より竹矢來取建二付掛り一同例刻

相揃(参照文書【6】)  
小屋方

一 大工 九人 一人足 拾五人

右之通差出定刻より取掛大工は持運箱番

并木戸門下取掛人足は竹矢來取建

夕刻迄ニノリ皆出来いたす

一 昨十九日当御場所諸御進達御進達等

出候(【7】、【11】)

一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉

立合火所改鍵は同人江相渡一同引弘

申候(【11】)

四月廿一日未曇 早出 荒井釜藏

河合吉平

一 昨夜中箱番屋内外其外共相替儀

無之旨辻番人申聞候

一 掛り一同例刻相揃

小屋方

一 大工 六人 一人足 四人

右之通差出箱番屋下拵湯小屋

取建申候

一 夕七時過火所改前同断相渡一同

引弘申候

四月廿二日申天氣 早出 鈴木和三郎

河合吉平

一 昨夜中竹矢來内外其外相替儀

儀無之旨辻番人申聞候

一 掛り一同例刻相揃

小屋方

一 大工 五人 一人足 三人

一 屋根方 老人

右之通差出定刻より取掛大工は箱番

内法入小仕事屋根方は同所屋根葺掛り

人足は湯小屋掃掃除等いたす

一 吉野省内伴信之助同心見習被仰渡候

二付同人出勤無之

一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中

茂吉立合火所改鍵は同人江

相渡一同引弘申候

四月廿三日酉晴 早出 吉野省内

河合吉平

一 昨夜中竹矢來内外其外共相替儀

無之旨辻番人申聞

一 掛り一同例刻相揃

小屋方

一 大工 五人 一人足 四人

一 屋根方 貳人

右之通差出定刻より取掛大工は内法入

小仕事建具切込屋根方は葺方皆出来

いたす

一 当御場所明廿四日より取掛二付小荷駄馬

車差留候段ヲ達出候間札三枚拵置

明朝建方いたし候事

一 夕七時過松平佐渡守辻番人田中茂吉

立合火所改鍵は同人江相渡一同

引弘申候

四月廿四日戌曇 早出 上野幸三郎

河合吉平

一 昨夜中竹矢來内外其外共相替儀

無之旨辻番人申聞候

一 掛り一同例刻相揃

松 尺 老分八厘

但兩二

代銀八匁三分八毛

老本三分替

栗丸太 老本老厘四毛

但老本二付

代銀老匁五分老厘八毛

銀老匁五分

目折釘

糸 共 鉄目合九拾式匁老分八厘式毛

代銀七分三厘七毛

但兩二

七貫五百目替

車 老分式厘老毛

但老輛二付

實銀五分四厘五毛

銀四匁五分

大工 四分老厘式毛

但老人二付

實銀老匁六分四厘八毛

銀四匁

同手伝人足 八厘式毛

但老人二付

實銀式分四厘六毛

銀三匁

人足 半人

但前同斷

實銀老匁五分

損料

代銀四分八厘三毛

△ 銀拾四匁九分八厘五毛

合銀式實四百七拾式匁五分式厘五毛

一 石垣樋 長八間三尺 内法幅老尺

老間当

松丸太 四本式分三厘五毛

但老本二付

代銀九匁三分老厘七毛

銀式匁式分

松六分板 拾四枚

但老枚二付

代銀拾老匁式分

銀八分

竹 式本

但拾本二付

代銀五分

銀式匁五分

繩 六房

但老房二付

代銀六分

銀老分

柏へな土 老合七匁六才

但老坪二付

代銀六匁老分六厘

銀三拾五匁

人足 三人

但老人二付

實銀九匁

銀三匁

車 老分七厘六毛

但老輛二付

代銀七分九厘式毛

銀四匁五分

損料

代銀老匁式分五厘式毛

△ 銀三拾八匁八分式厘老毛

合銀三百式拾九匁九分七厘九毛

一 飯柵 大サ内法三尺 深五尺 老ヶ所

檢 尺 式本四分老毛

但兩二

代銀九匁六匁四厘

老本五分替

目折釘 鉄目合三貫五百式拾五匁

代銀式拾八匁式分

但兩二七貫五百目替

槓皮 拾五束

但老束二付

代銀拾匁五分

銀七分

車 老輛

代銀四匁五分

但老人二付

大工 式拾人

銀四匁

實銀八拾匁

但前同斷

同手伝人足 四人

銀三匁

實銀拾式匁

但前同斷

人足 三拾六人

但前同斷

實銀百八匁

損料

代銀拾老匁三分八毛

△ 銀三百五拾匁五分四厘八毛

一 飯樋取繕寄而 長七拾六間

老間当

槓皮 三分九厘五毛

但老束二付

代銀式分七厘七毛

銀七分

柏へな土 式匁

但老坪二付

代銀七分

銀三拾五匁

大工 老分九厘七毛

但老人二付

實銀七分八厘八毛

銀四匁

同手伝人足 三厘九毛

但同斷

實銀老分老厘七毛

銀三匁

損料

代銀六厘三毛

△ 銀老匁九分四厘五毛

合銀百四拾七匁八分式厘

一 石垣樋上掘埋石蓋取掛共 長八拾式間三尺

老間当

岩岐石 三分式厘七毛

但老枚二付

代銀拾四匁七分老厘五毛

銀四拾五匁

人足 九人七分

但老人二付

實銀式拾九匁老分

銀三匁

損料

代銀老匁四分六厘老毛

△ 銀四拾五匁式分七厘六毛

合銀三貫七百三拾五匁式分七厘

一 同堀明跡道高下直 長八拾式間三尺

老間当

砂利 三勺三才

但老坪二付

代銀式匁四分七厘五毛

銀七拾五匁

足土 四合八勺五才

但老坪二付

代銀九匁七分

銀式拾匁

本文人足当時直段凡老人二付四匁  
賃銀老貫三百式十目  
差引  
銀百六拾五匁 増

本文人足当時直段凡老人三匁五分  
賃銀式百九十四匁  
差引  
銀八拾四匁 増

四谷御門外南之方御堀端通石垣樋  
御修復御組合人用老坪当内訳帳  
四谷御門外南之方御堀端通石垣樋  
御修復御組合人用老坪当内訳

一 大工 百三人

賃銀四百拾式匁

但老人二付

銀四匁

一 土 四拾坪

代銀八百目

但老坪二付

銀式拾目

高金四百拾式兩

此銀式拾四貫七百式拾目

一 石垣樋兩側 長寄而百六拾五間

大サ内法上ハ口幅五尺 深四尺  
敷幅四尺五寸

本文大工当時直段凡老人二付六匁五分  
賃銀六百拾八匁

差引

銀式百六匁 増

一 諸色諸道具ノ切損料共

代銀老貫八拾目式分老厘八毛

一 小屋場揚場竹矢來箱番屋其外共

損料

代銀四貫百七拾目

ノ銀式拾七貫八百拾八匁四分五厘四毛  
前文下ケ札目違之分口々

合銀式貫七百五拾老匁四毛

式口

合銀三拾貫五百五拾六匁四分五厘八毛

此金五百九兩老匁式朱銀六匁九分五厘八毛

落札

高金四百拾式兩

差引金九拾七兩老匁式朱銀六匁九分

五厘八毛当時直段二見合候得共下直二

有之此歩合式割三分六厘六毛余ニ相当

申候

右之通御座候以上

辰四月

上野幸三郎

同手伝人足 式拾老人

賃銀六拾三匁

但老人二付

銀三匁

人足 千七百八拾六人

賃銀五貫三百五拾八匁

但老人二付

銀三匁

本文人足式口ニ而前斷

賃銀七貫式百二十八匁

差引

銀老貫八百十匁 増

一 人足八拾四人

賃銀式百拾匁

但老人二付

銀式匁五分

△ノ銀百三拾六匁五分三厘四毛

合銀拾五貫拾匁八分七厘四毛 (拾五貫拾八匁七分四厘力)

一 同石垣下土台 長南側寄而百六拾五間

右老間当

中 前同斷 中 前同斷  
長 三尺三寸 長 式尺三寸  
中 前同斷 中 前同斷

【62】

玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復御組合

入用取調書

一 間地石 六百四拾三本 面老尺四寸五分  
控老尺七寸より式尺迄

代銀三貫式百拾五匁

但老本二付 銀五匁

一 是は石垣樋八拾式間三尺足石二遣

一 岩岐石 式拾七枚 長六尺五寸 幅老尺式三寸  
厚六七寸

代銀老貫式百拾五匁

但老枚二付 銀四拾五匁

一 是は右同斷蓋石足石二遣

一 割栗石 三拾六坪五合

代銀五貫四百七拾五匁

但老坪二付 銀百五拾目

一 是は右同斷裏込二遣

一 砂利 式拾老坪

代銀老貫五百七拾五匁

但老坪二付 銀七拾五匁

一 是は右同斷目潰并遣造共二遣

一 栗丸太 百六拾七本 長九尺 末口式寸五分

代銀式百五拾目五分

老丈 三寸 但老本二付 銀老匁五分

一 是は右同斷土台面杭二遣

一 松四寸角 百六拾五本 長式間

尺ノ式拾六本四分

是は右同斷土台二遣

一 同木三百三拾六本 長式尺 幅三寸

尺ノ三本三分六厘 厚式寸

是は右同斷十露盤木二遣

尺ノ合式拾九本七分六厘

代銀老貫三百七拾三匁五分三厘六毛 但兩二

老本三分替

本文尺ノ当時直段凡兩二老本替

代銀老貫七百八十七匁六分

差引 銀四百拾四匁六厘四毛 増

代銀九拾五匁三分式厘 但兩二 老本五分替

一 貝折釘 九百七本 鉄目 老本拾五匁付

此目拾三貫六百五匁

一 鉄 百七拾老挺 鉄目 老挺三拾目付

此目五貫百三拾目

鉄目合拾八貫七百三拾五匁

代銀百四拾九匁八分八厘 但兩二 七貫五百目替

一 槓皮 四拾五束

代銀三拾老匁五分 但老束二付 銀七分

一 是は假榭并古假樋共二遣

一 柏へな土 三坪

代銀百五匁 但老坪二付 銀三拾五匁

一 車 式拾老輛

代銀九拾四匁五分 但老輛二付 銀四匁五分

一 石工 百六拾五人

實銀老貫百五拾五匁 但老人二付 銀七匁

一 同手伝人足 三百三拾人

實銀九百九拾目 但老人二付 銀三匁

一 檢板 拾三枚四分 長六尺六寸 幅老尺

尺ノ老本四分七厘四毛 厚式寸

一 是は假榭長手敷共二遣

一 同板 拾枚 長三尺式寸 幅老尺

尺ノ五分三厘三毛 厚式寸

一 是は右同斷妻手二遣

一 同板 三枚四分 長六尺六寸 幅老尺

尺ノ三分七厘四毛 厚式寸

一 是は右同斷上八蓋二遣

一 同木 式本 長三尺 式寸角

尺ノ式三毛 是は右同斷蓋裏棧二遣

尺ノ合式本三分八厘三毛

【58】

四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋落込取繕御入用

一 柴田能登守屋敷南角落込凡三間四方 深老丈式尺

一 同所小屋場前落込凡三間四方 深同斷

右堀方甲蓋取揚石垣取繕元形之通埋立

一 石工七人 但老二人付

一 質銀七拾匁 拾匁

一 人足百貳人 但老二人付

一 質銀四百五拾九匁 四匁五分

一 銀五百式拾九匁 六拾七枚

一 松六分板 九本

一 同丸太 式拾四本

一 杉丸太 壹本

一 同四寸角 七本

一 栗丸太 壹挺

一 杉中貫 拾六房

一 繩

右損料 銀百五拾六匁五分

式口 銀六百八拾五匁五分

此金拾老兩老分式朱

銀三匁

右之通御座候以上

辰五月

一面柵造石垣樋蓋石折損候分

取繕御組合入用積

一 石垣樋通蓋石折レ損之分 八ヶ所

右石蓋折レ損所之処堀方仕蓋石取除落石取揚

石垣崩所之分は取繕天徳寺替代町屋前有之候

蓋石持込折損之分横並へいたし元形之通埋立

石工人足諸色損料共一式

老ヶ所二付

銀九拾八匁五分ツ、

八ヶ所

合銀七百八拾八匁

此金拾三兩式朱銀五分

右之通御座候以上

家持 平兵衛

辰五月 代金兵衛

寛

【60】

玉川上水紀州様通用御門前御石組地面柵下

石垣樋長七尺程深三尺余崩落候二付柵内二而

仮養御手入方可致旨被仰付奉畏候右二付

職方之者召違得と見改仕候処柵内二而は御手入方

仕兼候間柵外之方より堀方仕御石組柵請方

いたし置崩所仮養ひ御手入方仕候ハ、

御保方宜相成申候依之間地足石石工人足

掘埋諸一色

右御修復老式

御入用金拾老兩

右書面之通御入用積奉申上候以上

辰

五月

【61a】

取揚有之候蓋石折石之分取調書

長 三尺 長 三尺

巾 老尺五寸 巾 老尺五寸

長 四尺 長 三尺式寸

巾 老尺三寸 巾 老尺三寸

長 三尺 長 三尺五寸

巾 老尺式寸 巾 老尺

長 式尺 長 式尺五寸

巾 老尺式寸 巾 老尺三寸

長 三尺 長 式尺

巾 老尺式寸 巾 老尺式寸

長 老尺五寸 巾 老尺式寸

巾 老尺三寸

麴町老下目

家持

平兵衛

【61b】

此度取揚候蓋石六枚取揚折石之分調書

長 三尺七寸 長 式尺老寸

巾 老尺式寸 巾 老尺式寸

長 三尺八寸 長 式尺六寸

巾 前同斷 巾 前同斷

長 三尺八寸 長 式尺三寸

巾 前同斷 巾 前同斷

長 三尺四寸 長 式尺式寸

巾 前同斷 巾 前同斷

長 三尺九寸 長 式尺老寸

巾 前同斷 巾 前同斷

相成跡一式御請負被仰付右御修復無滯

出来仕口々御入用御増減御取調御座候処

御入用高金之内金八兩貳分式朱銀三匁六分

八厘六毛御減ニ罷成残而金四百三兩貳分

銀三匁八分壹厘四毛金入用ニ罷成不残

被遊御渡儀奉請取候然ル上は別紙御繪圖面

朱引之御場所当辰八月より来ル酉年八月迄

五ヶ年之間若損所出来仕候ハ、何ヶ度も

無代ニ而御差図次第御修復可仕候其節一言之

御願ヶ間敷儀申上間敷候為後日跡御請負

證文差上申所仍如件

麴町老丁目

家持

安政三辰年 月

平兵衛

御普請方

御役所

四谷御門外御堀端通石垣樋御修復所

続蓋石損之ヶ所々々取繕一件

【57】

四谷御門外御堀端通石垣樋御修復所

続ニ而石垣孕押出候ヶ所取繕仕様注文

御堀附之側

一 石垣樋 長式間三尺 高四尺

右仕様石垣樋片側惣体孕押出間地石拔出水行

差障候間有形之通築直候ニ付蓋石取除致根切

新規土台松四寸角樋土台共式夕通十露盤木同木

長式尺巾三寸厚式寸三尺間ニチキリニ切喰セ貝折釘

鉄目壹本拾五匁付壹本ツ、打付継手大栓繼鉢鉄目

三拾目付壹挺ツ、懸壁メ面杭栗丸太長九尺末口

三寸三ツ切ニして六本打築石有形之分相用仮板蓋

取除不足之分去十月地震損取繕之節取揚有之候

古間知石五本古蓋石式本懸渡割栗石式合五寸

目潰砂利老合式寸五才入裏込いたし元形之通埋立

候之積

屋敷附之側

一 石垣樋 長式間 高同斷

右仕様前同斷古間地石四本古蓋石三本通渡し

割栗石目潰砂利共前同斷元形之通埋立候積

南之方地形一面樹際 両側長寄而式間四寸

一 石垣樋 同取合之分香間四尺 高同斷

右仕様両側共前同斷根切いたし天保八酉年右

樹迄石垣樋場所替ニ付有形樋筋取附之処曲り

多く水路不宜候間有形敷板之上兩側ニ而四間之処

相縮メ水路宜様築直古間知石古蓋石共式本ツ、

前同斷足石いたし割栗石老合式寸五才目潰砂利

同斷入裏込蓋石いたし元形之通埋立候積

右之通御座候以上

辰五月

北之方御堀附之側長式間三尺

御組合入用

銀三百七拾四匁五分四厘五毛

同屋敷附之側式間御組合入用

銀式百九拾九匁六分三厘六毛

南之方地形一面樹際取附之方

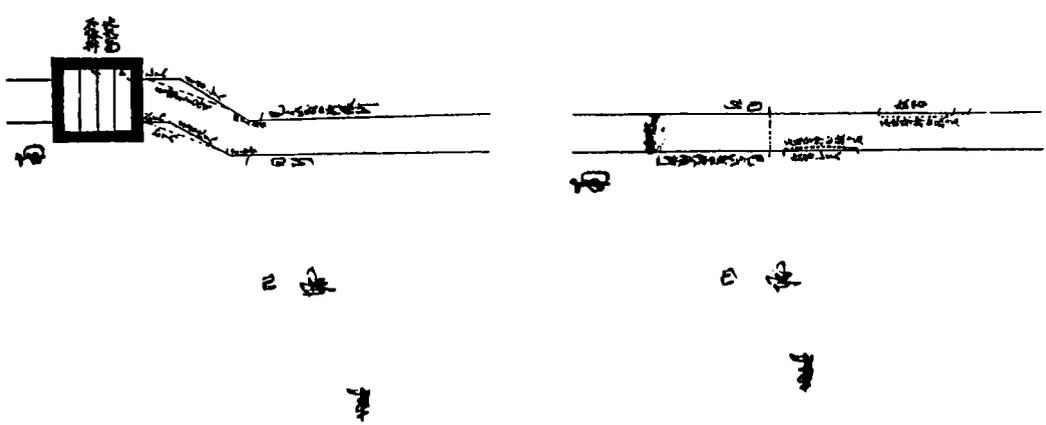
式間四寸御組合入用

銀三百九匁六分式厘四毛

三口合銀九百八拾三匁八分五毛

此金拾六兩壹分式朱銀老匁三分五毛

【57】付



【54】

請取申金銀之事

高金四百拾貳兩内

一 金五拾三兩老分銀三匁八分老厘四毛 此度可請取分

外

金三百五拾兩は

当辰七月十三日為  
御内借請取申候

金八兩貳分式朱銀三匁六分八厘六毛

場所減

右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣繩

御修復御組合入用御取替金殘金書面之通請取申候

仍如件

安政三辰年 月

御普請方改役勤方

柴山 善 藏印

御普請方下奉行

清水三郎右衛門印

高橋義左衛門殿

星野一郎兵衛殿

今井一郎右衛門殿

小嶋 利太夫殿

右之通相違無之候以上

河野对馬守印

書面之金五拾三兩老分銀三匁八分老厘四毛可被相渡候断は本文二  
有之候

月 設 八三郎

勝 次郎

中 為弥

塚 藤助

立 岩太郎

公事方無印形

石 因幡守

水 筑後守

川 左衛門尉

公事方無印形

本 加賀守

松 河内守

御金奉行衆

【55】

請取申金銀之事

合金拾六兩老分式朱銀三匁五分

内

金五兩三分銀三匁

御普請方仮役

上野幸三郎

一日銀三匁ツ、

但当辰四月廿四日より同八月廿一日迄日数合百十六日

同同心肝煎役

老 人

同同心

老 人

同改方同心

老 人

但日数右同断一日老入銀老匁五分宛

地割棟梁

金老兩三分式朱銀三匁五分

但日数右同断一日銀老匁宛

右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣繩

御修復中附切相動候二付為御手当御組合入用

御取替金書面之通請取申候仍如件

御普請方仮役

上野 幸三郎印

安政三辰年八月

御普請方改役勤方

柴山 善 藏印

御普請方下奉行

清水三郎右衛門印

高橋義左衛門殿

星野一郎兵衛殿

今井一郎右衛門殿

小嶋 利太夫殿

右之通相違無之候以上

河野对馬守印

表書之金拾六兩老分式朱銀三匁五分可被相渡候

断は本文二有之候以上

月 設 八三郎

勝 次郎

中 為弥

塚 藤助

立 岩太郎

公事方無印形

石 因幡守

水 筑後守

川 左衛門尉

公事方無印形

本 加賀守

松 河内守

御金奉行衆

【56】

差上申跡御請負證文之事

一 玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣繩

御修復御仕棟御注文之通五ヶ年跡御請負

之積を以御入用金四百拾貳兩二而私落札二

代銀四拾五匁前同斷

一 銀六百七拾五匁

是は右同斷裏込割栗石三拾六坪

五合足入候注文之処三拾式坪二而相濟

四坪五合減候間老坪二付代銀百五拾目

前同斷

一 銀四百三拾老匁式分五厘

是は右同斷目潰砂利拾八坪式合五勺

入候注文之処拾式坪七合五勺二而相濟

五坪五合減候間老坪二付代銀七拾五匁

前同斷

一 銀四百三拾五匁

是は石垣樋御修復出来之上道高下

直し致候二付足土四拾坪入候注文之処

拾八坪式合五勺二而相濟式拾老坪七合

五勺減候間老坪二付代銀式拾目前同斷

銀三貫百五拾六匁式分五厘

此金五拾式兩式分

増減差引

金八兩式分式朱銀三匁六分八厘六毛金減

同濟

高金四百拾式兩

内 金八兩式分式朱銀三匁六分八厘六毛

減金引之

残而

金四百三兩壹分

銀三匁八分老屋四毛金御組合入用

右之通御座候以上

辰八月

前書口々御増減被遊御取調候通相達

無御座毛頭御非分成儀無御座候以上

辰八月

家主 平兵衛

【52】

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御組合入用御取替金殘金

請取候義申上候書付

御勘定所江御斷 御控共

当辰五月三日何濟

高金四百拾式兩内

一 金五拾三兩壹分銀三匁八分老屋四毛 此度可請取分

外 金三百五拾兩は

当辰七月十三日為 御内借請取申候

金八兩式分式朱銀三匁六分八厘六毛 場所減

右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復御組合入用御取替金殘金書面之通請取相渡

申度奉存此段御勘定所江被仰渡可被下候以上

辰八月

【53】

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復中附切相動候支配向

御手当之儀申上候書付

御勘定所江御斷 御控共

合金拾六兩老分式朱銀三匁五分

内

金五兩三分銀三匁

上野幸三郎 (マ)

但當辰四月廿四日より同八月廿一日迄日數合

一日三匁ツ、

同同心肝煎役

金八兩式分三朱

銀七分五厘

同同心

同改方同心

但日數右同斷一日老入銀老匁五分宛

地割棟梁

金老兩三分式朱銀三匁五分

但日數右同斷一日銀老匁宛

右は先達而何之通被仰渡候玉川上水四谷御門外

南之方御堀端通石垣樋御修復中附切相動候二付為手當御組合

入用御取替金書面之通請取申度奉存候此段

御勘定所江被仰渡可被下候以上

但弘化二巳年玉川上水代官町通御鷹部屋

懸其外樋筋場所替御普請中附切候支配向

書面之通御手当請取申候

辰八月

河野對馬守

【4b】

御側衆

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付煙立之儀御断返

申上候書付

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋御修復二付

同所御堀端竹矢来内江職人人足湯吞所補理

差置候間煙立可申段先達而申上置候処御修復

出来仕候二付取払申候依之御断返申上候以上

辰八月

【49】

御目付衆

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋御修復二付

竹矢来取建箱番屋差置夜中番人附置不申職人

人足日々引弘後支配向之者相改松平佐渡守辻番

所江引渡且向寄江諸色箱番屋等差置候間心附共

持場之向御断有之候様当辰四月十九日申上申達置候処

御修復出来二付竹矢来箱番屋其外共取払申候間御断返

有之候様存候依之申達候

月 日

【50】

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御組合入用増減差引勘定

之儀申上候書付

河野对馬守

先達而伺之通被仰渡候四谷御門外南之方御堀端通り

石垣樋御修復御組合入用増減取調候処別紙勘定帳

之通増減差引金八兩貳分貳朱銀三匁六分八厘六毛相減し  
伺済高金四百拾貳兩之内減金引之殘而金四百三兩零分

銀三匁八分老厘四毛金御組合入用二被成申候則別紙増減差引  
勘定帳御金断共相添此段申上候以上

辰八月

【51】

清水三郎右衛門

对馬守

美作守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復御組合入用増減差引勘定帳

増之分

銀七百三拾四匁貳分八厘

是は石垣樋長寄而八拾貳間三尺築置候

注文之処前波取合築置候間長延八間四寸

相増面坪五坪三合七勺八才坪二付諸

一式代銀百三拾六匁五分三厘四毛内訳

当りを以本文之通増

銀百貳拾目八分八厘四毛

是は右同断土台長寄而八間四寸相増

諸一式老間二付代銀拾四匁九分八厘

五毛前同断

銀百八拾貳匁五分九厘八毛

是は右同断長四間貳寸之場所甲蓋石

掛渡埋立共諸一式老間二付代銀四拾五匁

貳分七厘六毛前同断

銀貳百三拾三匁三分七厘四毛

是は石垣樋筋御堀附之方大土手崩所際江

注文之外余垂板仕付候二付松尺貳貳式式分

五厘代銀百三匁八分四厘六毛兩二老本

三分替杭木栗丸太拾三本代銀拾九匁

五分老本二付代銀壹匁五分中結釘百本

代銀四匁五分大工式人實銀八匁壹人二付

銀四匁人足三拾人實銀九拾目壹人二付

銀三匁諸色諸道具損料代銀七匁

五分式厘八毛内訳當りを以前同断

銀壹貫九拾貳匁貳分七厘貳毛

是は石垣樋御修復所統大破之場所

水行之障二相成候二付注文之外石垣樋長寄而

拾式間取繕致し候二付石垣面坪八坪

老坪二付諸一式代銀百三拾六匁五分三厘四毛

内訳當りを以前同断

銀貳百七拾壹匁六分五厘六毛

是は右同断長六間之場所甲蓋石取除

掛渡埋立共諸一式老間二付代銀四拾五匁

貳分七厘六毛前同断

六口

銀貳貫六百三拾五匁六厘四毛

此金四拾三兩三分貳朱

減之分 銀貳匁五分六厘四毛

銀四百目

是は石垣樋足石間地石六百四拾三本

入候注文之処五百四拾三本二而相済百本

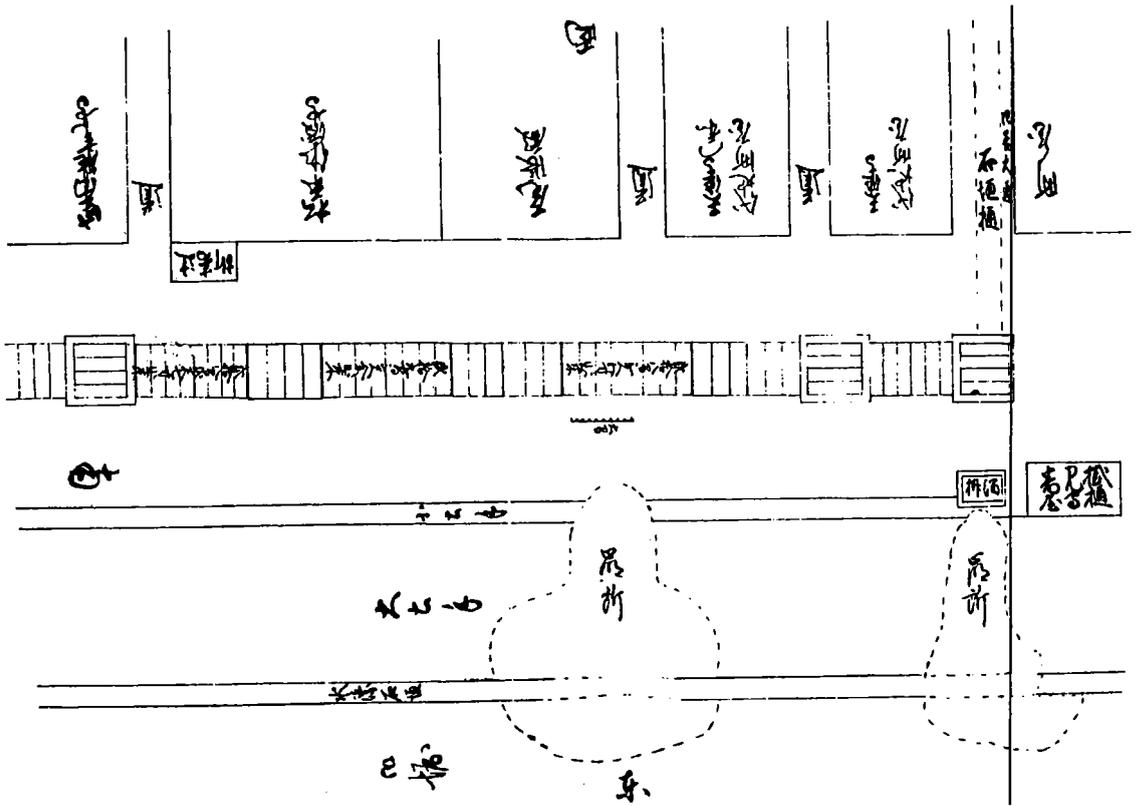
減候間老本二付代銀四匁内訳當りを以

本文之通減

銀壹貫貳百拾五匁

是は石垣樋甲蓋石拾七枚足入候注文

之処古甲蓋石取集掛渡候二付老枚二付



【47】

御用番

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付竹矢来地面之儀

御断返申上候書付

御届

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復二付同所御堀端江竹矢来箱番屋取建

候之段先達而申上置候処御修復出来仕候二付

取払申候依之御断返申上候以上

辰八月

【48 a】

御用番

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復二付竹矢来内煙立之儀御断返

申上候書付

御目付江御断

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋御修復二付

同所御堀端竹矢来内江職人人足湯吞所補理

差置候間煙立可申段先達而申上置候処御修復

出来仕候二付取払申候依之御断返申上候此段御目付江

被仰渡可被下候尤右之段御側衆江も

御断返差出申候以上

辰八月

備中守殿伺濟

御組合入用

高金四百拾貳兩

雨天其外休日相除

御修復凡日積

八十日

当辰四月廿四日より取懸

同八月三日迄出来

惣日数九十八日

内

三十一日雨天其外休日

六十七日全御修復日数

右之通有之候

辰八月

【44】

玉川上水四谷御門外御堀端通

南之方石垣樋御修復掛り名面

御普請方下奉行

取扱

清水三郎右衛門

同改役動方

柴山 善藏

御普請方仮役

上野 幸三郎

同同心肝煎役

荒井 釜藏

同同心

柳沢弥右衛門

同改方向心

鈴木 和二郎

地割棟梁

河合 吉平

附切

右之通有之候

辰八月

【45】

八月十五日

出来形見分名面

御目付

一色 邦之助

御徒目付

黒田 節兵衛

小川 達太郎

御小人目付

西村 五郎平

千田 祐三郎

御使

加藤 民吉

篠原 常次郎

河野 对馬守

清水三郎右衛門

柴山 善藏

上野 幸三郎

荒井 釜藏

柳沢弥右衛門

鈴木 和二郎

河合 吉平

【46】

玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復出来形帳

御堀端通

四谷御門外南之方

御堀端通

一 石垣樋 長寄而八拾六間三尺式寸余

大サ内法 上ハ口幅五尺 深四尺

敷幅四尺五寸

右仕様石垣樋堀明仮樋取揚根切いたし土台松

四寸角繼土台共式夕通十露盤木同木長式尺巾三寸

厚式寸三尺間ニチキリニ切喰セ貝折釘巻本ツ、打付

継手追懸大栓継糸巻挺ツ、掛堅メ居渡面杭

栗丸太卷間ニ送四本打薬石割栗石共有米相用

不足之分間地石足入野面玄翁摺合石垣面より裏込

三尺通割栗石目潰砂利共足し入詰堅メ古蓋石

掛渡埋立候上道造いたし砂利敷均

同所道之頬大土手崩所際

一 余垂板 長六間 高五尺 内法幅七尺

右仕様栗丸太卷間ニ送三本打松山挽卷寸五分割地

鉋削いたし杭毎ニ釘打堅メ拍へな土詰堅

右之通御修復被出来仕候

辰八月

河合氏控

明ヶ六時より夕七時迄致水留候間伝奏屋敷掛  
并評定所江相掛不申候尤  
御成雨天は日送之積此段得御意候以上

五月五日

【35b】

諏訪部弥三郎様

鶴見七左衛門様

格通

右同文言其御概江相掛不申候

五月五日

【36】

式度目

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復二付明後十五日より二日限明ヶ六時より夕七時迄

水留いたし候間築地御屋敷江相掛不申候尤

夜水は相掛

御成雨天は日送之積此段申達候

五月十三日

右之通夫々格通を以相達前々有之候二付略

諸家留守居其外江も触二而申遣是文略

【37】

三度目

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

河野对馬(守)

御修復二付明後期日より二日限明ヶ六時より夕七時迄

水留いたし候間築地御屋敷江相掛不申候尤

夜水は相懸

御成雨天は日送之積此段申達候

五月廿八日

前同断二付略

【38】

四度目

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復二付明後廿六日より二日限明ヶ六時より夕七時迄

水留いたし候間築地御屋敷江相懸不申候尤

夜水は相掛候

御成雨天は日送之積此段申達候

六月廿四日

前同断二付略

【39】

乍恐以書付奉申上候

当御場所追々出来寄難有仕合奉存候

右二付明日は御突合御見分二付砂利御注文

之分今日迄江は急度引入可申之処

五合程之不足仕恐入候依之明日は五時寄

急度引入御見分請候様可仕間此段

御聞濟被下置候様奉願上候以上

辰八月二日

代

金兵衛

御掛御役人中様

【40】

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復出来仕候儀申上候書付

御届

先達而伺之通被仰渡候玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復出来仕候依之申上候以上

辰八月

【41】

御目付衆

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復出来二付出来形御見分有之候様

致度候則出来形帳絵図并御組合入用高

日数書付懸り名面書共相添申達候右御見分

日限前広致承知度存候

辰八月

【42】

御作事奉行衆

小普請奉行衆

玉川上水四谷御門外御堀端通南之方石垣樋

御修復二付当四月廿五日より小荷駄馬車差留候段

御達申置候処出来二付明十二日より相通申候此段御断返

御達申候

九月十一日

【43】

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御組合入用高并日数書付

同所薬師小路組合年番

田村右京大夫殿

同所神保小路組合年番

松平内蔵頭殿

松平誠三郎殿

中山勘右衛門殿

同所鳥森稲荷小路組合年番

酒井下野守殿

大嶋 帶刀殿

片桐久太郎殿

右留守居中  
家来中

【33 f】

右同文言

築地河岸通組合年番

松平遠江守殿

同所中通組合年番

永井飛彈守殿

同所小組合年番

花房大内蔵殿

同所大通組合年番

戸川捨次郎殿

同所鉄砲洲組合年番

久松五十之助殿

木挽町七丁目新規組合年番

溝口主膳正殿

右留守居中  
家来中

【33 h】

増上寺

役人中

同

改役

右同文言致水留候間御山内江相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候以上

五月五日

御普請方

改役

下奉行

増上寺  
役人中

【34】

桜田御用屋敷

虎御門内外御用屋敷

御普請方

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復二付明後七日明ヶ六時より夕七時迄致水留候間

桜田并虎御門内外御用屋敷共相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候以上

五月五日

【35 a】

神尾藤右衛門様

保田範太郎様

後藤宗太夫様

清水三郎右衛門

以手紙致触上候然は玉川上水四谷御門外

南之方御堀端通石垣樋御修復二付明後七日

【33 e】

右同文言

大名小路組合年番

松平伊豆守殿

日比谷小路組合年番

松平右京亮殿

薩摩小路組合年番

編島加賀守殿

朽木近江守殿

十組組合年番

溝口主膳正殿

九組組合年番

堀 長門守殿

三組組合年番

板倉周防守殿  
右留守居中

七月より

松平和泉守

触出し

牧野備後守

【33 g】

右同文言御門々々江相掛不申候

外桜田御門

馬場先御門

和田倉御門

呉服橋御門

鍛冶橋御門

日比谷御門

幸橋御門

数寄屋橋御門

山下御門

虎 御門  
右番頭中

触出し

同文言水留いたし候尤

御成雨天は日送之積此段浜御殿地面々江

御通達有之候様存候依之申達候

五月五日

此段講武所江御通達

【32】

勇太郎より間宮清兵衛達 掃部頭殿 并築地御屋敷江も

真野兵助達 下総守殿

平林弥一右衛門達 和泉守殿 并愛右下御屋敷江も

成石脩助達 大和守殿

札田友之助達 紀伊守殿

(貼紙ハガレ) 中務大輔殿

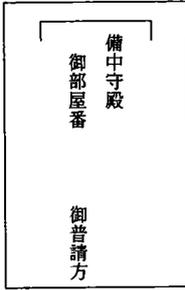
達成七郎達 越中守殿

中村伸達 安芸守殿

武川余輔達 右京亮殿

山内耕作達 後長門守殿

前遠江守殿 格通



同文言水留いたし候間御屋敷江相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段役人中江通達

有之候様存候

五月五日

【33 a】



玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復二付明後七日明ヶ六時より夕七時迄水留

いたし候尤

御成雨天は日送之積二有之候廻状早々順達

止より御普請方御役所江返却可有之候以上

五月五日

御普請方 改役

御普請方 下奉行

松平薩摩守殿

松平肥前守殿

松平肥後守殿

上杉禪正大弼殿 触出し

松平下総守殿

堀田備中守殿

京極長門守殿

相馬大膳亮殿

西尾隱岐守殿

松平 市正殿

大岡越前守殿

右留守居中

【33 b】

右同文言

松平佐渡守殿 触出し

留守居中

柴田能登守殿

家来中

【33 c】

右同文言可被相返候

土岐丹波守殿

横田筑後守殿

林 大学頭殿

谷 主計殿

大田勝太郎殿

右家来中

触出し

【33 d】

右同文言組合中江不洩様通達可有之候

浜掛組合年番

松平陸奥守殿

愛宕下大通組合年番

堀田豊前守殿

土方 市正殿

同所秋田小路組合年番

池田 昇丸殿

同所佐久間小路組合年番

堀田豊前守殿

同所藪小路組合年番

木下飛彈守殿

相良元三郎殿

触出し

七月より 分部若狭守

【29】

乍恐以書付奉願上候

一 明十三日より盆中職人人足共休日

致度由申聞候二付可相成御儀ニ御座候得は

来ル十七日迄休日被成下置候様此段偏

奉願上候以上

安政三年辰七月

麴町老丁目

家持

平兵衛

御普請方

代金兵衛

【30】

乍恐以書付奉願上候

一 明八朔職人人足共休日致度由

願出候二付可相成御儀御座候得は明日

休日被成下置候様此段偏奉願上候

以上

安政三年辰七月

麴町老丁目

家持

平兵衛

代金兵衛

御普請方

水留

【31 a】

初度

三郎右衛門より磯野成右衛門達

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣堀

御修復二付明後七日明ヶ六時より夕七時迄致水留候間

築地御屋敷相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候

五月五日

【31 d】

同入より当入江達

佐々木信濃守殿

同文言致水留いたし候間其御役屋敷江相掛

不申候尤

御成雨天は日送之積此段御達申候

五月五日

【31 b】

初度

三郎右衛門より磯野成右衛門達

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣堀

御修復二付明後七日明ヶ六時より夕七時迄致水留候間

築地御屋敷相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候

五月五日

【31 e】

前同断

上田豊之助殿

同文言水留いたし候間其御役屋敷并御組

屋敷江相懸不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候

五月五日

【31 c】

初度

三郎右衛門より磯野成右衛門達

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣堀

御修復二付明後七日明ヶ六時より夕七時迄致水留候間

築地御屋敷相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候

五月五日

【31 f】

前同断

向井将監殿

同文言致水留候間靈岸島御組屋敷江相懸不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候

五月五日

【31 g】

初度

三郎右衛門より磯野成右衛門達

尾張殿

御城附

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣堀

御修復二付明後七日明ヶ六時より夕七時迄致水留候間

築地御屋敷相掛不申候尤

御成雨天は日送之積此段申達候

五月五日

【31 h】

前同断

格通

同文言致水留候間此節同所組合樋筋修復水留二付不通

御目付衆

【24】

清水三郎右衛門  
美作守 柴山 善藏  
上野 幸三郎

伊勢守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通  
万年石垣樋筋落込出来二付取繕仕候儀  
申上置候書付

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通万年  
石垣樋筋之内此節御修復取掛候水下毛  
之方落込流未懸り方差支候間取繕仕候積  
御組合入用之儀は出来之上取調可申上候  
同役申談此段申上置候以上

辰五月

【25】

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通  
石垣樋御修復御組合入用御取替金御内借  
請取候儀申上候書付

御勘定所江御断 御控共

河野对馬守

当五月三日伺濟

高金四百拾貳兩内

一金三百五拾兩は

右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復御組合入用御取替金御普請方御役所江請取置

渡方之儀は場所出来形并諸色入高歩通二応し

相渡候得ハ、抄取ニも罷成候間御組合入用御取替金御内借

書面之通請取申度奉存候此段御勘定所江被仰渡

可被下候以上

辰五月

【26】

請取申金子之事

高金四百拾貳兩内  
一金三百五拾兩は  
右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋  
御修復御組合入用御取替金御内借書面之通  
請取申處仍如件

安政三辰年五月

御普請方改役動方

清水三郎右衛門印

高橋義左衛門殿

星野一郎兵衛殿

今井一郎右衛門殿

右之通相違無之候以上

河野对馬守印

表書之金三百五拾兩可被相渡候断は本文二

有之候

月 設 八三郎

勝 次郎

中 為弥

村 与三郎

塚 藤助

立 岩太郎

公事方無印形

石 因幡守

水 筑後守

川 左衛門尉

公事方無印形

本 加賀守

松 河内守

御金奉行衆

【27】

乍恐以書付奉願上候

一 山王宮就御祭礼当十五日前日より  
職人人足共休日願出候二付可相成御義二  
御座候得は右兩日休日奉願上度此段御  
聞濟被成下置候様偏ニ奉願上候以上  
安政三辰六月

麴町老丁目

家持

平兵衛

御普請方

御役所様

代金兵衛印

【28】

乍恐以書付奉願上候

一 明七日職人人足共休日致度由  
申聞候二付可相成御儀御座候得は休日  
被成下置候様此段偏奉願上候  
以上

辰七月

麴町老丁目

家持

平兵衛

御普請方

御役所様

代金兵衛印

家持

七右衛門

植木屋

吉五郎

家持

吉五郎

家持

平兵衛

追而触書早々順達留りより罷出候節

可相納候

一 御内借相願候節は諸色入高并場所出来形二

応シ取調金高之内三分通残置七分通相渡

候之間其段も可相心得候

右之通被仰渡御仕様帳被遊御渡逸々

奉畏候以上

安政三辰年三月十九日

岡田 治助

代 安兵衛

藏田清右衛門

代 億造

檜崎庄右衛門

代 栄治郎

林田小右衛門

森川五郎右衛門

石屋善左衛門

明石屋

喜兵衛

代 又兵衛

土屋 忠次郎

樋屋 市五郎

三河屋 平吉

三河屋 平八

代 文助

和泉屋 源次郎

住吉屋 長次郎

橋本屋

清水兵衛

代 兵助

玉川屋

勝右衛門

家持

七右衛門

代 伊兵衛

植木屋

吉五郎

家持

吉五郎

代 太吉

家持

平兵衛

代 金兵衛

右被仰渡之趣一覽仕様帳被仰渡奉畏候

以上

清水瀬兵衛

天野 郷藏

中村為三郎

上野弥太夫

安川 長藏

本多金之助

三橋彦五郎

服部吉右衛門

平野 源吉

河合 吉平

【23】

一 此度玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復入札申渡候間入念積立来ル

廿五日八時不遅様入札持參可致候遅刻之ものは

入札相除候間其旨可相心得候

一 御修復出来形龜末二無之様入念可仕立は

勿論之儀二候処近來格別下直之飛札等有之

取掛之上諸色取揃方等不行届も有之

如何之事二候畢竟落札而已二抱り故心得違

之儀有之候仕様帳之趣寫と熟覽いたし

書損算違等無之様入念積立落札之上万一

書損算違等申立候共一切取上ケ無之候

一 落札之者内訳帳并跡請負年限中

差出候證抛地面落札金高式割相当り候

地面可書出候申渡迄二は無之候得共外書入等は

不申及差障等無之地面可書出候

一 石類木品釘鉢等格別二吟味いたし可差出

万一龜末之品差出候ハ、少も無用捨何ケ度も

引替申渡候間其旨兼而可相心得候

【19】

乍恐以書付奉願上候

一 石垣樋御修復中罷出候職人人足とも  
当五日休日仕度屈願出候二付何卒御聞濟  
被下候様此段偏二奉願上候以上

麴町老丁目

家持

安政三辰年五月

平兵衛  
代金兵衛印

【21】

玉川上水四谷御門外南之方  
御堀端通石垣樋御修復入札

住吉屋

一金八百六拾七兩

三番札

一金五百四拾五兩

落札

一金四百拾貳兩

式番札

一金四百六拾五兩

一金八百拾貳兩

一金五百九拾四兩三分

一金七百九拾八兩

一金五百九拾兩

金六百九拾兩

金八百六拾五兩

金六百八拾壹兩

玉川上水四谷御門外南之方石垣樋御修復  
入札申付候儀二付申渡儀有之候間  
明後廿日四時不遲様銘々印形  
持參可罷出候

御普請方

三月十八日

御役所

岡田 治助

藏田清右衛門

橋崎庄右衛門

林田小右衛門

森川五郎右衛門

石屋善左衛門

明石屋

喜兵衛

土屋

忠次郎

樋屋

市五郎

三河屋

平吉

三河屋

平八

和泉屋

源次郎

住吉屋

長次郎

橋本屋

清兵衛

玉川屋

勝右衛門

【22】

御普請方  
御役所

樋屋

市五郎江

御普請方

御役所

御普請方

【15】

辰五月三日備中守殿恩田友之助

覚

書面金四百拾貳両を以御修復之積右

御入用御金蔵より請取払置追而御組合

普請金取集返納之積其外都而伺之通

可被取計候事

荒井 釜蔵  
同 同心

柳沢弥右衛門

同改方同心

鈴木和二郎

地割棟梁

河合 吉平

右は玉川上水四谷御堀端通石垣樋損所

御修復御下知以前仕越取掛二付前書名面之者

附切同様取扱伺之上申違置候処今般御伺

相済候二付附切被 仰渡候様仕度此段申上候以上

辰五月

【17】

覚

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通り

石垣樋御修復候日積

雨天御障り相除

八十日

右之通御日合二而皆出来仕候以上

麹町老丁目

家持

辰四月

平兵衛印

【18】

伺

下奉行

改役

普請方仮役

上野幸三郎

同心肝煎役

荒井 釜蔵

同心

吉野 省内

改方同心

鈴木和二郎

棟梁

河合 吉平

四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

仕越御修復

普請方仮役

上野幸三郎

同心肝煎役

荒井 釜蔵

同心

吉野 省内

改方同心

鈴木和二郎

棟梁

河合 吉平

右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣

樋仕越御修復取掛候二付御下知済迄附切同様

取扱見廻り共被仰渡候様仕度此段申上候以上

辰四月

伺之通可被申渡候事

覚

書面伺之通可申渡旨被仰渡  
奉承知候

辰五月三日 河野对馬守

書面金四百拾貳両を以御修復之積右  
御入用御金蔵より請取払置追而御組合  
普請金取集返納之積其外都而  
伺之通可取計旨被仰渡奉承知候  
辰五月三日 河野对馬守

【16】

五月四日伺済

伺

下奉行

改役

御普請方仮役

上野幸三郎

同同心肝煎役

【10 a】

四月十九日对馬守より猪飼源太郎を以上ル

御用番

伊勢守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付竹矢来内煙立

之儀申上候書付

御目付江御断

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付同所御堀端竹矢来内江

職人人足湯吞所補理候間明廿日より

煙立可申候此段御目付江被仰渡可被下候

相済次第御断返可申上候尤右之段

御側衆江も御断差出申候以上

四月十九日

【10 b】

四月十九日对馬守より

御側衆

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付竹矢来内煙立

之儀申上候書付

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付同所御堀端竹矢来

内江職人人足湯吞所補理差置候間

明廿日より煙立可申候依之申上候相済

次第御断返可申上候以上

四月十九日

【11】

四月十九日对馬守より松本十郎兵衛江達

御目付衆

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付別紙絵図面朱引

之場所江竹矢来取建箱番屋差置

夜中番人附置不申職人人足日々

引私候後支配向之者相改松平佐渡守

辻番所江引渡可申且向寄江諸色箱番

屋等差置候間心附之儀共持場之向江

御断有之候様存候此段申達候相済

次第御断返可申達候

辰四月

【12】

美作守より大沢豊後守達

御作事奉行衆

小普請奉行衆

玉川上水四谷御門外御堀端通南方石垣樋御修復二付

明廿五日より小荷駄馬車差留候此段御断申候

相済次第御断返御達可申候

四月廿四日

河野对馬守

【13】

御目付衆

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通石垣樋

御修復之儀備中守殿同之通被仰渡候尤

去月廿四日より仕掛御修復取掛居申候依之別紙

御組合入用金高并取掛りより出来迄凡日積

書付相添此段申達候

河野对馬守

【13付】

御組合入用

高金四百拾貳両

取掛より出来迄雨天

其外休日相除

凡日数八十日

右之通有之候

五月五日

【14】

五月四日恩田友之助を以上ル

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復中支配向附切申渡候儀申上候書付

河野对馬守

御普請方仮役

上野幸三郎

同同心肝煎役

老 人

同 同心

老 人

同改方向心

老 人

地割棟梁

老 人

右は同之通被仰渡候玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復中場所附切書面之通

申渡候依之申上候以上

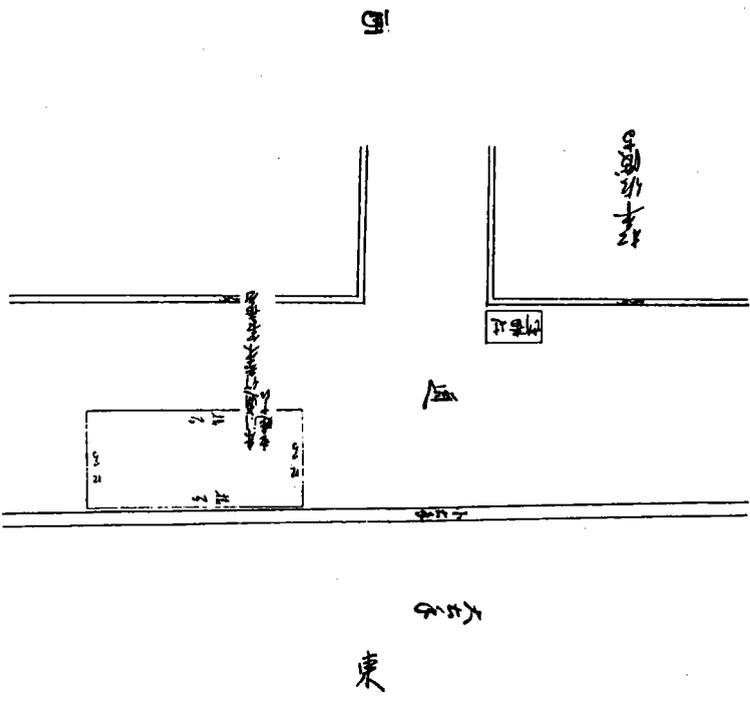
辰五月

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通  
 石垣樋御修復二付同所御堀端江別紙  
 絵図面朱引之通竹矢来箱番屋

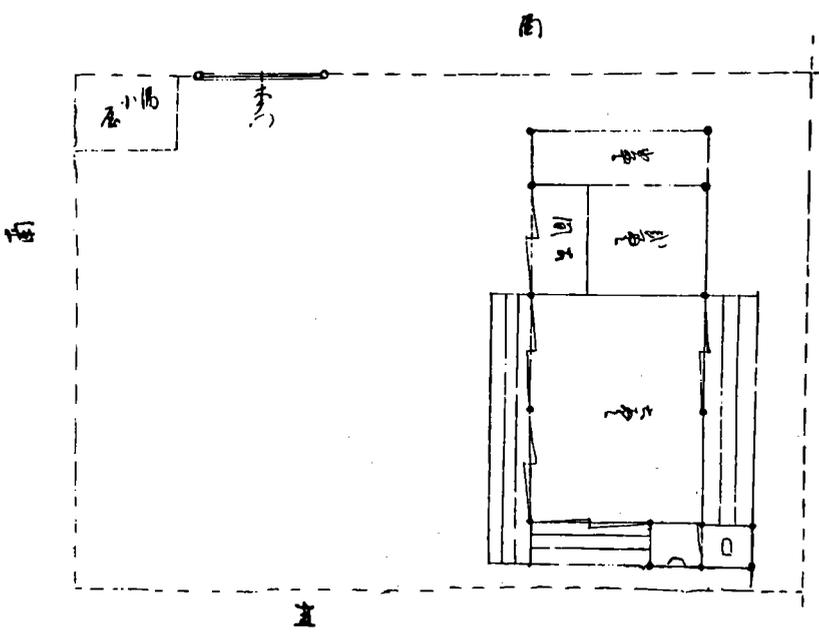
取建申候依之申上候相濟次第  
 御断返可申上候以上

辰四月

【9】付



【16】—【17】



【5】

四月十八日对馬守より猪飼源太郎を以上ル

清水三郎右衛門<sup>④</sup>

柴山 善 蔵<sup>④</sup>

伊勢守殿

美作守

上野 幸三郎<sup>④</sup>

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御下知以前仕越取掛候儀

申上置候書付

河野对馬守

玉川上水四谷大通并同所御堀端通石垣樋去

卯十月中地震之節崩落仮養方取計置候

場所之内天徳寺門前代地前より松平佐渡守

屋敷辻番所前迄之処は皆潰二付仮養方難

取計候二付無抛赤坂柳堤通樋掛御普請所二而

相用候古仮樋を以手当仕急速水仕掛出来仕候

場所二有之候処右仮樋内法狭く水行湛樋外廻り

洗流候間同所御堀大土手之儀も甚氣遣敷且

水勢も不宜右は虎御門外より浜

御殿地懸り其外愛宕下辺築地一円二相掛り

一方は外桜田辺より西丸下大名小路辺惣体二相掛り候

元樋二有之右様水湛候故流未定行渡兼諸同

一鉢之難儀二付全く仮樋之箇所而已有之通

築直候積当月十一日相伺置候然ル処此節流未江は

更ニ水掛り無之難洪之旨同々より申出御用屋敷

御役宅等之向よりは敷敷申談有之候得共差略方

主法無御座此上追々暑氣二至候得は元水も

相減可申旁不得止御下知以前仕越御修復為

取掛申候儀之相伺置候支配向人数取扱申渡

諸色仕口等巨細ニ吟味為仕候同役申談此段

申上置候以上

辰四月

【6】

乍恐以書付奉申上候

一 玉川上水四谷御門外南之方御堀端

通石垣樋御修復御用被 仰付

難有仕合奉存候就右ニ来ル廿日より

箱番屋竹矢来出来取掛り申度

猶廿四日より御場所取掛り申度奉存

候間此段奉願上候以上

安政三丙辰年四月

麴町老丁目

家持

平兵衛

代金兵衛印

御普請方

御役所様

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御断一件

【7】

四月十九日对馬守より猪飼源太郎を以上ル

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復取掛之儀申上候書付

河野对馬守

先達而申上置候玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御下知以前仕越御修復明廿日より

取掛申候此段申上候以上

四月十九日

【8】

四月十九日对馬守より猪飼源太郎を以上ル

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復中取扱申渡候儀申上候

書付

河野对馬守

御普請方仮役

上野幸三郎

同同心肝煎役

老 人

同 同心

老 人

同改方同心

老 人

地割棟梁

老 人

右は先達而申上置候玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御下知以前仕越御修復取掛り候二付

書面之人数御下知済迄御修復中前書之通

附切同様取扱申渡候此段申上候以上

四月十九日

【9】

四月十九日对馬守より猪飼源太郎を以上ル

御用番

伊勢守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復二付竹矢来地面之儀

申上候書付

御届

河野对馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通り  
石垣樋御修復御組合入用内訳帳

清水三郎右衛門④  
柴山 善 藏④  
上野 幸三郎④

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通り  
石垣樋御修復御組合入用内訳

④ 本文内訳仕様注文江突合再迄  
④ 吟味仕候処金九拾七兩老分式朱銀六匁  
④ 九分五厘八毛下直二而此歩合式割三歩  
六厘六毛余二相当申候  
改 方④  
辰四月 御普請方④

高金四百十式兩

此銀式拾四貫七百式拾匁

但兩二銀六拾匁替

一 間知石 六百四拾三本

面老尺四寸五寸  
控老尺七八寸より式尺迄

代銀式貫五百七拾式匁

但老本二付銀四匁

一 岩岐石 式拾七枚

長六尺五寸 幅老尺式三寸  
厚六七寸

代銀老實式百拾五匁

但老本二付銀四拾五匁

是は右同斷蓋石足二遣

一 割栗石 三拾六坪五合

代銀五貫四百七拾五匁

但老坪二付銀百五拾匁

是は右同斷裏込二遣

一 砂利 式拾老坪

代銀老實五百七拾五匁

是は右同斷目潰二遣并遣造共

但老坪二付銀七拾五匁

一 栗丸太 百六拾七本

長九尺 末口式寸五分  
三寸

代銀式百五拾匁五分

但老本二付銀老匁五分

是は右同斷土台面杭二遣

一 松四寸角 百六拾五本

尺ノ式十六本四分

長式間

是は同斷土台二遣

一 同木 三百三拾六本

長式尺 三寸

尺ノ式三本三分六厘

式寸

是は同斷十露盤木二遣

尺ノ合式拾九本七分六厘

代銀老實三百七拾三匁五分三厘八毛

但兩二老本三分替

一 檜板 拾六枚八分

長六尺六寸 巾尺 厚式寸

尺ノ老本八分四厘八毛

是は板枿側長手敷蓋共遣

一 同板 拾枚 長三尺式寸 巾 厚同斷

尺ノ五分三厘三毛

是は同斷妻手二遣

一 同木 式本 長三尺 式寸角

尺ノ式厘

是は同斷蓋裏棧二遣

尺ノ合式本四分老毛

代銀九拾六匁四厘 但兩二老本五分替

此目拾三貫六百五匁

一 糸 百七拾老挺

此目五貫百三拾目

鐵目合十八貫七百三十五匁

代銀百四拾九匁八分八厘

一 土 四拾坪

代銀八百匁

一 真木皮 四拾五束

代銀三拾老匁五分

一 柏へな土 三坪

代銀百五匁

一 車 式拾老輛

代銀九拾四匁五分

一 石工 百六十五人

賃銀老實百五拾五匁

一 同手伝人足 三百三拾人

賃銀九百九十目

一 大工 百三人

賃銀四百十式匁

一 同手伝人足 式拾老人

賃銀六拾三匁目

一 人足 千七百八拾六人

賃銀五貫三百五拾八匁

一 人足 八拾四人

賃銀式百拾匁

一 竹矢來箱番屋其外ノ切諸色諸道具損料

代銀式貫七百九拾四匁四厘式毛

右之通御座候以上

鐵目老挺二付三拾匁付

但兩二

七貫五百匁替

但老坪二付銀式拾匁

但老東二付銀七分

但老坪二付銀三十五匁

但老輛二付銀四匁五分

但老人二付銀七匁

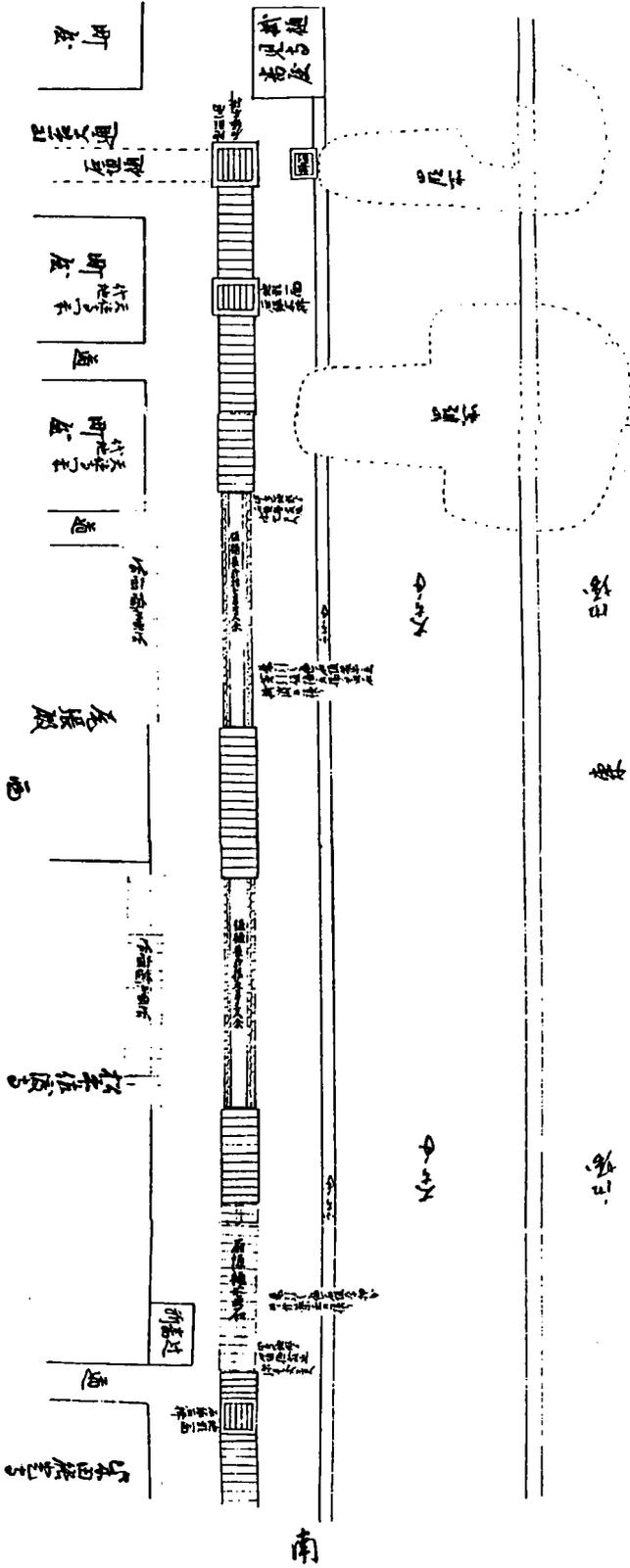
但老人二付銀三匁

但老人二付銀四匁

但老人二付銀三匁

但老人二付銀三匁

但老人二付銀式匁五分



同 見習

老人

同 改方同心

同 仮役之内

老人

地割棟梁

老人

右は玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復中場所附切申渡諸色仕口等

巨細二吟味為仕度奉存候此段相伺申候以上

但弘化二二年玉川上水代官町通御鷹

部屋掛其外樋筋場所替御普請中書面

之通場所附切伺之通被仰渡候

辰四月

【3】

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復仕様注文帳

清水三郎右衛門

柴山 善 蔵

上野 幸三郎

玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復仕様注文

一 石垣樋長寄而八拾貳間三尺 大サ内法上ハ口幅五尺 深四尺

數幅四尺五寸

内 木仮樋 長 七拾六間

石垣樋 長 六間三尺

右仕様地震二而石垣蓋石共崩落候ニ付取揚

仮樋伏渡水仕掛置候処仮樋内法狭く水行不直

流末差支候ニ付有形之通石垣樋築直シ候積

尤仮樋より上水あふれ候間水上江仮樋

取建仮樋其俣相用而側送りニ掘明ケ土台

松四寸角長式間櫃土台共式夕通十露盤木

同木長式尺幅三寸厚式寸三尺まニチキリ二切喰

貝折釘鉄目巻本拾五匁付巻本ツ、打付継手

追掛大栓繼ニして銚鉄目巻挺三拾目付巻挺ツ、

掛堅地山並能削取居渡有来割栗石二而問詰いたし面杭栗丸大長

九尺

老丈末口式寸五分三寸三ツ切ニして巻間二送四本打

築石有来相用不足之分間地石面巻尺四五寸

二控巻尺七八寸より式尺迄六百四拾三本割栗石三拾

六坪五合砂利拾八坪式合五勺入築様野面玄翁

摺合胴銅鑪銅丈夫ニ銅堅裏込石垣面より三尺通

目潰砂利入詰堅蓋石有来掛折損不足之分

岩岐石長六尺五寸幅巻尺式三寸厚六七寸式拾五枚

足石いたし掛渡足土四拾坪入埋立候積り

但築石間知石八百九拾式本蓋石岩岐石

七拾六枚天徳寺代地町屋前御堀端同所

横町并尾張殿屋敷前ニ有之候間持込其余蓋石

築石共場所々々ニ埋込有之候間掘出相用候積り

一 仮枿 大サ内法幅三尺ニ 深五尺 巻ケ所

六尺

右仕様仮樋内法狭く水吞込不直あふれ候ニ付

水上江仮枿仕付石垣築立送りニ相用候積り

木品般幅七八寸尺板取交厚式寸内之方絶削

四方襟輪指矧目繼再遍摺合落目折釘

鉄目巻本拾五匁付式寸まニ横皮巻打惣鉢

横皮入念打堅敷下左右共粘へな土詰洩水

無之様仕付上蓋裏棧同板同釘打仕付候積

但木樋之儀は赤坂柳堤通御普請所古仮樋

持込仕付置候間ニ付洩水等之儀も

難計洩水有之候而は石垣樋築立方差支

候ニ付仮枿仕付候節一日水留いたし

其節継手其外共横皮修復いたし候積り

石垣樋長六間三尺内

一 仮切 長延八間三尺 内法幅巻尺

右仕様石垣樋孕押出候ニ付築直候積り上蓋

岩岐石取除切仕付片側水通片側石垣築直

可申切杭木松丸大長式間末口式寸五分三寸

式ツ切ニして巻間二送り四本打布竹目通四五寸

廻り繩結ニして式夕通仕付矢板松六分板幅巻尺

羽重ニ打込腹起同丸太結竹銚目通四五寸廻

式ツ割ニして三尺まニ仕付あん土粘へな土練土ニして

詰堅石垣出来之上切あん土不残取揚蓋石掛

埋立候積り

但切之儀は損利物之積り

一 樋筋堀方之儀北之方ニ而地形より石垣樋敷迄七尺

南之方ニ而同断敷迄巻丈三尺有之平均巻丈掘方積

一 石垣樋出来之上道高下直いたし砂利式坪

七合五勺入敷平均候積り

一 仮樋枿共掘揚差図之場所江取片付置追而

御私之積り

一 詰色入高見届増減之積り

一 御修復出来後五ヶ年跡請負之積り

一 御修復中竹矢来箱番屋取建外箱番

屋差出可申候

一 石類木口釘銚其外職人人足小使人足

諸色諸道具損料共一式渡之積

右之通御座候以上

辰四月

《資料22》

安政三辰年四月より

玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復一件

御譜請方

安政三辰年

玉川上水四谷御門外南之方

御堀端通石垣樋御修復一件

四月

【1】

四月十一日対馬守より猪飼源太郎を以上ル

清水三郎右衛門

柴山 善 藏

◎美作守

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御組合入用之儀相伺候書付

◎河野対馬守

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復御組合入用之儀左ニ申上候

明和五子年御普請方持二

相成候以後御修復無之候

一金四百拾貳両

一金六百八拾老両

差引

金貳百六拾九両

右は玉川上水四谷大通并同所御堀端通石垣樋

去卯十月中地震之節崩落仮養方取計置候

場所之内天徳寺門前代地前より松平佐渡守

屋敷辻番所前迄之処は皆濱二付仮養難取計候間  
赤坂柳堤通御普請所ニ而相用候古仮樋を以  
手当仕急速水仕掛出来仕可成流末迄行

渡居候然ル処石垣期落候場所江仮樋伏渡  
急速水仕掛仕候儀二付此節ニ至洩水も  
有之候趣二付掘明ケ見分爲仕候処仮樋幅

狭く水灌樋外廻り洗流シ候二付自然樋内  
水勢も不宜追々流末不掛二付其俣難差

置旨申聞候右樋筋之儀は赤坂紀伊國坂  
下より柳堤通溜池裏坂下通御勘定奉行

御役宅脇地形一面枿より浜 御殿地掛り并愛  
宕下辺築地一円ニ相掛り一方は虎御門

内より外桜田辺西丸下通御役屋敷和田倉  
御門外より大名小路辺伝 妻屋敷迄相懸り候

元樋之儀二付日々水乗分量見廻り等爲仕候得共  
流末迄行届兼候趣此上暑氣ニも相成候得は

別而日用吞水ニも差支可申尤水下モ諸向  
自分組合樋筋も同様洩水等有之候二付

向々江相達候処此節追々手入取繕之儀  
申出候然ル処肝要元樋之処前書之通内法

狭之仮樋ニ而は逆も流末迄行渡不申候二付  
当節御普請箇所多之折柄可成丈見合置

申渡候得共諸向一鉢之難儀難差置候間無拋全  
仮樋之箇所而已此節有形之通築直候續り

可成丈省略仕様注文取極地割棟梁江二元積  
申付猶又入札取之候処前書之通金四百

拾貳両落札ニ有之再応吟味爲仕候処凡當時  
直段ニ見合候得は式割參歩余下直ニ有之候間

右御組合入用を以御修復可申付候哉尤御金出方  
之儀は當時御金蔵より請取払置追而御組合

普請金取集返納可仕候場所抄取之ため

御内借金御普請方御役所江請取置諸色入高

出来形歩通ニ応シ相渡申度奉存候取掛り之上

増減等御座候ハ、出来之上取調可申上候則仕様

注文御組合入内訳帳場所絵図附切人数  
伺書共相添同役評議仕此段相伺申候以上

辰四月

本文御組合入用

高金四百拾貳両

内

公儀御出銀

凡金八両貳分銀七分老厘五毛余

武家町出銀

凡金四百三両壹分三朱銀三匁三厘四毛余

【2】

四月十一日対馬守より猪飼源太郎ヲ以上ル

備中守殿

玉川上水四谷御門外南之方御堀端通

石垣樋御修復中附切人数之儀相伺候

書付

河野対馬守

御普請方

同 仮役之内

同 卷人

御普請方同心肝煎役

同 卷人

同 同心

同 仮役之内

一金式朱銀六匁七分八厘  
一金式分式朱銀七匁分  
一金式分銀五分式厘

一金式分銀五分式厘  
一金式分銀五分式厘  
一金式分銀五分式厘

戌十二月

右之通古物御私代請取申候  
戌十二月五日

御金方

【157c】  
取集古物代上納之分

一金三兩式分式朱銀六匁分式分  
一金式分銀九分三厘三毛

一銀四匁七分七厘  
一銀式分銀五匁四分三厘

一銀式分銀五匁四分三厘  
一銀四匁七分七厘

一銀三匁七分三厘  
一銀三匁七分七厘五毛

一銀三匁七分七厘五毛  
一銀三匁七分七厘

一銀三匁七分七厘  
一銀三匁七分七厘

小屋場

一金式朱銀五匁八分五厘六毛  
一金式朱銀五匁八分五厘六毛

中村為三郎

御堀浚世話  
善次郎

小川屋  
清吉

右同人  
安川 長藏

桶屋  
市五郎

長右衛門  
木暮又右衛門

森 左太夫  
斎藤金之丞

清水 藤助  
宮路 一平

上野幸三郎  
青山 録平

西城 新平  
森田与左衛門

佐口伴右衛門  
鈴木 來助

吉野 省内  
福田 繁藏

村上常五郎  
野口吉十郎

平川 天神  
山本栄五郎

山崎金次郎  
今福 伊織

服部 任藏  
安川 長藏

一金式朱銀五匁八分五厘六毛

金三兩宛

佐口伴右衛門

鈴木來助

吉野省内

福田繁藏

服部任藏

病氣二付名代

安川長藏

安川長藏

玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外種柵御普請中

附切相動候二付被下旨伊勢守殿

被仰渡

十二月廿日於御談所前廊下飛彈守殿

被仰渡又右衛門金之丞附添出ル

【154】

御褒美之節御礼廻手札

三寸式分

玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外種柵御普請中

見廻相動候二付拜領物被

仰付候御礼

□控共拾五枚

右同断

御中

玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外種柵御普請中

附切相動候二付拜領物被

仰付難有仕合奉存候右御礼

御普請方下奉行

木暮又右衛門

拾四枚宛

三寸

外二下奉行は西丸掲札老杖  
拜領物被仰付候御礼と認候事  
此段御達申候

御用諸色積車印鑑三引合相通候処  
御普請出来二付被遣候印鑑式枚致返却候  
此段御達申候

御中

玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外種柵御普請中

附切相動候二付御褒美頂戴仕

難有仕合奉存候右御礼

佐口伴右衛門 三枚

鈴木來助吉野省内福田繁藏絵図二同断

【155】

是此方より返却不致行違二而御目付方より直二

相返候間御徒目付高藤五郎申聞候事

御作事方

玉川上水西丸下御殿掛其外種柵御普請二付

車留之場所蓮池御金藏并寺沢喰違

御門其外共御修復御用諸色積車

印鑑三引合相通候処御普請出来二付

被遣候印鑑四枚致返却候此段

御達申候

戌十二月

【156】

是は前同断

小普請方

玉川上水西丸下御殿掛其外種柵御普請二付

車留之場所諏訪部八十郎御預御殿向御修復

御普請方

【157a】

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛其外

種柵御普請所古物御私代上納取調

落札高

一金四拾式兩三分銀五分七厘六毛

小川屋 安川長藏

清吉

一金壹兩壹分銀壹分六厘四毛

本庄安芸守殿

酒井右京亮殿

岡部因幡守殿

松平飛彈守殿

平岡丹波守殿

本郷丹後守殿

夏目左近將監殿

田村伊予守

一色丹後守

横田筑後守

【157】

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛其外

種柵御普請所古物御私代上納取調帳

木暮又右衛門

斎藤金之丞

清水藤助

跡御請負之積当戌十一月御普請出来口々  
御増減御取調御座候処金貳拾七兩三分銀  
貳匁八分老厘七毛御減二罷成残而金千

七拾貳兩貳朱銀四匁六分八厘三毛不残被遊  
御渡奉請取候跡御請負之儀は御絵図面

朱引之御場所当戌十一月より来卯十一月迄  
中ヶ年五ヶ年之内不限多少損所出来候ハ、

何ヶ度も無代ニ而御修復可仕候万一請負人  
故障之儀御座候ハ、證人引請御修復可仕候

其節一言之御願ヶ間敷申上間敷候為後日  
跡御請負證文仍如件

嘉永三戌年十一月 本材木町六丁目

茂兵衛地借

小川屋

請負人 清 吉印

南伝馬町老丁目

家主善八店

(證人) 橋本屋

清兵衛印

絵図面略之

【149】

中川飛彈守殿

御用之儀候間明廿日四時可有登

城候以上

十二月十九日 戸 山城守

中川飛彈守殿

【150】

御目付衆

山城守殿御差図二付

中川飛彈守

右罷出申候

十二月廿日

御普請奉行

右御同人御差図二付同刻

御城江差出申候

十二月廿日

御普請方

清水藤 助

【151】

御普請奉行江

御普請方下奉行

木暮又右衛門

右明廿日四時

御城江罷出候様可被申渡候

同改役動方

斎藤金之丞

御普請方

清水藤 助

明日右之刻限

御城江可被差出候

十二月十九日

御普請奉行

時服二

玉川上水西丸下御厩掛并伝

奏屋敷掛其外挿掛御普請中

見廻り相動候二付被下之

【153】

御普請奉行

中川飛彈守

右於芙蓉之間御老中御列座山城守殿

被仰渡

銀七枚

同断御用相動候二付被下之

木暮又右衛門

同断御用相動候二付被下之

遠藤但馬守殿被仰渡

御普請方改役動方

斎藤金之丞

御普請方

清水藤 助

金七両

同断二付被下之

清水藤 助

右於焼火之間大岡主膳正殿被仰渡

被仰渡書

同改役動方

斎藤金之丞

御普請奉行

御普請方下奉行

木暮又右衛門

右伊勢守殿御差図二付今廿日四時

御城江罷出申候

【141】

前同断

例書

嘉永二酉年

玉川上水赤坂紀伊国坂石垣樋内入子樋榊

其外御修復中定式持場之廉二而見廻り

相動候二付拝領物左之通

時服三

一色丹後守

右同断御修復中附切相動候支配向江御慶美

左之通

御普請方下奉行

銀拾枚

同改役動方

金七兩

御普請方

金五兩

同同心肝煎役

同同心

金三兩宛

同改方同心

地割棟梁

金貳兩宛

式人

前同断

嘉永二酉年

神田上水神田橋御門内外樋筋御普請中

定式持場之廉二而見廻相動候二付拝領物

左之通

御普請方下奉行

式人

時服三

村田阿波守

右同断御普請中附切相動候支配向江御慶美

左之通

御普請方下奉行

銀拾枚

同改役代り

金七兩

御普請方

金五兩

同同心肝煎役

同同心

同改方同心

金三兩宛

地割棟梁

式人

式人

右之通有之候

戌十二月

【142】

前同断

寛

西丸下御懸掛其外上水樋榊御普請中

見廻り

当五月六日より

七月七日迄

日数六十一日

一色丹後守

同八月三日より

十一月廿八日迄

日数百七日

十一月廿八日迄

日数百七日

中川飛彈守

【143】

前同断

例書

御普請方下奉行

木暮又右衛門

右は玉川上水西丸下御懸掛并伝

奏屋敷掛

其外樋榊御普請中御普請方下奉行橋本惠次郎

附切申渡置候処病氣二付当八月三日附切差免

右代り書面又右衛門附切為相動候段申上置

御普請日数式百日之内百十五日附切相動申候

銀拾枚

吉際源藏

右源藏儀天保七申年

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門内より麴町八丁目迄

樋榊御普請中御普請方下奉行森川八兵衛

御細工頭被 仰付候二付右代り附切為相動御普請

日数四百四十日之内百七十一日附切相動本文之通

御慶美被下置候

右之通有之候

戌十二月

【148】

差上申跡御請負證文之事

一 玉川上水西丸下御懸掛并伝

奏屋敷掛其外樋榊御普請御入用高金

千百兩二而私落札二罷成小石川金杉水道町

所持之地面老ケ所證拠地二差上置五ヶ年

前書御組合入用増減被遊御取調候通  
少も相違無御座毛頭御非分成儀  
無御座候以上

戊十一月

小川屋

清吉

【139】

前同断

◎阿波守

伊勢守殿

玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外樋掛御普請中

附切相動候支配向御褒美之儀奉願候書付

◎中川飛彈守

御普請方下奉行

木暮又右衛門

御先手

長田六左衛門組与力より

御普請方改役動方

齋藤 金之丞

御普請方

清水 藤 助

同心心肝煎役

壹人

同心心

貳人

同改方同心

壹人

地割棟梁

貳人

右は玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外樋掛御普請中書面之人數伺之上  
場所附切申渡私儀定式持場之廉二而繁々見廻り候処  
右場所之儀は長間場広二有之送り二仮樋伏渡  
候之儀二而場所柄道内掘明置不申其日限二埋立  
別而和田倉御門渡御櫓下より樋形内通之儀は場狭二而  
先前は往来差留樋掛伏渡候振合之処此度は  
僅二日限馬駕籠留二而伏替且水留仕事等も  
度々有之早出居残差配仕諸色仕口等巨細二  
吟味行届日数少二出来乍少分御組合入用も  
相減御場所御取締宜骨折相動候二付一同励之  
ため相応之御褒美被下置候様仕度同役  
申談此段奉願候以上

差札  
上倉彦左衛門

玉川上水西丸下御殿掛并伝

奏屋敷掛其外樋掛御普請御組合  
入用高日數書付

御組合入用

高金千七拾貳両式朱銀四匁六分八厘三毛

当戊五月六日より取掛

同十一月十六日迄出来

日數合百八十八日

嘉永二酉年

玉川上水赤坂紀伊国坂石垣樋内  
入子樋掛其外御修復御組合入用

高金千三百四拾貳両

同正月廿日より取掛

同九月廿四日迄二出来

惣日數貳百七十日

嘉永二酉年

神田上水神田橋御門内外

樋筋御普請御組合入用

高金千百五拾四兩貳分式朱銀三匁

同四月三日より取掛

同十一月十二日迄二出来

惣日數貳百四十六日

右之通有之候

戊十二月

奉承知候以上

御褒美被下候旨被仰渡

三兩ツ、地割棟梁貳人江金貳兩ツ、

書面御普請方同心肝煎役壹人

同同心式人同改方同心壹人江金

同同心式人同改方同心壹人江金

【140】

前同断

中川飛彈守

前同断

玉川上水西丸下御厩掛并伝 奏屋敷掛其外

樋掛御普請御組合入用増減差引勘定帳

木暮又右衛門<sup>㊦</sup>

斎藤金之丞<sup>㊧</sup>

清水藤助<sup>㊨</sup>

玉川上水西丸下御厩掛并伝 奏屋敷掛其外

樋掛御普請御組合入用増減差引勘定

増之分

銀貳百七匁九厘貳毛

是は外椽田御門内水見榊上蓋注文之外

仕直候二付拾尺<sup>ノ</sup>式本三分九厘七毛代銀百四拾

三匁八分貳厘兩二毫本替洪墨塗五坪四合

六匁老才代銀八匁老分九厘貳毛老坪二付

銀老匁五分鉄物生直代銀五匁大工

八人實銀三拾式匁老人二付銀四匁人足

式人實銀六匁老人二付銀三匁車老轆

式分實銀五匁四分老轆二付銀四匁五分

諸色損料代銀六匁六分八厘當り

直段を以本文之通増

一 銀貳拾式匁老分老厘三毛

是は伝 奏屋敷内拾之并江内法三寸四方

古樋之内性合宜分駒繼二して長三間五尺

注文之外吐樋仕付候二付横皮式束代銀

老匁四分老束二付銀七分大工

式人實銀八匁老人二付銀四匁

人足四人實銀拾式匁老人二付

銀三匁諸色損料代銀七分老厘

三毛内訳當りを以前同断

一 銀貳百貳拾九匁貳分五毛

減之分

一 銀七拾三匁貳分九厘五毛

是は外椽田御門内水見榊より本庄安芸守

屋敷後石出榊迄樋長延百拾六間三尺伏渡候

注文之処百拾四間老尺二而相濟式間尺尺

相減候二付式間樋老本諸一色代銀六拾貳匁

八分式厘四毛内訳當を以本文之通減

一 銀貳百九拾六匁六分四厘八毛

是は本庄安芸守屋敷後石出榊より

牧野備前守殿屋敷後石埋榊迄樋長

八拾八間伏渡候注文之処七拾六間五尺二而

相濟拾老間老尺相減候二付式間樋老本

諸一色代銀五拾三匁老分三厘老毛

内訳當を以前同断

一 銀貳百六匁貳分五厘八毛

是は馬場先御門内石埋榊より和田倉御門

大番所角石埋榊迄樋長式百四拾間伏渡候

注文之処式百三拾三間三尺二而相濟六間

三尺相減候二付式間樋老本諸一色代銀

六拾三匁四分六厘四毛内訳當を以前

同断

一 銀六百六拾三匁九分六厘八毛

是は松平肥後守御預地前石出榊より和田倉

御門榊形内迄并同御門外水見榊より伝

奏屋敷角地形一面石縁榊迄樋長延百八拾間

伏渡候注文之処百六拾九間式尺二而相濟拾間

四尺相減候二付式間樋老本諸一式代銀百貳拾

四匁四分九厘四毛内訳當を以前同断

一 銀百拾三匁貳厘五毛

是は西丸下御厩掛和田倉御門掛伝

奏屋敷掛評定所掛同所吐樋共長延三百

八拾八間三尺伏渡候注文之処三百八拾三間

老尺五寸二而相濟五間老尺五寸相減候二付

式間樋老本諸一色代銀四拾三匁五厘

七毛内訳當を以前同断

一 銀百拾貳匁四分老厘老毛

是は御厩内五之并根ヶ輪伏替候

注文之処性合宜其俣相用候二付諸一色

内訳當を以前同断

一 銀四百三拾老匁四分老厘七毛

是は惣鉢道造場所足土三百四拾

六坪入候注文之処三百式拾五坪老合式匁五才二而

相濟式拾坪八合七匁五才相減代銀

四百拾七匁五分老坪二付銀貳拾目

諸色損料代銀拾三匁九分老厘七毛

七口

一 銀老實八百九拾七匁式厘貳毛

増減差引

銀老實六百六拾七匁八分老厘七毛

此金式拾七兩三分銀式匁八分老厘七毛 金減

御組合入用伺済

高金千百兩

内

金式拾七兩三分銀式匁八分老厘七毛 減金引

残而

金千七拾式兩式朱銀四匁六分八厘三毛 金御組合入用

右之通御座候以上

【123】

前同断同人より当人江達ス

御徒入之儀御断返申上候書付

御目付

中川飛彈守

御徒頭江御断

中川飛彈守

一 馬場先御門  
一 内桜田御門

牧志摩守殿  
伝 奏屋敷掛樋柵其外御普請ニ付

御建物下埋樋伏渡候間床力御取扱之処

樋筋伏方致出来候間此段御達申候

戌十一月

右は玉川上水西丸下御断掛其外樋柵

御普請并内桜田御門外広場造造ニ付

車留置候処先達而御作事方小普請方

諸色積車印鑑ニ引合相通候様御門番江

断之儀申達置候処明朔日より相通候間右

印鑑六枚御被戻御返却有之候様存候依之

別紙廉書相添此段申達候

十一月廿九日

【127】

右同断

御用番

備前守殿

玉川上水西丸下御断掛并伝 奏屋敷掛

其外樋柵御普請出来ニ付小屋場江御先手

組之者見廻り之儀御断返申上候書付

御先手江御断

中川飛彈守

御目付衆

右同断

中川飛彈守

【132】

玉川上水西丸下御断掛并伝 奏屋敷掛

其外樋柵御普請ニ付御断脇通広道江

小屋場竹矢来取建置候間若近辺出火

之節は風筋之様子御注進申上候尤各様迄

申達御側衆江申上候様可致伊勢守殿江申上候儀は

御登 城有之候節は当番所迄差出可申候間

御上ヶ有之候様いたし度段当四月廿四日申達

置候処御普請出来ニ付小屋場竹矢来

取扱申候依之御断返申達候

戌十一月

【136】

戌十一月廿九日同人より文通添御役所より為持達ス

火消役衆

中川飛彈守

玉川上水西丸下御断掛并伝 奏屋敷掛

其外樋柵御普請ニ付御断脇通広道江

小屋場竹矢来取建置別段消防之儀は

不申上候得共為御心得申達置候処御普請

出来ニ付御断返申達候

戌十一月

【128】

右同断

御用番

備前守

玉川上水西丸下御断掛并伝 奏屋敷掛

其外樋柵御普請出来ニ付小屋場江

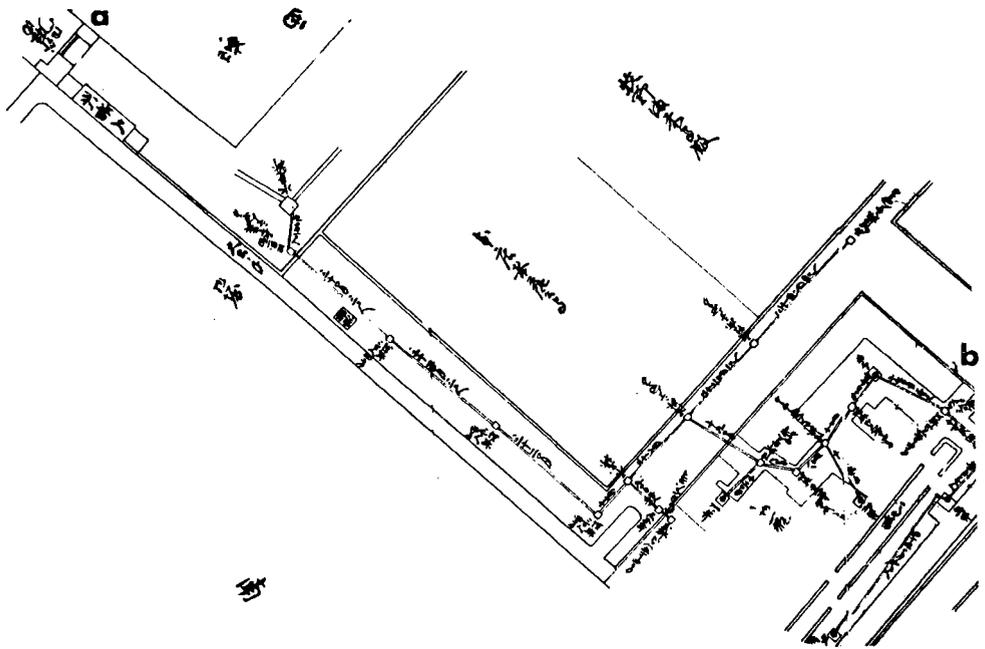
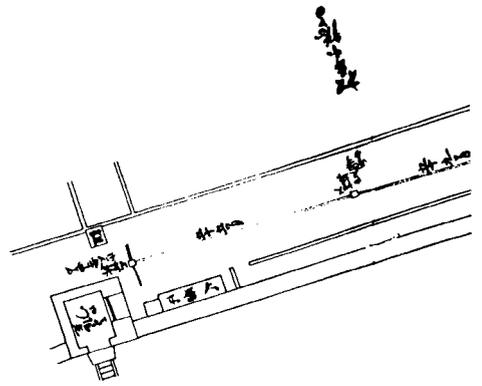
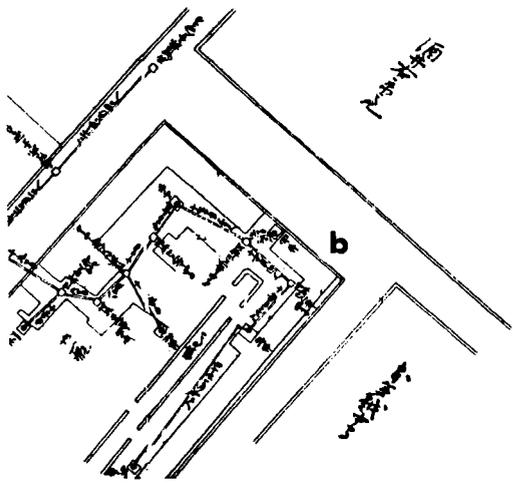
【134】

右同断

御目付衆

中川飛彈守

一 和田倉御門



右仕様木品其外共御殿内出樹二同断関貫同木有来  
鉄物生直し仕付

同所内

一 埋樹 大サ内法式尺五寸四方 木厚式寸五分 深三尺

右仕様木品其外共前埋樹二同断

同所

一 巻之井より

拾之井迄 大サ内法差渡式尺五寸 拾ヶ所

但式之井大サ内法差渡壹尺八寸石龜甲玄蕃石小たゞき

にして居直し并拾之井江内法三寸四方古樋之内性合

宜分胸繼にして長三間五尺吐樋仕付

和田倉御門掛

一 井戸 大サ内法差渡式尺八寸

但有来化粧ヶ輪除置根ヶ輸入替元形之通居付

評定所内

一 井戸 大サ内法差渡式尺五寸

右仕様木品其外共御殿内井戸二同断

一 樋伏渡跡并仮樋掛掘揚跡共惣跡足土入

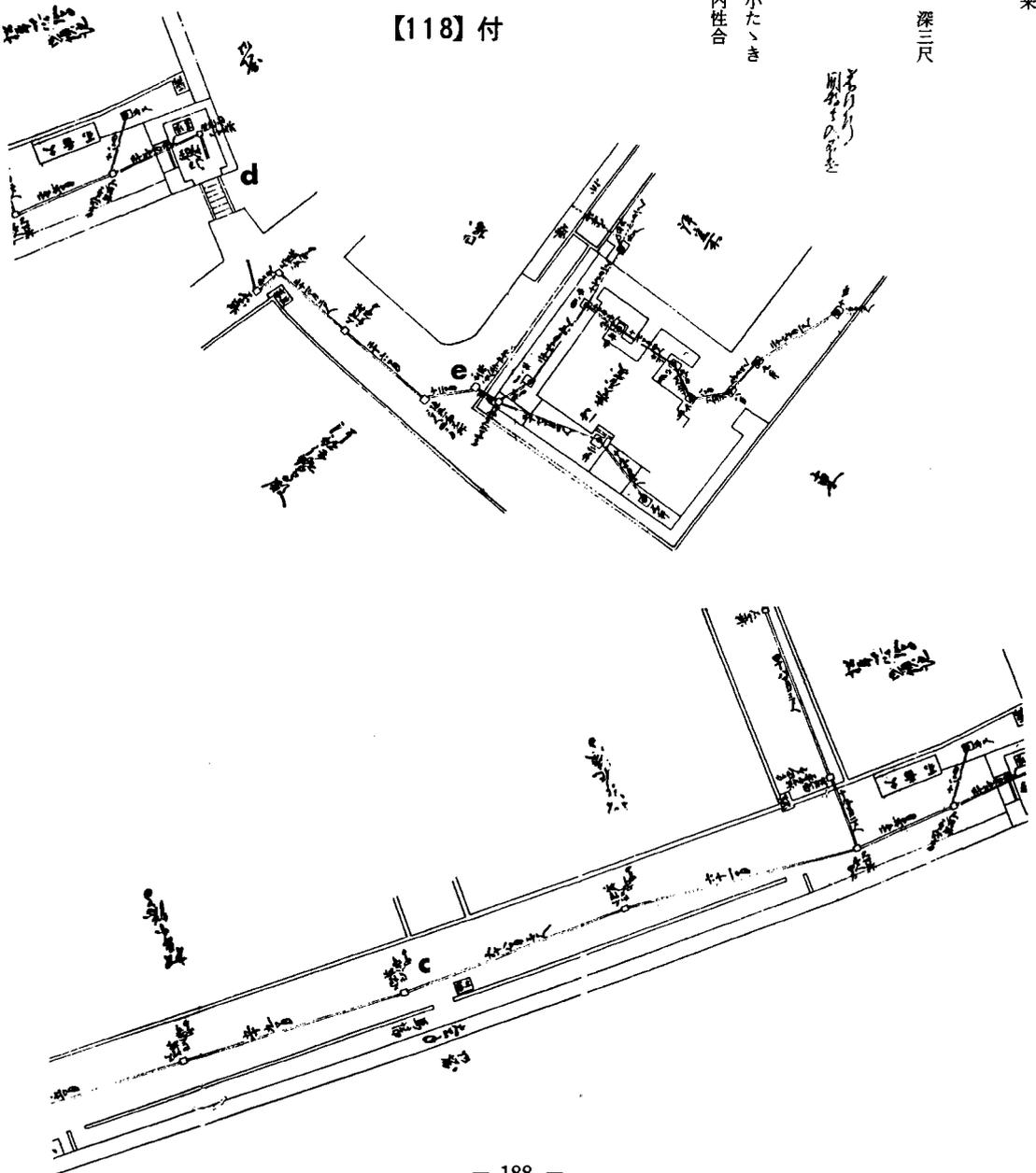
道造いたし砂利敷平均

右之通御普請致出来候

戌十一月

【118】付

右  
方  
の  
井  
は  
右  
の  
井  
と  
同  
じ  
と  
す



継切蓋掛釘縁皮打堅柏へな土塗埋立

同人屋敷角

一 地形一面石縁石蓋掛 大サ内法三尺四方 深五尺

木厚三寸

右仕様木品松四方襟輪指釘縁皮打堅式重蓋

請核関貫和ら板共仕付式重蓋上柏へな土詰有来

縁石仕付石蓋掛

同所統土手装通

同人屋敷後共

一 埋掛 大サ前同断 深同断 四ヶ所

右仕様前同断式重蓋請核関貫上ハ蓋裏棧共仕付

式重蓋上柏へな土詰埋立

同人屋敷後并御殿前共

一 石出掛

右仕様水替泥浚いたし合口横皮打直蓋板関貫共

木品松渋墨塗有来鉄物生直し仕付

同所石出掛より備前守殿

屋敷後石埋掛迄

一 樋長七拾六間五尺 大サ内法四寸四方 八角影樋

右仕様木品其外共前九寸角影樋二同断

同所

一 石埋掛

右仕様水替泥浚いたし合口横皮打直式重蓋関貫

和ら板共木品松式重蓋上柏へな土詰有来石蓋掛

埋立

御殿掛

一 樋長延百八拾五間四尺 大サ内法三寸四方 七寸角影樋

右仕様木品其外共前九寸角影樋二同断継手駒之頭

縁横皮打堅柏へな土塗埋立

御殿内

一出掛 大サ内法式尺五寸四方 木厚三寸 深七尺

右仕様木品松四方襟輪指釘縁皮打堅蓋板裏棧共

仕付地形出之分渋墨塗

同所

一 埋掛 大サ前同断 深四尺 六ヶ所

右仕様木品其外共前埋掛二同断

同所

一 壹之并より

六之并迄 大サ内法差渡式尺八寸 六ヶ所

右仕様木品松葉厚式寸芭掛根ケ輪底付入念埋立

石亀甲土台栗丸太上端面付五通入玄蕃石足石いたし

目漆喰塗

但五之并根ケ輪性合宜候二付其俣相用

馬場先御門内石埋掛より

和田倉御門大番所角石埋掛迄

一 樋長式百三拾三間三尺 大サ内法六寸四方 差樋

木厚式寸

松平肥後守御預地前石出掛より

和田倉御門枳形迄并同御門外

水見掛より伝 奏屋敷角地形

一面石縁石掛迄

一 樋長延百六拾九間式尺 大サ内法九寸二毫尺卷寸 差樋

木厚式尺五分

右仕様木品松継手蟻干葉継切蓋掛釘縁横皮打堅

柏へな土塗埋立枳内樋出代銅板張鉾打

但松平肥後守屋敷脇横切下水跨樋四方包板仕付

和田倉御門掛

一 樋長拾八間 大サ内法三寸四方 七寸角影樋

伝 奏屋敷角地形一面石縁石掛より

同屋敷内埋掛迄

一 樋長拾七間 大サ内法四寸四方 八角影樋

伝 奏屋敷内

一 樋長延百六拾間卷尺五寸 大サ内法三寸四方 七寸角影樋

評定所掛

一 樋長拾七間卷尺 大サ前同断

同所并戸より桶掛迄

一 吐樋長式間卷尺 大サ前同断

右仕様木品其外共前影樋二同断

同所

一 桶掛 大サ内法差渡卷尺三寸 木厚卷寸五分

右仕様木品松葉底蓋付芭掛埋立

同所より御堀端迄

一 石吐樋長拾四間 大サ外法八寸四方

右仕様石蓋取除掃除浚いたし合口目漆喰塗埋立

松平肥後守御預地前并

伝奏屋敷角共

一 地形一面石縁石掛 式ヶ所

右仕様水替泥浚いたし合口横皮打直縁石不陸相直

蓋板木品松渋墨塗有来鉄物生直し仕付

但松平肥後守御預地前石縁掛之儀者式重蓋請核

関貫共仕付式重蓋上柏へな土詰蓋掛

馬場先御門大番所前より

和田倉御門内外

一 石埋掛 九ヶ所

右仕様前石埋掛二同断

和田倉御門外

一 石出掛

右仕様前石出掛二同断

伝 奏屋敷外

一出掛 大サ内法三尺五寸四方 木厚三寸 深七尺五寸

一人足拾四人  
質銀四拾貳匁

一 諸色損料

代銀壹匁四分三厘

○銀四拾四匁三分三厘

水替人足

一人足拾三人

質銀三拾九匁

一 諸色損料

代銀壹匁三分

○銀四拾匁三分

古樋取片付

一人足貳拾五人

質銀七拾五匁

一 諸色損料

代銀貳匁五分

○銀七拾七匁五分

道造平坪式千七拾六坪

老坪人足三分掛

一人足六百貳拾三人

質銀壹匁五百五拾七匁五分

但壹人  
銀貳匁五分

一 諸色損料

代銀五拾壹匁九分壹厘七毛

但壹人

銀三匁

○銀壹匁六百九匁四分壹厘七毛

一 土三百四拾六坪

代銀六匁九百貳拾目

但壹坪  
銀貳拾目

一 諸色損料

代銀貳百三拾目六分六厘七毛

○銀七匁百五拾目六分六厘七毛

一 砂利五拾貳坪

代銀三匁九百目

但壹坪  
銀七拾五匁

一 諸色損料

代銀百三拾目

○銀四匁三拾目

(貼紙ハガレカ)

一本当り未

小屋場揚場竹矢来箱番屋

小遣人足其外諸色損料

○代銀四匁五百拾三匁九分九厘

惣銀六拾六匁目

此金千百兩

右之通御座候以上

戊五月

小川屋

清吉◎

【117】

前同断

玉川上水西丸下御厩掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請御組合入用高并

日数書付

伊勢守殿江何済

御組合入用

一 金千百兩

雨天其外休日相除

御普請凡日積

百八十日

当戊五月六日より取掛

同十一月十六日迄出来

惣日数百八十八日

内

二十九日 雨天其外休日

百五十九日 全御普請日数

右之通御座候

戊十一月

【118】

前同断

伊勢守殿江何済

玉川上水西丸下御厩掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請出来形帳

御普請方

玉川上水西丸下御厩掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請出来形

外桜田御門内

一 石出柵蓋 大サ七尺三寸四方 厚五寸

右仕様木品柵並へ蓋関貫共波墨塗いたし有来

鉄物生直し仕付

同所より本庄安芸守

屋敷後石出柵迄

一 樋長延百拾四間壹尺 大サ内法五寸四方 九寸角彫樋

右仕様木品松内法五寸四方二彫蓋掛継手蝶千葉

一 車 卷分六厘七毛

代銀七分五厘貳毛

但卷稱

銀四匁五分

一 石工 四人

實銀貳拾八匁

但卷人

銀七匁

一 同手伝人足 八人

實銀貳拾四匁

但卷人

銀三匁

一 大工 卷分貳厘五毛

實銀五分

但卷人

銀四匁

一 同手伝人足 貳厘五毛

實銀七厘五毛

但卷人

銀三匁

一 人足 七人

實銀貳拾壹匁

但同斷

一 諸色損料

代銀五匁五分五厘三毛

○銀百七拾貳匁卷分三厘

評定所掛井戸

一 龜甲

一 栗丸太 五本 長九尺卷丈

末口貳寸五分

三寸

代銀七匁五分

一 漆喰 貳升五合

代銀七分五厘

但卷升  
銀三分

一 車 卷分六厘七毛

代銀七分五厘貳毛

但卷稱

銀四匁五分

一 石工 貳人

實銀拾四匁

但卷人

銀七匁

一 同手伝人足 四人

實銀拾貳匁

但卷人

銀三匁

一 大工 卷分貳厘五毛

實銀五分

但卷人

銀四匁

一 同手伝人足 貳厘五毛

實銀七厘五毛

但卷人

銀三匁

一 人足 五人

實銀拾五匁

但同斷

一 諸色損料

代銀壹匁六分八厘六毛

○銀五拾貳匁貳分六厘三毛

伝 奏屋敷内式ノ井

一 龜甲

一 栗丸太 五本 長九尺卷丈

末口貳寸五分

三寸

代銀七匁五分

一 玄蕃石 三拾六枚 長三尺 幅壹尺

厚三寸

代銀百八匁

一 漆喰 七升五合

代銀貳匁貳分五厘

但卷升

銀三分

一 車 卷分六厘七毛

代銀七分五厘貳毛

但卷稱

銀四匁五分

一 石工 拾四人

實銀九拾八匁

但卷人

銀七匁

一 同手伝人足 貳拾八人

實銀八拾四匁

但卷人

銀三匁

一 大工 卷分貳厘五毛

實銀五分

但卷人

銀四匁

一 同手伝人足 貳厘五毛

實銀七厘五毛

但卷人

銀三匁

一 人足 拾人

實銀三拾目

但同斷

一 諸色損料

代銀拾壹匁三厘六毛

○銀三百四拾貳匁卷分壹厘三毛

評定所吐石樋

一 長拾四間

一 漆喰 三升

代銀九分

大サ外法八寸四方  
但卷升  
銀三分

一 柏へな土 卷勺七才

代銀五分九厘五毛

但卷坪

銀三拾五匁

一 大工 五分

質銀貳匁

但卷人

銀四匁

一 同手伝人足 卷分

質銀三分

但卷人

銀三匁

一 人足 六人

質銀拾八匁

但同斷

一 諸色損料

代銀七分貳厘

ノ銀式拾貳匁三分壹厘五毛

三ヶ所分

○代銀六拾六匁九分四厘五毛

板竹樋長延百八拾間

内長六拾間は本文竹樋ニ有之残り

一 板竹樋送百貳拾間

但竹卷本式間半遣ニして四拾八本

卷本当損料

一 槓皮 貳分

代銀壹分四厘

但卷束

銀七分

一 大工 卷分貳厘五毛

質銀五分

但卷人

銀四匁

一 同手伝人足 貳厘五毛

質銀七厘五毛

但卷人

一 人足 卷人五分

質銀 四匁五分

銀三匁

一 諸色損料

代銀壹分七厘四毛

ノ銀五匁三分八厘九毛

四拾八本分

○代銀貳百五拾八匁六分七厘貳毛

御殿掛并伝 奏屋敷掛

和田倉御門掛共井戸

一 龜甲合拾五ヶ所

卷ヶ所当

一 栗丸太 五本

長九尺卷丈 末口貳寸五分

代銀七匁五分

一 玄蕃石 四枚 長三尺 幅壹尺

代銀拾貳匁

厚三寸

一 漆喰 貳升五合

代銀七分五厘

一 車 卷分六厘七毛

代銀七分五厘貳毛

一 石工 卷人

質銀七匁

一 同手伝人足貳人

質銀六匁

但卷人

一 大工卷分貳厘五毛

質銀五分

但卷人

一 同手伝人足貳厘五毛

質銀七厘五毛

但卷人

一 人足貳人

質銀六匁

但同斷

一 諸色損料

代銀壹匁三分五厘三毛

ノ銀四拾壹匁九分三厘

拾五ヶ所分

○代銀六百貳拾八匁九分五厘

御殿掛六ノ井

一 龜甲

一 栗丸太 五本

長九尺卷丈 末口貳寸五分

代銀七匁五分

一 玄蕃石 貳拾八枚

長三尺 幅壹尺 厚三寸

代銀八拾四匁

一 漆喰 貳升五合

代銀七分五厘

但卷人

銀三匁

但卷人

銀四匁

但卷人

銀三匁

但卷人

銀三匁

但同斷

質銀老匁貳分

但老人

一 同木 老本 長三尺貳寸 同斷

三ヶ所分

銀三匁

尺ノ式厘

○代銀四百拾八匁貳厘六毛

一人足 五人

但同斷

是は関買二遣

飯桶長延百八拾四間

質銀拾五匁

但同斷

尺ノ合老本九分三厘四毛

内長八拾間は本文飯桶二有之残り

一 諸色損料

代銀七拾七匁三分六厘

但兩二

一 飯桶送長延百四間

代銀貳匁六分五厘五毛

但同斷

貝折釘 百五拾四本

老本五分替

但式間樋ニして五拾貳本

尺ノ銀八拾貳匁貳分九厘五毛

此鉄目三貫八拾目

代銀貳拾四匁六分四厘

但兩二

老本当損料

四拾本分

代銀四匁三分五厘貳毛

七貫五百目替

一 槓皮五分

○代銀三貫貳百九拾老匁八分

但老輮

一 車 九分六厘七毛

代銀三分五厘

代銀三分五厘

但老東

同所

代銀四匁三分五厘貳毛

銀四匁五分

一 大工式分五厘

一 飯辨 大寸内法三尺四方

深四尺

代銀四匁三分五厘貳毛

但老輮

質銀老匁

但老人

一 椀板 拾五枚 長三尺七寸

三ヶ所

一 槓皮 三束

但老東

質銀老匁

但老人

老ヶ所当

幅老尺

代銀貳匁老分

銀七分

一 同手伝人足五厘

但老人

一 椀板 拾五枚 長三尺七寸

厚貳寸五分

一 柏へな土 老匁七才

但老坪

一 人足五人

但同斷

尺ノ老本老分五厘六毛

是は側長手敷蓋二遣

代銀五分九厘五毛

銀三拾五匁

一 諸色損料

質銀拾五匁

是は妻手二遣

厚同斷

一 大工 三人

但老人

代銀五分五厘

銀四匁

一 同板 八枚 長三尺貳寸

幅

質銀拾貳匁

銀四匁

一 銀拾七匁五厘

但同斷

尺ノ五分三厘三毛

同手伝人足 六分

質銀老匁八分

但老人

○代銀八百八拾六匁六分

五拾貳本分

一 同板 三枚 長三尺

幅老尺

質銀老匁八分

銀三匁

一 飯辨三ヶ所送

老ヶ所当

是は式重蓋二遣

厚貳寸

一 人足 四人

質銀拾貳匁

一 槓皮 老東

但老東

尺ノ老分五厘

式寸五分二

一 諸色損料

代銀四匁四分九厘五毛

一 槓皮 老東

但老東

一 同木 四本 長三尺

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

是は請棧裏棧二遣

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

尺ノ七厘五毛

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

是は請棧裏棧二遣

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

一 同木 四本 長三尺

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

是は請棧裏棧二遣

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

是は請棧裏棧二遣

三寸

代銀四匁四分九厘五毛

銀百三拾九匁三分四厘貳毛

一 槓皮 老東

但老東

- 一 竹 老本
  - 代銀老匁
- 一 車 九厘老毛
  - 代銀四分老厘
  - 但老輮
  - 銀四匁五分
- 一 桶工 老人
  - 賃銀三匁
  - 同手佞人足 五厘
  - 賃銀老分五厘
  - 但老人
  - 銀三匁
- 一 人足 式人
  - 賃銀六匁
  - 但老人
  - 銀三匁
- 一 諸色損料
  - 代銀六分五厘九毛
  - 諸色損料
  - 代銀三分七厘式毛
  - 銀拾老匁五分四厘六毛
  - 竹式拾四本分
  - 代銀式百七拾七匁老分四毛
- 外棧田御門内水見柵より牧野  
備前守殿屋敷後石埋柵迄
  - 一 飯竹榑長六拾間 大サ目通九寸廻り
  - 但竹老本式間半遣式拾四本
  - 式間半老本当
  - 同所
  - 一 飯桶榑 式ケ
  - 代銀拾匁
  - 但老ケ
  - 銀五匁
- 一 竹 老本
  - 代銀四匁
  - 一 諸色損料
  - 代銀三分三厘三毛
  - 銀拾匁三分三厘三毛
  - 松平肥後守御預地前より
  - 和田倉御門外迄
  - 一 飯桶長八拾間 大サ内法老尺四方
  - 但式間榑ニして四拾本
  - 老本当内訳
- 一 椶皮 式分五厘
  - 代銀老匁式分
  - 但兩二<sup>(五)</sup>
  - 老本三分替
  - 一 椶皮 四束
  - 代銀式匁八分
  - 但老束
  - 銀七分
- 一 椶皮 式分五厘
  - 代銀老分七厘五毛
  - 但老束
  - 銀七分
- 一 車 三厘三毛
  - 同手佞人足 四分
  - 一 椶板四枚 長式間 幅五寸 厚式寸
  - 一 椶板四枚 長式間 幅七寸 厚式寸
  - 尺ノ四分
  - 是は側二遣
  - 同板四枚 長式間
  - 尺ノ五分六厘
  - 是は敷蓋二遣
  - 尺ノ合九分六厘
  - 代銀三拾八匁四分
  - 但兩二
  - 老本五分替
  - 但老本
  - 拾五匁付
  - 同釘 式本
  - 此鉄目拾匁
  - 此鉄目拾匁
  - 此鉄目五百拾目
  - 此鉄目五百拾目
  - 鉄目合老實五百拾目
  - 代銀拾式匁八厘
  - 但兩二
  - 七實五百目替
  - 一 同手佞人足 四分
  - 一 大工 式人 賃銀八匁
  - 但老人
  - 銀四匁

銀四匁五分

一 桶工 五人五分

質銀拾六匁五分

但老入

銀三匁

一 人足 拾三人

質銀三拾九匁

但同斷

一 諸色損料

代銀五匁卷分四厘八毛

○銀百五拾九匁五分八厘四毛

同所

一 五ノ井六ノ井七ノ井

八ノ井九ノ井十ノ井 大サ内法差渡式尺五寸 六ヶ所

卷ヶ所当

一 檢葉板 四拾貳枚 長六尺

厚式寸

尺ノ卷本卷分

是はヶ輪二遣

一 同板五枚八分 長式尺九寸

厚同斷

尺ノ卷分四厘

是は底二遣

尺ノ合式本式分四厘

代銀百三拾四匁四分

但両二

一 横皮 五分

代銀三分五厘

但老束

一 竹 七本半

代銀七匁五分

但老本

銀老匁

一 車 卷輛式分貳厘

代銀五匁四分九厘

但老輛

銀四匁五分

一 桶工 五人五分

質銀拾六匁五分

但老入

一 人足 拾三人

質銀三拾九匁

但同斷

一 諸色損料

代銀六匁七分七厘五毛

○銀式百拾匁老厘五毛

六ヶ所分

○代銀老實式百六拾目九厘

評定所内

一 井戸

大サ内法差渡式尺五寸 卷ヶ所

一 檢葉板 四拾貳枚

長五尺式寸五分 幅五寸 厚式寸

尺ノ老本八分三厘八毛

是はヶ輪二遣

一 同板 五枚八分 長式尺九寸

厚同斷

尺ノ卷分四厘

是は底二遣

尺ノ合老本九分七厘八毛

代銀百拾八匁六分八厘

但両二

一 横皮 五分

代銀三分五厘

但老束

銀七分

一 竹 七本半

代銀七匁五分

但老本

銀老匁

一 車 卷輛八厘九毛

代銀四匁九分卷毛

但老輛

一 桶工 五人五分

質銀拾六匁五分

但老入

一 人足 拾三人

質銀三拾九匁

但同斷

一 諸色損料

代銀六匁式分三厘卷毛

○銀百九拾三匁卷分六厘式毛

同所

一 桶餅

大サ内法差渡卷尺三寸 深卷尺五寸 老ヶ所

一 檢葉板 拾枚卷分老厘式毛

長卷尺八寸 幅五寸 厚卷寸五分

尺ノ卷分老厘四毛

是はヶ輪二遣

一 同板 式枚六分 長式尺六寸

厚同斷

尺ノ四厘式毛

是は敷蓋二遣

尺ノ合卷分五厘六毛

代銀九匁三分六厘

但両二

代銀九匁三分六厘

但老替

一 諸色損料

代銀七匁七分七厘卷毛

○代銀百四拾目八分九厘卷毛

和田倉御門掛

一 井戸

大サ内法差渡式尺八寸 卷ヶ所

一 桧葉板 式拾三枚 長五尺

幅五寸 厚式寸

尺ノ九分五厘八毛

是はヶ輪二遣

一 同板 六枚四分 長三尺式寸

幅 厚同断

尺ノ卷分七厘卷毛

是は底二遣

尺ノ合卷本卷分式厘九毛

代銀六拾七匁七分四厘

但兩二 卷本替

一 横皮 式分五厘

代銀卷分七厘五毛

但卷束 銀七分

一 竹 三本

代銀三匁

但卷本 銀三匁

一 車 六分五毛

代銀式匁七分式厘三毛

但卷輛 銀四匁五分

一 桶工 三人五分

賃銀拾匁五分

但卷人 銀三匁

一 人足 八人

賃銀式拾四匁

一 諸色損料

代銀三匁六分五毛

○代銀百拾卷匁七分四厘三毛

伝 妻屋敷内

一 卷ノ井三ノ井四ノ井 大サ内法差渡式尺五寸 三ヶ所

卷ヶ所当

一 桧葉板 四拾式枚 長五尺五寸 幅五寸

厚式寸

尺ノ卷本九分式厘五毛

是はヶ輪二遣

一 同板 五枚八分 長式尺九寸

幅 厚同断

尺ノ卷分四厘

是は底二遣

尺ノ合式本六厘五毛

代銀百式拾三匁九分

但兩二 卷本替

一 横皮 五分

代銀三分五厘

但卷束 銀七分

一 竹 七本半

代銀七匁五分

但卷本 銀老匁

一 車 卷輛卷分三厘三毛

代銀五匁九厘九毛

但卷輛 銀四匁五分

一 桶工 五人五分

賃銀拾六匁五分

但卷人

但同断

一 人足 拾三人

賃銀三拾九匁

一 諸色損料

代銀六匁四分卷厘式毛

尺ノ銀百九拾八匁七分六厘卷毛

三ヶ所分

○代銀五百九拾六匁式分八厘三毛

同所

一 式ノ井

大サ内法差渡卷尺八寸 卷ヶ所

一 桧葉板 三拾三枚 長五尺 幅五寸

厚式寸

尺ノ卷本三分七厘五毛

是はヶ輪二遣

一 同板 四枚四分 長式尺式寸

幅 厚同断

尺ノ八厘卷毛

是は底二遣

尺ノ合卷本四分五厘六毛

代銀八拾七匁三分六厘

但兩二 卷本替

一 横皮 五分

代銀三分五厘

但卷束 銀七分

一 竹 七本半

代銀七匁五分

但卷本 銀老匁

一 車 八分式厘八毛

代銀三匁七分式厘六毛

但卷輛

銀三匁

但同断

尺ノ老本壹分五厘

是はケ輪二遣

一 同板 六枚四分 長三尺式寸 幅

厚同断

尺ノ老分七厘壹毛

是は底二遣

尺ノ合老本三分式厘壹毛

代銀七拾九匁式分六厘

但兩二  
老本替

一 竹 四本半

代銀四匁五分

但老本  
銀老匁

一 横皮 式分五厘

代銀老分七厘五毛

但老東  
銀七分

一 車 七分式厘壹毛

代銀三匁式分四厘五毛

但老輛  
銀四匁五分

一 桶工 三人五分

質銀拾匁五分

但老人  
銀三匁

一 人足 六人

質銀拾八匁

但同断

代銀三匁八分五厘六毛

○ノ銀百拾九匁五分三厘六毛

諸色損料

同所

一 式ノ井四ノ井五ノ井六ノ井

大サ内法差渡式尺八寸

四ケ

ノ銀式百式拾四匁八分式厘式毛

老ケ所当内訳

一 桧葉板 四拾六枚 長六尺

幅五寸  
厚式寸

尺ノ式本三分

是はケ輪二遣

一 同板 六枚四分 長老尺式寸

幅  
厚同断

尺ノ老分七厘壹毛

是は底二遣

尺ノ合式本四分七厘壹毛

代銀百四拾八匁式分六毛

但兩二  
老本替

一 横皮 五分

代銀三分五厘

但老東  
銀七分

一 竹 七本半

代銀七匁五分

但老本  
銀老匁

一 車 老輛三分三厘六毛

代銀六匁老厘式毛

但老輛  
銀四匁五分

一 桶工 五人五分

質銀拾六匁五分

但老人  
銀三匁

一 人足 拾三人

質銀三拾九匁

諸色損料

代銀七匁式分五厘四毛

ノ銀式百式拾四匁八分式厘式毛

四ケ所分

○代銀八百九拾九匁式分八厘八毛

同所

一 三ノ井

大サ内法差渡式尺八寸 老ケ所

一 桧葉板 四拾六枚 長六尺六寸五分

幅五寸  
厚式寸

尺ノ式本五分四厘九毛

是はケ輪二遣

一 同板 六枚四分 長三尺式寸

幅  
厚同断

尺ノ老分七厘壹毛

是は底二遣

尺ノ合式本七分式厘

代銀百六拾三匁式分

但兩二  
老本替

一 横皮 五分

代銀三分五厘

但老東  
銀七分

一 竹 七本半

代銀七匁五分

但老本  
銀老匁

一 車 老輛四分六厘

代銀六匁五分七厘

但老輛  
銀四匁五分

一 桶工 五人五分

質銀拾六匁五分

諸色損料

一 人足 拾三人

質銀三拾九匁

但同断

- 一 尺ノ巻分四毛 厚式寸
- 一 尺ノ巻分四毛 是は式重蓋二遣
- 一 同木 四本 長式尺五寸 式寸五分二
- 一 尺ノ六厘三毛 三寸
- 一 尺ノ六厘三毛 是は請核裏棧二遣
- 一 同木 壹本 長式尺七寸 同斷
- 一 尺ノ壹厘七毛 是は關貫二遣
- 一 尺ノ合壹本三分式厘貳毛
- 一 代銀六拾壹分壹厘五毛 但兩二
- 一 尺ノ合壹本三分式厘貳毛 但兩二
- 一 尺ノ合壹本三分式厘貳毛 壹本三匁替
- 一 貝折釘 百式拾八本 但壹本
- 一 此鉄目式貫五百六拾目 式拾目付
- 一 代銀式拾目四分八厘 但兩二
- 一 代銀式拾目四分八厘 七貫五百目替
- 一 檜皮 三束 但壹束
- 一 代銀式匁壹分 銀七分
- 一 粕へな土 壹勺七才 但壹坪
- 一 代銀五分九厘五毛 銀三拾五匁
- 一 車 六分六厘壹毛
- 一 代銀式匁九分七厘五毛 但壹輛
- 一 大工 貳人五分 銀四匁五分
- 一 實銀拾匁 但壹人
- 一 同手伝人足 五分 銀四匁
- 一 實銀壹匁五分 但壹人
- 一 人足 四人 銀三匁
- 一 實銀拾式匁 但同斷
- 一 諸色損料
- 一 代銀三匁六分八厘九毛
- 一 〇ノ銀百拾四匁三分五厘四毛
- 一 同所外
- 一 出榊 大サ内法三尺五寸四方 壹ヶ所
- 一 松板 拾九枚壹分 長四尺三寸 幅壹尺 厚三寸
- 一 尺ノ式本五厘三毛 厚三寸
- 一 是は側長手敷共二遣
- 一 同板 拾五枚 長三尺七寸 幅 厚同斷
- 一 尺ノ壹本三分八厘八毛
- 一 是は妻手二遣
- 一 同板 四枚三分 長四尺壹寸 幅壹尺 厚四寸
- 一 尺ノ五分八厘八毛
- 一 是は上蓋二遣
- 一 同木 壹本 長四尺九寸 三寸五分二
- 一 尺ノ五厘七毛 四寸
- 一 是は關貫二遣
- 一 尺ノ合四本八厘六毛
- 一 代銀百八拾八匁五分八厘貳毛 但兩二
- 一 壹本三分替
- 一 目折釘 式百六拾三本 但壹本
- 一 此鉄目六貫五百七拾五匁 銀拾五匁付
- 一 代銀五拾式匁六分
- 一 檜皮 七束 但壹束
- 一 代銀四匁九分 銀七分
- 一 洪墨塗 三坪六合式寸三才
- 一 代銀五匁四分三厘五毛 但壹坪
- 一 車 式輛四厘三毛 但壹輛
- 一 代銀九匁壹分九厘四毛 銀四匁五分
- 一 大工 八人 但壹人
- 一 實銀三拾式匁 銀四匁
- 一 同手伝人足 壹人六分 但壹人
- 一 實銀四匁八分 銀三匁
- 一 人足 八人 但同斷
- 一 實銀式拾四匁
- 一 鉄物生直
- 一 代銀五匁
- 一 諸色損料
- 一 代銀拾匁八分八厘四毛
- 一 〇ノ銀三百三拾七匁三分九厘八毛
- 一 御殿内
- 一 壹ノ井 大サ内法差渡式尺八寸 壹ヶ所
- 一 桧葉板 式拾三枚 長六尺 幅五寸 厚式寸

一人足 老人

質銀三匁

但同斷

諸色損料

代銀老匁九分七厘七毛

○代銀六拾老匁式分九厘式毛

馬場先御門内大番所前より

松平肥後守屋敷前迄

一 石埋枿

大サ内法式尺五寸四方

四ヶ所

深五尺

式重蓋老ヶ所当内訳

一 松板

式枚五分 長式尺七寸

幅老尺  
厚式寸

尺代老分老厘三毛

是は式重蓋二遣

一 同板

四枚 長式尺九寸

幅四寸  
厚老寸五分

尺代五厘八毛

是は和ら板二遣

一 同木

老本 長式尺九寸

式寸五分二  
三寸

尺代老厘八毛

是は関實二遣

尺代合老分八厘九毛

代銀八匁七分式厘三毛

一 槇皮

老束

代銀七分

一 柏へな土

老勺七才

代銀五分九厘五毛

但老坪

一 車

九厘五毛  
代銀四分式厘八毛

一 大工

老人  
質銀四匁

一 同手伝人足

式分  
質銀六分

一 一人足

老人五分  
質銀四匁五分

一 諸色損料

代銀六分五厘式毛

一 代銀八拾目七分九厘式毛

四ヶ所分

○代銀八拾目七分九厘式毛

伝 妻屋敷内

一 地形一面石縁石枿

大サ内法三尺四方

老ヶ所  
深六尺

上蓋

一 松板四枚

長四尺

幅老尺  
厚四寸

尺代五分三厘三毛

代銀式拾四匁六分

但両二  
老本三分替

一 洪墨塗

老坪四合老勺九才

代銀式匁老分式厘九毛

但老坪

銀三拾五匁

但老綱

銀四匁五分

但老人

銀四匁

但老人

銀三匁

但老人

一 鉄物生直

代銀七分五厘

一 車

式分六厘七毛  
代銀老匁式分式毛

一 大工

老人五分  
質銀六匁

一 同手伝人足

三分  
質銀九分

一 一人足

老人  
質銀三匁

一 諸色損料

代銀老匁式分八厘六毛

○代銀三拾九匁八分六厘七毛

伝 妻屋敷内

一 埋枿

大サ内法式尺五寸四方

老ヶ所  
深三尺

一 松板

拾式枚 長三尺式寸

幅老尺  
厚式寸五分

尺代八分

是は側長手敷蓋二遣

一 同板

六枚 長式尺七寸

幅  
厚同斷

尺代三分三厘八毛

是は妻手二遣

一 同板

式枚五分 長式尺五寸

幅老尺

銀老匁五分

但老綱

銀四匁五分

但老人

銀四匁

但老人

銀四匁

但老人

銀三匁

但老人

一 柏へな土 老勺七才  
銀七分

一 大工 三人五分

賃銀拾四匁

但老人

銀三拾五匁

一 同木 老本 長三尺四寸

式寸五分二寸

尺ノ老分六厘

是は式重蓋二遣

厚式寸

○代銀老匁九分七厘三毛

○ノ銀六拾老匁老分五厘八毛

和田倉御門外

一 石出枿 大サ内法三尺五寸四方 老ヶ所

深八尺

上蓋

一 松板 四枚五分 長四尺五寸 幅老尺

厚四寸

尺ノ六分七厘五毛

是は上蓋二遣

一 同木 老本 長五尺五寸 三角角

尺ノ四厘老毛

是は関貫二遣

尺ノ七分老厘六毛

代銀三拾三匁四厘六毛

一 洪墨塗 老坪九合五才

代銀式匁八分五厘八毛

一 鉄物生直

代銀五匁

一 車 三分五厘八毛

代銀老匁六分老厘老毛

一 大工 三人

賃銀拾式匁

一 同手伝人足 六分

賃銀老匁八分

一 同板 三枚 長三尺式寸 幅老尺

是は上蓋二遣

尺ノ六分老厘六毛

賃銀三匁

但老坪

銀三拾五匁

但老人

銀四匁

但老人

銀三匁

但同斷

但老輛

銀四匁五分

代銀五匁三分三厘六毛

ノ銀百六拾五匁四分五毛

六ヶ所分

○代銀九百九拾式匁四分三厘

松平肥後守御預地前

一 地形一面石縁石枿 大サ内法三尺四方 老ヶ所

深五尺

上蓋

一 松板 四枚三分 長四尺三寸 幅老尺

厚四寸

一 同板 三枚 長三尺式寸 幅老尺

是は上蓋二遣

尺ノ六分老厘六毛

賃銀三匁

一 諸色損料

一 鉄物生直

代銀七分五厘

一 車 三分九厘九毛

代銀老匁七分九厘六毛

一 大工 三人

賃銀拾式匁

代銀老匁九分七厘三毛

○ノ銀六拾老匁老分五厘八毛

和田倉御門外

一 石出枿 大サ内法三尺五寸四方 老ヶ所

深八尺

上蓋

一 松板 四枚五分 長四尺五寸 幅老尺

厚四寸

尺ノ六分七厘五毛

是は上蓋二遣

一 同木 老本 長五尺五寸 三角角

尺ノ四厘老毛

是は関貫二遣

尺ノ七分老厘六毛

代銀三拾三匁四厘六毛

一 洪墨塗 老坪九合五才

代銀式匁八分五厘八毛

一 鉄物生直

代銀五匁

一 車 三分五厘八毛

代銀老匁六分老厘老毛

一 大工 三人

賃銀拾式匁

一 同手伝人足 六分

賃銀老匁八分

一 同板 三枚 長三尺式寸 幅老尺

是は上蓋二遣

尺ノ六分老厘六毛

賃銀三匁

一 諸色損料

一 鉄物生直

代銀七分五厘

厚式寸

尺ノ老分六厘

是は式重蓋二遣

一 同木 老本 長三尺四寸

式寸五分二寸

尺ノ式厘老毛

是は関貫二遣

尺ノ合七分九厘七毛

代銀三拾六匁七分八厘五毛

一 柏へな土 老勺七才

代銀五分九厘五毛

一 洪墨塗 老坪六合三勺九才

代銀式匁四分五厘九毛

一 鉄物生直

代銀七分五厘

一 車 三分九厘九毛

代銀老匁七分九厘六毛

一 大工 三人

賃銀拾式匁

一 同手伝人足 六分

賃銀老匁八分

一 同板 三枚 長三尺式寸 幅老尺

是は上蓋二遣

尺ノ六分老厘六毛

賃銀三匁

一 諸色損料

一 鉄物生直

代銀七分五厘

一 車 三分九厘九毛

代銀老匁七分九厘六毛

一 大工 三人

賃銀拾式匁

一 同手伝人足 六分

實銀老奴八分

但老人

一 貝折釘 式百五本

但老人

老ヶ所当内訳

深四尺

銀三奴

此鉄目五貫百式拾五奴

式拾五奴付

一 松板 拾四枚式分 長三尺三寸 幅老尺 厚三寸

一 人足 老人

實銀三奴

但老人

一 横皮 四束

七貫五百目替

尺ノ老本老分七厘式毛

厚三寸

一 諸色損料

代銀老奴六分老厘六毛

代銀式奴八分

但老東

一 同板 八枚

長式尺七寸

幅 厚同断

○ノ銀五拾目八厘七毛

御殿内

一 出餅

大サ内法式尺五寸四方

老ヶ所

一 波墨塗 式坪老合三寸三才

但老坪

一 同板 式枚五分

長式尺五寸

幅老尺 厚式寸

一 松板 拾七枚老分

長三尺三寸

幅老尺 厚三寸

一 車 老輛三分六厘老毛

銀老奴五分

一 同木 四本

長式尺五寸

式寸五分二 三寸

尺ノ老本四分老厘老毛

是は側長手敷共二遣

代銀六奴老分式厘五毛

但老輛

尺ノ老分四毛

是は式重蓋二遣

一 同板 拾四枚

長式尺七寸

幅 厚同断

一 大工 七人

但老人

一 同木 老本

長式尺七寸

同断

尺ノ九分四厘五毛

是は妻手二遣

實銀式拾八奴

但老人

尺ノ六厘三毛

是は裏棧請核二遣

一 同板 三枚老分

長三尺老寸

幅老尺 厚四寸

一 同手伝人足 老人四分

但老人

一 同木 老本

長式尺七寸

同断

尺ノ三分式厘

是は上蓋二遣

一 人足 六人

但同断

尺ノ合老本八分九厘六毛

代銀八拾七奴五分八毛

但兩二

一 同木 老本

長三尺九寸

三寸五分二 四寸

代銀拾八奴

但同断

一 目折釘 百五拾四本

但老本

尺ノ四厘六毛

是は閔貫二遣

代銀七奴七分九厘九毛

但同断

此鉄目三貫八百五拾目

代銀三拾目八分

但兩二

尺ノ合式本七分式厘式毛

代銀百式拾五奴六分三厘老毛

但兩二

同所

一 埋餅 大サ内法式尺五寸四方

六ヶ所

一 横皮 四束

代銀式奴八分

但老東

代銀貳拾九匁八分壹厘五毛 但兩二

一 洪墨塗 老坪七合壹匁六才 壹本三分替

代銀貳匁五分七厘四毛 但老坪

一 鐵物生直 銀壹匁五分

代銀五匁 但老輛

一 車 三分貳厘三毛

代銀壹匁四分五厘四毛 但老輛

一 大工 三人 銀四匁五分

實銀拾貳匁 但老人

一 同手伝人足 六分 銀四匁

實銀壹匁八分 但老人

一 一人足 壹人 銀三匁

實銀三匁 但老人

一 諸色損料 銀三匁

代銀壹匁八分五厘五毛

○銀五拾七匁四分九厘八毛

牧野備前守屋敷後并 和田倉御門内外

一 石埋拵 大サ内法三尺四方 七ヶ所

深五尺

式重蓋老ヶ所当

一 松板 三枚 長三尺貳寸 幅壹尺 厚貳寸

尺ノ壹分六厘

是は式重蓋二遣

一 同板 四枚 長老尺四寸 幅四寸

厚老寸五分

尺ノ六厘八毛

是は和ら板二遣

一 同木 老本 長三尺貳寸 式寸五分二

三寸

尺ノ貳厘

是は関貫二遣

尺ノ合貳分四厘八毛

代銀拾壹匁四分四厘六毛 但兩二

一 横皮壹束 壹本三分替

代銀七分

一 粕へな土 老匁七才

代銀五分九厘五毛 但老坪

一 車 老分貳厘四毛 銀三拾五匁

代銀五分五厘八毛 但老輛

一 大工 壹人 銀四匁五分

實銀四匁

一 同手伝人足 貳分 但老人

實(銀)六分 銀三匁

一 一人足 老人五分

實銀四匁五分 但同斷

一 諸色損料 代銀七分四厘七毛

尺ノ銀貳拾三匁壹分四厘六毛

七ヶ所分

○代銀百六拾貳匁貳厘貳毛

御殿前

一 石出拵 大サ内法三尺七寸四方 老ヶ所

深七尺五寸

上蓋

一 松板三枚七分 長三尺七寸 幅老尺

厚四寸

尺ノ四分五厘六毛

是は上蓋二遣

一 同木 老本 長四尺五寸 三寸五分二

四寸

尺ノ五厘三毛

是は関貫二遣

尺ノ合五分九毛

代銀貳拾三匁四分九厘貳毛 但兩二

壹本三分替

一 洪墨塗 老坪三合五匁四才

代銀貳匁三厘壹毛 但老坪

一 車 式分五厘五毛 銀壹匁五分

代銀壹匁壹分四厘八毛 但老輛

一 鐵物生直 銀四匁五分

代銀五匁

一 大工 三人 但老人

實銀拾貳匁 銀四匁

代銀三拾八匁

但兩二

七貫五百目替

一 楨皮 四束

代銀貳匁八分

但老束

銀七分

一 粕へな土 老勺七才

代銀五分九厘五毛

但老坪

銀三拾五匁

一 車 老輛壹分五厘

代銀五匁壹分七厘五毛

但老輛

銀四匁五分

一 大工 五人

實銀貳拾目

但老人

銀四匁

一 同手伝人足 老人

實銀三匁

但老人

銀三匁

一 人足 六人

實銀拾八匁

但同斷

一 諸色損料

代(銀)六匁四分五厘七毛

○銀式百目壹分八厘老毛

同所統土手糞通并本庄

安芸守屋敷後共

一 埋楨

大サ内法三尺四方 四ヶ所  
深五尺

老ヶ所当内訳

一 松板 拾七枚式分 長三尺八寸 幅老尺

厚三寸

尺ノ老本六分三厘四毛

是は側長手敷蓋共二遣

一 同板 拾枚

長三尺式寸

尺ノ八分

是は妻手二遣

一 同板 三枚

長三尺

尺ノ老分五厘

是は式重蓋二遣

一 同木 四本

長同斷

尺ノ七厘五毛

是は請棧裏棧二遣

一 同木 老本

長三尺式寸

尺ノ式厘

是は関貫二遣

尺ノ合式本六分七厘九毛

代銀百貳拾三匁六分四厘六毛

一 貝折釘 貳百貳拾本

此鉄目五貫五百目

代銀四拾四匁

一 楨皮 四束

代銀貳匁八分

一 粕へな土 老勺七才

代銀五分九厘五毛

一 同木 老本

長三尺式寸

一 車 老輛三分四厘

代銀六匁三厘

一 大工 五人

實銀貳拾目

一 同手伝人足 老人

實銀三匁

一 諸色損料

代銀七匁三分六厘九毛

一 人足 七人

實銀貳拾老匁

一 石出楨

大サ内法四尺式寸四方 老ヶ所

一 上蓋

松板四枚式分 長四尺式寸

一 同木 老本

長五尺

尺ノ五厘八毛

是は上蓋二遣

尺ノ合六分四厘六毛

是は関貫二遣

尺ノ五厘八毛

是は上蓋二遣

尺ノ五厘八毛

是は関貫二遣

尺ノ五厘八毛

是は関貫二遣

尺ノ五厘八毛

是は関貫二遣

尺ノ合六分四厘六毛

但老輛

銀四匁五分

但老人

銀四匁

但老人

銀三匁

但同斷

但老人

銀三匁

但同斷

一 大工 式分五厘

質銀老奴

一 同手伝人足 五厘

質銀老分五厘

一 諸色損料

代銀式分八厘老毛

代銀八匁七分老厘

七ヶ所分

○代銀六拾目九分七厘

同

一 銅板 拾四ヶ所

老ヶ所当

一 銅板 式枚八分七厘五毛

代銀八匁六分式厘五毛

一 同銀 三百四拾五本

代銀三匁四分五厘

一 大工 式分五厘

質銀老奴

一 同手伝人足 五厘

質銀老分五厘

一 諸色損料

代銀四分四厘老毛

代銀三匁六分六厘六毛

拾四ヶ所分

○代銀百九拾老匁三分式厘四毛

同所跨櫛包板

一 松板 四枚 長式間

尺ノ五分七厘

是は敷蓋包板二遣

一 同板 四枚 長同斷

尺ノ四分式厘

是は側板同斷二遣

尺ノ合九分九厘

代銀四拾五匁六分九厘式毛

一 目折釘 八拾八本

此鉄目八百八拾目

代銀七匁四厘

一 車四分九厘五毛

代銀式匁式分式厘八毛

一 大工三人

質銀拾式匁

一 同手伝人足六分

質銀老匁八分

一 人足拾人

質銀三拾目

一 諸色損料

代銀三匁式分九厘式毛

○代銀百式匁五厘式毛

本庄安芸守屋敷角

一 地形一面石縁石蓋拵 大サ内法三尺四方 老ヶ所

深五尺

一 松板 拾三枚六分 長三尺八寸

幅老尺

厚三寸

尺ノ老本式分九厘式毛

是は側長手敷共二遣

一 同板 拾枚

尺ノ八分

是は妻手二遣

一 同板 三枚

長三尺

尺ノ老分五厘

是は式重蓋二遣

一 同木 式本

長三尺

尺ノ三厘八毛

是は請棧二遣

一 同木 老本

尺ノ式厘

是は関貫二遣

尺ノ合式本三分

代銀百六匁老分五厘四毛

一 目折釘百九拾本

此鉄目四貫七百五拾目

幅

厚同斷

幅老尺

厚式寸

式寸五分二

三寸

同斷

但老本

式拾五匁付



百九拾四本式分五厘分

○代銀八貫三百六拾三匁八分式厘貳毛

伝奏屋敷角地形一面石縁  
石枘より同屋敷内埋枘迄

一 樋長拾七間 大サ内法四寸四方 八寸角 彫樋

但式間樋にして八本五分

老本当内訳

一 松八寸角 長式間 老本

尺ノ六分四厘

代銀貳拾九匁五分三厘八毛 但兩二

老本三分替

一 目折釘 四拾本

此鉄目六百目

代銀四匁八分

但兩二 七貫五百目替

一 横皮 貳束

代銀老匁四分

但老束 銀七分

一 車 三分式厘

代銀老匁四分四厘

但老輦 銀四匁五分

一 大工 老人五分

賃銀六匁

但老人 銀四匁

一 同手伝人足 三分

賃銀九分

但同 銀三匁

一 人足 貳人 賃銀六匁

一 諸色損料

代銀老匁六分六厘九毛

一 銀五拾老匁七分四厘七毛

八本五分分

○代銀四百三拾九匁八分五厘

同所駒之頭

一 數合百八拾本

老本当内訳

一 松長老尺四寸 幅老尺貳寸 厚六寸 老本

尺ノ八厘四毛

代銀三匁八分七厘七毛

但兩二 老本三分替

一 糸 六挺 此鉄目百貳拾目 代銀九分六厘

但老挺 貳拾目付 但兩二 七貫五百目替

一 横皮 式分五厘

代銀老分七厘五毛

但老束 銀七分

一 粕へな土 九分

代銀三分老厘五毛

但老坪 銀三拾五匁

一 車 四厘貳毛

代銀老分八厘九毛

但老輦 銀四匁五分

一 大工 式分五厘

賃銀老匁

一 同手伝人足 五厘 賃銀老分五厘

一 諸色損料

代銀貳分式厘貳毛

一 銀六匁八分八厘八毛

百八拾本分

○代銀老貫貳百三拾九匁八分四厘

馬場先御門内石埋枘より

和田倉御門大番所角石埋枘迄

一 樋長延式百四拾間 大サ内法六寸四方 但式間樋にして百貳拾本 老本当内訳

一 松板 貳枚 長式間 幅老尺 厚式寸

尺ノ四分

是は敷蓋二遣

一 同板式枚 長同斷 幅六寸 厚式寸

尺ノ合六分四厘

代銀式拾九匁五分三厘八毛

一 目折釘 八拾本 此鉄目老貫貳百目

一 同釘 式本 此鉄目八匁

但老本 拾五匁付 但老本 四匁付

但老人 銀四匁

但同 銀三匁

- 一 實銀六匁 但同斷
- 一 諸色損料 代銀貳匁貳厘七毛
- 一 銀六拾貳匁八分貳厘四毛
- 一 五拾八本貳分五厘分
- 代銀三貫六百五拾九匁四分九厘八毛
- 本庄安芸守屋敷後石出辨より
- 牧野備前守殿屋敷後石埋辨迄
- 一 桶長八拾八間 大サ内法四寸四方 八寸角 彫樋
- 但式間樋にして四拾四本
- 老本当内訳
- 一 松八寸角 長式間 老本
- 尺六分四厘
- 是は彫樋二遣
- 代銀貳拾九匁五分三厘八毛 但兩二
- 一 目折釘 四拾本 老本三分替
- 此鉄目六百目 拾五匁付
- 一 同釘 貳本 但同
- 此鉄目八匁 四匁付
- 一 鉢 六挺 但老挺
- 此鉄目百貳拾目 貳拾目付
- 鉄目合七百貳拾八匁
- 代銀五匁八分貳厘四毛 但兩二
- 七貫五百目替
- 一 槓皮 貳束 但老束
- 代銀老匁四分 銀七分
- 一 粕へな土 九才
- 代銀三分老厘五毛 但老坪
- 銀三拾五匁
- 一 車 三分式厘 但老輛
- 代銀老匁四分四厘 銀四匁五分
- 一 大工 老人五分 但老人
- 實銀六匁 銀四匁
- 一 同手伝人足 三分 但同
- 實銀九分 銀三匁
- 一 人足 貳人 但同斷
- 實銀六匁
- 一 諸色損料 代銀老匁七分老厘四毛
- 代銀五拾三匁老分三厘老毛
- 四拾四本分
- 代銀貳貫三百三拾七匁七分六厘四毛
- 御殿掛
- 一 桶長延百九拾三間 大サ内法三寸四方 七寸角 彫樋
- 和田倉御門掛
- 一 同拾六間 同斷
- 伝 妻屋敷内
- 一 同百六拾間 同斷
- 評定所掛
- 一 同拾七間三尺 同斷
- 同所内井戸より桶樹迄
- 一 同式間 同斷
- 桶長寄而三百八拾八間三尺
- 但式間樋にして百九拾四本貳分五厘
- 老本当内訳
- 一 松七寸角 長式間 老本
- 尺四分九厘
- 是は彫樋二遣
- 代銀貳拾貳匁六分老厘五毛 但兩二
- 老本三分替
- 一 目折釘 四拾本 但老本
- 此鉄目六百目 拾五匁付
- 代銀四匁八分 但兩二
- 七貫五百目替
- 一 槓皮 貳束 但老束
- 代銀老匁四分 銀七分
- 一 車 式分四厘五毛 但老輛
- 代銀老匁老分三毛 銀四匁五分
- 一 大工 老人式分五厘 但老人
- 實銀五匁 銀四匁
- 一 同手伝人足 式分五厘 但同
- 實銀七分五厘 銀三匁
- 一 人足 貳人 但同斷
- 實銀六匁
- 一 諸色損料 代銀老匁三分八厘九毛
- 銀四拾三匁五厘七毛

別紙御書取老通主膳正殿平左衛門  
を以御下ケ有之否之儀明朝迄二御答  
可申上旨被仰渡候間早々御順達可  
有之候以上

十一月六日 三宅市右衛門  
遠山半左衛門

篠山摂津守殿

田村伊予守殿

村田阿波守殿

中川飛彈守殿

牧 志摩守殿

明業大隅守殿

【106】

戌十一月七日阿波守より賀茂宮勤十郎を頼

東條平左衛門を以上ル

主膳正殿

小屋場箇所申上候書付

御普請奉行

御普請方掛小屋場箇所

老番町御堀土手崩所御普請二付

同所御菜園前御堀端小屋場

御堀浚二付

鍛冶橋外比丘尼橋際小屋場

呉服橋外小屋場

一橋外四番明地前小屋場

右は琉球人通行道筋江無之候

御堀浚二付

鎌倉町小屋場

右は神田橋御門琉球人通行之節見通場

所二は候得共程遠二有之候間御幕張仕付不申候

但神田橋御門外御堀浚揚土有之候場所通行

二付道附之方御幕張下通仕付候之積

西丸下通上水樋御普請二付

西丸下御厩脇広場小屋場

右は越中守殿江廻勤之節見通程近二付見付

之方御幕張式夕通仕付候積

龍之口御堀端

揚場竹矢来式ケ所

内桜田御門外道造二付

同所広場竹矢来

右三ヶ所琉球人登城以前二取払申候

右之外御普請方懸小屋場揚場竹矢来共

無之候此段申上候以上

戌十一月

右申上書面御作事方此方小普請方共

三手一纏二いたし写御目付方江御作事方より

遣又

【108】

樋老本当其外調帳

玉川上水西丸下御厩掛并伝 奏

屋敷掛其外樋掛御普請御組合

入用樋老本当其外共

外桜田門内水見掛より

本庄安芸守屋敷後石出掛迄

一 樋長延百拾六間三尺 大サ内法五寸四方

彫 樋

但式間樋二して五拾八本式分五厘

老本当内訳

一 松九寸角 長式間

尺ノ八分老厘

是は彫樋二遣

代銀三拾七匁三分八厘五毛

但兩二  
老本三分替

一 貝折釘 四拾本

此鉄目六百目

一 同釘 貳本

一 同八匁

一 糸 六挺

同百貳拾目

鉄目合七百貳拾八匁

代銀五匁八分貳厘四毛

但兩二  
七貫五百目替

一 槓皮 貳束

代銀老匁四分

一 粕へな土 九才

代銀三分老厘五毛

但老坪

一 車 四分五毛

代銀老匁八分貳厘三毛

但老輛

一 大工 老人七分五厘

賃銀七匁

但老人

一 同手伝人足 三分五厘

賃銀老匁五厘

但老人

一 人足 貳人

銀三匁

【100】

表書絵圖面伺之通取計水口

仕附候節は前々日申上御見分請

往來之障二不相成様仕相添次第

御届可申上且入用之儀は年番二而

繰替置追而普請之節取集

可仕高直之品減方可被仰渡段

兼而請負人江可申渡旨被仰渡

奉畏候以上

秋元但馬守内

嘉永三戌年十月四日 伊王野彦左衛門印

【101】

口達之覚

玉川上水大名小路組合元辨口樋

仕附候二付明十日暫時之間水留

いたし尤雨天は日送之事

西丸下御殿脇

御普請方

十月九日

井戸対馬守殿

鍛冶橋御門

呉服橋御門

【102】

松平越後守内

栗原玉城

秋元但馬守内

伊王野彦左衛門

玉川掛大名小路上水組合水口樋

有形之通新規伏替出来仕候

此段御届申上候以上

年番

松平越後守内

十月十一日

栗原玉城

秋元但馬守内

伊王野彦左衛門

【103】

御普請方

玉川上水西丸下御殿掛并其外共樋掛

御普請二付馬場先御門大番所前より

和田倉御門内外伝 奏屋敷迄今廿六日より

送り二車御差留之旨御達御座候処諏訪部

八十郎御預御殿向御修復二付日々龍之口

小普請方定小屋内小屋場より御殿迄

御材木類積車樋筋不相障様為率

申度尤印鑑御引合御通有之候様

いたし度則印鑑相添此段御達申候

以上

七月廿六日

諏訪部八十郎御預御殿向

御修復御用

印鑑(印の図) 木道具

諸色共

戊七月

小普請方

【104】

御目付衆

一 和田倉御門

右御門持場内車差留候場所御作事方

小普請方御用諸色積車明廿八日より

為引申度旨二付印鑑三枚差進候間右

印鑑二引合相通可申旨御門番江御断

有之候様存候相済次第御断返可申達候

七月廿七日

小普請方

蓮池御金蔵并寺次喰達御門

其外共御修復御用

判鑑(印の図) 西丸下小屋場

御作事方

戊十月

【105】

御作事奉行衆

御普請奉行衆江

小普請奉行衆

覚

琉球人登 城之節辰之口小屋場之儀は

御城近二も候間何れ二も取払諸見苦敷

無之様取計可申候上野拝礼其外通行之

道筋并見通し之場所所有之候小屋場も

不遠取払二可相成場所は可成丈差急

取払其余実々難取払処は小屋場

見苦敷無之様勘弁いたし可被申

聞候事

御普請奉行

後通上水樋筋道造二付明六日より  
 小荷駄馬差留申候間御門番江御断  
 有之候様存候相濟次第御断返可  
 申達候此段申達候

十月五日

【97】

阿波守より篠山撰津守江達

御作事奉行衆

小普請奉行衆

玉川上水本庄安芸守殿屋敷脇後通

樋筋道造二付明六日より小荷駄馬差留

申候間此段御達申候相濟次第御断返

御達可申候

十月五日

【98】

阿波守より明楽大隅守江達

小普請奉行衆

評定所掛上水樋井戸共伏替二付

明六日同所井戸屋形御取除有之候様

いたし度此段御達申候

十月五日

【99】

玉川掛大名小路上水組合水口樋有形

之通新規伏替仕度尤少手之儀二付

年番方二而仕置普請二仕追而

普請之節入用取集候積組合中江

及相談候如何之存寄も無御座候間

則仕様帳絵図面共相添此段奉伺候  
 以上

年番

松平越後守内

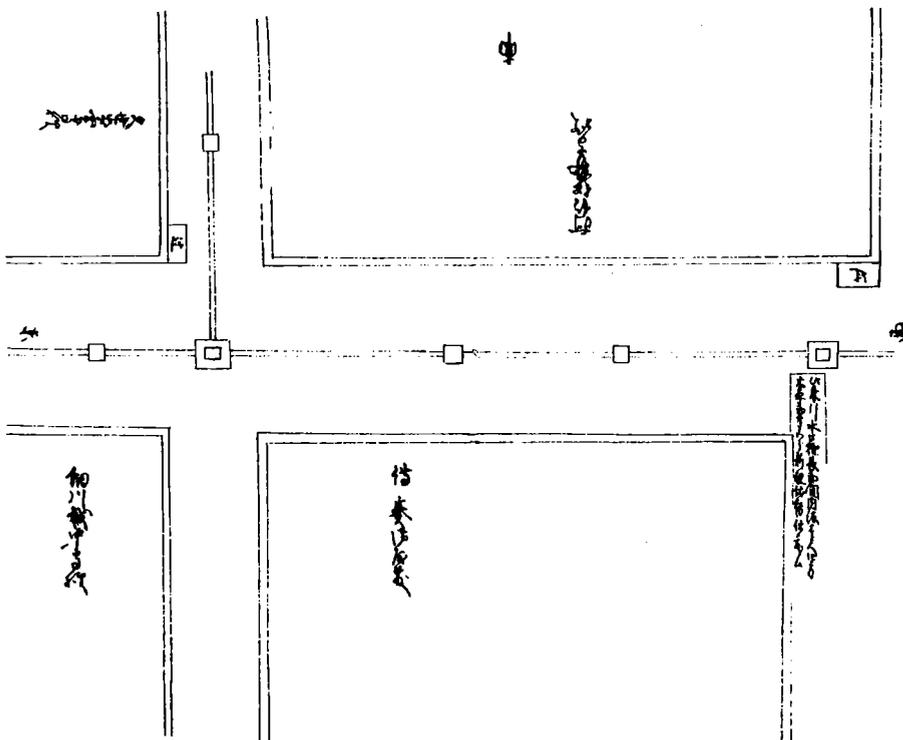
戌十月四日

栗原玉城

秋元但馬守内

伊王野彦左衛門

【99】付



【92】

玉川上水伝 奏掛樋筋此度御伏替  
二付伊勢守屋敷前一手引取上水  
出樋口樋有形之通伏替申度  
依之絵図面相添此段奉伺候  
以上

阿部伊勢守家来

九月十九日 六浦茂七

【93】

九月十九日水口仕付候節罷出

阿部伊勢守内

頭取役

六浦茂七

普請奉行

吉沢金治

徒目付

加藤藤三

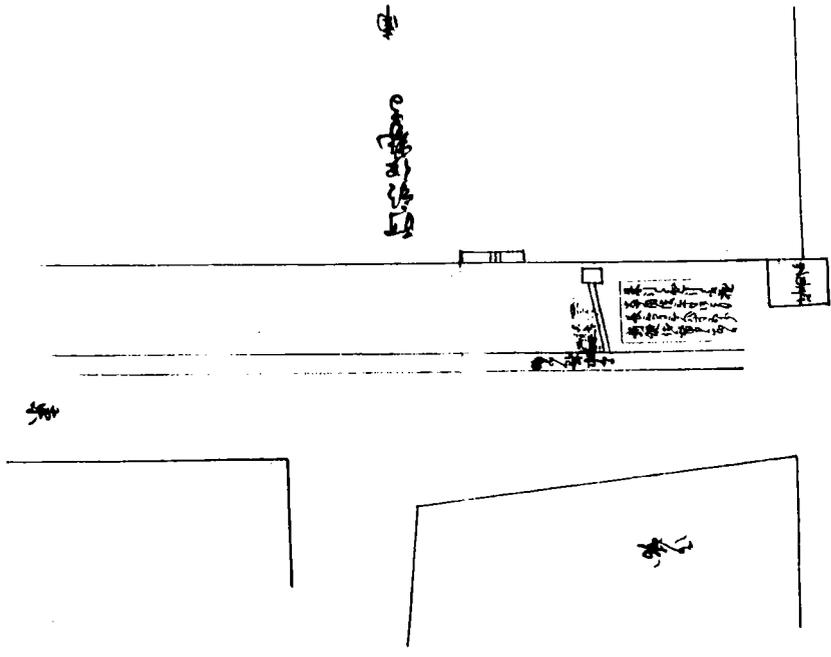
普請小奉行

小林敬吉

棟梁

高野銀藏

【92】付



【94】

神尾藤右衛門様  
内藤幸三郎様  
保田範太郎様  
以手紙致啓上候然ハ伝 奏屋敷掛  
樋柵其外御普請二付同所内西之方  
明御長屋調所ニ拝借いたし度此段  
及御掛合候以上

九月十九日

【95】

木暮又右衛門様

御手紙致拜見候然ハ伝 奏屋敷掛  
樋柵其外御普請二付同所勤番所  
西之方明御長屋御調所被成度旨承知  
いたし候右は先日釜屋御用之儀  
御奉行衆より奉行江御掛合洩之心得ニ而  
尤火所之儀も御并当所と被仰聞候得は  
是又小普請方と同様心得御引私之節は  
日々勤番之者火所御立合御引取之  
心得ニ御座候御答迄如此御座候以上  
九月十九日

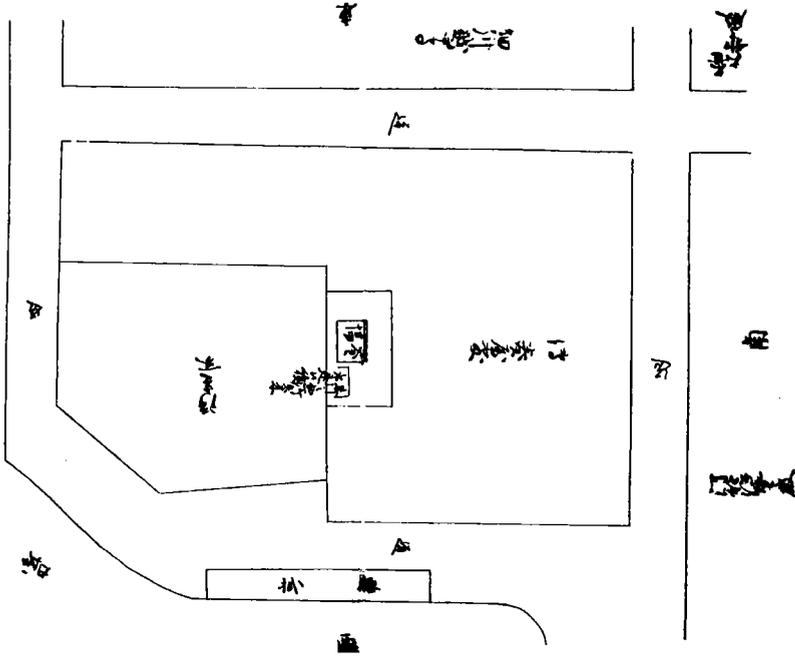
木暮又右衛門

神尾藤右衛門  
内藤幸三郎  
神尾藤太郎

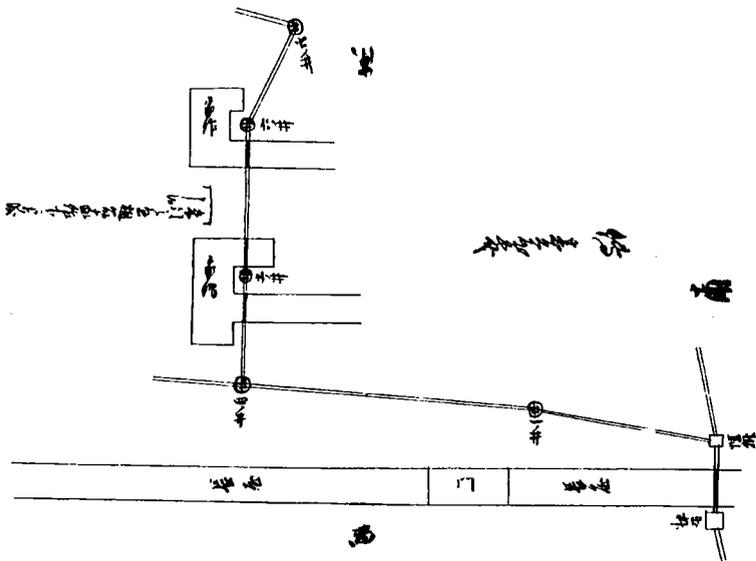
【96】

阿波守大沢仁十郎江達  
御目付衆  
一 外桜田御門  
右御門持場内本庄安芸守殿屋敷脇

中川飛彈守



【91】付



御達可申候以上  
戌九月

御書面御達之趣致承知候然ル処右御建物  
内ニは公家衆参向之節御用之品御勘定方  
ニ而入置候ニ付取片付之儀同所江申達  
取片付次第床力取払候様可致候  
依之繪図面留置此段及御答候  
戌九月  
牧志摩守

玉川上水和田倉御門内外其外極柵御普請二付

同所渡御櫓下掘割樋伏方いたし候二付明後十二日より

日数二日之間 御成雨天日送り老人立往来相通

馬駕籠差留申候此段御達申候

九月十日

【85b】

飛彈守より松平上総介頼達

御目付衆

中川飛彈守

玉川上水和田倉御門内外其外極柵御普請二付

同所渡御櫓下掘割樋伏方いたし候二付明後十二日より

日数二日之間 御成雨天日送り老人立往来相通

馬駕籠差留候段今日山城守殿江申上候此段申達候

九月十日

【85c】

前同斷

御目付衆

中川飛彈守

玉川上水和田倉御門内外其外極柵御普請二付

同所渡御櫓下掘割樋伏方いたし候二付明後十二日より日数

二日之間 御成雨天日送り老人立往来相通馬

駕籠差留候処掘割候節は右御門潜之方老人立

往来相通候様いたし度此段御門番江御断有之候様

存候依之申達候

九月十日

【86】

同人より諏訪源四郎江達

御作事奉行衆

中川飛彈守

玉川上水和田倉御門内外其外極柵

御普請二付同所渡御櫓下掘割樋伏方

いたし候二付植石取除置伏方出来次第

元形之通取附可申候依之御達申候

戌九月

【87】

志賀金八郎殿

玉川上水和田倉御門外石出柵より伊勢守殿

御屋敷前通樋筋御普請明十三日より取掛り

申候事

九月十二日

本文之通差出候処日数何日位二而出来いたし候哉之旨

御尋二付凡六拾間程之場所雨天相除日数五日二而

出来いたし候旨御答申上置候事

【88】

九月十二日同人より松平河内守江達

同月十六日答下ケ札同人より差越

御勘定奉行衆

中川飛彈守

中川飛彈守殿

御勘定奉行

玉川上水伝 奏屋敷掛樋柵其外

御普請追々取掛候二付同所内江手輕之

竹矢来取建湯吞所補理諸色引入

下符等致度段支配向より評定所番江及

問合候処差支無之由二付絵圖面相添

此段及御掛合候

戌九月

下ケ札

御番動伝 奏屋敷掛樋柵其外御普請

御取掛同所内江竹矢来御取建二付絵圖面

御添御問合之趣差支無之候其段評定所

番江申渡置候依之及御挨拶候

戌九月

【90】

九月十六日阿波守より鶴小十郎を以達

御勘定奉行衆

中川飛彈守

玉川上水伝 奏屋敷掛樋柵其外

御普請明十七日より取掛申候間役人并職人

人足共入込諸色箱番屋等差置申候尤

相済次第御断返御達可申候右御普請

中日々致水留夜水は相掛申候此段

御達申候以上

九月十六日

【91】

九月十六日阿波守より牧志摩守江達

同十八日答下ケ札付志摩守より差越飛彈守請取

小普請奉行衆

中川飛彈守

中川飛彈守殿

牧 志摩守

玉川上水伝 奏屋敷掛樋柵其外御普請

取掛候処別紙絵圖面朱引之場所御建物下夕二

樋柵有之伏方差支候二付右御普請附切

支配向江御支配向より打合之上床カ廻り御取払

有之候様存候此段御達申候尤相済次第御断返

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛

御普請ニ付明廿九日明六時より暮六時迄水留

いたし候間御門々々江相掛り不申候尤

御成雨天は日送之積有之候廻状早々

順達從留西丸下御殿脇御普請方小屋場江

返却可有之候以上

八月廿八日

御普請方

改役

御普請方

下奉行

呉服橋御門

鍛冶橋御門

右番頭中

【82 b】

廻状

御普請方

下奉行

同

改役

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛

御普請ニ付明廿九日明六時より暮六時迄水留

いたし候尤 御成雨天は日送之積有之候

此段組合中江も通達可有之候廻状早々

順達從留西丸下御殿脇御普請方小屋場江

返却可有之候以上

八月廿八日

御普請方

改役

御普請方

下奉行

大名小路組合年番

小札

山城守殿

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛御普請ニ付

明後十二日より日数二日限 御成雨天日送ニ而老人立

往来相通馬駕籠差留候儀申上候事

九月十日

【83】

神尾藤右衛門様

内藤幸三郎様

保田範太郎様

木暮又右衛門

以手紙致啓上候然は玉川上水和田倉

御門内外其外樋掛御普請ニ付明廿九日明

六時より暮六時迄水留いたし候ニ付伝 奏屋敷

評定所掛共相懸不申候尤

御成雨天は日送之積此段御達申候以上

八月廿八日

【84 a】

山城守殿引ニ付伊賀守殿江飛彈守より林阿弥を以上ル

御用番

山城守殿

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛

御普請ニ付馬駕籠差留候儀申上候

書付

御目付江御断 但小札附

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛御普請ニ付

同所渡御櫓下掘割樋伏方仕候ニ付明後十二日より

日数二日之間 御成雨天日送り老人立往来相通

馬駕籠差留申候尤二日限相済候ニ付御断返は

不申上候此段御目付江被仰渡可被下候右之段

御側衆江も御断差出申候以上

九月十日

【84 b】

御側衆

西丸 同人より宗林を以上ル

御側衆

右同文言

尤二日限相済候ニ付御断返は不申上候以上

【85 a】

御留守居衆

同人より駒木根大内記江達

田安

一橋御家老衆

清水附

同人より牧志摩守江達

御作事奉行衆

小普請奉行衆

同人より松平上総介江達

西丸

御目付衆

又右衛門より杉原市兵衛江達

御三家方

御城附

同断

【73】

表書絵図面伺之通取計水口仕付候節は前々日申上御見分請往来之障二不相成様仕相濟次第御届可申上旨被仰渡奉承知候以上

松平肥後守内

嘉永三戌年八月六日 桑名由蔵印

【74】

先達而伺之通被仰渡候和田倉御門内肥後守一手引取上水口樋今七日仕付申度此段奉伺候以上

松平肥後守内

八月七日 桑名由蔵

【76】

先達而伺之通被仰渡候和田倉御門内肥後守一手引取両屋敷上水口樋今廿九日仕付申度此段奉伺候以上

松平肥後守内

八月廿九日 桑名由蔵

【77】

八月廿九日水口仕付候間罷出候者

松平肥後守内

桑名由蔵

吟味役

藤井儀右衛門

立合

栗原頼右衛門

小奉行

高橋伝蔵

同勤

熊沢源兵衛

同

須藤長次郎

棟梁

大橋源次郎

小奉行手代

斎藤林蔵

以上

【78】

戌八月晦日小屋場江持参差出ス

松平肥後守内

桑名由蔵

先達而伺之通被 仰渡候和田倉御門内

肥後守屋敷一手引取上水樋筋

新規伏替之儀此節皆出来仕候

此段御届申上候以上

松平肥後守内

八月晦日

桑名由蔵

【80】

飛彈守より対馬守江達

井戸対馬守殿

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛

御普請二付明廿九日明六時より暮六時迄水留

いたし候二付其御役屋敷掛相懸不申候尤

御成雨天は日送之積此段御達申候

八月廿八日

中川飛彈守

【81】

伊勢守殿 神谷祐蔵より

磯部俊太郎江達

和泉守殿 同人より

大塚新九郎江達

大和守殿 御役所より為持達

但馬守殿 祐蔵より

遠藤初次郎江達

右御部屋番

玉川上水和田倉御門内外其外樋掛

御普請二付明廿九日明六時より暮六時迄水留

いたし候二付御屋敷掛相懸不申候尤

御成雨天は日送之積此段役人中江通達

有之候様存候

八月廿八日

御普請方

【82 a】

御普請方

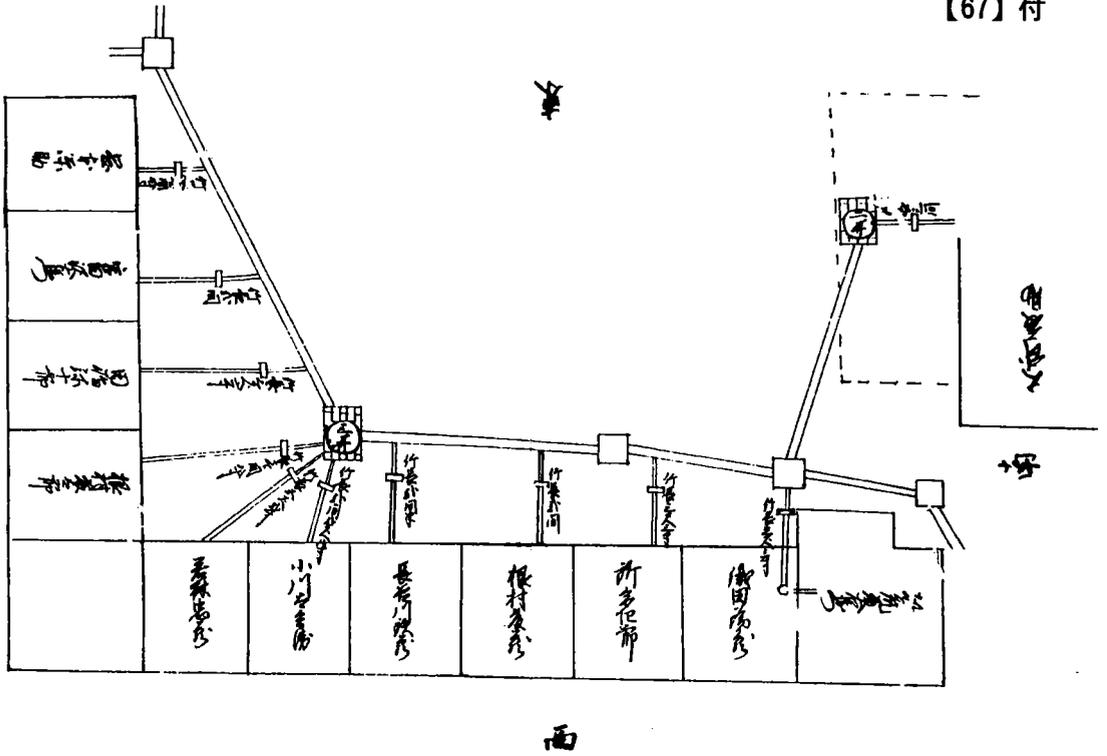
下奉行

廻状

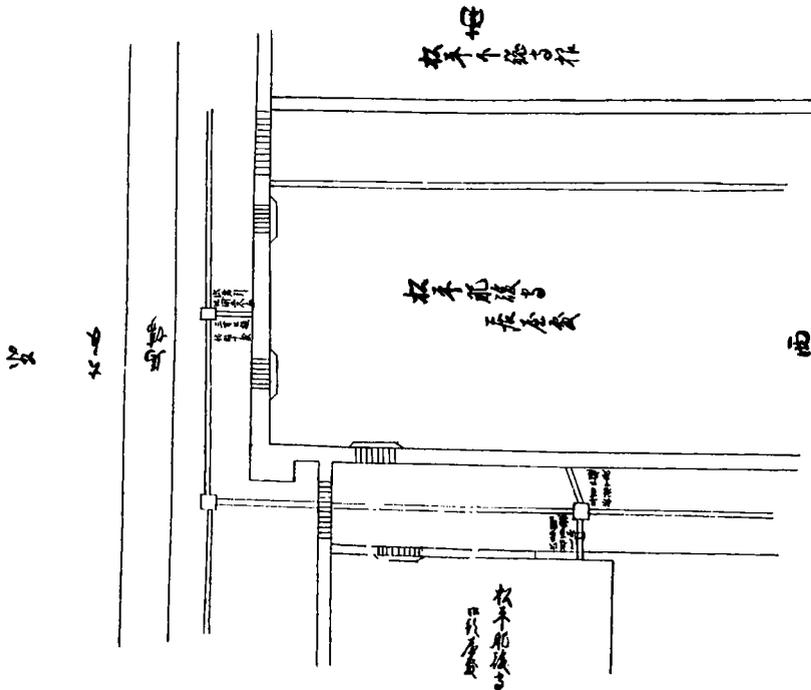
同

改役

【67】付



【72】付

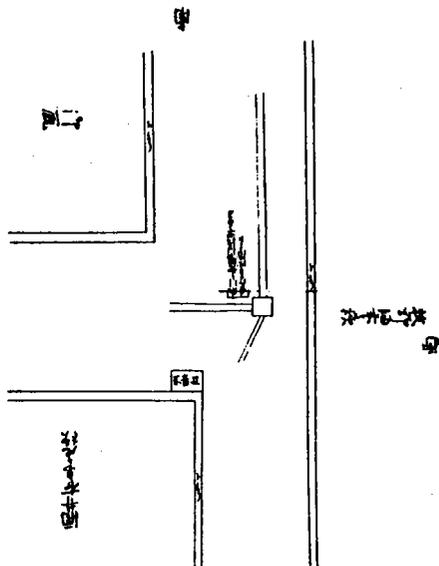


【72】  
 和田倉御門肥後守屋敷一手引取  
 上水樋筋朽損水不掛二付三ヶ所共  
 新規伏替申度則別紙絵図面相添  
 此段奉伺候以上

八月六日

松平肥後守内

桑名由藏



以上

本多越中守家来

七月十八日

秋田与市郎

【60】

先達而相伺候通越中守居屋敷一手

引取樋筋朽損水不掛二付元枿

水口樋修復有来之通出来仕候

此段御届申上候以上

本多越中守家来

七月

秋田与市郎

【65】

御普請方

小普請方

玉川上水西丸下厩掛并其外共樋枿

御普請二付馬場先御門大番所前より和田倉

御門内外伝 奏屋敷迄今廿六日より送り二

車御差留之旨御達御座候処諏訪部八十郎

御預御殿向御修復二付日々龍之口小普請方

定小屋内小屋場より御殿迄御材木類積車

樋筋不相障様為率申度尤印鑑

御引合御通有之候様致度則印鑑

相添此段御達申候以上

七月廿六日

諏訪部八十郎御預御殿向

御修復御用

印鑑 印 木道具

諸色共

戊七月

小普請方

【66 a】

御目付衆

一 和田倉御門

右御門持場内車差留候場所御作事方

小普請方御用諸色積車明廿八日より為引

申度旨二付印鑑三枚差進候間印鑑二引合

相通可申旨御門番江御断有之候様存候

相濟次第御断返可申達候

七月廿七日

御普請奉行

【66 b】

御目付衆

一 馬場先御門

右御門持場内車差留候場所御作事方御用

諸色積車明廿九日より為引申度旨二付

印鑑老枚差進候間右印鑑二為引合

相通可申旨御門番江御断有之候様存候

相濟次第御断返可申達候

七月廿八日

御普請奉行

【67】

西丸下諏訪部八十郎御役屋敷内上水

樋枿并戸共御普請御座候二付銘々住居

御長屋江前々より引取御座候処竹樋朽損

候二付前々有形之通自分入用を以伏替

申度別紙絵図面相添此段奉伺候

以上

御普請掛

戊七月

長谷川鉄蔵  
小川太兵衛

【51】

戌六月廿五日柳生播磨守より差越牧野備前守殿  
御渡候御書付写

大目付江

御簾中様御逝去ニ付普請は来ル廿八日迄  
鳴物は来月三日迄停止ニ候間得其意  
可被相触候

六月廿五日

【52】

小普請奉行衆

一色丹後守

西丸下諏訪部八十郎預り御殿内上水樋掛  
井戸とも御普請取掛四之井伏替ニ付明六日  
井戸屋形御取除有之候様いたし度此段

御達申候

七月五日

【55】

酒井右京亮家来

内山鑛司

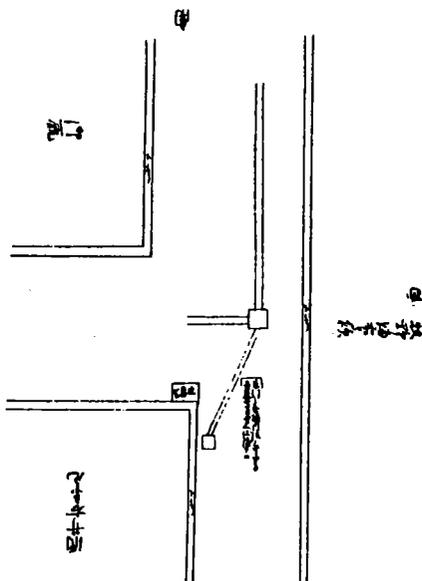
馬場先御門内酒井右京亮屋敷江一手引取  
樋筋朽損水不掛ニ付元辨水口樋より  
新規伏替仕度依之別紙絵図面  
相添此段奉候以上

酒井右京亮家来

内山鑛司

戊七月

【55】付



【56】

先達而伺之通被仰渡候馬場先  
御門内酒井右京亮屋敷江一手  
引取上水口樋明十九日仕付  
申度此段奉候以上

酒井右京亮家来

七月十八日

内山鑛司

【57】

先達而相伺候通右京亮居屋敷一手  
引取樋筋朽損水不掛ニ付元辨  
水口樋より新規伏替修復有来之通  
出来仕候此段御届申上候以上

酒井右京亮家来

七月

内山鑛司

【58】

本多越中守家来

秋田与市郎

馬場先御門内本多越中守屋敷江一手  
引取樋筋朽損水不掛ニ付水口樋新規  
伏替仕度依之別紙絵図面相添  
此段奉候以上

本多越中守家来

戊七月

秋田与市郎

【59】

先達而伺之通被仰渡候馬場先御門内  
本多越中守屋敷江一手引取上水  
水口樋明十九日仕付申度此段奉候

【41】

乍恐以書付奉願上候

当御場所御普請之内外桜田御門内

水見榊より御殿内迄之榊柵下拵追々

出来ニ相成候ニ付来ル廿六日より伏方取掛

仕度奉存候間此段御開濟被成下候様

偏ニ奉願上候以上

小川屋

清吉

戊五月廿三日

御普請方

御役所様

【46】

外桜田御門内本庄安芸守屋敷脇通上水

樋榊御修復ニ付屋敷江一手引取樋長式間

七寸駒之頭共新規伏替仕度奉存候依之別紙

繪図面相添此段奉伺候以上

本庄安芸守家来

戌六月

永井蔵太

【47】

本庄安芸守家来

永井蔵太

先達而伺之通被仰渡候西丸下屋敷江

一手引取上水明十一日樋仕附申度

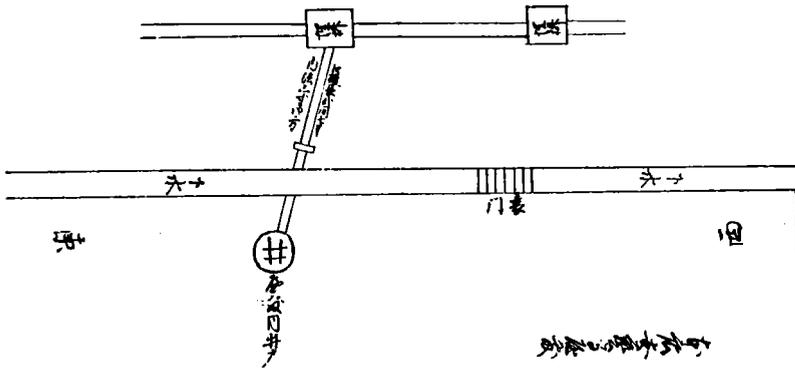
此段奉伺候以上

本庄安芸守家来

六月十日

永井蔵太

【46】付



【48】

先達而伺之通被仰渡候西丸下屋敷江一手

引取上水口樋取付今日出来仕候此段

御届申上候以上

本庄安芸守家来

六月十一日

永井蔵太

【50】

戌六月廿四日柳生播磨守より差越牧野備前守殿

御渡候御書付写

大目付江

御簾中様御不例御養生不

被為 叶今午上刻

御逝去被遊候依之為何御機嫌

明廿五日

御本丸西丸江惣出仕之事

一 病氣幼少隠居之面々は老中

大和守宅江使者可被差越候事

一 在国在邑之面々は老中大和守江

使札可被差越候事

一 普請鳴物之儀は従是相達候迄は

可為停止候事

右之通可被相触候

六月廿四日

可心附事

一 万一出火之節人足駈付候ハ、随分防方手配可申付事

一 御普請日積役人は勿論末々迄相心得居日積通無相違出来候様出精可致事

一 請負のものより金銀米錢酒肴等整品たり共決而請申間敷事

一 惣而不取留風聞猥ニ申觸間敷事右之條々急度相心得可申候勿論

前々普詞之趣堅可相守もの也

月 日 奉 行

【35】

乍恐以書付奉願上候

一 昨八日夜日本橋四日市辺より之出火二而職人人足出方之者多分近火ニ御座候処

中ニは類焼仕候者も有之彼是難渋仕居殊ニ私義も既ニ類焼仕候計ニ御座候間

何卒今日之処御場所御休日被成下候様仕度此段偏ニ御聞濟被下置候様奉願上候以上

願上候以上

戊五月九日

小川屋

清吉

【38】

金之丞様

藤 助様

御結合中様

伊勢守殿屋敷前龍之口ニ揚場竹矢来取建

有之右はいつ頃取払ニ成候哉之旨志賀金八郎

治兵衛

を以御尋ニ付丹後守殿御手控之日積百八十日相掛候旨御答被成候処夫は日数多相懸候間

精々致手續可成丈詰候様被仰間候旨丹後守殿被仰依之彼御方ニ而は八十日位取払被成候様

御様子之旨御手詰之処御取調明日被仰上候様且右ニ付而仕事割手續書付ニいたし御差出被成候様被仰間候左様御承知可被下候

五月廿二日

【39】

五月廿三日左之通御普請手續日割并揚場竹矢来引払日限

共別紙ニ相認メ御殿江金之丞持參丹後守殿江差上申候処志賀金八郎江御内談之上御聞置相成此上共可成丈日数少

二出来候様猶又丹後守殿被仰渡候

御普請手續日割之儀奉申上候  
外桜田御門内水見榭より御殿内迄  
樋榭下拵凡日数  
式十日

右御場所樋榭伏渡方取掛より  
出来迄日数  
四十日

右日限之内ニ而馬場先御門より和田倉御門内迄  
樋榭下拵仕居申候

馬場先御門内石埋榭より和田倉御門内迄并  
松平肥後守御預り地前より同御門内迄樋榭  
伏渡方取掛より出来迄日数  
六十日

右日限之内和田倉御門外より伝 奏屋敷掛  
其外共下拵出来  
和田倉御門外水見榭より伝 奏屋敷内并

評定所掛吐樋井戸伏渡方取掛より  
出来迄日数  
三十日

道造砂利敷平均出来迄日数  
三十日

都合日数  
百八十日

但雨天其外休日は相除申候

右は精々取繕候日積ニ御座候得共御沙汰之趣も御座候間  
猶又出精仕可成丈日数少ニ出来候様可仕候以上

戊五月

小川屋

清 吉

【40】

龍之口御揚場竹矢来引払日限

御尋ニ付奉申上候  
一 木口類之分  
五月廿三日より晴雨共  
日数七十五日ニ而 不残引入ニ相成申候

一 砂利并足土之分  
五月廿三日より雨天其外休日相除  
日数百六十三日ニ而 不残引入ニ相成申候

右之通日数奉申上候尤右日数之内御揚場  
地所御差支之節は呉服橋御門外ニ而御替地  
奉願上度奉存候此段奉申上候以上

戊五月

小川屋

清 吉

【30】

前同断

御目付衆

一色丹後守

并伝 奏屋敷掛其外樋掛御普請明六日より  
取掛申候此段申上候以上  
五月五日

無之様入念可心附事

一 毎日急度五時揃七時仕舞可致候事

一 火之元等用心堅申付相定候火所之外一切

一 湯呑所之外人足多葉粉為給申間敷

一 休之節并取掛之節共役人致差図柏子木

打可申事

四時休

九時昼食休

八時休

一 喧嘩口論堅禁制之事

一 自分共見廻之節御普請仕法等可相尋候間

無差支委細可致挨拶候若不明之儀

有之候得は急度可及沙汰候間兼而相心得

入念出精可相勤事

一 御普請出来形宜御組合入用可成丈相減候様

致出精仕法会得いたし兼候事は委細

棟梁共江可相尋候若不束之儀申立候ハ、

自分共江可申聞事

一 賭之諸勝負堅停止之事

但賭似寄之儀も決而無之様其外

取締方專一心附可申事

一 職人人足等毎日入高請負人共より為書出

可申事

一 諸色龜末無之様入念可申候若いたし方

龜末候敷不依何事御為宜儀心附候ハ、

末々之もの二而も存寄可申聞事

一 職人人足其外掛り役人家来腰札を以出入

可致事  
一 御場所并小屋場内江他之者紛入不申様

五月五日

【33】

戊五月五日丹後守より井戸鉄太郎江達ス

御目付衆

一色丹後守

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請之儀何之通伊勢守殿被仰渡

候二付明六日より取掛申候依之御組合入用金高并

場所取掛より出来迄凡日数別紙相添此段

申達候

五月五日

【33付】

玉川上水西丸下御殿掛并

伝 奏屋敷掛其外樋掛

御普請御組合入用

一 高金千百兩

御普請取掛より出来迄

雨天其外休日相除

一 凡日数百八十日

右之通有之候

戊五月

【34】

定

一 玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請巨細二心附等閑之儀

無之小屋場作法宜人足等二至迄不作法

【31】

前同断

御目付衆

一色丹後守

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請二付右御殿脇通広道江

小屋場竹矢来取建外椽田御門内石出樹より

同所土手通折廻牧野備前守殿屋敷後迄

并馬場先御門大番所前より和田倉御門内外伝

奏屋敷迄樋筋道内追々掘明ヶ最寄江

諸色箱番屋等差置候間持場御門番并

辻番所江御断有之候様存候相濟次第

御断返可申達候

戊四月

【31】

戊四月廿四日御役所より為持遣ス

火消役衆

一色丹後守

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請二付右御殿脇通広道江

小屋場竹矢来取建置申候別段消防之

儀は不申上候得共為御心得此段申達候

戊四月

【32】

戊五月五日丹後守より井上茂輔を以上ル

伊勢守殿

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

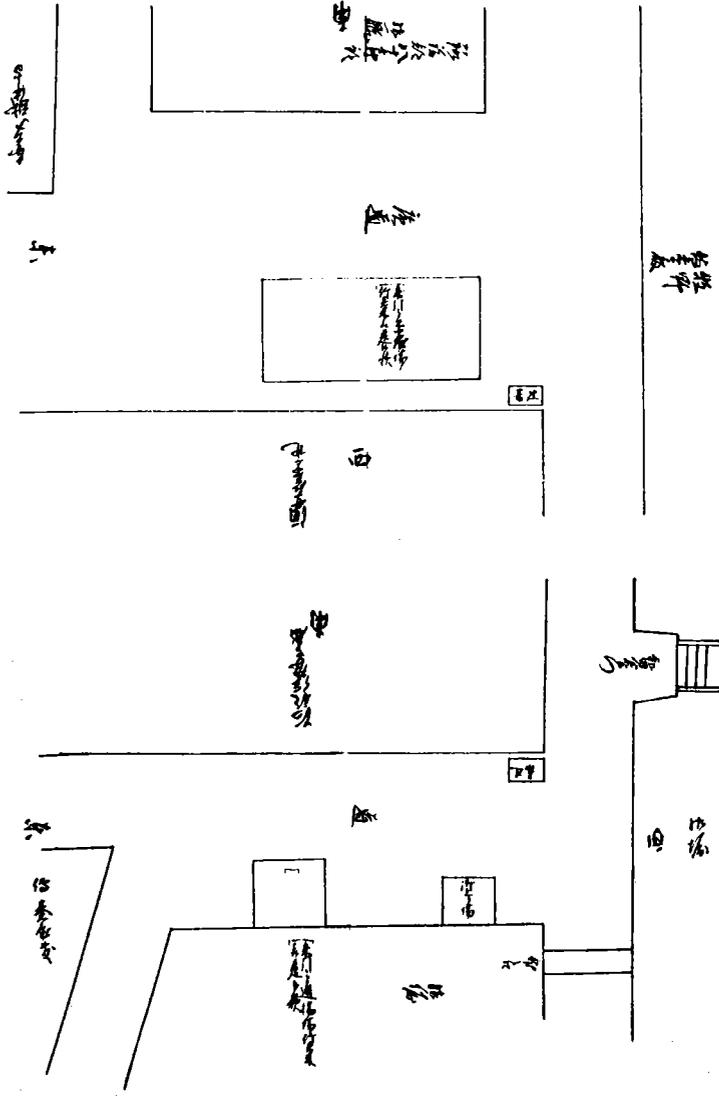
其外樋掛御普請取掛候儀申上候書付

御届

一色丹後守

先達而伺之通被仰渡候玉川上水西丸下御殿掛

【18】付



【18】付

戊四月廿日

小川屋  
清 吉印

御普請方

御役所様

【24】

前同断

山城守殿

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請中見廻り仕候儀申上候書付

一色丹後守

先達而伺之通被仰渡候玉川上水西丸下御殿掛并

伝 奏屋敷掛其外樋掛御普請中定式

持場之廉二而私儀見廻り仕候此段申上置候以上

戊四月

【26】

前同断

山城守殿

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請小屋場夜中支配向見廻為仕

候之儀申上候書付

一色丹後守

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛其外

樋掛御普請二付右御殿脇通広道江小屋場

竹天采取建諸色等差置候間請負人より番人

附置候二付取締之ため夜中御普請方同心

見廻り為仕候此段申上置候以上

戊四月

下ケ札

御書面之趣致承知町年寄共申渡候処  
本文清吉所持屋敷取調之上別紙家質  
證文取之差出候間則差進此段及御挨拶候

戊四月

嘉永三戊年四月

屋敷主	清吉印
五人組	清兵衛印
同	文藏印
同	政次郎印
同	吉五郎印
同	常吉印
同	利助印
名主	半平印

写

家屋敷代附之事

一 此度玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷

掛其外樋柄御普請本材木町六丁目茂兵衛

地借清吉御請負被 仰付候二付御普請中并

五ヶ年跡御請負中同人所持之家屋敷

家質ニ差上申候石家屋敷小石川金杉

水道町北側東角より四軒目表田舎間拾

六間裏行同四間三尺五寸天保四巳年十二月

之活券金百拾兩之活券状壹通ニ御座候処

右金高之内三割引金七拾七兩之活券ニ

御吟味相濟申候右之通御座候ハ、何時成共

五人組方江買取可申候此家屋敷未夕何方江も

借金等書人不申候其外障儀無御座候間家質ニ

差上申候然ル上は右御請負中余方江書入

為致申間敷候御請負相滞儀御座候而清吉

屋敷被 召上候敷又ハ七拾七兩之金子成共

被 仰付次第急度差上可申候為後日名主

五人組活券ニ加判仕差上申候仍如件

小石川金杉水道町

北側東角より四軒目

下ケ札

御書面兩樋筋共文政五年御普請  
出来いたし伝 奏屋敷之方天保  
六未年拾四ヶ年目御殿之方同七  
申年拾五ヶ年目ニ而御普請有之候  
此段御挨拶候

戊四月

町年寄衆

御役所

右家屋敷之代附は其町之名主五人組江  
申付為致吟味活券取進上仕候以上

嘉永三戊年四月

樽	藤左衛門
館	市右衛門
喜多村彦右衛門	

【13】

戊四月六日根岸三十郎より差越翌七日答下ケ札付返却

御勘定所

玉川上水西丸下御殿掛樋筋天保七申年

御普請有之当戊年迄拾五ヶ年目迄

奏屋敷掛樋筋天保六未年御普請出来

拾六ヶ年目ニ相成候由ニ有之右は其以前

兩所樋筋御普請之節より前有中年并

未年迄年数何年ニ相成候哉年当り等

巨細早々承知いたし度此段及御掛合候

戊四月

【14】

戊四月九日御勘定根岸三十郎より御普請奉行同下奉行見  
廻附切等被仰渡候御普請御金高之訳心覚ニ承知いたし度  
申聞候ニ付同十一日惠次郎より同人書取遣又

覚

諸御普請御修復之節御普請奉行見廻り

相伺候儀は皆御入用之方五百兩以上御組合

入用之方千兩以上尤御場所柄御普請柄之

模様ニ寄御金高ニ不拘相伺候

右同斷御普請方下奉行附切相伺候儀は

皆御入用御組合入用共五百兩以上尤御場所

柄御普請柄ニ寄前同斷ニ有之候

戊四月

【16】

乍恐以書付奉申上候

一 玉川上水西丸下御殿并伝 奏屋敷掛

其外樋柄御普請中日積取極可申上旨

被仰渡奉畏候右は雨天御休日相除日數

百八十日限皆出来仕度奉存候間何卒

御聞濟被成下置候様奉願上候以上

一 同手伝人足七拾人  
賃銀貳百拾匁  
但老人二付  
銀三匁

一 桶工九拾六人  
賃銀貳百八拾八匁  
但同斷

一 人足 千三百拾三人  
賃銀六貫九百三拾九匁  
但同斷

一 人足 六百貳拾三人  
賃銀老貫五百五拾七匁五分  
但老人二付  
銀貳匁五分

一 諸色諸道具損料  
代銀老貫九百八拾貳匁四分四毛

一 小屋場揚場竹矢來箱番屋小使人足  
其外諸色損料  
代銀四貫五百三拾九匁貳分七厘六毛

右之通御座候以上  
小川屋  
清吉

戌三月  
清吉

【9】  
乍恐以書付奉申上候

一 玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛其外  
御普請一式引請被 仰付難有仕合奉存候右二付  
此節證拠地面差出候様被仰渡奉畏候依之私  
所持之家屋敷老ヶ所小石川金杉水道町北側  
表間口田舎間拾六間裏行四間三尺五寸此沽券  
金百拾兩二御座候間右地面御普請中并跡御請負  
五ヶ年之内證拠地二差上申度右地面之儀二付聊  
故障之儀無御座候間何卒右地面二而御聞濟被  
成下候様仕度此段奉願候以上

本材木町六丁目  
茂兵衛地借  
小川屋  
清吉印

戌三月  
御普請方  
御役所様

御普請方  
御役所様

【10】  
戌四月五日丹後守より遠山左衛門尉江達ス

町奉行衆  
一色丹後守

玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛其外  
種掛御普請本材木町六丁目茂兵衛地借小川屋  
清吉と申者落札二相成爲證拠地面別紙之通  
小石川金杉水道町所持之地面書出申候依之  
御普請中は勿論出来後五ヶ年跡請負中右  
地面爲家賃取置可申と存候家賃地二相成候  
場所二候哉御札有之候様いたし度清吉差出候  
書付写相添及御掛合候

戌三月  
書付写相添及御掛合候

戌四月十四日答下札付差越ス

一色丹後守殿 遠山左衛門尉  
御書面之趣致承知爲相札候地清吉  
所持小石川金杉水道町北側東角より  
四軒目御年貢町並屋敷老ヶ所御普請  
中は勿論受負中爲證拠地差出度旨  
同人申立候通坪數并沽券金高相違  
無之右家屋敷家賃二差出候而も  
於町内差障無之万一被 取上候節は  
沽券高之三割引金七拾七兩二引請可申旨

地所之五人組名主申之右之趣於居町も  
差障無之段居町之町役人共申之候旨且  
家賃證文之儀は前々之振合を以申付元沽券  
状は町年寄共方江預り置候積之旨町年寄様  
藤左衛門申聞候依之被遣候別紙返却此段及御挨拶  
戌四月 遠山左衛門尉

戌四月

戌四月

【11】  
戌四月廿一日阿波守より当人江達ス  
同廿八日当人より答下ケ札付家賃證文共  
差越候故同人請取

遠山左衛門尉殿  
一色丹後守殿  
本材木町六丁目  
茂兵衛地借  
小川屋  
清吉

右は先達而及御掛合候玉川上水西丸下  
御座掛并伝 奏屋敷掛其外御普請一式  
金千百兩二而清吉落札二相成右金高を以  
御普請伺之通被仰渡候二付御普請中并  
跡請負年限中共小石川金杉水道町北側  
表間口田舎間拾六間裏行四間三尺五寸同人  
所持之地面家賃二取置申候間證文之儀  
御取極被遣候様存候此段及御掛合候  
戌四月

右は先達而及御掛合候玉川上水西丸下  
御座掛并伝 奏屋敷掛其外御普請一式  
金千百兩二而清吉落札二相成右金高を以  
御普請伺之通被仰渡候二付御普請中并  
跡請負年限中共小石川金杉水道町北側  
表間口田舎間拾六間裏行四間三尺五寸同人  
所持之地面家賃二取置申候間證文之儀  
御取極被遣候様存候此段及御掛合候  
戌四月

右は先達而及御掛合候玉川上水西丸下  
御座掛并伝 奏屋敷掛其外御普請一式  
金千百兩二而清吉落札二相成右金高を以  
御普請伺之通被仰渡候二付御普請中并  
跡請負年限中共小石川金杉水道町北側  
表間口田舎間拾六間裏行四間三尺五寸同人  
所持之地面家賃二取置申候間證文之儀  
御取極被遣候様存候此段及御掛合候  
戌四月

右は先達而及御掛合候玉川上水西丸下  
御座掛并伝 奏屋敷掛其外御普請一式  
金千百兩二而清吉落札二相成右金高を以  
御普請伺之通被仰渡候二付御普請中并  
跡請負年限中共小石川金杉水道町北側  
表間口田舎間拾六間裏行四間三尺五寸同人  
所持之地面家賃二取置申候間證文之儀  
御取極被遣候様存候此段及御掛合候  
戌四月

一 同 式千四百六拾式本

同 式拾五匁付

代銀五貫九百三拾式匁三分六厘八毛 但兩二

一 槓皮 式千七束

但老束二付

此鉄目六拾老貫五百五拾目

是は出柵埋柵共江打

一 銅板 五拾三枚

長老尺式寸

目方老枚

一 代銀老貫四百四匁九分

銀七分

一 同 老万千三百九拾本

同 式拾目付

代銀百五拾九匁

幅老尺

百目付

一 洪墨塗 拾四坪

但老坪二付

此鉄目式百貳拾七貫八百目

是は差樋仮柵共江打

一 同 鉄 六千三百六拾本

長八分

但老枚二付

一 漆喰 五斗三升

但老坪二付

一 同 六百九本

同 四匁付

代銀六拾三匁六分

是は右同斷江打

銀老匁

一 代銀拾五匁九分

銀三分

此鉄目式貫四百三拾六匁

是は樋繼手縫釘二打

一 仮桶柵 式ヶ所

差渡老尺五寸

深老尺八寸

一 砂利 五拾貳坪

但老坪二付

一 同 四百拾本

同 五匁付

一 竹 式拾四本

目通九寸廻り

但老本二付

一 柏へな土 四坪五合

但老坪二付

此鉄目式貫五拾目

是は右同斷

一 同 百貳拾七本半

同 七八寸廻り

銀四匁

一 土 三百四拾六坪

但老坪二付

一 同 八拾八本

同 拾匁付

代銀百貳拾七匁五分

是は井戸笹竹二遣

但老本二付

一 代銀六貫九百貳拾目

但老坪二付

此鉄目八百八拾目

是は跨樋包板江打

一 栗丸太 九拾本

長九尺老丈

末口式寸五分

一 車式百五拾七輛

但老輛二付

一 銚 三千拾四挺

銚目壹挺 式拾目付

代銀百三拾五匁

是は井戸龜甲土台江遣

但老本二付

一 大工千三百五拾人

但老人二付

此鉄目六拾貳式百八拾目

是は彫樋繼手江懸ル

一 玄蕃石 百貳拾四枚

長三尺

幅老尺

一 質銀五貫四百目

但老人二付

一 同 式百貳拾式挺

同 式拾五匁付

代銀三百七拾式匁

是は右同斷龜甲足石二遣

但老枚二付

一 同 手伝人足式百七拾人

但老人二付

此鉄目五貫五百五拾目

是は假樋江懸ル

一 鉄物生直

代銀貳拾六匁五分

銀三匁

一 石工三拾五人

但老二人二付

鉄目合七百四拾老貫五百四拾六匁

是は出柵并地形一面石縁柵共

質銀貳百四拾五匁

但老二人二付

銀七匁

六ノ井五ヶ所分九ノケ輪二遣

同板 四拾六枚 長六尺六寸五分 幅

尺ノ式本五分四厘九毛

是は右同断三ノ井式タケ輪二遣

同板 三拾八枚四分 長三尺式寸 幅

尺ノ式本式厘四毛

是は右同断五ヶ所并和田倉御門掛并戸共六ヶ所底二遣

同板 式拾三枚 長五尺 幅

尺ノ九分五厘八毛

是は和田倉御門掛并戸根ケ輪二遣

同板 百式拾六枚 長五尺五寸 幅

尺ノ五本七分七厘五毛

是は伝 奏屋敷内并戸巻ノ井三ノ井四ノ井三ヶ所分六ヶ輪二遣

同板 三拾四枚 長五尺 幅

尺ノ式本四分壹厘七毛

是は右同断式ノ井式タケ輪二遣

同板 式百五拾式枚 長六尺 幅

尺ノ拾式本六分

是は右同断五ノ井六ノ井七ノ井八ノ井九ノ井十ノ井六ヶ所分拾式ケ輪二遣

同板 五拾八枚 長式尺九寸 幅

厚同断

尺ノ式本四分式毛

是は右同断九ヶ所分并評定所并戸共底二遣

同板 四枚四分 長式尺式寸 幅

尺ノ八厘壹毛

是は右同断式ノ井底二遣

同板 四拾式枚 長五尺式寸五分 幅

尺ノ式本八分三厘八毛

是は評定所掛并戸式タケ輪二遣

同板 拾枚壹分壹厘式毛 長壹尺八寸 幅五寸

尺ノ壹分壹厘四毛

是は同所吐種桶柄ケ輪二遣

尺ノ式本四分式毛

同板 式枚六分 長式尺六寸 幅

尺ノ四厘式毛

是は右同断蓋敷二遣

同板 式拾八本壹分五厘 代銀式貫式百八拾九匁 但兩二 壹本替

尺ノ合三拾八本壹分五厘

是は右同断蓋敷二遣

同板 八拾枚 長式間 幅壹尺 厚式寸

尺ノ拾六本

是は松平肥後守御預地前より和田倉御門外迄仮纏

同板 百六拾枚 長同断 幅七寸 厚式寸

尺ノ式拾式本四分

是は右同断蓋敷二遣

同板 四拾五枚 長三尺七寸 幅壹尺 厚式寸五分

尺ノ三本四分六厘九毛

是は同所仮埋柄側長手敷蓋共二遣

同板 式拾四枚 長三分式寸 幅 厚同断

尺ノ式本六分

是は右同断妻手二遣

同板 九枚 長三尺 幅壹尺 厚式寸

尺ノ四分五厘

是は右同断式重蓋二遣

同木 拾式本 長同断 式寸五分二 三寸

尺ノ式分式厘五毛

是は右同断請棧裏棧二遣

同木 三本 長三尺式寸 同断

尺ノ六厘

是は右同断関貫二遣

同木 式拾壹本 長壹尺 六寸角

尺ノ六分三厘

是は仮竹桶六拾間分駒之頭二遣

代銀壹貫七百九拾三匁三分六厘 但兩二 壹本五分替

同板 四拾五枚 長三尺七寸 幅壹尺 厚式寸五分

同板 四拾五枚 長三尺七寸 幅壹尺 厚式寸五分

尺ノ三本四分六厘九毛

是は同所仮埋柄側長手敷蓋共二遣

同板 式拾四枚 長三分式寸 幅 厚同断

尺ノ式本六分

是は右同断妻手二遣

同板 九枚 長三尺 幅壹尺 厚式寸

尺ノ四分五厘

是は右同断式重蓋二遣

同木 拾式本 長同断 式寸五分二 三寸

尺ノ式分式厘五毛

是は右同断請棧裏棧二遣

同木 三本 長三尺式寸 同断

尺ノ六厘

是は右同断関貫二遣

同木 式拾壹本 長壹尺 六寸角

尺ノ六分三厘

是は仮竹桶六拾間分駒之頭二遣

代銀壹貫七百九拾三匁三分六厘 但兩二 壹本五分替

同板 四拾五枚 長三尺七寸 幅壹尺 厚式寸五分

同板 四拾五枚 長三尺七寸 幅壹尺 厚式寸五分

尺ノ三本四分六厘九毛

是は同所仮埋柄側長手敷蓋共二遣

同板 式拾四枚 長三分式寸 幅 厚同断

尺ノ式本六分

是は右同断妻手二遣

同板 九枚 長三尺 幅壹尺 厚式寸

尺ノ四分五厘

是は右同断式重蓋二遣

同木 拾式本 長同断 式寸五分二 三寸

尺ノ式分式厘五毛

尺ノ七拾貳本

是は右同断敷蓋二道

一同木 百八拾本 長尺六寸 式寸五分二

三寸

尺ノ壹本八分

是は右同断蟻棧二道

一同板 六枚六分 長式間 幅壹尺 厚壹寸五分

厚壹寸五分

尺ノ九分九厘

是は松平肥後守御預地角横切下水路樋 四方包板二道

一同板 三枚 長三尺式寸 幅壹尺 厚式寸

厚式寸

尺ノ壹分六厘

是は同所地形一面石縁石柵式重蓋二道

一同木 壹本 長三尺四寸 式寸五分二 三寸

三寸

尺ノ貳厘壹毛

是は右同断関貫二道

一同板 四枚三分 長四尺三寸 幅壹尺 厚四寸

厚四寸

尺ノ六分壹厘六毛

是は右同断上蓋二道

一同板 四枚五分 長四尺五寸 幅同断 厚

厚

尺ノ六分七厘五毛

是は和田倉御門外石出柵上蓋二道

一同木 壹本 長五尺五寸 三寸角

尺ノ四厘壹毛

是は右同断関貫二道

一同木 壹本 長五尺五寸 三寸角

一同板 拾枚

長式尺七寸 幅壹尺 厚式寸

尺ノ四分五厘

是は馬場先御門大番所より松平肥後守屋敷 前迄石埋柵四ヶ所式重蓋二道

一同木 四本

長式尺九寸 式寸五分二 三寸

尺ノ七厘三毛

是は右同断関貫二道

一同板 拾六枚

長式尺九寸 幅四寸 厚壹寸五分

尺ノ式分三厘式毛

是は右同断和ら板二道

一同板 拾式枚

長三尺式寸 幅壹尺 厚式寸五分

尺ノ八分

是は伝 奏屋敷内埋柵側長手蓋敷共 二道

一同板 六枚

長式尺七寸 幅 厚同断

尺ノ三分三厘八毛

是は右同断妻手二道

一同板 式枚五分

長式尺五寸 幅壹尺 厚式寸

尺ノ壹分四毛

是は右同断式重蓋二道

一同木 四本

長同断 式寸五分二 三寸

尺ノ六厘三毛

是は右同断請棧裏棧二道

一同木 壹本

尺ノ壹厘七毛

是は右同断関貫二道

一同板 拾九枚壹分

尺ノ式本五厘三毛

是は伝 奏屋敷外出柵側長手敷共二道

一同板 拾五枚

尺ノ壹本三分八厘八毛

是は右同断妻手二道

一同板 四枚三分

尺ノ五分八厘八毛

是は右同断上蓋二道

一同木 壹本

尺ノ五厘七毛

是は右同断関貫二道

一同板 四枚

尺ノ五分三厘三毛

是は同所角地形一面石縁石柵上蓋二道

一同板 四枚

尺ノ金四百式拾壹本三分八厘四毛

代銀拾九貫四百四拾八匁四分九厘式毛 但兩二 壹本三分替

一同板 拾五枚

尺ノ拾本三分五厘

是は御殿内并戸壹ノ井式ノ井四ノ井五ノ井

一同板 拾五枚

尺ノ拾本三分五厘

是は御殿内并戸壹ノ井式ノ井四ノ井五ノ井

一同板 拾五枚

尺ノ拾本三分五厘

是は御殿内并戸壹ノ井式ノ井四ノ井五ノ井

- 一 同木 卷本 長五尺 三寸五分二  
尺ノ五厘八毛 四寸
- 一 同木 百九拾四本式分五厘 長式間 七寸角  
尺ノ九拾五本卷分八厘三毛  
是は右同斷関貫二遣  
是は御懸掛并伝 奏屋敷評定所掛共  
彫樋二遣
- 一 同木 百八拾本 長卷尺四寸 幅卷尺式寸  
厚六寸
- 一 同木 拾五本卷分式厘  
尺ノ拾五本卷分式厘  
是は右同斷駒之頭二遣
- 一 同板 拾七枚卷分 長三尺三寸 幅卷尺  
厚三寸
- 一 尺ノ卷本卷分式厘  
是は牧野備前守殿屋敷并和田倉御門内外  
石埋柵共七ヶ所分式重蓋二遣
- 一 同木 七本 長同斷 式寸五分二  
三寸
- 一 尺ノ卷分四厘  
是は右同斷関貫二遣
- 一 同板 式拾八枚 長三尺四寸 幅四寸  
厚卷寸五分
- 一 尺ノ四分七厘六毛  
是は右同斷和ら板二遣
- 一 同板 三枚七分 長三尺七寸 幅卷尺  
厚四寸
- 一 尺ノ四分五厘六毛  
是は御懸前石出柵上蓋二遣
- 一 同木 卷本 長四尺五寸 三寸五分  
四寸
- 一 尺ノ五厘三毛  
是は右同斷関貫二遣
- 一 同木 百九拾四本式分五厘 長式間 七寸角  
尺ノ九拾五本卷分八厘三毛  
是は右同斷関貫二遣  
是は御懸掛并伝 奏屋敷評定所掛共  
彫樋二遣
- 一 同木 百八拾本 長卷尺四寸 幅卷尺式寸  
厚六寸
- 一 尺ノ拾五本卷分式厘  
尺ノ拾五本卷分式厘  
是は右同斷駒之頭二遣
- 一 同板 拾七枚卷分 長三尺三寸 幅卷尺  
厚三寸
- 一 尺ノ卷本卷分式厘  
是は御懸内出柵側長手敷共二遣
- 一 同板 拾四枚 長式尺七寸 幅卷尺  
厚三寸
- 一 尺ノ九分四厘五毛  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 三枚卷分 長二尺卷寸 幅卷尺  
厚四寸
- 一 尺ノ三分式厘  
是は右同斷上蓋二遣
- 一 同木 卷本 長三尺九寸 三寸五分二  
四寸
- 一 尺ノ四厘六毛  
是は右同斷関貫二遣
- 一 同板 八拾五枚式分 長三尺三寸 幅卷尺  
厚三寸
- 一 尺ノ七本式厘九毛  
是は同所埋柵六ヶ所側長手敷蓋共二遣
- 一 同板 四拾八枚 長式尺七寸 幅  
厚同斷
- 一 尺ノ三本式分四厘  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 拾五枚 長式尺五寸 幅卷尺  
厚式寸
- 一 尺ノ六分式厘五毛  
是は右同斷式重蓋二遣
- 一 同木 式拾四本 長同斷 式寸五分二  
三寸
- 一 尺ノ三分七厘五毛  
是は右同斷請棧裏棧二遣
- 一 同木 六本 長式尺七寸 同斷
- 一 尺ノ卷分卷毛  
是は右同斷関貫二遣
- 一 同板 式百四拾枚 長式間 幅六寸  
厚式寸
- 一 尺ノ式拾八本八分  
是は馬場先御門内石埋柵より和田倉御門大番所角  
石埋柵迄樋側板二遣
- 一 同板 式百四拾枚 長式間 幅卷尺  
厚式寸
- 一 尺ノ四拾八本  
是は右同斷蓋敷二遣
- 一 同板 百八拾枚 長同斷 幅九寸  
厚式寸五分
- 一 尺ノ四拾本五分  
是は松平肥後守御預地前石出柵より和田倉御門  
柵形内迄并同御門外水見柵より伝 奏屋敷角  
地形一面石縁石柵迄樋側板二遣
- 一 同板 三百六拾枚 長同斷 幅八寸  
厚式寸五分

惡敷候間惣鉢粹掘ニいたし地水強候ニ付  
水替人足付置可申候

一 御普請出来後種筋長延六百九拾貳間之処  
幅平均三間通足土三百四拾六坪入道造

いたし尤仮種掘揚跡之儀は龜甲

胸突掛堅出来之上砂利五拾貳坪入

敷平均候積

一 石類木口其外共入高見届之上増減之積

一 古種掘仮種掘共役人差凶之場所江

片付置追而御弘之積

一 御普請出来後五ヶ年跡請負之積

一 御普請中役人詰所小屋場并揚場竹矢来

取建箱番屋差出并龍之口御堀端江

出小屋竹矢来箱番屋取建候積

一 木口鉄物職人足小道人足諸色諸

道具損料共一式渡之積

右之通御座候以上

戌二月

【8】

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外種掘御普請御組合入用内訳帳

橋本惠次郎<sup>㊦</sup>

齋藤金之丞<sup>㊦</sup>

清水藤 助<sup>㊦</sup>

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外種掘御普請御組合入用内訳

尺ノ三厘八毛  
是は右同断請棧二遣

本文内訳仕様注文江突合再此

吟味仕候金貳百三拾兩三分貳朱

銀貳匁六分九厘壹毛下直ニ而此歩合

式割九厘九毛余ニ相当申候

改 方<sup>㊦</sup>

御普請方<sup>㊦</sup>

尺ノ六本五分三厘六毛

是は同所統土手裏通并本庄安芸守屋敷

後共埋掘四ヶ所側長手敷蓋共二遣

同板 四拾枚 長三尺貳寸 幅壹尺 厚三寸

同板 拾貳枚 長三尺 幅壹尺 厚貳寸

尺ノ三本貳分 是は前同断妻手二遣

同板 拾貳枚 長三尺 幅壹尺 厚貳寸

尺ノ六分 是は右同断式重蓋二遣

同板 拾八本 長同断 式寸五分二 三寸

尺ノ三分 是は右同断請棧裏棧二遣

同板 四本 長三尺貳寸 同断

尺ノ八厘 是は右同断関貫二遣

同板 四枚式分 長四尺貳寸 幅壹尺 厚四寸

尺ノ五分八厘八毛 是は本庄安芸守屋敷後石出柵上蓋二遣

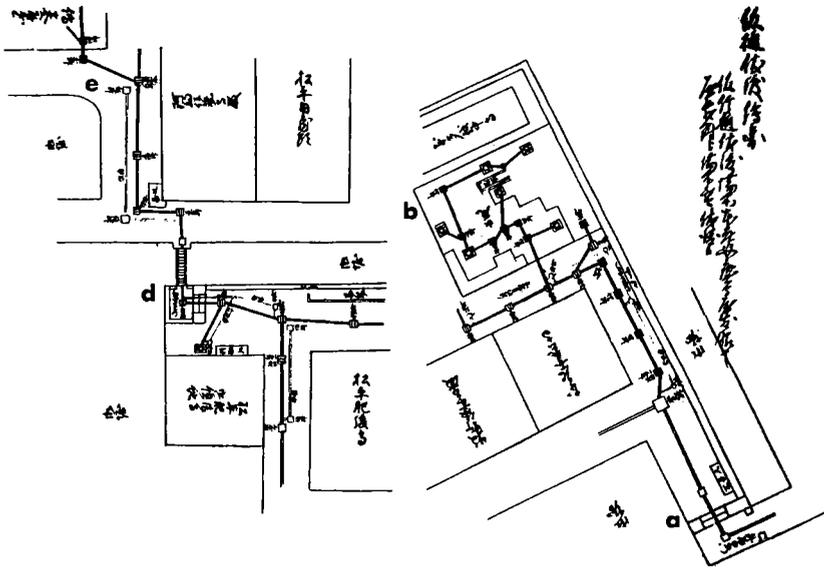
同板 三枚 長三尺 幅壹尺 厚貳寸

尺ノ八分 是は右同断妻手二遣

同板 三枚 長三尺 幅壹尺 厚貳寸

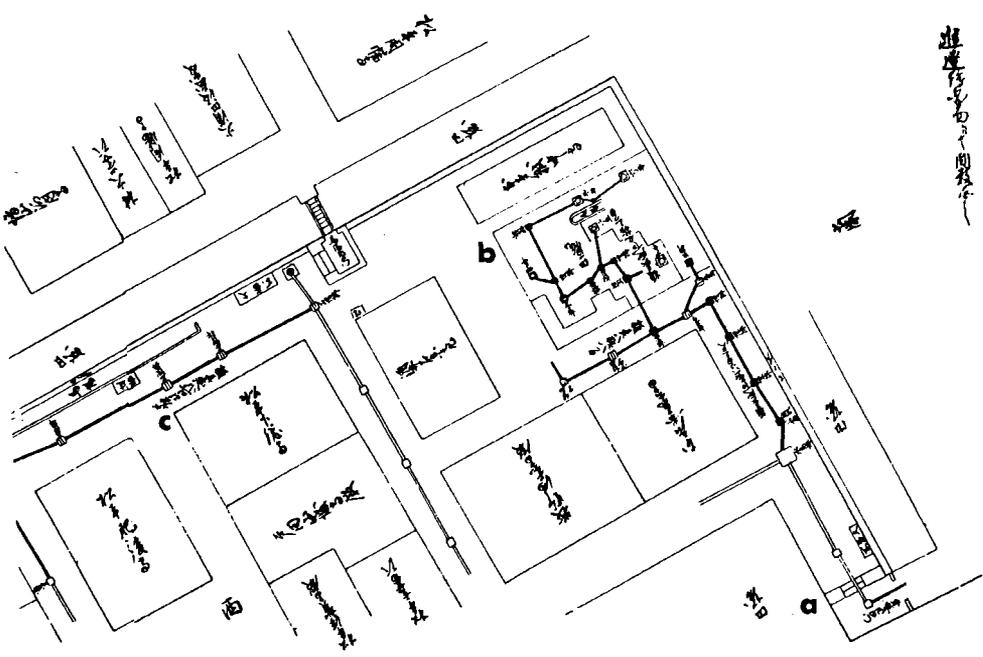
尺ノ壹分五厘 是は右同断式重蓋二遣

同板 貳本 長同断 式寸五分二 三寸

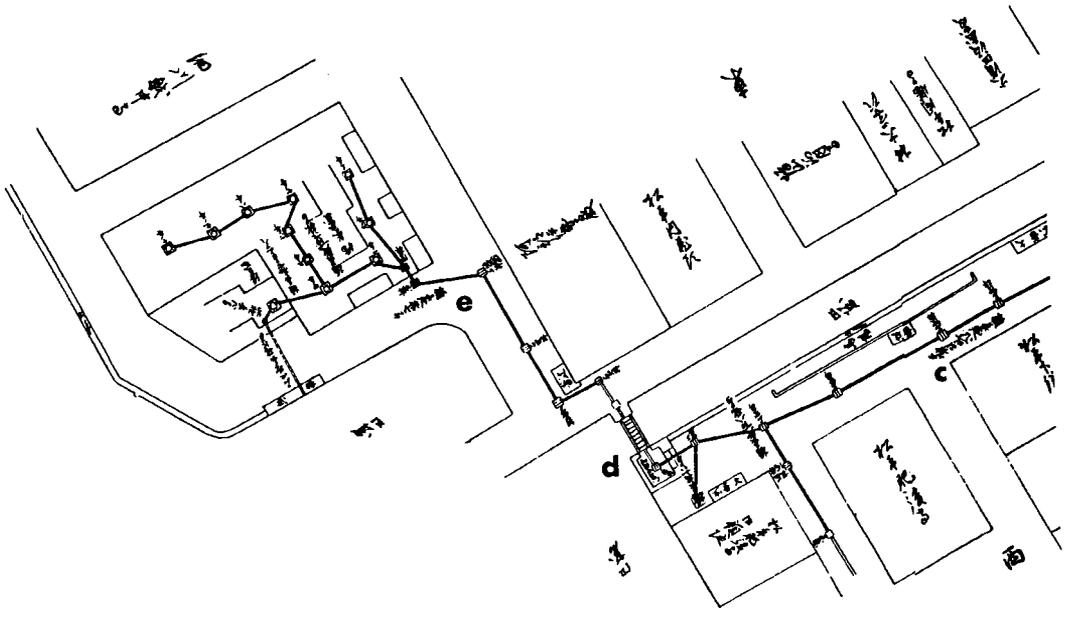


- 一 壹之井
- 一 三之井 大サ内法差渡式尺五寸 深壹丈 三ヶ所
- 一 但石龜甲大サ前同斷
- 一 四之井
- 一 大サ内法差渡壹尺八寸 深九尺 壹ヶ所
- 一 但石龜甲幅壹丈流七尺
- 一 五之井
- 一 六之井
- 一 七之井 大サ内法差渡式尺五寸 深壹丈壹尺 六ヶ所
- 一 但石龜甲幅六尺流七尺
- 一 八之井
- 一 九之井
- 一 拾之井
- 右仕様根ヶ輪底付化粧ヶ輪共式タヶ輪宛
- 木品其外仕様前御廩井戸二同斷石龜甲
- 式之井之方壹ヶ所是有來伊豆御影石
- 取除土台前同丸太仕付玄蕃石大サ前同斷
- 三拾六枚入上端合口共小たゝきにして居堅水返
- 石折廻し長延六間四尺五寸同石同斷正立二
- 居付海鼠漆喰いたし其外九ヶ所土台
- 前同斷龜甲石折損之分同石惣跡江三拾六枚入
- 上端合口共鑿切にして有形之通居付
- 目漆喰いたし候積
- 評定所内
- 一 井戸 大サ内法差渡式尺五寸 深九尺五寸 壹ヶ所
- 一 但石龜甲幅六尺流七尺
- 右仕様木品土台其外共前同斷石龜甲
- 惣跡朽損候二付伝 妻屋敷内式之井石龜甲
- 取除候内性合宜分相用合口切合有形之通
- 居付目漆喰いたし候積
- 外桜田御門内水見枮より
- 牧野備前守殿屋敷後石埋枮迄
- 一 飯竹樋長六拾間 大サ目通九寸廻り
- 右仕様長式間半遣駒之頭木品椽長壹尺
- 幅厚共六寸横皮入念打堅送り二相用候積
- 是は長六拾間寸送り二相用候而は水掛不宜差支候二付
- 以來御普請之節は御差略之事
- 同所
- 一 飯桶枮 大サ内法差渡壹尺五寸 深壹尺八寸 式ヶ所
- 右仕様木品杉厚壹寸五分鏡蓋仕付前同斷
- 送り二相用候積
- 松平肥後守御預地前より
- 和田倉御門外迄
- 一 飯樋長八拾間 大サ内法壹尺四方
- 右仕様木品椽厚式寸側敷蓋共式枚矧
- 落目折釘鉄目壹本拾五匁付八寸間二横皮
- 巻打懸手蝶千葉懸釘鉄目壹本五匁付
- 式本宛打銚鉄目壹挺式拾五匁付壹ヶ所江
- 六挺宛掛堅尤掘揚候節々横皮修復いたし
- 送り二相用候積
- 同所
- 一 飯枮 大サ内法三尺四方 深四尺 三ヶ所
- 右仕様木品椽厚式寸五分四方椽輪差落
- 目折釘鉄目壹本式拾目付八寸間二横皮
- 巻打式重蓋同板長三尺厚式寸闊貫請棧共
- 同木式寸五分二寸式重蓋上粕へな土詰
- 埋立前同斷送り二相用候積
- 一 樋枮并飯樋枮共伏方之儀は御場所柄之儀故
- 夜中掘明ヶ不置其日限二手堅理立候積
- 一 西丸下御廩内并伝 妻屋敷内地山

【7】付



遊園地  
 遊園地  
 遊園地



打堅粕へな土塗樋口出代銅張其外前同断

但右樋筋之内松平肥後守御預地角横切下水

跨樋四方包板松長式間厚老寸五分負折釘

鉄目老本拾匁付老尺間二打跨樋下

下水敷迄入念凌方いたし仕付候積

和田倉御門掛

一 樋長延拾六間 大サ内法三寸四方 七寸角 彫 樋

伝 奏屋敷角地形一面

石縁石柵より同屋敷内埋樹迄

一 同拾七間 大サ内法四寸四方 八角角 彫 樋

是は前八寸角彫樋仕様二棟様替蟻干葉繼二成ル

伝 奏屋敷内

一 同百六拾間 大サ内法三寸四方 七寸角 彫 樋

評定所掛

一 同拾七間三尺 前同断

評定所内井戸より桶掛迄

一 吐樋長式間 前同断

右仕様木品駒之頭其外釘鉢共前彫樋二同断

同所統

一 桶掛 大サ内法差渡老尺三寸 深老尺五寸

右仕様木品松葉厚老寸五分底付鏡蓋共

仕付片色上下式通苑掛堅埋立候積

同所より御堀端迄

一 石吐樋長拾四間 大サ外法八寸四方

右仕様石蓋掘上ヶ櫛除浚いたし惣鉢合口

目漆喰いたし候積

松平肥後守御預地前

一 地形一面石縁石柵 大サ内法三尺四方 深五尺 卷ヶ所

右仕様水替泥浚いたし合口横皮打直式重蓋

木品松長三尺式寸厚式寸両面鉋削いたし

開貫同木長三尺四寸大サ式寸五分三寸仕付

粕へな土詰上蓋並へ蓋同板長四尺三寸

厚四寸幅七八寸尺板取交両面鉋削いたし

石柵江切喰セ鉄式ツ有来生直相用惣鉢洪墨塗

縁石不陸居直掛渡候積

和田倉御門外

一 石埋掛 大サ内法三尺四方 深五尺 五ヶ所

右仕様前石埋掛二同断有来石蓋掛埋立候積

同所御門外

一 石出掛 大サ内法三尺五寸四方 深八尺 卷ヶ所

右仕様前石出掛二同断上蓋並へ蓋木品

松長四尺五寸厚四寸幅七八寸尺板取交両面

鉋削いたし石柵江切喰セ開貫同木大サ三寸角

惣鉢洪墨塗鉄物前同断二して仕付候積

馬場先御門大番所前より

松平肥後守屋敷前迄

一 石埋掛 大サ内法式尺五寸四方 深五尺 四ヶ所

右仕様前石埋掛二同断式重蓋木品松

長式尺七寸厚式寸開貫同木長式尺九寸

大サ式寸五分三寸仕付横皮打堅粕へな土詰

和ら板前同断仕付有来石蓋掛埋立候積

伝 奏屋敷角

一 地形一面石縁石柵 大サ内法三尺四方 深六尺 卷ヶ所

右仕様前同断上蓋並へ蓋木品松長四尺

厚四寸幅七八寸尺板取交両面鉋削いたし

鉄式ツ有来生直相用惣鉢洪墨塗縁石

不陸居直掛渡候積

伝 奏屋敷内

一 埋掛 大サ内法式尺五寸四方 深三尺 卷ヶ所

右仕様木品前同断厚式寸五分幅七八寸

尺板取交内之方鉋削いたし四方襟輪差

落貝折釘鉄目老本式拾目付六寸間二横皮

巻打惣鉢横皮入念打堅式重蓋同板長

式尺五寸厚式寸請棧同木式寸五分三寸

開貫同木長式尺七寸大サ同断仕付請棧同断粕へな土

詰上蓋同板長三尺厚式寸五分老卷蓋二

打立裏棧同木式寸五分三寸釘打方其外

前埋掛二同断

同所外

一 出掛 大サ内法三尺五寸四方 深七尺五寸 卷ヶ所

右仕様木品松厚三寸幅七八寸尺板取交

内之方并地形出之分共鉋削いたし四方襟輪差

落貝折釘鉄目老本式拾五匁付六寸間二

横皮巻打上蓋並へ蓋同板長四尺老寸厚

四寸開貫同木長四尺九寸大サ三寸五分二四寸

鉄物前同断二して仕付地形出之分惣鉢洪墨

塗之積

和田倉御門掛

一 井戸 大サ内法差渡式尺八寸 深九尺 卷ヶ所

但石龜甲幅六尺流七尺

右仕様根ヶ輪朽損候二付有来化粧ヶ輪

取除置根ヶ輪高五尺底付木品土台其外仕様

前同断取除置化粧ヶ輪居付石龜甲

朽損之分玄蓋石大サ前同断四枚足石

いたし居付目漆喰いたし候積

伝 奏屋敷内

同木長五尺大サ三寸五分二四寸惣鉢波墨塗  
鉄物有米生直焼漆いたし元形之通仕付候積

同所統

一 埋枿 大サ内法三尺四方深五尺 壹ヶ所

右仕様木品其外共前土手裳通埋枿二同断

同所石出枿より牧野

備前守殿屋敷後石埋枿迄

一 樋長八拾八間 大サ内法四寸四方 八寸角 彫 樋

右仕様木品其外共前九寸角彫樋二同断

牧野備前守殿屋敷後

一 石埋枿 大サ内法三尺四方深五尺 式ヶ所

右仕様水替泥浚いたし合口槇皮打直式重蓋

其外共前埋枿二同断上蓋無之和ら板

木品松幅四寸厚壹寸五分仕付有米石蓋掛渡

埋立候積

同所御殿前

一 石出枿 大サ外法三尺七寸四方深七尺五寸 壹ヶ所

右仕様前同断上蓋並へ蓋木品松長三尺

七寸厚四寸幅七八寸尺板取交両面鉋削いたし

石枿江切喰七間貫同木長四尺五寸大サ三寸五分二

四寸洪墨塗鉄物共前石出枿二同断

同所御殿掛

一 樋長延百九拾三間 大サ内法三寸四方 七寸角 彫 樋

右仕様木品其外共前九寸角彫樋二同断継手

駒之頭同木長老尺四寸幅老尺式寸厚六寸

鉢鉄目壹挺式拾目付壹ヶ所江左右三挺宛

掛惣鉢槇皮入念打堅伏方其外共前樋二同断

御殿内

一 出枿 大サ内法式尺五寸四方深七尺 壹ヶ所

右仕様木品松厚三寸幅七八寸尺板取交

内之方并地形出之分共鉋削四方襟輪差落

貝折釘鉄目壹本式拾五匁付六寸間二横皮

巻打上蓋並へ蓋同板長三尺老寸厚四寸

間貫同木長三尺九寸大サ三寸五分二四寸鉄物

前同断仕付地形出之方惣鉢波墨塗之積

同所

一 埋枿 大サ内法式尺五寸四方深四尺 六ヶ所

右仕様木品其外共前埋枿二同断

一 壹之井 大サ内法差渡式尺八寸深五尺五寸 壹ヶ所

但石龜甲幅八尺流九尺

一 式之井 大サ前同断 深壹丈壹尺 壹ヶ所

但同断幅六尺六寸流七尺

一 三之井 大サ前同断 深壹丈式尺三寸 壹ヶ所

但同断幅八尺流七尺

一 四之井 大サ前同断 深壹丈壹尺 壹ヶ所

但同断幅八尺八寸流六尺

一 五之井 大サ深共前同断 壹ヶ所

但同断幅流同断

一 六之井 大サ深共前同断 壹ヶ所

但同断幅九尺流六尺

右仕様木品松葉幅五寸厚削立式寸

根ヶ輪底付片色六通化粧ヶ輪片色三通

地形出之分粗笹四通掛惣鉢之内老之井

壹ヶ所老トヶ輪残式タヶ輪宛之積有米

龜甲石取除置筒輪居付入念埋立合口樋口共

横皮打堅再通水替いたし石龜甲六ヶ所土台  
栗丸太長九尺老丈末口式寸五分三寸上端

面付五通宛入居堅足石玄番石長三尺幅  
老尺厚三寸四拾八枚入合口撃切にして居付  
目漆喰いたし候積

馬場先御門内石埋枿より

和田倉御門大番所角石埋枿迄

一 樋長延百四拾間 大サ内法六寸四方

右仕様木品松厚式寸蓋側敷共壹枚宛

内之方鉋削いたし貝折釘鉄目壹本拾五匁付

六寸間二横皮巻打継手蠟干葉縫釘鉄目

壹本四匁付壹ヶ所江式本宛打継手切蓋老ヶ所江

貝折釘鉄目壹本拾五匁付左右江式本宛打

鉢鉄目壹挺式拾目付六挺宛掛堅惣鉢槇皮

入念打堅継手毎二粕へな土塗埋立枿内樋口

出代三寸内之方折返老寸銅板老枚百目付

有之を張同鉋長八分老寸間二打其外樋

伏方前二同断

松平肥後守御預地前石出枿より

和田倉御門枿形内迄并同御門外

水見枿より伝 奏屋敷角地形

一面石縁石枿迄

一 樋長延百八拾間 大サ内法九寸二

老尺壹寸

右仕様木品前同断厚式寸五分側敷老枚

敷蓋式枚捌内之方鉋削いたし矧目鋸再通

摺合落貝折釘鉄目壹本式拾目付六寸間二

横皮巻打蓋蠟棧同木式寸五分三三寸式間樋

壹本江式ヶ所宛仕付継手蠟干葉縫釘鉄目

壹本五匁付四本宛打切蓋老ヶ所江貝折釘

鉄目壹本式拾目付左右江式本宛打鉢鉄目

壹挺式拾目付八挺宛掛堅惣鉢槇皮入念

御普請方

同 仮役之内

老 人

同同心肝煎役

老 人

同 同心

式 人

同改方同心

老 人

地割棟梁

式 人

右は玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛其外  
樋柵御普請中書面之通場所附切申渡木品  
仕口等巨細ニ為相改申度奉存候同役申談此段相伺  
申候以上

但去西年神田上水神田橋御門内外樋筋御普請中

書面之人数場所附切伺之通被仰渡候

戊四月

【6】

戊四月十八日

伊勢守殿上倉彦左衛門を以御下ヶ翌十九日丹後守承付致

御同人日光御出立ニ付山城守殿小札張替同人を以返上

寛

金千百両を以御普請之積

都而伺之通可被取計候事

ヒレ

書面金千百両を以御普請

之積都而伺之通可被取計旨

被仰渡奉承知候

戊四月十八日 一色丹後守

寛

伺之通定式持場之廉ニ而

見廻り候様可被致候事

寛

伺之通附切相動候様可被

申渡候事

仕様注文帳

一色丹後守

承之

【7】

戊四月二日上倉彦左衛門を以上ル

御勘定所衆は松平河内守江遣ス

伊勢守殿

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋柵御普請仕様注文帳

木暮又右衛門<sup>㊦</sup>

齋藤 金之丞<sup>㊦</sup>

清水 藤 助<sup>㊦</sup>

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋柵御普請仕様注文

外桜田御門内水見柵より  
本庄安芸守屋敷後石出柵迄

ヒレ

書面伺之通定式持場之

廉ニ而見廻り候様被仰渡

奉承知候

戊四月十八日 一色丹後守

書面伺之通附切相動候様

可申渡旨被仰渡奉承知候

戊四月十八日 一色丹後守

一 樋長延百拾六間三尺 大サ内法五寸四方 九寸角

彫 樋

右仕様木品松蓋付厚式寸二挽卸内法五寸四方二

彫鉋削いたし蓋付貝折釘鉄目<sup>㊦</sup>本拾五匁付

六寸間二横皮巻打継手蝶千葉縫釘鉄目<sup>㊦</sup>本

四匁付式本宛打継手切蓋老ヶ所江貝折釘鉄目

老本拾五匁付左右江式本宛打継鉄目<sup>㊦</sup>老挺

式拾目付六挺宛掛惣体横皮入念打継手每二

柏へな土塗樋敷下江敷盤木古樋板之内木性

宜分見計居付樋伏渡理立候積

同所同人屋敷角

一 地形一面石縁石蓋掛 大サ内法三尺四方 老ヶ所

深五尺

右仕様木品前同断厚三寸幅七八寸尺板取交

内之方鉋削いたし四方轆轤差落貝折釘鉄目

老本式拾五匁付六寸間二横皮巻打式重蓋同板

長三尺厚式寸両面鉋削いたし請棧同木式寸五分二

三寸貝折釘鉄目同断三本宛横皮巻打関貫

同木長三尺式寸大サ請棧同断仕付惣躰横皮入念

打堅柏へな土詰石縁仕付有来石蓋掛渡候積

同所統土手裳通

一 埋掛 大サ内法三尺四方深五尺 三ヶ所

右仕様木品木厚式重蓋其外共前地形一面掛二

同断上蓋同板厚三寸老板蓋二刳立裏棧

同木式寸五分二三寸前同釘二而打付埋立候積

本庄安芸守屋敷後

一 石出掛 大サ外法四尺式寸四方深七尺 老ヶ所

右仕様水替泥浚いたし合口横皮打直上蓋

並へ蓋木品松長四尺式寸厚四寸幅七八寸

尺板取交両面鉋削いたし石柵江切喰々聞貫

一 金千五百四拾四兩三分 藏田清右衛門

一 金千三百八拾四兩 桶屋

一 金千三百九拾三兩 土屋

一 式番札 善次郎

一 金千六百拾兩 元積

右之通御座候以上

三月十四日

三月十四日

【3】

戊四月二日阿波守より上倉彦左衛門を以上ル

橋本恵次郎

阿波守

斎藤金之丞

清水藤 助

伊勢守殿

玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛

其外種柄御普請御組合入用之儀相伺候書付

一色丹後守

玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛

其外種柄御普請御組合入用之儀左ニ申上候

西丸下御座掛種筋天保七申年

御普請出来当戌年迄拾五ヶ年目

伝 奏屋敷掛種筋天保六未年

御普請出来当戌年迄拾六ヶ年目ニ

相成申候

一 金千百兩 入札落直段

一 金千六百拾兩 地割棟梁元積

差引 落札之方安シ

右は玉川上水西丸下諏訪部八十郎預り御座掛并和田倉御門内外伝奏屋敷種柄并戸共朽腐強所々

洩水等有之候ニ付支配向差遣見分爲仕候処種柄別地

継手共惣体水焼いたし洩水強減水之節は差水仕是迄

飯養等仕置候箇所追々朽損此上取繕難仕旨申聞候

依之取調候処去酉年

御成御前日松平肥後守御預地前通江落込出来仕候儀

有之方一当日差掛右様之儀致出来御障之程も

難計御場所柄之儀甚以心配仕難差置候ニ付精々

省略之上仕様注文取極地割棟梁江元積申付猶又

入札取之候処前書之通金千六百兩落札ニ有之再応

吟味仕候処下直ニ御座候間右御組合入用を以

御普請可申付候哉尤御金出方之儀は当時御金蔵より

請取払置追而御組合普請金取集返納可仕候

且場所抄取之ため御内借金請取置諸色入高

出来形歩通ニ応相渡申度増減等御座候ハ、出来之上

取調可申上候則仕様注文御組合入用内訳帳

場所絵図見廻り并附切人数伺書共相添同役

申談此段相伺申候以上

戊四月

下ヶ札

本文御組合入用

高金千百兩

内

公儀御出銀

凡金式拾式兩壹分銀七分七厘四毛余

武家町出銀

凡金千七拾七兩式分式朱銀六匁七分

式厘五毛余

【4】

伊勢守殿

玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛

其外種柄御普請中見廻り之儀相伺候書付

一色丹後守

玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛其外

種柄御普請所之儀長間場広ニ有之飯種伏渡共

式筋ニ掘割候儀ニ而御場所柄往來繁殊ニ

御成御道筋ニ有之種柄伏渡等別而入念其日限ニ

埋立且和田倉御門渡御櫓下より樹形内通伏替中

往來留ニも可相成哉至而御普請手重之場所且

御金高ニも御座候間私儀定式持場之廉ニて

見廻相動候様可仕候故同役申談此段相伺申候

以上

但去酉年神田上水神田橋御門内外種柄

御普請中定式持場之廉ニ而村田阿波守見廻り

被仰渡候

戊四月

【5】

伊勢守殿

玉川上水西丸下御座掛并伝 奏屋敷掛

其外種柄御普請中附切人数之儀相伺候書付

一色丹後守

御普請方下奉行

同 出役之内

同 老入

同 改役

同 勤方之内

同 老入

《資料18》

嘉永三戌年三月より

玉川上水西丸下御殿掛并

伝 奏屋敷掛其外樋掛

御普請一件

十一月迄 御普請方

【1】

此度玉川上水西丸下御殿并伝

奏屋敷掛其外樋掛御普請御入用入札

申渡候間入念積立来ル十四日四時不遅様

入札持參可致候尤遅刻之者は相除候間

其段可相心得候

一 御普請出来形鹿末無之様入念積立候儀は

勿論之事ニ候処落札而已江拘心得違之

積方致し候ものも有之候間右様無之様

正路ニ積立可申候万一書損算違等申立候者

有之候共取上ケ無之候

一 落札之者内訳帳翌日可差出候跡請負

年限中差出候證拠地面外書入等は不

及申聊故障無之落札金高式割ニ相当候

地面可書出候

一 御普請日積之儀可成丈日数少ニ出来候様

可相心得候

一 木品鉄物石等格別吟味いたし可差出候

万一鹿末之品於差出は何ケ度も引替

申渡候間其旨可相心得候

一 御成御道筋之儀故樋通埋立方別而入念

式日往来混雑之節は世話役之者附置不作法

無之様入念品ニ寄御札済迄手引いたし候儀

可有之候

一 小屋場取建場所之儀西丸下御殿前并龍之口

御堀端江出小屋取建相成候間右之趣可相心得候

一 御内借相願候節は入高并場所出来形取調

金高之内ニ歩通残置七分通相渡候間

其段も可相心得候

右之通被仰渡御仕様帳被遊御渡逸々

奉畏候以上

嘉永三戌年三月九日

岡田治助

代 与三郎

蔵田清右衛門

代 吉兵衛

樽崎庄右衛門

代 幸七

明石屋

喜兵衛

代 福蔵

土屋

善次郎

代 金太郎

桶屋 市五郎

三河屋

平吉

代 小兵衛

三河屋

平八

代 半助

和泉屋

源次郎

住吉屋

住吉屋

長次郎

代 弥兵衛

小川屋

清吉

代 喜助

右被仰渡之趣一読仕候様被仰渡奉畏候以上

河合 玄作

平野 善平

清水 瀬兵衛

天野 郷蔵

中村 為三郎

上野 弥大夫

服部 任蔵

安川 長蔵

三橋 利助

本多 新太郎

【2】

玉川上水西丸下御殿掛并伝 奏屋敷掛

其外樋掛御普請御組合入用入札

一 金千三百九拾七兩

和泉屋

落札

一 金千百兩

小川屋

一 金千三百六拾兩

清吉

三番札

一 金千式百八拾四兩

住吉屋

住吉屋

長次郎

住吉屋

長次郎

芝地之内江小屋場竹矢来取建最寄江諸色差置并  
雉子橋御門外御堀端江諸色揚場竹矢来共取建候二付

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成候断先達而申上置候処御普請

出来二付取取申候依之御断返申上候尤右之段

御側衆江も御断返差出申候以上

申十一月

【117付カ】  
嘉永元年申年十一月

四谷御門外掛樋并代官町兩樋筋村田

阿波守殿御持場之廉二而御見廻り被仰渡

有之候処御病氣引申出来形突合見分

御勘定奉行御目付出来形見分之節とも

池田播磨守殿御出有之候得共出来御届

四谷之方御褒美願共阿波守殿御名前二而

進達代官町之方は出来御届同様御褒美

願之節は御忌中二相成二付村田阿波守

掛場池田播磨守と肩書入進達二相成

候之事

但諸進達物も同様肩書入候事

【117】

村 阿波守様

木暮又右衛門

斎藤 金之丞

宮路 一平

宮路 一平

以剪纸奉啓上候然ハ代官町御普請所

小屋場揚場共明日中二引弘相済候間明後

十二日諸御断返御進達物御達もの等先格之通

御役名二而差出可申と奉存候此段申上置候以上

【118】

木暮又右衛門殿

斎藤金之丞殿

宮路 一平殿

村田阿波守

御手紙令披見候然ハ代官町御普請所

小屋場其外明日中二引弘済候二付

明後十二日諸御断返等御役名二而差出

候儀被御申聞令承知候其通宜御取計

有之候様存候此段及御報候以上

十一月十日

御普請方改役勅方

齋藤 金之丞

御普請方同心より

御普請方仮役

宮路 一平

御普請方同心肝煎役

老 人

同 同心

老 人

同改方同心

老 人

地割棟梁

式 人

右は玉川上水

御本丸掛代官町矢来櫛式之榼樋筋場所替

御普請中書面之通人数伺之上場所附切申渡諸色并

仕口等巨細ニ為相改尤被仰渡候通阿波守儀御普請中

繁々見廻り仕候処右樋筋之儀は同所大土手上より

上覧所前通往来地低ニ而式丈六尺余樋伏下ケ

北桔橋内小普請方持高櫛江<sup>電</sup>樋上ケ御庭

御滝江も相掛至而水ひしき強水仕掛方肝要之

御場所ニ付木品性合相撰仕口等は勿論伏方勾配等

巨細ニ吟味為仕新規伏方出来之上一日之水留ニ而

前後之口樋箇所々々入替殊ニ田安一橋清水附屋形掛

元櫛共一時ニ取附水移仕候儀ニ而元水より差略仕

御人少之処場広馳走御間ニ合御水掛方宜旨

奥向より申出御普請日積よりも相縮樋筋左右

場広ニ取合道造出来仕往来之障ニ不相成様

精々心をを用ひ一同早出居残等仕御取締宜差少分

御組合入用相減出精相動候ニ付一統励之為ニも

罷成候間相応之御褒美被下置候様仕度同役

申談此段奉願候以上

天保九戌年

御本丸掛玉川上水代官町矢来櫛式之榼

樋筋場所替御普請中附切相動候支配向江

御褒美被下置候

申十一月

和泉守殿

玉川上水

御本丸掛代官町矢来櫛式之榼樋筋

御普請出来ニ付小屋場竹矢来夜中

清水御門当番家来江引渡之儀御断返

申上候書付

御目付江御断

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来櫛

式之榼樋筋御普請ニ付清水御門山張番所脇

芝地之内江小屋場竹矢来取建差置日々職人

人足引払後御場所柄之儀御座候間支配向相改

清水御門当番家来江引渡心附候様為仕度段

先達而申上置候処右御普請出来ニ付小屋場

竹矢来取払申候依之御断返申上候此段御目付江

被仰渡可被下候以上

申十一月

【104】

玉川上水

御本丸掛代官町矢来櫛式之榼樋筋

御普請御組合入用高并日数書付

伊勢守殿江伺済

御組合入用

一 金千四百三拾兩

雨天其外休日相除

御普請凡日積

式百五十日

当申正月十七日より取掛

同十一月十一日迄ニ出来

惣日数式百七十二日

内

八十四日

雨天其外休日

百八十八日

全御普請日数

右之通御座候

申十月

【107】

右同断

御用番

【108】

右同断

御用番

和泉守殿

玉川上水

御本丸掛代官町矢来櫛式之榼樋筋

御普請出来ニ付

御目障之儀御断返申上候書付

御普請奉行

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来櫛

式之榼樋筋御普請ニ付清水御門山張番所脇

芝地之内江小屋場竹矢来取建差置日々職人

人足引払後御場所柄之儀御座候間支配向相改

清水御門当番家来江引渡心附候様為仕度段

先達而申上置候処右御普請出来ニ付小屋場

竹矢来取払申候依之御断返申上候此段御目付江

被仰渡可被下候以上

申十一月

直段を以前同断

一 銀拾貳匁七分五厘四毛

是は矢来御門外石埋榭内小普請方持銅鑄樋

卷ヶ所繼合鉄色卷ツ掛候注文之処式ヶ所二相成

鉄色卷ツ代銀拾貳匁三分四厘三毛諸色損料

代銀四分卷厘卷毛内訳当直段を以前同断

一 銀六匁

是は土手上榭四ヶ所錠鍵四口鉾折釘共新規入候

注文之処古物性合宜相用候二付生直シ巻口分

代銀老匁五付御普請方当直段を以前同断

四口

合銀百四拾四匁貳分貳厘七毛

一 減之分

一 銀六百六拾九匁九分六厘卷毛

是は矢来榭樋筋長式百貳拾貳間注文之処

式百拾九間五尺卷分二而相濟式之榭樋筋

長式百拾七間注文之処式百拾三間四尺卷寸

四分二而相濟式口合五間式尺八寸五分相減

式間樋卷本諸一式代銀式百四拾四匁四分

六毛内訳当直段を以本文之通減

一 銀式拾七匁四分卷厘五毛

是は矢来榭樋筋矢来御門外石橋際吐榭

上蓋木品松注文之処拾二木替二付松

長三尺卷寸幅九寸式分厚五寸五枚尺八五分

九厘四毛而二卷本三分替内訳当直段を以前同断

一 銀九拾三匁

是は土手上矢来榭式之榭吐榭敷下地形足石

入候注文之処有来地形石用立其保相用候二付

岩岐石三本代銀八拾卷匁老本二付銀式拾七匁

銀三匁内訳当直段を以前同断

一 銀四拾目五分八毛

是は土手上榭四ヶ所錠鍵四口鉾折釘共新規入候

注文之処古物性合宜生シ直相用候二付

卷ヶ所分代銀拾貳匁貳分式厘七毛内訳当

直段を以前同断

一 銀百四拾四匁六分六厘七毛

是は矢来榭樋筋矢来御門外石橋際吐榭

緑石四本新規入候注文之処古石用立

其保相用候二付岩岐石四本長四尺七八寸

幅老尺卷式寸厚七八寸代銀八拾八匁老本二付

銀式拾貳匁石工四人實銀式拾四匁老人二付

銀三匁諸色損料代銀四匁六分六厘七毛

内訳当直段を以前同断

一 銀三百拾九匁老分四厘五毛

是は土手上樋長拾九間注文之処拾六間三尺

七寸五分二而相濟式間式尺式寸五分相減

式間樋卷本諸一式代銀式百六拾八匁

七分五厘四毛内訳当直段を以前同断

一 銀三拾四匁五分卷厘四毛

是は土手上田安一橋清水水附屋形掛榭江

繫樋長式間注文之処卷間三尺二而相濟

三尺相減式間樋卷本諸一式代銀百三拾八匁

五厘五毛内訳当直段を以前同断

一 銀老實百七拾目九分卷厘七毛

是は道造足土式百六拾六坪六合六寸七才入候

注文之処式百拾坪六合六寸老才二而相濟五拾

六坪六才相減卷坪二付諸一式代銀式拾目

九分七毛内訳当直段を以前同断

八口

合銀式實四百九拾九匁貳分式厘七毛

増減差引

銀式實三百五拾五匁

此金三拾九匁卷分 金減

御組合入用伺濟

高金千四百三拾兩

内

金三拾九匁卷分 減金引

金千三百九拾兩三分 金御組合入用

残而

右之通御座候以上

前書御組合入用増減被遊御取調候通少も

相違無御座毛頭御非分成儀無御座候以上

申十一月

河合玄佐<sup>㊤</sup> 平野伝八

【98】

十一月七日播磨守より志實金八郎を以上

伊勢守殿

玉川上水

御本丸掛矢来榭式之榭樋筋御普請中

附切相動候支配向江御褒美之儀奉願候書付

村田阿波守掛場

池田播磨守

御普請方改役より

御普請方下奉行出役

木暮又右衛門

御先手

長田六左衛門組与力より

矢来桝より北桔橋外迄

一 一種 長延式百拾九間五尺卷分 大サ内法五寸四方 彫樋式之桝より同断

一 一種 長延式百拾三間四尺卷寸四分 大サ内法同断 彫樋

右仕様木品松卷尺ニ卷尺三寸式重蓋目折釘八寸間ニ打上蓋目折釘六寸間ニ打継手蝶千葉継縫釘打

銅沈張切蓋之処録八挺宛懸ヶ長式拾間之間は

樋卷本江栗角ノ桝式ヶ所巻鉄物式ヶ所吹上

御長屋前より北桔橋外迄七拾五間之間はノ桝三ヶ所

巻鉄物三ヶ所残之分ノ桝式ヶ所巻鉄物卷ヶ所

宛掛ヶ惣録継手柏へな土塗埋立

但矢来御門外下水跨之処三方包板木品松目折釘

八寸間ニ打吐桝内樋吐口式寸四方ニ彫明ヶ栓打有来

鎖仕付

矢来桝樋筋龍樋請

一 埋桝 大サ内法三尺二

四尺 深五尺 卷ヶ所

同統北桔橋外迄

一 埋桝 大サ内法三尺四方 深同断 拾卷ヶ所

右仕様木品松厚四寸目折釘六寸間ニ打桝内柏

へな土詰式重蓋請棧関貫共仕付有来石蓋掛ヶ

埋立

矢来樋筋矢来

御門外石橋際

一 吐樋 大サ内法式尺五寸二 四尺 深四尺 卷ヶ所

右仕様木品其外前同断柏へな土詰不申吐口

六寸四方ニ彫明ヶ式重蓋請棧関貫共仕付上蓋松

厚五寸横並波墨塗致し鉄軌式ツ打有来縁石

居付目漆喰致し

式之桝樋筋龍樋請

一 埋石桝 大サ内法三尺二 四尺 深五尺 卷ヶ所

右同断樋筋之内

一 同 大サ内法 三尺四方 深四尺 拾ヶ所

右仕様組立石桝ニ付不陸組直し柏へな土詰

有来石蓋掛ヶ埋立

右同断矢来御門外石橋際

一 吐石桝 大サ内法式尺五寸二 四尺 深四尺 卷ヶ所

右仕様木品松式重蓋関貫共仕付上蓋厚五寸

横並波墨塗致し鉄軌式ツ打有来縁石居付

目漆喰致し

同所駒寄矢来際

矢来桝樋筋

一 埋石桝 大サ内法三尺四方 深五尺 卷ヶ所

同所式之桝樋筋

一 同 大サ内法同断 深同断 卷ヶ所

右仕様木品前同断式重蓋関貫共仕付柏へな土詰

有来石蓋掛埋立

土手上吐桝下

一 吐樋 長五間卷尺式寸 大サ内法卷尺二 卷尺卷寸

右仕様木品松厚三寸側板卷枚敷蓋式枚矧

目折釘八寸まニ打継手蝶千葉継縫釘打埋立

同所統御鷹部屋掛出桝下

一 吐樋 長五間 大サ内法卷尺卷寸二 卷尺式寸

右仕様土手上より掘揚候古樋之内木性宜分前後切詰

継手仕直し伏渡埋立

一 樋筋其外足土持込道造致し砂利敷平均 右之通御普請致出来候 申十月

【96】

伊勢守殿

玉川上水

御本丸掛矢来桝式之桝樋筋

御普請御組合入用増減差引勘定帳

村田阿波守掛場

池田播磨守

本文矢来桝樋筋桝蓋松注文之処

同所ニ之桝之方檢ニ付同様檢ニ木替仕候義ニ御座候

玉川上水

御本丸掛代官町矢来桝式之桝樋筋

御普請御組合入用増減差引勘定

増之分

一 銀三拾五匁四分厘

是は矢来桝樋筋矢来御門外石橋際吐桝上蓋木品

松注文之処檢ニ木替長三尺卷寸幅九寸式分

厚五寸五枚尺ノ五分九厘四毛兩ニ卷本替内訳当

直段を以本文之通増

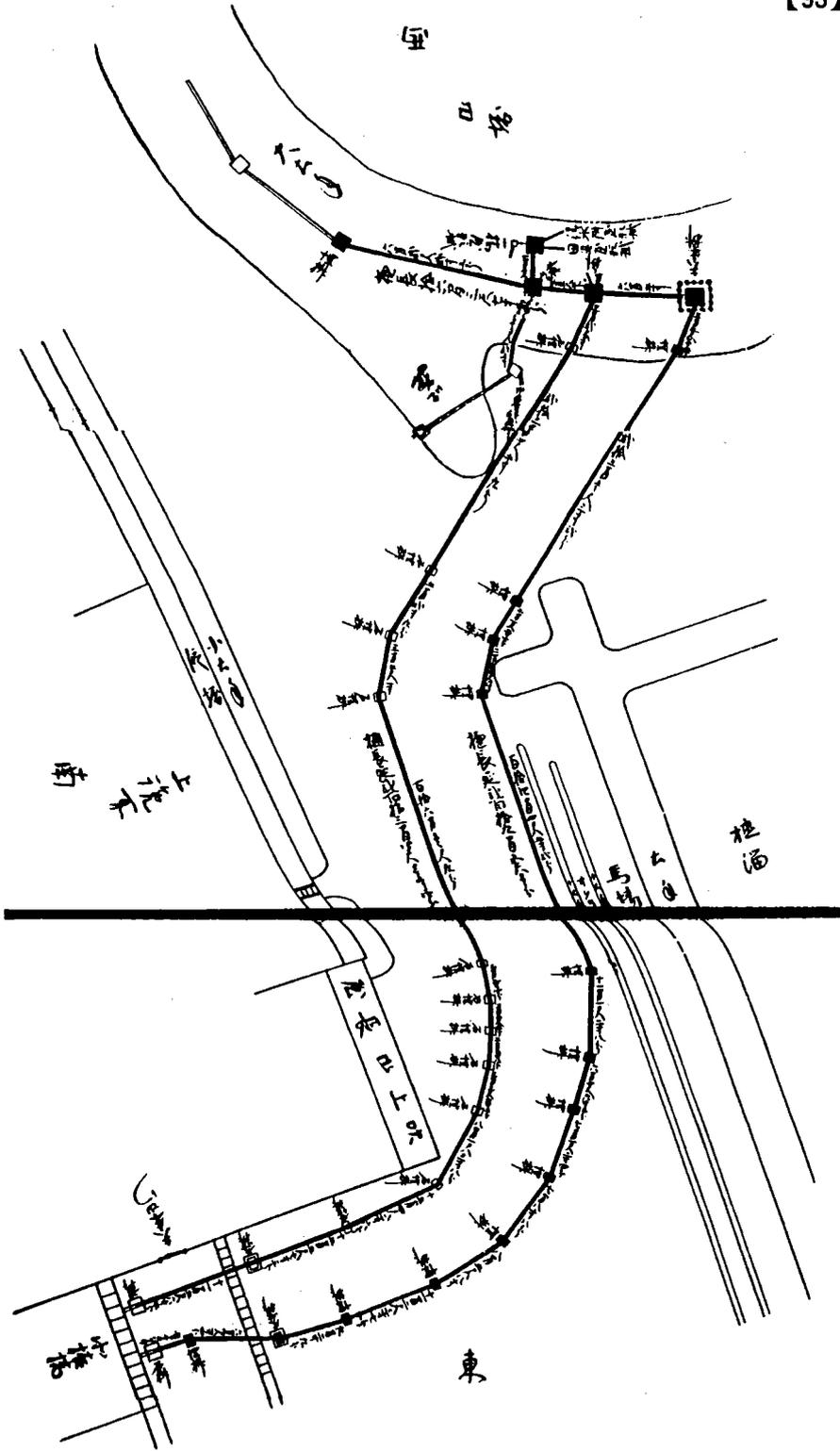
一 銀八拾九匁八分三厘三毛

是は土手上吐桝下樋長四間注文之処場所

取掛之上再調仕候処右ニ而は引足不申候間五間卷尺

式寸ニ出来卷間卷尺式寸相増式間樋卷本

諸一式代銀百四拾九匁七分式厘式毛内訳当



一 損料

代銀老分九厘七毛

ノ銀六匁老分卷厘五毛

平坪千六百坪

○ノ銀九貫七百八拾四匁

一 兩繩筋 長延四百三拾九間

古繩掘揚方

一 人足 八百七拾八人

質銀貳貫六百三拾四匁

一 損料

代銀八拾七匁八分

○ノ銀貳貫七百貳拾老匁八分

一 小屋場竹矢來其外損料

○代銀三貫九百七拾六匁八分五厘八毛

惣ノ銀八拾五貫八百匁

此金千四百三拾兩

一 粕へな土 老坪

代銀三拾五匁

一 人足 三人

質銀九匁

一 諸色損料

代銀老匁四分六厘七毛

ノ銀四拾五匁四分六厘七毛

一 土 老坪

代銀貳拾目

一 人足 九厘三毛

質銀貳分三厘三毛

一 諸色損料

代銀六分七厘四毛

ノ銀貳拾目九分七毛

一 砂利 老坪

代銀七拾五匁

代銀六分七厘四毛

ノ銀貳拾目九分七毛

一 砂利 老坪

代銀七拾五匁

一 人足 九厘三毛

質銀貳分三厘三毛

一 諸色損料

代銀貳匁五分八毛

ノ銀七拾七匁七分四厘老毛

右之通御座候以上

申十月

河合玄作

平野伝八

【93】

伊勢守殿江伺落

玉川上水

御本丸掛矢來掛式之檼繩筋御普請出來形帳

玉川上水

御本丸掛矢來掛式之檼

繩筋御普請出來形

土手上

一 檼 長拾六間三尺七寸五分 大サ内法老尺老寸二

右仕様木品松厚三寸側板式枚矧敷蓋三枚矧

目折釘六寸間二打繼手蝶千葉繼縫釘打銅

沈張切蓋之処餘八挺宛掛繩卷本江蟻棧式ヶ所

栗押ノ棧式ヶ所掛ヶ槓皮押打繼手毎二

粕へな土塗埋立

但繩繼手毎二敷盤木栗押角杭木同断式本宛

帶差二して仕付

土手上

一 矢來掛 大サ内法四尺四方

同 深老丈老尺

一 式之檼 大サ内法同斷

同 深同斷

一 吐檼 大サ内法同斷

深同斷

一 右仕様木品松厚五寸目折釘六寸間二打檼内打越

摺棧木請棧掛板共三ヶ所同様二仕付檼内四隅

敷付并摺棧取付共銅張上蓋厚三寸四方檼縁江

切欠闊貫三寸角輪掛鉄坪釘錠共有來生シ直し

焼漆致し仕付地形出生洪塗致し

但矢來老ヶ所土台式間四方木品松扉老ヶ所

肘折釘輪懸鉄共新規仕付惣躰生洪塗致し

三ヶ所共外廻り敲ねり土なまこ形二突堅

田安

一 橋 屋形掛

清水附 一 請檼 大サ内法四尺二

三尺五寸 深老丈老尺

右仕様木品其外前同断檼内打越三ヶ所摺棧木

請棧掛ヶ板共仕付地形出生洪塗致し

但吐檼より請檼江繫繩長老間三尺大サ内法老尺二

八寸木品松厚三寸側板老枚敷蓋式枚矧目折釘

六寸間二打檼内挿出代惣躰銅張目檼下地形

割栗石突堅岩岐石入檼居堅外廻り敲ねり土前同斷

土手上取出シ

一 埋檼 大サ内法三尺四方 深五尺 老ヶ所

一 右仕様木品松厚四寸目折釘六寸間二打式重蓋

請棧闊貫共仕付粕へな土詰上蓋掛ヶ埋立

代銀七分七厘九毛

ノ銀式拾四匁卷分四厘五毛

土手上吐樹下

吐樋

一 樋 長四間 内法 九寸二 木厚三寸

卷尺式寸

此式間樋卷本当り

側板

一 松板 式枚 長式間 幅九寸 厚三寸

尺ノ五分四厘

敷蓋

一 同板 四枚 長同斷 幅 厚同斷

尺ノ卷本八厘

尺ノ合卷本六分式厘

代銀七拾四匁七分六厘九毛

但兩二

卷本三分替

一 貝折釘 九拾本 鉄目卷本式拾五匁付 但卷本二付

代銀拾八匁

一 同釘 式本 鉄目卷本五匁付 但卷本二付

代銀八厘

一 槓皮 四束 但卷束二付

代銀式匁八分

一 大工 六人 質銀拾四匁

但卷人二付

質銀拾四匁

一 同手伝人足 卷人式分

質銀三匁六分

但卷人二付

一 車 八分卷厘

代銀三匁六分四厘五毛

一 人足 六人 質銀拾八匁

一 損料

代銀四匁八分三厘

ノ銀百四拾九匁七分式厘式毛

式間樋

式本分

○代銀式百九拾九匁四分四厘四毛

吐樋 長六間

但古樋切縮ノ仕付方六間分二而

一 大工 三人 質銀拾式匁

一 同手伝人足 六分 質銀卷匁八分

一 槓皮 式束 代銀卷匁四分

一 人足 六人 質銀拾八匁

一 損料

代銀卷匁七分七毛

○ノ銀三拾四匁三分七毛

銀三匁

但卷人二付

銀四匁五分

但卷人二付

銀三匁

但卷人二付

銀三匁

但卷人二付

銅板 拾五枚

代銀四拾五匁

土手上枳内并繼合共而

龍樋出代銅張

一 銅板 式拾五枚

代銀七拾五匁

一 銅板 三千本

代銀三拾目

樋曲目拾六ヶ所銅張

一 銅板 拾五枚

代銀四拾五匁

一 銅板 拾五枚

代銀四拾五匁

一 銅板 式千式百七拾五本

代銀式拾式匁七分五厘

一 損料

代銀五匁七分五厘八毛

○ノ銀百七拾八匁五分八毛

一 道 長式百間 幅八間

此坪卷坪当

一 土坪 卷合六勺七才

代銀三匁三分四厘

一 砂利 式勺五才

代銀卷匁八分七厘五毛

一 人足 式分八厘卷毛

質銀七分三毛

置土卷尺

砂利卷寸五分

但卷坪二付

銀式拾目

但卷坪二付

但卷人二付

但卷人二付

銀三匁

一 洪墨塗 五合  
代銀七分五厘  
但老坪二付  
銀七匁  
代銀四分七厘五毛  
一 粕へな土 式合  
代銀七匁  
但老坪二付  
銀三拾五匁

一 車 四分老厘九毛  
代銀老匁八分八厘六毛  
但老輛二付  
銀四匁五分  
○代銀百六拾老匁九分七厘五毛  
矢來御門外  
駒寄矢來際  
一 人足 四人  
質銀拾式匁  
但老人二付  
銀四匁

一 鉄執式ツ  
代銀老匁  
但老ツ二付  
銀五分  
式重蓋  
一 石埋榭 内法三尺四方 深五尺 式ヶ所  
此老ヶ所當り  
一 損料  
代銀老匁三分八厘三毛  
一 銀四拾式匁八分八厘老毛  
但老人二付  
銀四匁

一 石工 三人  
質銀式拾老匁  
但老人二付  
銀七匁  
一 松板 三枚 長三尺式寸 幅老尺  
厚式寸  
代銀八拾五匁七分六厘式毛  
式ヶ所分  
銅鑄樋差口  
老ヶ所  
一 松板 老枚 長老尺四寸 幅老尺三寸  
厚三寸  
但老人二付  
銀七匁

一 同手伝人足 六人  
質銀拾八匁  
但老人二付  
銀三匁  
一 同木 式本 長三尺式寸 三寸角  
尺ノ合式分八毛  
代銀拾式匁四分八厘  
但兩二  
老本替  
一 檜皮 老束  
銀七分  
一 鉄笹 老ツ 長五尺四寸 幅式寸五分  
厚老分五厘  
但兩二  
老本三分替

一 漆喰 老升  
代銀三分  
一 損料  
代銀三匁八分八厘四毛  
一 車 老分四毛  
代銀四分六厘八毛  
但老輛二付  
銀四匁五分  
一 大工 式人  
質銀八匁  
但老人二付  
銀四匁  
一 鉄九挺 鉄目老挺五拾目付  
代銀拾式匁三分四厘三毛  
厚老分五厘  
但老挺二付  
銀四分

○ノ銀百式拾目三分九厘  
式之榭樋筋  
一 石埋榭  
老ヶ所當り  
拾老ヶ所  
一 大工 式人  
質銀八匁  
但老人二付  
銀四匁  
一 鉄九挺 鉄目老挺五拾目付  
代銀拾式匁三分四厘三毛  
厚老分五厘  
但老挺二付  
銀四分

一 粕へな土 老合五匁  
代銀五匁式分五厘  
但老坪二付  
銀三十五匁  
一 同手伝人足 四分  
質銀老匁式分  
但老人二付  
銀三匁  
一 大工 老人  
質銀四匁  
一 同手伝人足 式分  
質銀六分  
一 損料

一 人足三人  
質銀九匁  
但老人二付  
銀三匁  
一 檜皮 半束  
代銀三分五厘  
但老束二付  
銀七分  
一 損料

一 損料  
銀三匁  
一 損料  
銀七分

尺ノ七分式厘

敷

一 同板 三枚三分 長五尺 幅

厚同斷

尺ノ五分五厘

式重蓋

一 同板 四枚 長式尺五寸 幅壹尺

厚式寸

尺ノ壹分六厘七毛

請棧

一 同木 式本 長四尺 三寸角

尺ノ六厘

関貫

一 同木 壹本 長四尺式寸 右同斷

尺ノ三厘貳毛

上蓋

一 同板 五枚 長三尺壹寸 幅九寸式分

厚五寸

尺ノ五分九厘四毛

尺ノ合三本四分五厘六毛

代銀百五拾九匁五分八毛

但兩二  
壹本三分替

一 貝折釘 百五拾九本 鉄目壹本三拾五匁付

代銀四拾四匁五分式厘

但壹本二付  
銀式分八厘

一 同釘 六本 鉄目壹本式拾五匁付

代銀壹匁貳分

但壹本二付  
銀式分

一 車 老輛七分式厘八毛

代銀七匁七分七厘六毛

但老輛二付

一 檳皮 四束

代銀貳匁八分

但老束二付  
銀七分

一 大工 拾五人

賃銀六拾目

但老人二付  
銀四匁

一 同手伝人足 三人

賃銀九匁

但老人二付  
銀三匁

一 洪墨塗 五合

代銀七分五厘

但老坪二付  
銀老匁五分

一 鉄銃式ツ

代銀老匁

但老ツ二付  
銀五分

一 岩岐石 四本 長四尺七八寸

幅老尺壹式寸  
厚七八寸

代銀八拾八匁

但老本二付  
銀二十式匁

一 漆喰 壹升

代銀三分

一 石工 六人

賃銀四拾式目

但老人二付  
銀七匁

一 同手伝人足 拾式人

賃銀三拾六匁

但老人二付  
銀三匁

一 人足 六人

賃銀拾八匁

但老人二付

一 損料

代銀拾五匁六分九厘五毛

○ノ銀四百八拾六匁五分四厘九毛

式之榭樋筋

矢来御門外石橋際

一 石吐榭

但式重蓋上八蓋計り

式重蓋

一 桧板 四枚 長式尺七寸 幅壹尺

厚式寸

尺ノ壹分八厘

関貫

一 同木 式本 長四尺式寸 三寸角

尺ノ六厘三毛

上蓋

一 同板 五枚 長三尺壹寸 幅九寸式分

厚五寸

尺ノ五分九厘四毛

尺ノ合八分三厘七毛

代銀五拾目式分式厘

但兩二  
壹本替

一 檳皮 半束

代銀三分五厘

但老束二付  
銀七分

一 大工 五人

賃銀貳拾目

但老人二付  
銀四匁

一 同手伝人足 壹人

賃銀三匁

銀三匁

代銀六拾六匁四分六厘式毛

但兩二

老本三分替

尺ノ老本三分三厘三毛

厚四寸

代銀四匁九分

但老束二付

一 目折釘百貳拾本 鉄目老本貳拾五匁付

代銀貳拾四匁

但老本二付

同妻手 一 同板 拾枚 長三尺貳寸

幅

一 車 老輛八分五厘六毛

但老輛二付

銀貳分

厚同斷

代銀八匁三分五厘貳毛

銀四匁五分

一 横皮四束

代銀貳匁八分

但老束二付

尺ノ老本六厘七毛

幅

一 大工 貳拾人

但老人二付

銀七分

敷蓋 一 同板 七枚六分 長四尺

厚同斷

實銀八拾目

銀四匁

一 車 七分貳厘

代銀三匁貳分四厘

但老輛二付

尺ノ老本老厘三毛

厚同斷

一 同手伝人足 四人

但老人二付

銀四匁五分

式重蓋

厚同斷

實銀拾貳匁

銀三匁

一 粕へな土 半荷

代銀五分

但老荷二付

一 同板 三枚 長三尺

幅老尺

一 人足 六人

但老人二付

銀老匁

尺ノ老分五厘

厚貳寸

一 粕へな土貳合(五匁)

右同斷

一 大工 六人

實銀貳拾四匁

但老人二付

請棧

裏棧共

代銀八匁七分五厘

但老坪二付

銀四匁

一 同木 四本 長同斷

式寸五分二

一 損料

銀三拾五匁

一 同手伝人足 老人貳分

實銀三匁六分

但老人二付

尺ノ七厘六毛

三寸

代銀拾三匁六分四厘老毛

但老坪二付

一 人足 三人

實銀九匁

但老人二付

一 關貫 同木 三本 三尺貳寸 三寸角

尺ノ七厘貳毛

○ノ銀四百貳拾貳匁八分六厘三毛

老ヶ所

銀三匁

尺ノ合三本七分老厘老毛

三寸

一 木吐辨 内法貳尺五寸二

深四尺

一 損料

代銀四匁四分五厘三毛

右同斷

代銀貳百貳拾貳匁六分六厘

但兩二

老本替

老ヶ所

○ノ銀百三拾八匁五厘五毛

土手上取出之処

一 目折釘 百八拾八本 鉄目老本三拾五匁付

代銀五拾貳匁六分四厘

但老本二付

一 松板 八枚 長五尺

幅老尺

一 埋辨 内法三尺四方 深五尺 老ヶ所

側板長手

一 同釘 拾貳本 鉄目老本貳拾目付

代銀老匁九分貳厘

但老本二付

尺ノ老本三分三厘三毛

厚四寸

一 拾板 拾枚 長四尺 幅老尺

一 同板 拾貳本 鉄目老本貳拾目付

代銀老匁九分貳厘

但老本二付

一 同板 八枚 長貳尺七寸

厚同斷

尺ノ四厘八毛

尺ノ合三本卷分五厘

代銀百四拾五匁三分八厘五毛

但両二

老本三分替

拾老ケ所分  
○銀三貫七百六拾四匁七分八厘  
矢来掛外廻り

一 矢来 式間四方

老ケ所

一 輪掛鉄 老口

代銀貳匁五分

一 錠前 老口

代銀七匁

一 車 老輛式分五厘七毛

代銀五匁六分五厘七毛

但老輛二付

銀四匁五分

一 貝折釘 百八拾八本 鉄目老本三拾五匁付

代銀五拾貳匁六分四厘

但老本二付

銀貳分八厘

土台

一 檢 四本 長式間 四寸二五寸

柱

一 同木 四本 長三尺五寸

尺ノ老分四厘三毛

三寸五分角

一 大工 四拾人

實銀百六拾匁

一 同手伝人足其外共 貳拾人

實銀六拾匁

但老本二付

銀四匁

一 同釘 六本 鉄目老本貳拾五匁付

代銀老匁貳分

一 檜皮 七束

代銀四匁九分

但老東二付

銀七分

矢来子

一 同木 四拾四本 長三尺三寸

尺ノ老本八厘九毛

三寸角

一 損料

代銀拾三匁貳分

吐弊より請辨江

取付之處

一 樋 長式間 内法 八寸二

此老本当り

側板

一 松板式枚 長式間

尺ノ四分八厘

幅八寸

厚三寸

一 柏へな土 式合

代銀七匁

但老本二付

銀三拾五匁

尺ノ合式本五分老厘四毛

代銀百五拾匁八分四厘

一 生洪塗 六坪七合老匁式才

代銀拾匁七毛

但両二

老本替

一 同板 四枚 長同斷

尺ノ九分六厘

幅

厚同斷

一 大工 貳拾人

實銀八拾匁

但老本二付

銀四匁

通シ貫

一 同木 四挺 長同斷

尺ノ老分老厘貳毛

一 同木 四本 長三尺

尺ノ九厘

三寸角

厚八分

但老本二付

銀三拾五匁

代銀拾匁七毛

但老坪二付

銀老匁五分

○ノ銀四百九匁式分四毛

吐弊より請辨江

取付之處

一 樋 長式間 内法 八寸二

此老本当り

側板

一 松板式枚 長式間

尺ノ四分八厘

幅八寸

厚三寸

代銀百五拾匁八分四厘

尺ノ合式本五分老厘四毛

代銀七匁

代銀拾匁七毛

尺ノ合老本四分四厘

代銀拾老匁四厘

一 車 老輛式分八厘  
代銀拾五匁七分六厘  
但老輛二付  
銀四匁五分  
請棧  
一 同木 式本 長三尺 三寸角  
尺ノ四厘五毛  
尺ノ式分  
一 柏へな土 式合五匁  
代銀八匁七分五厘  
但老坪二付  
銀三拾五匁

一 大工 老人  
質銀四匁

一 手伝人足其外共 式人  
質銀六匁

一 損料  
代銀五匁式分六厘八毛

○ノ銀百六拾三匁三分五毛

矢来榑樋筋  
龍樋請

一 埋榑 内法三尺二 深五尺 老ヶ所  
四尺

側板長手  
一 松板 拾枚 長五尺  
幅老尺  
厚四寸

尺ノ老本六分六厘七毛  
同妻手  
一 同板 拾枚 長三尺式寸  
幅  
厚同斷

敷  
一 同板 三枚八分 長五尺  
幅  
厚同斷

二重蓋  
尺ノ六分三厘三毛

一 同板 三枚 長四尺  
幅老尺  
厚式寸

闊實

一 同木 式本 長三尺式寸 右同斷  
尺ノ四厘八毛

尺ノ合三本六分六厘

代銀百六拾八匁九分式厘三毛

一 貝折釘 百九拾八本 鉄目老本三拾五匁付  
代銀五拾五匁四分四厘

一 同釘 六本 鉄目老本式拾五匁付  
代銀老匁式分

一 横皮八束  
代銀五匁六分

一 車 老輛八分三厘  
代銀八匁式分三厘五毛

一 大工 式拾人  
質銀八拾目

一 同手伝人足 四人  
質銀拾式匁

一 人足 六人  
質銀拾八匁

一 同木 式本 長三尺式寸 右同斷  
尺ノ四厘五毛

代銀百六拾八匁九分式厘三毛

一 貝折釘 百九拾八本 鉄目老本三拾五匁付  
代銀五拾五匁四分四厘

一 同釘 六本 鉄目老本式拾五匁付  
代銀老匁式分

一 横皮八束  
代銀五匁六分

一 車 老輛八分三厘  
代銀八匁式分三厘五毛

一 大工 式拾人  
質銀八拾目

一 同手伝人足 四人  
質銀拾式匁

一 人足 六人  
質銀拾八匁

一 同木 式本 長三尺式寸 右同斷  
尺ノ四厘五毛

代銀百六拾八匁九分式厘三毛

一 貝折釘 百九拾八本 鉄目老本三拾五匁付  
代銀五拾五匁四分四厘

一 同釘 六本 鉄目老本式拾五匁付  
代銀老匁式分

一 横皮八束  
代銀五匁六分

一 車 老輛八分三厘  
代銀八匁式分三厘五毛

一 大工 式拾人  
質銀八拾目

一 同手伝人足 四人  
質銀拾式匁

一 損料  
代銀拾匁九分三厘八毛

○ノ銀三百七拾目八厘六毛

矢来榑樋筋之内

一 埋榑 内法三尺四方 深五尺 拾老ヶ所  
此老ヶ所当り

側板長手

一 松板 拾枚 長四尺  
幅老尺  
厚四寸

尺ノ老本三分三厘三毛

同妻手

一 同板 拾枚 長三尺式寸  
幅  
厚同斷

尺ノ老本六厘七毛

敷

一 同板 三枚八分 長四尺  
幅  
厚同斷

尺ノ五分七毛

二重蓋

一 同板 三枚 長三尺  
幅老尺  
厚式寸

尺ノ老分五厘

請棧

一 同木 式本 長三尺 三寸角  
尺ノ四厘五毛

闊實

一 同木 式本 長三尺式寸 同斷

- 一 桧板 式拾貳枚 長五尺貳寸 幅壹尺 厚五寸 尺ノ合拾本七分四厘七毛 代銀六百四拾四匁八分貳厘 但兩二 壹本替 代銀五拾四匁
- 一 同妻手 尺ノ四本七分六厘七毛 一 目折釘 四百四本 鉄目四拾目付 但壹本二付 銀三分貳厘 一 敲練土 壹合 代銀三拾五匁 但壹坪二付 銀三百五拾目
- 一 同板 式拾貳枚 長三尺七寸 幅 代銀百貳拾九匁貳分八厘 但壹本二付 銀三分貳厘 一 大工 六拾人 實銀貳百四拾目 但壹人二付 銀四匁
- 一 敷 尺ノ三本三分九厘貳毛 代銀七匁貳分 銅板三拾三枚七分五厘 但壹枚二付 銀三匁 一 同手伝人足 拾貳人 實銀三拾六匁 但壹人二付 銀三匁
- 一 同板 四枚五分 長五尺貳寸 幅 厚同斷 代銀百壹匁貳分五厘 但壹枚二付 銀三匁 一 同手伝人足 拾貳人 實銀三拾六匁 但壹人二付 銀三匁
- 一 上蓋 尺ノ九分七厘五毛 一 同板 四枚五分 長同斷 幅壹尺 厚三寸 一 輪掛鉄 壹口 代銀貳匁八分 但百本二付 銀壹匁 一 人足 七拾人 實銀貳百拾匁 但壹人二付 右同斷
- 一 闊貫 尺ノ五分八厘五毛 一 同木 壹本 長五尺三寸 三寸角 代銀七匁 錠前 壹口 生洪塗 三坪四合六匁壹才 代銀五匁壹分九厘貳毛 但壹坪二付 銀壹匁五分 一 損料 代銀五拾貳匁七分九厘四毛
- 一 摺棧 尺ノ四厘 一 同木 六挺 長壹丈 幅五寸 厚三寸 一 横皮 拾三束 代銀九匁壹分 但壹束二付 銀七分 一 鳥居木 式ヶ所 杭木 一 栗四寸角 八本 長貳間 代銀七拾六匁八分 但壹本二付 銀九匁六分
- 一 請棧 尺ノ七分五厘 一 同木 三挺 長壹尺 幅 厚同斷 一 車 五輛三分七厘四毛 代銀貳拾四匁壹分八厘三毛 但壹輛二付 銀四匁五分 一 松八寸角 貳本 長貳間 尺ノ壹本貳分八厘 代銀五拾九匁七厘七毛 但兩二 壹本三分替 銀四分
- 一 掛板 尺ノ三厘八毛 一 同板 三拾枚 長八寸 幅壹尺 厚壹寸 一 割栗石 式合五匁 代銀三拾七匁五分 但壹坪二付 銀百五拾目 一 鉢拾六挺 鉄目壹挺五拾目付 但壹挺二付 壹本三分替 銀四分
- 一 尺ノ貳分 一 岩岐石 貳本 代銀六匁四分

式之餅 内法四尺四方 深卷丈卷尺  
吐樹

此卷ヶ所當

側板長手

一 桧板 式拾貳枚 長五尺貳寸

幅壹尺 厚五寸

尺ノ四本七分六厘七毛

同妻手

一 同板 式拾貳枚 長四尺貳寸

幅 厚右同斷

尺ノ三本八分五厘

敷 一 同板 五枚 長五尺貳寸

幅 厚右同斷

尺ノ卷本八厘三毛

上蓋 一 同板 五枚 長同斷

幅壹尺 厚三寸

摺棧 一 同木 貳挺 長卷丈卷尺

幅五寸 厚三寸

尺ノ六分五厘

掛板

一 同板 拾枚 長貳尺

幅壹尺 厚三寸

尺ノ貳分七厘五毛

請棧 一 同木 壹挺 長貳尺貳寸

幅五寸 厚三寸

尺ノ卷分六厘七毛

同妻手

一 同木 壹挺 長貳尺貳寸

幅五寸 厚三寸

尺ノ貳厘八毛 閱貫

一 同木 壹本 長五尺八寸 三寸角

尺ノ四厘四毛

尺ノ合拾本八分六厘四毛

代銀六百五拾卷匁八分四厘

但兩二 卷本替

一 貝折釘 四百六拾八本 鉄目卷本四拾百付

代銀百四拾九匁七分六厘

但卷本二付 銀三分式厘

一 同釘 式拾貳本 鉄目卷本拾五匁付

代銀貳匁六分四厘

但卷本二付 銀卷分式厘

一 銅板式拾五枚

代銀七拾五匁

但卷枚二付 銀三匁

一 同銀 三千本

代銀三拾百

但百本二付 銀壹匁

一 輪掛鉄 壹口

代銀貳匁八分

但百本二付 銀壹匁

一 錠前 壹口

代銀七匁

但卷坪二付 銀壹匁五分

一 生泔塗 三坪八合五勺九才

代銀五匁七分八厘九毛

但卷坪二付 銀壹匁五分

一 横皮 拾束

代銀七匁

但卷束二付 銀七分

代銀貳拾四匁四分四厘四毛

但卷輛二付 銀四匁五分

一 割栗石 壹合式勺五才

代銀拾八匁七分五厘

但卷坪二付 銀百五拾目

一 岩蛟石 壹本 長五尺六七寸

幅壹尺貳式三寸 厚七八寸

代銀貳拾七匁

一 敲練土 壹合壹才

代銀三拾五匁三分五厘

但卷坪二付 銀三百五拾目

一 大工 六拾人

賃銀貳百四拾目

但卷人二付 銀四匁

一 同手伝人足 拾式人

賃銀三拾六匁

但卷人二付 銀三匁

一 人足 七拾式人

賃銀貳百拾六匁

但右同斷

一 損料 代銀五拾目九分七厘九毛

銀壹匁五百拾目三分五厘式毛

三ヶ所分

○代銀四貫七百四拾卷匁五厘六毛

田安

一 橋掛

清水

一 請桝 内法四尺二

三尺五寸

側板長手

深卷丈卷尺 卷ヶ所

矢来拵樋筋

一 樋筋 式百貳拾貳間 大サ内法五寸四方 彫樋  
式之拵樋筋

一 同 長貳百壹拾七間 右同斷

尺ノ長延四百三拾九間

此式間樋卷本當

彫樋

一 松角 卷本 長貳間 卷尺二  
卷尺三寸角

尺ノ卷本三分

上蓋

一 同板 卷枚 長同斷 幅卷尺三寸  
厚四寸

尺ノ五分貳厘

式重蓋

一 同板 卷枚 長同斷 幅七寸  
厚卷寸

尺ノ七厘

尺ノ合卷本八分九厘

代銀八拾七匁貳分三厘卷毛 但兩二  
卷本三分替

一 目折釘 四拾本 鉄目卷本三拾五匁付 但卷本二付  
銀貳分八厘

一 同釘 三拾貳本 鉄目卷本五匁付 但卷本二付  
銀四厘

一 鉢八挺 鉄目卷本五拾匁付 但卷本二付  
銀四分

一 銅板 半枚 但卷本二付  
銀三匁

代銀壹匁五分

一 同鉢 六拾本  
代銀六分

一 栗押五寸角卷本 長貳尺五寸  
代銀壹匁九分三厘八毛

一 粕へな土 半荷  
代銀五分

敷盤

一 車 九分四厘五毛  
代銀四匁貳分五厘三毛

一 楨皮 八束  
代銀五匁六分

一 大工 拾人  
實銀四拾匁

一 同手伝人足 貳人  
實銀六匁

一 人足 拾貳人  
實銀三拾六匁

一 栗ノ粹卷鉄物鉄鉾共平均  
代銀三拾七匁貳分貳厘

一 損料  
代銀七匁八分八厘四毛

尺ノ銀貳百四拾四匁四分六毛

式間樋九本半

○代銀貳貫五百五拾三匁貳分七厘七毛

但日本二付  
銀壹匁

但卷荷二付  
銀壹匁

但卷輦二付  
銀四匁五分

但卷束二付  
銀七分

但老人二付  
銀四匁

但老人二付  
銀三匁

但右同斷

一 大工 四人  
實銀拾六匁

一 同手伝人足 八分  
實銀貳匁四分

一 損料  
代銀貳匁五分七厘七毛

尺ノ銀七拾九匁九分

○銀七拾九匁九分

式間樋

式百拾九本半

○代銀五拾三貫六百四拾七匁分卷厘七毛

矢来御門外下水跨

樋包板 式ヶ所分

一 松板 八枚 長六尺 幅七寸  
厚貳寸

尺ノ五分六厘

一 同板 四枚 長同斷 幅八寸五分  
厚貳寸

尺ノ三分四厘

尺ノ合九分

代銀四拾壹匁五分三厘八毛

一 目折釘 百九拾貳本 鉄目卷本拾匁付  
但卷本二付

一 同板 四拾五匁三分六厘 鉄目卷本拾匁付  
但卷本二付

一 車 四分五厘 但卷輦二付  
銀四匁五分

一 大工 四人 但老人二付  
銀四匁

一 同手伝人足 八分 但老人二付  
銀三匁

一 損料 代銀貳匁五分七厘七毛

尺ノ銀七拾九匁九分

○銀七拾九匁九分

御用小屋場前被致通行候砌右門扉立寄  
 締附差置候処扉貫打二付小屋場内詰所  
 床上二罷在候もの往還より見透候儀二付  
 御城附より掛合御座候間是まで木戸門立寄  
 締附門番人より職人足制方為致候

御門之御之字除遣申候

仕来二而御門締附候得は隔は相附候

心得二御座候間其段相答候処可仕小屋場

之儀は御普請方小普請方同様之儀二付

一同相伺候処木戸門立寄締附候上猶不見透

様二取計其段御城附江及挨拶候様可仕旨

被仰渡候二付御材木揚場其外都而会所

小屋取建不仕矢来木戸門之場所は其俵

差置会所取建候小屋場木戸門貫打

扉江腰通高五尺四寸程裏板打二仕

其余伺之通相心得候様可仕候依之此段

申上置候以上

申六月

【92】

樋巻本当 其外調帳

樋巻本当

土手上

一 樋 長拾九間 内法卷尺卷寸二

卷尺式寸 木厚三寸

此式間樋巻本当

側板

一 松板 四枚 長式間 幅五寸五分

厚三寸

尺ノ六分六厘

蓋敷

一 同板 六枚 長式間 幅六寸

厚三寸

尺ノ巻本八厘

横皮押

一 同板 拾枚 長同斷 幅三寸

厚八分

尺ノ式分四厘

蟻枝

一 同木 式本 長卷尺八寸 式寸五分二

三寸

尺ノ式厘三毛

尺ノ合式本三毛

代銀九拾式分四厘六毛 但兩二

卷本三分替

一 目折釘 式百本 鉄目巻本式拾五匁付

代銀四拾目

一 同釘 四本 鉄目巻本五匁付

代銀卷分六厘

一 大五寸釘 式百四拾本

代銀六匁

一 鉄八挺 鉄目巻挺三拾五匁付

代銀式分四厘

一 銅板 壹枚

代銀三匁

一 同鉄 七拾本

代銀七分

ノ枠

一 栗押四寸角 式本 長式間

代銀拾式匁

銀六匁

杭木

一 同角 卷本 長卷丈

代銀五匁

敷盤

一 栗押五寸角 卷本 長三尺

代銀式分三分式厘五毛

一 柏へな土 半荷

代銀五分

一 横皮 七束

代銀四匁九分

一 車 卷輛式分五厘

代銀五匁六分式厘五毛

一 大工 拾式人

質銀四拾八匁

一 同手伝人足 式人四分

質銀七匁式分

一 人足 拾人

質銀三拾目

一 損料

代銀八匁六分七厘

ノ銀式百六拾八匁七分六厘六毛

式間樋九本半

○代銀式貫五百五拾三匁式分七厘七毛

但卷本二付

但卷本二付

但卷本二付

但卷本二付

但卷本二付

但卷本二付

【74】

代官町御出役

大奥掛

御普請方

小普請方

御詰合中様

詰合

只今御面談ニ而被仰聞候

御本丸掛上水樋筋御出来ニ付御水仕掛之儀

奥向江申込候処奥之番朝比奈甲斐守殿御水

仕掛候而宜旨申聞候間早々御掛ヶ方御座候様いたし度

則同人江申含候以上

六月廿七日

【75】

村 阿波守様

以剪紙奉啓上候然は玉川上水

御本丸掛代官町矢来掛式之榊樋筋御普請

出来奇候ニ付今朝六時より水留仕マツ時頃迄ニ

樋掛伏方出来仕候間新樋江水移替定寸之通

相掛申候此段奉申上候以上

六月廿七日

【75付】

六月廿七日

代官町土手上

一 御本丸掛 矢来掛掛板上端より差付四寸卷分

式之榊同断四寸卷分

矢来掛之方榊上端より水面迄五寸六分

式之榊之方同断六寸九分

但矢来掛之方榊上端より水面迄是迄三寸式分

差付有之候処此度御普請ニ而元有来地形

石其低差置石上江居渡候に付式寸四分掛敷

上り候間本文之通榊上端より水面迄五寸六分ニ

相成候式之榊之方同断是迄四寸卷分之処

右同断居渡候ニ付式寸八分掛敷上り候間本文

之通六寸九分ニ相成右之通以来水乗定寸ニ

相成申候

吐掛打越卷寸卷分

同所御鷹部屋掛

一 請掛打越卷寸六分

吐無し

半蔵御門外

一 御本丸掛石出掛樋上式尺八寸

同所

一 吹上掛石出掛樋上式尺式寸

右は

御本丸掛代官町矢来掛式之榊樋筋御普請

出来奇新樋江水移いたし候処榊之水乘

差付本文之通相成申候

代官町

場所掛

【82】

御普請奉行衆

清水

一橋御家老衆

田安

三屋形掛玉川上水代官町土手上

御本丸御持御分水元掛樋口打御差蓋

是迄無之処此度樋口江打越差蓋三ヶ所

新規出来候様尤田安掛之分は樋筋平地

二而水掛不宜候ニ付清水一橋打越水面よりハ

田安之方五分程も余分ニ打越候様致度

依之絵図面相添此段及御掛合候

七月

御書面御掛合之趣致承知候代官町土手上  
御屋形掛元掛明後廿日朝五時より夕七時迄  
水留いたし樋口打越差蓋仕付候間水仕掛之  
節立合之者石場所江御差出有之候様存候

【84】

伊勢守殿

御修復御用小屋場前御三家方

被致通行候節心得方之儀猶又

申上置書付

御作事奉行

御普請奉行

小普請奉行

尾張殿去月十九日増上寺

清瀧院様江被致参詣候節同寺裏門前

安国殿御宮向本堂三門方丈向共御修復

御作事方と書入遣し申候

村田阿波守

【67】

又右衛門より茂呂八郎左衛門江達

小普請方

大奥掛

御詰台中様

以手紙得御意候然是玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之掛樋筋御普請出来寄新樋江水移替二付

来日廿七日より廿九日迄之内一日明六時より暮六時迄

兩樋筋共水留いたし度右日限之内幾日

御差支無之哉前広致承知度雨天候得は

延引之積奥之番衆江掛合書差出申候間

右之段御含可然様御取計可被下候以上

六月廿四日

【68】

以手紙得御意候然是玉川上水

御本丸掛代官町通樋筋明後廿七日

明ヶ六時より暮六時迄水留二付御屋形掛

新樋江水移替いたし候間其節御出役

可被成候尤右之段明日御家老衆江

御達差出候得共爲御心得此段申進候

以上

代官町

御普請所小屋場

六月廿五日

田安

一橋

清水

小普請方

御詰台中様

【69 a】

伊勢守殿

玉川上水

代官町

御普請方

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛式之掛

樋筋御普請出来寄候二付新樋江水移替仕候間

明廿七日明六時より暮六時迄矢来掛式之掛兩樋筋共

水留仕候尤雨天は延引之積此段申上候右之段

御側衆江も御断差出申候以上

六月廿六日

【70 c】

小普請奉行衆

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛式之掛

樋筋御普請出来寄候二付明廿七日明六時より暮六時迄

水留いたし北桔橋外御持場埋掛内二而樋継合

新樋江水移替いたし候間御持場掛二而返控打

戻水無之様致度存候間御支配向江御申渡有之

候之様存候尤雨天は延引之積此段御達申候

六月廿六日

【71】

御目付衆

御普請方

老人

家来共

村田阿波守

同 同心

壺 人

地割棟梁

壺 人

右は玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之掛樋筋御普請出来寄新樋江水移替二付

小普請方大奥掛定式江度々打合等有之候二付

平川口御門より上下梅林坂御裏御門裏仕切御長屋

御門通明廿七日雨天延引一日限出入いたし候二付

右御門々々江御断有之候様存候此段申進候

六月廿六日

【73】

土手上掛内水面差付之覚

新規

一 矢来掛 掛上端より水面迄五寸八分

但打越水乘四寸七分

同 一式之掛 掛上端より水面迄六寸五分

但打越水乘四寸七分

同 一 吐掛 掛上端より水面迄八寸

但打打越水乘叁寸五分

同 一 御三卿方請掛 掛上端より水面迄九寸五分

但 田安懸り打越水乘

一橋懸り右同断

清水懸り右同断

右之通有之候

右之通有之候

右之通有之候

右之通有之候

養板敷車引通候ハ、差支之儀無之候  
此得御意候以上  
四月十一日

【57】

御目付衆

玉川上水

御本丸掛代官町矢来掛式之掛繩筋

御普請場所取掛追々掘割候処西番所持

山張番所東之方掘割候ニ付埋立候迄

右松江仮養木仕付置申候

此段申達候

申四月

村田阿波守

下ケ札

御書面之趣致承知候若掛内縛繩繼合より洩水等  
致出来候節は兼而御掛合之通其御方ニ而御手入有之  
候得は差支無之候間表向御掛合書被遣候様致度  
此段及御挨拶候  
申五月

洩水等もいたし候ハ、当方ニ而御手入有之候得は  
御差支無之旨挨拶ニ付右之通為取計  
可申と存候此段及御懸合候  
申五月

答下ケ札

御書面之趣致承知候繩繼合より若洩水  
等出来之御其御方ニ而御手入有之  
候得は差支之筋無之候此段及御答候  
申五月

【58】

御普請方

大奥掛

小普請方

御本丸掛上水式之掛筋矢来御門外

御持場堀内繼合方之儀ニ付当二月中

御掛合有之其御方御差支も無御座候ハ、

右之姿ニ居置申度旨及御挨拶候処御差支も

無御座趣ニ有之就而は矢来掛筋同所繼合方も

同様ニ致度左候得は其御方木樋御伏替

之節同時ニ縛繩繼合候様可致候此段及

御掛合候

申五月

大奥掛

小普請方

御普請方

五月廿五日

【60】

御普請奉行衆

大屋遠江守殿

御本丸掛上水式之掛繩筋北桔橋鶴之首外御持場境

石掛内繼合方之儀ニ付当二月中御支配向より

掛合有之御差支も無之候ハ、右之姿ニ居置

申度旨支配向より及答候之処御差支無之

趣ニ候間矢来掛筋同所繼合方も同様ニ

致度旨申聞候ニ付猶又御支配向江支配向より

及打合候処兼而御掛合済之通若右之繼合より

大屋遠江守

村田阿波守

【66】

六月廿四日又は右衛門より雨を以達

奥之番所衆

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛式之掛

繩筋御普請出来寄候ニ付新樋江水移替いたし候間

来ル廿七日より廿九日迄之内一日明六時より暮六時迄矢来掛

式之掛内繩筋共水留いたし度候御差支無之日限

御下ケ札ニ而前々日致承知度候尤雨天は延引之續

此段及御懸合候

六月廿四日

答下札

廿七日より廿九日迄之内幾日ニ而も  
御差支無之候猶前日御断  
可被成候  
六月廿五日  
奥之番

銀五拾七匁八分

二月廿九日

右は御普請御修復所江相用候御幕新規出来御組合入用

申二月

木暮又右衛門小印

宮路 一 平小印

早乙女喜兵衛小印

加 納弥五郎小印

一 御普請方御普請御修復所二而相用候

布交御幕切損引足不申候間此度代官町

并四谷御門外掛樋御普請所二而拾張苑新規

御買上いたし候然ル処是迄御用方二相成候分

地性悪敷御保方不宜候二付此度之儀は

格別吟味いたし地性宜品御買上二いたし

候間是迄御買上之直段よりは高直二相成申候

【45】

田安

小普請方衆

一橋

小普請方衆

清水附

小普請方衆

玉川上水代官町土手上より御引取

樋榭場所替之儀兼而御達相成候

場所御打合可申候間晦日雨天延引

九時過同所小屋場江御越可被成候此段

得御意候以上

但晦日雨天二付延引三月二日

相達同月四日立合之上見分

打合相済候事

田安小普請方

山田佐兵衛請取

清水小普請方

伴 多市郎請取

【46】

御普請方衆

玉川上水代官町土手上より引取候樋榭

場所替之儀兼而御達二相成候場所御打合

有之候間晦日雨天延引九時過同所

御小屋場江罷出候様御書面之趣承知仕候

右御報如斯御座候以上

二月廿九日

【51】

御目付衆

御普請奉行

村田阿波守

家来共

御普請方下奉行出役

木暮又右衛門

家来共

同改役勤方

斎藤金之丞

家来共

御普請方仮役

宮路 一平

家来共

同 同心肝煎役

小嶋龍三郎

同 同心

加納弥五郎

市橋弥三郎

同改方同心

早乙女喜兵衛

地割棟梁

河合玄作

一橋

平野伝八

小普請方

右は此度玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之榭樋筋御普請二付

御城江度々往返いたし候処御水仕掛方御用

之砌急き候節は御間二合兼申候間平川口より

上下梅林坂御裏御門奥仕切御長屋御門通り

御普請中屋之内出入致度依之右御門々々江

御断有之候様存候尤相済次第御断返可申達候

申三月

三月廿日

御城外御普請二而は御裏通不相成旨本多

単之助申聞達書相返ス

【56】

吹上役所

御詰合中

御手紙致拜見候然は近日吹上御庭内

御修復木口類積車御引入二付此節伏渡江

上水樋上江養板敷車引候而差支之儀無之哉

之旨御問合之趣致承知候右は前書之通

代官町御普請方

御詰合



未六月

下ケ札

御書面御掛合之趣致承知候尤御水留  
之儀は前々日御打合有之候様致度此段  
及御挨拶候

六月十二日

【34 d】

弘化四未年六月十四日

小普請水留之節立合見分

式之榊樋筋

北桔橋外矢米際持場境

一 石埋榊 惣深四尺八寸五分

大サ内法三尺四方

内

石榊上端ニ而厚五寸式分

へな場深サ六寸

此内二重蓋木厚式寸引全くへな厚サ四寸

一 二重蓋懸り代老寸式分

一 石榊上端より樋蓋上迄差付式尺

一 石榊蓋上土冠老尺

一 石榊内御役所持樋出代老尺四寸

此内江小普請方持銅鑄樋四寸彫込楨皮押

木松大サ老尺式寸四方厚三寸且折釘

四本打鉢懸切張杉丸太四本榊側江

仕付水下モ之方樋口穴差塞ニ元形之通

粕へな土一盃ニ詰堅ニ重蓋懸ケ閱貫仕付猶又

粕へな土詰石蓋懸埋立

小普請方持

一 銅樋駒之頭 木品松 長式尺五寸

幅老尺四寸 木厚八寸

【34 e】

未六月十四日水留立合之節見分

北桔橋外御持場境石埋榊内

小普請方持銅鑄樋寸法

大サ内法差渡六寸 厚式分五厘

【34 f】

未六月十四日

北桔橋前小普請方持場境木樋銅鑄（樋）ニ

入替仕付候節水留立合名面書

小普請方仮役

新井 新蔵

同手代

柴田音太郎

同改役下役

大原勘兵衛

【39】

二月十日小普請方改役勤方小倉弥十郎江

又右衛門より遣

小普請方大奥定式

御詰合中様

御本丸掛上水代官町通式之榊樋筋矢来

御門外御持場境昨年六月中吹所

出来急速御手入ニ付鑄樋繼合相成候

尤追而御普請方持樋筋御普請之節は

以前之姿木樋繼合相成候様兼而

御掛合済ニ候然ル候処此節右場所

御普請有之樋筋追々伏方ニも

相成候間此段及御掛合候

申二月

【40】

御普請方

御詰合中様

小普請方大奥定式

詰合

御本丸掛上水代官町通樋筋御普請有之

追々御伏方ニ相成候処式之榊樋筋矢来御門外

御持場境昨年六月中吹所出来之節

鑄樋繼合置其節御掛合済之通以前之姿ニ

木樋繼合ニ相成候様御掛合之趣致承知候

右は去冬中橋本恵次郎殿江御内談仕置候儀も

有之其御方御差支も無御座候ハ、右之通

繼合置候而は如何可有之哉先は吹水等

致候儀も有之間敷存候間御報旁及御相談候

以上

二月十二日

【42】

二月十八日阿波守より長覽ヲ以達ス

村田阿波守

奥之番衆

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来榊

式之榊樋筋御普請下拵追々出来寄候ニ付

来ル廿二日より雨天日送ニ而樋伏方取掛申候此段

御達申候

二月十八日

【43】

寛

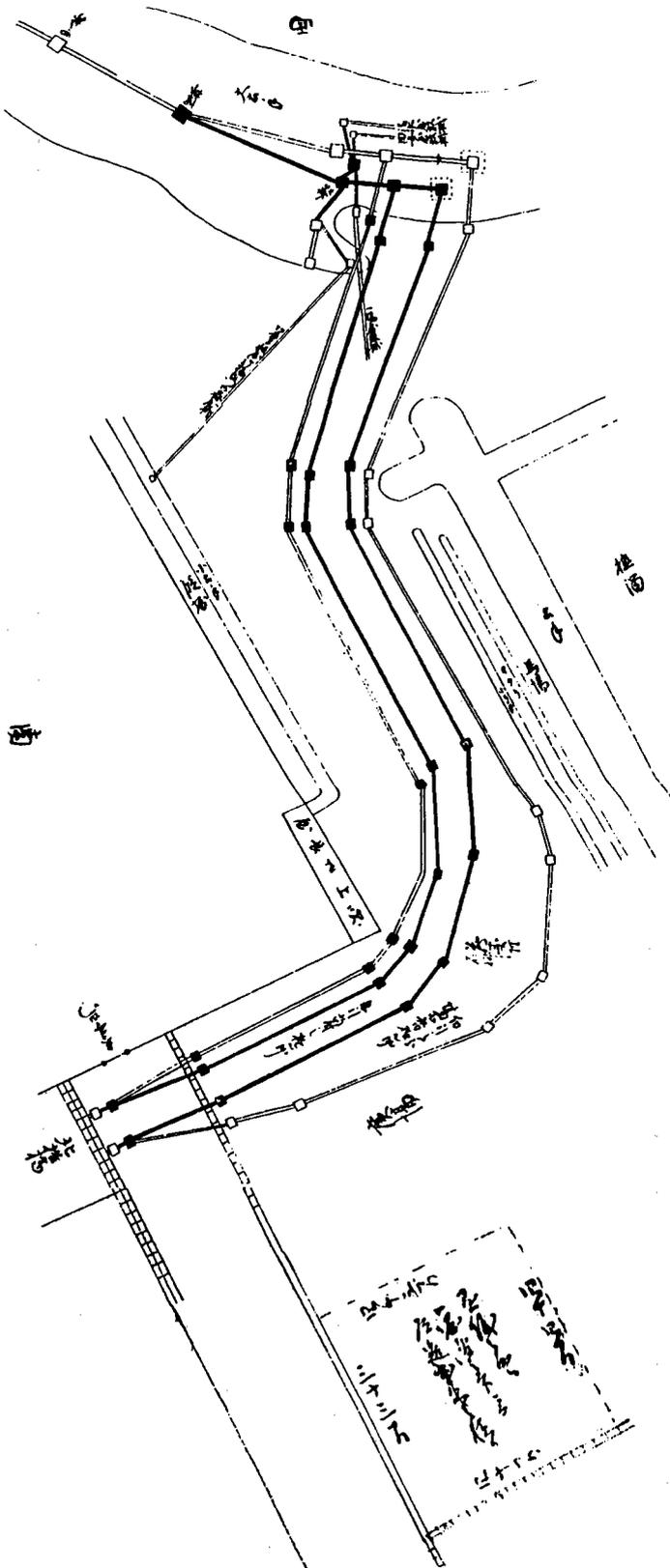
一 布交御幕拾張

代銀五百七拾八匁

但老張ニ付

場所掛

【33】付力



御本丸掛玉川上水代官町土手上より

北桔橋外迄矢来櫛式之榭樋筋

御普請御入用高年数調書

寛政九巳年御普請出来

文化元子年迄八ヶ年目二相成申候

式之榭樋筋木品松

一 金六百五拾四兩三分

右同断

矢来櫛右同断

一 金四百七拾三兩式分銀拾三匁

文化元子年御普請出来

同八未年迄八ヶ年目二相成申候

式之榭樋筋木品松

一 金五百拾七兩壹分

文化元子年御普請出来

同十二亥年迄拾式ヶ年目二相成申候

矢来櫛右同断

一 金五百六兩壹分

文化八未年式之榭樋筋御普請出来

文政六未年迄拾三ヶ年目二相成

同十二亥年矢来櫛御普請出来

文政六未年迄九ヶ年目二相成申候

矢来櫛式之榭樋筋木品松

一 金千三百四拾五兩三分銀式匁九厘九毛

文政七申年御普請出来

同十三寅年迄七ヶ年目二相成申候

式之榭樋筋木品松

一 金千三百拾壹兩式分

前同断御普請出来天保二卯年迄

八ヶ年目二相成申候

矢来櫛右同断

一 金千六百五拾式兩

式之榭之方文政十三寅年御普請出来

天保八酉年迄八ヶ年目二相成矢来櫛之方

天保二卯年御普請出来天保八酉年迄

七ヶ年目二相成申候

矢来櫛式之榭樋筋木品松

一 金千四百八拾五兩

矢来櫛式之榭樋筋天保九戌年御普請出来

当未年迄拾ヶ年目二相成申候

右之通御座候以上

未二月

【34 a】

未六月七日小普請方定式江遣

口上覽

御本丸掛上水代官町通式之榭樋筋矢来御門外

御持場境吹所出来二付其御方二而銅樋伏替之積

尤有形之通木樋打立候而是急速御間ニ合兼

候之間有合之銅樋継足置追而年限も相立

御普請之節は両方打合之上元形之通木樋ニ

可被成積且石枿内ニ而継合候而是手狭ニ而差支等も

可有之哉二付石枿外江式尺程も差出御普請方

持樋切縮銅樋差込候積ニ而差支無之哉之旨

被御申聞候二付相糺候処右石枿之儀は水ひしき強

場所二付継手重り枿ニ有之殊ニ鑄樋之之継合

枿外ニ相成候而是年数相立候木樋之儀旁相保

不申候間孰ニも枿内ニ而継合相成候様致度

万一右継手より洩水致出来候節は其御方御持と

相心得追而御普請方持樋筋御普請之節は

是迄之姿ニ相成候様致度右ニ而御差支も無之

候ハ、御懸合書被遣候様存候事

未八月

【34 b】

小普請方定式より差越

御本丸掛北桔橋鶴之首外御持場境吹所

出来二付急速御手入いたし候間石枿外江鑄樋

差出継合いたし度段及御談判候処御差支二付

石枿内ニ而継合相成候様且又御持場之方

御普請之節は以前之姿ニ相成候様被成

度段御紙面之趣致承知候尤右継手より

吹所等もいたし候ハ、御手入可被致候其段

速江守より御奉行衆江及御相談候様可致候事

六月七日

手代組頭

吉沢定右衛門より差越

【34 c】

御普請奉行衆

大屋遠江守殿

御本丸懸上水北桔橋鶴之首外石枿近辺吹所

出来御手入之儀奥向江申込置候処石枿内取合

木樋ニ有之急速御出来兼候間鑄樋ニ而継合置候積

尤若継手より洩水等もいたし候ハ、此方ニ而御手入

為致候段御支配向江支配向より及打合候処御差支も

無之旨挨拶二付右之通為取計申候此段

及御掛合候

但御水留之儀奥向より御左右次第御支配向江

支配向より為打合可申候

女中奥ノ之節は手ヲ為引候様可致候  
右之通ニ而御差支之儀は無之候哉及御懸合候  
否被仰聞候様致度存候

申正月

答下ケ礼

御書面之趣致承知候天保元寅年  
同九戌年御懸合濟通御心得奥向  
御差支之儀無之候依之此段及御答候  
正月 松浦内膳正

【22】

正月九日阿波守より大沢仁十郎江達ス

御目付衆

村田阿波守

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之拵樋筋御普請ニ付清水御門山張番所脇

芝地之内江小屋場竹矢来取建差置候間

吹上御庭奥ノ又は

上覽物等有之都而代官町往来留切ニ相成候節は

御前日御通達有之候様いたし度存候尤

相濟次第御断返可申達候

申正月

御本丸掛代官町土手上拵々場所替御普請下拵

取掛候ニ付出来寄次第伏方取掛申候右ニ付

三御屋形懸御引取樋之儀も場所替ニ相成候間

御手当有之候様存候尤代官町小屋場ニ支配向

相詰罷在候間仕付方等之儀は打合之上

取計候様其向々江御申渡有之候様存候

此段御達申候

申正月

【28】

正月十五日阿波守より上倉彦左衛門ヲ頼上ル

伊勢守殿

玉川上水

御本丸掛代官町矢来掛式之拵樋筋

御普請取掛候儀申上候書付

御届

先達而何之通被仰渡候玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之拵樋筋御普請明後十七日より取掛申候依之

申上候以上

正月十五日

村田阿波守

別紙相添此段申達候

正月十五日

【29付】

玉川上水

御本丸掛代官町矢来掛式之拵

樋筋御普請御組合入用

一 高金千四百三拾両

取掛より出来迄雨天

其外休日相除

一 凡日数二百五十日

右之通ニ有之候

正月十五日

【30】

正月十五日前同断

御目付衆

村田阿波守

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之拵樋筋御普請中吹上御庭江

御成有之候節土手上職人人足手ヲ為引候而は

御普請抄取不申候ニ付天保九戌年同所

御普請之初之振合ヲ以手ヲ為引不申女中

奥ノ之節は手ヲ為引候積奥向江掛合相濟

候之間右之通取計申候持場御番所江も

御断有之候様存候此段申達候

申正月

村田阿波守

御目付衆

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄矢来掛

式之拵樋筋御普請之儀伊勢守殿江相伺候処

伺之通被仰渡候ニ付明後十七日より取掛申候依之

場所取掛より出来迄之凡日数御組合入用金高共

【26】

正月九日阿波守より加藤伯耆守江達ス

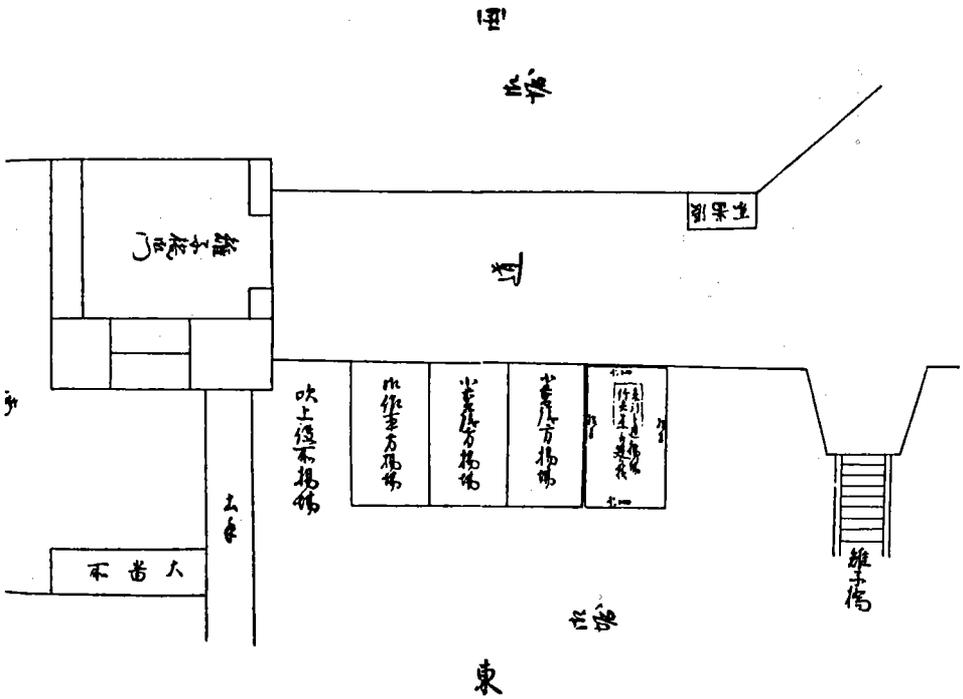
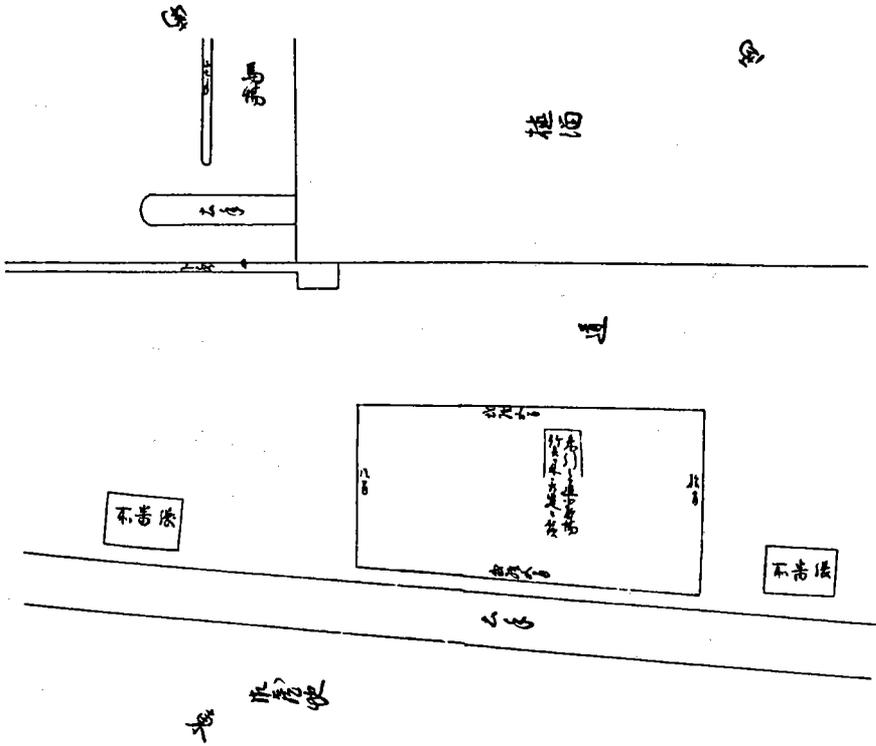
田安

一橋 御家来衆

村田阿波守

清水附

玉川上水



掛増之儀追々奥向より申出上手上手上上柄々度々上矧仕水丈も

相嵩其上文化程度より壹倍余之掛増二相成水ひしき強

御場所故仕任立方彫樋二而巻鉄物ノ粹等手堅任付仮樋

無之一時二伏渡候間土中見隠れ之処仕口等格別入念候儀二而

殊二御金高御場所柄二も御座候間御普請中御取締旁

定式持場之廉二而阿波守見廻相助候様可仕候哉此段

相伺申候以上

未十二月

【7】

寛

落札直段金千四百参拾両を以伺之通

可被取計候事

寛

定式持場之廉二而見廻り候様可被致候事

寛

伺之通懸り可被申付候事

伊勢守殿

玉川上水代官町土手上より

御本丸懸矢来柵式之柵樋筋

御普請中見廻り候儀相伺候書付

書面伺之通掛り可申渡旨被仰渡

奉承知候

未十二月廿六日 村田阿波守

伊勢守殿

玉川上水代官町土手上より

御本丸懸矢来柵式之柵樋筋御普請中

支配向附切人数之儀相伺候書付

繪図面伺之通被仰渡

奉承知候

未十二月廿六日 村田阿波守

玉川上水代官町土手上より  
御本丸懸矢来柵式之柵樋筋御普請場所

繪図

玉川上水代官町土手上より

御本丸懸矢来柵式之柵樋筋

御普請仕様注文帳

村田阿波守

承之

【8】

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来柵式之柵樋筋御普請

入札

落札

一 金千四百三拾両

式番札

一 金千五百四拾八両

三番札

一 金千五百九拾両

右之通御座候以上

未十二月

地割棟梁元積

檜崎庄右衛門

和泉屋

源次郎

【10】

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来柵式之柵樋筋御普請

日積左二申上候

雨天休日相除

一 日積式百五十日

右通御座候以上

未十二月

地割棟梁

【20a】

正月九日前同断

御小納戸頭取衆

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より北枯橋外迄矢来柵

式之柵樋筋御普請中吹上御庭江

御成有之候節は土手上職人人足手を為引

候而は御普請抄取不申差支候二付天保元

寅年同九戌年同所御普請之節は御懸合

済之上手ヲ為引不申候間此度も同様相心得

村田阿波守

代銀五貫三百三拾三匁三分四厘

但老坪二付

銀貳拾目

賃銀拾貳貫百五拾目

但老人二付

銀三匁

是は樋通造造二遣

一人足 四百五拾人  
賃銀老貫百貳拾五匁

同 同心

同 仮役之内

砂利 四拾坪

但老坪二付

銀七拾五匁

但老人二付  
銀貳匁五分

同 改方同心

同 仮役之内

一 車 貳百九拾八輛

代銀老貫三百四拾老匁

但老輛二付

銀四匁五分

是は右同斷二遣

一 小屋場竹矢來揚場竹矢來小使人足  
其外諸色諸道具損料  
代銀七貫五百貳匁三分貳厘式毛  
右之通御座候以上  
未十二月

地割棟梁

式人

一 大工 貳千九百人

賃銀拾老貫六百目

但老人二付

銀四匁

【5】

伊勢守殿

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢來辨式之辨樋筋御普請中  
支配向附切御人数之儀相伺候書付

右は玉川上水代官町土手上より  
御本丸掛矢來辨式之辨樋筋御普請中  
書面之通場所附切申渡木品仕口等巨細ニ為  
相改候様仕度奉存候此段相伺申候以上  
但天保九戌年同所御普請之節書面之人数  
場所附切何之通被仰渡候  
未十二月

未十二月

【6】

未十二月十五日阿波守より志賀金八郎を以上

一 石工 九人

賃銀六拾三匁

但老人二付

銀七匁

御普請方下奉行  
同 出役之内  
老人

同 改役

同 勤方之内

老人

一 手伝人足 拾八人

賃銀五拾四目

但老人二付

銀三匁

御普請方

同 仮役之内

老人

一 人足 四千五拾人

同 同心肝煎役

玉川上水代官町土手上より  
御本丸掛矢來辨式之辨樋筋御普請所之儀は同所大土手上より  
上覽所前通往来地低ニ而式丈六尺余樋伏下ケ北桔橋内  
小普請方持高榊江纏上ケ御庭御滝江も相掛御水御用ニ而

一 大五寸釘 貳千貳百八拾本  
代銀五拾七匁

但百本二付  
銀貳匁五分

是は土手上種楨皮押二遣

卷鉄物 三百九枚 長七尺  
巾貳寸五分  
厚壹分五厘

一 代銀四貫九百四拾四匁

但壹枚二付  
銀拾六匁

是は矢来榑式之榑樋筋二遣

一 鉄鉾 老万八千五百四拾本  
代銀三百七拾目八分

但百本二付  
銀貳匁

是は右同斷二遣

一 鉄笹 老ツ 長五尺四寸 巾貳寸五分  
厚壹分五厘

代銀壹拾貳匁三分四厘三毛  
是は小普請方持銅鑄樋差口二遣

一 銅板 貳百六拾八枚  
代銀八百四匁

但壹枚二付  
銀三匁

是は種繼手榑内其外二遣

一 同鋳 三万貳千壹百六拾本  
代銀三百貳拾壹匁六分

但百本二付  
銀壹匁

是は右同斷二遣

一 輪掛鉄鉾釘共 四組  
代銀拾壹匁貳分

但壹組二付  
銀貳匁八分

是は土手上出榑四ヶ所二遣

一 同斷 老組  
代銀貳匁五分

是は矢来扉二遣

一 錠前 長六寸四口鍵共  
代銀貳拾八匁

但壹口二付  
銀七匁

是は右同斷二遣

一 鉄軌 四ツ  
代銀貳匁

但壹ツ二付  
銀五分

是は矢来御門外石橋際吐榑二遣

一 岩岐石 五本 長五尺六七寸 巾壹尺貳寸三  
厚七八寸  
代銀百三拾五匁

但壹本二付  
銀貳拾七匁

是は土手上出榑四ヶ所地形二遣

一 同石 四本 長四尺七八寸 巾壹尺壹寸  
厚七八寸  
代銀八拾八匁

但壹本二付  
銀貳拾壹匁

一 割栗石 六合貳匁五才  
是は吐榑石縁二遣

代銀九拾三匁七分五厘

但壹坪二付  
銀百五拾目

是は土手上出榑四ヶ所分地形二遣

一 柏へな土 六坪五合  
代銀貳百貳拾七匁五分

但壹坪二付  
銀三拾五匁

是は種繼手榑内共二遣

一 楨皮 八百七拾八束  
代銀六百壹拾四匁六分

但壹束二付  
銀七分

是は種榑二遣

一 敲練土 四合三才  
代銀百四拾壹匁五厘

但壹坪二付  
銀三百五拾目

是は土手上出榑四ヶ所敲二遣

一 洩塗 貳拾貳坪七合五匁  
代銀三拾四匁壹分貳厘五毛

但壹坪二付  
銀壹匁五分

是は土手上矢来榑并榑蓋共二遣

一 漆喰 貳升  
代銀六分

但壹升二付  
銀三分

一 足土 貳百六拾六坪六合六匁七才  
是は石縁二遣

- 是は右同斷扉鎌手二遣
- 同板 四枚 長三尺七寸 巾巻尺 厚式寸
- 尺ノ巻分八厘
- 是は式之榑樋筋矢來御門外石橋際
- 吐石榑式重蓋二遣
- 同木 式本 長四尺五寸 三寸角
- 尺ノ六厘三毛
- 是は右同斷閑貫二遣
- 同板 五枚 長三尺巻寸 巾九寸式分 厚五寸
- 尺ノ五分九厘四毛
- 是は右同斷上蓋二遣
- 同板 六枚 長三尺式寸 巾巻尺 厚式寸
- 尺ノ三分式厘
- 是は右同所駒寄矢來際矢來榑樋筋
- 式之榑樋筋共埋石榑式ヶ所分式重蓋二遣
- 同木 四本 長三尺式寸 三寸角
- 尺ノ九厘六毛
- 是は右同斷閑貫二遣
- 松尺ノ合五拾本八分巻厘五毛
- 代銀三貫四拾八匁九分
- 但兩二巻本替
- 栗三寸角 五百九本 長式間
- 代銀式貫七百四拾八匁六分
- 但巻本二付
- 是は矢來榑式之榑樋筋ノ梓二遣
- 同四寸角 八本 長式間
- 代銀七拾六匁八分
- 但巻本二付
- 是は土手下榑請鳥居木二遣
- 栗押五寸角 式本 長式間
- 代銀拾八匁六分
- 但巻本二付
- 是は土手上榑敷盤木二遣
- 同四寸角 八本 長巻丈
- 代銀四拾目
- 但巻本二付
- 是は右同斷杭木二遣
- 同角 拾九本 長式間
- 代銀百拾四匁
- 但巻本二付
- 是は右同斷榑ノ梓二遣
- 同五寸角 五拾五本 長巻丈
- 代銀四百式拾六匁式分五厘
- 但巻本二付
- 是は矢來榑式之榑樋筋敷盤木二遣
- 銀七匁七分五厘
- 貝折釘 千八百八本 鉄目巻本 四拾匁付
- 鉄目七拾式貫三百式拾目
- 是は矢來榑式之榑吐榑并田安一橋清水榑
- 請出榑二遣
- 同釘 巻万千三百九拾三本 鉄目巻本 三拾五匁付
- 鉄目三百九拾八貫七百五拾五匁
- 是は矢來榑式之榑樋其外二遣
- 同釘 式千式百七拾八本 鉄目巻本 式拾五匁付
- 鉄目五拾六貫九百五拾目
- 是は土手上榑其外二遣
- 同釘 拾式本 鉄目巻本 式拾目付
- 鉄目式百四拾目
- 是は土手上取出之処埋榑請棧裏棧二遣
- 同釘 百式拾六本 鉄目巻本 拾五匁付
- 鉄目巻貫八百九拾目
- 是は榑内掛板摺棧二遣
- 同釘 四拾八本 鉄目巻本 拾匁付
- 鉄目四百八拾目
- 是は包板二遣
- 同釘 七千六拾七本 鉄目巻本 五匁付
- 鉄目三拾五貫三百三拾五匁
- 是は矢來榑式之榑樋式重蓋其外二遣
- 録 千七百七拾七挺 鉄目巻挺 五拾目付
- 鉄目八拾八貫八百五拾目
- 是は右同斷榑懸手其外二遣
- 同 七拾式挺 鉄目巻挺 三拾五匁付
- 鉄目式貫五百式拾目
- 是は土手上榑懸手二遣
- 鉄目合六百五拾七貫三百四拾目
- 代銀五貫式百五拾八匁七分式厘
- 但兩二
- 七貫五百目替

- 一 同木 三挺 長式貳寸 巾  
厚同斷
- 尺ノ八厘三毛  
是は右同斷請棧二遣
- 一 同板 三拾枚 長貳尺 巾壹尺  
厚壹寸
- 尺ノ五分  
是は右同斷掛板二遣
- 一 同板 貳拾貳枚 長五尺貳寸 巾壹尺  
厚五寸
- 尺ノ四本七分六厘七毛  
是は田安一橋清水掛り請出桝側長手二遣
- 一 同板 貳拾貳枚 長三尺七寸 巾  
厚同斷
- 尺ノ三本三分九厘貳毛  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 四枚五分 長五尺貳寸 巾  
厚同斷
- 尺ノ九分七厘五毛  
是は右同斷敷二遣
- 一 同板 四枚五分 長五尺貳寸 巾壹尺  
厚三寸
- 尺ノ五分八厘五毛  
是は右同斷上蓋二遣
- 一 同木 壹本 長五尺三寸 三寸角  
尺ノ四厘
- 是は右同斷闕貫二遣
- 一 同木 六本 長壹丈 巾五寸  
厚三寸
- 尺ノ七分五厘
- 是は右同斷桝内掛板摺棧二遣
- 一 同木 三挺 長壹尺 巾  
厚同斷
- 尺ノ三厘八毛  
是は右同斷請棧二遣
- 一 同板 三拾枚 長八寸 巾壹尺  
厚壹寸
- 尺ノ貳分  
是は右同斷掛板二遣
- 一 同板 拾枚 長四尺 巾壹尺  
厚四寸
- 尺ノ壹本三分三厘三毛  
是は土手上取出之処埋桝側長手二遣
- 一 同板 拾枚 長三尺貳寸 巾  
厚同斷
- 尺ノ壹本八厘七毛  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 三枚八分 長四尺 巾  
厚同斷
- 尺ノ五分七毛  
是は右同斷敷二遣
- 一 同板 三枚 長三尺 巾壹尺  
厚貳寸
- 尺ノ壹分五厘  
是は右同斷式重蓋二遣
- 一 同木 貳本 長三尺 式寸五分  
三寸
- 尺ノ三厘八毛  
是は右同斷請棧二遣
- 一 同木 三本 長三尺貳寸 三寸角
- 尺ノ七厘貳毛  
是は右同斷闕貫二遣
- 一 同板 三枚八分 長四尺 巾壹尺  
厚四寸
- 尺ノ五分七毛  
是は右同斷上蓋二遣
- 一 同木 貳本 長三尺 式寸五分  
三寸
- 尺ノ三厘八毛  
是は右同斷裏棧二遣
- 一 同木 四本 長式間 四寸  
五寸
- 尺ノ八分  
是は矢來桝外廻り矢來土台二遣
- 一 同木 四本 長三尺五寸 三寸五分角  
尺ノ壹分四厘三毛  
是は右同斷隅柱二遣
- 一 同木 四拾四本 長三尺三寸 三寸角  
尺ノ壹本八厘九毛  
是は右同斷矢來子二遣
- 一 同木 四挺 長式間 巾三寸五分  
厚貳寸
- 尺ノ貳分八厘  
是は右同斷笠木二遣
- 一 同木 四挺 長式間 巾三寸五分  
厚八分
- 尺ノ壹分壹厘貳毛  
是は右同斷通し貫二遣
- 一 同木 四本 長三尺 三寸角  
尺ノ九厘

- 一 尺ノ四厘八毛  
是は右同斷関貫二遣
- 一 同板 百拾枚 長四尺 巾老尺  
厚四寸
- 一 尺ノ拾四本六分六厘七毛  
是は同統北桔橋外迄埋掛捲ヶ所分  
側長手二遣
- 一 同板 百拾枚 長三尺式寸 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ拾卷本七分三厘三毛  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 四拾卷枚八分 長四尺 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ五本五分七厘三毛  
是は右同斷敷二遣
- 一 同板 三拾三枚 長三尺 巾老尺  
厚式寸
- 一 尺ノ老本六分五厘  
是は右同斷式重蓋二遣
- 一 同木 式拾式本 長三尺 三寸角  
尺ノ四分九厘五毛
- 一 是は右同斷請棧二遣
- 一 同木 式拾式本 長三尺式寸 三寸角  
尺ノ五分式厘八毛
- 一 是は右同斷関貫二遣
- 一 同板 八枚 長五尺 巾老尺  
厚四寸
- 一 尺ノ老本三分三厘三毛  
是は矢來掛樋筋矢來御門外右橋縁  
吐掛側長手二遣
- 一 同板 八枚 長式尺七寸 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ七分式厘  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 三枚三分 長五尺 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ五分五厘  
是は右同斷敷二遣
- 一 同板 四枚 長式尺五寸 巾老尺  
厚式寸
- 一 尺ノ卷分六厘七毛  
是は右同斷式重蓋二遣
- 一 同木 式本 長四尺 三寸角  
尺ノ六厘
- 一 是は右同斷請棧二遣
- 一 同木 卷本 長四尺式寸 三寸角  
尺ノ三厘式毛
- 一 是は右同斷関貫二遣
- 一 同板 五枚 長三尺卷寸 巾九寸式分  
厚五寸
- 一 尺ノ五分九厘四毛  
是は右同斷上蓋二遣
- 一 同板 四枚 長式間 巾九寸  
厚三寸
- 一 尺ノ老本八厘  
是は土手上吐掛下吐樋側板二遣
- 一 同板 八枚 長式間 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ式本卷分六厘  
是は右同斷蓋敷二遣
- 一 同板 卷枚 長卷尺四寸 巾老尺三寸  
厚三寸
- 一 尺ノ四厘六毛  
是は小普請方持銅鑄樋差口二遣  
松尺ノ合四百八拾式本五分四厘七毛  
代銀式拾式貫式百七拾卷勿四分  
但兩二卷本三分替
- 一 檢板 六拾六枚 長五尺式寸 巾老尺  
厚五寸
- 一 尺ノ拾四本三分  
是は矢來掛式之掛吐掛側長手二遣
- 一 同板 六拾六枚 長四尺式寸 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ拾卷本五分五厘  
是は右同斷妻手二遣
- 一 同板 拾五枚 長五尺式寸 巾  
厚同斷
- 一 尺ノ三本式分五厘  
是は右同斷敷二遣
- 一 同板 拾五枚 長同斷 巾老尺  
厚三寸
- 一 尺ノ老本九分五厘  
是は右同斷上蓋二遣
- 一 同木 三本 長五尺八寸 三寸角  
尺ノ卷分三厘卷毛
- 一 是は右同斷関貫二遣
- 一 同木 六挺 長卷丈卷尺 巾五寸  
厚三寸
- 一 尺ノ八分式厘五毛  
是は右同斷掛内掛板摺棧木二遣

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来栴式之栴

樋筋御普請御組合入用内訳帳

橋本恵次郎<sup>㊦</sup>

齋藤金之丞<sup>㊧</sup>

宮路 一平<sup>㊨</sup>

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来栴式之栴

樋筋御普請御組合入用内訳

本文内訳仕様注文江突合

再応吟味仕候処不相当之儀

無御座候

未十二月

改方<sup>㊩</sup>  
御普請方<sup>㊪</sup>

高金千四百三拾兩

此銀八拾五貫八百目

但兩二

六拾目替

内

一 松 式百拾九本五分 長式間 卷尺二  
卷尺三寸

尺ノ式百八拾五本三分五厘

是は矢来栴式之栴樋筋彫樋二遣

一 同板 式百拾九枚五分 長式間 巾卷尺三寸  
厚四寸

尺ノ百拾四本卷分四厘

是は右同断上蓋二遣

一 同板 式百拾九枚五分 長式間 巾七寸  
厚卷寸

尺ノ拾五本三分六厘五毛

是は右同断二重蓋二遣

一 同板 三拾八枚 長式間 巾五寸五分  
厚三寸

尺ノ六本式分七厘

是は土手上樋側板二遣

一 同板 五拾七枚 長式間 巾六寸  
厚三寸

尺ノ拾本式分六厘

是は右同断蓋敷二遣

一 同木 拾九本 長卷尺八寸 巾式寸五分  
厚三寸

尺ノ式分卷厘四毛

是は右同断蟻棧二遣

一 同板 九拾五枚 長式間 巾三寸  
厚八分

尺ノ式本式分八厘

是は右同断槓皮押二遣

一 同木 式本 長式間 八寸角

尺ノ卷本式分八厘

是は土手下樋請鳥居木式ヶ所と笠木二遣

一 同板 八枚 長六尺 巾七寸  
厚式寸

尺ノ五分六厘

是は矢来御門外下水跨三方包板側二遣

一 同板 四枚 長六尺 巾八寸五分  
厚式寸

尺ノ三分四厘

一 同板 式枚 長式間 巾八寸  
厚三寸

尺ノ四分八厘

是は吐栴より請栴江取付之処樋側板二遣

一 同板 四枚 長式間 巾  
厚同断

尺ノ九分六厘

是は右同断樋蓋敷二遣

一 同板 拾枚 長五尺 巾卷尺  
厚四寸

尺ノ卷本六分六厘七毛

是は矢来栴樋筋龍樋請埋栴側  
長手二遣

一 同板 拾枚 長三尺式寸 巾  
厚同断

尺ノ卷本八厘七毛

是は右同断妻手二遣

一 同板 三枚八分 長五尺 巾  
厚同断

尺ノ六分三厘三毛

是は右同断敷二遣

一 同板 三枚 長四尺 巾卷尺  
厚式寸

尺ノ式分

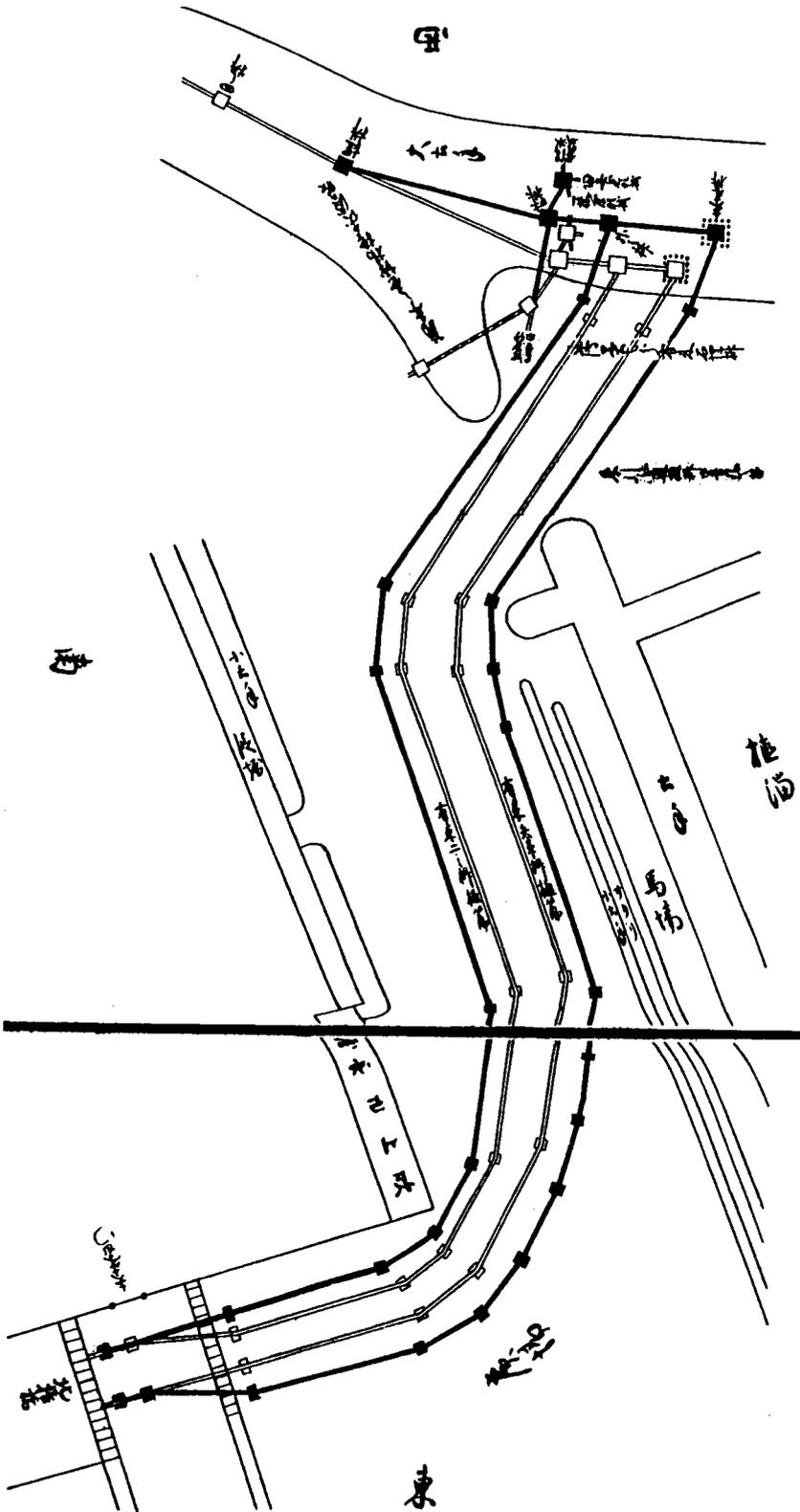
是は右同断式重蓋二遣

一 同木 式本 長三尺 三寸角

尺ノ四厘五毛

是は右同断請棧二遣

一 同木 式本 長三尺式寸 三寸角



四方二彫明式重蓋長式尺五寸厚式寸闊實老本請棧

前同断上蓋長三尺老寸幅七寸厚五寸横並へ

洪墨塗鉄軌内法差渡式寸五分式寸仕付縁石

岩岐石長四尺七寸幅老尺老式寸厚七寸

四枚入目漆喰いたし候積

式之榭槿筋龍通積

一 埋石榭 大サ内法 三尺二四尺 老箇所 深五尺

式之榭槿筋吹上御長屋脇迄

一 埋石榭 大サ内法 三尺四方 拾箇所 深四尺

右仕様以前之榭筋二埋有之候組立石榭掘改不陸無之様組直

榭伏渡榭内江粕へな土老蓋二詰石蓋掛渡候積

式之榭槿筋矢来御門外石橋際

一 吐石榭 大サ内法 老尺五寸二四尺 老箇所 深四尺

右仕様有形石榭不損様榭伏渡粕へな土詰無之

木品檢式重蓋長式尺七寸厚式寸兩面飽削闊貫

三寸角式本上蓋長三尺老寸幅七寸厚五寸横

並へ洪墨塗鉄軌内法差渡式寸五分式寸仕付

石縁岩岐石有来居付目漆喰いたし候積

同所駒寄矢来際矢来榭槿筋

一 埋石榭 大サ内法 三尺四方 老箇所 深五尺

但榭内榭出代四寸

同所式之榭槿筋

一 埋石榭 大サ内法 右同断 老箇所

但榭内榭出代老尺五寸

右仕様有形石榭不損様榭伏渡木品檢式重蓋 長三尺式寸幅七寸厚式寸闊貫三寸角式本榭内

式重蓋上共粕へな土老蓋二詰有来蓋石掛埋立候積

但小普請方持老箇所銅榭江継合成候間榭内法

五寸四方之処深五寸は銅鑄榭之丸み二習ひ彫取

仕口入念差込榭内継口差込口共槿皮打堅榭鼻江

鉄色幅式寸五分厚老分五厘一輪掛堅差込口

槿皮押松厚三寸大サ榭小口老蓋二して円形二

彫掛鑄榭江繰越置仕付鉄目老挺五拾目付

九挺掛堅次榭仕口踏込二成候間仕口入念可申候

但鑄榭継合之処小普請方二而此方榭木口江槿皮押銅板張候

厚式寸之板繰抜切込二而仕付候間此方二而へな詰いたし埋

立候二付注文之槿皮

榭仕付不申候

土手上吐榭下

一 吐榭 長四間 大サ内法 老尺二 老尺老寸

右仕様木品松厚三寸側板老枚蓋敷式枚矧内之方

飽削鋸再通摺合落貝折釘鉄目老本式拾五匁付

八寸間二槿皮巻打継手蝶千葉継縫釘鉄目老本

五匁付式本宛惣榭槿皮打堅埋立候積

同所統

一 榭 長六間 大サ内法 老尺老寸二 老尺式寸

右仕様土手上通より掘揚候古榭之内木性宜分前後

伐詰継手附直伏渡候積

土手下より北桔橋外迄

一 道 長式百間 置土老尺 幅平均八間 砂利老寸五分

平坪千六百坪 土坪式百六拾六坪六合六勺七才

砂利四拾坪

右仕様兩榭筋地形四五寸通たたき起し除置

足土持込道造砂利數平均可申尤大砂利之分

篩ひ分ケ往来之障二不相成場所江數平均可申候

一 水留之儀は明六時より九時迄水留二心得二而土手上取出

埋榭伏方榭仕付吐榭取付駒寄矢来際兩榭筋共

致伏方候間手取いたし不違様出来之積

一 出来之上古榭榭掘揚差図之場所江片付置

追而御弘之積

但古榭榭共掘揚有来石榭共は元形通埋置

重而御普請之節相用候積

一 御普請出来後五ヶ年後請負之積

一 御普請中役人詰所竹矢来小屋場取建箱番屋

老箇所差出并雉子橋御門外江揚場竹矢来取建候積

一 木口鉄物職人人足小屋場揚場小遣人足其外

諸色諸道具損料共一式渡之候

右之通御座候以上

未十二月

築立矢来大サ外法式間四方笠木下端より  
土台迄三尺卷寸木品松土台四寸二五寸矢来子

三寸角一ト側拾老本立隅柱三寸五分角笠木  
幅三寸五分厚式寸小返附通貫一ト通幅

三寸五分厚八分矢来子上下帯指二して

扉老箇所堅横鎌手共三寸角貫前同斷

肘折釘輪掛鉄共有形之通仕付窓牀

上絶削生洪塗之積

田安

一橋 掛

清水

一 請出掛 大サ内法 四尺二三尺五寸 深老丈卷尺

右仕様木品釘其外共前同斷掛内打越三箇所

摺棧木六本同木長老丈幅五寸厚三寸溝付

釘鉄目卷本拾五勾付老尺間二打請棧長老尺

三挺幅厚同斷掛板長八寸厚老寸高老丈両面

絶削積皮打堅候積

但吐掛より請掛江取附之処極長式間内法卷尺二八寸

木品松側板老枚蓋敷式枚剝厚三寸貝折釘鉄目老本

式拾五勾付六寸間二填皮卷打掛内挿出代并掛四隅敷附

摺棧共積皮押銅張前同斷差口粕へな土塗

埋立候積出掛下地形割栗石式合五勾入突堅

岩岐石前同斷式本人掛居附候積且出掛

四箇所共地形上之処水廻り江高式尺幅五寸通

敲練土なまこ形二築立輪掛鉄折釘鉄錠前共

前同斷仕付候積

土手上取出之処

一 埋掛 大サ内法 三尺四方 深五尺

右仕様木品松厚四寸四方襟輪指内之方上絶削

矧日鋸再遍摺合落貝折釘鉄目老本三拾五勾付

六寸間二積皮卷打式重蓋厚式寸両面絶削請棧  
式寸五分三寸闊貫三寸角三通掛式重蓋上粕

へな土老孟二詰上蓋老枚蓋二朔裏棧式寸五分二

三寸式通釘鉄目老本式拾目付請棧共三本宛

打埋立候積

矢来掛より北桔橋外迄

一 種 長延式百式拾式間 大サ内法 五寸四方

式之掛より同斷

一 種長延式百拾七間 大サ内法右同斷

右仕様有来矢来掛繩筋北之方江寄式之掛繩筋

南之方江寄以前之繩筋江伏渡候積木品松厚老尺二卷尺

三寸内法幅五寸深六寸二彫上絶削式重蓋掛り

卷寸二彫取上蓋幅老尺三寸厚四寸内之方絶削式重蓋

幅七寸厚老寸釘鉄目老本五勾付八寸間二積皮卷打

上蓋鋸再遍摺合懸手蠟千葉縫釘鉄目老本

五勾付式本宛打上蓋貝折釘鉄目老本三拾五勾付

六寸間二積皮卷打懸手内之方銅板老枚百目付幅式寸

五分三方折廻し沈張銅板卷所江六拾本宛打尤

繩懸手之内曲目拾六箇所は銅板幅五寸銅板百

式拾本打切蓋老箇所江釘鉄目老本三拾五勾付四本宛打

銚鉄目老挺五拾目付八挺宛掛り梓木品栗三寸角

帯指二して鼻栓貫轄共打堅卷鉄物長七尺幅式寸

五分厚老分五厘式枚二して仕喰鉄釘長老寸五分

老箇所江六拾本打龍繩下より兩繩共拾間之間式間繩

老本江り梓式箇所卷鉄物式箇所吹上御役所前より

北桔橋外駒寄矢来際埋掛迄七拾五間之間り梓三箇所

卷鉄物式ヶ所宛仕付残之分り梓式箇所卷鉄物

老箇所宛仕付龍繩長三間三尺老本繩二打立り梓

式箇所卷鉄物三箇所仕付土手下有来石垣取壊

繩請鳥居木式箇所仕付杭木栗四寸角長式間

笠木松八寸角長六尺杭木江帯指二して銚鉄目老挺

五拾目付老箇所江四挺宛掛繩土手上掛内出代銅板

内之方老寸折返し外之方掛側板江三寸宛掛銅板

老寸間二打土手下請繩江印籠懸仕口取附之処外廻り

積皮押銅板張銅板前同斷繩筋惣懸積皮入念

打堅粕へな土塗石垣元形之通築立候積

但繩伏方いたし候節新規敷盤入可申候木品

栗押五寸角長式尺五寸繩懸手老箇所江老本宛

入伏渡候積且段堀江横切下有水有之り梓式箇所

程仕付候二付り梓代卷鉄物式箇所仕付候積

矢来御門外下水踏之処三方包板木品松長六尺

厚式寸落貝折釘鉄目老本拾五勾付八寸間二打

吐掛内繩吐口式寸四方二彫明栓打有来鎖仕付候積

矢来掛繩筋龍繩請

一 埋掛 大サ内法 三尺二四尺 老箇所

深五尺

同統北桔橋外迄

一 埋掛 大サ内法 三尺四方 拾老箇所

深五尺

右仕様木品松幅七八寸尺板取交厚四寸四方襟輪指

内之方上絶削矧日鋸再遍摺合落貝折釘鉄目

老本三拾五勾付六寸間二積皮卷打粕へな土老孟二

詰式重蓋厚式寸両面絶削請棧闊貫共三寸角

式本宛仕付貝折釘鉄目老本式拾五勾付三本宛打

式重蓋上粕へな土詰上蓋有来岩岐石掛埋立候積

矢来繩筋矢来御門外石橋際

一 吐掛 大サ内法 式尺五寸二四尺

深四尺

老箇所  
右仕様木品其外共前同斷へな土詰無之吐口六寸

天保九戌年御普請出来  
当未年迄拾ヶ年目二相成申候

落札

一金千四百三拾兩

一金千五百四拾八兩

差引

金百拾八兩

右は玉川上水代官町土手上より北桔橋外迄

御本丸掛矢来樹式之榭樋筋吹所有之候ニ付支配向

差遣見分爲仕候処洩水強此上吹所相増候ハ、水

ひしき強場所故取繕等出来兼御差支之程も

難計心配仕候旨申候依之取調候処此以前式之榭

樋筋八ヶ年目矢来樹樋筋七ヶ年目ニ而御普請有之

此度は両樋筋共拾ヶ年目ニ相成年限も相延何れにも

右躰洩水有之難差置候間先規之通兩樋筋共仮樋無之場所替

御普請之積仕様注文取極地割棟梁江元横申付

猶又入札取之候処前書之通金千四百三拾兩元横落札ニ

有之再応吟味仕候処不相当之儀無御座候間右御組合

入用を以御普請可申付候哉尤御金出方之儀は当時

御金蔵より請取払置追而御組合普請金取集返納

可仕候且御場所抄取之ため御内借金請取置諸色

入高并出来形歩通ニ応し相渡申度猶取掛之上

増減も御座候ハ、出来之上取調可申上候

伺之通被仰渡候ハ、諸色取揃等此節申渡

来春早々仕立取掛候得は都合宜候間

可相成は早速御下知御座候様仕度存候依之様注文

御組合入用内訳帳場所絵図見廻り并附切人数同書共

相添同役評議仕此段相伺申候以上

未十二月

下ケ札

本文御組合入用

高金千四百三拾兩

内

公儀御出銀

凡金式拾九兩銀老久九分老厘老毛余

武家町出銀

凡金千四百兩三分式朱銀五匁五分八厘八毛余

【3】

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来樹式之榭樋筋御普請

仕様注文帳

橋本惠次郎◎

斎藤金之丞◎

官路 一平◎

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来樹式之榭樋筋

御普請仕様注文

土手上

一 樋 長延拾九間 大サ内法 壹尺壹寸二

右仕様木品松厚三寸側板式枚朔敷蓋三枚朔

内之方上鉋削目鏡再通摺合落貝折釘鉄目

老本式拾五匁付六寸間二横皮卷打継手蠟千葉繼

縫釘鉄目老本五匁付老箇所江四本打銅板老枚

百目付幅式寸五分三方折廻し沈張銅板七拾本打

切蓋老箇所江鉄目巻挺三拾五匁付八挺宛掛式間樋

老本江蠟棧式寸五分二寸式箇所仕付ノ梓栗押四寸角

帶指ニして鼻栓打式ヶ所仕付横皮押拾通木品松  
幅三寸厚八分大五寸釘老尺間二板幅江式本宛打樋  
継手毎二拍へな土塗埋立候様

但樋継手毎二敷盤木栗押五寸角長三尺地杭

同四寸角長五尺式本打帶指ニして仕付榭内

樋口八箇所銅板樋内之方老寸折返外之方榭

側板江三寸宛掛銅板寸間二打候様

一 矢来榭 大サ内法 四尺四方 深老丈老尺

同 一 式之榭 大サ内法深共 右同斷

同 一 吐榭 大サ内法深共 右同斷

右仕様有来榭其低差置場所替いたし候積木品松

木性相撰鍵目相除板幅七尺八寸厚五寸四方樺輪指

内之方并外地形出上鉋削目鏡再通摺合落貝折釘

鉄目老本四拾目付六寸間二横皮卷打榭内江打越

摺棧木長老丈老尺幅五寸厚三寸矢来樹式之榭吐榭共

式挺宛并請棧長式尺式寸三挺樺厚同斷孰も溝付

掛板長式尺厚三寸高老丈三箇所共打越二取附

釘鉄目老本式拾五匁付老尺間二打榭四隅并敷附

摺棧取附外之方横皮押銅板前同斷幅三寸銅板

老寸間二打上蓋長五尺式寸幅七尺八寸厚三寸両面上鉋削四方

榭縁江掛り老寸切欠闊實長五尺八寸三寸角鉋削いたし

榭老箇所江輪掛鉄長六寸式口折釘老本絆三ツ六寸鉋

前老口宛仕付地形出生洪再遍塗之積

但出榭居附場所之儀は敷下榭老箇所江割栗石

老合式勺五才宛入突堅岩岐石長五尺六七寸

幅老尺式三寸厚七尺八寸老本宛足石入榭居附

古樋榭掘跡足土持込元形之通土手

嘉永元申年

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より

北桔橋外迄矢来式之榭

樋筋御普請一件

正月ヨリ十一月迄

御普請方

弘化五申年

玉川上水

御本丸掛代官町土手上より

北桔橋外迄矢来式之榭

樋筋御普請一件

正月ヨリ

【1】

一 今度

御本丸掛代官町土手上より北桔橋外迄

矢来式之榭樋筋御普請入札申渡候間

入念積立来ル三日四時不遅様入札持参

可致候落札之上書損算違等申立引請

御免相願候而も不取上条精々入念積立可申候

一 落札之上は内訳帳早々差出并中ヶ年五ヶ年

跡請負中高金式割余之證據地名面書出候

一 御普請仕立方入念候儀は勿論二候得共可成丈

日数少二出来候様出精いたし差図次第職人

人足多人数差出可申候

一 木品其外聊二而も心障之品は早速引替

申渡候間等閑無之様相心得可申候

一 水移替之節御場所柄之儀二付御差支之

有無二寄日限遅速可有之尤相掛延引等も  
可有之候間兼而相心得可申候

一 右同断之節明ヶ六時より水留いたし口樋三本

埋樋口箇所伏渡九時迄二水移替二相成候様

兼而用意いたし職人人足等場所々々江手分ヶ

いたし差図次第無相違出来候様可致候

一 御内借金之儀は諸色入高御普請出来形

歩通を以取調三分通は残置七分通可

相渡候

右之通被仰渡逸々奉畏候以上

弘化四未年十一月廿七日

岡田 治助

代 長次郎

藏田清右衛門

代 善 八

檜崎庄右衛門

代 吉 藏

明石屋

喜兵衛

代 龜 吉

土屋

善次郎

代 金太郎

大和屋

文 藏

桶屋

市五郎

三河屋

平 吉

代 市右衛門

三河屋

平 八

代 新兵衛

和泉屋

源次郎

前書之通私共江も被仰渡奉畏候以上

河合 玄作

平野 善平

清水瀬兵衛

天野 郷藏

中村為三郎

上野弥太夫

服部 任藏

安川 長藏

三橋 利助

本多 新治

【2】

未十二月十五日阿波守より志賀金八郎を以上ル

播磨守

橋本惠次郎

齋藤金之丞

宮路 一平

伊勢守殿

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来式之榭樋筋御普請

御組合入用之儀相伺候書付

村田阿波守

玉川上水代官町土手上より

御本丸掛矢来式之榭樋筋御普請

御組合入用之儀左二申上候

溜池端芝永井町代地

久次郎店

吉五郎事

勝右衛門

大久保主膳正知行

上州勢多郡樽村

百姓

半十郎

新右衛門

藤藏

磐七

文治

右惣代

半十郎

稲葉丹後守領分

同郡宮田村

百姓

幸藏代兼

百姓

孫七伴

八五郎

川崎平右衛門当分御預所

同郡津久田村

百姓

多右衛門代兼

重右衛門

右樽村

百姓

勘右衛門

過料三貫文

急度叱り

百姓

右之通御仕置相濟候由為見合留置

平十郎

右津久田村

前書御増減口々御取調之通少も相違無  
御座御非分成義毛頭無御座候以上

地割棟梁惣代

天保七申年八月

三橋喜六  
服部助七

【163】

八月廿二日備前守江長野猪十郎より問合ニ付左之通遣ヌ

玉川上水赤坂柳堤通繩筋御普請中附切

高金千貳拾四兩三分

天保五年年七月廿日より取掛

翌未年六月八日迄出来

同七月十九日御褒美 御普請方改役動方

金七兩

渡辺甚十郎

神田上水水戸殿屋敷脇本郷老岐坂下通

石繩御普請中赤坂柳堤御普請之方より

兼合附切

高金七百九拾四兩

天保五年年八月廿七日より取掛

翌未年四月廿一日迄出来

同六月六日御褒美 御普請方改役動方

金五兩

渡辺甚十郎

神田上水小川町

御住居掛新規繩樞御普請中前同断之方より

兼合附切

高金六百九拾兩

天保五年年八月七日より取掛

同年十二月十七日迄出来

同十二月廿八日御褒美 御普請方改役動方

金五兩

渡辺甚十郎

右之通有之改役同動方共式人勤ニ付前書  
之外ニも兼合附切相勤御褒美被下候儀

多例有之候

申八月

井上備前守

【169】

先達而

御本丸掛玉川上水四谷御門外掛ケ繩

御普請所ニ而御遣方ニ相成候繩請

投渡木上州勢多郡宮田村より

伐出利根川通川下ケ相成候ニ付領分

川筋無置滞相通候様旧冬目印

切判相添御達御座候然ル処当三月

李橋御関所御要害地伐乘共乗切

候儀ニ付下請人吉五郎儀御取調被成下

候之様仕度旨申上置候処右御普請之儀は

地割棟梁中引請ニ付右札方之儀早速

被仰渡棟梁中より被相札候処右吉五郎

当時勝右衛門勢多郡辺は不案内ニ付

同郡佃村平十郎木崎村忠兵衛と申者江

相頼江戸着迄之懸談ニ御座候処着木

追々延引ニ相成候ニ付右勝右衛門儀催促ニ

罷越候処李橋御関所ニ而彼是と手間

取候間左候而は御用木之儀御差支ニも

罷成候而は恐入候儀ニ付預可申旨

申談候処村方之者取計を以川下ケ為

致候儀ニ付御要害地乗切候儀は一尙相弁

不申且投渡木之儀大材ニ付浮木敷木等

仕付川下ケ仕候得共其余伐川下ケ致候儀

一切無之旨申立候由右は御普請所江

御遣方ニ相成候儀ニは候得共江戸着仕御見届

御極印御打渡之上は御用木ニ相成目印

切判は御渡御座候得共川下ケ中は売木

同様之儀全棟梁中相弁被取扱候筋ニは

無之前書在方引請人平十郎忠兵衛儀

村方□該合候村方之もの取計を以上州

雪江河岸問屋善五右衛門方迄川下ケ

いたし夫より如何之訳ニ候哉同州新田郡

今井村定右衛門と申者と両人名前二書替

江戸着いたし候由申立候何故名前

書替候哉其外故障筋も有之候哉猶

御札方之儀被仰渡勝右衛門儀佃村

木崎村江罷越候処此節平十郎忠兵衛共

遠方山方江罷出居札方行届不申

最早五六日之内ニは兩人共婦村可致左候得は

札方相分り勝右衛門儀も婦村可致候間

夫迄□処御猶予相願候得共追々日延ニ

相成際限も無之且は棟梁中并江戸

下請人取計候筋ニも無之全平十郎

忠兵衛村方之者と談合御要害地乗切

川下ケいたし候趣有之候上は在方之者共

御呼寄札方之儀は御役所之御取扱ニ無之候間

其筋江申立候様被仰渡先達而差上置候

同書并別紙三通共被成御下ケ謹請取

奉畏候以上

松平右京亮内

申九月

神谷孝十郎◎

御本丸掛之儀は平日之通御水仕掛置移替仕候儀二付

増減無之様四谷大木戸より廻町通り代官町

土手上迄栞々水掛引差略等数度往返いたし

奥向掛合落より制限早ニ御水仕掛ケ出来

御組合入用も相増不申彼是心配仕早朝より

極晚迄骨折出精相動候二付一統励のため二も

御座候間何卒相心之御褒美被下置候様仕度

此段奉願候以上

但天保二卯年同御門外御普請之節

附切相動候支配向之者江御褒美被下置候

申八月 井上備前守

【158】

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高栞其外共御普請御組合入用増減差引動定帳

森川八兵衛

渡辺甚十郎

鈴木在五郎

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高栞其外共御普請御組合

入用増減差引動定

増之分

一 銀貳拾壹匁壹分八厘三毛

是は四谷御門鶴之首左右小土手長延九拾

八間三尺築直候注文之処百間三尺築直シ

長式間相延候二付石積車老輛代銀四匁

五分石工老人代銀七匁人足三人代銀九匁

老人二付銀三匁諸色損料代銀六分八厘

三毛内訳当を以本文之通増

一 銀百五拾五匁

是は両掛り掛樋筋銅物有来生直シ

損之分打足候注文之処全新規長四尺

三寸幅式寸厚壹分ニして拾枚打足入候二付

代銀百五拾五匁老枚二付銀拾五匁諸色損料

代銀五匁内訳当を以本文之通増

一 銀四拾九匁六分

是は吹上掛高栞下吐樋注文之外長式間

赤坂溜池柳堤通古樋伊豆見影石二而

仕付候二付石工三人代銀貳拾壹匁老人二付

銀七匁手伝人足六人代銀拾八匁老人二付

銀三匁車式輛代銀九匁老輛二付銀四匁五分

諸色損料代銀老匁六分内訳当りを以本文

之通増

一 銀貳拾七分式厘四毛

是は龍樋下請栞内式重蓋上共拍へな土

有来相用候注文之処性合不宣候二付新へな

五合七匁三才入詰堅候二付代銀貳拾五匁五毛

老坪二付銀三拾五匁諸色損料代銀六分

六厘九毛内訳当りを以本文之通増

四口 合銀貳百四拾六匁五分七毛 増又

減之分

一 銀百六拾老匁貳分

是は四谷御門外鶴之首通道造砂利拾坪

八合入候注文之処八坪八合入式坪相減候二付

代銀百五拾匁老坪二付銀七拾五匁人足式人

代銀六匁老人二付銀三匁諸色損料代銀

五匁式分内訳当りを以本文之通減又

一 銀四匁五毛

是は龍樋屋根板猿頭長老尺五寸三寸二

式寸五分角五通仕付候注文之処四通り仕付

式重屋根猿頭長老尺九寸式寸二式寸五分角

六通り仕付候注文之処五通り仕付候二付拾尺

式口合式厘七毛代銀老匁六分式厘員折釘

拾五匁付六本代銀七分式厘老本二付銀老分

式厘大五寸釘三本代銀七厘五毛百本二付銀

式匁五分大工三分代銀老匁貳分老人二付

銀四匁人足六毛代銀老厘八毛車五厘四毛

代銀貳分四厘三毛老輛二付銀四匁五分諸色

損料代銀老分式厘九毛内訳当りを以本文

之通減又

一 銀三拾七匁五分老厘

是は小土手端口芝六拾五坪六合六匁七才入候

注文之処三拾五坪四合老匁七才二而相落三拾坪

式合五匁相減候二付代銀三拾六匁三分老坪二付

銀老匁貳分諸色損料代銀老匁貳分老厘

内訳当りを以本文之通減又

一 銀四拾老匁三分三厘三毛

是は四谷御門外鶴之首通道造場所足土同所

御堀内出洲浚揚相用候注文之処同所御門内

下水溜栞浚揚土式坪相用候二付代銀四拾匁

老坪二付銀貳拾匁諸色損料代銀老匁

三分三厘三毛内訳当りを以本文之通減

四口 合銀貳百四拾四匁四厘八毛 減又

増減差引

銀貳匁四分五厘九毛 金増又

右は少分之儀二付帳尻引之續り

右之通御座候以上

申八月

同所高掛登龍繩

一 長式間卷尺八寸 大サ内法卷尺三寸二 木厚三寸五分

卷尺四寸五分

右仕様松側板卷枚蓋敷三枚別落目折釘

六寸間二打老本繩二打立埋柵内ニ而有來埋繩江

印籠繼ニ仕喰セ惣体横皮打堅卷銅物有來

生直し足鉄致し打付高掛内樋口出代銅板張

銅板打繩上雨除屋根長卷丈巾三尺下棟木

四寸二六寸角垂木長卷尺五寸三寸二五寸角片側

五通り宛屋根板巾八寸厚卷寸五分釘付上棟

四寸二五寸角小返り附猿頭片側四通宛仕付目折

釘打高掛江取付之処式重屋根長五尺卷寸

巾九寸五分厚卷寸式枚猿頭五本釘打

同所高掛式方折廻シ

一 木矢來 長延四間五尺 高六尺

右仕様松土台六寸角隅柱五寸角矢來子

四寸角通し貫式通り巾四寸五分厚卷寸矢來子

每二大五寸釘打惣体生洪塗

吹上掛

一 掛繩 長四拾式間 大サ内法木厚共前掛繩二同斷

右仕様木品釘打方枰類屋根廻り共

御本丸掛懸繩二同斷御橋台東之方高掛際

掛繩枕土台拾六寸角長四尺五寸二して仕付枰四拾

四組長八尺四寸より六尺三寸迄控柱四拾本六寸角

上之方枰柱江目折釘二而打付下之方控貫

仕付轄御橋台渡繩柱拾老組其外共前掛繩二

同斷

但御橋台渡繩請機投渡木朽腐之処削取

而埋木致し目折釘打銅板張同鉄打堅

吹上掛西之方

一 高掛 大サ 内法四尺四方 深卷丈七尺六寸 卷ヶ所

木厚五寸

右仕様蓋長五尺式寸棟木長六尺九寸其外

御本丸掛高掛二同斷

但吐繩土手内之処長式間余赤坂柳堤通古石繩

伊豆見影石相用注文之外仕付埋立

同所高掛三方折廻し

一 木矢來 長延五間四尺五寸 高六尺

右仕様前矢來二同斷

同所繩之首通

一 小土手 長寄而百間 馬踏卷尺 直高三尺

敷巾四尺

右仕様裝通江前同斷古伊豆見影石持込三枚重ねニ

敷並へ候上端口芝八寸間二入築立

一 四谷御門外鷗之首假繩取払跡道其外共

道不陸之場所敲起シ足土持込高下直致し

砂利敷平均申候

右之通御普請出來仕候

申七月

【154】

玉川御上水四谷御門外掛繩御普請二付

町内持場内車差留二相成候二付車留札

式枚被遊御決心附之儀共被仰渡奉畏候

以上

未閏七月九日 龜町拾卷丁目月行事

伊兵衛

【155】

八月十日長野猪十郎を以上ル

加賀守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛繩高掛其外共御普請中附切相動候

支配向御褒美之儀奉願上候書付

井上備前守

御普請方下奉行

森川八兵衛

同 改役

渡辺甚十郎

御普請方

鈴木在五郎

御普請方同心肝煎役

卷人

同 同心

式人

同 改方同心

卷人

地割棟梁

式人

右は

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛繩高掛

其外共御普請中書面之人數伺之上場所附切申渡

諸色并仕口等巨細二吟味為仕且

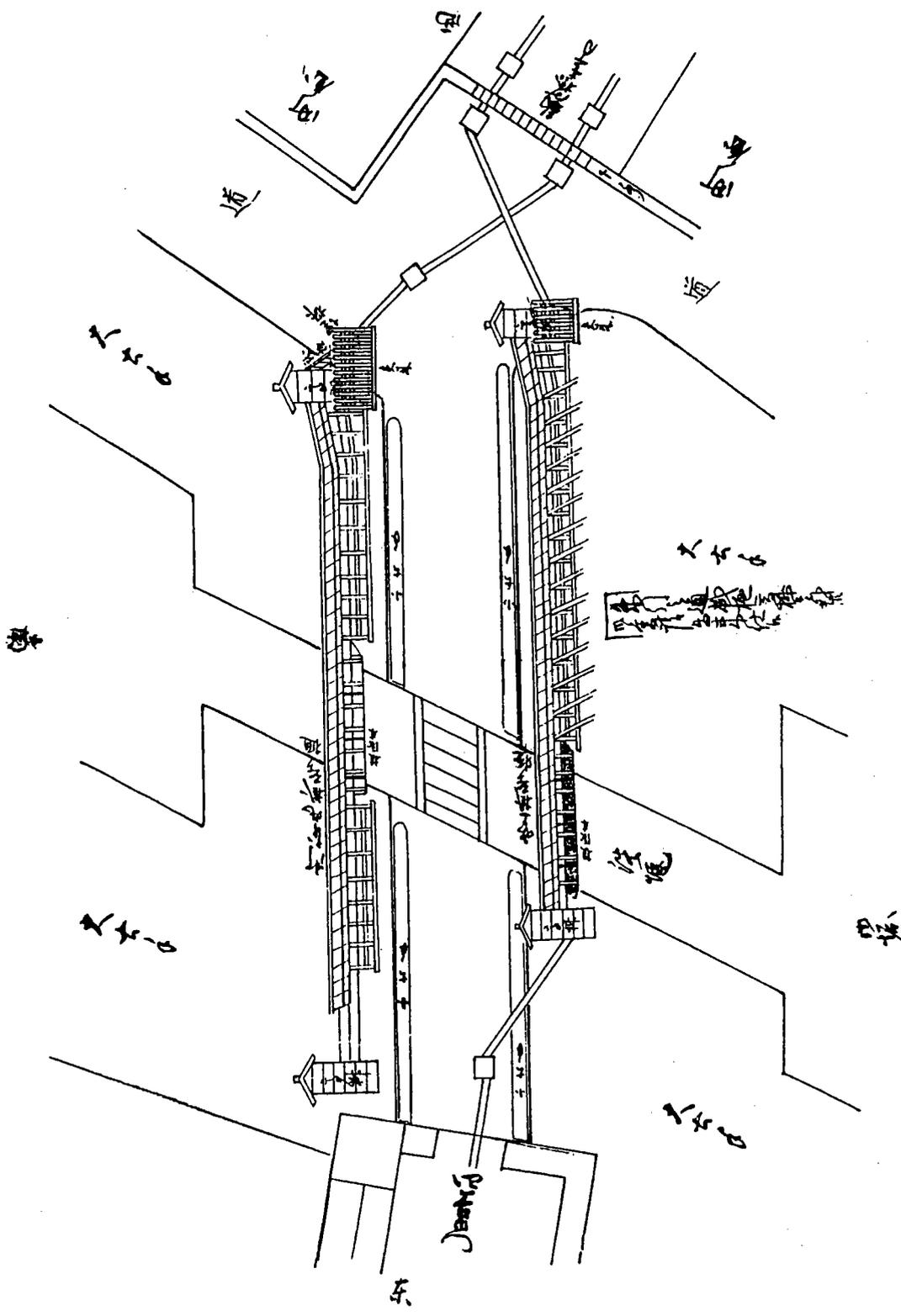
御本丸掛吹上掛共假繩掛渡御水掛置本繩掛

御普請相仕立候二付御水移替之節々一日限

水留數度仕候都度々々夜中より罷出手配仕

御本丸掛之儀は容易ニ御水留難相成候二付

吹上掛繩筋繫繩ニ而差略仕吹上掛之方水留仕



八月二日

津内一郎兵衛印

同非番

池田右京内

宮田章作印

御普請方

御会所

【150】

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請御組合入用

日數書付

御組合入用何濟

高金千貳百七拾九兩

御普請凡日積雨天

其外休日相除

凡日積三百日

去未六月七日より取掛り

当申七月廿九日迄出来

惣日數四百三十六日

内

百四十日 雨天其外休日

二百九十六日 全御普請日數

右之通御座候以上

申七月

【152】

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請出来形帳

森川八兵衛

渡辺甚十郎

鈴木在五郎

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請出来形

御本丸掛

一 掛樋 長四拾五間 大サ内法老尺三寸二 木厚三寸五分

右仕棟木品松側板式枚矧蓋敷三枚矧落貝折

矧六寸間二打矧地惣体横皮入念打堅メ側板

矧目筋銅物有来生直シ足鋳致シ打付継手

蝶千葉継縫釘継手毎二内之方江横皮押

銅板沈張同鋳打切蓋掛ケ貝折釘四本打

糸四挺宛掛ケ粹類其外共惣体木品檢

土台柱共六寸角枿五拾組長七尺七寸より六尺

七寸迄樋請梁六寸角上梁五寸二六寸角通シ貫

片側式通り宛巾五寸五分厚老寸式分樋上

左右共挟木仕付軒桁三寸角下棟五寸二

三寸五分角小屋短三寸角屋根板長四尺

厚老寸式枚重ね押縁式寸五分二式寸式分角

上棟五寸五分二四寸角木口銅板二而包銅鋳打

御橋台渡樋請投渡木機長七間巾式尺三寸

厚式尺掛渡枿拾組長四尺四寸中六寸厚三寸

五分投渡木江貝折釘二而打付樋卷銅物三組

有来生直シ足鋳致シ打付枿内樋口出代銅板

張銅鋳打堅

同所統

一 埋樋 長二間 大サ内法木厚共前同斷

右仕棟檢矧地其外共前二同斷樋老本江蟻棧木

式寸五分二寸三角ノ枿檜三寸角帶指ニして

式ケ所宛仕付継手毎二縫釘打横皮押銅板

沈張銅鋳打切蓋掛ケ貝折釘四本打糸八挺ツ、

掛ケ枿へな土塗埋立枿内樋口出代銅板張

銅鋳打堅

四谷御門外組合高枿より

御本丸掛高枿江

一 繫樋 長老丈式尺六寸 大サ内法三寸四方 七寸角

右仕棟檢蓋附式寸二挽卸彫抜鮫削蓋掛

貝折釘六寸間二打横皮打堅雨除屋根巾

老尺三寸厚老寸上下棟木式寸五分角落頭

式寸角片側江九ケ所宛仕付釘打

同所御門外西之方

一 高枿 大サ内法四尺五寸四方 深老丈五尺 老ケ所

木厚五寸

右仕棟檢四方襟輪指將棋頭ニして落貝折釘

六寸間二打惣体横皮打堅上蓋長五尺七寸

厚五寸枿半分は貝折釘二而打付片側は

裏棧式寸角式通り宛仕付並蓋上棟五寸二

五寸五分角長七尺五寸貝折釘二而打付兩鼻

銅板二而包銅鋳打四隅建柱長式間五寸五分角

ノ枿三組大サ同斷四方合蓋ニして兩鼻銅板二而包

銅鋳打枿柱上雨除板左右老枿ツ、小貝折釘二而

打付

同所高枿下

一 埋枿 大サ内法五尺五寸二 深五尺 老ケ所

四尺五寸 木厚四寸

右仕棟松四方襟輪指落貝折釘六寸間二打

式重蓋厚式寸五分惣体横皮打堅請棧関貫共

三寸二五寸角式本宛仕付枿内并式重蓋上共

枿へな土一盃二詰上蓋厚四寸貝折釘二而

打付埋立

御本丸懸吹上掛玉川上水四谷御門外  
掛樋高榊其外共御普請二付水留  
仕候儀申上候書付

井上備前守

御本丸懸吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋  
高榊其外共御普請所

御本丸懸樋筋出来寄候二付板樋より本樋江  
水移仕候二付明八日明ヶ六時より暮六時迄  
吹上掛樋筋水留仕候尤雨天ニ御座候得は  
延引仕候右之段御側衆江も御断差出申候  
以上

六月七日

井上備前守

【139】

玉川上水四谷御門外

御本丸掛掛樋高榊御普請二付同所

組合掛江有形之通繫樋仕付候間

麴町大通組合上水暫時水輕め

候ニ付明八日小雨之分五時右場所江

御越可有之候以上

六月七日

御普請方

改役

御普請方

下奉行

松平美濃守殿

留守居中

【143】

差上置

井 備前守様

同断

土 主膳様

以剪紙奉啓上候然は四谷御門外御普請所

御本丸掛本樋江水移替二付今朝水留仕

無滞水留仕事出来仕候二付八時過水

仕掛仕候半蔵御門内吹上御庭掛掛二而

定寸ニ相掛申候尤

御本丸掛代官町土手上掛々水乗之儀は

北桔橋外吹所取繕出役之方ニ而取扱候儀ニ付

彼之方江懸り方分量等打合候処定寸通

相掛候ニ付奥向江申込候処至極水勢ひ

宜候間此程三分掛増ニ相成候分御断返ニ

相成以前定寸之通矢来掛式之掛共

六寸式分宛ニ相成候旨右出役之もの江

申越候此段申上候以上

六月八日

【143付】

一 四谷大木戸水門前歩上巻盃吐巻枚

一 四谷御門外 御本丸掛高榊樋上巻尺三寸五分

一 同所 吹上掛高榊樋上八寸五分

一 半蔵御門外 御本丸掛樋上式尺

一 同所 吹上掛樋上式尺四寸

一 半蔵口御門外木出掛 吹上御庭懸打越五寸

西丸懸り同断三寸

代官町土手上

一 御本丸掛矢来掛懸板上端より差付六寸式分

式之掛右同断

但矢来掛之方上端より水面迄三寸八分

式之掛之方同断 三寸式分

吐掛打越巻寸三分

右は四谷御門外

御本丸掛懸樋御普請出来水移二付今

八日吹上掛樋筋水留いたし樋取付出来

八ツ時過水仕掛いたし候処前書之通

相懸り申候尤矢来掛式之掛共此間中三分

懸増有之候処御水掛り宜候間掛増之分

三分は断返旨美濃部筑前守被申聞候旨

栗原六右衛門内藤平蔵より儀兵衛江申聞候

趣ニ付本文之通水仕掛いたし候事

六月八日

四谷御門外  
御普請掛

【146】

八月三日備前守殿江八兵衛より入御覽候事

池田右京勤番中去月廿五日朝当

御門外御普請所上水掛樋銅物吹散

候之処当朝廻り之者見落候御普請中は

猶更念入可申候処右様之儀有之候ニ付

心得方御尋御座候右は番人并見廻之者

行届不申不念之至奉恐入候以来之

義は厚心付見廻り等入念万一吹散物等

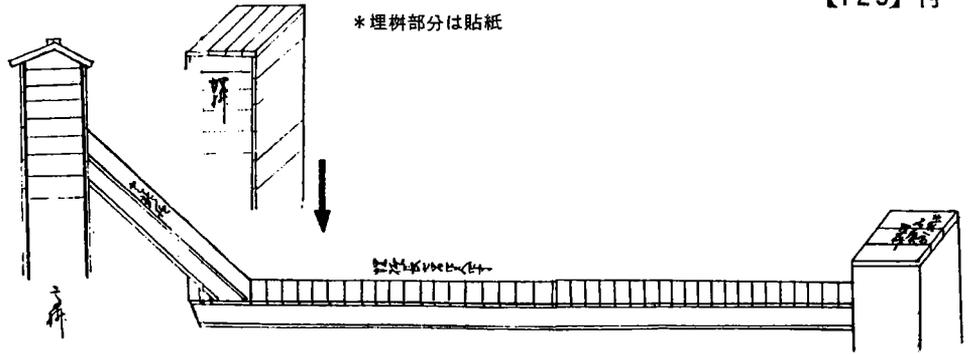
有之候ハ、早速御届可申上候間此度之儀は

御取扱被下候様仕度奉存候依之御請

申上候以上

四谷御門当番

酒井右近内



\* 埋榿部分は貼紙

山  
山

高榿江之登龍樋下請埋榿之儀龍樋

取付之処水焼等有之候ニ付新規龍樋取付候而も  
仕口等如何可有之哉御保方年数等取調可  
申上旨被仰渡奉畏候依之得と見分仕猶又

一同評議仕候処当時上八廻り之処ニ而は格別朽腐  
等も相見江不申候ニ付居付候埋榿之儀ニ御座候間  
先ツ其俣被御差置候而も御氣遣敷有御座間敷と  
奉存候勿論十四ヶ年も相立候儀ニ付御保方年数  
之儀は取極難申上奉存候御尋ニ付此段申上置候  
以上

申三月

地割棟梁

【130】

四月四日人足世話役佐太郎同藤左衛門呼出し銭五貫文遣ス

八町堀北嶋町

家主友七店

人足 万吉

申四十五才

右之者去月廿九日玉川上水四谷御門外掛樋

於御普請所投渡木りん掛之節踏外シ

落候御引通候小荷駄馬驚面体強踏レ

怪我仕候依之早速療治手当為致差帰

其後美疔承り候処兎角痛強難養仕候

趣ニ付罷越及見候処只今以同通ニ而土井

大炊頭医師青山周哲療治請内々蒸菜

引菜等仕罷在物入多ニ相見え夫婦暮之

ものニ而妻附添介抱仕罷在候尤食事

等は相応給申候と申聞候日業之もの難義

困窮罷在候様子ニ相見え申候此段申上候以上

四月三日

池田衆平

【131a】

四月七日新阿弥を以上ル

加賀守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高榿其外共御普請所諸色

揚場竹矢来焼失之義申上置候書付

御届

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛ケ樋

高榿其外共御普請ニ付数寄屋橋御門外西

柑屋町御堀端江諸色揚場竹矢来取建

差置候処昨六日銀座町辺より之出火ニ而右竹矢来

不残焼失仕諸色之義は当時小屋場江積送り

有之候間別条無御座候尤揚場之義は早々

元形之通取建申候依之御届申上候右之段

御側衆江も申上置候以上

四月七日

井上備前守

【132】

四月九日差越ス

寛

朽木弥五左衛門

此節程遠之御普請御小屋場其外所々

御小屋場有之候ニ付此度同心増人被

仰付候ニ付是迄与力同心為組合見廻り差遣

候得共一体与力は人数少ニも有之以後は

同心計差遣候儀も可有之候間此段兼而

申進置候事

【136a】

同人より桑山六左衛門ヲ以上ル

加賀守殿

銀三百六拾六匁四分三厘五毛

此金六兩下銀六匁四分三厘五毛

右之通御座候以上

申三月

地割棟梁

【124】

文政七申年

御本丸掛吹上掛懸ヶ樋計

御普請御組合入用

一 高金千五百六拾八兩貳分

此度右兩掛樋其外高掛

式ヶ所埋掛志ヶ所登り龍樋

式間余相増候分共御組合入用

一 高金千貳百七拾九兩

右高掛埋掛登り龍樋共

文政七申年より此度相増候分

一 高金百拾六兩壹分貳朱余

右之分引之

残而

金千百六拾貳兩貳分貳朱

文政七申年御普請

御組合入用と

差引

金四百五兩三分貳朱

右之通御座候以上

申三月

此度之下方下直ニ御座候

【125】

三月廿日当人より達ス

御勘定奉行衆

玉川上水四谷御門外

御本丸掛樋御普請相用候楓投渡木上野

國勢多郡宮田村ニ而伐出利根川下ニ付

途中無滞相通候様川附村々支配御代官江

御申渡有之様先達而御達申置候処

江戸表江著木いたし候間此段御断返し

御達申候以上

申三月

以書付奉願上候

【128】

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外懸樋

高掛其外共御普請所之儀私共落札罷成

追々御普請出来寄難有仕合奉存候然ル処

当御普請所之儀は御場所柄之義故本樋木口

其外共悉ク木性吟味仕下方職人江も敵敷

申渡仕口等精々念入打立方為致候得共旧冬

中より引入下拵いたし置候間寒風之砌故無

油断手当方は為致候得共当春ニ至り自然と

ひゞ割出来仕候義誠ニ以當惑至極仕候右ニ付

樋八本程樋鼻切詰三本は新規打立直し

仕候様被仰渡奉畏候尤右掛樋之義別紙

申上候通継手杵柱之障りニ不相成様兼而

間敷割仕打立置候儀ニ付七八寸或は老式尺宛

切詰候而宜分も無余義四尺余も切詰不申候而は

相成不申分も有之候間式間樋六本全ク

新規出来ニ罷成凡金五拾兩余も相掛り

井上備前守

一体当御普請所之儀私共出精仕敵敷積立

落札ニ罷成候義既ニ此以前懸樋計御普請

之節よりも余程金高も下直ニ御座候処落札後

去々午年大火ニ而諸色直段殊之外高直ニ

相成最初見込よりは多分入用相掛甚難淡

仕罷在候処又々此度右様存外之入用相増候而

実々難淡仕候間種々勤考仕候処右ひゞ割

之内ニも全御保方ニ抱り候敷又は御見様不宜

所は切縮其余少々宛之所は横皮打堅候而

其俣御用ニ相成候様仕度且は樋老本ニ而三四尺

程宛も切詰候得は継手而已多相成殊ニ切口

之所江矧地釘相掛候而は却而見苦敷罷成

可申甚心配仕候間可相成御義ニ御座候ハ、前文

之通少々宛之処横皮打堅候而御用相成候様

仕度尤御場所柄之義故少々ニ而も洩水有之

候而は私共ニおゐても相済不申奉恐人候間

中々鹿略ニ仕候義毛頭無御座且仕手方之者

迄も一同相糺候処何れも御請合申上候旨申聞候

勿論本樋掛渡出来之上は本水移以前

飯ニ水仕掛置試仕候間万々一少々ニ而も洩水

有之候ハ、其節早速樋打立直可申候間何卒

右之趣 御堅慮被成下格別之御勘弁

を以御聞濟被下置候ハ、誠ニ以難有仕合ニ

奉存候此段偏ニ奉願上候以上

申三月

地割棟梁

【129】

以書付申上候

玉川上水四谷御門外

御本丸掛掛ヶ樋高掛御普請取懸り候処

樋筋水留いたし候処追々出来寄候二付  
九半時頃より水仕掛いたし候續二有之候尤西丸  
小普請方定式掛り江相違申候此段御違申候  
以上

三月七日

追啓本文刻限半蔵口御門外木出辨二而水差略  
いたし候間右場所江御立合可被成候以上

詰合 芦沢半左衛門承知

【120】

格通

井 備前守様

土 主膳様

以剪紙奉啓上候然ハ四谷御門外御普請所  
御本丸掛樋筋飯樋江水移替二付昨日  
御掛合濟之通今朝水留仕無滯水留

仕事出来仕候二付九半時頃より水仕掛  
仕候処飯樋其外共別条無御座候

御本丸掛代官町土手上樹々定寸之通  
相懸り吹上掛り之方も定寸ニ相懸り申候  
此段申上候以上

三月七日

森川八兵衛  
鈴木重吉

御本丸掛矢来樹懸板上端より差付六寸式分  
式之辨同断六寸式分  
但矢来辨之方辨上端より水面迄三寸八分  
式之辨之方同断老寸式分  
吐辨打越老寸老分  
右は今七日  
御本丸掛水移いたし候処書面之通  
相掛り申候

三月七日

三月七日

【120付】

一 四谷大木戸水門前歩上巻孟吐老枚半

一 四谷御門外 御本丸掛飯高辨樋上三尺

一 同所吹上掛高辨樋上四寸

一 半蔵御門外 御本丸掛樋上式尺

一 同所吹上掛樋上式尺四寸

代官町土手上

同鉄 八拾式本  
代銀八分式厘  
但百本二付  
銀 老匂

横皮 拾束

代銀七匂  
但老束二付  
銀 七分

大工 式拾式人

代銀八拾八匂  
但老入二付  
銀 四匂

手伝人足 拾老人

代銀三拾三匂  
但老入二付  
銀 三匂

車 老輛老分九厘

代銀五匂三分五厘五毛  
但老輛二付  
銀 四匂五分

筋銅 生し直シ

代銀式拾五匂  
足鉄 四拾五本  
代銀老匂三分五厘  
但百本二付  
銀 三匂

縫釘 四本  
鉄目老本  
五匂付

代銀老分六厘  
但老本二付  
銀 四厘

鉄 四挺  
鉄目老本  
三拾五匂付

代銀老匂老分式厘  
但老挺二付  
銀 式分八厘

諸色損料  
代銀拾老匂八分式厘

銅板 六分七厘  
代銀式匂老厘  
但老枚二付  
銀 三匂

目折釘 式百本  
鉄目老本  
三拾目付

代銀四拾八匂  
但老本二付  
銀 式分四厘

同板六枚 長同断  
幅七寸  
厚三寸五分

尺ノ老本四分七厘  
厚三寸五分

尺ノ式本三步八厘  
但兩二  
老本替

代銀百四拾式匂八分  
但兩二  
老本替

同板六枚 長同断  
幅七寸  
厚三寸五分

尺ノ老本四分七厘  
厚三寸五分

尺ノ式本三步八厘  
但兩二  
老本替

代銀百四拾式匂八分  
但兩二  
老本替

【107】

吹上御役所

御詰合中様

四谷御門外

御普請方

詰合

以手紙得御意候然ハ

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

懸樋高枿其外共御普請所吹上懸樋筋

水留いたし候処追々出来寄候二付九半時頃より

水仕掛候積二有之候尤西丸小普請方定式江

相達申候此段御達申候以上

二月廿七日

追啓本文刻限半蔵御門外木出枿二而

水差略いたし候間右場所江御立合

可被成候以上

詰合 田村惣四郎承知

【108】

井 備前守様

以剪纸奉啓上候然ハ四谷御門外

御普請所吹上掛樋筋昨日御懸合済通

今朝水留仕無滞水留仕事出来仕候二付

西丸小普請方定式懸吹上御役所江も

打合之上九半時頃より水仕掛仕候樋筋

其外共別条無御座候

御本丸掛代官町土手上枿々定寸之通

相懸り吹上懸り之方も同様ニ御座候此段

申上候以上

二月廿七日

土岐主膳殿江も右同文ニ而同人申上候事

【109】

鈴木重吉殿

井上備前守

御状令披見候然ハ四谷御門外御普請所

吹上掛樋筋昨日懸合済之通相済候趣

被申越御心配之段致承知候以上

二月廿七日

【110】

鈴木重吉殿

土岐主膳

御状令披見候然ハ四谷御門外御普請所

吹上懸樋筋昨日懸合済之通今朝

水留いたし無滞水留仕事出来

いたし候二付西丸小普請方定式懸り

吹上御役所江も打合之上九半時頃より

水仕掛いたし候処樋筋其外共別条無之

御本丸掛代官町土手上枿々定寸之通

相懸り吹上懸り之方も同様ニ有之候旨被申越

令承知候以上

二月廿七日

【108付】

一 四谷大木戸水門前歩上巻孟吐老杖

一 四谷御門外 御本丸掛高枿樋上式寸

一 同所吹上掛高枿樋上式寸

一 半蔵御門外 御本丸掛樋上式尺

一 同所吹上掛樋上式尺四寸

代官町土手上

一 御本丸掛矢来枿懸板上端より差付六寸式分

式之枿同断六寸式分

但矢来枿之方枿上端より水面迄三寸式分

式之枿之方同断卷寸八分

吐枿打越卷寸老分

右は今廿七日吹上掛水移いたし候処

書面之通相掛申候

二月廿七日

四谷御門外

御普請所掛り

【115a】

三月六日備前守より田中太左衛門を以上ル

加賀守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請二付水留

仕候儀申上候書付

井上備前守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請所

御本丸掛樋筋飯樋江水移仕候二付

明七日明ヶ六時より暮六時迄吹上掛

樋筋水留仕候尤雨天ニ御座候得ハ延引

仕候右之段御側衆江も御断差出申候

以上

三月六日

井上備前守

【119】

吹上御役所

四谷御門外

御詰合中様

御普請方

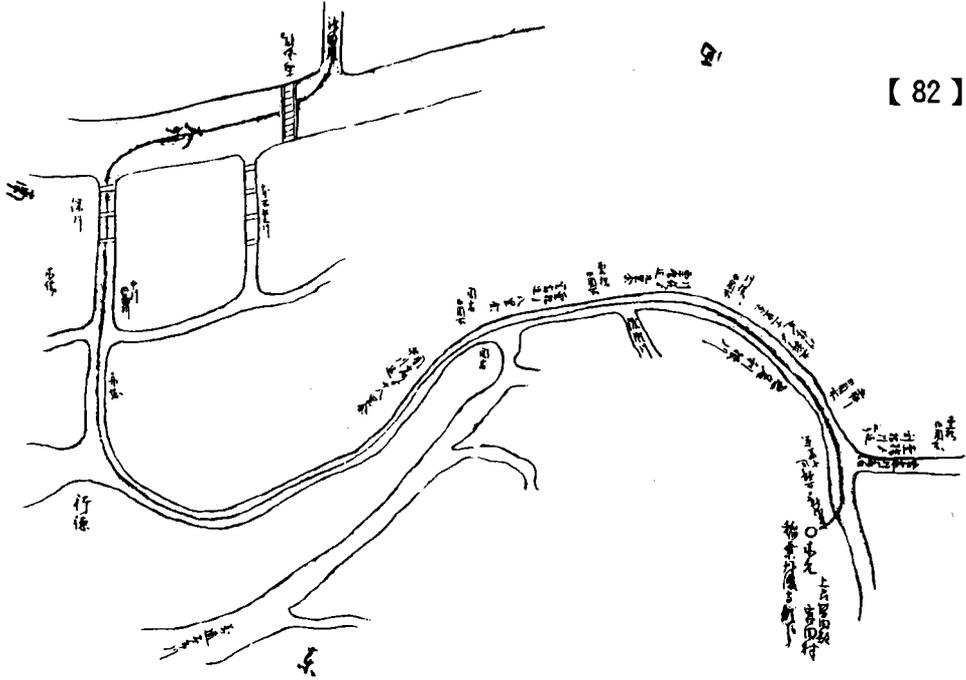
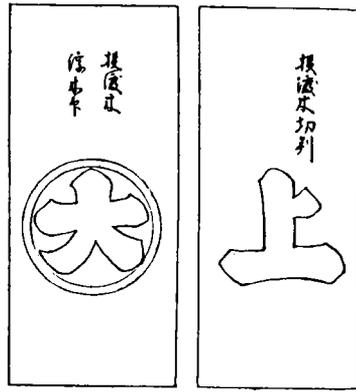
詰合

以手紙得御意候然ハ

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

懸樋高枿其外共御普請所

御本丸懸樋筋飯樋江水移替二付吹上掛



久世隠岐守内  
浅井伝八郎印

【 98 】

当人より本多左内江達又

御目付衆

井上備前守

一 四谷御門

右御門持場内玉川上水

御本丸懸吹上掛掛樋其外共御普請

二付同所御門外縛之旨通掘明候間

明廿六日より車差留申候此段御門番江御断  
有之候様存候相濟次第御断返可申達候  
以上

二月廿五日

【 102 a 】

二月廿六日桑山六左衛門を以上ル

加賀守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高樋其外共御普請二付吹上掛水留

仕候儀申上候書付

井上備前守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外懸樋高樋

其外共御普請所吹上懸樋筋出来寄候二付

飯樋より本樋江水移仕候二付明廿七日明ヶ六時より

暮六時迄吹上掛樋筋水留仕候尤雨天二

御座候得は延引仕候右之段御側衆江も御断

差出申候以上

二月廿六日

【79】

以書付奉願上候

一 御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高榊其外共御普請當時專木口等引入下拵之義追々出来寄難有仕合奉存候然ル此節掛樋種類下拵二相掛り罷在候処土台之儀木品乘之御注文二御座候二付木場問屋共穿鑿仕候処栗角之義弘底ニ而官品揃兼御遣〆方ニ可相成木口等無之甚差支当惑至極仕候依之可相成候義ニ御座候ハ、桧葉敷又は桧兩様之内何れ成共木替被 仰付被下置候様仕度此段奉願上候以上

未八月 日

地割棟梁

【81】

十二月十四日新阿弥を以封上ル

加賀守殿

小屋場木戸門江松鋸之儀

申上候書付

御階所江御断

一 御本丸掛吹上懸玉川上水四谷御門外掛樋高榊其外共御普請二付同所御門外

小屋場竹矢来木戸門江老ケ所数寄屋櫓

御門外町屋前御端揚場竹矢来木戸門江

老ケ所都合式ケ所

一 御本丸掛玉川上水代官町通樋筋

御普請二付同所西番所小屋場竹矢来

木戸門江老ケ所雉子橋御門外揚場竹矢来

御普請二付同所西番所小屋場竹矢来

木戸門江老ケ所都合式ケ所

一 神田上水小川町裏猿楽町通り石垣樋

御普請二付水道橋内小屋場竹矢来

木戸門江老ケ所同所外神田川揚場

竹矢来木戸門江老ケ所都合式ケ所

一 玉川上水西丸下懸懸り其外樋榊

御普請御修復二付同所御厩脇広道

小屋場竹矢来木戸門江老ケ所龍之口

揚場竹矢来木戸門江老ケ所都合式ケ所

右場所々々木戸門江松鋸取建候様御階頭江

被仰渡可被下候以上

未十二月

兩名

【82】

以書付奉願候

一 此度四谷御門外玉川上水

御本丸掛懸ケ樋御普請所江御用ニ相成候

楓投渡木上州勢多郡宮田村ニ有之候

楓買請相談決着仕候ニ付弥伐出来春

早々川下ケ致し候積ニ御座候然ル処右

村方より江戸迄之川筋別紙給図面之通

御座候間川筋無滞相通し候様夫々江

被仰渡御座候様仕度別紙目印

切判共写相添此段奉願候以上

未十二月

地割棟梁

【83】

十二月廿二日同人より明業飛騨守江達

御勅定奉行衆

井上備前守

玉川上水四谷御門外

御本丸掛掛樋御普請相用候投渡木椽

長七間余巾式尺三寸余厚式尺余上野国

勢多郡宮田村ニ而伐出利根川通来

春早々川下ケ之積有之候右は大材之

儀ニ付途中差支等有之候而は日数相懸

御差支ニ相成候間無滞相通候様川附

村々支配御代官江御申渡有之候様存候

依之別紙目印切判共相添此段御達

申候相濟次第御断返御達可申候以上

未十二月

【86】

玉川上水四谷御門外

御本丸掛懸ケ樋御普請御用ニ相成候楓

長七間老本上野国勢多郡宮田村ニ而

伐出シ利根川通来春早々御下ケニ付

領分川筋無滞相通候様被仰渡奉畏候

依之目印切判写被成御渡奉請取候以上

十二月廿五日

松平右京亮内

山岡 官太印

松平大和守内

辻 愛蔵印

松平下総守内

松平九十九印

土井大炊頭内

来次 源助印

駒寄矢来出入相成候様いたし度  
此段申達候尤雨天は延引いたし候  
以上

九月十九日

【74】

西丸大奥定式

小普請方

御詰合中様

以手紙得御意候然

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高榭其外共御普請所吹上懸樋筋飯樋江

水移替二付致水留候処追々出来寄候二付

八時頃より水仕掛候積二有之候御差支無之哉

及御掛合候否此者江御報御申聞可被成候以上

九月廿日

【75】

吹上御役所

御詰合中様

以手紙得御意候然

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高榭其外共御普請所吹上掛樋筋

飯樋江水移替二付致水留候処追々

出来寄候二付八時頃より水仕掛いたし候積二

有之候尤西丸小普請方定式懸江相違申候

此段御達申候以上

九月廿日

追啓本文刻限半蔵口御門外木出榭二而

水差略いたし候間右場所江御立合可被成候以上

【76】

四谷御門外小屋場

御普請方

御詰合中様

御手紙致拜見候然

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高榭其外共御普請所吹上掛樋筋飯樋江

水移替二付水留之処追々出来寄八時頃より

御水仕掛被成候間御差支無之哉御掛合之趣

奥向江も申込候処御差支無之旨鈴木備中守殿

被申聞候間此段御報得御意候以上

九月廿日

【77】

井上備前守様

森川八兵衛

渡辺甚十郎

鈴木 重吉

以剪纸奉啓上候然

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高榭其外共

御普請所飯樋江水移替二付吹上掛之方

昨日御掛合済之通今朝水留仕出来仕候二付

八時頃より水仕掛仕候処飯樋其外共別条

無御座候

御本丸掛代官町土手上榭々定寸之通

相掛吹上掛之方も定寸二相懸申候此段申上候

以上

九月廿日

【77付】

一 四谷大木戸水門前歩下壱盃吐無之

一 四谷御門外 御本丸掛高榭樋上壱尺四寸

一 同所 吹上掛飯高榭樋上五尺七寸

一 半蔵御門外 御本丸掛樋上貳尺壱寸

一 同所 吹上掛樋上貳尺五寸

代官町土手上

一 御本丸掛矢来榭懸板上端より差付六寸貳分

貳之榭同断 六寸貳分

但矢来榭之方榭上端より水面迄三寸貳分

式之榭之方同断 壱寸八分

吐榭打越シ八分

右は廿廿日吹上掛水移いたし候処書面之通

相掛申候

九月廿日

四谷御門外

御普請所掛り

【78】

森川八兵衛様

渡辺甚十郎様

鈴木 重吉様

御手紙致拜見候然

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛ヶ樋高榭

其外共御普請所吹上掛之方御掛合済之処

今朝水留被致飯樋江水移替二付

水留仕事八時過致出来候間水

仕懸致候処飯樋別条無之由依之

委細被御申聞趣致承知候以上

九月廿日

高枅其外共御普請所仮樋出来寄候二付  
吹上掛樋筋水移仕候二付明晦日明ヶ六時より  
暮六時迄吹上掛樋筋水留仕候尤雨天二  
御座候得は延引仕候右之段御側衆江も  
御断差出申候以上

八月廿九日

【60 a】

八月晦日岩佐郷蔵を頼遣上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請所水留延引仕候儀申上候書付  
勝志摩守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋  
高枅其外共御普請所仮樋出来寄候二付  
吹上掛樋筋今晦日水留仕候段申上置候処  
奥向御差支之儀有之候二付水留延引仕候  
尤右之段御側衆江も申上候以上  
八月晦日 勝志摩守

【69 a】

神原孫之丞ヲ以上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枅其外共御普請二付吹上掛

水留仕候儀申上候書付

井上備前守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋  
高枅其外共御普請所仮樋出来寄候二付  
吹上掛樋筋水移仕候二付明晦日明ヶ六時より

暮六時迄吹上掛樋筋水留仕候尤雨天二  
御座候得は延引仕候此段申上候尤右之段  
御側衆江も御断差出申候以上

九月十九日

【70 a】

同人より友甫ヲ以上ル

美濃部筑前守殿

奥之番衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枅其外共御普請所仮樋出来寄候二付

吹上掛樋筋水移いたし候間水留日限

及御懸合候処明廿日御差支無之旨二付弥

明日明ヶ六時より暮六時迄致水留候

一 右二付

御本丸掛御水掛り方増減無之様差略は

為致候得共若増減も可有之哉二付兼而

御含有之候様いたし度存候

右之趣御達申候尤雨天は致延引候以上

九月十九日

【70 b】

前同断

西丸

奥之番衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請所仮樋出来寄候二付吹上掛

樋筋水移いたし候二付水留日限及御掛合候処

明廿日御差支無之旨二付弥明日明ヶ六時より

暮六時迄水留いたし候右二付西丸庭掛り

井上備前守

上水相掛り不申候此段御達申候尤雨天は延引  
いたし候以上

九月十九日

【70 c】

同人より三上筑前守

小普請奉行衆

遠山大隅守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外懸樋

高枅其外共御普請所仮樋出来寄候二付

吹上懸樋筋水移いたし候二付明廿日明ヶ

六時より暮六時迄吹上懸樋筋致水留候

尤雨天は延引いたし候且

御本丸懸不相減差略は為致候得共若増減も

可有御座哉此段御心得二御達申置候以上

九月十九日

但大隅守江は雨天は致延引候

右二付西丸御庭懸上水相掛り

不申候此段御心得御達

申置候以上と認ル

【70 d】

御役所より為持遣ス

吹上奉行中

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

懸樋高枅其外共御普請所仮樋

出来寄候二付吹上掛樋筋致水移候間

明廿日明ヶ六時より暮六時迄御庭掛り

水留いたし候右刻限中吹上半蔵口御門

井上備前守

【49】

八月廿四日志摩守より栄俊を頼達ス

西丸

奥之番衆

勝志摩守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外  
掛樋高枓其外共御普請所仮樋出来寄  
候二付吹上掛樋筋水移いたし候間

来ル廿九日晦日兩日之内一日明ケ六時より

暮六時迄水留いたし度候右日限之内

幾日御差支無之哉否前広致承知度候

雨天二候得は致延引候依之及御掛合候尤

美濃部筑前守殿江は別段御掛合書差出

申候以上

八月廿四日

掛樋高枓其外共御普請所仮樋出来寄  
候二付吹上懸樋筋水移いたし候二付  
来ル廿九日晦日兩日之内一日明ケ六時より

暮六時迄水留いたし度右日限之内

幾日御差支無之哉前広承知いたし度

雨天二候得は延引いたし候旨奥之番衆江

御懸合書差出申候右之段為御合得御意候

可然様御取計可被下候以上

八月廿四日

之方御水移二付奥之番江御掛合御差出  
之所来ル晦日御差支無之美濃部筑前守殿  
御答有之尤弥相決候ハ、前日御通達

有之候旨被仰下承知仕候西丸江も此段

可申達候以上

八月廿六日

【53】

小普請方

大奥定式

御詰合中様

御詰合中様

御本丸掛吹上懸玉川上水四谷御門外

掛樋高枓共御普請所仮樋出来寄

候二付吹上掛之方水移いたし度旨奥之番衆江

御掛合差出候処来ル晦日奥向御差支之義

無之旨美濃部筑前守殿より答有之候

尤弥相決候ハ、前日可申進候此段御心得迄

申進候可然様御取計可被下候以上

八月廿六日

追啓西丸御詰合中江も御序之節御通し置

可被下候哉

神原孫之丞を以上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓其外共御普請二付吹上掛水留仕候儀申上候書付

勝志摩守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

【50】

小普請方

大奥掛り

御詰合中様

同

西丸

大奥掛

御詰合中様

以手紙得御意候然は

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

下ケ札  
晦日御差支無之候

八月廿五日

右下ケ札付石倉小三郎を以差越ス前同断

四谷御門外

御普請方

御詰合中様

同

西丸

大奥掛

御詰合中様

以手紙得御意候然は

御本丸懸吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓共御普請所仮樋御出来二付吹上掛

【51】

四谷御門外

御普請方

御詰合中様

御紙面致拝見候然は 御本丸懸吹上掛共

四谷御門外掛樋高枓其外共御普請所

仮樋出来二付水移替来ル廿九日晦日之内

一日明六ツ時より暮六時迄水留之儀奥向江

被仰込候二付為心得御達之旨致承知候

尚相決次第日限被仰聞候様いたし度

右御報迄如此御座候以上

八月廿四日

小普請方

大奥定式

御詰合中様

御詰合中様

御紙面致拝見候然は

御本丸懸吹上掛共

四谷御門外掛樋高枓其外共御普請所

仮樋出来二付水移替来ル廿九日晦日之内

一日明六ツ時より暮六時迄水留之儀奥向江

被仰込候二付為心得御達之旨致承知候

尚相決次第日限被仰聞候様いたし度

右御報迄如此御座候以上

八月廿四日

小普請方

大奥定式

御詰合中様

御詰合中様

御紙面致拝見候然は

御本丸懸吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓共御普請所仮樋御出来二付吹上掛

【52】

四谷御門外

御普請方

御詰合中様

御詰合中様

御本丸懸吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓共御普請所仮樋御出来二付吹上掛

御本丸懸吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓共御普請二付吹上掛水留仕候儀申上候書付

勝志摩守

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓共御普請二付吹上掛水留仕候儀申上候書付

【42】

閏七月廿一日東條甚十郎を頼神原孫之丞を以志摩守

上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

森川八兵衛

掛ヶ樋其外共御普請所江相用候布交

渡辺甚十郎

御幕御組合入用之儀申上置候書付

鈴木重吉

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋其外共

御普請所江相用候布交御幕拾張出来候積

御組合入用取調候処金七両銀五匁相掛申候

右は五両以上拾両以下之儀二付此段申上置候以上

未閏七月

泉本主水正

御本丸懸吹上掛樋其外共御普請二付

車差留候間御門番江御断有之処当閏七月五日

申達置候処右場所仮樋伏方出来本樋

御普請出来迄は日合も有之候二付明廿三日より

車相通申候此段御断返有之候様存候依之

申達候以上

八月廿二日

【47】

八月廿二日石倉小三郎頼達ス

森川八兵衛

渡辺甚十郎

鈴木重吉

勝志摩守

西丸

奥之番衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高榊其外共御普請所仮樋出来寄候二付

吹上掛樋筋水移いたし候間来ル廿八日より

晦日迄之内一日明ヶ六時より暮六時迄水留

いたし度段明後廿四日其御方并各様

御本丸奥之番衆江御懸合書差出可申と存候

御差支も無之候哉此段及御掛合候以上

八月廿二日

八月廿三日差越ス

廿九日晦日之内御差支

無之候

西丸奥之番

【48】

八月廿四日志摩守より米俊を以達

勝志摩守

奥之番衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高榊其外共御普請所仮樋出来寄候二付

吹上掛樋筋水移いたし候間来ル廿九日より

晦日而日之内一日明ヶ六時より暮六時迄水留

いたし度候右日限之内幾日御差支無之哉

否前広致承知度候雨天二候へは延引

いたし候尤西丸奥之番衆江は別段

御掛合書差出申候

一 御本丸掛りは水留不致吹上掛水留

いたし候間

御本丸掛不相減様差略は為致候得共

懸り方増減も可有御座候哉二付此段も

御含有之候様いたし度候

右之趣及御掛合候以上

八月廿四日

下ヶ札

来ル晦日明六時より暮六時迄

水留有之候而も奥向御差支

之儀無之候 美濃部筑前守

八月廿五日

右下ヶ札村祐甫を以差越志摩守請取

八兵衛江渡ス

【43】

八月廿二日吉原能登守江達ス

勝志摩守

御作事奉行衆

小普請奉行衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋其外共

御普請二付同所御門鶴之首通車差留候段先達而

御達申置候処右場所仮樋伏方出来本樋

御普請出来迄は日合も有之候二付明廿三日より

車相通申候依之御断返御達申候以上

八月廿二日

【44】

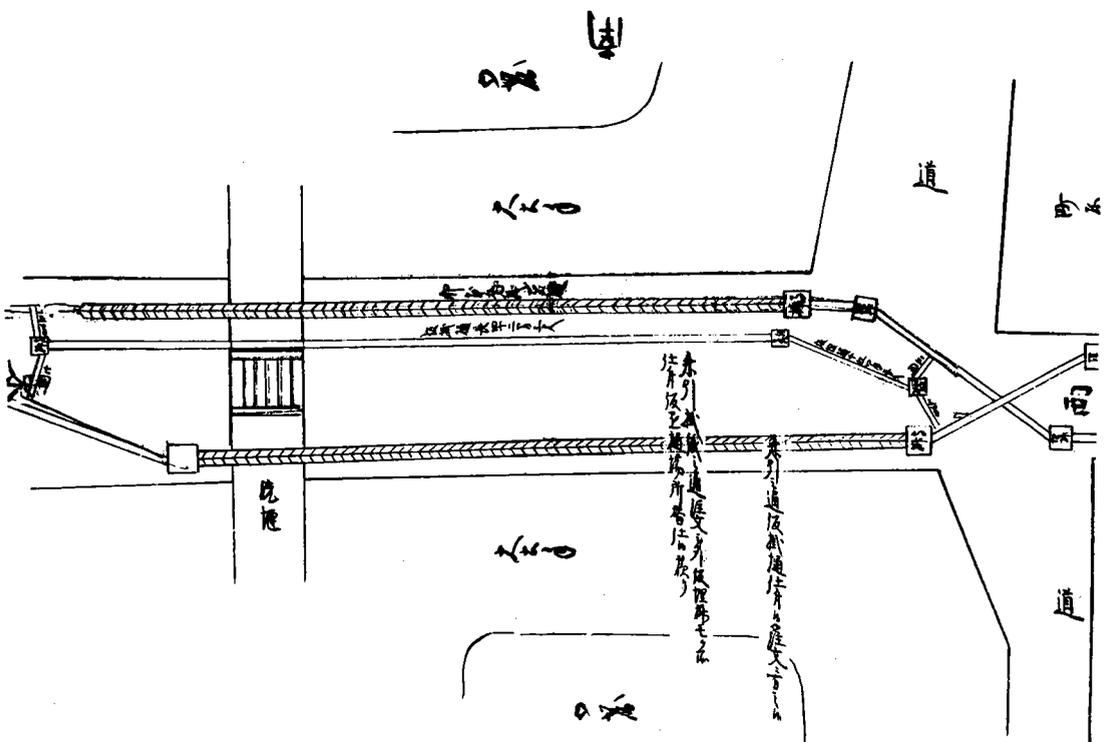
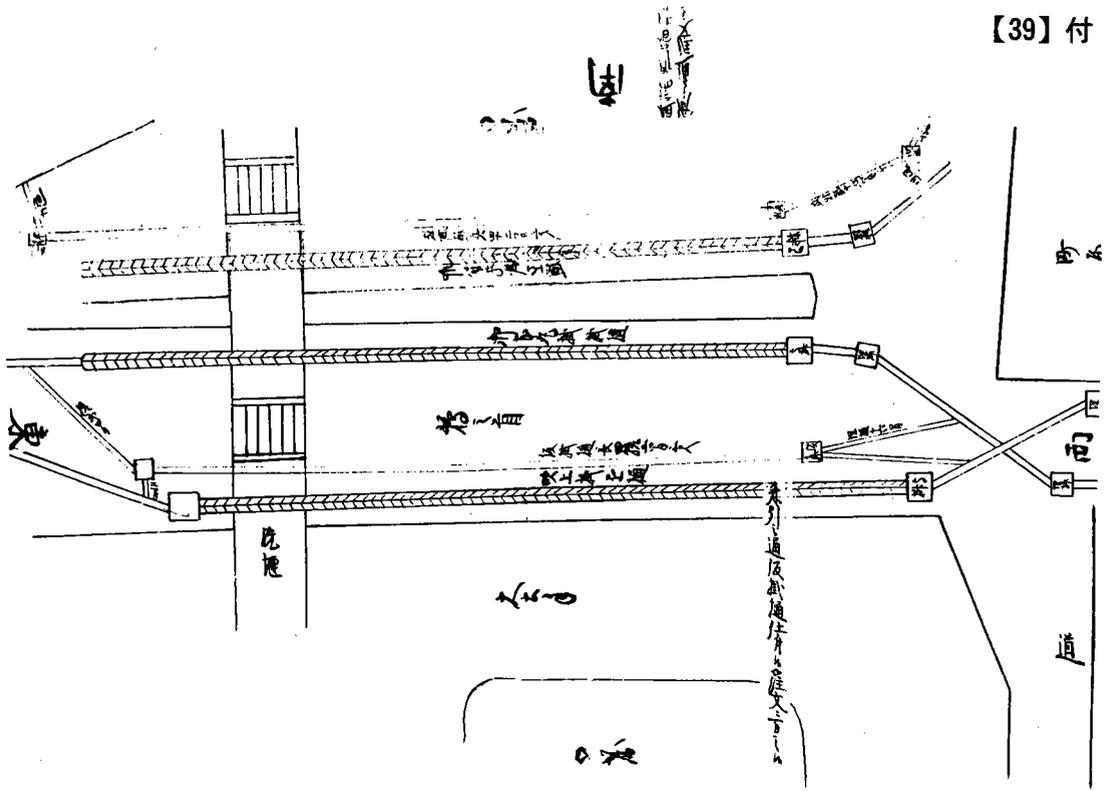
同人より山岡五郎作江達ス

御目付衆

勝志摩守

一 四谷御門

右御門持場内玉川上水



金三兩卷分銀五匁

式人

但日數右同斷一日老人銀老匁宛

右は

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高掛其外共御普請中附切相動候二付為御手當

書面之通御組合人用御取替金請取申所仍如件

御普請方

天保六未年六月

鈴木 重吉印

御普請方改役動方

渡辺甚十郎印

御普請方下奉行

森川八兵衛印

馬場藤五郎殿

西村九郎右衛門殿

志賀理助殿

山本雄三郎殿

右之通相違無之候以上

泉本主水正印

表書之金式拾八兩卷分銀五匁可被相渡候

断は本文有之候以上

【38】

七月六日豊前省内江達

御作事下奉行衆

森川八兵衛

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高掛其外共御普請二付右御門御橋左右 △

駒寄櫓矢来御普請中取除置御普請

出来之上元形之通取付置申度候

依之此段及御掛合候以上

未七月

△

御書面御掛合之趣致承知候  
相糺候処差支之儀無之候依之

及御答候

未七月

御作事下奉行

【39】

以書付奉願上候

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛ヶ樋御普請所飯樋下拵追々出来寄

候二付仕付場所足代等為取掛可申処

飯樋仕付方之儀吹上掛之方江仕付候御

注文之処

御本丸掛之方江寄飯樋仕付候方并理も

宜御座候旨仕手方之もの共私共迄申立候二付

飯樋仕付場所繩張等仕篤と相糺御場所

柄之儀二も有之候間種々相談仕候処仕手

方とも申立候通出樋より飯高掛江直二飯樋

繋候而ハ口樋大藤二相成跡々御保も不宜

且御注文飯高掛式ヶ所之外二水上之方江

飯請埋柵老ヶ所大サ内法四尺四方深

五尺二組立臨時二伏込口樋取付候得ハ格別

手都合宜尤右様飯請埋柵仕附候得は

御注文飯樋間敷之内式間余も相詰候間

御入用不相増右御減を以飯請埋柵相仕立

可申候間右之段御聞濟被下置候ハ、私共

一同安心仕難有仕合奉存候間別紙

場所絵図相添此段奉願上候以上

未七月

地割棟梁

七月十八日

前文願書差出候間一同評議之上

主水正殿江入御覽候処御答無之

依之願之通申渡ヌ

【40】

吉原能登守江主水正より達ヌ

御作事奉行衆

泉本主水正

小普請奉行衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋其外共

御普請二付同所御門纏之首通明後七日より

車差留申候間此段御達申候尤相濟次第御断返

御達申候以上

閏七月五日

【41】

大沢主馬江主水正より達ヌ

御目付衆

泉本主水正

一 四谷御門

右御門持場内玉川上水

御本丸懸吹上懸掛樋其外共御普請二付

明後七日より車差留申候右御門番江御断

有之候様存候相濟次第御断返可申達候

以上

閏七月五日

一 車 式百六拾八輛

代銀老實貳百六匁

但老輛二付

銀四匁五分

一 大工 三千五百六拾人

代銀拾四貫貳百四拾目

但老人二付

銀四匁

一 巾多人足 三百五拾人

代銀老實五拾目

但老人二付

銀三匁

一 是は遣造足土并小土手足土持連二遣

一人足 式千八百七拾五人

代銀八貫貳拾五匁

但同

銀三匁

一 小屋場并揚場竹矢来小使人足木口

鉄物職人人足諸色諸道具損料

代銀八貫貳百三拾三匁九分七厘貳毛

右之通御座候以上

地割棟梁

未四月

但飯高榊板掛樋共木品松之処概二

木替相成候事

【35】

六月十九日岩佐郷藏頼神原孫之丞を以上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高榊其外共御普請中附切相動候

支配向并地割棟梁御手当之儀申上候書付

御勘定所江御断

御控共

一 金貳拾八両老分銀五匁

内

御普請方下奉行

森川八兵衛

同改役動方

渡辺甚十郎

御普請方

鈴木 重吉

但當未六月七日より同八月十八日迄

日數合百日分一日老人銀三匁宛

御普請方同心肝煎役

同 同心 老人 式人

同 改方同心 老人 式人

動日數を以書面之通為御手当御組合入用

御取替金請取申度奉存候此段御勘定所江

被仰渡候可被下候以上

但文政七年

御本丸掛吹上掛四谷御門外掛樋御普請中

附切相動候支配向并地割棟梁本文之通り

御手当請取申候

未六月

泉本主水正

【36】

六月廿日小池新次郎江重吉より遣ス

請取申金銀之事

一 金貳拾八両老分銀五匁

内

御普請方下奉行

森川八兵衛

同改役動方

渡辺甚十郎

御普請方

鈴木 重吉

但當未六月七日より同八月十八日迄

日數合百日分一日老人銀三匁宛

御普請方同心肝煎役

同 同心 老人 式人

同 同心 老人 式人

同 改方同心 老人 式人

一 是は両懸樋押縁仮懸樋仮埋榭仮控共二遣

一 同 八拾貳本

拾五匁付

代銀九匁八分四厘

銀貳分貳厘

一 是は繫樋并棟木龍樋猿頭江打

一 同 百貳拾四本

拾貳匁付

代銀拾匁九分四厘

銀九厘六毛

一 是は仮埋榭隅木江打

一 同 百拾貳本

八匁付

代銀七匁老分六厘八毛

銀六厘四毛

一 是は仮埋榭ノ梓江打

一 同 式百四拾貳本

同

代銀九匁六分八厘

銀四厘

一 是は懸手并仮樋縫釘二遣

一 同 式百七拾貳挺

鉄目老挺

代銀六拾五匁貳分八厘

銀貳分四厘

一 是はノ梓板高榭仮埋榭江懸ル

一 同 平銚 百六拾八挺

同

代銀四拾貳分貳式厘

銀貳分四厘

一 是は仮懸樋懸手江懸ル

一 同 百七拾挺

同

代銀四拾七匁六分

銀貳分八厘

一 是は懸樋切蓋江懸ル

一 同 銚 八挺

同

代銀貳匁五分六厘

銀三分式厘

一 是は埋樋切蓋江懸ル

一 同 大五寸釘 式万九百本

但百本二付

是は懸樋并繫樋共屋根江打

一 銅板 百貳拾六枚

目方老枚

代銀三百七拾八匁

銀三匁

一 是は掛樋埋樋懸手榭内樋口出代并高榭

一 同 御本丸懸懸樋上棟木口江懸ル

長八分

代銀百五拾匁貳分

銀壹匁

一 是は右同斷江打

一 同 式千本

長老寸五分

代銀六拾目

是は足銚二打

銀三匁

一 有來鉄物生直シ

代銀壹貫百目

一 松丸太 三百貳拾貳本 長式間三尺より 末口四五寸 九尺迄

代銀五百七拾九匁六分

銀壹匁八分

一 是は仮埋榭ノ梓板懸樋其外切遣ひ二遣

一 杉丸太 貳拾壹本 長式間三尺

代銀貳百拾匁

銀拾匁

一 是は仮投渡木二遣

一 檣皮 千百束

代銀七百七拾目

銀七分

一 是は樋榭江打

一 ちん塗 五坪

代銀三拾六匁

銀七匁貳分

一 是は投渡木二遣

一 粕へな土 拾荷

代銀五匁

銀五分

一 是は埋樋懸手埋榭二重蓋二遣

一 芝 六拾五坪六合六匁七才

代銀七拾八匁八分

銀壹匁貳分

一 是は小土手筋芝二遣

一 砂利 拾坪八合

代銀八百拾匁

是は道造敷砂利二遣

銀七拾五匁

一 同板 拾枚 長四尺七寸 巾 厚前同斷

尺ノ老本五分六厘七毛 是は右同斷妻手二遣

一 同板 四枚半 長五尺五寸 巾老尺 厚式寸五分

尺ノ五分老厘六毛 是は右同斷二重蓋二遣

一 同木 式本 長老丈老尺式寸 三寸二 五寸角

尺ノ式分八厘 是は右同斷二重蓋請棧關貫共二遣

一 同板 式拾八枚 長式間 巾八寸 厚式寸五分

尺ノ五本六分 是は仮埋樋側板二遣

一 同板八拾四枚 長式間 巾九寸六分六厘 厚式寸五分

尺ノ式拾本式分八厘六毛 是は右同斷敷蓋二遣

一 同 四拾式枚式分五厘 長式間 巾老尺三寸 厚式寸五分

尺ノ拾三本七分三厘老毛 是は仮掛樋側板二遣

一 同 八拾四枚五分 長式間 巾老尺 厚式寸五分

尺ノ式拾老本老式分五厘五毛 是は右同斷敷蓋二遣

一 同 式拾八本 長式尺九寸 式寸五分 三寸 角

尺ノ五分八毛 是は仮埋樋蠟棧二遣

一 同板七拾老枚式分 長五尺三寸 巾老尺 厚三寸

尺ノ九本四分三厘四毛 是は仮高掛長手敷蓋二遣

一 同 五拾枚 長四尺七寸 巾老尺 厚三寸

尺ノ五本八分七厘五毛 是は右同斷妻手二遣

一 同 式本 長老丈六尺 五寸角 尺ノ六分六厘七毛 是は右同斷隅木二遣

一 同 式本 長九尺 五寸角 尺ノ三分七厘五毛 是は右同斷二遣

松尺ノ合八拾四本五分老厘四毛 代銀三貫九百目六分 但兩二

一 檜老本 長七間 巾式尺三寸 厚式尺 角 代銀六貫八百目 是は 御本丸懸掛樋御橋台投渡木二遣

一 檜三本 長老丈三尺式寸 三寸角 但老本二付 代銀拾七匁五分五厘 銀五匁八分五厘

一 同 九百五拾本 是は高掛江打 代銀百九拾目 鐵目老本 式拾五匁付 但老本二付 銀式分

一 同 六千三拾本 是は仮高掛江打 代銀九百六拾四匁八分 式拾目付 但同 銀老分六厘

一 栗六寸角 百六本 長式間 尺ノ三拾八本老分六厘 代銀貳貫貳百八拾九匁六分 但兩二 老本替

是は 御本丸掛吹上掛懸樋梓土台并繫土台二遣 落貝折釘 九千六百拾四本 鐵目老本

代銀貳貫三百七匁三分六厘 三拾目付 但老本二付 銀式分四厘

一 同 四百六拾式本 同 代銀百貳拾九匁三分六厘 三拾五匁付 但同 銀式分八厘

一 同 千百拾式本 同 是は懸樋上棟并控柱埋榭其外江打 四拾五匁付 但同 銀三分六厘

一 同 代銀四百目三分式厘 同 鐵目老本 式拾五匁付 但老本二付 銀式分

一 同 六千三拾本 是は仮高掛江打 代銀九百六拾四匁八分 式拾目付 但同 銀老分六厘

一 同 九百五拾本 是は高掛江打 代銀百九拾目 鐵目老本 式拾五匁付 但老本二付 銀式分

一 同 六千三拾本 是は仮高掛江打 代銀九百六拾四匁八分 式拾目付 但同 銀老分六厘

一 同 九百五拾本 是は高掛江打 代銀百九拾目 鐵目老本 式拾五匁付 但老本二付 銀式分

一 同 六千三拾本 是は仮高掛江打 代銀九百六拾四匁八分 式拾目付 但同 銀老分六厘

一 同 九百五拾本 是は高掛江打 代銀百九拾目 鐵目老本 式拾五匁付 但老本二付 銀式分

一 同 六千三拾本 是は仮高掛江打 代銀九百六拾四匁八分 式拾目付 但同 銀老分六厘

一 同 九百五拾本 是は高掛江打 代銀百九拾目 鐵目老本 式拾五匁付 但老本二付 銀式分

一 同 六千三拾本 是は仮高掛江打 代銀九百六拾四匁八分 式拾目付 但同 銀老分六厘

是は右同断妻手二遣

一 同木 卷本 長六尺八寸

五寸 二

尺ノ卷分五厘六毛

是は右同断棟木二遣

一 同木 四本 長式間

五寸五分角

尺ノ卷本式分卷屋

是は右同断ノ梓建柱二遣

一 同木 拾式本 長八尺三寸

五寸五分角

尺ノ式本五分卷屋卷毛

是は右同断ノ梓二遣

一 同板 式枚 長六尺

巾卷尺

尺ノ卷分五厘

是は右同断雨除板二遣

一 同板 四枚 長式間卷尺八寸

巾六寸五分

尺ノ卷本四厘卷毛

是は龍樋側板二遣

一 同 六枚 長同断

巾七寸

尺ノ卷本六分九厘卷毛

是は右同断蓋敷二遣

一 同木 卷本 長卷丈

四寸二

尺ノ式分

是は右同断屋根下棟二遣

一 同木 拾本 長卷丈五寸

三寸二

尺ノ卷分八厘八毛

是は右同断垂木二遣

一 同木 拾本 長七尺

五寸 角

尺ノ卷分八厘八毛

是は右同断垂木二遣

一 同板 四枚 長卷丈

巾八寸

尺ノ四分

是は右同断屋根板二遣

一 同木 卷本 長同断

厚卷寸五分

尺ノ卷分六厘七毛

是は右同断上棟二遣

一 同板 四枚

四寸二

尺ノ卷分六厘七毛

是は右同断上棟二遣

一 同板 四枚

五寸 角

尺ノ八厘卷毛

是は右同断式重屋根板二遣

一 同木 六本 長卷尺九寸

式寸

尺ノ四厘八毛

是は右同断猿頭二遣

一 同 拾本 長卷尺五寸

式寸五分角

尺ノ九厘四毛

是は右同断猿頭二遣

一 同板 四拾五枚七分

巾卷尺

尺ノ九本九分式毛

是は吹上掛高榭長手蓋敷共二遣

一 同 三拾五枚式分

長四尺式寸

尺ノ六本卷分六厘

是は右同断妻手二遣

一 同木 卷本 長七尺

五寸五分

尺ノ六本卷分六厘

是は右同断妻手二遣

一 同木 卷本 長七尺

五寸 角

尺ノ卷分三厘八毛

是は右同断棟木二遣

一 同木 四本 長式間

五寸五分角

尺ノ卷本式分卷屋

是は右同断ノ梓建柱二遣

一 同 拾式本 長七尺八寸

五寸五分角

尺ノ式本三分六厘

是は右同断ノ梓二遣

一 同板 式枚 長五尺五寸

巾卷尺

尺ノ卷分三厘八毛

是は右同断雨除板二遣

一 同木 七本 長六尺式寸

五寸角

尺ノ九分四毛

是は矢来子隅柱二遣

一 同 六拾八本 長六尺式寸

四寸角

尺ノ五本六分式厘卷毛

是は右同断矢来子二遣

一 同貫 拾挺五分九厘

長式間

尺ノ四分七厘七毛

是は右同断通し貫二遣

一 同 拾式拾式實六拾四寸

但兩二

代銀式拾式實六拾四寸

九分四厘

一 松板 式拾卷枚 長六尺五寸

巾卷尺

尺ノ四本五分五厘

是は高榭下埋枿長手蓋敷共二遣

一 同板 式拾卷枚 長六尺五寸

厚四寸

尺ノ四本五分五厘

是は高榭下埋枿長手蓋敷共二遣

一 同板 式拾卷枚 長六尺五寸

厚四寸

内

一 桧板 百八拾枚 長貳間

巾六寸五分  
厚三寸五分

尺ノ四拾本九分五厘

是は四谷御門外

一 御本丸掛吹上掛懸樋埋樋共側板二遣

桧板 貳百七拾枚 長貳間

巾七寸  
厚三寸五分

尺ノ六拾六本壹分五厘

是は右同斷蓋敷二遣

一 同木百八拾八本 長平均六尺六寸五分 六寸角

尺ノ三拾七本五分六毛

一 是は右同斷掛樋梓建柱二遣

尺ノ九拾四本 長四尺七寸

尺ノ拾三本貳分五厘四毛

一 是は右同斷請梁二遣

尺ノ百拾五本 長四尺六寸

尺ノ拾三本貳分貳厘五毛

一 是は右同斷上梁二遣

尺ノ百四拾四挺 長貳間

巾五寸五分  
厚壹寸貳分

尺ノ九本五分四毛

一 是は右同斷梓柱通貫二遣

尺ノ百八拾八本 長貳間

尺ノ九本四分

一 是は右同斷樋左右狹木二遣

尺ノ百拾五本 長貳尺八寸

同 百拾五本 長貳尺八寸

四寸五分二  
六寸 角

尺ノ七本貳分四厘五毛

是は右同斷樋上狹木二遣

同 九拾本壹分 長貳間

尺ノ九本壹分九毛

是は右同斷屋根軒桁二遣

同 四拾五本五厘 長貳間

尺ノ七本八分八厘四毛

是は右同斷下棟二遣

同 九本五分八厘三毛 長貳間

尺ノ八分六厘貳毛

是は右同斷小屋短二遣

同板 貳千四百貳拾八枚 長四尺

尺ノ六拾八本七分九厘三毛

是は右同斷屋根板二遣

同木 九拾本壹分 長貳間

尺ノ四本九分五厘六毛

是は右同斷左右押縁二遣

同 四拾五本五厘 長貳間

尺ノ九本九分壹厘壹毛

是は右同斷上棟二遣

同 四拾貳本 長四尺貳寸

尺ノ三本八厘七毛

是は右同斷御橋台渡樋梓柱二遣

同 四拾本 長貳間

尺ノ四本四分

同 四拾本 長貳間

尺ノ拾四本四分

同 四拾本 長貳間

六寸 角

是は吹上懸樋梓控柱二遣

同 實 拾四挺五分八厘三毛 長貳間

尺ノ九分六厘貳毛

是は右同下之方控貫二遣

同木 壹本 長六尺三寸

尺ノ三厘九毛

是は四谷御門外東之方高榊際埋樋蟻棧二遣

同 壹本 長壹丈貳尺六寸

尺ノ五分壹厘五毛

是は右同所繫樋二遣

同板 貳枚 長貳間

尺ノ壹分三厘

是は右同斷雨除屋根板二遣

同木 貳本 長貳間

尺ノ壹分貳厘五毛

是は右同斷上下棟木二遣

同 壹本 長壹丈壹尺七寸

尺ノ三厘九毛

是は右同斷猿頭二遣

同板 四拾貳枚 長五尺七寸

尺ノ九本九分七厘五毛

是は四谷御門外

御本丸掛高榊長手蓋敷二遣

同板 三拾枚 長四尺七寸

尺ノ五本八分七厘五毛

同板 三拾枚 長四尺七寸

御本丸掛高榊長手蓋敷二遣

同板 三拾枚 長四尺七寸

巾壹尺  
厚五寸

右仕様木品松側板老枚蓋敷三枚別落貝折釘鉄目老本式拾目付六寸間二横皮巻打継手

蝶千葉継縫釘鉄目老本五匁付式本宛打

惣体横皮打堅鉄目老本三拾目付八挺ツ、

掛拍へな土塗種老本江鱗棧式ヶ所ノ枳四ヶ所ツ、

仕付候積り木品松丸太左右柱長六尺末口四五寸

樋附之方面附蛸突ニして打込請梁上ハ梁同丸太

長四尺五寸合攝にして貝折釘鉄目老本八匁付

左右柱江老本ツ、打鉄鉄目老本三拾目付式挺ツ、

掛ヶ堅種蓋附側敷共轉ゝいたし水ひしき強キ

場所之儀ニ付可成文手堅伏渡埋立可申候

但馬車繫場所ニ付桐木三尺間ニ仕付候

一 仮掛樋 長四拾式間三尺 大サ内法老尺三寸二

老尺四寸

木厚式寸五分

右仕様木品松側板蓋敷共式枚別落貝折釘

鉄目前同断六寸間二横皮巻打継手蝶千葉継

縫釘鉄目老本五匁付四本宛打惣体横皮

入念打堅平鉄鉄目老本三拾目付八挺宛掛

樋請建柱左右老間まニ仕付木品松丸太

長九尺より老丈末口四五寸根入式尺五寸勾配付

打込請梁同木長三尺上梁同断柱毎ニ帯指

鼻栓打控柱前同断松丸太上之方柱毎ニ

目折釘鉄目老本式拾目付老本ツ、打樋

左右挟木丈夫ニ仕付御橋下洗堰渡樋請左右

鳥居木同丸太長式間半末口前同断上下も

梁木同木石垣江控取いたし丈夫ニ仕付仮投渡木

杉丸太長式間半末口四五寸やり連にして巾三尺

並へ上ハ端面附鉄掛堅板掛樋居渡十分ニ

水仕懸致し候間惣体手堅仕付可申候尤仮樋

樹共吹上掛之方御普請相濟候上

御本丸掛之方江相用候積り

但御橋台左右石垣上ハ石四ツ並通取壇仮掛ヶ

樋懸ヶ渡取私之上元形之通築立可申候

一 四谷御門外構之首仮樋掛渡候ニ付取私跡道

不陸ニ相成候間長五拾四間巾六間足土平均

老尺置砂利式寸敷平均候積り

(付紙 実は【32】付)

本文内訳仕様注文江突合再貯

吟味仕候処五分余下値ニ而此金

八兩三分朱銀六匁式分ニ相当

申候

未十二月 改方

御普請方印

同所構之首左右

一 小土手長寄而九拾八間三尺 馬踏老尺 直高三尺

敷巾四尺

右仕様惣体踏荒候ニ付小土手裳通江溜池端

明地内ニ掘揚有之候古石樋伊豆見影石持込

式枚重ね敷並へ候上同石正建ニ居付足土持込

端口芝八寸間ニ入築立候積り

但足土之儀は同所御堀内理之場所並能

浚揚水絞いたし相用候積り

一 古樋并仮樋共御普請出来之上掘揚

役人差図之場所江取片付置追而御私之積り

一 御普請出来後五ヶ年跡請負之積り

一 御普請中役人詰所竹矢来小屋場取建

夜中は番人附置後御普請所江箱番屋差出

可申候

一 木口鉄物職人足小屋場并揚場竹矢来

小使人足其外諸色損料共一式渡之積り

右之通御座候以上

未四月

但仮高掛仮掛樋木品松之処檢ニ

木替相成候事

西之方高掛下

一 仮埋樋 大サ 内法四尺四方 深五尺

右仮埋樋より本樋江仮懸樋吹上掛之方長老丈六尺

内法八寸二式尺三寸老本樋ニ打立惣体ノ枳三尺間ニ入栗押

五寸角長六尺左右江蛸突にして丈夫打込下請梁同木

長四尺水盛勾配ニ習ひ仕付同木長四尺下請梁上梁共

合攝にして樋附之方面付訓染能仕付貝折釘鉄目

老本式拾五匁付老本ツ、打仮樋伏渡埋立候上江馬車

通行致之場所ニ付松丸太末口三四寸長式間式拾五本桐

木入候ニ付以来見合之ため記置候事

但仮埋樋より仮高掛迄ハ仮掛樋同様之内法ニ而可然与

存候得共此度は最早不残出来之事故仕様通之

内法ニ而伏渡候馬車多キ場所故平樋ニ打立

候之方土冠深く相成候儀ニ付可然哉尚此後

取調候節評議次第之事

【32】

御本丸掛吹上掛玉川上水

四谷御門外掛樋高掛其外共

御普請御組合入内訳

高金千式百七拾九兩

此銀七拾六匁七百四拾目

但し兩に 六拾目替

四谷御門外

一 繫樋 長卷丈式尺六寸 大サ内法三寸四方

七寸角彫樋

右仕様木品檢蓋附式寸二挽卸内法三寸四方二

彫抜絶削蓋掛貝折釘鉄目巻本拾五匁付

六寸間二横皮巻打雨除屋根長式間巾巻尺三寸

厚巻寸上ミ下モ棟木式寸五分角小返附同釘

五本打猿頭式寸角長巻尺三寸九ヶ所大五寸釘

式本ツ、打有形之通取附候積り

御本丸掛四谷御門外

西之方

一 高枿 大サ内法四尺五寸四方 深巻丈五尺 巻ヶ所

木厚五寸

右仕様木品檢木性相撰鍵目相除内外上絶

削剝目鋸再通摺合四方襟輪指落皆折釘

鉄目巻本四拾五匁付六寸間二横皮巻打

将棋頭巻尺勾配ニして上蓋長五尺七寸木厚

同断枿半分は貝折釘鉄目同断六寸間ニ

片側打付半分ハ裏棧式寸角式本ツ、蟻指ニ

仕附掛ヶ外之積蓋上棟木削立五寸五分二五寸

長<sup>(六カ)</sup>八寸小返り付同釘三本打兩鼻銅板二而

包銅鋸巻寸間ニ打四隅建柱同木長式間削立

五寸五分角ノ枿三組大サ同断長八尺三寸四方

合掻ニして兩鼻銅板二而包銅鋸巻寸間ニ打

枿柱上雨除板長六尺巾巻尺厚巻寸五分

左右巻杖ツ、小貝折釘ニ而打付候積り

同所高枿下

一 埋枿 大サ内法五尺五寸二 深五尺 巻ヶ所

四尺五寸 木厚四寸

右仕様木品松内之方絶削剝目鋸再通

摺合四方襟輪指落貝折釘鉄目巻本三拾

五匁付六寸間二横皮巻打式重蓋同木厚式寸

五分横皮入念打堅式重蓋請棧関貫共

同木三寸二五寸角式本ツ、式重蓋上栴へな土

一孟ニ詰上蓋同木厚四寸同釘ニ而側板江六寸

間ニ打付候積り

同所高枿登龍樋

一 長式間巻尺八寸 大サ内法巻尺三寸二 木厚三寸五分

巻尺四寸五分

右仕様木品檢木性相撰鍵目相除側板

式枚別蓋敷二枚別内外上絶削剝目

鋸再通摺合落貝折釘鉄目巻本三拾目付

六寸間二横皮巻打巻本種ニ打立横皮押左右

筋銅并巻銅物有来生直し相用ひ銅鋸

前同断打種鼻枿内出代銅板二而包銅鋸

巻寸間ニ打種上通り雨除屋根長巻丈巾三尺

棟木長巻丈四寸二六寸角貝折釘鉄目巻本<sup>(尺分)</sup>

拾五匁付巻尺間ニ左右より打付垂木長巻丈

五寸三寸二五寸片側江五通り宛同釘ニ而打付

屋根板長巻丈巾八寸厚巻寸五分同釘拾匁付

板巾江式本ツ、打上八棟長巻丈四寸二五寸角小返り

同釘四拾五匁付五本打屋根板押片勾配ニ

猿頭五通ツ、長巻尺五寸三寸二二寸五分角同釘

拾五匁付巻本江三本ツ、打式重屋根同板

長五尺巻寸巾九寸五分厚巻寸式枚猿頭

長巻尺九寸六本式寸二式寸五分角大五寸釘ニ而

打付候積り

同所高枿式方折廻し

一 木矢来 長延五間 高六尺

右仕様土台栗削立六寸角小返り際隅柱

三本木品檢削立五寸角長六尺式寸矢来子

檢四寸角長同断小間返大五寸釘矢来子毎二

巻本ツ、打付通し貫式通り巾四寸五分厚巻寸

何れも絶削生洗塗之積り

吹上掛西之方

一 高枿 大サ 内法四尺四方 深巻丈七尺六寸 巻ヶ所

木厚五寸

右仕様木品檢蓋上棟木削立五寸五分角

長七尺巻鉄物致し四隅建柱檢長式間

削立五寸五分角枿三組同木長七尺九寸

枿柱上雨除板長五尺五寸其外前高枿二同断

同所高枿三方折廻し

一 木矢来 長延五間三尺六寸 高六尺

右仕様木品其外共前同断

四谷御門外西之方

一 仮高枿 大サ内法四尺五寸四方 深巻丈六尺 巻ヶ所

木厚三寸

同所御門東之方

一 仮高枿 大サ木厚共前同断 深九尺 巻ヶ所

右仕様木品松四方襟輪指内之方絶削落貝折

釘鉄目巻本式拾五匁付六寸間二横皮巻打隔木

同木五寸角隅連ニ挽卸貝折釘鉄目巻本

拾式匁付八寸間二横皮巻打上蓋並ハ蓋ノ枿

松丸太合掻ニして鉄鉄目巻挺三拾目付巻ヶ所江

式挺宛掛枿埋込長手之方江地山より板巻枿毎二

左右江松丸太ニ而切張仕付根かせ方杖共仕付手堅

居付候積り

四谷御門外仮高枿前後取付

一 仮埋樋 長式拾八間 大サ内法八寸二 木厚式寸五分

式尺三寸

金高共別紙相添此段申達置候以上

六月六日

【30付】

御組合入用

一 高金千式百七拾九兩

取掛より出来迄雨天其外

休日相除

一 凡日数三百日

右之通有之候

未六月

【31】

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高辨其外共御普請仕様注文

御本丸掛

一 掛樋 長四拾五間 大サ内法卷尺三寸二 木厚三寸五分

卷尺四寸

右仕様木品松木性相撰鍵目相除側板

式枚別蓋敷共三枚削内外上鉋削矧目

鋸再遍摺合落貝折釘鉄目巻本三拾目付

六寸間二横皮巻打樋外之方横皮押左右

筋銅有来生し直相用損之分打足銅古鋸

式寸間二式通り打不足之分銅鋸長卷寸五分

式千本足鋸致し打付継手蝶千葉繼縫釘

鉄目巻本五匁付四本宛打合口横皮押銅板

巻板二付百目付巾式寸二として沈張銅鋸巻寸間二

打樋内樋口出代長三寸樋内折返し巻寸

桝側板江巻寸掛ケ銅板二而包銅鋸巻寸間二

打切蓋巻ケ所江貝折釘鉄目巻本三拾目付

四本宛打平銼鉄目巻挺三拾五匁付四挺ツ、掛ケ

惣体横皮入念打堅梓建柱土台栗長式間

削立六寸角大柱繼同繫土台同木長六尺式寸

式□□□任付同釘左右二而四本宛打建柱

五拾組木品松削立六寸角内式組は七尺七寸より

□尺式寸迄勾配付四拾八組は長六尺七寸

樋請梁同木長四尺七寸六寸角上栗大サ

五寸二六寸長四尺六寸柱毎二帶指にして大柱打

通し貫片側式通ツ、同木削立巾五寸五分

厚老寸式分樋左右挟木同木長式尺巾六寸

厚五寸片粉にして仕組樋上挟木同木長式尺

八寸巾六寸厚四五寸軒桁同木削立三寸角

下棟五寸三三寸五分角小返付継手鎌繼

小屋短三寸角長卷尺上ミ下モ帶指屋根板

同木長四尺厚老寸巾七八寸より巻尺迄式枚重ね

板巻枚江大五寸釘軒先共九本ツ、打押縁同木

左右巻通り宛削立式寸五分二式寸式分所々二而

□□任付貝折釘鉄目巻本式拾目付三尺間二

打上棟同木五寸五分二四寸隠帶繼小返り附

同釘鉄目巻本參拾五匁付三尺間二打堅木口

出代□銅板二而包銅鋸巻寸間二打御橋台

渡樋梓柱拾組同木長四尺式寸巾六寸

厚三寸五分投渡木江同釘鉄目巻本三拾目付

五本ツ、打梁樋上挟木共前同斷巻鉄物三組

有来生直し相用銅鋸長卷寸惣体元形之通

打付候積り

御橋台渡樋請

一 概投渡木 長七間 巾式尺三寸 巻本

厚式尺

右仕様鉋削致し御橋台より足場丈夫二掛渡シ

有来投渡木取払新規投渡木掛渡候積り

但左右土附之処三尺通程能焼ちやん塗致し

可申候

同□□□□

一 埋樋 長三間 大サ内法木厚共前同斷

右仕様木品別地釘打方其外共前二同斷

樋巻本江鐵棧木同木式寸五分二寸三寸角

式ケ所ツ、ノ樺式ケ所ツ、木品徑三寸角上ミ下モ

帶指にして鼻控打轄ノ堅継手切蓋巻ケ所江

銼鉄目巻挺四拾目付八挺掛堅粕へな土塗

入念埋立候積り

吹上掛

一 掛樋 長四拾式間 大サ内法卷尺三寸二 木厚三寸五分

卷尺四寸

右仕様木品釘打方共

御本丸掛懸樋二同斷御橋台東之方高辨

際二而掛樋枕土台栗六寸角長四五尺にして

仕付梓建柱土台共前二同斷四拾四組内九組は

長八尺四寸より六尺五寸迄三拾五組は長六尺三寸

御橋台渡樋梓柱拾組長四尺式寸巾六寸

厚三寸五分控柱四拾本木品松六寸角長式間

上之方梓柱江馴染能切喰せ貝折釘鉄目巻本

三拾五匁巻本ツ、打下之方控貫長四尺巾

五寸五分厚老寸式分内三挺は長九尺轉ノにして

仕付其外惣体前掛樋二同斷有形之通仕置候

積り

但御橋台渡樋請有来概投渡木朽損し

有之候ハ、朽腐之処削取同木二而埋木致し

貝折釘二而打付銅板張同鋸巻寸間二打

樋掛渡候積り

【25】

六月六日神原孫之丞を以上ル

御用番

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請二付諸色

揚場地面請取候儀申上候書付

御届

泉本主水正

先達而申上候

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枿

其外共御普請二付数寄屋橋御門外町屋前

御堀端二而諸色揚場地面町奉行より請取申候

依之申上候以上

未六月

泉本主水正

【26 a】

六月六日神原孫之丞ヲ以上ル

御用番

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷

御門外掛樋高枿其外共御普請二付

御目障之儀申上候書付

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請二付数寄屋橋御門外

町屋前御堀端江諸色揚場竹矢来取建

差置申候

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成申候依之申上候相済次第御断返

可申上候尤右之段御側衆江も御断差出申候以上

未六月

泉本主水正

【26 b】

六月六日久庵ヲ以上ル

御側衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請二付

御目障之儀申上候書付

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枿

其外共御普請二付数寄屋橋御門外町屋前

御堀端江諸色揚場竹矢来取建差置申候

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成申候依之申上候相済次第

御断返可申上候以上

未六月

泉本主水正

【27】

六月六日堀小四郎江達ス

御目付衆

西丸 同 前同人頼達ス

御目付衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請二付数寄屋橋御門外

町屋前御堀端江諸色揚場竹矢来取建

差置申候

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成候間此段申達候相済次第

御断返可申達候以上

未六月

【28】

六月六日櫛原主計頭御役宅江御役所より為持遣ス

町奉行衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛ヶ樋

高枿其外共御普請二付数寄屋橋御門外町屋前

御堀端江揚場竹矢来取建諸色差置候間

町役人共心付候様御申渡有之候様いたし度候

尤相済次第御断返御達可申候以上

未六月

泉本主水正

【29】

六月六日神原孫之丞を以上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請取掛候儀

申上候書付

泉本主水正

先達而伺之通被仰渡候

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枿

其外共御普請明七日より取掛申候依之申上候

以上

六月六日

泉本主水正

【30】

六月六日堀小四郎江達ス

御目付衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請之儀周防守殿江相伺候処

伺之通被仰渡候二付明七日より取掛申候依之

場所取掛より出来迄之凡日数御組合入用

泉本主水正

【20】

五月廿七日筒井伊賀守江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請二付同所御門外御堀端江小屋場

竹矢來取建差置申候然ル処御仕置物有之候節は

右小屋場入口門前江捨札建候儀有之候得とも

御普請中は右場所江捨札建不申候様致度

此段御達申候以上

未五月

鈴木 重吉

同 同心肝煎役

森 左太夫

同 同心

宮路 一平

池田清四郎

同 改方同心

加納 帶藏

地割棟梁

三橋 喜六

服部 助七

右は此度

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中場所附切相動候二付

小屋場より

御城江度々往返いたし候儀も有之候処急候節は

御間ニ合兼候間矢來御門紅葉山下御門蓮池

御門通坂下御門共出入為致度存候此段右御門々々江御断

有之候様存候御用相濟次第御断返可申達候

以上

未五月

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枅

其外共御普請中数寄屋橋御門外町屋前

御堀端ニ而別紙絵図面朱引之通詰色揚場

竹矢來地面請取申度存候此断町奉行江

被仰渡可被下候以上

未五月

泉本主水正

御本主水正

六月二日筒井伊賀守江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中数寄屋橋御門外

町屋前御堀端ニ而揚場竹矢來地面請取

申度旨周防守殿江今日申上候右御断各様江

相下り候ハ、来ル五日晴雨共四時支配向差出

地所請取申度存候此段及御掛合候以上

六月二日

御書面御断書今日周防守殿御下ケ

有之候間御懸合之地所明後五日

四時晴雨共粗支配之者差出し

御引渡可申候間右刻御支配向御差出し

可被成候

六月三日 禰原主計頭

【21】

五月廿七日筒井伊賀守江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請二付同所御門外御堀端江

小屋場竹矢來取建置候二付万一近辺出火

之節は町人足消防有之候様いたし度存候

此段御達申候相濟次第御断返御達可申候

以上

未五月

鈴木 重吉

同 同心肝煎役

森 左太夫

同 同心

宮路 一平

池田清四郎

同 改方同心

加納 帶藏

地割棟梁

三橋 喜六

服部 助七

右は此度

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中場所附切相動候二付

小屋場より

御城江度々往返いたし候儀も有之候処急候節は

御間ニ合兼候間矢來御門紅葉山下御門蓮池

御門通坂下御門共出入為致度存候此段右御門々々江御断

有之候様存候御用相濟次第御断返可申達候

以上

未五月

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枅

其外共御普請中数寄屋橋御門外町屋前

御堀端ニ而別紙絵図面朱引之通詰色揚場

竹矢來地面請取申度存候此断町奉行江

被仰渡可被下候以上

未五月

泉本主水正

御本主水正

六月二日筒井伊賀守江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中数寄屋橋御門外

町屋前御堀端ニ而揚場竹矢來地面請取

申度旨周防守殿江今日申上候右御断各様江

相下り候ハ、来ル五日晴雨共四時支配向差出

地所請取申度存候此段及御掛合候以上

六月二日

御書面御断書今日周防守殿御下ケ

有之候間御懸合之地所明後五日

四時晴雨共粗支配之者差出し

御引渡可申候間右刻御支配向御差出し

可被成候

六月三日 禰原主計頭

【22】

五月廿七日戸川播磨守江達

御目付衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請二付同所御門外御堀端江

小屋場竹矢來取建置候二付万一近辺出火

之節は町人足消防有之候様いたし度存候

此段御達申候相濟次第御断返御達可申候

以上

未五月

鈴木 重吉

同 同心肝煎役

森 左太夫

同 同心

宮路 一平

池田清四郎

同 改方同心

加納 帶藏

地割棟梁

三橋 喜六

服部 助七

右は此度

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中場所附切相動候二付

小屋場より

御城江度々往返いたし候儀も有之候処急候節は

御間ニ合兼候間矢來御門紅葉山下御門蓮池

御門通坂下御門共出入為致度存候此段右御門々々江御断

有之候様存候御用相濟次第御断返可申達候

以上

未五月

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枅

其外共御普請中数寄屋橋御門外町屋前

御堀端ニ而別紙絵図面朱引之通詰色揚場

竹矢來地面請取申度存候此断町奉行江

被仰渡可被下候以上

未五月

泉本主水正

御本主水正

六月二日筒井伊賀守江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中数寄屋橋御門外

町屋前御堀端ニ而揚場竹矢來地面請取

申度旨周防守殿江今日申上候右御断各様江

相下り候ハ、来ル五日晴雨共四時支配向差出

地所請取申度存候此段及御掛合候以上

六月二日

御書面御断書今日周防守殿御下ケ

有之候間御懸合之地所明後五日

四時晴雨共粗支配之者差出し

御引渡可申候間右刻御支配向御差出し

可被成候

六月三日 禰原主計頭

【23】

六月二日神原孫之丞を以上

御用番

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請二付諸色

揚場地面之儀申上候書付

町奉行江御断

泉本主水正

御普請方

改役動方

渡辺甚十郎

森川八兵衛

御普請方下奉行

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枅其外共御普請二付諸色

揚場地面之儀申上候書付

町奉行江御断

泉本主水正

御普請方

改役動方

渡辺甚十郎

森川八兵衛

御普請方下奉行

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枅其外共御普請二付諸色

揚場地面之儀申上候書付

町奉行江御断

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枅

其外共御普請中数寄屋橋御門外町屋前

御堀端ニ而別紙絵図面朱引之通詰色揚場

竹矢來地面請取申度存候此断町奉行江

被仰渡可被下候以上

未五月

泉本主水正

御本主水正

六月二日筒井伊賀守江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枅其外共御普請中数寄屋橋御門外

町屋前御堀端ニ而揚場竹矢來地面請取

申度旨周防守殿江今日申上候右御断各様江

相下り候ハ、来ル五日晴雨共四時支配向差出

地所請取申度存候此段及御掛合候以上

六月二日

御書面御断書今日周防守殿御下ケ

有之候間御懸合之地所明後五日

四時晴雨共粗支配之者差出し

御引渡可申候間右刻御支配向御差出し

可被成候

六月三日 禰原主計頭

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋  
高枿其外共御普請二付同所御門外御堀端江  
小屋場竹矢來取建差置申候間

御成之節御徒入之儀御目付御徒頭江被  
仰渡可被下候尤相濟次第御断返可申上候以上

未五月

泉本主水正

【13】

五月廿七日神原孫之丞を以上ル

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請二付

御目障之儀申上候書付

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請二付足代等掛渡向寄江

諸色差置同所御門外御堀端江小屋場竹矢來

取建差置申候

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成申候依之申上候相濟次第御断返

可申上候尤右之段御側衆江も御断差出申候以上

未五月

泉本主水正

【14】

五月廿七日栄俊を以上ル

御側衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請二付

御目障等之儀申上候書付

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請二付足代等掛渡向寄江

諸色差置同所御門外御堀端江小屋場竹矢來

取建差置申候

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成申候

一 右同断二付四谷御門外小屋場内職人人足湯吞所

補理差置申候間廿八日より煙立可申候

右之段申上候相濟次第御断返可申上候以上

五月廿七日

泉本主水正

【17】

五月廿七日神原孫之丞ヲ以上ル

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枿其外共御普請二付小屋場江

火方盜賊改御先手組之者見廻り之儀

申上候書付

御先手江御断

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枿

其外共御普請二付同所御門外御堀端江小屋場

取建置申候間火方盜賊改御先手組のもの

昼夜共相見廻候様仕度奉存候此段御先手江被仰渡

可被下候相濟次第御断返可申上候以上

未五月

泉本主水正

【18】

五月廿七日戸川播磨守江達

御目付衆

西丸 同 前同人頼達ス

御目付衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請二付足代等掛ケ渡

向寄江諸色差置同所御門外御堀端江小屋場

竹矢來取建差置申候

御成之節 通御之御障二は不相成候得共

御目障二罷成候間此段申達候相濟次第御断返

可申達候以上

未五月

【19】

五月廿七日戸川播磨守江達ス

御目付衆

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枿其外共御普請二付同所御門外御堀端江

小屋場取建置候間万一出火之節は風筋之様子

御注進申上候尤各様迄申達御側衆江も

申上候様可致候且周防守殿江申上候儀は御登

城有之候節は当番所迄差出可申候間可然様

御取計御上有之候様存候依之申達候以上

未五月

泉本主水正

【5b】

前同斷

寛

書面掛り人数之儀何之通  
可仕事

【6】

寛

一 御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枓其外共御普請凡日積

雨天其外休日相除

凡三百日

右之通御座候以上

未五月

地割棟梁

【7】

以書付奉申上候

一 御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓其外共御普請小屋場竹矢来来ル

廿八日より取掛申度此段奉願上候以上

五月廿二日

地割棟梁

【8】

五月廿六日榊原主計頭江達

町奉行衆

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枓

其外共御普請中数寄屋橋御門外町屋前御堀

端二而別紙絵図面朱引之通諸色揚場竹

矢来地所請取申度存候御差支之儀も無之

候哉否早々致承知度此段及御掛合候以上

未五月

【9】

五月廿七日神原孫之丞ヲ以上ル

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枓其外共御普請二付小屋場

地面之儀申上候書付

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋高枓

其外共御普請二付同所御門外御堀端江別紙

絵図面朱引之通小屋場竹矢来取建申候依之

申上候尤相済次第御断返可申上候以上

未五月

泉本主水正

【10】

五月廿七日神原孫之丞ヲ以上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枓其外共御普請二付小屋場

竹矢来取建候儀申上候書付

泉本主水正

御堀

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛ヶ樋

高枓其外共御普請二付同所御門外御堀端江

小屋場竹矢来明廿八日より取掛り申候依之申上候

以上

五月廿七日

泉本主水正

【11】

五月廿七日神原孫之丞を以上ル

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枓其外共御普請二付小屋場内

湯吞所煙立之儀申上候書付

御目付江御断

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高枓其外共御普請二付同所御門外御堀端江

小屋場竹矢来取建職人人足湯吞所補理

差置申候間明廿八日より煙立可申候此段御目付江

被仰渡可被下候尤相済次第御断返可申上候

右之段御側衆江も御断差出申候以上

五月廿七日

泉本主水正

【12】

五月廿七日神原孫之丞を以上ル

御用番

和泉守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高枓其外共御普請二付小屋場内江

御徒入之儀申上候書付

御目付

御徒頭江御断

泉本主水正

御徒頭江御断

泉本主水正

右は玉川上水

御本丸掛吹上掛四谷御門外掛樋高榊共

朽損洩水有之候ニ付支配向差遣見分爲仕候処

掛樋別地高榊標輪共朽損難差置旨申間候間

御普請取調相伺可申処御時節柄之儀ニも

御座候間可成丈取繕爲仕候積一昨巳年

十一月申上置掛樋朽腐洩水之ヶ所々々槓皮打

銅板張高榊之儀も別地標輪朽損候ニ付

隅木打堅取繕爲仕先ツ是迄御普請差延置

候之処此節ニ至リ洩水相増

御本丸掛江も相響候ニ付猶又支配向差遣見分

爲仕候処掛樋継手高榊別地共惣体朽損

難差置旨申間候右高榊之方は文政六未年

御普請出来当未年迄拾三ヶ年ニ相成掛樋

之方は同七申年御普請出来当未年迄

拾式ヶ年目ニ相成候ニ付惣体朽腐強槓皮

相保不申候間此上取繕方仕法も無之旨申間候

依之勘定仕候処

御本丸掛吹上掛共追々掛増ニ相成候ニ付

當時は水十分ニ仕掛置候間万一急破出来

仕候而は急速取繕も出来兼左候而は裏向

御差支之程も難計奉存候間

御本丸掛吹上掛西之方高榊式ヶ所掛樋共

御普請仕候積仕様注文取極地割棟梁江元積

申付猶又入札取之候処前書之通り金千貳百

七拾九兩ニ而地割棟梁元積之方下直ニ有之

再応吟味仕候処不相当之儀も無御座候間

右組合入用を以御普請可申付候故尤御金出方

之儀は当時御金蔵より請取払置追而御組合

普請金取集返納可仕候且又御普請抄取

のため諸色入高御普請出来形步通ニ応じ

御内借金請取相渡候様仕度勿論取掛り之上

増減等も御座候ハ、出来之上取調可申上候則

仕様注文御組合入内訳帳場所絵図附切

人数同書共相添相伺申候以上

未四月

下ヶ札

本文御組合入用

高金千貳百七拾九兩

内

公儀御出銀

凡金式拾八兩壹分式朱

武家町出銀

凡金千貳百五拾貳兩式分

銀五匁式分三厘八毛余

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外

掛樋高榊其外共御普請中支配向

附切人数之儀相伺候書付

周防守殿

四月六日神原孫之丞を以上ル

御普請方下奉行

出役之内

老入

御普請方同心肝煎役

老入

同 改役

同 動方之内

御普請方

同 改役

同 動方之内

老入

御普請方

同 改役之内

老入

御普請方同心肝煎役

老入

同 同心

同 改役之内

同 見習

老入

同 改方同心

老入

地割棟梁

式人

右は

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛ヶ樋

高榊其外共御普請中書面之通場所附切

申渡仕口等巨細ニ爲相改候様仕度此段相伺

申候以上

但文政七申年同所御普請之節書面

人数場所附切伺之通被仰渡候

未四月

【5 a】

五月十九日神原孫之丞を以御下ヶ

賞

御組合入用金千貳百七拾九兩を以

同之通御普請仕尤取掛之上御入用

不相増様可取計事

《資料3》

天保六未年五月より

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷

御門外掛樋高榊其外共御普請一件

同七申年至八月

御普請方

【1】

玉川上水四谷御門外掛樋高榊共

御普請并御修復有之候年月覺書

一 御本丸掛吹上掛懸樋高榊并龍樋其外共

御修復

寛政元酉年御普請出来

御組合入用金千五百九拾八兩

一 右同断御普請

寛政十一未年三月取掛り同十二申年三月出来

但寛政元酉年より拾壹ヶ年目二而御普請

御組合入用金九拾九兩

一 右同断取繕御修復

文化七年五月より取掛同年十月出来

但寛政十二申年より十一ヶ年目

御組合入用金千貳百三拾五兩

一 右同断御普請

文化十一戌年正月より取掛同年九月出来

但寛政十二申年より拾五ヶ年目二而御普請

尤右年数之内前文之通文化七年年

取繕御修復有之

御組合入用金千貳百八拾七兩貳分貳朱

四谷御門外西之方

一 御本丸掛高榊并龍樋吹上掛高榊

其外共御普請

文政六未年御普請出来

但文化十一戌年より拾ヶ年目二而御普請

御組合入用金千五百六拾八兩貳分

一 御本丸掛吹上掛面掛樋御普請

文政七申年御普請出来

但文化十一戌年より拾壹ヶ年目二而御普請

此度相伺候而掛樋之儀文政七申年より

当未年迄拾貳ヶ年目二相成四谷御門外

西之方高榊之儀は文政六未年御普請

出来当未年迄拾三ヶ年目二相成申候

右之通り御座候以上

未二月

【2】

四月十二日三好吉之助ヲ以差越ス

御普請方

同十四日 同人江返却

御勘定所

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

御普請御組合入用金千五百六拾八兩貳分二而

文政七申年御普請致出来候内訳帳虫喰

損等二而相分兼候二付御書抜御差越有之候様

いたし度此段御掛合ニおよひ候

未四月

御勘定所

御普請方

【3】

四月六日神原孫之丞を以上ル

周防守殿

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高榊其外共御普請御組合入用之儀相伺候書付

泉本主水正

御本丸掛吹上掛玉川上水四谷御門外掛樋

高榊其外共御普請御組合入用之儀左二申上候

文政七申年

御本丸掛吹上掛懸樋御普請出来当未年迄拾貳ヶ年目

文政六未年四谷御門外高榊御普請出来当未年迄拾三ヶ年目二

相成申候

一金千貳百七拾九兩

一金千三百拾兩

差引

金三拾壹兩

地割棟梁元積

入札直段

地割棟梁元積之方安シ

## 体 裁

- 字詰めについて 本文は原本の字詰めで改行した。ただし「一つ書き」の2行目を1字下げにしなかったところもある。
- 行間について 「分かち書き」・「肩書き」にともなう行間調整ならびに字の大きさに変化をつけることはしなかった。
- 書き込みについて 文書のやりとりにもなう書き込み — 宛名・取次者・日付など — ，答下げ札は定型化したところもある。字の大きさ・朱筆とも本文と区別はしなかった。
- 往復あるいは各通文書の宛名・差出人が連記されている場合，原文には注記してある区別する線が省略されているものと解釈していただきたい。

## 用 字

- 漢字について 旧字体は現行字体（略字体）にした（例「檜→桧」）が、「嶋，榭，證」はそのままとした。
- 異体字について 「扣→控」のように正字にしたが，かんな：鉋，かすがい：銼，たが：笹はそのままとした（なおそれぞれの正字「鉋，銼，笹」の使用例は見当たらなかった）。
- 資料間の統一について 銼の糸が系，笹の巴が包の例もあるが統一した。また「はえ」は手へんが正字との見解もあるが「椋」で統一した。
- 慣用字について 据（すえる）を居，値段を直段，ノ（しめ・しめて）という当時の表記はそのままとした。ただし「より」，「にして・として」は正字にした。
- かなについて 「江：へ」「而：て」「ニ：に」はそのままとし，変体がなの類（例「者：は」「与：と」）はひらがなにした。
- 不明字などについて 不明字は□で示す。誤字は（ ），脱字は〔 〕で補うか，（ママ）とした。

## 絵 図

- 5件の資料に付随する絵図は全点掲載した。
- 伴う文書が不明の場合は綴られている文書間に配置した。

（集約：肥留間）

## 付属史料「玉川上水留」 凡例

資料番号：国立国会図書館では年号順に冊番号をつけているが、当時の簿冊のままではなく分冊製本している場合もあって、件数と冊数は一致しない。本報告書では1件を1資料として《資料1》～《資料53》とした。

翻刻資料：普請・修復の地区，対象施設，水理測量の観点から5件を選んだ。《資料3—四谷掛樋》《資料15—代官町本丸掛り》《資料18—西丸下役屋敷》《資料22—四谷石樋》《資料43—半蔵門・測量》の5件である。うち《資料22》は全工程の日記付きの全文を載せた。その他4件はおもに①それぞれの普請工事の仕様や技術，②全体の流れで《資料22》に欠けている部分を抄録した。

文書番号：上記5件には文書・記録の1点ごとに【1】【2a】【3付】……の番号をつけた。この番号は簿冊綴じ込み順のまま時系列に整理してはいない。表2-9に分類表示をしたので参照されたい。

# 付屬史料「玉川上水留」 目次

《資料3》	307
天保六未年五月より 御本丸掛吹上掛玉川上水四谷 御門外掛樋高榭其外共御普請一件 同七申年至八月 御普請方	
《資料15》	274
嘉永元申年 玉川上水 御本丸掛代官町土手上より 北桔橋外迄矢来式之榭 樋筋御普請一件 正月ヨリ十一月迄 御普請方	
《資料18》	236
嘉永三戌年三月より 玉川上水西丸下御厩掛井井 伝 奏屋敷掛其外樋榭 御普請一件 十一月迄 御普請方	
《資料22》	179
安政三辰年四月より 玉川上水四谷御門外南之方 御堀端通石垣樋御修復一件 御普請方	
《資料43》	142
慶応元丑年 御本丸掛吹上掛玉川上水 半蔵御門内外樋榭 御修復壹件帳 四月より 九月至 御普請方	

---

---

たまがわじょうすい い じ かん り ぎじゆつ び かんけいせい かん けんきゅう  
「玉川上水の維持管理技術と美観形成に関する研究」

(研究助成・一般研究 VOL. 21-No.117)

著 者 えいもり こうじろう かん き かずお ひるま ひろし  
榮森 康治郎・神吉 和夫・肥留間 博

発行日 2000年3月31日

発 行 財団法人 とうきゅう環境浄化財団

〒150-0002

渋谷区渋谷 1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03)3400-9142

FAX (03)3400-9141

---

---